大良町誌

中巻

四　手　網

太良町誌

中巻

三里分校（明治38年建築・昭和初期まで）

中尾分校旧校舎（大正時代）

大浦小学校（移転前の校舎・昭和初期）

多良小学校の合図鐘

西方院銅鐘

「肥前藤津郡　糸岐村三里　西方院

願主　方誉信西、正西　念佛衆中　〒旹寛文十三己十月十五日

爲法界利益　鋳師　三左衛門」と刻まれている。

三里分校の始業終業の合図鐘に使用されていた。

（太良町歴史民俗資料館蔵）

国定教科書

尋常小学修身書 巻1　児童用
昭和5年2月12日修正印刷
昭和5年3月8日翻刻発行
著作兼発行　文部省　定価4銭
（昭和5年2月17日、文部省検査済）

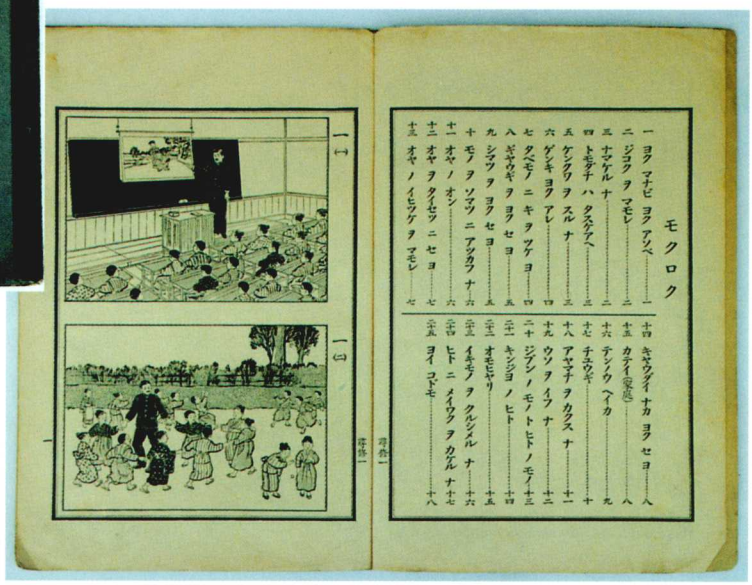

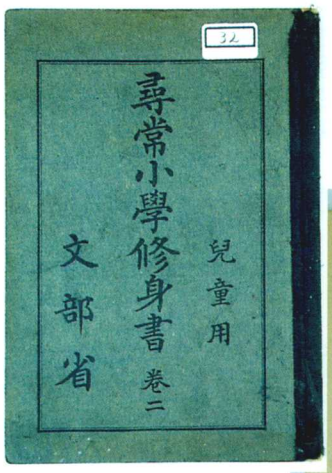

国定教科書

尋常小学修身書 巻2　児童用
昭和2年11月16日修正印刷
昭和2年12月17日翻刻発行
著作兼発行　文部省　定価6銭
（昭和2年11月22日、文部省検査済）

尋常小学修身書 巻３　児童用
昭和５年11月１日修正印刷
昭和５年12月22日翻刻発行
著作兼発行　文部省　定価７銭
（昭和５年11月６日、文部省検査済）

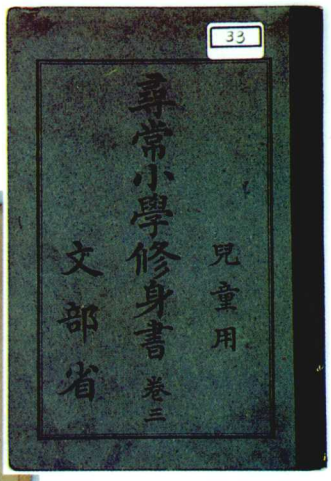

国定教科書

尋常小学修身書 巻４　児童用
昭和２年10月14日修正印刷
昭和２年11月17日翻刻発行
著作兼発行　文部省　定価８銭
（昭和２年10月19日、文部省検査済）

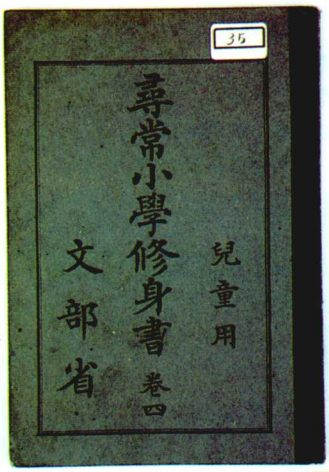

国定教科書

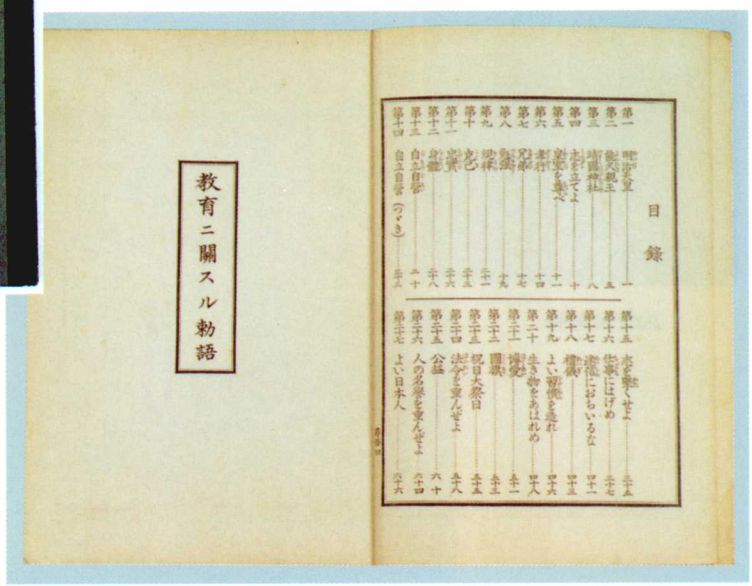

尋常小学修身書 巻5　児童用
昭和5年10月28日修正印刷
昭和6年1月7日翻刻発行
著作兼発行　文部省　定価8銭
（昭和5年11月6日、文部省検査済）

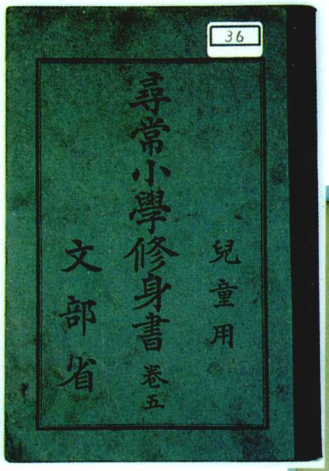

国定教科書

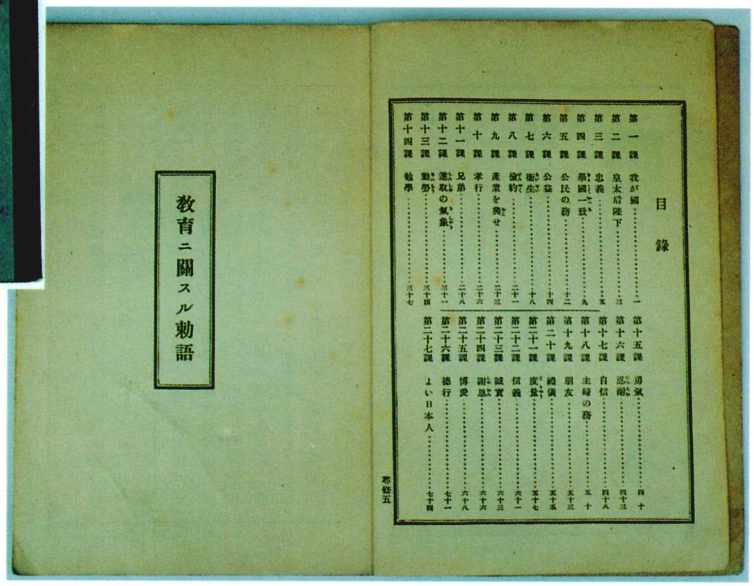

尋常小学修身書 巻6　児童用
昭和6年8月22日修正印刷
昭和6年10月17日翻刻発行
著作兼発行　文部省　定価8銭
（昭和6年9月1日、文部省検査済）

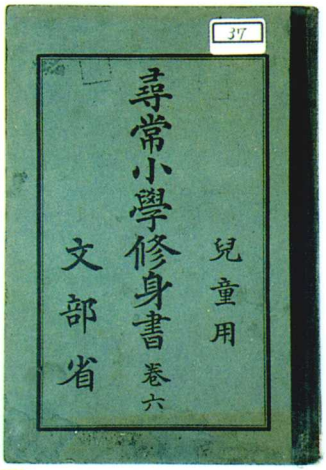

国定教科書

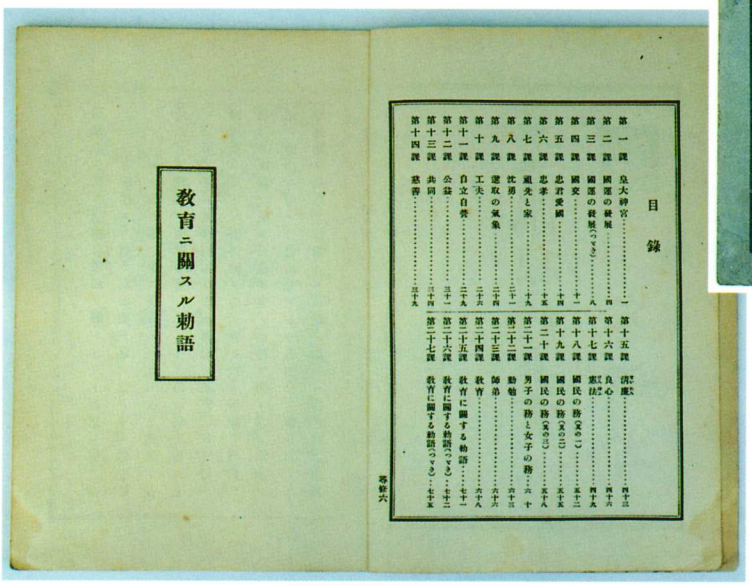

尋常小学国語読本 巻一
大正６年11月21日印刷
大正７年２月25日翻刻発行
著作兼発行者　文部省　定価７錢

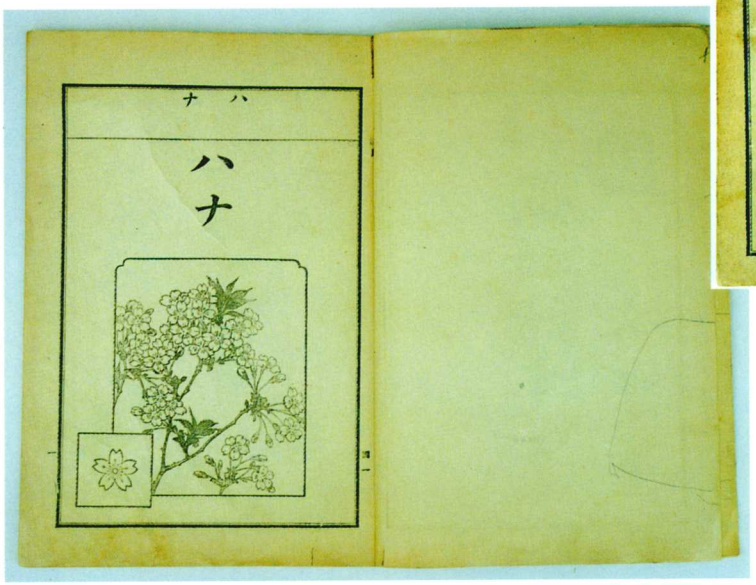

国定教科書

小学国語読本 巻一　尋常科用
昭和７年12月22日印刷
昭和８年２月９日翻刻発行
著作兼発行者　文部省　定価７錢

国定教科書

国定教科書

ヨミカタ 一

昭和16年２月７日印刷

昭和16年３月23日翻刻発行

著作兼発行者　文部省　定価19銭

国定教科書

新訂 尋常小学唱歌
第１学年用
文部省

表　紙

一、日の丸の旗

（歌　　詞）

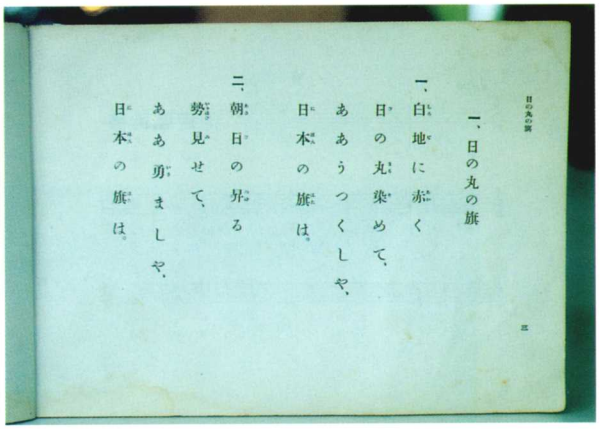

一、日の丸の旗

一、白地に赤く
日の丸染めて、
ああうつくしや、
日本の旗は。

二、朝日の昇る
勢見せて、
ああ勇ましや、
日本の旗は。

三、兵隊さん

（歌　　詞）

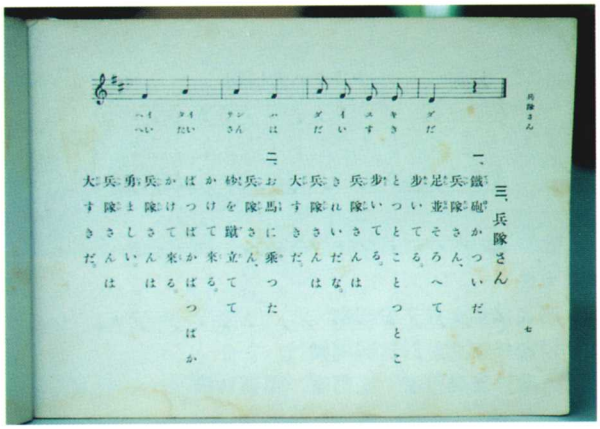

兵隊さん

一、鐵砲かついだ
兵隊さん、
足並そろへて
歩いてゐる。
とつとこ
とつとこ

二、お馬に乘つた
兵隊さん、
砂を蹴立てて
かけて來る。
ばつかばつかば
かけさんは
兵隊さんは
勇ましい
兵隊さんは
大きだ

三、兵隊さん
歩いてゐる
兵隊さんは
大きな
兵隊さんは
大きだ

新訂　尋常小学唱歌　第１学年用
昭和７年３月26日印刷
昭和７年３月30日発行
著作権者　文部省　定価金13銭

国定教科書

初等科音楽 四
昭和17年12月 2 日印刷
昭和18年 1 月 3 日翻刻発行
著作権発行 文部省 定価未

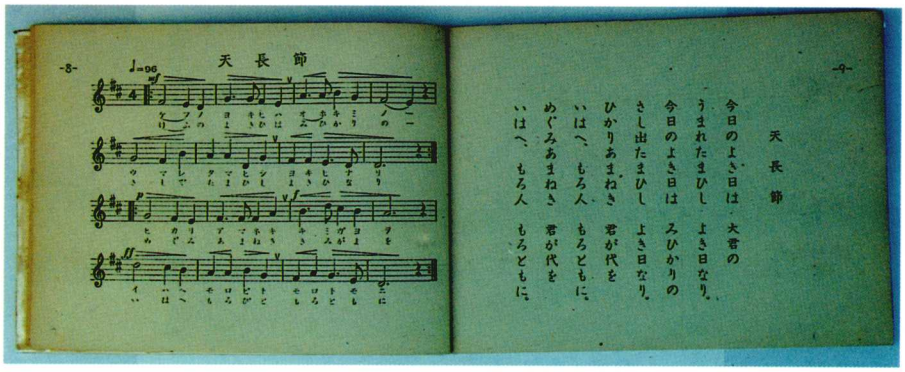

天 長 節

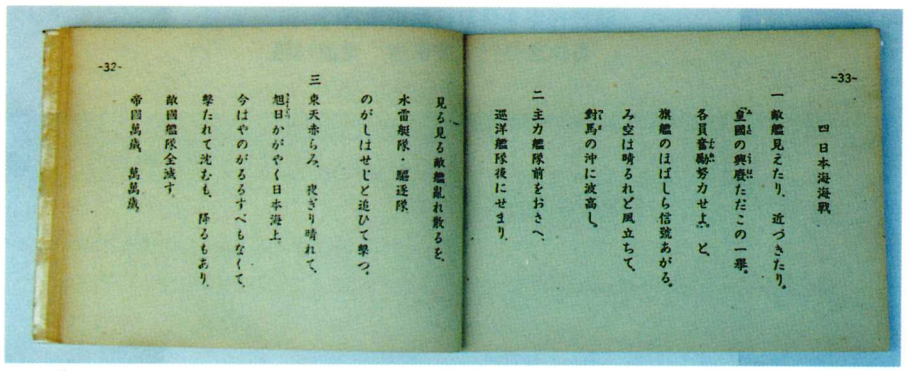

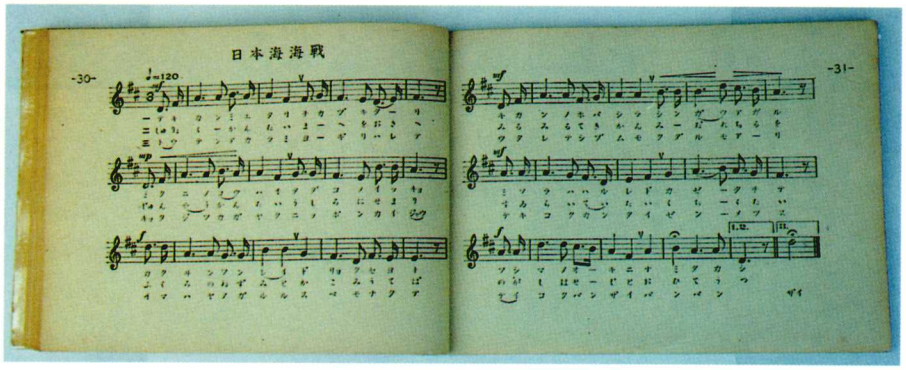

初等科音楽 四 日本海海戦

国定教科書

ウタノホン 上
昭和16年２月24日印刷
昭和16年３月31日翻刻発行
著作兼発行　文部省　定価13銭

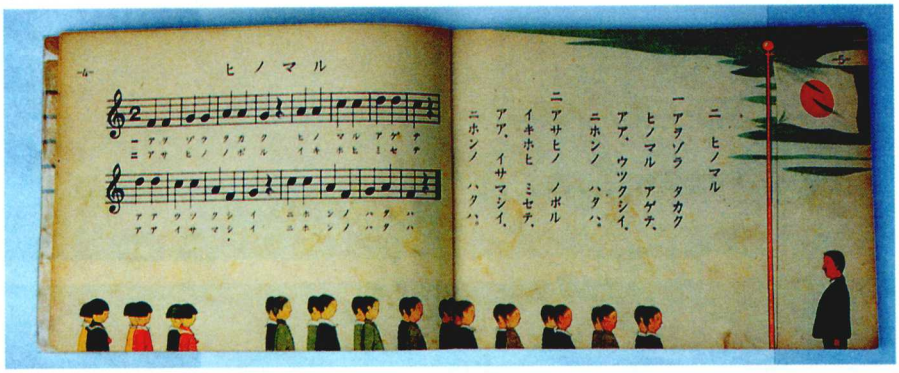

二、ヒノマル

創刊の辭

公民館長　中江八束

ゆたたり創刊を喜ぶ

沖森源一

祝辭

鵜島直樹

公民館日誌をつゞる

中村智利

太良町公民館報「ゆたたり」創刊号

多良嶽上宮南下の六体地蔵菩薩立像

多良嶽上宮入口鳥居横から一の宮に行く道のほぼ多良嶽上宮の下あたりの切り立った岩壁の下に、六体の舟形光背付一石造りの地蔵尊立像が立っている。

左より、天上道（如意を持つ）、人間道（柄香炉を持つ）、修羅道（香炉を持つ）、畜生道（合掌）、餓鬼道（明鉢を持つ）、地獄道（左手に宝珠、右手に錫杖を持つ）の六体の地蔵で、それぞれ六道を救済する地蔵である。

宝珠と錫杖を持つ地蔵を延命地蔵とも呼び、よく造立されている。

天　上　道

人　間　道

修　羅　道

畜　生　道（宝性地蔵）

餓　鬼　道

地　獄　道

釈迦如来立像（波瀬ノ浦辻家蔵）

石造六地蔵（竹崎観世音寺）

五　輪　塔（牟田）

権現坂の阿字塔（亀ノ浦）

円満寺の鐘楼

誓願寺の山門

鍬

板鍬

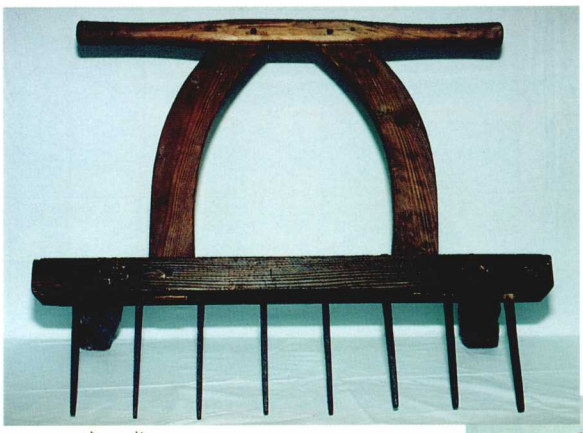

馬鍬

千歯（麦用）

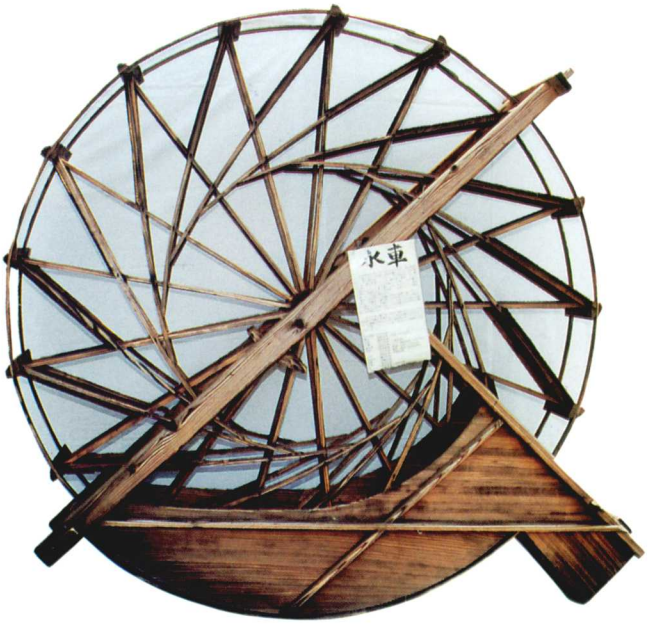

水　車（足踏み用）

大八車（車力（しゃりき））

荷馬車（左のテキと後車輪のツキノワ（月ノ輪）ヒアシ（日足）の一部が欠落している）

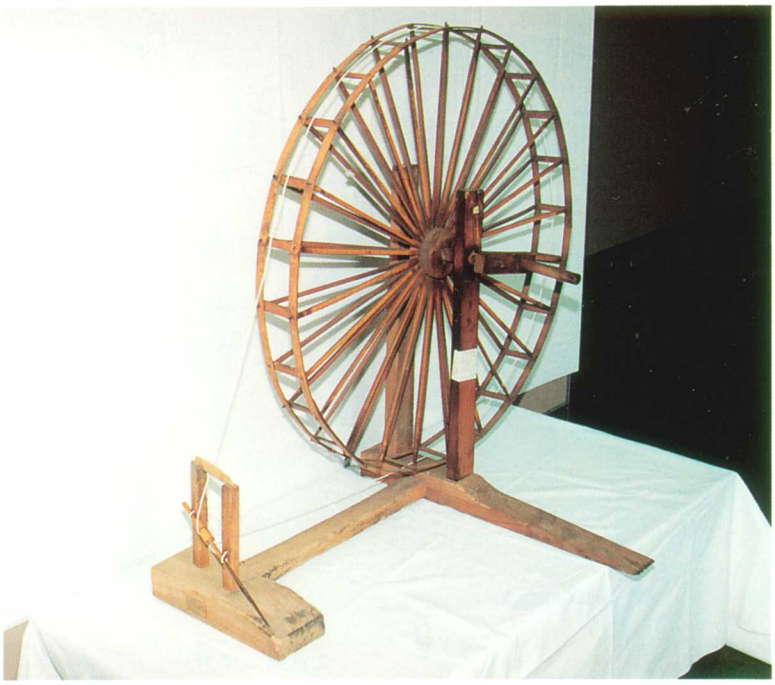

もめん車

陣八笠（じんばちがさ）と蓑（みの）

鬼歯（どんじ）

糸岐地方浮立獅子面

男面

女面

初期の潜水用　カブト

大正12年（1923）頃のもの。寄贈者荒木竹光氏の父親荒木竹雄氏が当時の有志と共にロンドンから取り寄せ、親子二代にわたって使ったもの

有明海漁業実況絵巻（全３巻）
佐賀県立博物館所蔵（写　本）

くらげ網

あみとり

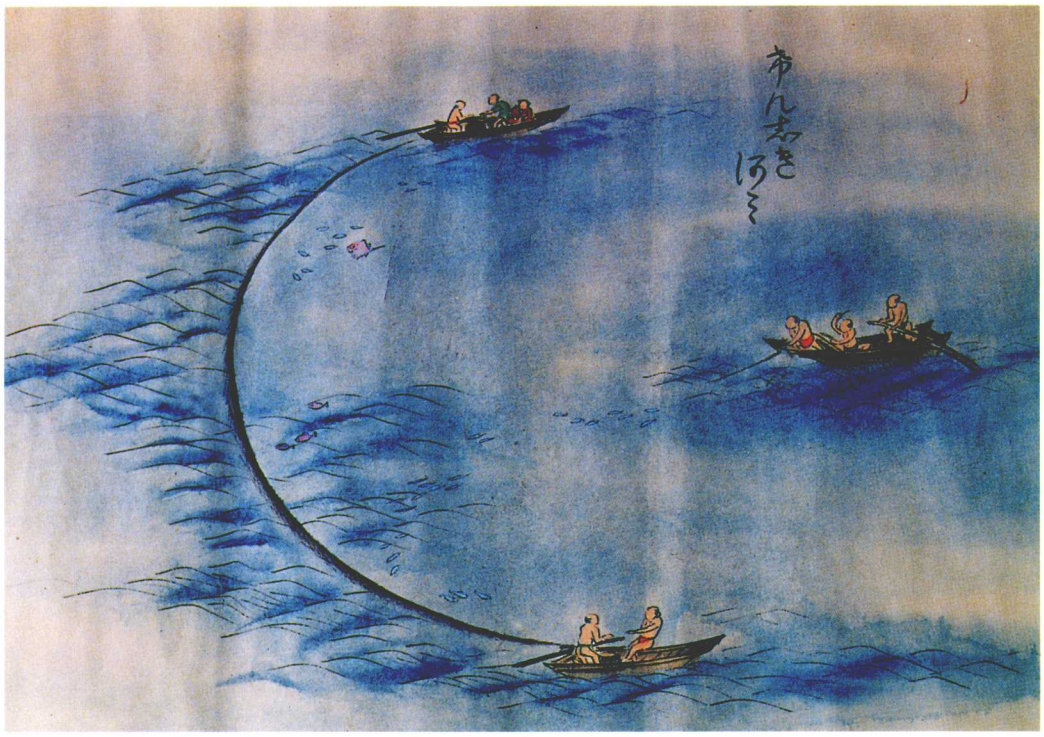

げんしき網

投　げ　網

しゃっぱふみ

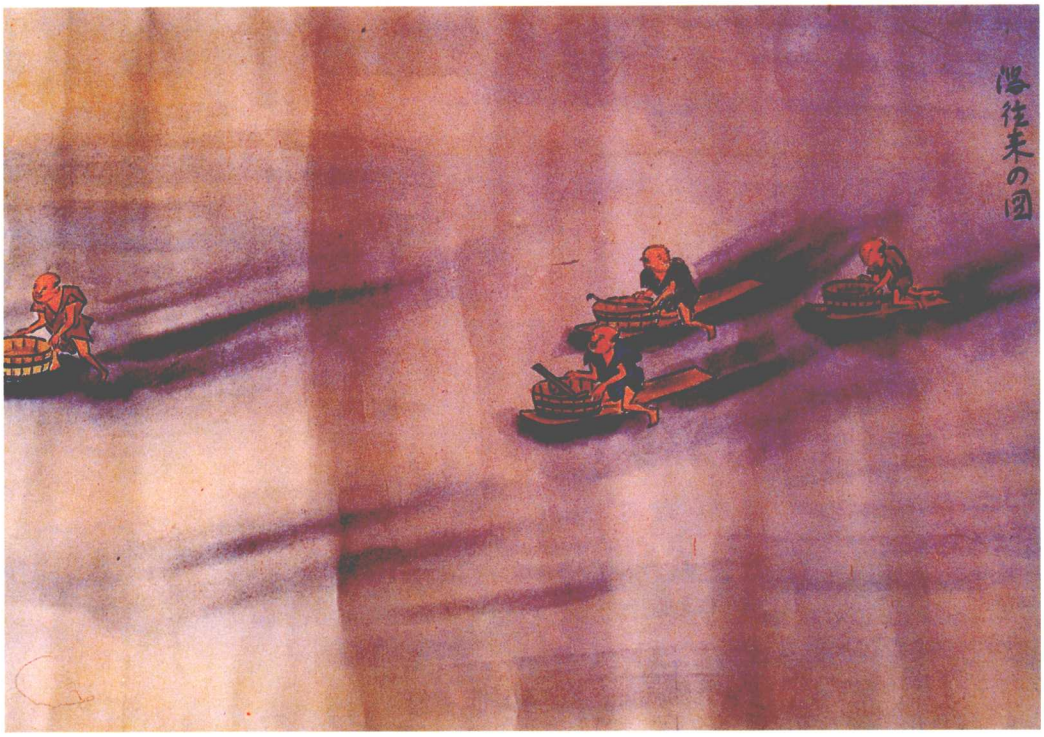

潟往来之図

わらすぼかき

むつかけ

海たけねじ

凡　　例

1．この巻は、「太良町誌」のうちの中巻である。

2．項、目の表示については、編、章、節とし、それぞれの内容に応じてⅠ・1・⑴・①とした。

3．「太良町誌」が、町民はもとより、できるだけ多くの方々に親しんでいただくため、努めて平易に記述するようにし、表現は原則として次の方法によった。

⑴　文章はできるだけ当用漢字、現代かなづかい及び送りがなによる平易な口語体とし、固有名詞（人名・地名等）や、特殊の文字、語句にはできるだけ、ふりがなをつけるようにした。

⑵　鳥獣や花木の名称はカタカナを用い、当用漢字で表記した方がわかりやすい場合はそれによった。

⑶　歴史的名辞（歴史用語）は原則として一般的に使用されている言葉に統一した。

⑷　歴史上の人名等については歴史的通称を用い、そのほかの名称で併せて記入する必要のある場合は、その横に（　）を入れて付記した。

⑸　本文中の人名等、敬称は原則としてすべて省略した。

⑹　年紀の表現は、日本年号を用い、その横に西暦年を（　）書きした。

⑺　数量については千単位を，でくぎり、億・万の単位語をつけた。

⑻　単位記号はメートル法による表示とし、活字は1字分で組みこむようにした。

4．本文あるいは注書中に諸資料名をあげる場合は『　』の二重かぎ括弧でくくり、引用文については、「　」で示し、活字も1～2級小さくした。

5．読者の印象を深め、理解しやすく、親しみやすいものにするため、できるだけ多くの写真、図表等を入れ、必要な注釈を加えた。

6．各種統計は一部の例外を除き原則として、平成3年度末とした。

中巻　目　次

Ⅰ　学校教育編……　1

Ⅱ　社会教育編……　157

Ⅲ　文　化　編……　225

Ⅳ　民　俗　編……　351

Ⅴ　宗　教　編……　475

Ⅰ　学校教育編

知新小学校跡の碑

知新小学校は、明治５年「学制」頒布により、太良町内に設けられた最初の小学校。

多良村字片山に明治６年１月開校、翌７年字蝶園橋に移転し、多良小学校となる。この碑は、開校100周年を記念して、多良小学校校庭一隅に建立された。

執筆者　荒　田　　巧

目　　次

第一章　近代教育のあゆみ…… 7
第一節　幕末・維新期の教育…… 7
Ⅰ　武家の教育…… 7
Ⅱ　庶民の教育…… 8
Ⅲ　女子の教育…… 11
第二節　初等教育の推移…… 11
Ⅰ　近代教育制度の創始…… 11
1．学制頒布…… 11
2．学区制の施行…… 12
3．小学校の設立…… 13
4．明治初年の多良、糸岐の学校教員…… 15
5．教科と教科書…… 16
Ⅱ　近代教育制度の確立と整備…… 19
1．教育制度の変遷…… 19
2．義務教育の実施…… 19
3．私立興仁小学校設置計画…… 20
4．明治中期の町内小学校とその変遷…… 22
(1)　多良地区内の小学校…… 23
①　多良小学校…… 23
②　川原分校…… 26
③　中山分校…… 28
④　伊福小学校…… 29
⑤　糸岐小学校…… 33
⑥　三里分校…… 33
⑦　中尾分校…… 35
(2)　大浦地区内の小学校…… 39
①　大浦小学校…… 39
②　竹崎分校…… 41
③　津ノ浦小学校…… 42
5．国民教育と教育勅語…… 45
6．義務教育年限の延長…… 47
(1)　小学校令の改正…… 47

(2) 小学校の教科目と週時間数…… 47
7．学務委員制度と教育財政…… 49
(1) 学務委員制度…… 49
(2) 教育財政…… 51
① 教育方針…… 51
② 授 業 料…… 51
③ 教員給料…… 52
8．明治時代の小学生…… 53
(1) 家業の手伝い…… 53
(2) 学校生活と遊び…… 54
(3) 学校行事…… 55
Ⅲ 教育制度の拡充…… 55
1．新教育運動…… 55
2．教育政策と国民感情…… 57
3．経済不況と学校教育…… 57
Ⅳ 戦時下の学校教育…… 58
1．教科書の改訂…… 58
2．国 民 学 校…… 60
3．学生生徒の戦時動員…… 68
4．児童の勤労奉仕と日常生活…… 68
5．分散授業と空襲…… 69
第三節 青 年 教 育…… 70
Ⅰ 補 習 教 育…… 70
1．夜 学 校…… 70
2．実業補習学校…… 71
Ⅱ 公民学校と青年訓練所…… 71
Ⅲ 青 年 学 校…… 72
1．青年学校の教育…… 72
2．多良村興村塾道場…… 75
第二章 現代教育の進展…… 78
第一節 教育制度の整備充実…… 78
Ⅰ 新学制の発足と定着…… 78
1．教育における戦後処理…… 78
2．新教育制度と初等教育…… 85
3．へき地教育の振興…… 87

4．新制中学校…… 88
(1) 発足当初の中学校…… 88
(2) 校舎の建設…… 90
① 多良中学校…… 90
② 大浦中学校…… 91
(3) 中学校の運動場と体育館建設…… 92
① 多良中学校…… 92
② 大浦中学校…… 93
(4) 中学校の職業教育…… 93
① 農業実習…… 93
② 学 校 林…… 94
③ 農繁休業…… 95
(5) 中学校卒業生の進路…… 95
① 高校進学…… 95
② 就　　職…… 96
5．幼 児 教 育…… 98
(1) 幼児教育の概要…… 98
(2) 大浦幼稚園…… 98
(3) 多良幼稚園…… 99
6．学 校 給 食…… 99
(1) 栄養補給給食…… 99
(2) 学校給食法の制定と牛乳給食…… 100
(3) 完全給食の実施…… 100
Ⅱ 後期中等教育の拡充…… 103
1．旧制中等学校…… 103
(1) 佐賀県立鹿島中学校…… 103
(2) 佐賀県立鹿島高等女学校…… 103
(3) 鹿島立教実業学校…… 104
2．佐賀県立太良高等学校の設置…… 104
(1) 町内中学校卒業生の進学状況…… 104
(2) 高校誘致の促進と開校…… 105
(3) 太良高等学校生徒の活動状況…… 108
第二節 新教育の推進体制…… 109
Ⅰ 教育行政機構の変革…… 109
1．教育委員会制度…… 109

(1) 公選制教育委員会…… 109
(2) 任命制教育委員会…… 110
Ⅱ 教育振興対策…… 112
1．学校施設設備の整備…… 112
(1) 教育諸条件の改善充実…… 112
(2) 町村合併後の学校施設の整備…… 113
2．太良町教育振興会…… 115
3．育英資金制度…… 116
Ⅲ 学校教育に対する町民の協力…… 119
1．Ｐ Ｔ Ａ…… 119
(1) ＰＴＡの結成…… 119
(2) ＰＴＡの活動…… 119
(3) 各ＰＴＡの学校援助…… 120
(4) 各ＰＴＡの表彰歴…… 121
2．７・８災害と大浦小学校の復興…… 123
(1) 大災害の発生と学校の被害…… 123
(2) 復旧作業…… 125
(3) 授業再開…… 125
(4) 新校舎の建設…… 126
(5) 環境整備の促進…… 126
附 学校沿革誌
① 多良小学校…… 129
② 三里分校…… 133
③ 中尾分校…… 135
④ 中山分校…… 137
⑤ 伊福分校…… 138
⑥ 大浦小学校…… 139
⑦ 多良中学校…… 143
⑧ 大浦中学校…… 148
⑨ 太良高等学校…… 152

第一章　近代教育のあゆみ

第一節　幕末・維新期の教育

Ⅰ　武家の教育

近世学校の発端は室町時代にも認められるが、それは公家貴族、僧侶、上層武士のためのものであった。一般に教育が施されるようになったのは江戸時代からである。

江戸時代は封建社会の構造に基づいて、士農工商の身分制度が確立して、武家と庶民の二つの階層に区分されていた。従って、教育機関もそれぞれ独自の形態に分かれており、武家のためには官学や藩学が設けられていた。

武家は封建社会の支配者であり、また指導者としての地位を保っていた。その地位を保持する上から、それにふさわしい高い水準の教養が求められていたのである。藩主は自らの学問のため儒学者や兵学者を招いて講義させていたが、重臣たちにも聴講させたりした。しかし、これは制度としての教育機関ではなかった。

江戸幕府直轄の文教施設、いわゆる官学で最も大きな組織と高い地位にあったのは、「昌平黌(しょうへいこう)注(1)」であった。ここでは専ら幕府の直参(じきさん)である旗本(はたもと)、御家人(ごけにん)の子弟の教育に当たっていたが、その後次第に拡充され、諸藩の家臣などにも就学の道を開いたので、藩士の中から俊秀な者を選んで、ここに留学させる藩も多かった。当地方からも佐賀、小城、蓮池、鹿島、唐津の各藩の家臣が、大勢ここで学んでいる。(「佐賀県教育史」)

後年になると、諸藩は幕府にならって地元に学問所を設けたり、家来を家塾に通わせたりするようになった。また、城下に学校を整備して儒学者を招き、子弟の教育に努めるようになった。これが藩校である。藩校には、漢学中心の家塾や私塾に起源をもち、後に藩直轄の学校として拡充整備されたものが多い。教育内容も次第に拡充され、漢学の他に国学、洋学、西洋医学などを加えて近代化されていった。また、武芸の教育も行われ、文と武の施設を併せ持つものも多くなり、藩士のための総合的教育機関としての性格をもつようになった。

九州では佐賀の弘道館、熊本の時習館、鹿児島の造士館などが著名である。近くでは鹿島の弘文館と明倫堂、諫早の好古館などがあった。わが諫早領（佐賀藩親族諫早領）においては、天明３年（1832年）に開校し、「好古館」と名づけられた。「好古館文芸所掟」には、次のようなことが定められていた。

注(1)　昌平黌　江戸幕府がつくった学校。江戸学問所、昌平坂学問所ともいわれ、江戸（東京）の湯島にあった。幕府の家臣やその子弟に朱子学を教えたところ。

「士族卒之子弟教育方法
士族卒ノ子弟ハ必ス好古館ニ入学シ文武両道ヲ学習セシム　然レトモ強(しい)テ之ヲ干渉セス家塾或ハ寺子屋ニ於テ修学セシムルモ敢テ法度(はっと)ノ問フ所ニアラス　尤(もっと)モ武芸ヲ学ハサルヘカラス」

と記されており、士族の子弟は藩校で学ぶことを原則としながらも、強制はされていなかった。当時、諫早領の在郷武士として多良村に約131人、大浦村に約69人ぐらい居住していたが、その子弟達は遠隔地のため好古館に入学することなく、地元の私塾などで学ぶ者が多かったと思われる。

（参考）鹿島藩学制

○士族卒ノ子弟教育方法

士族ノ子弟十五歳未満ノ者及ヒ一等卒ノ長男ハ必ス藩立附属校ニ通学スルヲ以テ制トス　一等卒ノ二三男及ヒ其他卒族ノ子弟ニ通学ヲ禁スルニ非ス　措テ間ハサルナリ　若シ距離遠隔ノ者ハ各自ノ便宜ニ隨ヒ家塾寺子屋等ニ入ルニ任ス　而シテ四等士族以上ノ子弟及ヒ五等士族ノ長子十五歳以上ニ至レハ遠隔ノ者ト雖トモ必ス之ヲ寄宿舎ニ入レ　本校ニ於テ修学セシメ　毎月在校ノ時日ヲ計算シ　各半食ノ料米ヲ給シ　其ノ業進歩ノ者ヘハ菜代且本食料ヲ與フルナリ四等士族以上ノ長子ハ三年以上　其他ハ二年以上ヲ定期トス　若シ貧困或ハ事故アリテ寄宿スルヲ得サル者ハ特ニ之ヲ許シテ通学セシム　其才学俊秀ノ者ハ特ニ撰抜シ相当ノ学資ヲ給シ他国ヘ遊学セシメ　或ハ私費ヲ以テ遊学ヲ願フ者ハ其学識ヲ試験シ相当学資ノ半額ヲ給シ之ヲ許スコトアリ　一般ノ士族及ヒ一等卒ハ毎月六回ノ定日ニ寄宿生ト通学生ト相與ニ講堂ニ於テ皇漢学ノ講義ヲ聴聞セシム　但シ二等卒以下ハ各自ノ意向ニ任スト雖モ　十四歳以上ハ組頭（小隊長ノ如キ者之ヲ物頭ト云）之ヲ督促シ柔術棒并ニ捕縛術等ヲ学ハシム

○平民ノ子弟教育法

平民ノ子弟ハ学問ニ従事スルヲ禁スルニ非ス　亦藩学校ニ入ルヲ許サス　多ハ家塾寺子屋等ニ就テ之ヲ学フ　其熟否ノ如キハ各自ノ意向ニ任シ　敢テ干與スル所ニアラスト雖モ　若シ奇才ノ賞スヘキ者アルトキハ　則チ更ニ之ヲ抜テ相当職ヲ命シ　或ハ任職中之ヲ禄シ　或ハ一代或ハ終身或ハ一級ヲ進メ　且世襲セシムルモノナリ

○家塾寺子屋設置ノ制度

何人ニ限ラス家塾寺子屋ヲ設ルハ各自ノ望ニ任セ　奉行郡宰等之ヲ問ハス　但シ藩学ノ正課時間其従事スヘキ生徒ヲ禁ス

Ⅱ　庶民の教育

江戸時代の中期になると、学問が地方にも普及してきた。庶民自身の自覚が高まるにつれて、庶民のための教育機関も次第に備わるようになり、寺子屋が全国的に発達し、庶民子弟の教育機関として普及するようになった。寺子屋は近世半ば、享保期（1716～1736）を過ぎた頃から設けられ、明和・安永（1772～1781）頃から幕末にかけて、全国的に普及していった。幕末に

は佐賀県にも約450の寺子屋や私塾があった。(『佐賀県教育史』『日本の教育』)

諫早領の掟(おきて)によれば、「家塾寺子屋等設置の制度」として次のように定められている。

「家塾寺子屋等ヲ設置セント欲スル者ハ、他ノ検束ヲ受ケス何人タリ共自由ニ開設スルヲ得ル」

寺子屋は、藩校のように高度な学問を授けるものではなく、庶民が日常的に必要な、実用的読み書きを学ぶ所で、6、7歳から12、3歳ぐらいの子供を集めて、一人の師匠が個別指導をする所であった。文字の手習いが主であったが、読み方や算盤(そろばん)を使って加減乗除の基礎を学ぶ者もあった。中には四書五経(ししょごきょう)の読み方に進む者もあり、程度は一定していなかった。注(2)

寺子屋の師匠は武士、僧侶、神官、医師、浪人などいろいろであったが、世人の師匠に対する評価は極めて高く、尊敬されていた。塾の師匠は一人の所が多く、自ら寺子屋の経営者でもあった。この人達は自分の邸宅の一部を提供して寺子屋としたものもあり、近所の人から依頼されて、仕事のかたわら子供達を集めて手習いを教える者もあった。いずれも純粋の教育愛、奉仕的精神からであった。もっとも、明治維新後は禄を失った武士が師匠となった例も多い。

諫早領の庶民教育についての考えは、次の文書によく表されている。

「平民之子弟教育方法

平民ノ子弟ハ農商工ノ別ナク父兄ノ意匠(いしょう)ニ放任シ家塾、寺子屋ニ於テ修学スルノミニテ、領主官立ノ学校ニ入学ヲ許サス　加之(しかのみならず)ス農民杯(はい)ハ苟(いやしく)モ子弟ニシテ少シク筆算ヲ知ラシメバ家業ニ疎(う)トム　其父兄ニシテ却(かえつ)テ之ヲ嫌忌(けんき)スルノ風アリ　故ニ平民一般ニ付之(これを)概言スレハ教育令御発行以前ハ平民ニシテ筆算ヲ知者(しるもの)十中其一ニ居ラサル也」

と記されている。即ち、好古館への入学は許されず、志ある者だけが、近くの私塾や寺子屋に通うという有様であった。藩では庶民の教育を奨励するどころか、学問をすれば家業をおろそかにするという心配をしていたようである。また、父兄も学問を嫌忌する風潮もあって、就学率は極めて低かった。

しかし、幕末から明治初年にかけて、農漁村にも私塾や寺子屋が開設されるようになり、明治5年(1872)の学制頒布(はんぷ)の素地が培われていった。

明治初年、太良町内にも次のような教育施設が設けられていた。(「佐賀県教育50年史」)

注(2)　四書五経　儒教の教えを説いた書物で、論語、孟子、大学、中庸を四書といい、易経、書経、詩経、礼記、春秋の五つの書物を五経という。

太良町内の寺子屋・塾（佐賀県教育五十年史及び佐賀県立図書館資料）

名称 種別	時習学舎	寺子屋	寺子屋	寺子屋	寺子屋	寺子屋	塾	塾
学科 内容	習字、漢学				読書、習字		珠算	漢学
所在地	糸岐村	糸岐村	糸岐村	糸岐村	多良村	多良村片山	多良村	多良村 瑞古賀
開業	弘化4年 (1847)	寛政2年 (1790)	天保元年 (1830)	天保10年 (1840)	弘化2年 (1845)			
廃業	明治5年 (1872)	文化14年 (1817)	万延元年 (1860)	明治元年 (1868)	文久2年 (1862)	明治4年 (1871)		
生徒数	男45 女15 計60	男40 女10 計50	男20 女10 計30	男40 女15 計55				
教師名	石井南凱	中西忠良	浦柳儀兵衛	馬場久佑	村岡幸右衛門	森佐内 野田六郎	江口五郎	江口孚古
身分	士	士	平民	士	士	士		神官

備考　生徒数の調査年度不明、大浦地区については資料なし。

○**石井南凱は佐賀の人**。糸岐の大庄屋深見佐右蔵の懇請により糸岐に移って塾を開く。墓は小田の墓地に在る。明治9年（1876）2月17日歿す。

○**江口孚古は荒穂神社の神官**。通称徳左衛門という。

○**森　左内は早垣の人**。諱は渉良・通称左内。

○**森　左内墓碑銘**

「枕泉亭睡翁円信居士、翁姓ハ森、諱（いみな）ハ渉良、通称左内、肥前国藤津郡早柿村ノ人、父ハ次左衛門ト称シ、諱（いみな）ハ某、農ヲ業トシ、家道ヲ寝興ス、翁ハ少ニシテ父ヲ喪（うしな）ヒ、倹勤辛苦シ益々其ノ業ヲ盛ンニス、後居ヲ尾辺田村ニ移シ田ヲ致スコト凡ソ二百町余、人ト爲リ温厚篤実ニシテ恵心アリ、郷閭（きょうりょ）其ノ澤ヲ被ルコト河ノ潤スガ如シ、砲術及ビ算法ヲ善（よ）クシ、旁ラ猿楽（さるがく）ヲ好ミ、是ヲ以テ楽ミト爲ス、明治11年戊寅（つちのえとら）11月21日病ヲ以テ歿ス享年64、宅後ノ邱（おか）ニ葬ル（以下省略）

明治己卯（つちのとう）11月　草葉廉撰并書」（原文は漢文）

○**江口五郎塾で学んだ人**。

多良村役場収入役（明治30.1.14～34.1.13）池田三治

○**江口孚古塾で学んだ人**。

多良村役場助役（明治30.2～32.1）西村三代太郎

（「太良町のあゆみの記録」）

大浦村、田古里村、竹崎村についての記録は見当たらず、全く不明であるが、当時藤津郡内各村に数個所ずつ設けられていることから推察すると、大浦地区にもいくつかの塾や寺子屋が開設されていたことは確かであろう。当時の郡内の状況は次のとおりである。

寺子屋の開設数（『佐賀県教育史』）

鹿島村　8	古枝村　4	五町田村　5	嬉野村　10	多良村　6
能古見村　4	浜　　町　11	久間村　4	吉田村　2	

このように幕末から明治初年にかけて、一般庶民のための教育機関が存在していたことは、維新後の初等教育発展の基盤となり、塾が発展的に小学校になるなど、新制度下の小学校の設置、普及の母体となったのである。

Ⅲ　女子の教育

江戸時代の封建社会では、武家では主従関係が重視され、一般家庭では男性中心の生活であった。従って、女子の教育はこのような人間関係を基にして考えられていた。女子は男子のように学問による高い教養は不必要で、ただ女子としての心得を学べば足りると言われていた。ただ家庭の中の女子として、また妻としての教養が重んじられ、躾けや炊事、洗濯、裁縫などについて、母親から教えられる程度であった。また、お屋敷奉公や女中奉公を通じて行儀作法を学ぶことも重視されていた。

女子には「読み書き」など必要ないという伝統的な女子教育観は根強く、寺子屋などで学ぶ者は、上流家庭の極く一部の子女に限られていた。このことは、明治維新後も長い期間に亘って、女子の就学率が男子に比べて遙かに低かったことでも理解できる。学制頒布後の学校教育については後で述べるが、明治、大正はもちろん、昭和時代になってからも、子守りしながら登校する女子が多かった。当時の農村の生活から考えると理解出来ないこともないが、女の子は子守りするのが当たり前で、勉強を軽視されていたと言っても過言ではない。しかし、為政者と教育関係者の努力によって、時代の進展と共に女子の就学率も次第に向上し、明治末期には男子と大差ないまでになった。

第二節　初等教育の推移

Ⅰ　近代教育制度の創始

1．学制頒布

明治開国後の日本にとって焦眉（しょうび）の課題は、「富国強兵」によって世界の国々に互していける近代国家へ飛躍することであった。この課題に対して、政府は「殖産興業」の充実を図ること

が急務であると考え、そのために旧来の教育観念を一掃して、近代学校の創設に力を入れたのである。

江戸時代には士族のための藩校と、庶民のための寺子屋があったことは前述したとおりで、身分によって学校が分かれていた。この弊を打破し、統一された近代的小学校へ発展する基になったのが「学制」の頒布(はんぷ)である。これによって一元的単線的な学校形態へと大改革が行われたのであるが、このことは四民平等、即ち士農工商の権利の平等を唱えた明治政府として当然の改革であった。

政府は明治4年（1871）7月、太政官布告によって文部省を設置し、近代学校制度の立案に着手したのである。まず、先進欧米諸国の状況を視察させ、それを参考として明治5年（1872）8月、「学制」を頒布した。

『学事御奨励に関する被仰出書』によれば

「（前略）～自今以後一般の人民（華士族卒農工商婦女子）必ス邑(ゆう)ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメンコトヲ期ス、人ノ父兄タルモノ宜シク此意ヲ体認シ　其愛育ノ情ヲ厚クシ　其子弟(したい)ヲシテ必ス学ニ従事セシメザルモノナリ」～（中略）～
「幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク　小学ニ従事セシメザルモノハ　ソノ父兄ノ落度タルベキコト」
（法令全書　明治5年）

と規定し、職業や貧富の差、その他家庭の事情などにかかわらず、すべての国民が父兄の責任において、その子弟を就学させるように戒めている。今まで一部の者だけの学問であったものを、これからの新しい時代に即応して、学問こそ身を立て産を治め、業を盛んにする財本であるから、これからは村にも家庭にも不学の人がいないようにすること。父母はその子弟に必ず学問をさせなければならないと命令を出した。

これは未だ義務教育制度ではなかったけれども、わが国にとって画期的な教育施策であり、近代学校制度の始まりである。

2．学区制の施行

政府は新しい教育制度を具現化するため、明治6年（1873）地方教育行政制度として「学区」を設定した。

それは全国を8つの大学区に分け、さらに1大学区を32の中学区に、また1中学区を210の小学区に細分して、それぞれに大学、中学校、小学校を設ける仕組みであった。（『佐賀県教育百年史』）従って、小学校の数は全国で5万3,760校となるわけであるが、当時としては実現不可能な空想的数字であった。しかし、各地方とも万難を排して小学校の設立に努力し、今の太良町内でも明治7年（1874）までに、寺子屋と大差ないようなものではあるが、知新(ちしん)小学校

をはじめとして七つの小学校が設けられている。

佐賀県は九州各県と共に第6大学区に属し、明治7年（1874）初頭までに小学区が設定されているが、その後、幾度か変わっている。明治8年（1875）の改正で、藤津郡は第7中学区の第11小学区と改められ、多良村、糸岐村、大浦村は第5小区となった。明治9年（1876）6月、長崎県に編入されてから、現在の太良町は第7中学区（本部鹿島）第5小区となっている。

明治五年八月三日文部省布達（抜萃）

「**学制**

第一章　全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ

第二章　全国ヲ大分シテ八大区トス　之ヲ大学区ト称シ毎区大学校一所ヲ置ク

第五章　一大学ヲ分テ三十二中学区トシ之ヲ中学区ト称ス　区毎ニ中学校一所ヲ置ク　全国八大区ニテ其数二百五十六所トス

第六章　一中学区ヲ分テ二百十小区トシ之ヲ小学区ト称ス　区毎ニ小学校一所ヲ置ク　一大区ニテ其数六千七百二十所全国ニテ五萬三千七百六十所トス

第二十一章　小学校ハ教育ノ初級ニシテ　人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス　之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ　然トモ均ク之ヲ小学ト称ス　即チ尋常小学　女児小学　村落小学　貧人小学　私塾幼稚小学ナリ

第二十七章　尋常小学ヲ分テ上下二等トス　此二等ハ男女共必ス卒業スヘキモノトス

第二十九章　中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ　分テ上下二等トス　二等ノ外工業学校　商業学校　通辨学校　農業学校　諸民学校アリ　此外廃人学校アルヘシ

第三十八章　大学ハ高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校ナリ　其学科大略左ノ如シ
理学　化学　医学　数理学

第三十九章　小学校ノ外師範学校アリ　此校ニアリテハ小学ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス　当今ニ在リテ極メテ緊急ナルモノトス　此校成就スルニ非サレハ小学ト雖トモ完備ナルコト能ハス　故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小学教師タル人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス」

（法令全書　明治五年）

その後、明治12年（1879）9月から教育令施行によって学区制が廃止され、学校設置、維持の単位は町村単位となり現在に至っている。

3．小学校の設立

学制頒布によって各村に小学校が設置されるようになったが、当初は校舎も満足すべきものではなく、従来の寺子屋や農家の倉庫、小屋などを利用したものが多く、学校とは名ばかりの粗末なものであった。

このような状態は当地方に限ったことではない。明治9年（1876）現在の県内小学校数は

274校であったが、校舎の状況は、旧民家43.7%、新築27.6%、旧寺院11.8%、旧学校・蔵など5.7%、寺院3.9%などであった。形ばかりの教室一つに教員一人というのが多く、黒板もなく、机なども各自持参するという有様であった。教員の任用も容易ではなく、従前の寺子屋師匠と大差はなく、藩校・郷学校・私塾等で勉学した者を採用した。従って種々雑多な職種から転じた者で、寺子屋師匠の遺風を強く踏襲し、教授方法も種々様々であった。

ところで、学制に基づく小学校の設立には幾多の阻害要因が重なって、大変困難な事業ではあったが、佐賀県でも明治6年（1873年）3月、伊万里の「啓蒙舎」が開校したのを初めとして、7年（1874）2月までに31校が開業願を提出し、文部省により認可を受けている。その中に多良校（多良小学校の前身、知新小学校）が含まれているのは興味深いことである。『佐賀県の明治教育』によって多良村関係の記事を要約すると次のとおりである。

「多良村校

1．所在地　41大区1小区藤津郡多良村畑ケ山

2．開業願提出　明治7年1月

3．学資分課方法　40大区41大区協同デ区内ノ分課方法ヲ計画

戸数4,387軒ニ戸数割デ賦課、各戸別ハ上等70銭、中等16銭、下等（2,628軒）4銭7厘、植地米カラ1石ニツキ2升ヲ出シ93石2斗9升、士族中ノ家禄1,702石6斗6合、各々高ノ1割ヲ出シ170石2斗六升

届出　野見逸見　他6人（以下省略）」

『太良町のあゆみの記録』によれば、知新小学校は明治6年（1873）1月の開校となっているが、片山にあった森左内の寺子屋を校舎として、多良、糸岐村の児童を集めて教授する小さな学校で、正式に認可されたものではなかった。当初の校長は元佐賀藩士野田弥太郎であったと伝えられている。

明治7年（1874）多良川鉄橋西北の字蝶園橋（ちょうえんばし）に移転し、多良小学校と改称して開業願（設立申請）を提出し、同年1月14日付で認可されているので、この時が多良小学校の創立である。

しかし、いずれにしても藤津郡内で、高津原村の「弘文館」や、浜村の「八本木校」と共に逸早く多良小学校が設立されたことは、多良村民の先見の明と勇断によるものである。

明治7年（1874）5月には糸岐村糸岐小学校（本町）、大川内小学校（上川原）大浦村修身（しゅうしん）小学校（中畑）、田古里村拡充（かくじゅう）小学校（田古里）、竹崎村善誘（ぜんゆう）小学校（竹崎）、飯田村伊福（いふく）小学校（伊福）が創立されている。

明治7年（1874）現在、藤津郡には小学校25、教員数52、生徒数男1,704、女261計1,965であった。

4．明治初年の多良、糸岐の学校教員

古老（明治18年多良小学校入学、明治27年３月多良小学校第１回卒業生）の思い出記録（公民館報『ゆたたり』第８号記事）によれば、

「○知新小学校（片山）

校長　元佐賀藩士　野田弥太郎

教員　石井良秀と弟の砥四郎

○糸岐小学校（糸岐本町）時代

校長　元佐賀藩士　久保猷一

教員　室節平太郎　深見四郎　古賀柄一　石井高暁　繁松哲二　山田六郎　古沢祐一
高柳善五左衛門　八陣熊一　小西久六　家永利三郎（糸岐、多良兼務）

○多良小学校（蝶円橋）時代

校長　元諫早藩士　高柳愛之助

教員　綾部幸暉　西村代四郎　西村恒平　松尾半太郎　今福彦六　綿屋利市　繁松哲二
小西久六　百武孫次　秀島百千　高柳五郎八　綾部源橘　深見四郎　八陣熊一
綾部雄一　家永利三郎（兼務）　西村シヨ」

明治初期の町内小学校

学校名	所在地	開校年月	建物	明治７年		明治９年		備考
				教員	生徒	教員	生徒	
多良小学校	多良村 蝶園橋	明治 6年	新築	3	男 97 女 25	男 3	男 125 女 32	明治６年１月　知新小学校(片山)開校 明治７年１月移転　正式認可
糸岐小学校	糸岐村 本町	7年	旧民家	2	男 48 女 17	男 2	男 36 女 11	明治９年長崎県年報では創立明治８年
大川内小学校	多良村 上川原	7年	新築	2	男 68	不明	不明	明治22年から多良小学校の川原分校となり、明治25年から多良小学校に統合し、分校廃校
中畠小学校	大浦村 中畑	7年	新築	不明	不明	男 1	男 45 女 4	別名大浦村修身小学校と称す。正恩寺南西、荒田勝秀宅北側。明治11年、修身、拡充、善誘の三校は統合して大浦小学校となる
田古里小学校	田古里村 田古里	7年	新築	1	男 31	男 2	男 58 女 5	仝上　拡充小学校 田古里公民館と赤崎商店の中間に所在
竹崎小学校	竹崎村 竹崎	7年	寺院	不明	不明	不明	不明	仝上　善誘小学校 平井坊に開設
伊福小学校	飯田村 伊福	7年	寺院	不明	不明	男 2	男 37	明治19年飯田小学校と統合して江福に移転

参考資料○明治７年佐賀県史料、明治９年長崎県年報、明治11年学校監視表、太良町のあゆみの記録
（明治初期の公報には記載もれや、誤記があって、一致しない点がある。詳細は別記参照）

5．教科と教科書

明治初期の下等小学校の教科は、東京の直轄師範学校で制定した小学校教則に基づくもので、読物、算術、習字、書取、作文問答、復読、体操の８教科である。その中心教科は読物、算術、習字、問答であったが、従来、寺子屋で教えられた読書算の伝統を重んじつつ、一面では近代教育課程への発展をうかがわせるものがある。

明治期は「文明開化」が合言葉になっていたように、西欧の物質文明の吸収に専念した時代で、教科書も西欧諸国の翻訳書中心という特色をもっていた。後進国としての日本にとって、欧米先進諸国の文化を摂取することが急務で、啓蒙の方法として外国の翻訳書を教科書として採用したのである。

国語教科書についてみると、その代表的なものは明治６年（1873）文部省が初めて編纂した『小学読本』である。その内容は殆どアメリカのウィルソンリーダーからの翻訳である。巻一の第１ページには、

「凡世界に居住する人に五種あり○亜細亜人種○欧羅巴人種○メレー人種○亜米利加人種○亜弗利加人種なり○日本人は亜細亜人種なり」

と書かれている。これを読ませ、暗誦させ、世界的知識や科学的知識を吸収させようとする意図がうかがわれる。しかし、内容的にみると、国語というよりも地理的、理科的色彩が強かったのが当時の教科書であった。

地理教科書　（「小学国史教師用書」　文部省）

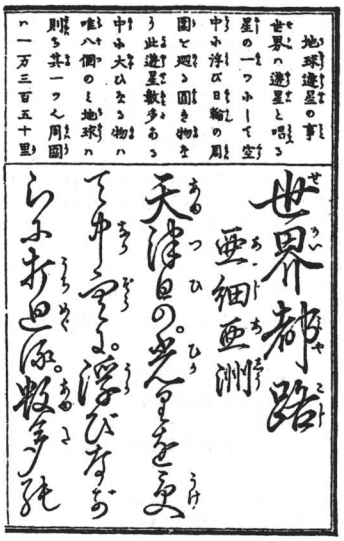

文部省は教科書に対する関心が強く、明治13年（1880)、「取調掛」を決めて教科書を調査し、翌14年(1881)には開申制度[注(3)]、16年（1883）には認可制度を採用し、19年（1886）5月には「教科用図書検定制度条例」が定められ、教科書の統制が強化された。36年（1903）4月、小学校令改正によって

「小学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルベシ」

と定められ、国定教科書制度が確立し、翌37年（1904）4月から文部省著作の「国定教科書」を使用することになった。その後、幾度か内容の改訂はなされたが、昭和20年（1945）の終戦まで、全国一律の教科書を使用したのである。

（資料）明治10年　小学教則概要（『長崎県年報』『佐賀県教育史第一巻』）

区　分	年限	学　齢	級	科　　目	備　考
下等小学	4年	6～9才	1～8級	読物、算術、習字、書取、復読、口授、体操	毎学年を前期、後期に分け、試験により2級宛進級
上等小学	4年	10～13才	1～8級	読物、算術、習字、輪講、暗記、作文、口授、体操	

下等小学日課表

科　目	時　間		備　考
	夏	冬	
復　読	7：00～7：55　55分	9：00～9：55　55分	毎曜日同じ日課
体　操	7：55～8：00　5	9：55～10：00　5	月～土
読　物	8：00～9：00　60	10：00～11：00　60	夏季は昼休なし
体　操	9：00～9：05　5	11：00～11：05　5	
書　取	9：05～10：00　55	11：05～12：00　55	
体　操	10：00～10：05　5		
算　術	10：05～11：00　55	1：00～1：55　55	
体　操	11：00～11：05　5	1：55～2：00　5	
習　字	11：05～12：00　55	2：00～3：00　60	
放課(昼休)		12：00～1：00　60	

注(3)　開申制度　小学校で使用する教科書を、文部省に届け出る制度。

試験及び進級

区　分	実施時期	方　　法	結果の利用
小　試　業	毎月1回	教師一任	成績により進級、落第決定
中　試　業	4月、10月、年2回	学区取締、近傍学校の高等教員立会の上実施	
大　試　業	下等又は上等卒業時		

（資料）明治15年3月　小学校教則改正長崎県令布達（佐賀県教育史第一巻）

区　分	年限	学　齢	級	科　　目
初等科	3年	6～8才	1～6級	修身、読書、習字、算術、（唱歌）体操
中等科	3年	9～11才	1～6級	修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図画、博物、物理、裁縫女、（唱歌）体操
高等科	2年	12～13才	1～4級	仝上の他に化学、物理、幾何、経済、家事経済女

休　業　日

日曜日、秋季皇霊祭日、神嘗祭日、天長節、新嘗祭日，孝明天皇祭日、紀元節、春季皇霊祭日
神武天皇祭日、定期試験後3日、学区内ノ国幣社県社郷社村社祭日、寒季12月26日～1月5日　暑季8月1日～31日

長崎県師範學編輯　長崎県地理小誌　（抜萃）

「藤津郡ハ、高来郡ノ東ニ位ス、西北ハ、彼杵・杵島ノ両郡ニ接シ、東南ハ、一面前海ニ臨ム、多良山ハ、国内ノ高山ニシテ、藤津・杵島・高来ノ三郡ニ跨ル、西北ニ、塩田川アリ、源ヲ不動山ニ発シテ、諸水ヲ合セ、東流シテ、塩田村ヲ経、常広村ニ至テ、前海ニ入ル、東南ノ尽頭ニ、竹崎島アリ、潮去レハ、歩シテ往来スベシ、嬉野ニ、温泉アリ、倭麻ニ適ス
鹿島ハ、高津原地方ノ総称ニシテ、郡ノ南ニ在リ、人口二千九百許、中学校アリ、慶長年間、鍋島直茂ノ第二子忠茂、始テ此地ニ封セラレ、累世相受テ、居住セシ処ナリ、松蔭神社ハ、郷社ニシテ、鍋島氏ノ祖、忠茂以来、変世ノ藩主ヲ合祭ス、山ヲ負テ海ニ臨ミ、風景頗ル佳絶ナリ、古枝村ニ、祐徳稲荷ノ神社アリ、亦郷社ニシテ、倉稲魂ノ神を祭ル、衆庶参拝ノ、夥多ナルコト、国内第一ノ社ナリ
産物ハ、綿・藍・茶・楮・紙・蠟・烟草・椎茸・蜂蜜・陶器・素麺ナリ」

Ⅱ　近代教育制度の確立と整備

1．教育制度の変遷

明治12年（1879）9月、学制を廃止して「教育令」が公布され、「学区取締」に代わって町村人民の選挙によって「学務委員」が置かれることになった。また、教育令第9条には、「各地方ニ於テハ毎町村或ハ数町村連合シテ公立小学校ヲ設置スベシ」とあり、学齢は6才から14才までの8年とし、最低4年と定められ、就学は父兄の責任であるとも定められたが、未だ義務制ではなかった。しかし、国の奨励もあって就学率も年毎に向上していった。

明治14年（1881）「小学校教則綱領」が公布され、初等科、中等科各3年、高等科2年に分けられ、初等科は修身、読書、習字、算術、体操、中等科はそれに加えて地理、歴史、博物、物理を課し、高等科には化学、生理、幾何、経済を課し、女子には裁縫、家事などを加えている。

明治18年（1885）に再び教育令の改正が行われたが、学齢は以前同様6才から14才までの8年であった。しかし、経済情勢に応じて就学の機会を拡大するために、小学校の他に簡易小学校を設け、午前半日か午後半日、又は夜間2時間以上の学習を認めることなども試みられた。このようにして就学率も漸次向上してきたが、それでも未だ40％内外であった。

2．義務教育の実施

明治19年（1886）4月、「小学校令」「中学校令」「師範学校令」が公布され、学校制度全般の大改革が行われた。

小学校令は小学校の設置、運営に関する基本的事項を定めたものである。また同年5月、「文部省令」によって小学校の編制、修業年限、学科、授業日数及び学科の要旨等を掲げて、小学校教育の内容に関する基準が示された。小学校は尋常科と高等科に区分され、修業年限は各4年とし、6才から9才までの尋常科4年が「義務教育」と定められ、わが国における義務教育制度が確立したのである。

学制頒布以来、就学児童は漸次増えてはきたが、未だ不就学児も多かった。当時、総ての児童を父兄の責任において就学させるように義務づけられたことは、わが国教育史上特筆すべきことである。

しかし、困難性などを考慮して、半日学校3か年の簡易校の設置も認められてはいたが、太良町ではそれに該当するものはなく、何れも4か年の尋常小学校であった。

尋常小学校の科目は修身、読書、作文、習字、算術、体操とし、土地の事情により図画、唱歌も加設してよいことになっていた。学習指導は厳しく行われ、明治20年（1887）頃から七浦、多良、大浦の3か村の学区連合試験も実施され、各小学校の2年生以上各学級2、3名を選抜

して、一か所に集めて受験させた。そのための費用が毎年村費に計上されている。また各学校でも定期試験があり、成績不良の者は落第することもあった。

3．私立興仁小学校設置計画

義務制施行後は国民の教育関心も高まり、就学率も向上してきたが、経済的負担過重や労働力確保などの理由から、不就学児童も少なくなかった。当時、小学校の授業料は尋常科で月4銭ぐらいであったが、米1升2銭ぐらいの時代で、一般庶民の家庭にとっては大きな負担であった。また、山坂越えての通学も、幼い子供には無理な点もあった。従って就学率も低く、地元の人達の中には、容易に修学できるようにしたいという要望も現れてきた。

このような情勢の中で、明治20年（1887）大浦村中畑の正恩寺第11世住職合浦柳観は、地域住民や檀信徒の人々と相談して、正恩寺に私立の「興仁小学校」の設置を計画したのである。そして法令に基づき戸長を通じて県知事に上申した。その上申書と藤津郡長からの差戻指令書は太良町歴史民俗資料館に保存されている。

興仁小学校設置伺書

「当村ハ県下片隅ノ寒村ニテ貧困ノ小民夥シク、僅々ノ月謝ノ為メ、学齢ノ児童モ公立小学校ニ登校致サセ兼ヌル者少カラズ、父兄ノ悲鳴モ啻ナラズ、上ノ慈旨モ止ムヲ得ズ水泡ニ属スルノ勢ニ至ラントスルヤト恐懼握汗ノ至ニ付、私不及ノ事業ナガラ、寺務兼帯ニテ之が主者トナリ、当寺本堂内ヲ其ノ教場ニ中テ、全村ノ貧困且ツ峻坂遠路ニ苦シム児童ヘ無月謝ハ勿論、生徒ノ筆紙、墨、書籍等を除クノ外、諸費一切之ヲ私弁シ、教授致シ度旨、檀家一統熟議ヲ得テ、自他の幸福ヲ目的トス」（以下省略）

この伺書及びその他の資料を要約すれば、校長・教員は住職が一人で兼務し、諸費用は主に合浦の私弁である。教員としての俸給もなく、生徒からは授業料も徴収しない。課程は尋常小学課程の成規によるが、時には仏教についての簡易な事項を教授する。授業時間は住職の都合があるので、毎日午前8時から12時までとするが、午後1時間特別に裁縫科を設けることがある。学期はこれも教場の都合で、1月25日から12月25日までを学年期とする。休業定日は祭日、祝日、各月1日、2日、15日、16日、24日、12月25日から翌年1月20日までで、暑中休暇はなく、日曜日も休業日ではない。また、正恩寺で法事や説教が開座すれば休業となる。生徒の定員、年令の制限はない。校規や詳細な学科表もないというようなずさんな計画であった。

ところで、文部省が定めた簡易科小学（簡易校）は、尋常小学科よりやや簡易ではあっても、学科程度も規定され、教員も一定の有資格者でなければならなかった。そのため郡役所では県庁へ上申するに至らず、次のような文書を付して大浦村戸長役場へ差し戻したのである。この

ような事情で、善意による折角の私立小学校設立計画も己むなく断念せざるを得なかったが、当時の国民教育の実状が偲ばれる。

差戻書

学第41号

「別紙、大浦村合浦柳観ヨリ私立学校設置出願ニ付取調候処、間ニハ宗教ヲ混淆スルが如キ条項モ之有、普通学科ニ抵触シ、將タ発起者教員タルノ資格ヲ有スルニ非レバ、児童ヲ教育スルヲ得ザルノ成規ニ之有候条、相当ノ教員ヲ部メ、普通小学科ニ代用スルニ足ルベキ学科ヲ完備シ、更ニ出願候様、御教示相成度、書類返戻候段、御照会ニ及ビ候也

明治20年12月17日

第一科　印

大浦村戸長役場　御中」

初等教育の変遷（一般的な場合）

<table>
<tr><td>15</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>中学校（義務制）</td><td>9</td></tr>
<tr><td>14</td><td>8</td><td rowspan="7">尋常小学</td><td rowspan="3">上等小学</td><td rowspan="7">小学校</td><td rowspan="2">高等科</td><td rowspan="7">小学校</td><td rowspan="2">高等科</td><td rowspan="2">高等小学校</td><td rowspan="2">国民学校</td><td rowspan="2">高等科</td><td rowspan="2">中学校（義務制）</td><td>8</td></tr>
<tr><td>13</td><td>7</td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td>6</td><td rowspan="4">中等科</td><td rowspan="5">尋常小学校（義務制）</td><td rowspan="5">初等科（義務制）</td><td rowspan="5">小学校（義務制）</td><td>6</td></tr>
<tr><td>11</td><td>5</td><td>5</td></tr>
<tr><td>10</td><td>4</td><td rowspan="3">下等小学</td><td rowspan="3">尋常科（義務制）</td><td>4</td></tr>
<tr><td>9</td><td>3</td><td rowspan="3">初等科</td><td>3</td></tr>
<tr><td>8</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>7</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>6</td><td>年齢</td><td colspan="2">明治六年</td><td colspan="2">明治十四年</td><td colspan="2">明治十九年</td><td colspan="2">明治四十年</td><td colspan="2">昭和十六年</td><td colspan="2">昭和二十二年</td><td>学年</td></tr>
</table>

4．明治中期の町内小学校とその変遷

明治中期の町内小学校一覧

学校名	創立年月	創立当時所在地	校地	校舎	児童数 明18年	児童数 明22年	沿革概要
多良小学校	明治7年1月	多良村字蝶園橋	9畝29歩	2棟 41坪	男170 女 26	150	明治6年片山に知新小学校として開校 明治7年1月蝶園橋に移転して多良小学校と改称して認可 明治25年1月畑田の現在地に移転
川原分校	明治7年頃	多良村上川原	3畝15歩	1棟 14坪			明治7年頃大川内小学校として開校 明治22年から多良小学校川原分校となる。 明治25年4月多良小学校に統合して分校廃校
中山分教場	明治13年6月	多良村上中山		権現社 (当初)			明治30年10月、下中山執頭に校舎建築移転 大正2年7月山の中腹の現在地に新校舎建築、移転 昭和56年3月廃校
糸岐小学校	明治7年5月	糸岐村本町	1反2畝 6歩	2棟 35坪	男 36 女 11	90	明治7年本町の郷内蔵を改修して開校 明治25年4月多良小学校に統合、廃校
三里分校	明治13年5月	糸岐村三里		廃寺 西方院 (当初)			明治38年9月板ノ坂に校舎新築移転、三里小学校として独立、中尾分教場の児童も収容。 明治41年4月から再び分校となる。 昭和25年6月現在地に校舎を新築して移転
中尾分教場	明治23年10月	糸岐村中尾		阿弥陀 堂 (当初)			明治39年4月三里小学校に統合、分教場廃止。 明治40年9月中尾分教場として復活。 明治44年現在地に新校舎を建築して移転。
大浦小学校	明治11年4月	大浦村字似田 (亀ノ浦)		1棟	男 65 女 8	104	明治11年4月修身、拡充、善誘の三校を統合して、字似田に大浦小学校として創立。 明治25年10月現在の大浦駅の所に校舎を新築して移転。 昭和9年現在地へ再移転。
竹崎分校	明治19年9月	大浦村竹崎		平井坊			明治19年9月大浦小学校の分校として分離 明治26年7月大浦小学校に統合、分校廃止
津ノ浦小学校	明治16年頃	大浦村中今里		1棟	男 23 女 7		明治16年頃大浦小学校から分離して3年生までの下等小学校として開校。小学校4年まで義務制となったのに伴い、明治20年頃から大浦小学校に統合。津ノ浦小学校は5、6年間で廃校。
伊福小学校	明治7年4月	飯田村伊福		玉泉寺 (当初)			明治7年4月玉泉寺を教場として開校、明治9年9月新校舎に移転 明治19年9月飯田小学校と合併、遂良小学校となり、後飯田小学校と改称 明治37年4月から七浦小学校飯田分教場となる。 昭和30年から多良小学校伊福分校と改称。 昭和41年3月多良小学校に統合、分校廃校。

注　参考資料　明治18年藤津郡村誌、各村会議事録、各学校沿革誌、その他

(1) 多良地区内の小学校

① 多良小学校

明治6年（1873)、字片山（現多良中運動場付近）に「知新小学校」として開校したが、この校舎は森左内が寺子屋として使用していたものを譲り受けたものであった。そこで翌7年（1874）1月、字蝶園橋（栄町と古賀部落との中間付近）に新校舎を建てて移転し、「多良小学校」と改め、同年1月14日付で認可を受けた。

明治22年（1889）多良、糸岐両村が合併したが、小学校は元のまま多良，糸岐の2校が存在していたので、明治24年（1891）3月、多良村会において次のような議決がなされている。

（資料）

「 尋常小学校新設の件　　明治24年3月（多良村会）

本村内に多良・糸岐の両尋常小学校あり、然るに今般改正小学校令によれば、1校の尋常小学校を設置するを適当とす。依て其の新築費の予算概略別紙設計書の通りにして、本村大字多良字畑田1266番地へ1校の尋常小学校を新設せんと欲す。

○多良小学校建築費収支予算

収入

科　　目	予算額	附　　記
第一款　村　　税	751円51銭0厘	
1．戸　数　割	454. 70. 1	戸数1,157戸　1戸ニ付金39銭3厘
2．夫　　役	296. 8. 0	夫役2,334人　1戸ニ付2人　1人ニ付12銭
第二款　雑　収　入	345. 66. 6	
1．不用地売却代金	255. 66. 6	敷地合計2反5畝17歩　時価1反歩100円
2．不用校舎売却代金	90. 00. 0	総坪数90坪　1坪1円
合　　計	2,296. 44. 7	

支出

科　　目	予算額	附　　記
第一款　営　繕　費	1,996円08銭0厘	
1．校舎新築費	1,444. 56. 0	小学校1棟新築費別紙設計書の通り
2．学校敷地買入金	255. 44. 0	田2反20歩（地価倍額）
3．夫　　役	296. 08. 0	地均其他の夫役にして別紙設計書の通り
第二款　予　備　費	300. 00. 0	
合　　計	2,296. 08. 0	

○不用地所並に建物処分の件

糸岐小学校敷地	1．宅地（糸岐本町）	1反2畝6歩
多良小学校跡地	1．宅地（蝶園橋）	9畝29歩
川原分校敷地	1．宅地（上川原）	3畝15歩
糸岐小学校校舎	1．建物2棟	坪数　35坪
多良小学校校舎	1．建物2棟	〃　41坪
川原分校校舎	1．建物1棟	〃　14坪

「**尋常小学校々数並に位置確定の件　　明治24年6月（多良村会）**

小学校令第26条第2項に依り本郡長の訓令により本村内尋常小学校々数及び位置確定の為本会の意見を求む。

尋常小学校　2ケ所

位置　多良村大字多良字畑田（多良小）

仝　　仝　村大字糸岐字三里（三里小）

分教場　　2ケ所

位置　仝　村大字多良字中山（中山分教場）

仝　　仝　村大字糸岐字中尾（中尾分教場）」

○多良小学校校舎建築についての補足説明（筆者）

① 不用地売却代金は1反歩100円の予算であったが、実際には162円で、合計414円18銭で売却された。

② 校舎新築委員服務規則が定められ、村会で4名が選出された。委員は毎日、日の出より日没まで現場に出務し、工事の監督に当たった。

③ 建築関係予算は追加変更されて、合計3,795円50銭となった。

④ 費用捻出のため2,559円42銭が公債として募集された。

⑤ 糸岐小学校々舎1棟21坪は特別に三里区へ払い下げられた。

⑥ 校舎新築費は村税751円51銭が主要財源であったが、未納者が多く、徴収のため18人の臨時委員を設けて督促したり、納入期限の延期なども行われた。

明治25年（1892）1月から畑田の新しい校舎に移転し、同年4月から糸岐小学校及び川原分校の児童も新校舎に通うことになった。この校舎は昭和11年（1936)、校舎改築の際に解体され、その古材をもって多良青年学校の校舎が建設された。なお、昭和2年（1928）10月、村会で改築が提案されたが、当時の校舎の状況が詳細に述べられているので参考までに付記しておく。

「 多良尋常高等小学校々舎建築の件　　昭和２年10月（多良村会）

今般多良尋常高等小学校々舎狭隘に付別紙設計書の通り建築せんと欲す。増築の已むを得ざる理由

㈠　本校旧校舎は明治25年建築せられたるものにして、丈８尺２階建凹字型の校舎なり、児童を収容せる教室10、器械室、養護室、宿直室、小使室、唱歌室各１にして計15の室数なり。

教室は幅３間、長さ５間（内長さ６間の室２あり）天井の高さ凡そ７尺５寸なり、尋常科１学級児童平均数56名。

右の如き状態なれば、冬季及び秋季は寒風及び日光の直射を防ぐ為、窓の開放を許されざる故教室内の空気は悪くなり児童の衛生上不適なり、又現時の教授用具は大抵幅４間、天井の高さ９尺以上の教室を標準として製作せられたるものなれば、旧校舎の教室に使用する時は支障多し、特に地図掛図類に於て然り。

次に階下の教室には階上の床板の隙間より塵埃落下し不衛生なり、且つ天井板が一重張なれば階上の音響烈しく響き来りて情操陶冶をなす学科の教授には多大の支障となる。且つ天井低き故窓の位置も低く、雨天の際は光線不足し黒板の字を見るにも困難なり。

㈡　特別教室の不足

家事、理科、裁縫、手工教室なし、校務室、器械室は極めて狭く、校務室の如きは24名の職員幅３間半、長さ５間の一室に執務しあり、器械室も同様にして戸棚を置くべき場所なき為理科器械の如きは一々紙袋にて覆ひ戸棚外に並べ居る状態なり」

明治25年（1892）４月から高等科も併設され、「多良尋常高等小学校」となり、高等科には、隣村の大浦、七浦からも通学していた。両村からの委託生は明治34年（1901）65人、35年（1902）70人、36年（1903）55人であった。

高等科の設置、就学率の向上に伴い児童数が増加して校舎が不足したため、明治36年（1903）、運動場北側に瓦葺平屋建１棟85坪を増築したが、その用材は大字多良字安永の国有林の焼損木351本を155円13銭６厘で払い下げを受けたものである。なお建築費の内訳は次の通りである。

村　税（戸数割）　1,116円48銭（戸数1,163戸、１戸平均96銭）
寄附金（村内個人）　560円24銭２厘
公　債　　1,223円27銭８厘
（増築工事請負者　大工香月政吉）

明治40年（1907）、教育令改正により尋常科６年までが義務制となり、高等科は２年までとなったので、多良尋常高等小学校も翌41年４月から尋常科６年、高等科２年になった。同時に

三里尋常小学校は分教場となり、中山、中尾の分教場も共に4年生まで収容することになった。この制度改正により多良小学校では校舎増築の必要に迫られたが、校地狭隘のため校地移転の建議がなされ、移転候補地として畑田の八幡宮前付近（多良1092～1110番地）の水田と畑合わせて8反4畝4歩を充てることに決定した。しかし、村財政及び水田灌漑の都合等の理由から不可能となったので、明治42年（1909）6月、村会で現在の校地を、南方（畑田1301～1310番地）の水田その他合計8反4畝4歩を買収して拡張することに変更された。そして明治43年（1910）7月、瓦葺平屋建1棟104坪の校舎が新築された。この工事の請負人は川良茂的で、請負金額は3,970円であった。その後、大正7年（1918）にも増築が行われ、その時は校舎落成まで役場2階を仮教室として使用し、請負人河良茂的が4,200円で同年12月に完成させた。なお、大正8年（1919）には畑田の里道が改修されている。従来、畑田の八幡宮下から旧県道までの里道は、校舎と運動場の中間を通っていて、教育上不便であったため、現在のように校舎の北側に変更されたのである。

また、大正11年（1922）、運動場拡張がなされた。この頃は児童数が増加し、特別教室を普通教室に転用したりしていたが、大正14年度（1925）は高等科2学級増加のため、1学級は役場2階を仮教室として代用する有様であった。そこで建築費予算2万1,242円余の臨時費を計上し、講堂（教室兼用）を建築することになった。請負人岡伝助（多良村大工組合）が1万8,000円で大正15年（1926）5月、木造スレート葺1棟160坪（528㎡）の講堂を完成させた。講堂の演壇には天皇の御真影（天皇・皇后の写真）奉安所も設けられ、外壁は金網コンクリート及び避雷針も取り付けられた立派なものであった。完成後は広間を仕切って普通教室として2学級を収容し、その他は女子補習学校と青年訓練所の教室として使用したため、当時は講堂としては利用されなかった。

② 川原分校

この学校の開校年月は不明であるが、いろいろの資料を綜合して考えると、明治7年（1874）頃から存在していたと考えられる。『佐賀県教育史第一巻』記載の表のうち、明治7年（1874）11月の学校一覧（国立公文書館(A)）の中に「大川内村大川内小学」というのがあるし、明治11年の学校監視表(B)の中に「川内小学」というのがある。但し、明治9年（1876）の公立小学校一覧(C)にはない。大川内村というのは藤津郡内にはないが、当時は部落（区）のことを村と言う場合もあって、中畑にあった修身小学校のことを「中畠（なかばたけ）村中畠小学校」と称したこともある（公立小学校一覧(C)参照）。また、寺子屋師匠森左内の墓碑銘には「藤津郡早柿村ノ人」と記されている。なお、当時の統計表には記載もれなどもあって正確さを欠く点が多い。（別表資料参照）

いずれにしても、上川原に在った小学校を「大川内村大川内小学」と呼んだり、「川内小学」と言ったりしていたのは間違いないと推察される。ところで、多良村会の議事録に現れるのは明治22年（1889）からで、多良村費予算の中に、川原分校教員2人、校番（用務員）1人の給

料が計上されている。明治21年（1888）までは独立した学校ではあったが、経費は糸岐村の三里分校などのように校区負担であったと考えられる。

明治22年（1889）から多良小学校の川原分校となったが、分校とは言いながら、本校や糸岐小学校と大差のない学校で、教員も２名で、校番（用務員）まで雇っていた。しかし、この学校の開設当時の経緯などについての記録がなく、詳細不明である。明治25年（1892）、多良小学校が畑田の現在地に移転した時点で、糸岐小学校と川原分校は、多良小学校に統合されて廃校となり、校地、校舎は売却された。

佐賀県教育史　第一巻より抜萃

国立公文書館（A）

（佐賀県史料抜粋　明治７年11月）

公私立	校名	位置	教員	生徒男女	生徒総計
全	大川内小学	全十小学区 大川内村	貳人	男六十八人	六拾八人
全	多良小学	全十一小学区 多良村	三人	男九十七人 女二十五人	百廿貳人
全	糸岐小学	全 糸岐村	貳人	男四十八人 女十七人	六拾五人
全	田古里小学	全 田古里村	壹人	男三十一人	参拾壹人

学校監視表（B）

（明治11年）

校名	監視月日	民心向学	授業法良否	教場整否	書籍整否
多良小学	全 廿二日	乙	乙	甲	丙
川内小学	全 日	乙	丁	丙	丁
糸岐小学	全 廿三日	丙	丙	丁	丙
中畠小学	全 日	丁	丁	戊	丁
田古里小学	全 日	丁	戊	戊	丁
竹崎小学	三月廿三日	丙	戊	戊	戊

公立小学校一覧表（C）

（明治９年　長崎県年報　明治10年12月20日付）

名称	地名	設立年	旧屋	公有借用	教員 男	教員 女	生徒 男	生徒 女	授業料
伊福分校	肥前國藤津郡飯田村	明治七年	寺院	……	二	……	三七	……	無
多良小学校	同 多良村	同 六年	新築	公有	三	……	一二五	三二	同
糸岐小学校	同 糸岐村	同 八年	旧民家	同	二	……	三六	一一	同
田古里小学校	同 田古里村	同 七年	新築	同	二	……	五八	五	同
中畠小学校	同 中畠村	同	同	同	一	……	四五	四	同

③　中山分校

中山分校開校時の仮教場
（中山権現神社）

明治13年（1880）６月、上中山の権現社を仮教場として開校したが、当時、経費一切は地元負担であった。明治23年（1890）になって初めて教員１名の給料だけが村費に計上されている。明治30年（1897）10月、多良岳神社の社務所を購入し、その古材をもって下中山執頭（中山集落の入り口）に校舎（藁葺15坪）を建設して移転した。当時は２年生までの分教場であったが、明治40年（1907）３月、教育令改正によって尋常科６年までが義務制となったため、この時から３、４年生も分教場に収容することになった。大正元年（1912）10月、現在までの校舎の設備不完全で拡張の余地もなかったため、場所を下中山8,736番地に移転して改築することになった。山の中腹の畑１反６畝20歩（1,452㎡）を４円32銭で買収し、請負人永渕覚蔵、赤松孫六、井手幸吉が800円で、建坪36坪75（121㎡）の校舎を大正２年（1913）５月に完成させた。この建築のため学校用材として多良岳山中の松、栂（とが）などを諫早家より無償で供与された。なお、この新校地設定については山根、矢答からの通学の便を考慮して、山の中腹に決定されたようである。

山地中腹の中山分校（中央右上方）

昭和28年（1953）10月に校舎が全面改築され、旧校舎古材は町授産場建築に利用された。

また、昭和33年（1958）８月、運動場を拡張して学校らしく整備はされたが、校舎が山の中腹にあって水利の便も悪く、車の通る道もなく、通学や荷物の運搬も困難であった。そのため何かにつけて分校区住民から多大の資金、労力の提供を受けなければならなかった。

中山分校校門

昭和42年（1967）、通学路として校門から登り口までの急坂に82の階段が設けられ

た。43年（1968）８月にはＰＴＡの奉仕作業で更に階段の改修がされたが、物の運搬は相変わらず人力に頼る他はなかった。

当分校の校区は中山、大川内、山根、矢答であるが、多良矢答と矢答開拓の子どもは以前から奥山分校に通っていた。そして分校４年修了後、多良小学校へ通学するのが通例であった。

ついでに「奥山分校の沿革」について簡単に紹介しておく。

この分校は明治29年（1896）３月に飯田村遂良小学校の分教場として開校し、明治35年（1902)、独立して奥山尋常小学校となったが、明治41年（1908）４月から七浦尋常高等小学校の分教場となった。大正９年（1920）から５、６年生も分校に収容し２学級となっていたが、昭和31年(1956）から５年生まで、翌年から元のように４年生まで収容することになった。昭和33年（1958）に鹿島市古枝小学校奥山分校として移管され、47年（1972)、分校を廃止して本校である古枝小学校に統合された。そしてその年の４月から祐徳バスが矢答まで通うようになったので、多良矢答の児童もバスで古枝小学校へ通学したいという請願があって、小学校低学年から中学生まで鹿島市へ委託することになったのである。それ以来、小学生は古枝小学校へ、中学生は東部中学校へ通うようになった。

このような経過をたどり、中山分校に通うのは中山、大川内、山根の子どもだけとなったが、時代の変遷と自家用車の普及によって、山根、大川内の子どもも１年生から本校への入学を希望するようになり、また、中山の子どもも激減して、昭和56、７年（1981～1982）度は分校児童ゼロということが予想されたため、分校区民と協議の末、昭和56年（1981）３月末をもって廃校することになった。

こうして、開校以来100年の分校の歴史を閉じたのである。廃校後、同年８月失火によって校舎その他が全焼し、ただ広場だけが残った。広場は分校区の子ども遊園地にしてほしいという要望であったが、子どもも減少し、場所が山の中腹に在るためあまり利用されていない。学校当時の木柱の校門横に「中山分校跡」と刻まれた石碑が建立され、昔の面影をとどめている。平成３年（1991)、中山分校卒業生の有志が桜の苗木を植え、跡地の美化と保存に尽力した。

中山分校校地跡

④　伊福小学校

明治７年（1874）４月、玉泉寺本堂を仮校舎として「伊福小学校」が創設されたが、葬式や法事等を執行する度に臨時休課しなければならなかった。そこで明治９年（1876）９月、天満宮境内に校舎を新築して移転した。当時飯田村には伊福小学校と飯田小学校の２校が在ったた

め、明治19年（1886）９月、２校を統合して江福に「遂良小学校」を設立し、明治34年（1901）１月には「飯田尋常小学校」と改称した。さらに明治37年（1904）にこの飯田小学校と音成小学校が合併して「七浦尋常高等小学校」が創設されるに当たり、伊福に「飯田分教場」が設けられ、伊福区の１、２年生を収容することになった。

明治41年（1908）９月に校舎を改築し、「七浦小学校飯田分教場」として経営されてきたが、昭和30年（1955）、伊福が太良町に編入されてからは、「多良小学校伊福分校」と改称された。

昭和35年（1960）４月から１年生だけの１学級となり、昭和41年（1966）３月末をもって本校統合が決定され分校廃校となった。分校跡には地区公民館が建てられているが、分校の校門であった石柱だけが残されている。

明治以来の学校（伊福分校）の変遷をまとめると次の通りである。

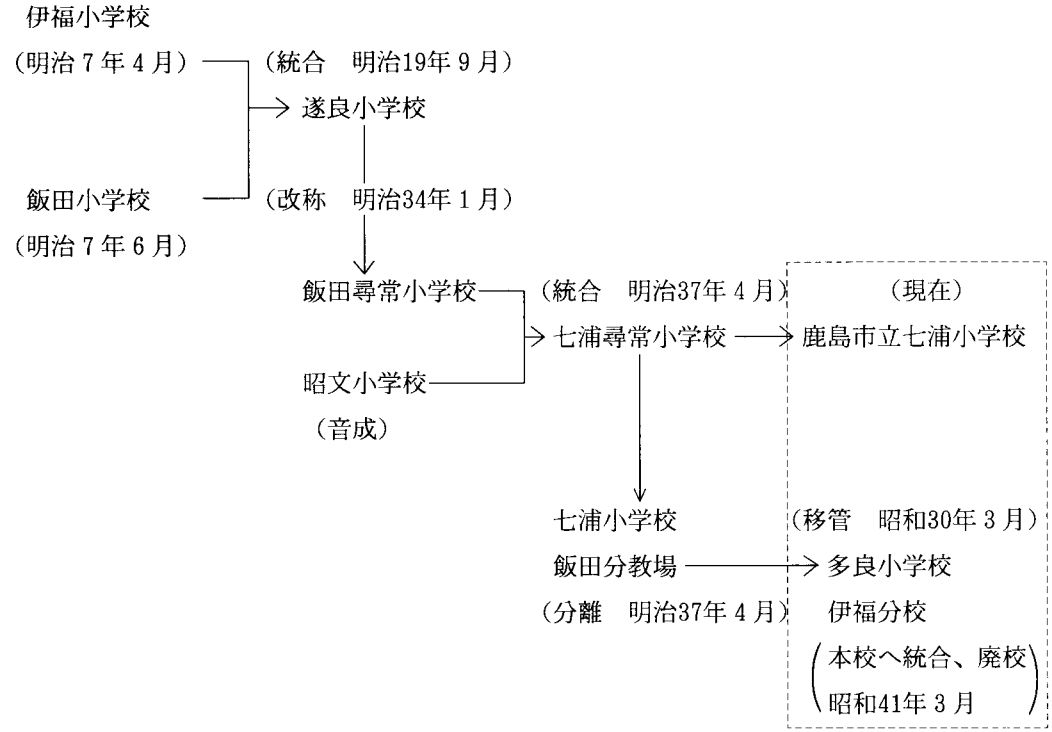

なお、伊福分校の沿革誌には明治時代の状況が詳述されており、当時の模様を知る上で参考になるので、一部分を紹介する。

伊福小学校

「明治7年4月ヨリ仝9年9月マデ玉泉寺堂ヲ仮校舎トナス生徒ハ各自机ト文庫ヲ持参シテ入校ス教授器械ノ整頓セザルコト知ルベシ

寺堂ヲ校舎トナスハ素ヨリ教授ノ不便少ナカラザル而已ナラバ葬式法事ヲ執行スル毎ニ止ムヲ得ズ臨時休課セザル可カラザルモノナレバ、村民ハ校舎新築ノ必要ヲ感ゼリ就中綾部六郎、福島豊族、沢山芳助ノ数氏大ニ力ヲ尽クサレ遂ニ明治9年9月天満宮境内ヲ開拓シテ一大校舎ヲ新築スルニ至レリ（以下省略）」

飯田小学校

「学令発布ノ始メ即チ明治6年7月区長相浦肇出張シテ教育ノ必要ヲ説キ学校ヲ創立セシム此際未タ校室ヲ新築スルノ度ニ至ラズ漸ク天満宮前大宮司ノ故家ヲ借リ校舎ニ充ツル而已ニシテ生徒総力30人許ナリ（中略）

学制頒布以来日猶浅ク村民ハ寺子屋教育ノ習慣未ダ容易ニ脱却スル能ハザル為メカ村費ヲ以テ教員俸給ヲ支出スルが如キハ其最モ厭嫌スル処ナレバ苦情百出終ニ4、5月廃校トナリ平田正時、伊福校ニ転任スルニ至レリ、明治8年2月円徳寺堂ヲ仮校舎トナシ再興ス（以下省略）」

遂良小学校

「一村内ニ同等ノ両校ヲ置クハ第一経済上不便ニシテ随(したがつ)テ学事モ進歩セザルモノナレバ合併スルノ優レタルニ若カザルナリトテ戸長山川邦太郎、伊福校教員諸岡伝八ノ両氏村内有志者ニ説キ終ニ合併、遂良校ヲ新築スルニ至レリ建築委員ニハ池上林平、綾部伝四郎ノ両氏ヲ推挙セリ

明治19年9月両校合併　遂良校ニ移転セリ（中略）

明治30年3月ニ卒業セシ男生16人、女生2人ナリ、尤モ在級21人ニシテ落第生2名、病気ノ為メ試験未済1人ナリ（中略）

明治34年1月7日藤津郡指令第1号（校名）飯田尋常小学校ト変更ノ件認可アリタリ」

伊福分校の児童数

校名	年　　度	児　童　数	学　　年
七浦小学校飯田分校教場	明治37年	39人	1、2年
	38	49	
	39	44	
	40	40	
	41	48	
	42	45	
	43	34	
	44	48	
	45	49	
	大正2	50	
	3	56	
	4	52	
	5	48	
	6	56	
	7	54	
	8	55	
	9		
	10	46	
	11	42	
	12	54	
	大正13～昭和29年度省略		
多良小学校伊福分校	昭和30年	50人	1、2年
	31	60	
	32	63	
	33	45	
	34	36	
	35	17	1年
	36	12	
	37	19	
	38	15	
	39	12	
	40	6	
	昭和41年3月末本校へ統合		

⑤ 糸岐小学校

糸岐村本町の浅間神社近くの郷内蔵を改修して、明治７年（1874）５月に創設された下等小学校であった。（明治９年（1876）の長崎県年報では、設立年が明治８年（1875）と記されている。）明治14年（1881）、教育令改正により小学初等科となった。そこで中等科設置について上申したが、教材教具の整備、教員配置等の問題点が指摘されて付箋つきで差し戻され、協議の結果、一応断念することになった。ところで、糸岐小学校では明治15年（1882）頃に中等科は実在している。但し、無許可であったために正式に設置を上申したが却下されたという訳である。しかし、実際には明治16年（1883）２月に中等科を卒業した者もいるので存続していたことは確かである。（卒業証書写参照）当時の学務委員は綾部六郎である。

三号

証

長崎県藤津郡
糸岐村士族
馬場　清太郎

印校

小学中等科第五級
卒業候事

明治十六年二月
長崎県藤津郡糸岐学区
公立糸岐小学校　印

明治22年（1889）、多良村と糸岐村が合併し、明治25年（1892）４月、多良小学校が畑田の現在地に移転した時点で多良小学校に統合され、廃校となった。

糸岐小学校は糸岐村の中心校で、多良小学校とあまり大差ない規模の学校で、教員も４、５名配置されていた。両村合併時の児童数は多良小150名、糸岐小90名であった。糸岐小にも校番（用務員）が置かれていた。学校規模から考えると校舎の増築などが行われたのではないかと思われるが、糸岐村会の議事録にはそれらしい記載がない。

⑥ 三里分校

明治12年（1879）６月の糸岐村会議事録に「三里分校」の名称が初めて載っているが、開校は翌13年（1880）５月であろう。糸岐小学校の分校として三里の廃寺「西方院」の庵堂を教場として、三里、嘉瀬の坂、板の坂、御手水の児童を集めて教育が始められた。

三里分校では昭和58年（1983）、新校舎が完成するまで西方院の吊鐘で始業終業の合図をしていた。この鐘の製作は寛文13年（1673）10月15日と刻まれている。現在は太良町歴史民俗資料館に保管されている。

三里分校は他の分教場と違って、最初から４年制の１学級編制であった。しかし、学校の費用は全部分校区住民の負担であった。このことについて明治13年（1880）５月の糸岐村会では次のように議決されている。

「三里分校費金ヲ分離シ、其分校係リ嘉瀬ノ坂、板ノ坂、三里、御手水、此4ケ名ニテ相弁ジ、本校(糸岐小学校)費用ハ関係セザルモノトス。但本校ハ則チ村中ノ子弟ヲ教育スル所ニ付、年々金1円ヅツ右4ケ名ヨリ本校費用ニ可差出モノトス。」

これによると、分校区の人々は二重負担となり、経済的に大きな負担であったと思われる。明治16年（1883）からは村予算書に、三里分校費として40円計上されているが、名目だけで実際は分校区の負担であった。

明治22年（1889）、多良、糸岐両村合併となり、23年（1890）度多良村教育予算に、糸岐小学校三里分校教員給1人分月3円50銭及び旅費50銭が計上されたが、その他の費用は分校区負担であった。明治25年（1892）に廃校となった糸岐小学校の校舎の古材が払い下げられ、校舎を建設して学校らしい体裁が整った。

明治34年（1901）度から村予算の中に、初めて三里尋常小学校費として367円（俸給2人分288円と雑給、備品費、消耗品費、修繕費その他）が計上された。それによると尋常科4年までで2学級、教員2人となっているが、決算書では教員1人分しか支出されていないので、4年生までの1学級であったと推察される。

明治36年（1903）2月から三里尋常小学校として独立し、校長（兼訓導）も任命され、37年（1904）には教育勅語[注(4)]の謄本も下賜された。

明治39年（1906）9月、村会で中尾分教場を三里小学校に統合することが決定し、中尾からの通学の便を考慮して新しく三里小学校の校舎を建設することになった。場所は大字糸岐5070番地（字板の坂入り口付近）で敷地として畑17歩（56㎡）を23銭で、山林6反6畝10歩（6,567㎡）を8円49銭1厘で買収し、建築費1,319円で平屋建藁葺1棟46坪（152㎡）の校舎が完成した。そこで明治39年（1906）4月から中尾分教場を廃止し、板の坂の三里尋常小学校へ通学することになった。しかし、通学の便が悪くあまり登校しなかったようである。明治40年（1907）、中尾分教場復活が決定して三里小学校から分離してしまったので、三里小学校は児童数が減少した。また、41年（1908）4月から尋常科6年までが義務制となったのに伴い、三里小学校は再び4年までの分教場となった。

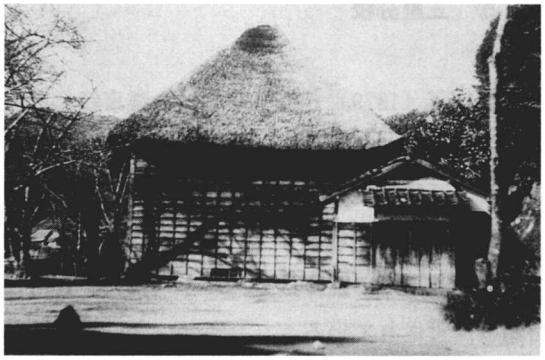

三里分校校舎（移転改築前）

注(4) 教育勅語は、明治23年（1890）10月30日に出された教育についての勅語。教育の根本方針や、国民道徳のありかたを示したもの。戦前はこれにもとづいて教育が行われた。内容は、天皇には忠を、親には孝をつくすべきことを説き、国家中心、皇室中心の考え方が盛りこまれていたので、戦後は廃止された。

○独立校当時の三里小学校校長（兼訓導）

氏　名	任　期	年　数
石　橋　平　二	明治36年２月～37年８月	７月
佐　藤　千一郎	37年８月～39年３月	１年８月
毎　熊　辰　馬	39年４月～40年９月	１年６月
光　武　強　力	40年10月～41年３月	６月

三里小学校（三里分校）

児童数及び就学率			
明治35年	47人		
明治39年	80人	就学率	男96.83%、女98.11%
学級数及び教員数			
明治35～38年	尋常科１学級	教員１人	
明治39～40年	〃　２学級	教員２人（中尾分校合併のため）	
明治41年	〃　１学級	教員１人（分校に復元したため）	

第二次大戦後、開拓団の子弟も転入して児童数が急増したため、昭和24年（1949）、教室の増築や教員住宅の新築が行われた。校舎の老朽化と校地不足を解消するため、５反９畝12歩（59ａ余）の原野を買収し、山を拓いて現在地に新校舎を建設した。校舎の移転改築に際しては、分校区民の献身的労力奉仕があった。現在のような道路もなかった時代で、波瀬ノ浦の港で陸揚げされた建築資材を牛の背に積んで現地へ運んだり、岩石を叩き割ってバラスをつくるなど、様々の苦労があった。

昭和25年（1950）６月、新校舎に移転し、翌年７月７日、鍋島県知事臨席のもとに落成式が挙行された。その後、昭和27年（1952）、昭和30年（1955）の２回に亘って運動場を拡張した。また、昭和58年（1983）８月、校舎を全面改築し、昭和59年（1984）、教員住宅を解体して、その跡地に青少年健全育成施設として、県補助によって「みどりの家」を建設した。

⑦　中尾分校

明治15年（1882）頃から民家の一室を借り、有志の牟田熊太郎や誓願寺住職が習字を指導していたが、糸岐村時代の村会記録には中尾分教場という記載は全く出ていない。多良村と合併後の明治23年（1890）８月の多良村会議事録の中に「中尾分教場への補助の件」として初めて記載されている。それによると、

「授業生（教員）俸給６円、但シ１ヶ月分１円と、需用費60銭、但シ１ヶ月分10銭、右は本年（1890）10月より24年（1891）３月まで６ヶ月間、中尾分教場へ本年度予備費より支出せんと欲す」

と書かれている。

このことから中尾分教場は明治23年（1890）10月から多良小学校の分教場として正式に認められ、複式１学級で発足したと考えられる。

開校当初は中尾地区の阿弥陀堂を改修して教室に利用していたが、板壁に墨を塗って黒板に代用するような粗末なものであった。明治32年（1899）、中尾の黒田輝男宅を改修して６坪の教室とし、机、腰掛を入れて学校らしい体裁を整え、中尾、大野、金目の児童20名を収容した。明治36年（1903）から村有家屋藁葺18坪（59㎡）を仮教場に充てていたが、明治39年（1906）４月から中尾分教場を廃止し、三里小学校へ通学することになった。しかし、遠くて坂道ばかりだったため通学に困り、翌明治40年（1907）９月から再び中尾分教場を復活し、１年から４年までの児童を収容した。

明治44年（1911）、中尾分教場の位置変更が決定したが、それは従来の場所が通学に不便であり、且つ狭隘で拡張の余地もなく、移転して新築することになった。場所は字中尾7890番の１で、２反８畝28歩（約29ａ）の原野を１円74銭で買収し、請負人大野伝之助が800円で、明治44年（1911）５月、新校舎を完成させた。

中尾分校校舎（大正時代）

戦後、昭和28年（1953）、官行造林の立木払い下げによって校舎を改修し、さらに昭和32年（1957）12月に２教室と事務室、宿直室の校舎１棟及びへき地集会所（体育館）を新築した。また昭和52年（1977）12月、教員住宅を解体して運動場を拡張した。昭和60年(1985)８月、全教室の窓枠改修、体育館の屋根葺き替えをなし、昭和63年(1988)３月、倉庫改築、平成元年（1989）８月、水洗便所に改修をして現在に至っている。なお、町内分校のへき地級指定は次のとおりである。

中尾分校校舎（改築前）

	中山分校	三里分校	中尾分校
改　正　前	特別地域	1　級　地	1　級　地
昭和47年改正	1　級　地	1　級　地	2　級　地

明治44年度多良尋常高等小学校（本校）学級編制

科	学級	学年	児童数		
			男	女	計
尋常科	1	1	75		75
	2	1		69	69
	3	2	51		51
	4	2		61	61
	5	3	51		51
	6	3		48	48
	7	3	29	19	48
	8	4	58		58
	9	4		53	53
	10	5	73		73
	11	5		80	80
	12	6	62		62
	13	6		60	60
	計		399	390	789
高等科	1	1	32	18	50
	2	2	27	12	39
	計		59	30	89
総　計			458	420	878

多良小・大浦小児童数　　明治31～昭和24年度（1898～1949）

年度	多良小		大浦小		年度	多良小		大浦小	
	尋常科	高等科	尋常科	高等科		尋常科	高等科	尋常科	高等科
明31	260	111	191	64	大12	928	150	462	82
32	364	122	198	66	13	954	160	452	69
33	370	163	173	69	14	935	196	467	59
34	611		303	71	15	957	172	478	72
35	598	147	317	77	昭2	958	182	497	76
36	542	162	237	44	3	1,004	170	527	84
37	519	192	256	72	4	985	176	539	87
38	508	180	264	89	5	1,017	198	547	88
39	591	204	272	108	6	1,040	203	546	97
40	624	214	281	94	7	1,039	212	580	116
41	734	69	338	44	8	1,068	229	679	121
42	826	89	386	32	9	1,087	234	620	129
43	882	89	423	25	10	1,057	228	619	131
44	903	90	410	35	11	1,046	252	638	125
45	867	97	425	39	12	1,051	244	640	120
大2	840	99	415	36	13	1,044	212	627	151
3	867	92	425	43	14	1,056	247	637	167
4	866	113	438	47	15	1,030	255	633	153
5	893	113	472	45	16	1,043	256	624	157
6	925	122	484	43	17	1,018	272	656	172
7	901	116	502	42	18	1,024	278	687	163
8	902	111	499	41	19	1,065	260	732	176
9	881	123	496	57	20	1,193	290	837	188
10	902	117	471	61	21	1,294	334	879	213
11	920	126	460	75					

（多良小は分校を含む）（明治41年度から尋常科６年、高等科２年となる）

⑵ 大浦地区内の小学校

① 大浦小学校

明治７年（1874）、大浦地区に設置されていた修身小学校（中畑）、拡充小学校（田古里）、善誘小学校（竹崎）は何れも規模も小さく、設備、教授方法などは最低の状態であった。明治11年（1878）の学校監視表（『佐賀県教育史第一巻』）によると、成績は次のようになっている。

第七中学区学校監視表　明治11年（1878）

校　名	監視月日	民心向学	授業法良否	教場整否	書籍成否
多良小学	三月廿二日	乙	乙	甲	丙
川内小学	仝　　日	乙	丁	丙	丁
糸岐小学	仝　廿三日	丙	丙	丁	丙
中畠小学	仝　　日	丁	丁	戊	丁
田古里小学	仝　　日	丁	戊	戊	丁
竹崎小学	仝　　日	丙	戊	戊	戊

備考　川内小学（大川内小）は川原分校の前身と考えられる。

明治11年（1878）、前記中畠、田古里、竹崎の３小学校を統合して字似田（にた）（大浦駅南方）に校舎を新築して「大浦小学校」が創設されたのが始まりである。

その後、生徒の増加による教室不足と校舎の老朽化のため移転改築することになり、明治23年（1890）７月、村会で小学校の件が審議されている。それによると、従来の校舎を修繕するか、或は新築するか、または中畑と田古里に２校新築して、一つを尋常校とし、他の一つを簡易校にするかなどの意見が出て協議の結果、亀ノ浦に尋常校を１校新築することに決定した。場所は現在の大浦駅の所である。明治24年（1891）11月から始められた建設事業は、校舎造営費772円65銭２厘、土地代その他合計1,351円９銭６厘であった。そのため多くの寄付金、借入金、村有財産の払い下げなどにより、２か年継続事業として進められた。また村民の奉仕作業も要請され、石据人夫として最寄りの亀ノ浦、田古里から各戸１名充て出夫することになった。こうして明治25年（1892）、秋に完成し、11月３日の天長節（明治天皇誕生日）の日に開校式が挙行された。また亀ノ浦から馬込（まごめ）を通って道

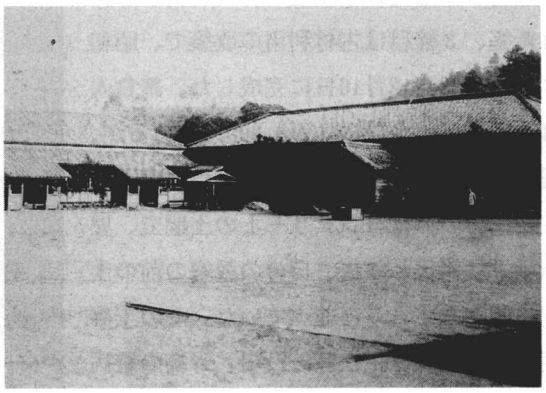

大浦小学校校舎（移転改築前）

越、竹崎に通ずる里道の改修も行われ、明治26年（1893）７月には竹崎分校も廃止され、本校に通うことになった。新校舎の完成に伴い、似田に在った校地、校舎は売却された。

この校舎はその後、６回に亘って増築された。

多良小学校では明治25年（1892）から高等科が設けられていたので、大浦からも通学していたが、遠距離のため不便が多かった。このため明治30年（1897）３月、大浦村会で高等科設置案が提案され可決されたので、同年４月から２年制の高等科が設置され、大浦尋常高等小学校となった。これについての状況は、明治30年（1897）３月の村会で審議されているので参考のため掲げる。

「単級高等小学校ヲ設置シ尋常小学校ヘ併置議案（明治30年３月27日）

当村ノ義ハ東西三里余、南北二里余ニ亘リ山間僻地ノ村落ニシテ、尋常小学校ヲ設置シ、四ヶ年ノ科程ヲ教授シ、且ツ補習科ヲ設ケ、正教科後教授シ居ルモ、教授時間僅カノ為充分ノ効果ヲ奏スル能ハズ。而シテ最寄リ多良高等小学校ヘ入学セシメントスルモ、道路険悪通路四里余ノ遠隔ナルヲ以テ、年少ノ子弟ヲシテ通学セシムルヲ得ザルヲ以テ、不得己数十ノ子弟ハ、経費ヲ顧ミズ仝地ヘ居所ヲ設ケ、入学ヲナシ居ルモ、自余ノ子弟ハ有要ノ年月ヲ徒費シ、中等教育志望者ヲシテ進学ノ途ヲ杜絶スルハ、誠ニ遺憾トスル所ナリ。而シテ、今ヤ学制ノ改正ニ依リ、高等小学校弐学年修業ノ者ハ、無試験ニテ尋常中学校ヘ入校ヲ許ス事トナリ、是高等小学校ヲ設置シ、尋常小学校ヘ併置ノ必要ヲ感ズル所以ナリ。

原案採用ニ決ス」

現在の大浦駅の所に在った大浦小学校は運動場が狭く、運動会にも支障を来たす有様であったため、校舎後方の一段高い所の土地４反６畝９歩（約4,630㎡）を、4,684円44銭で買収し、昭和２年（1928）、村民の労力奉仕によって約３反歩（3,000㎡）の運動場が完成した。なお、この土地代として、全村民から3,398円３銭の寄付金が集められている。

せっかく運動場まで設けられた大浦小学校であるが、昭和８年（1933）、鉄道敷設のため、全面移転することになり、越坂の現在地に校地を定め、木造校舎３棟を建築して移転した。この校舎は木造瓦葺平屋建３棟で、１、２棟は新築、３棟目は古材利用の改築で、昭和８年（1933）12月10日に完成した。請負人は池田泰三、金額は３万3,300円であるが、総事業費は４万2,550円であった。廊下の片側三分の一はコンクリートの土間で、児童は下駄箱代わりに、自分の教室の前の土間に履物をずらりと並べていた。この工事期間中、児童は正伝院、役場、野崎の避病院、正恩寺で分散授業を実施していたが、

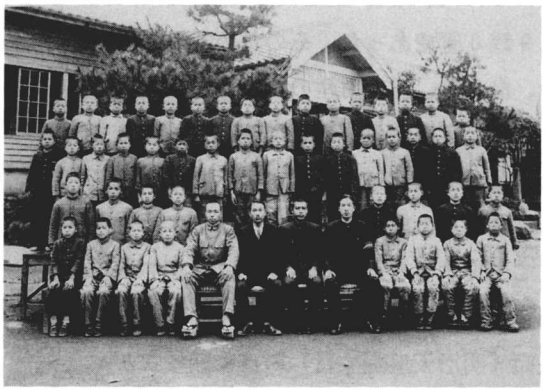

大浦小学校（７・８災害による改築前）

12月中旬本校へ復帰した。

講堂が新築落成したのは昭和28年(1953)2月で、請負金額349万円である。この講堂建築に当たっては、村内全戸から県道竹崎線の工事に出夫し、その賃金を全額建築費に寄附しなければならなかった。なお、講堂が無かった頃は、入学式、卒業式や祝日の儀式などの際は、第1棟校舎の3教室の間の間仕切り板戸を取りはずして、式場を造って講堂代用として間に合わせていた。

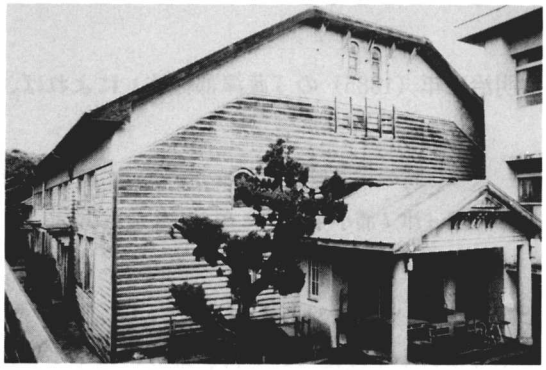

大浦小学校講堂

大浦小学校校舎等建設、生徒数、教員数　（明治～昭和初期）（太良町のあゆみの記録）

年次	建物構造	棟数	教室数	坪数	学級数		生徒数		教員数
					尋常科	高等科	尋常科	高等科	
明治25	瓦葺2階建	1	10						
30	瓦葺平屋建	1	2				166		
37	〃		1						
45	〃	1	2		8	1	417	33	10
大正 5	〃	1	2	51.5	8	1	434	46	10
7	〃		2	54	11	1	507	46	13
8	〃		1	25	12	1	513	44	14
昭和 2.3	運動場			1,800	12	2	519	91	16
8	瓦葺平屋建	3	20	864	12	2	667	85	16

② 竹崎分校

明治7年（1874)、竹崎にも「善誘小学校」が平井坊に創設されたが、明治11年（1878)、「大浦小学校」を創立するに際し、善誘小学校は廃止され、亀ノ浦の大浦小学校まで通うことになった。しかし、明治19年（1886）から義務教育となったので、一般児童の通学の便を考慮して同年9月から「竹崎分校」として平井坊で学習することになった。その後、大浦小学校が新校舎（大浦駅の所）に移り、修業年限4年の尋常科が設けられたので、竹崎分校は廃止され、明治26年（1893）7月から大浦駅の所にあった本校へ通うことになった。分校当時の児童数は不明であるが、1、2年生1学級であったと推察される。

③　津ノ浦小学校

明治18年（1885）の『藤津郡村誌』によれば、大浦村には公立小学校２箇所で、

「一つは村の東字似田（大浦小学校）に在り、生徒数男65、女子８である。もう一つは村の南字中今里（津ノ浦小学校）に在って生徒数男23、女７」

と記されている。

中今里の小学校については、地元には全く資料がなく、知る人も無かったが、たまたま諫早市郷土館の資料で確認することができた。開校、廃校等詳細については不明であるが、保存されている同校の卒業証書から推察すると、明治16年（1883）頃、大浦小学校から分離して開校したと考えられる。小学校の義務制（４年制）は明治19年（1886）からで、９月「大浦尋常小学校」と改称されたが、その頃、津ノ浦小学校は下等小学校（３年制）であったため、大浦小学校に統合されたと考えられる。従って、この学校の存在は４、５年間の短期間であったであろう。明治23年（1890）以降の大浦村会の議事録には全く記載がない。

学校名は「公立下等津ノ浦小学校」となっている。場所は古老の話によれば、中今里の消防詰所付近であったらしい。諫早市郷土館に保存されているのは北島英夫（明治17年当時７歳８月。大浦村初代村長北島致栄の長男、長崎で開業医となり、後、諫早に移る。）の初等科第４級卒業証書（第１号）と賞状である。

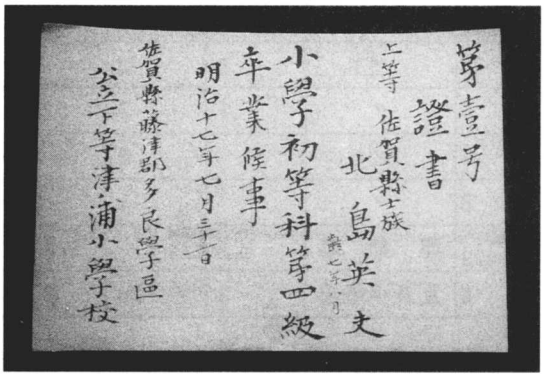
第壹号
證書
上等　佐賀縣士族
北島英丈
小學初等科等四級
卒業候事
明治十七年七月三十日
佐賀縣藤津郡多良學區
公立下等津浦小學校

津ノ浦小学校卒業証書

当時の下等小学校の初等科は６歳から８歳までの３年間で６級に分けられ、試験によって毎学年２級ずつ、６級から順次進級する仕組みであった。北島英夫は成績優秀で、７歳８月（２年生）のとき４級を卒業し、卒業証書第１号を授与されている。このことから考えて開校はその前年であろうと推察される。

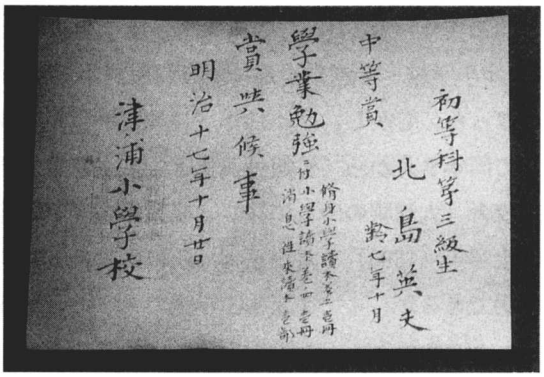
初等科等三級生
中等賞　北島英丈
學業勉強
賞與候事
明治十七年十月廿日
津浦小學校

津ノ浦小学校表彰状

学校の統廃合一覧

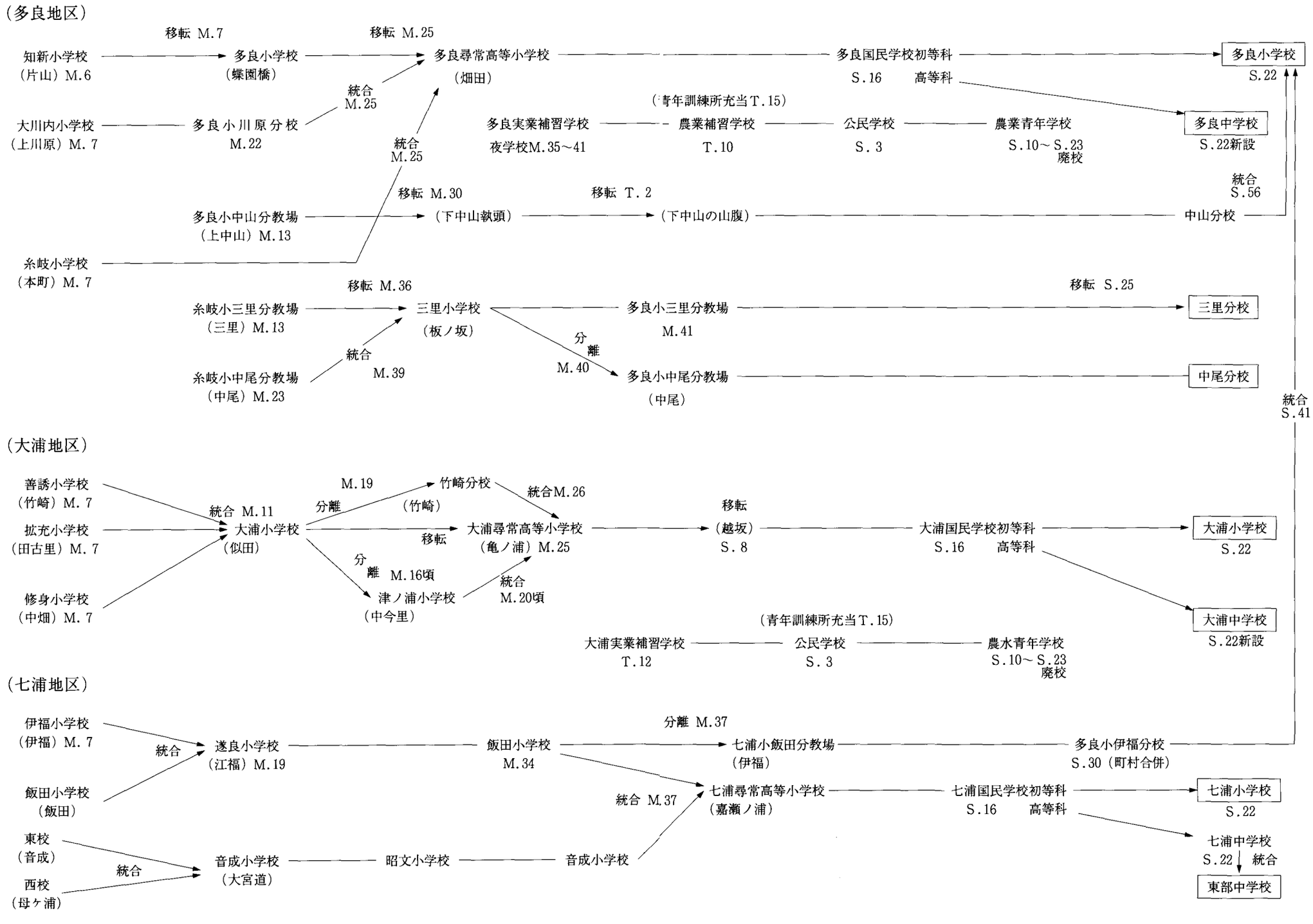
（多良地区）
知新小学校
（片山）M.6
移転 M.7
多良小学校
（蝶園橋）
移転 M.25
多良尋常高等小学校
（畑田）
多良国民学校初等科
S.16
高等科
多良小学校
S.22
大川内小学校
（上川原）M.7
多良小川原分校
M.22
統合
M.25
統合
M.25
多良実業補習学校
夜学校M.35～41
（青年訓練所充当T.15）
農業補習学校
T.10
公民学校
S.3
農業青年学校
S.10～S.23
廃校
多良中学校
S.22新設
統合
S.56
多良小中山分教場
（上中山）M.13
移転 M.30
（下中山執頭）
移転 T.2
（下中山の山腹）
中山分校
糸岐小学校
（本町）M.7
移転 M.36
糸岐小三里分教場
（三里）M.13
三里小学校
（板ノ坂）
多良小三里分教場
M.41
移転 S.25
三里分校
統合
M.39
糸岐小中尾分教場
（中尾）M.23
分離
M.40
多良小中尾分教場
（中尾）
中尾分校
統合
S.41
（大浦地区）
善誘小学校
（竹崎）M.7
拡充小学校
（田古里）M.7
修身小学校
（中畑）M.7
統合 M.11
大浦小学校
（似田）
分離
M.19
竹崎分校
（竹崎）
統合M.26
移転
大浦尋常高等小学校
（亀ノ浦）M.25
分離 M.16頃
津ノ浦小学校
（中今里）
統合
M.20頃
移転
（越坂）
S.8
大浦国民学校初等科
S.16
高等科
大浦小学校
S.22
大浦中学校
S.22新設
（青年訓練所充当T.15）
大浦実業補習学校
T.12
公民学校
S.3
農水青年学校
S.10～S.23
廃校
（七浦地区）
伊福小学校
（伊福）M.7
飯田小学校
（飯田）
統合
遂良小学校
（江福）M.19
飯田小学校
M.34
分離 M.37
七浦小飯田分教場
（伊福）
多良小伊福分校
S.30（町村合併）
統合 M.37
七浦尋常高等小学校
（嘉瀬ノ浦）
七浦国民学校初等科
S.16
高等科
七浦小学校
S.22
七浦中学校
S.22
統合
東部中学校
東校
（音成）
西校
（母ヶ浦）
統合
音成小学校
（大宮道）
昭文小学校
音成小学校

5．国民教育と教育勅語

我が国の教育制度は、学制頒布以来度々の改訂を経て、一応整備されたのであるが、明治初年から文明開化の旗印のもとに、欧米先進諸国の制度、内容を取り入れたものである。そのため、極端に欧米心酔の風潮をもたらし、教育上幾多の問題が指摘されるようになった。特に「自由民権運動」[注(4)]が盛んになり、全国的に普及しはじめたことは、明治政府にとって一大危機であった。そのため政府は、「新聞条例」や「集会条例」などを制定して、合法的に言論の統制を図ると共に、政治活動に圧力を加えたのである。

こうした動きの中で教育内容も変化し、それまで使用されてきた多くの自由主義系統の教科書は一切使用禁止となった。そして、これに代わって登場したのが、明治16年（1883）の「小学修身書」などである。小学修身書の特色は、儒教の倫理によって自由民権運動にブレーキをかけようとしたもので、「孝」の必要を強調しているのが一つの特色である。明治19年（1886）、教科書は検定制となり、国家統制が強化されていった。

当時、教育の設備はよく整ってきたが、ややもすれば西洋文明に心酔して、わが国古来の「忠孝仁義」の道徳を軽んずる傾向があり、国民の思想は動揺し、教育の方針も確立せず、政府は大方針をたてて教育の準拠を明示し、国民の心情を統一する必要に迫られた。そこで、明治23年（1890）10月30日「教育ニ関スル勅語」が渙発（かんぱつ）されたのである。

教育勅語は、漢学者で侍講を務めていた元田永孚（もとだ ながざね）を中心に、軍人で軍国主義者の総理大臣の山形有朋（ありとも）、立憲主義者の井上毅（たけし）等によって創案され、天皇の名において発布されたのである。

これによって国民道徳の基本が明示され、天皇中心の「国家主義教育」が実施されることになった。また、国民に対しては権威主義的与え方で、いわば宗教的、絶対的な存在となり、すべて教育は勅語の趣旨を体して行われるようになった。

教育勅語の内容には、近代的モラルも織りこまれてはいるが、皇室を中心として、国家に奉仕する臣民の育成が強調されている点が重要である。特に

「一旦緩急アレバ義勇公ニ報ジ、以テ天壌無窮（てんじょうむきゅう）ノ皇運ヲ扶翼スベシ」

と述べられており、国民道徳の最重要事項として強調され、軍国主義教育の柱として、中心的役割を果たしてきた。

明治24年（1891）２月には、全国の公私立学校に教育勅語の謄本が下賜された。同年５月に県から小学校設備規則が示されているが、その中の校舎の項に、

注(4)　自由民権運動とは、明治のはじめ頃、人民の権利をまもり、議会政治を要求して起こった政治運動

「天皇皇后ノ御影並ニ教育勅語ノ謄本ヲ奉置スベキ場所ハ講堂、教員室若クハ教室ノ正面ニスルコト」

と述べられている。これに基づき、各学校では特別の場所を定め、金庫の中に厳重に奉納していた。また、明治24年（1891）1月、県知事から奉読式についての訓令も出されている。それによると、毎年、三大節[注(5)]及び10月30日に奉読式を挙行して、学校長が教育勅語を奉読し、職員生徒に拝聴させること、奉読式にはなるべく生徒の父兄や親戚、保証人等にも拝聴させよということであった。当時、学校の年間行事の中で最も重要視されていたのは、祝日や大祭日の儀式であるが、その式次第についても通達がなされていた。儀式のときは、国歌斉唱のうちに天皇、皇后の御真影（ごしんえい）と勅語を式場に奉安し、最敬礼の後、全員低頭（ていとう）し、校長が恭（うやうや）しく勅語を奉読し、訓示することとなっていた。このように、各学校では厳粛、荘重に式を進めていたのである。

祝日のうつりかわり

祝日	明治時代	昭和初期	戦後	平成時代
1月1日	四方拝	四方拝	元日	元日
2月11日	紀元節	紀元節	建国記念の日	建国記念の日
4月29日		天長節	天皇誕生日	みどりの日
11月3日	天長節	明治節	文化の日	文化の日
12月23日				天皇誕生日

○　明治時代は三大節、昭和時代は四大節と称した。戦後はこの他にも祝日がふえた。

また、修身科の授業は勅語の趣旨を根本として徳目を教授し、生徒は勅語を暗誦せねばならなかった。修身教科書の巻頭には教育勅語の全文が掲載されていた。

なお、教育勅語とともに最重要視していたのは、天皇、皇后の御真影（写真）であった。これは学校の自発的願い出によって下賜されたものであるが、学校では特別の奉安庫や奉安殿を建設し、鍵を掛けて厳重に保管され、教員が宿直して奉護すべしと定められていたので、それ以来、教員の宿直が始められた。

明治天皇の御真影が下賜されたのは、多良小学校は明治26年（1893）2月であった。大正15年（1926）講堂が出来てからは、演壇中央の奥に設けられた奉安庫に納められていた。生徒達は登校の際、校門で最敬礼をしてから、教室に入るように躾けられていた。大浦小学校に下賜された年月日は不明であるが、奉納していたことは確かで、大浦村では昭和20年（1945）奉安殿建設を計画し、地鎮祭を執行したが、戦争末期で建設までには至らず、その儘になってしま

注(5)　三大節は、明治時代に1月1日の四方拝、2月11日の紀元節、11月3日の天長節を、国の祝日と定め、学校では儀式が行われていた。

った。大浦小学校の奉安庫は職員室の正面奥に設けられていたが、終戦後は倉庫として使用されていた。

（資料）

教育ニ関スル勅語

「朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ渊源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭倹己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽」

6．義務教育年限の延長

(1) 小学校令の改正

明治19年（1886）、小学校令が公布され、尋常科４年まで義務教育と定められてから就学率も徐々に向上し、日露戦争（明治37～38年）頃から急速に伸びて、明治39年（1906）には、全国平均で96.6％に達した。これは、国民の教育に対する理解の深まりと、国の教育諸条件の整備充実政策によるものである。このような状況の中で、教育改革の機運が高まり、明治40年（1907）３月、小学校令の一部改正が行われた。これによって尋常小学校は年限を４年から６年に延長し、この６年間を義務教育期間と定めた。

また、同時に高等科は４年から２年に短縮された。いいかえると、高等科の２か年を尋常科に移して義務教育年限を延長した。この制度はその後、永い間存続し、国民学校時代（昭和16年以降）も年限は変わらず、昭和22年（1947）新制中学校発足まで続いている。

(2) 小学校の教科目と週時間数

明治40年（1907）の小学校令改正によって、教科目と週時間数が定められ、その後、いくらかの修正がなされているが、当初のものは次のとおりであった。

明治40年改正　尋常小学校教科目別週時数　　（『学制百年史』より）

教科目／学年	修身	国語	算術	日本歴史 地理	理科	図画	唱歌 体操	裁縫	手工	合計
1年	2	10	5				4			21時
2年	2	12	6				4			24
3年	2	14	6			1	1 3	女1		男27 女28
4年	2	14	6			1	1 3	女2		男27 女29
5年	2	10	4	3	2	男2 女1	2 3	女3		男28 女30
6年	2	10	4	3	2	男2 女1	2 3	女3		男28 女30

高等小学校　教科目別週時数

教科目／学年	修身	国語	算術	日本歴史地理	理科	図画	唱歌	体操	裁縫	手工	農業	商業	英語	合計
1年	2	8	4	3	2	男2 女1	2	3	女4	男2 女1	2	2		男28～30時 女30～32
2年	2	8	4	3	2	男2 女1	2	3	女4	男2 女1	2	2		男28～30 女30～32

大正2年度(1913)就学率
小学校

村別／性別	多良村	大浦村
男	99.81%	100%
女	99.22	99.64
計	99.52	99.82

大正4年度（1915）児童数及び出席率

学校／種別	多良小	中山分校	中尾分校	三里分校	飯田分校	大浦小
児童数	尋 771 高 111	42	20	37	53	尋 440 高 47
出席率	92.42%	93.86	93.31	95.02	98.36	92.12

（『佐賀県初等教育一覧』より）

明治時代の学齢児童の就学率と出席率の推移　　佐賀県

年　次	就学率			男女平均出席率B	実質就学率C
	男	女	平均A		
明　治　19	60.86%	20.77%	42.02%	69.31%	29.12%
20	59.92	20.33	41.49	67.32	27.93
21	61.94	21.66	43.44	72.21	31.36
22	66.81	23.59	46.61	69.80	32.53
23	68.36	25.49	47.98	64.30	30.85
24	69.09	26.86	49.43	77.60	38.35
25	75.69	32.85	55.62	80.90	44.99
26	77.04	35.16	57.53	80.40	46.25
27	70.67	46.64	61.37	82.50	50.63
28	72.00	35.76	59.78	80.20	47.94
29	80.58	42.54	62.89	88.40	55.59
30	82.20	44.46	64.27	86.70	55.72
31	85.24	50.05	68.64	87.20	59.85
32	87.99	54.50	71.97	87.80	63.18
33	94.81	76.25	86.05	88.18	75.87
34	98.07	92.44	93.41	87.39	81.63
35	98.74	96.72	97.76	88.36	86.38
36	98.93	97.72	98.34	90.09	88.59
37	98.98	97.64	98.38	90.76	89.28
38	99.16	97.83	98.52	90.45	89.11
39	99.20	98.13	98.68	91.42	90.21
40	99.38	98.59	99.00	93.21	92.27
41	99.50	98.82	99.17	94.08	93.29
42	99.52	98.95	99.25	93.97	93.26
43	99.44	99.25	99.33	93.86	93.23
44	99.52	99.23	99.37	94.43	93.83
45	99.53	99.23	99.39	94.94	94.36

（『県統計書、県学事年報』より）　　$C = \frac{A \times B}{100}$

7．学務委員制度と教育財政

(1)　学務委員制度

明治４年（1871）、支部省を設けて大木喬任（おおきたかとう）を「文部卿（もんぶきょう）」に任命し、教育行政を統轄させた。地方では各中学区毎に、県令から任命された「学区取締」を置き、区内の学務に関することを担当させていた。明治８年（1875）には多良村、糸岐村、大浦村の第５小区担当として、大浦村の木下長香（中畑在住　大浦村戸長）が区務所長兼務で学区取締に任命された。

明治12年（1879）９月、教育令が公布されて学区制は廃止され、各町村における児童の就学

や学校の設置、維持管理などを行わせるため、従前の学区取締まりに代わって「学務委員」を置くことになった。その人数や給料の有無は町村で適宜定めてよいことになっていたので一様ではなかった。例えば、給料について調べてみると、多良村では明治16年（1883）に月２円、糸岐村では明治13年（1880）に月２円となっていたが、大浦村では無給であった。しかし、明治18年（1885）３月、佐賀県令より次のような通達が出されている。

「学務委員々数俸給等標準ヲ定メルコト
１．学務委員ハ一学区３千戸未満ニ１名，３千戸以上２名トス
２．仝月俸ハ８円以上15円以下タルベシ
３．仝旅費ハ１日30銭以上50銭以下タルベシ
４．仝職務取扱費ハ１ヶ月50銭以上タルベシ」

この学務委員制度は明治18年（1885）に一旦廃止されたが、明治23年（1890）の小学校令によって復活している。同令では、学務委員は教育事務について町村長を補佐するもので、委員の中に小学校教員を加えることが規定されている。明治26年（1893）３月に定められた『大浦村常設委員設置規定』によると、学務委員は６名で、そのうち２名は小学校正訓導から選任することになっていた。任期は教員を除き４年で、報酬は支給しないが、旅費は実費弁償であった。公選委員の選出は村会で投票が行われ、その結果、村長及び議員３名が選出されている。多良村では明治28年（1895）までは不明であるが、29年（1896）以後は別表のとおり任命されている。

学務委員制度は第二次大戦後まで続いていたが、実際の権限はあまりなかったようである。教育行政や教員の人事は県の学務課が担当し、町村では町村長の管理下で、役場の学事係が事務処理に当たっていた。従って学務委員の仕事は、僅かに財政的事項について手助けする程度に過ぎなかった。また、明治30年（1897）に「地方視学制度」が設けられ、視学が学校の指導監督に当たり、教育の人事も取り扱っていた。これらの制度は、昭和23年（1948）に「教育委員会法」が制定されるまで続いていた。

学務委員（教員を除く）

多良村				大浦村	
氏名	任期	氏名	任期	氏名	任期
黒田惟誠	明29～明43	田古里菊次	昭 8～昭16	酒井夘平	明26～
〃	大 6～昭 3	中尾誠之	昭12～昭15	富岡初三	明26～
坂本源治	明31～大 5	山口茂樹	昭12～昭17	菖蒲幸三郎	明26～
田中大九郎	明34～大 5	新宮忠彦	昭12～昭16	永田友一	明26～
高柳愛之助	明34～明43	山崎甚吾	昭17～昭18		
新宮清朗	大 6～大13	桑田末次	昭18～昭21		
綿屋利一	大 6～大13	恵崎三市	昭18～昭21		
山口巌	大 6～昭 3	新北三宜	昭18～昭21		
坂本治朗	大13	津崎正義	昭22～		
〃	昭17～昭18	野崎力松	昭22～		
古川平三郎	大14～昭 3	山田威光	昭22～		
田村伊一	大14～昭 3	山崎国太郎	昭22～		
新北久四郎	昭 4～昭11	中野林三	昭22～		
山口宗孝	昭 4～昭 7	藤山謙	昭22～		
原田幾栄	昭 4～昭11	魚島己八	昭22～		
〃	昭17～昭18	矢壁辰作	昭22～		
高田重一	昭 8～昭11				

（以下不明）

（昭和23年から27年まで不明）

(2) 教育財政

① 教育方針

明治５年（1872）学制頒布以来、小学校教育費は全額町村及び父兄の負担となっていたので、町村予算の大半がこれに当てられ、その財源捻出のため各戸への賦課金、寄付金、授業料などが課せられていた。その結果、施設設備も整わず、就学さえも拒む有様であった。学校の備品購入のため大浦村では明治29年（1896）８月、寄付金が集められている。それは村民から15円50銭、学校教員４名から17円50銭であった。教員は学校の備品を購入するために校長以下助教に至るまで寄付しなければならないような有様であった。

このような状態から脱却して、学校教育の振興充実を図るために、国からの援助が強く叫ばれるようになり、明治32年（1899）「小学校教育費国庫補助法」、明治33年（1900）「市町村立小学校教育費国庫補助法」などが制定された。その結果、市町村の負担が軽減されたことはいうまでもない。

② 授業料

授業料は「受益者負担の原則」から考えられたものではあるが、教育予算確保のための村の重要財源であった。しかし、家庭経済に及ぼす影響は大きく、特に貧困家庭では授業料捻出は

不可能であった。国では、父兄の責任において全員就学させるように督励したけれども、授業料が大きな障害となって、就学率の向上を阻む要因ともなっていた。

参考までに当時の規則を掲げると、明治25年（1892）３月の佐賀県令第32号による授業料規則では、

「尋常小学校月３銭以上50銭以下、高等小学校月６銭以上１円以下、補習科月２銭以上30銭以下」

と定められている。

国では明治33年（1900）の小学校令改正を機として、義務教育である尋常小学校の授業料徴収を禁止することになった。しかし、高等科は義務制でなかったため、昭和時代まで納入しなければならなかった。

小学校授業料徴収状況

村別	年度	授業料　１人　月額		
多　良	明治22	尋常科平均６銭２厘５毛		多良小高等科 昭和 8年　１人の時月20銭 兄弟在学者　15銭 昭和16年　１人の時月20銭 兄弟在学者　15銭 昭和17年　仝上 昭和18年から徴収中止
	23	就学奨励のため⅓減額		
	29	年66銭		
大　浦	明治23	尋常科平均４銭	高等科	
	30	３銭	6銭	
	32	６銭	12銭	
	33	４銭	8銭	
	34	無料	10銭	
	大正 5	〃	10銭	
	昭和 3	〃	就学奨励のため　0	
	4	〃	校舎建築のため20銭	

（多良村、大浦村『村会議事録』より）

③　教員給料

明治中期の教員は訓導、准訓導、授業生、助手、補助員に区別され、待遇面でも大きな差があった。当時の教員給料は町村の負担であったため、教育予算の大半がこれに充てられ、施設設備の改善などをする余裕はなかった。また、村財政に占める割合も高く、弱小町村では教員給料の減額支給や遅払い措置なども行われていた。そのため、明治27年（1894）２月、藤津郡役所から各村に対して、「明治27年度から辞令面のとおり必ず相当の俸給を支給するように切望する。」という通達がなされている。

ところで、明治29年（1896）には、「市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法」も制定され、いくらかの待遇改善が行われるようになった。さらに大正７年（1918）には、「市町村義務教育費国庫負担法」が制定され、市町村の負担も軽減されるようになったが、第一次大戦から数年後、経済不況などの影響もあって、全国的に教員給料の遅払いや一部強制寄付などの事態が

発生し、昭和初期まで続いていた。全国市町村の約１割が何らかの特別措置をとっていたと言われている。

明治時代の教員給料（月額）（村会議事録より抜粋）

学校／年度	多良小	川原分校	中山分校	糸岐小	三里分校	中尾分校	大浦小	竹崎分校
明治22	7 円－1名 5 —1 4 —2 2 —1	4円－1名 2 —1	1円－1名	7 円－1名 4.5 —1 3 —1 2 —1	3.5円－1名		3.5円 全員	
24	8 円－1名 4.5 —1 4 —2 2 —1	4円－1名 2 —1	1円－1名	7 円－1名 4.5 —1 4 —1 3 —1 2 —1	3.5円－1名	1円－1名	5 円－1名（実給 4円） 4 —1 （〃 3.5円） 不明 — 3	5円－1名 （実給4円）
26	不明		不明		不明	不明	12 円－1名（実給6.5円） 10 —1 （〃 6.5円） 7 —2 （〃 5.5円） 4 —1 （〃 4 円）	

校番（用務員）給料（月額）

学校／年度	多良小	川原分校	中山分校	糸岐小	三里分校	中尾分校	大浦小	竹崎分校
明治22	75銭－１名	20銭－１名	なし	30銭－１名	なし		明治26年 70銭－１名	なし

○教員旅費

明治22年多良村予算総額12円20銭

内訳○多良小　５円60銭　　鹿島・七浦出張積算基礎

○川原分　１円　　○車馬賃　１里に付５銭

○糸岐小　５円10銭　　○日当　　１日　　30銭

○三里分　50銭

○中山分　なし

８．明治時代の小学生

(1) 家業の手伝い

明治19年（1886）から小学校は義務制となったが、農村では家事手伝いのため不就学児が多かったし、就学はしていても欠席する者、子守りしながら登校する者もあった。大浦小学校では、大正15年（1926）になってからも、子守登校生が26名もいたと記録（大浦小学校沿革誌）されている。

このような状態であったため、学校及び役場当局では、家庭訪問や部落連絡会などで極力出

席督励に努め、子守りして登校する者のために特別学級を設けたりしている。

大浦小学校では昭和6年（1931）5月に「稚児収容室」を特設し、幼児を預かったりしたこともあった。また出席率向上対策として学級毎、部落毎の出席率を調べて、優勝旗を与えたこともあったし、個人別には皆勤賞、精勤賞を与えたりしたが、これは戦後まで続けられていた。しかしその後、病気以外の事故欠席が殆ど無くなったので、昭和29年（1954）頃から出席賞は廃止されてしまった。出席率向上については、県でも特に意を用い督励していた。大正3年（1914）度多良小学校の出席率が大いに向上したということで、多良村に対して、藤津郡長より進歩旗が授与されている。

戦前の農業は殆どが手作業で、多大の労働力が必要であったため、手不足を補うために、子守りに限らず、家事や農作業の手伝いに子供を使うことが多かった。特に春秋の農繁期には欠席者が多くなるので、学校では数日間連続して農繁休暇を与えるため、臨時休業するのが通例であった。この農繁休暇も戦後まで実施されていたが、農業の機械化で手不足が解消したので、昭和36年（1961）からやめてしまった。

また、明治中頃から学校生徒を動員して、水田の害虫である螟蛾（めいが）、螟卵（めいらん）の採取も、年中行事として組織的に実施されていたが、戦後、農薬の普及によってやめるようになった。

このように、幼いながらも手伝いと称して、労働力の不足を補う役目を負わされているのが一般的であった。

⑵ 学校生活と遊び

教科書は各自で購入しなければならなかったので、上級生から古本を譲り受けて間に合わせる者も多かった。少し裕福な家庭では新本を買うこともあったが、新聞紙などで表紙をカバーし、鉛筆で書きこむこともしなかった。それは翌年、下級生に譲渡するためである。

1年生は石板（せきばん）（平たい粘板岩を長方形に切り、周りに木枠をはめたもの）に石筆（せきひつ）（滑石などで造った細い棒）で文字や数字を書き、石板拭きで消して何回も練習した。鉛筆は1、2本しか持たず、短くなると竹の筒に挿し込んで大切に使っていた。また1年生から毛筆習字があったが、新聞紙か半紙1枚に、真黒くなるまで繰り返し練習した。唱歌の時間は、1台の風琴（ふうきん）（オルガン）を先生が弾き、生徒は声張り上げてただ歌うだけであった。勉強道具は風呂敷に包み、田舎では腰に括（くく）りつけて登校するのが普通であった。

服装は和服に藁ぞうり履き、雨の日は跣（はだし）で甚八笠（じんぱちがさ）（ばばしき）や半天（はんてん）(筒袖の厚手の着物)をかぶったりして登校していた。先生は、男は詰襟服に靴、女は和服に袴をつけ、ぞうり履きであった。生徒の弁当は麦、いも、粟の握り飯に梅干か漬物を添えて、紙か布ぎれ、草の葉などに包んだ粗末なものであった。このような状況は、明治から昭和初期まで続いていた。

男子の遊びは陣取り、竹馬、ペチャ、杭（くい）ねん、相撲，わなかけなどで、女子は布糸で作った手まり、お手玉、おはじきなどが多かった。下校後は、夏は集団で水浴び、冬は「目白（めじろ）」とり

などもしていたが、家では子守り、水汲み、風呂沸かしなどは子供の仕事とされていたので、遊ぶ暇はあまりなかったようである。

（『大浦小創立百年記念誌』思い出の記から）

(3) 学校行事

学校行事としての運動会や修学旅行は、この頃から実施されていたが、大浦小学校では運動場も狭く、校外の野外や神社寺院の境内を借用することもあった。また七浦、多良、大浦小学校の運動選手を多良に集めて、三村連合運動会なども行われていた。

修学旅行は、下級生は徒歩で近くの高原や隣村までが多く、高等科は長崎、佐世保、佐賀、博多まで行くこともあったが、徒歩や馬車で武雄、諫早まで行って、そこから汽車を利用するのが普通であった。しかし、旅費が嵩(かさ)むので、大浦では篤志寄附を集めて、旅行費の補助をしたこともあった。

学校行事で、最も厳粛に行われたのは祝日の儀式で、当日は生徒も衣服を改めて登校していた。式菓として、紅白の饅頭などを貰うのは大きな喜びであった。

Ⅲ 教育制度の拡充

1．新教育運動

第一次世界大戦は、わが国の産業界に末曽有の好況をもたらし、国際的地位も高まり、「国際連盟」加入によって、国際協調的傾向もあらわれてきた。そのような情勢の中で、欧米の自由主義的な近代思想が流入し、普通選挙を目指して、政治的活動が活発になってきた。「大正デモクラシー」と呼ばれる大きな思想の流れは教育界にも波及し、欧米の教育思想が輸入され、新教育運動が展開されるようになった。明治時代の画一的な一斉指導から脱却して、児童の自発的活動を尊重し、自由で創造的、個性的な教育をしようというものであった。しかし、一般の学校では政府の圧力によってあまり普及しなかった。

国では、自由主義、社会主義を抑えるために「戊申(ぼしん)詔書」[注(6)]を渙発し、また大正6年（1917）から8年にかけての「臨時教育会議」では、「護国ノ精神ニ富メル忠良ナル臣民」の育成を強調している。これはデモクラシー的な思想を抑圧するために、従来以上に、強固な国家主義思想の普及徹底を強調したものである。大正12年（1923）の「国民精神作興ニ関スル詔書」の渙発も亦、国民の思想統一を図るためのものであった。

こうして昭和期に入り、満洲事変前後の国家主義と思想統制の中で、大正期の新教育運動は

注(6) 戊申詔書　明治41年（戊申1908）に出された。日露戦争後の国民の心構えを諭した詔書。

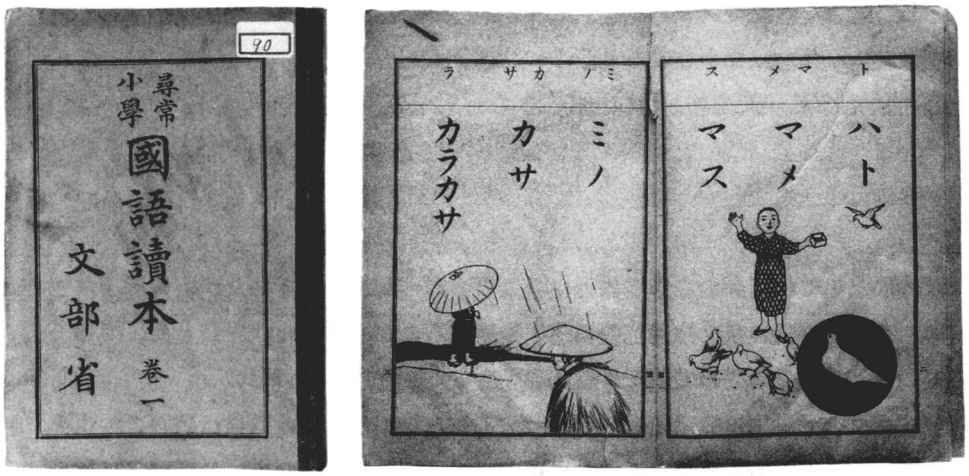

大正６年発行１年生用国語教科書

大正９年発行５年生用国史教科書

封じ込められてしまった。明治時代には、学制施行から度々教育制度の改訂がなされてきたが、大正時代には制度の改正はあまりなく、いわば教育内容の充実に取り組んだ時代であった。町村では児童生徒の増加に伴って、校舎の増改築や校地の拡張などを重点として努力がなされている。また、当地のように通勤不可能な僻遠の村では、教員住宅の建設も必要であった。多良村では大正６年（1917）に端古賀区民30名の寄付金397円44銭と県の補助金によって同年７月に完成し、遠隔地出身の教員が入居していた。しかし、昭和になってからは入居する者もなく、クラブと称して、端古賀区民の集会所となり、現在は区の公民館となっている。また、大正14年（1925）にも１戸建造された。大浦村では昭和３年（1928）、野上字東雲谷（しののめだに）丁1453番の２に１戸、昭和５年（1930）里字舟津戊416番に１戸、昭和11年（1936）広江字八久保（はちくぼ）丁1640番に１戸、昭和12年（1937）亀ノ浦字舟津丁548番に１戸建造された。地元出身教員が少ないため、乏しい村財政の中で、教員確保のため大きな負担を負わなければならなかった。

2．教育政策と国民感情

小学校の教科書は明治36年（1903）以来、国定教科書が使用されていたが、大正７年(1918)発行の第３期改訂から、超国家主義的傾向があらわれ、従前「日本歴史」となっていたものが「国史」と改められ、神話教材などが、わが国の建国の歴史として取り上げられている。さらに昭和８年（1933）の第４期改定からは国家主義､軍国主義的色彩が一層濃厚になっていった。

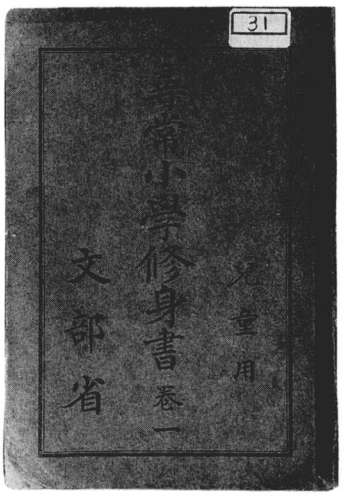

大正７年発行
１年生用修身教科書

ところで、大正から昭和にかけて超国家主義へと傾いていく中で、異色的感じを受けるのは、国民感情が国の方針どおりに浸透していなかったということである。その例は、全国の小学校に配布されたアメリカ人形が物語っていると考えられる。

アメリカ人形は、昭和２年（1927）４月、北米合衆国（当時の呼称）児童親善会から、日本全国の小学校に贈られたものである。多良、大浦小学校では早速、歓迎学芸会を開催し、その記念写真を撮ってアメリカに送ったという記録（学校沿革誌）が残っている。

「青い目をしたお人形は　アメリカ生まれのセルロイド
日本（にほん）の港に着いた時　一ぱい涙を浮かべてた
可愛い日本の嬢ちゃんよ　仲良く遊んでやっとくれ
仲良く遊んでやっとくれ」

という歌が全国の子供達に歌われ、大いに日米親善の役目を果たしたのである。しかし、第二次大戦でアメリカと戦うことになって、無惨にも壊され、焼却されたりして姿を消してしまった。このことから考えても、昭和初期までは一般国民はまだ排他的ではなかったようである。その頃、小学生の間にベースボール（野球）が始められているのも同じことであろう。

3．経済不況と学校教育

第一次世界大戦頃から、一時的には好景気をもたらしたものの、大正９年（1920）頃から不況の波が押し寄せて失業者が続出し、生活不安は深刻化していった。各町村では教員給料の未払いや強制カットも行われ、これに応じて教員組合が結成された所もあったが、国では「思想統制」や「言論統制」によって断圧を加えたので、当地方では組織されていない。

昭和初期には、全国的に欠食児童が激増し、大きな社会問題として新聞にも報道されていた。当地のような農漁村地帯では、都会のように深刻ではなかったかも知れないが、それでも、村

ではいろいろな対策がとられている。村会の記録によれば、大浦村では昭和６年（1931）に『学齢児童就学奨励規定』を制定して、生活困窮のため就学困難な児童に対して、教科書、学用品、被服、食料、生活費の全部もしくは一部を村費より給与するという規定を設けている。多良村ではこれと同じような規定を既に大正14年（1925）に制定して実施している。

大浦村では大正８年（1919）、有給吏員及び教員の手当削減まで提案されたが、村長の反対意見で撤回されたこともあった。

このようなことは、世界的インフレの波によって物価が高騰し、「米騒動」も起こるという厳しい状況の中での、貧弱財政町村の苦悩を物語るものである。

戦前の小学校校歌

○多良小学校々歌（応援歌）

「紅葉（もみじ）の心　流れては　有明の海波高し
垂（た）り穂（ほ）の稲の　ゆらぎつつ
我が豊足（ゆたたり）の里の名を　振るい興（おこ）せよ健男子」

○大浦小学校々歌

「１．有明の海　幸（さち）さわに　野には瑞穂（みずほ）の豊かにて
和（なご）める里の大浦に　我等育たんすこやかに
２．南に浅間（あさま）　北に諏訪（すわ）　鎮（しず）まりいます宮柱（みやばしら）
古き伝えを身に受けて　我等つとめん村の為
３．多良の高嶺（たかね）といや高き　おおきみことを畏（かしこ）みて
この学び舎（や）に競（きそ）いつつ　我等学ばん国の為」

多良小学校校旗
（昭和13年寄贈）

Ⅳ　戦時下の学校教育

１．教科書の改訂

昭和６年（1931）、満洲事変が勃発し、それを契機として満州国を建設し、大陸への勢力伸張を図ったわが国は、国際世論に抗して、「国際連盟」を脱退してしまった。続いて「ワシントン条約」を廃止し、軍縮会議も脱退して、国際的に孤立しながら、軍備の拡張に狂奔していった。これら一連の動きは、軍部の圧力によって「ファシズム体制」を強化するためであった。

昭和６年文部省発行　尋常小学修身書巻六

題　　目	内　　容
巻頭	教育勅語全文
第１課　皇大神宮	皇室と皇大神宮
第２、３課　国運の発展	国勢の発展と国際関係
第４課　国交	天皇の外交
第５課　忠君愛国	天皇、国家への奉仕
第６課　忠孝	楠木正成、正行
第８課　沈勇	海軍佐久間艇長
第15課　清廉	乃木大将
第17課　憲法	天皇の統治
第18～20課　国民の務	兵役、納税、選挙
第25～27課　教育に関する勅語	勅語の解説

昭和７年文部省発行　小学国語読本巻一

内　　容
サイタ　サイタ　サクラガ　サイタ　P．2、3
ススメ　ススメ　ヘイタイ　ススメ　P．5
ヒノマルノハタ　バンザイバンザイ　P．7

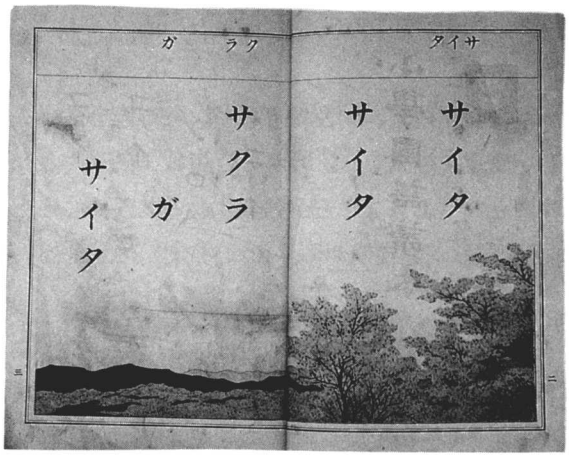

昭和７年発行１年生用国語教科書

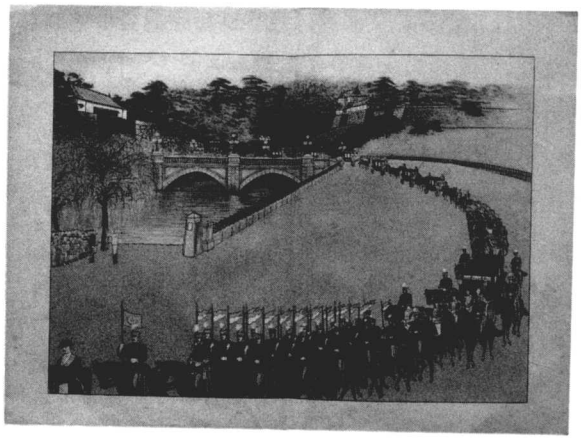

昭和11年発行１年生用修身教科書

昭和12年（1937）には日華事変へと発展し、ヨーロッパで第二次世界大戦が始まってから、「日・独・伊の三国同盟」を結び、遂に昭和16年（1941年）12月、太平洋戦争へと突入した。

この一連の戦争によって、教育界もまた戦火の嵐に席捲され、軍国主義一色に塗りつぶされてしまった。

学校教育で最も重きをなすものは教科書であるが、国では教科書を通して「神国思想」を強調し、「忠君愛国」の精神を鼓舞するために作られたのが、教科書の戦時版である。その内容について例を挙げてみると、徹底的な改訂であったことが理解されるであろう。

この教科書で特に強調されているのは、皇国史観に基づく天皇についての記述である。天皇は神の後裔（こうえい）であり、現人神（あらひとがみ）として神格化されて、絶対的権威が与えられている。国民は忠義を尽くすことが即ち愛国であり、臣民としての第一の倫理であると教え込まれた。天皇についての話をする時は、話す側も聞く側も、姿勢を正し言葉を改め、不敬にならぬようにせよという通達も発せられていた。

2．国民学校

満洲事変勃発以来、学校教育も漸次戦時色を帯びるようになり、さらに日華事変を契機として著しい変化を招来した。教育の目標は「皇国民の育成」であるとし、忠君愛国、義勇奉公、皇運扶翼というようなことが強調されるようになった。

『国民学校教則案説明要領』（改訂草案）によれば、改革の由来として、

「明治５年の学制頒布以来、教育は日進月歩盛況を見るに至ったが、我が国の国力と文化の発展は著しく、その世界的地位の向上に伴い、教育に於ても従来の欧米模倣の域を蟬脱（せんだつ）し、確固たる指導理念の下に教育全般に亘り根本的改革を行う」

と述べられている。文部省は教学刷新評議会に諮問し、或は国民精神文化研究所や教学局を設置したり、『国体の本義』を編纂するなど、国体の本義を明徴にし、教学の精神を明らかにするため努力すると共に、上諭を拝して教育審議会を設置し、従来の「小学校令」に代わる「国民学校令」の実施に踏み切った。こうして明治以来親しまれてきた「小学校」が「国民学校」と改称されたのは昭和16年（1941）４月からであった。

国民学校は初等科６年、高等科２年の８か年とし、共に義務教育であると定められた。しかし、戦争の激化に伴い、戦時非常措置によって高等科の義務制は実施が延期され、終戦まで遂に実現しなかった。

国民学校のねらいは、

「教科ヲ統合シテ教育ノ徹底ヲ図リ」
「国民精神ノ昂揚、智能ノ啓培、体位ノ向上ヲ図リ、産業並ニ国防ノ根基ヲ培養シ」
「以テ内ニ国力ヲ充実シ、外ニハ紘一宇ノ肇国精神ヲ顕現スベキ次代ノ大国民ノ育成」

を企図したものであった。国民学校令第1条には、

「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ、国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」

とし、忠良なる皇国臣民の育成、即ち皇運扶翼の道を修錬させる道場にするということであった。

教科の編成も大きく改革され、名実共に皇国臣民の育成にふさわしいものであった。教科は従来の小学校の教科を統合して、新しく国民科、理数科、体錬科、芸能科及び実業科に改められた。それは、

① 国民科は、国民精神を体認して、国体に対する確固たる信念を有し、皇国の使命に対する自覚を有するため。
② 理数科は、透徹せる理知的能力を有し、合理創造の精神を体得し、もって国運の進展に貢献し得るため。
③ 体錬科は、闊達剛健な心身と、献身奉公の実践力とを有するため。
④ 芸能科は、高雅な情操と、芸術的技能的な表現力を有し、国民生活を充実する力を備えるため。
⑤ 実業科は、産業の国家的意義を明からにし、勤労を愛好し、職業報国の実践力を有するために。

という趣旨で、個人の人格形成というよりも、国家に奉仕する人間の育成ということが如実にあらわれている。

第一號表（初等科）

教科		國民科				理數科		體錬科		藝能科					毎週教授總時數
教科目		修身	國語	國史	地理	算數	理科	武道	體操	音樂	習字	圖畫	工作	裁縫（女）	
第一學年	時數	一〇				五		五				三			二三
	內容	國民道德	讀方綴方話方書方			算數一般	自然ノ觀察	遊戯體操衛生	歌唱鑑賞基礎練習		假名楷書	形象ノ看取表現鑑賞	工作		
第二學年	時數	二				五		六			三				二五
	內容	同	同			同	同	同	同		同	同	同		
第三學年	時數	二	八			五	一	六		二	一	二			二七
	內容	同	讀方綴方話方			同	同	體操教練遊戯競技衛生			同	同	同		
第四學年	時數	二	八		一	五	二	六		二	一	(四)男(二)女		二	三一
	內容	同	同	鄕土ノ觀察		同	理科一般			同	同	同	同	裁縫初歩	
第五學年	時數	二	七	二	二	五	二	六		二	一	(四)男(二)女		二	三三
	內容	同	同	國史ノ大要	地理ノ大要	同	同	同	武道ノ簡易基礎動作	同	假名楷書行書	同	同	同	
第六學年	時數	二	七	二	二	五	二	六		二	一	(四)男(二)女		二	三三
	內容	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

備考　一時限ノ授業ヲ四十分トス

第二號表（高等科）

教科	科目	第一學年 時數	第一學年 內容	第二學年 時數	第二學年 內容
國民科	修身	二	國民道德	二	同
	國語	四	讀方、綴方、話方	四	同
	國史	二	國史ノ大要	二	同
	地理	二	地理ノ大要	二	同
實業科	農業 工業 商業 水産業	五（男）二（女）	農業、工業、商業又ハ水産ノ大要 實習	五（男）二（女）	同
理數科	算數	三	算數一般	三	同
	理科	二	理科一般	二	同
體錬科	體操	六（男）四（女）	體操、教練、遊戯及競技 衛生	六（男）四（女）	同
	武道		武道ノ基礎動作		同
藝能科	音樂	一	歌唱、鑑賞、基礎練習	一	同
	習字	一	假名、楷書、行書、草書 鑑賞	一	同
	圖畫	二	形象ノ看取、表現、鑑賞	二	同
	工作		木工、金工、セメント工 手藝（女）		同
	家事（女）	五	家事一般	五	同
	裁縫（女）		裁縫一般		同
計		三〇		三〇	
增課		三～五		三～五	
每週教授總時數		三三～三五		三三～三五	

備考

增課時數ハ土地ノ情況ニ依リ必要ト認ムル科目又ハ加設科目ニ配當スルモノトス但シ實業科及藝能科家事・裁縫以外ノ科目ニ關シテハ一科目ニツキ二時限ヲ超ユルヲ得ズ

實習ハ本表每週教授總時數外ニ互リテ之ヲ課スルコトヲ得

體錬科（男兒）ニ於テハ每週凡ソ二時限ヲ教練ニ充ツベシ

一時限ノ授業ヲ四十分トス

教科書も改訂され、「ヨイコドモ」「ヨミカタ」「テホン」「カズノホン」「エノホン」など、1、2年生用の多色刷りの本も発行されたが、戦争の推移と共に物資不足を反映して、昭和19年（1944）には色刷りが廃止され、黒一色の表紙で紙質も低下し、頁数も減少し、種目によっては発行停止となったものもあった。

国民学校は前述したとおり、皇国民錬成の道場という観念から発足したために、内容的にも「臣民の道」が強調され、戦争を反映して必勝の信念、堅忍持久の精神涵養に努力することが重要な課題であった。そのため宮城遙拝（きゅうじようようはい）注(7)、団体行進、駈足訓練などが頻繁に行われ、教室にも神棚や国旗を掲げ、軍神の写真が掲揚されていた。

明治中期以来、学校教育は教育勅語を根本として進められてきたことは前述したとおりであ

注(7)　宮城遙拝とは、昭和20年の終戦以前、天皇の住まいである宮城（皇居）に向かって、最敬礼をしていたこと。

るが、国民道徳の中心は「忠」と「孝」であった。これは国民科修身のみならず国史、国語、地理などの教科を通しても強調され、戦争の推移とともにさらに鼓吹されるようになった。

昭和17年度（1942）、教育実習生受け入れ学校（北波多国民学校）の指導記録から、当時の教育の実態をみると、別添資料(1)〜(4)のとおりである。

資料(1)　　教員の日々行事と週行事　　（昭和17年度北波多国民学校）

順	毎日行事	曜	毎週行事
一	学校への敬礼（学校正玄関）	月	寮朝礼（校訓斉唱、週訓発表、激励、生活錬成訓話）
二	奉安殿への最敬礼		児童放送
三	出勤札掛		学級常会
四	神宮拝礼		
五	出勤簿捺印		
六	帳簿検閲捺印	火	全校朝礼（校訓斉唱、校歌合唱、校長訓話）
七	教授準備（観察指導等準備）		寮掃除検閲、一斉下校
八	一斉作業（御奉公教児共同）		職員諸会合
九	職員朝礼		
一〇	児童朝礼		
一一	朝のつとめ（皇国民錬成の道場化）	水	寮朝礼（寮学芸会）
一二	休憩時指導		寮至誠会、寮作業、学習帳検閲
一三	体錬時実践		
一四	昼食（会食・弁当調査・手洗・礼儀作法・感謝の躾）		
一五	昼食休・共遊		
一六	整理指導（テスト・個人膝下再指導）	木	全校朝礼（校訓斉唱、至誠歌合唱、皇国民錬成上の話）
一七	反省（初五以上二日の学級反省、明日の心構）		職員運動
一八	掃除指導、飼育栽培、観察指導		
一九	学級事務処理		
二〇	錬成案記述提出、翌日教授準備	金	寮朝礼（校訓斉唱、生活訓話、至誠歌合唱）
二一	経営案記入整理、一日反省		児童生活日誌検閲
二二	分掌事務処理		
二三	家庭訪問		
二四	机上整頓		
二五	神宮拝礼	土	記念塔前の儀
二六	出勤札下し		生活錬成打合会（昼食休み時）
二七	最敬礼		寮内錬成打合会（特殊児童、操行吟味）
二八	学校へ敬礼		

資料(2)　一日の動態（自４月上旬～至10月中旬）　８時始業　（昭和17年度 北波多国民学校）

準　備　時	７時15分～７時30分	15分間	学習用具整理、学習準備、危険観察 各係役員ノ分担事務、教室整頓美化
一斉作業	７．30　～７．45	15	手洗水カエ、便所美化 板張ミガキ、校庭掃除 硝子ミガキ 赤誠奉公、全校静寂躍動
職員朝礼	７．45　～７．55	10	児童ハ用便ヲスマセ学級整列無言、朝礼場ニ集マリ体操ノ準備ヲナス、時間ヲ延バサヌ、直ニ朝礼場へ、指示打合、御製奉唱、「海ゆかば」
児童朝礼	７．55　～８．10	15	最敬礼、礼拜、唱歌、校訓、訓話、黙想 「海ゆかば」 ラッパ、二礼二拍手一礼
朝のつとめ	８．10　～８．20	10	皇国民鍛錬道場トシテノ雰囲気ノ中ニ入レル全校静寂境、心境ノ整理
第　1　時	８．20　～９．00	40	15分間休憩時間
第　2　時	９．15　～９．55	40	
体　錬　時	９．55　～10．10	25	ラジオ体操、正常歩、持久走
第　3　時	10．20　～11．00	40	15分間休憩時間
第　4　時	11．15　～11．55	40	
昼　　食	11．55　～０．20	25	検査、礼儀、咀嚼、感謝
共　　遊	０．20　～０．50	30	教児共遊、観察、実習指導等
整　心　時	０．50　～０．55	5	黙想整心
第　5　時	０．55　～１．35	40	15分間児童作業時東西○○○、校内正門前
第　6　時	１．50　～２．30	40	
整　理　時	（正課後）		
掃　　除	児童下校最後時　午後５時		

資料(3)

初等科第五学年二組（男子）国民科修身授業案

（昭和17年度北波多国民学校
教育実習生指導のための指導案
訓導　神田敬一郎）

題　　目　九．軍神のおもかげ

要　　旨　日露戦争に於ける橘中佐、大東亜戦争に於ける加藤少将両軍神の高潔な人格と不撓不屈の武士的魂に感激せしめ、戦時下の少国民として、強い意志と実行力とを日常の実践の中に養ひ、尽忠報国の至誠に徹せしめ、聖旨奉戴、軍神に続くべきを諭す。

授 業 観　本教材は時局下、特に意義深いものであり、山本元帥の死、山崎部隊長等の玉砕などの生々しい戦局を通して、軍神に続かんの尽忠報国の信念に啓培しなくてはならぬ。

尚（一）は味読を中心として、特に中佐の最後の言葉を暗誦する程度まで読みとらせ、実践への指導をなす。（二）は児童にかなり親しみ深いもので、特に無口、意志が強く、実行力にとんでいた人格に就いて、日常実践の根基に培ふ。

時間配当　四時限完結

第一次　児童用書を中心に、中佐の精神に感得せしめる。

第二次　前時の再取扱をなしつつ、児童生活の反省実践を促す。

第三次　児童用書を中心に、少将の尽忠報国の精神に感得せしむ。

第四次　全体を総括し、更に深めて大東亜戦下、必勝の赤誠に培ふ。

準　　備　心的面　一応の予習を命じておく

物的面　満洲国地図、日露戦斗地図、九州地図、新聞切抜類

進　　程　第一次

目　　的　橘中佐の壮烈なる戦死の様を知らしめて、その由って来る原（もと）は平生の行ひの中にあることをよく理解せしめ、中佐の精神を感得せしめる。

用　　具　満洲国地図、九州地図、日露戦斗地図

授業過程　一　教育勅語奉読「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」

二　大東亜戦現況

軍神と仰がれた方々を挙げしめる。

三　児童用書取扱

1　日露戦争の歴史的道義的意義の鮮明

2　中佐に就いて布えん…簡単に

3　教科書の味読

書中に現はれたる中佐の言葉……書かせる

朗読させる

4　実践への指導

志が固く　勇気　あはれみ深い心

四　学級の誓を斉唱させる

五　次時の予告…加藤少将のこと

資料(4)　進路希望調査

（昭和17年度北波多国民学校
5年2組男子43名）

海軍航空隊	9名	戦車兵	8名
陸軍飛行兵	7	義勇軍	2
海　軍	8	中等学校進学	3
陸　軍	6	計	43

（授業中の「立志」の指導との関連で調査したもの　　軍人志望93%）

学校では、天皇に対する忠臣としての楠木正成（楠公）と、親孝行で勤勉な子どもの手本として二宮金次郎（尊徳）が取り上げられ、国民の鑑として推奨されていた。この二人の銅像は各地の学校の校庭に建てられ、神様同様に崇敬されていた。児童達は毎日敬礼して忠孝の心構えを培われてきたのである。

多良小学校の講堂玄関両脇に二つの銅像が建立されていた。左側の楠木正成の銅像は、昭和15年（1940）6月、長崎県北松浦郡江迎町の大石米一からの寄贈であり、右側の金次郎銅像は、昭和11年（1936）8月、片峰出身で仙台在住の医師岩本正樹の寄贈によるものであったが、戦時中に金属供出のため陶製の像に取り替えられた。多良小学校の金次郎像は講堂解体の時に撤去し、現在は太良町歴史民俗資料館の前庭に復元されている。

資料館前に復元された二宮金次郎像

大浦小学校の金次郎石像は昭和18年（1943）、石崎政六の寄贈によるもので、運動場の北隅に建立されていたが、昭和37年（1962）の7、8災害で土砂に押し流され、運動場の赤土の中に埋まっていたものを掘り出し、校門の横に復元されている。しかし、災害で石像の一部が壊れたため、鉄棒の支えが施され、災害記念の一つになっている。

なお、校庭には忠魂碑も建てられ、日露戦争記念の機雷なども備えられていたが、金属は供出し、忠魂碑は戦後移転した。現在は太良嶽神社及び大浦神社境内に復元されている。

3．学生生徒の戦時動員

昭和13年（1938）6月、「集団的勤労作業運動実施に関する件」という通牒が発せられ、中等学校生徒は、夏休みその他の日に、3～5日間の勤労作業をすることになり、翌年からは正科に準じて取り扱うこととなった。木炭増産、飼料資源の開発、食糧増産などの労働に動員され、学習時間を割いて働かねばならなかった。その後、戦争の拡大と激化に伴って、16年（1941）2月、「青少年学徒食糧飼料増産運動実施要項」が定められ、1年を通じて30日以内の日数の授業を廃止して、作業に当たることになったが、その日数時数は授業したものと認めることになった。また同年8月には、全国の各学校に「学徒報国隊」が結成された。当初30日以内と定められた勤労日数は、昭和18年（1943）から在学期間の概ね三分の一、4か月間に延長された。

その頃から有事即応態勢に入り、昭和19年（1944）3月「決戦非常措置要項ニ基ク学徒動員実施要綱」が定められ、軍需工場への生徒の動員が強行されるようになり、中学校、女学校の生徒が工場で働くことになった。

さらに20年（1945）3月、「決戦教育措置要項」によって、国民学校初等科を除き、学校における授業は4月から原則として停止することになってしまった。

この頃、日本軍は到る所で連合軍に敗れ、連合軍の航空部隊は、連日連夜わが国本土に襲来して爆弾投下を繰り返し、都市部は壊滅状態にあった。そのため大都市の小学校児童は教師引率の下に、田舎の寺院や旅館などに集団で疎開しなければならなかった。東京都以下13都市及び沖縄、種子島、小笠原の小学3年生から6年生までの児童が、全国約7,000か所に分散疎開し、その総数約45万人と推計されている。また大学や高等専門学校では昭和16年10月、修業年限6か月短縮によって繰り上げ卒業となり、18年秋から学徒出陣で戦線へ送られていった。このように小学生から大学生まで、学業を放棄して戦争遂行に協力した。

4．児童の勤労奉仕と日常生活

日華事変勃発以来、児童達もそれなりの仕事を分担することが教育上必要であるという配慮のもとに、戦争遂行に協力することになった。学校行事の一環として、駅頭で出征兵士を見送ったり、出征兵士の家庭への勤労奉仕作業などにも勵んだ。学校では避難訓練、防空演習、或は体育錬成会、団体行進などが行われ、小学校生活にも戦時色が濃厚となっていった。

昭和16年（1941）から小学校は国民学校と変わったが、その年から太平洋戦争が始まって、「戦時体制」は強化され、学校での訓練も一段と強化されていった。また農家の手不足と物資の欠乏を補うために、初等科の児童まで動員されるようになった。各家庭では食糧供出や、金属回収などの大きな負担が課せられていた。学校に対してもいろいろな要請があり、半ば強制的に分担させられていた。当時の模様を学校の校務日誌によって調べてみると、その深刻さが

如実にあらわれている。

多良村国民学校では昭和18年（1943)、大峰部落に１反７畝（17ａ)、片山部落に１反（10ａ）の実習地を確保したが、翌19年（1944）には更に畑１町歩（100ａ）を加え、合計１町２反７畝（127ａ）の実習地を耕作して、食糧増産に努めている。また木炭や坑木運び、桑の木の皮剝ぎ、野生ラミーの皮、竹の皮、ドングリ、茶の実、薬草などの採集、開墾、堆肥づくり、甘薯苗植え付け、軍馬用草刈り、駅での（荷こぼれ）大豆拾い、水田の落ち穂拾い等々を日常的に実施し、学校に集荷して供出している。大浦村国民学校では、乾燥桑皮1,663貫（6,236kg)、ドングリ４斗入63俵（4,536ℓ)、竹の皮24貫（90kg)、細縄280貫（1,050kg）が学校に集められたと記録されている。ちなみに県からのドングリ集荷割り当てがあり、昭和17年（1942）の藤津郡割当は342石（６万1,560ℓ）であった。

そのほか、洋服の金釦（ぼたん）を木釦に取り替えて供出したり、アルミ貨幣の回収など、子ども達に出来ることは何でもさせられ、勉強もそこそこに勤労動員に狩り出される状態であった。

太平洋戦争開始日、即ち12月８日は宣戦の「詔書」が発せられた日であるが、この日を「大詔奉戴日（たいしょうほうたいび）」と定め、学校では詔書奉読式があり、戦争を勝ち抜く決意を新たにし、神社参拝、団体訓練、出征軍人遺家族訪問、戦地宛の慰問文や慰問袋の発送など、銃後の国民として、務めを果たさなければならなかった。

当時は極端な物資不足で、衣類、学用品に至るまで配給制となり、極く僅かの品物を分け合う始末で、万事節約しなければならず、質素を旨として、最低生活に甘んずるよう強制されていた。麦飯弁当の真中に梅干一つを入れて「日の丸弁当」と称したり、教師が児童の弁当のおかずを点検して、ぜい沢を戒めたりしたこともあった。家に帰っても蒸し藷でもあれば良い方で、野山の草の実、木の実ぐらいしかおやつにする物はなかった。それでも「欲しがりません勝つまでは」を合言葉として、不平も言えず耐乏生活に甘んじなければならなかった。従って、栄養不足で身体の成長も阻害されていたことはいうまでもない。

５．分散授業と空襲

勤労奉仕作業で満足に授業もできなかったが、校舎も使えないこともあった。大浦村国民学校では、昭和20年（1945）５月11日から、塩田（えんでん）造成作業助勢のため、国民義勇隊100名が学校に宿泊していた。また５月18日から９月10日まで、陸軍暁（あかつき）部隊が校舎を利用したため、児童の一部は正伝院、大浦村役場、亀ノ浦クラブ（公民館)、広江クラブ（公民館）に分散して授業せねばならなかった。

昭和19年（1944）から、米軍の重爆撃機Ｂ29による日本本土への空襲が激化したため、学校にも防空壕（ぼうくうごう）が設けられていた。空襲警報（くうしゅうけいほう）が発令されると、授業を中断して退避したり、下校したことも度々で、勉強も満足に出来ない状態であった。大浦小学校では、昭和19年（1944）10月25日、米軍機からの機銃掃射（きじゅうそうしゃ）によって、青年学校教員２名が防空壕に退避直前に負傷した。

昭和19年（1944）11月21日、有明海上空で空中戦があり、日本軍戦闘機の体当たりによってアメリカのB29爆撃機が、小長井村沖の海に墜落した。その搭乗員1名が多良の油津海岸沖にパラシュートで降下し、溺死したので、地元の人達は油津海岸に埋葬した。終戦後、占領軍の兵士が調べに来るという通知があり、多良村では急きょ墓石を建てることになったが、突然のことで適当な石材がなく、多良国民学校の校門の石柱で記念碑を造り、埋葬地（野球場西北端）に建立した。その後、鹿島ライオンズクラブが、多良選果場横の墓地に移して祀っている。「ノールマンイステフラー之碑」と刻まれている。

田舎でありながら、夜間は灯火管制のため、外に光が漏れないようにし、薄暗い家の中では勉強どころではなかった。夜中でも空襲警報のサイレンが鳴り響いて安眠もできず、心細い暗い生活を強いられていた。

第三節　青年教育

Ⅰ　補習教育

1．夜　学　校

小学校卒業後、直ちに職業に従事する青年大衆に対し、職業指導や公民的資質を高めるための教育の必要性が叫ばれ、明治後期から、各地で夜学校が開かれるようになった。多良村では、明治35年（1902）9月から、実業補習学校を多良尋常高等小学校内に設け、小学校教員3名を委嘱して、夜間に補習教育を実施し、明治41年（1908）3月まで続けられた。その予算は次の通りであった。

多良実業補習学校予算（多良村）

年　　度	明治35	36	37	38	39	40
予　算　額	74円	122	10	20	92	92

せっかく設けられた補習学校であったが、運営上の問題もあって明治41年（1908）4月、実業補習学校の廃止が決定された。なお、他町村では、夜間の出席の便を考慮して、地区の集会所や寺院を利用して実施する所もあったが、未だ学校としての資格を有する教育機関とは言えない程度のものであった。

当時、藤津郡内の各村では、補習学校を設置していない村が多かったため、早急に設置して、青年教育を振興せよという郡長訓示が発せられた。大浦村では大正8年（1919）2月、郡長訓示を受けて補習学校の設置を村会に提案したが実現しなかった。

2．実業補習学校

大正時代に入って義務教育としての小学校は整備され充実したけれども、卒業後、中等教育を受ける者は極く僅かで、大部分の者は直ちに職業に従事するのが普通であった。そこで国では、働く青年達に対する教育の必要性を痛感し、大正９年（1920)、「実業補習学校規定」を制定し、各町村に実業補習学校の設置を奨励したので、多良村では大正10年（1921）１月、農業補習学校を小学校に併設し、小学校教員が兼務することになった。

大浦村では大正８年（1919)、村会で否決されたままであったが、他町村に遅れて、大正12年（1923）４月、漸く設置することになったが、当事者の苦衷が提案書（別添資料）の中によく表されている。なお、竹崎部落には仮教場が設けられ、点灯費予算が別に計上されていた。

（資料）大浦村会議案

「大浦村実業補習学校を設置せんと欲す　大正12年２月

理由

国家の消長盛衰は一に繋って国民教育の成否如何に起因する処至大なるは論を俟たざる所にして、国家の施政が常に重きを之に致すの所以も亦茲に在るを信ず、殊に先年末青年補習教育の欠陥を憂い、専ら之が奨励振興に努められし結果、全国町村殆んど青年実業補習学校の設置を見ざる所なき程にて、一般町村の文化は一段の進歩をなしつつあるに、独り我が村は不幸にして本日迄其の設置に至らず、加ふるに本村は稀に見る僻陬地の寒村にして、地理的不利の地にあるが為、文化の余光至って貧弱なるに、之が啓発に資する何等の施設なく荏苒久しきに渉らんか、時代の進運と日に相遠ざかり必ずや憂うべき将来を招致せん、斯くては本村の忍びざる所にして、茲に之が機関を設置して、幼稚なる小学教育を補習し、学科と実業との応用研究を輔け、智能を啓発し、実業の改良発達を計り、文明の恵沢を大ならしめ、以て本村の発展を企画せんとす。」

この学校は夜間の定時制で、前期は12歳から14歳まで、後期は高等科卒業生で15歳から16歳までとし、その後に男子のみ３年の研究科が設けられていた。多良、大浦共に大正13年（1924）から女子部も設置されたが、山間僻地からの通学は無理として、大正13年（1924）４月から中山、中尾、三里の各分校にも補習学校を併設し、男女青年の教育機関として一応整備がなされた。

大正15年（1926）から学則が改正され、補習学校も昼間制に改められたため、各分校の補習学校は廃止され、本校に統合された。

Ⅱ　公民学校と青年訓練所

大正15年（1926）４月20日、勅令で「青年訓練所令」が公布され、補習学校に青年訓練所を設けることになり、同年７月から「青年訓練所充当多良農業補習学校」と改称され、専任教員

も１校１名宛配置された。大浦も同様である。

昭和３年（1928）４月から、学則改正により補習学校は公民学校と改められ、「青年訓練所充当多良（大浦）公民学校」となった。なお、昭和７年（1932）には女子の専任教員も配置された。

青年訓練所は「心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス」と示されており、16歳から20歳までの４か年で、修身、公民、教練、普通学科、職業科を授けることになっていた。

昭和10年（1935）２月、多良村会における事務報告の中で、学校教育に関する報告がなされているので、参考までに付記する。

「昭和９年度事業報告（多良村会）

○公民教育に関しては、独立自尊の達成に努め、農林子弟に適切なる教育を施し、試験田の設置、実施指導をなす。

○思想問題に関しては成人教育を主とし、公民常識助長の下に、補習教育として専任教員を増員するの外、質実剛健の向上に努め、専任武道教師をして武道を奨励し、男女青年会を督励し、建国精神の達成に努む。

○出席の向上を図る。虚弱児童に栄養補給、学需品貸与、蛔虫駆除、校舎建築計画、起債

○昭和８年度・多良公民学校費予算2,383円90銭
うち教員２名の給料1,116円

○青年訓練所費として県補助金80円収入」

青年訓練所設置以来、軍事教練が強化され、現役の陸軍将校による教練査閲が毎年実施されるようになり、軍隊入営前の予備教育が本格的に実施されるようになった。

Ⅲ　青年学校

１．青年学校の教育

実業補習学校と青年訓練所は同じ青少年層を対象とし、教員や設備の点でも重複が多く、両者の併存は制度上複雑で、地方財政の負担も大きく、社会の実情に即しないという世論が高まり、新しく青年学校制度が立案され、昭和10年（1935）に公布された。

青年学校令施行細則には

「青年学校制度ノ新設ハ時代ノ趨勢ニ鑑ミ、従前ノ実業補習学校及青年訓練所ヲ統合シテ、之ヲ単一ノ青年教育機関トナシ、其ノ施設経営ノ努力ヲ一点ニ集中シ、以テ我国青年教育ノ進展ヲ期

セントスル趣旨……以テ健全ナル公民タルノ素地ヲ育成スルニ在リ 」

と記されている。

多良村においては昭和10年（1935）5月、村会において青年学校設置についての議決がなされ、同年6月、「多良村立農業青年学校」として発足した。大浦では同年9月、「大浦村立農水青年学校」として発足している。

青年学校は、補習学校や公民学校と同じく定時制で、校長及び教員も小学校教員の兼任であったが、他に専任教員2名が配置されていた。青年学校は昭和14年（1939）度普通科1年から義務制を実施し、以後、毎年範囲を拡げ、昭和20年（1945）には本科5年まで、すべての生徒が義務教育として就学することになっていた。

多良農業青年学校の学則は次のとおりである。

（資料）多良村立農業青年学校学則（抜萃）　　昭和10年5月

第2条　本校ハ青年学校令ニ基キ男女青年に対シ、其ノ心身ヲ鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ、職業及実際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ、以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第4条　本校各科の教授及訓練期間左ノ如シ

科別＼性別	男子部	女子部
普通科	2年	2年
本科	5年	3年
研究科	1年	1年

普通科、本科、研究科ハ定日制トス

第11条　本校ニ入学シ得ル者左ノ如シ

1．普通科第1年　尋常小学校卒業者又ハ年令12年以上ニシテ之ニ相当スル……。

2．本科第1年　普通科修了者、高等小学校卒業者又ハ年令14年以上ニシテ……。

3．研究科　本科卒業者又ハ之ニ相当スル素養アルモノ。

附録第1　教授及訓練課程表

1．男子普通科（省略）

2．男子本科

課程時数＼科目	課程	時数				
		第1年	第2年	第3年	第4年	第5年
修身公民科	国民道徳要旨、公民心得	26	26	26	20	20
普通学科	講読作文、実用数学、珠算、現代史、産業地理、実用理科	67	67	67	50	50
職業科	作物、園芸、養蚕、畜産、農産加工、水産、動植物、海洋及気象、漁撈及養殖水産製造、商事要項、商業簿記、広告、製図、染色、工芸窯業、実験及実習	87	87	87	65	65
教練科	各個教練、部隊教練、陣中勤務、旗信号、距離測量、軍事講話、体操、武道、競技	90	90	90	135	135

3．男子研究科（省略）

4．女子普通科（省略）

5．女子本科

課程時数 / 科目	課程	時数 第1年	第2年	第3年
修身公民科	国民道徳要旨・公民心得・作法	24	24	24
普通学科	講読、作文、実用数学、珠算、現代史、産業地理、実用理科、音楽	46	46	46
職業科	農業、水産、商業ノ中地方職業生活上適切ナル事項、実習	160	160	160
家事裁縫科	衣食住、一般事項ニシテ地方ニ適切ナル料理、育児、看護、家計、通常衣類ノ裁方縫方及手芸			
体操科	体操、競技	40	40	40

大浦農水青年学校では、昭和12年（1937）から水産専任教員1名を増員し、竹崎、道越地区の生徒だけで特別班を設け、水産についての指導を行っていた。

教室は従前同様、小学校校舎を利用していたが、独立校舎の必要に迫られ、多良村では昭和11年（1936）に、大浦村では昭和14年（1939）に、古材を利用して、小学校に隣接して2階校舎が建設された。

多良青年学校教員数

昭和11年	専　任2	兼　任7	指導員6
昭和18年	〃　5	〃　4	〃　5

昭和19年（1944）から専任校長も配置され、名実共に独立校となったが、それも終戦翌年までで幕を閉じてしまった。

青年学校では教練が特に重視され、時間数も多く、本科4、5年生では年間総時数270時間の50%が配当されていた。現役将校の査閲は毎年実施されたし、軍事演習、行軍、宿泊訓練、時局講演会なども頻繁に行われていた。満州事変から日華事変、太平洋戦争と拡大激化するに

兵器の配備状況　（多良青年学校）

購入年度	昭10	11	12	13	14	15	16	17	計	備考
小銃	10	10		20	15	5	5	10	75	模造品購入、又は寄付により整備したもの
軽機関銃		2		1	1				4	
擲弾筒			4						4	
手榴弾						20			20	
背のう	55			50					105	
ラッパ				4					4	
木銃									不明	

伴い、教練はますます強化され、青年学校の銃器庫には訓練用の小銃その他の兵器が整備されていた。

軍人養成のための予備校的色彩の強い学校として、戦争遂行に大きな役割りを果たしてきた青年学校は、昭和20年（1945）の終戦と共に虚脱状態となり、学校としての魅力も薄れ、生徒もあまり登校しないようになってしまった。学校では各地区に出向いて出席を促し、集まった生徒を学年の枠をはずして、一室に集めて講義する有様で、辛うじて学校としての機能を保っていたのが実状である。

昭和22年（1947)、新制中学校が発足し、差し当たって青年学校の校舎を使うことになり、中学校長が青年学校長を兼任することになった。青年学校教員の大半は小中学校教員として転出し、1、2名が止まって残務整理に当たっていたが、昭和23年（1948）3月をもって廃校となってしまった。大正中期から終戦まで、働きながら学ぶ青年の教育機関として育まれてきた学校ではあったが、敗戦と共に姿を消す運命にあった。

2．多良村興村塾道場

農業を主産業とする多良村では、青年学校でも農業科の指導に特別の力が注がれた。しかし、学校の実習地がなく、昭和9年（1934）から生徒の家庭実習田を指定し、稲作と裏作などの研究をさせていた。その後、学校実習地の必要性が認識され、昭和14年（1939）未墾地の山林3町2反（320ａ）を確保して、青年学校の実習地とすることが決定された。場所は喰場（じきば）地区の入り口付近である。同年3月から開墾に着手し、11月までに1町3反（130ａ）の実習園が完成した。これについては、実習地指導奨励のため県から250円の補助があり、前打ちや鉈（なた）などを使っての開墾作業は大変な苦労を伴ったが、青年学校生徒を中心に、関係者一同の努力によって完成したのである。

さらに、実習園の経営と訓練を目的として、宿泊施設の建設を進め、昭和14年（1939）8月に完成し、「興村塾道場」と名づけられ、所長には青年学校長が任命された。その後、宿泊用建物の増築や農具舎、畜舎などを整備し、県下で他に類のないユニークな施設が完成したのである。

以来、職員と生徒が交代で寝食を共にし、家畜の世話をはじめ、作物の手入れに汗を流し、夜は講話などで農業技術の習得や、農民精神の作興に大きな成果を挙げてきた。作物は水稲、柑橘、西瓜（すいか）、麦、甘藷、大豆、豌豆（えんどう）、蚕豆（そらまめ）、梅などであった。そのうち柑橘栽培は後年の太良ミカンの先駆をなすものである。家畜として役牛、鶏も飼育していた。さらに、昭和18年（1943）6月には、字中路（ちゅうろ）の荒廃田を拓いて、3反歩（30ａ）の実習田を設け、水稲栽培にも取り組んできた。

これら一連の施設整備とその経営に中心的役割りを果たしたのは、喰場出身で多良青年学校長の福田秋雄であり、氏の卓越した指導力と実行力によって成し遂げられたのである。しかし、

終戦による青年学校の衰微と共に荒廃し、青年学校廃校後、実習地は町民に払い下げられ、現在は柑橘園となり、道場の建物も昔の姿を見ることができない。

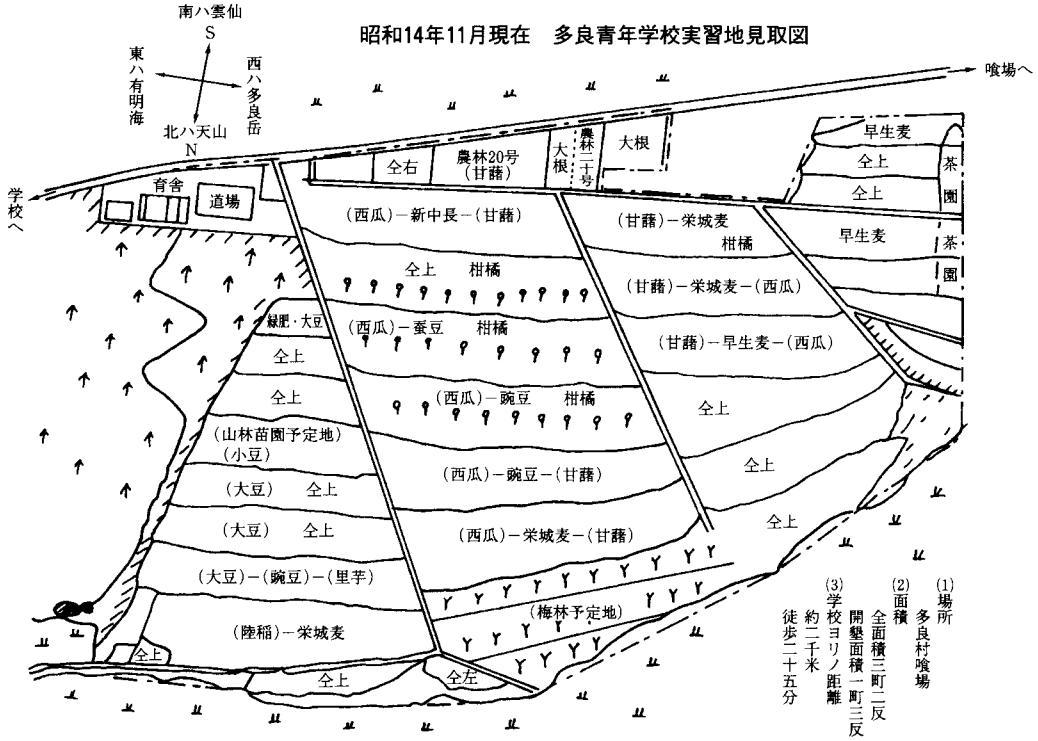

歴代学校長一覧（補習学校～青年学校）

多良				大浦			
氏名	任期（年・月）		学校名	氏名	任期（年・月）		学校名
野田　魁	大9.10～ 10.3	0.6	補習学校(兼)	坂本　増太郎	大12.7～ 13.9	1.2	補習学校(兼)
毛利　代三郎	10.3～ 12.3	2.0	〃	古賀　栄一	13.9～ 15.3	2.0	(〃)
相浦　一次	12.3～昭6.3	8.0	公民学校(兼)	久保　源太郎	15.3～昭3.3	2.0	(〃)
織田　進	昭6.3～ 8.3	2.0	〃	馬場　金吾	昭3.3～ 4.3	1.0	公民学校(兼)
中村　作太郎	8.3～ 10.3	2.0	〃	中村　作太郎	4.3～ 5.3	1.0	(〃)
毛利　尭	10.3～ 13.3	3.0	青年学校(兼)	織田　進	5.3～ 6.3	1.0	(〃)
川原　弥寿次	13.3～ 18.3	5.0	〃	魚島　林蔵	6.3～ 7.3	1.0	(〃)
吉田　鉄爾	18.3～ 19.3	1.0	〃	吉田　鉄爾	7.3～ 11.3	4.0	青年学校(兼)
福田　秋雄	19.3～ 19.6	0.3	青年学校(専)	廣瀬　清	11.3～ 17.3	6.0	(〃)
富永　麒太郎	19.10～ 21.3	1.6	〃	鈴木　保一	17.3～ 19.3	2.0	(〃)
福田　秋雄	21.3～ 22.3	1.0	(専)	松尾　司	19.3～ 20.3	1.0	(専)
仝　上	22.4～ 23.3	1.0	(兼)	木村　義則	20.3～ 22.4	2.0	(〃)
				八並　雄次郎	22.4～ 23.3	1.0	(兼)

就学状況（多良青年学校）

年度	生徒数	就学率	出席率	学校名
昭和5	245	90.03%	77.44%	公民学校
7	264	95.34	84.99	
9	267	90.03	88.85	
11	263	87.96	89.91	青年学校
13	329	91.91	87.83	
15	272	97.55	86.61	
17	305	95.61	不明	

備考

大浦青年学校については不明、多良と大差ないものと思われる。

第二章　現代教育の進展

第一節　教育制度の整備充実

Ⅰ　新学制の発足と定着

1．教育における戦後処理

昭和20年（1945）８月15日、日本の無条件降伏によって終戦となり、連合国軍総司令部による占領行政下で、その管理のもとに総てのことが進められることになり、教育は民間情報教育局（ＣＩＥ）の指導助言によって改革されることになった。

敗戦の現実は厳しく、国土は荒廃し、物資は涸渇し、廃墟の中で国中が大混乱の状態であった。町にも村にも引揚げ者、疎開者、復員軍人が溢れ、食糧不足は深刻で職もなく、国民全部が一時虚脱状態に陥ってしまった。

そうした中にあって、総司令部は教育についての占領の目的と政策遂行のために、次のような指令を出し、教育の民主化と軍国主義的、国家主義的教育の払拭（ふつしょく）を絶対的な命令として実施させた。

さらに、昭和21年（1946）３月５日には、イリノイ州立大学総長ジョージ・スタッダード博士を団長とする「日本の教育現状を学び、且つ革新の道を見つけ出し、日本に助力を与える」ことを使命とした27名の教育家が、総司令官マッカーサー元帥に招かれて来日し、米国教育使節団報告書「平和国家への道」を出し、その実行のためのいくつかの提案を示した。これに対し、マッカーサー元帥は特別に声明を出し、この使節団報告書を日本の教育改革の指針にするように求めた。そして、次に掲げる資料(1)～(5)のような指令を発して、日本の教育の方向を示した。この指令は絶対的に守らなければならないものであった。

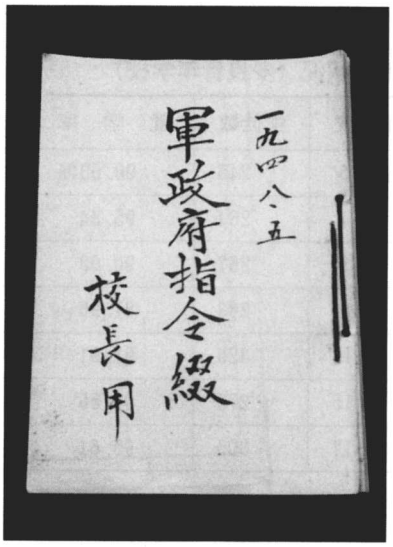

軍政府指令綴（多良中学校）

資料(1)

「昭和二十年十月二十二日

日本の教育制度の管理についての指令　　（原文のまま、漢字は当用漢字に修正）

1．日本政府の新しい内閣に対して、教育についての占領の目的と政策をよく解らせるために、次のように指令する。

a．教育の内容はすべて、次の方針によって改め、取りしまる。

(1) 軍国主義の考へと極端な国家主義の考へをひろめてはならない。それで軍事教育と軍事教練はすべてやめる。

(2) 議会政治、国際平和、個人の尊さ、集会の自由・言論の自由・信教の自由のやうな人間の根本的な権利と合ふ考へを教へたり、行ひを身につけさせるのがよろしい。

b．教育関係者はすべて、次の方針によって、取り調べた上で、留任させ、退職させ、復職させ、任用し、再教育し、取りしまる。

(1) 教員と教育官吏は、できるだけ早く、取り調べた上で、職業軍人・軍国主義と極端な国家主義をひろめた者・占領政策に進んで反対する者はやめさせる。

(2) 自由主義と反軍との考へか行ひのために、解職され、休職にされ、辞職をさせられた教員と教育官吏は、その資格を直ちに取りもどしてやることを公表し、適当な資格があれば、他の者よりも先きに復職させる。

(3) 人種・国籍・信教・政治上の考へ・社会的地位によって、学生・教員・教育官吏を区別して扱ってはならない。この区別から起ってきた不公平は、直ちに改める。

(4) 学生・教員・教育官吏は、教育の内容のよしあしを、冷静にひはんするのがよろしい。政治上の自由・公民としての自由・信教の自由などの諸問題について、自由に遠慮なく論じ合ってよろしい。

(5) 学生・教員・教育官吏・一般社会に対して、日本占領の目的と政策・議会政治の理論と実際・軍国主義の指導者とその協力者とそれらに引きずられて、日本国民に戦争をしかけさせ、その避けられない敗戦と苦しみとひどい現状をもたらした者の演じた役割をよく教へてやる。

c．教育に用ひる材料は、次の方針によって、取り調べた上で、改め、取りしまる。

(1) 現在の教科目・教科書・教授指導書・教材は、とりあへず用ひてもよいが、できるだけ早く取り調べた上で、そのうちで軍国主義の考へと極端な国家主義の考へをひろめるために作られた部分は取り除く。

(2) 教養があって平和的で責任を重んずる公民をつくるために、新しい教科目・教科書・教授指導書・教材を整へて、できるだけ早く現在のものと取りかへる。

(3) 教育活動は、できるだけ早く、平常にもどさなければならないが、設備が不十分なときは、初等教育と教員養成を、他のことよりも先きに扱ふ。

2．文部省は、マッカーサー司令部の関係部局と連絡する機関を設け、その要求によって、この指令のそれぞれの条項にもとづいてとったすべての処置のくわしい報告書を出さなければならない。

3．この指令のそれぞれの条項に関係のある日本政府の官吏と雇傭員、公私立学校の教員と職員はすべて、この指令の字句も精神も、一人一人責任をもって守らなければならない。」

資料(2)

「昭和二十年十月三十日

教育関係者の資格についての指令

1．日本の教育制度の中から、日本国民に敗戦と戦争のつみと苦しみと貧しさとひどい現状をもたらした軍国主義の勢力と極端な国家主義の勢力を取り除くために、そして軍隊の経験や軍と特別の関係がある教員と教育官吏をおさへるために、次のやうに指令する。

a．日本の現在の教育関係者のうちで、軍国主義の考へや極端な国家主義の考へを持ってゐると一般から認められてゐる者、日本占領の目的と政策に強く反対してゐると一般から認められてゐる者は、すべて今すぐやめさせる。そして今後決して教育関係のどんな職にもつかせない。

b．右以外の教育関係者は、今後何分の達しがあるまで、文部省が認めれば、その職に留まってゐてよろしい。

c．現在日本軍の軍籍にある者、終戦後復員して現在教育関係の職についてゐない者は、今後何分の達しがあるまで、教育関係のどんな職にもついてはならない。

2．日本の現在の教育関係者と将来教育に関係したい者のうちで、望ましくないので、やめさせなければならない者、職につかせられない者をきめるために、次のやうに指令する。

a．文部省は、現代の教員と教育官吏、将来それになりたい者のすべてを、取り調べ、取り除き、資格を認めるために、適当な管理機関を設けその手続を定めなければならない。

b．文部省は、この指令の規定にもとづいてとったすべての処置をまとめた報告書を、できるだけ早くマッカーサー指令部に出さなければならない。その上、この報告書には次の特別の報告も入れなければならない。

(1) 一人一人が教育関係者として望ましいかどうかを、どうしてきめるかをくわしく書いたもの。それと一人一人の留任・解職・任用・再任をきめる特定の基準。

(2) 教育関係者を取り調べ、取り除き、資格を認めるために、どんな管理機関を設け、どんな手続を定めたかをくわしく書いたもの。それと判定に対して不服な者を再び取り調べ、前に資格を認められなかった者について再び取り調べるのに、どんな規程を設けたかをくわしく書いたもの。

教職員適格審査

関係機関	審査数	追放該当	保　留	適格者
国民学校	3,571	32	5	3,534
青年学校	1,185	31	11	1,143
中等学校	900	26	18	856
教育関係の官公吏	32	3	0	29
学校法人役員	15	1	0	14
新採希望者	2,245	12	0	2,233
計	7,948	105	34	7,809

注：(1) 資料は昭和24年版佐賀県年鑑
(2) 21．8．17～22．3．31の学制施行までの分
(3) 第1回審査　21．8．17
改組第1回審査　21．12．26
(4) 審査委員数は5人　（佐賀県政史より）

3．この指令のそれぞれの条項に関係のある日本政府の官吏と雇傭員、公私立学校の職員はすべて、この指令の字句も精神も、一人一人責任をもって守らなければならない。」

（旧かなづかいによる）

資料(3)

「昭和二十年十二月十五日

国家神道についての指令

1．国家が定めた宗教と祭りを、直接間接に強ひられて、信仰させられたり信仰してゐると言はされたりすることから、日本国民を解放するために、戦争のつみと敗戦と貧しさとひどい現状をもたらした考へに対して、強ひられて金を出し助けてきた財政上の負担を、日本国民から取り除くために、日本国民をだまして侵略戦争を起させた軍国主義と極端な国家主義をひろめるのに、神道の教へと信仰をゆがめて利用することが、再び起らないやうにするために、

日本国民がその国民生活を一新して、永久の平和と民主主義との理想にもとづく新しい日本を打ち建てるのを助けてやるために、次のやうに指令する。

a．日本政府・府県・市町村と官公吏・雇傭員が、公の資格で、神道を護ってやり助けてやり保ってやり取りしまりひろめてはならない。また、さうした行ひは今すぐやめよ。

b．神道と神社に対して、公の金で助けたり、公と特別の関係を持たせてはならない。また、さうした行ひはすぐやめよ。

(1) 公地や公園にある神社に対して、公の金で助けてはならないが、神社の建っている土地に対して日本政府が助けを続けてはならないといふ意味ではない。

(2) 今まで少しでも公の金で助けられてきたすべての神社に対しては、自発的で強ひられたり気のすすまない寄付でないかぎり、個人的に財政を助けてもよろしい。

c．神道の教へ・慣習・祭り・式・礼式ばかりでなく、他の宗教・信仰・宗派・信条・哲学の教へ・慣習・祭り・式・礼式においても、軍国主義の考へと極端な国家主義の考へをひろめてはならない。また、さうした行ひは今すぐやめよ。

d．伊勢神宮・国立の神社・その他の神社の祭りについての命令は廃止する。

e．内務省の神祇院を廃止して、その働き・務め・行政上の責任は、他のどんな政府機関も公の機関も、受けついではならない。

f．神道のことを調べたりひろめたり、神官をつくることを第一の目的とするすべての公の教育機関は廃止し、その不動産は他に用ひよ。それらの働き・務め・行政上の責任は、他のどんな政府機関も公の機関も、受けついではならない。

g．神道のことを調べたりひろめたり、神官をつくるための私立の教育機関は認める。そして政府と特別の関係のない教育機関と同じ特権を与へ、同じやうに取りしまる。けれども、どんなことがあっても、公の金で助けられてはならないし、軍国主義の考へと極端な国家主義の考へをひろめてはならない。

h．少しでも公の金によって保たれてゐるすべての教育機関においては、どんな形式であらうと、どんな方法であらうと、神道の教へをひろめてはならない。また、さうした行ひは今す

ぐやめよ。

(1) 少しでも公の金によって保たれてゐるすべての教育機関において、現在用ひてゐる教師用参考書と教科書は、取り調べた上で、神道の教へはすべて取り除く。今後このやうな教育機関において用ひるために出されるすべての教師用参考書と教科書には、神道の教へを入れてはならない。

(2) 少しでも公の金によって保たれてゐる教育機関において、神社に参拝したり、神道と関係のある祭り・慣習・式を行ったり助けたりしてはならない。

i．政府は「国体の本義」・「臣民の道」や神道についての公の書物・論評・解説・訓令を出してはならない。

j．公の文書において「大東亜戦争」・「八紘一宇」その他日本語として国家神道・軍国主義・極端な国家主義と深い関係のある言葉を用ひてはならない。また、さうした行ひは今すぐやめよ。

k．少しでも公の金で保たれてゐる役所・学校・団体・建物の中に、神棚やその他国家神道を表す物を設けてはならない。また、さうした物は今すぐ取り払はなければならない。

l．官吏・雇傭員・学生・一般の人・日本居住者が、神道であらうと他の宗教であらうと、これを信仰しなかったり信仰してゐると言はなかったり、その慣習・祭り・式・礼式に加はらなかったために、区別して扱ってはならない。

m．政府・府県・市町村の官公吏が、公の資格で、新任の報告をするため、政治の現状を報告するため、役所の代表として式や礼式に加はるために、神社に参拝してはならない。

2．a．この指令は、宗教を国家から引き離し、宗教を政治のために利用させないやうにし、すべての宗教・信仰・信条に同じやうな機会と保護を与へて法律上完く同等に扱ふことを目的としてゐる。それとともに、神道ばかりでなくすべての宗教・信仰・宗派・信条・哲学を信ずる者に対して、政府と特別の関係を持ったり、軍国主義の考へと極端な国家主義の考へをひろめさせない。

b．この指令の規定は、神道に関係のあるすべての祭り・慣習・式・礼式・信仰・教へ・神話・伝説・哲学・神社・神道を表す物に当てはまるものである。

c．この指令の中で用ひた神道といふ言葉は、日本政府が法令によって、宗派神道（教派神道）と区別し、一般に国家神道・国民神道・神社神道として知られてゐる、宗教といふよりは国家的な祭りとされてゐる国家神道（神社神道）といふ一派を指すものである。

d．宗派神道（教派神道）といふ言葉は、一般の民間においても、法律上の解説によっても、日本政府の法令によっても宗教として認められてきた（十三の公認された宗派より成る）神道の一派を指すものである。

e．日本国民に宗教上の完全な自由を与へた昭和二十年十月四日にマッカーサー司令部の出した「政治上の自由・公民としての自由・宗教上の自由に対する制限を取り除く司令」の第一条の規定にもとづいて、

(1) 宗派神道は他の宗教と同じやうに保護する。

(2) 神社神道は、国家から引き離し、軍国主義の要素と極端な国家主義の要素を取り除いたあとで、それを信ずる者が望むときは、宗教として認める。そしてそれが事実上日本人個

人の哲学か宗教であるならば、他の宗教と同じやうに保護する。

f．この指令の中で用ひた「軍国主義の考へと極端な国家主義の考へ」とは、次の理由によって、日本が他の国民や民族までも支配してゆかうとする日本の使命を援護したり正しいこととする教へ・信仰・理論を示すのである。

(1) 日本の天皇が、その家系・血統・特別の起源によって、他国の元首よりも優れてゐるとする考へ。

(2) 日本国民が、その家系・血統・特別の起源によって、他国の国民よりも優れてゐるとする考へ。

(3) 日本の島々が、神に起源するか特別の起源を持ってゐるので、他の国よりも優れてゐるとする考へ。

(4) 日本国民をだまして侵略戦争を起させたり、他の国民との争ひを武力によって解決する方法をよいこととする考へ。

3．日本政府は昭和二十一年三月十五日までに、この指令のそれぞれの条項にもとづいてとったすべての処置のくわしい報告書を、マッカーサー司令部に出さなければならない。

4．日本の政府・府県・市町村の官公吏・雇傭員・教員・職員・一般の人・日本居住者のすべては、この指令の字句も精神も、一人一人責任をもって守らなければならない。」

（旧かなづかいによる）

資料(4)

「昭和二十年十二月三十一日

修身科・国史科・地理科の中止についての指令

1．政府が国家神道とその教へを護ってやり助けてやるのをやめさせる昭和二十年十二月十五日付の根本的な指令に従ひ、また、日本政府が教育を軍国主義の考へと極端な国家主義の考へをひろめるのに利用し、それらの考へを二三の教科書に織り込み生徒に押しつけたので、次のように指令する。

a．文部省が発行し検定した修身・国史・地理の教科書と教師用参考書を用ひる官公私立学校などすべての教育機関においては、これら修身・国史・地理の課程は、すべて今すぐ中止せよ。そしてマッカーサー司令部から許されるまでは、再び始めてはならない。

b．文部省は、修身・国史・地理の教授法を示している法令・規程・訓令を、すべて今すぐ中止せよ。

c．文部省は、この覚書の別表Aの手続によって処分するために、1のaに関係のあるすべての教育機関と課程において用ひる教科書と教師用参考書を取り集めよ。

d．文部省は、この覚書の別表Bの手続によって、中止された課程の代行計画を作って、マッカーサー司令部に出さなければならない。この計画は、マッカーサー司令部から中止された課程を再び始めてもよいと言はれるまでは、続けてもよろしい。

e．文部省は、この覚書の別表Cの手続によって、修身・国史・地理の教科書を書き直す計画を作って、マッカーサー司令部に出さなければならない。

2．この指令のそれぞれの条項に関係のある日本政府の官吏と雇傭員、公私立学校の教員と職員はすべて、この指令の字句も精神も、一人一人責任をもって守らなければならない。」

（別表A、B省略）

資料(5)

「教育使節団報告書に対するマッカーサー元帥声明

米国の対日教育使節団から余の許に提出された報告書並びに勧告書は、教育の諸方法及び諸原則の全分野にわたって委曲を尽してをり、事象の分析と意見の提出方法は、委員会各員の高い人格と知性を物語ってゐる。

これは民主々義の伝統に高くかかげられた理想を示す文書である。その根源において、この理想は普遍的なものであるが、使節団によつて追究された目標もまた普遍性をもつものである。これが達成のためあらゆる可能な方法を考究するにあたり、学校、教職員、及び学習用具の改善に関する日本人自身の見解にも充分な考慮が払はれた。したがつて、報告書にあらはれた提案中、思慮ある日本人及び他の国民にとつて全く新奇に見えたり、意外の感を与へるものは殆んどあるまい。

この報告書は、総司令部民間情報教育部が教育制度の民主化にあたり、今後日本政府を援助するに際し、最大の貢献をなすであらう。

個人的な見解の相違にかゝはりなく、この報告書はあらゆる教育家の研究すべきものである。

提案のうち、教育原理や言語改革に関する部分は、きはめて遠大なものであり、從つてそれらは、長期にわたる研究や将來の立案にとつて指針となるに止まる。

日本国民自身がこの教育改革案を成就した暁には、世界平和の促進と基本的人権の尊重を目的とする国家群の一員となるために、なくてはならぬ基本的知識の充分な素地をつくるやうな修学制度が与へられるであらう。

また教育組織のとるべき最終形態は、日本国民がポツダム宣言に則り平和的傾向を有し、責任ある政府を確立する努力において採用したものと合致したものとならう。

余は教育使節団の各員が、貴重な時間を割き、世界の教育水準向上のために寄与されたことに対し衷心より感謝を捧げねばならぬ。

全連合国も使節団が教育向上の本義のため寄与を惜まなかつたことに謝意を表してゐるのである。」

絶対的命令として発せられた指令は、要約すると次のようなものである。

① 超国家主義、軍国主義教員は、不適格者として教職から追放すること。

② 修身・国史・地理の授業停止と、教科書の不適当箇所の削除。

③ 神社参拝、神道関係の祭式等への参加禁止及び御真影、奉安所等の除去。

④ その他、軍国主義、極端な国家主義的思想教育に関係のある一切のものを学校から排除すること。

これらの指令によって、学校では御真影（天皇・皇后の写真）と教育勅語謄本を県へ返還し、教科書や掛図類も不適当な箇所は墨で塗りつぶした。授業禁止となった修身、国史、地理の教科書は回収し、武道や教練用具の撤去、神棚や楠公銅像その他、軍国主義に関係あるもの一切を、草草のうちに処理しなければならなかった。進駐軍の学校臨検を恐れて、一々検討する暇もなく処分したために、貴重な図書類や重要書類まで破棄し、後世に悔いを残す結果ともなってしまった。

教育内容面では修身、国史、地理、武道、教練の授業は禁止され、唱歌では軍歌の排除、体操では号令や整列の仕方まで制限される有様であった。昔から子ども達に親しまれてきた桃太郎や猿カニ合戦などの仇討ちの物語まで禁止されるという徹底したものであった。

地理と日本歴史の授業は、昭和21年（1946）半ば頃から再開が許されたが、教科書は文部省が編集して、総司令部の認可を経なければならなかった。修身は遂に許されず、学校教育全体の中で、公民的生活指導を行うことになった。

なお、占領軍から指令が発せられたばかりでなく、昭和23年（1948）4月、佐賀軍政府から学校の実態について、55項目の細部に亘っての調査報告が求められ、それに基づいて視察が行われた。

2．新教育制度と初等教育

昭和21年（1946）11月には、新しく「日本国憲法」が制定され、翌22年（1947）3月には「教育基本法」と「学校教育法」が公布され、教育目標が明示され、戦後の新教育が発足することになった。

教育基本法の前文には、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」と決意が述べられている。戦前の、国家に奉仕する皇国臣民の育成から脱し、過去の反省の上に立って、民主主義の理念による新しい人間教育への大転換である。また、これを基にして定められた学校教育法の特色は、

第一に、教育の機会均等の実現である。男女の差別を撤廃して男女共学にすると共に、経済的理由による就学困難者対策、及び心身障害児のための特殊学校の設置や定時制、通信制の教育機関を設けることである。

第二は、小学校から大学までの学制を一本化して、民主的学校体系にしたことである。

第三は、義務教育の普及向上と年限の延長である。国民学校を小学校と改称して修業年限を6年とし、新制中学校を3年として、合計9年を義務教育と定めたことである。

第四は、高等教育の普及と学術の進歩を図るため、大学の門戸を開放し、大学院を創設したことなどである。

また文部省は、昭和22年（1947）、「学習指導要領（試案）」を出し、今までの画一的な教育から脱して、地域や児童の特性に応じた個性尊重の教育を推進するよう求めている。さらに別

表資料(1)、(2)のような教科課程と時間数の規準が示された。それによると、小学校の教科は国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、自由研究となった。従来の修身、国史、地理が無くなり、新しく社会、家庭、自由研究が登場している。特に社会科は新教育課程の中心的存在の観を呈し、注目の的であった。この社会科の中では、廃止された国史の内容も取り扱うことになったが、皇国史観に基づくものではなく、史実に基づく日本の歴史を学ばせるもので、文部省発行の『くにのあゆみ』を教科書として使用するようになった。

昭和22年文部省発行
「くにのあゆみ上」

教育方法についても改革がなされ、従来の画一的注入主義から脱して、自発学習、個人別能力別指導、単元学習、経験学習、視聴覚教育など、新しい指導方法が採用されるようになった。

国では学校教育の振興充実を図るため、昭和20年代から30年代（1945～1955年代）にかけて、各種の法律を制定して制度の整備を図ってきた。各学校では、これを受けて学校図書館、保健室なども新しく設けられ、音楽室、理科室、図工室、家庭科室なども設置され、教材教具も豊富に備えられるようになった。また、ラジオ、テレビ、スライドなどの視聴覚教材も整備され、教育の方法と内容も多様化されていった。

資料(1)

小学校の教科課程と時間数

教科＼学年	1	2	3	4	5	6
国語	175（5）	210（6）	210（6）	245（7）	210－245（6－7）	210－280（6－8）
社会	140（4）	140（4）	175（5）	175（5）	175－210（5－6）	175－210（5－6）
算数	105（3）	140（4）	140（4）	140－175（4－5）	140－175（4－5）	140－175（4－5）
理科	70（2）	70（2）	70（2）	105（3）	105－140（3－4）	105－140（3－4）
音楽	70（2）	70（2）	70（2）	70－105（2－3）	70－105（2－3）	70－105（2－3）
図画工作	105（3）	105（3）	105（3）	70－105（2－3）	70（2）	70（2）
家庭					105（3）	105（3）
体育	105（3）	105（3）	105（3）	105（3）	105（3）	105（3）
自由研究				70－140（2－4）	70－140（2－4）	70－140（2－4）
総時間	770(22)	840(24)	875(25)	980－1,050（28－30）	1,050－1,190（30－34）	1,050－1,190（30－34）

㊟ ・従来の修身・公民・地理・歴史がなくなって、新しく社会科が設けられた。
・家庭科が、新しい名まえとともに、内容を異にして加えられている。

資料(2)

義務教育関連の主なる法律

制定年月	法　　律		
昭和22. 3	学校教育法	29. 6	学校給食法
23. 7	市町村立学校職員給与負担法	31. 3	就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律
24. 1	教育公務員特例法	33. 4	義務教育諸学校施設費国庫負担法
24. 5	教育職員免許法	〃	学校保健法
26. 6	産業教育振興法	33. 5	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
28. 8	学校図書館法		
〃	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	34. 12	日本学校安全会法
〃	理科教育振興法	37. 3	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律
29. 6	へき地教育振興法		

3．へき地教育の振興

分校教育は本校に比べて遅れがちであったが、「へき地教育振興法」が制定されてから急速に改善されるようになった。この法律は、へき地における教育水準の向上を目的としたもので、教材教具の整備、教育内容の充実、教員の勤務条件や待遇の改善を図るため、国庫補助の対象ともなって、分校教育の振興に大きな効果をもたらした。この法律の施行によって中尾分校、三里分校が１級へき地に、中山分校が特別地域に指定されたことは特筆すべきことである。このへき地指定は、その後、昭和47年（1972）に改正があって中尾分校が２級地、三里分校と中山分校が１級地に昇格して現在に至っている。（中山分校は昭和56年３月廃校）

なお、佐賀県及び藤津地区の「小さな学校研究会」や「佐賀県へき地教育振興会」も結成され、へき地教育振興のため、活発な活動が展開されるようになった。

多良小学校は三つの分校をかかえて、学校経営にも色々と問題点も多かったが、戦後一番変わったのは分校である。戦後、開拓団の入植によって分校区の児童が急増したため、昭和24年（1949）度から各分校共、複式２学級編制となり、それぞれ教室の増築工事が行われ、教員住宅も建設された。昭和26年（1951）７月、三里分校の新校舎落成式に鍋島県知事が来賓として臨席されたことは、かつて無かったことで、分校区民にとって大きな励みであった。昭和28年（1953)、中山分校の改築落成、昭和30年（1955）１月、中尾分校の屋根替え工事が完成し、三分校の面目が一新されたのである。

分校教育の改善は施設設備面だけでなく、教育活動面でも研究が進められた。「小さな学校研究会」が組織されてから、町内の分校でも、次のように何回も研究大会が開催され、その度に分校教育が一段と充実していったことは喜ばしいことである。

分校研究発表会

年　月	分校名	研　　究　　会	委嘱、指定
昭27.10	三　　里	小さな学校研究会	藤津地区小研
31.12	中　　山	〃	〃
36.10	三　　里	〃	〃
37.12	中　　尾	〃	文部省、県教委
38. 5	〃	「複式学級における社会科同単元の指導」発表会	〃
40.11	中　　山	小さな学校研究会	藤津地区小研
43.10	中　　尾	〃	〃
46.11	〃	へき地教育、教育機器研究発表会	文部省、県教委
53.11	三　　里	小さな学校研究会	藤津地区小研
59.11	中　　尾	〃	〃
60.11	中尾、三里	九州へき地教育研究会	九へき研

4．新制中学校

(1)　発足当初の中学校

新制中学校は昭和22年（1947）4月発足したが、戦後の物資不足、悪性インフレ等によって国民生活は窮乏のどん底にあり、町財政も貧困で、新しく中学校を設けることは極めて困難であった。しかし、国策として決定されたことで、万難を排しても取り組まなければならず、明治初年の小学校設置よりも難しい状況であった。生徒は国民学校6年卒業生と高等科1、2年修了生を入学させるだけであったが、問題は校地と校舎を新設することであった。生徒は昭和21年（1946）度国民学校（初等科）卒業生を中学校の1年に入学させ、この学年から義務教育と定められ、高等科1、2年修了生は中学校の2、3年生に編入し、これは希望入学であった。

● 昭和21年度国民学校高等科2年卒業生の中学進学状況

学校別 / 性別 / 種別	多良中			大浦中		
	男	女	計	男	女	計
国民学校高等科卒業者数	79	77	156	59	39	98
中学校第3学年へ編入者数	32	15	47	16	15	31
中学校進学率（%）	40.5	19.5	30.1	27.1	38.5	31.6

教員は国民学校と青年学校及び旧制中学校から転用した者と、大学や専門学校卒業生などを雇用して一応体制が整えられた。

こうして発足したものの、施設設備、教材教具は皆無に等しく、学校運営は難問山積の状態であった。このことは全国いずれの地方も同様で、校舎がなく、青空教室などの学校も多かったが、幸い多良、大浦では青年学校の校舎を利用できたし、隣接小学校の校舎や講堂、運動場なども使用して、辛うじて開校することが出来た。昭和22年（1947）４月から生徒を収容したが、教員の人事が遅れたため、開校式は５月３日になった。

教科の編成は小学校と同様に社会科が新設され、外国語（英語）と自由研究が選択科目であった。また旧制中学校にならって課外の部活動も始められた。しかし、施設設備もなく、運動場も小学校との共用で十分な活動はできなかった。

● 中学校創立当初の卒業生数

卒業回数	卒業年度	多良中			大浦中		
		男	女	計	男	女	計
1	22	32	15	47	16	15	31
2	23	49	50	99	47	33	80
3	24	89	99	188	72	47	119
4	25	122	104	226	76	80	156
5	26	98	91	189	56	77	133

・第１・２回卒業生は希望入学
・第３回卒業生以下義務制

●新制中学校の教科と時間数

昭和22年（1947）度から新たに実施される新制中学校の３学年、すなわち第７学年から第９学年までに課せられる教科と、その時間数。

教科 ＼ 学年		7	8	9
必修科目	国語	175（5）	175（5）	175（5）
	習字	35（1）	35（1）	
	社会	175（5）	140（4）	140（4）
	国史		35（1）	70（2）
	数学	140（4）	140（4）	140（4）
	理科	140（4）	140（4）	140（4）
	音楽	70（2）	70（2）	70（2）
	図画工作	70（2）	70（2）	70（2）
	体育	105（3）	105（3）	105（3）
	職業（農業、商業、水産、工業、家庭）	140（4）	140（4）	140（4）
	必修科目計	1,050（30）	1,050(30)	1,050(30)
選択科目	外国語	35－140（1－4）	35－140（1－4）	35－140（1－4）
	習字			35（1）
	職業	35－140（1－4）	35－140（1－4）	35－140（1－4）
	自由研究	35－140（1－4）	35－140（1－4）	35－140（1－4）
	選択科目計	35－140（1－4）	35－140（1－4）	35－140（1－4）
総計		1,050－1,190（30－34）	1,050－1,190（30－34）	1,050－1,190（30－34）

(2) 校舎の建設

① 多良中学校

多良村では昭和23年（1948）２月４日の議会で、中学校校舎の建築が議決されている。それは小学校に隣接して青年学校跡地に校舎を建築し、運動場と講堂は当分兼用するということであった。敷地は６反７畝２歩（6,706㎡）、校舎は木造２階建12教室と付属建物55坪（181.5㎡）、合計462.5坪（1,526㎡）である。工事は昭和22年(1947)

多良小・中学校
（昭和30年代、左側中学校）

度と23年（1948）度の２期に分け、24年（1949）１月に完成し、２月24日落成式が挙行された。この工事に伴う予算総額は345万円で、その財源は村民の負担金、国庫補助金、学校林売却代金及び起債金などであった。負担金については『多良村中学校建設負担金賦課徴収条例』によって、２か年に亘って150万円が集められた。

さらに昭和24年（1949）４月、第２次工事計画が議決され、木造瓦葺２階建１棟及び付属建物合計228坪（752.4㎡）を533万7,500円の予算で建設し、昭和25年（1950）１月に完成した。これら一連の事業の財源として古賀倉の学校林３町歩（３ha）（立木樹齢30年、5,281本、3,046石、84万6,000円）と、大平安永（おおひらやすなが）の村有林４町歩（４ha）（8,381本、5,051石、122万6,000円）の立木を売却して財源に充当されている。その他起債100万円、一時借入金200万円などの措置がなされている。

② 大浦中学校

大浦中学校も当初は青年学校の校舎を仮校舎として使用し、不足分を小学校の裁縫室と家事室を借用して開校したが、学校側の強い要望によって、昭和22年（1947）11月15日、新校舎建設について議決がなされ、漸く着工することになった。当初の計画では、場所は小学校に隣接し、木造２階建で教室、職員室、延べ330坪（1,089㎡）及び便所45坪（148.5㎡）で、佐世保市船越の元海軍工廠石嶽工員宿舎の払い下げを受けて移築することになり、事業費予算200万円が計上されたが、財源不足のため180万5,000円は一般村民による指定寄付であった。

大浦中学校第１回卒業記念
（青年学校２階校舎）

翌23年（1948）４月に当初計画を一部変更して、野崎の塩田跡を敷地にすることになり、同年６月７日、地鎮祭が執行された。建築工事は23年（1948）12月に長崎市の業者と契約が成立したが、竣工予定期日を過ぎても完成せず、誠意が認められないためこれを解約し、新たに鹿島町の業者によって、昭和25年（1950）３月末に完成し、待望の新校舎に移転することができた。

大浦中学校（昭和28年３月）

小学校から離れて広大な面積を中学校用

地として確保できたことは、いろいろな面で幸いであった。しかし、当時は亀ノ浦から野崎に通ずる道路もなく、畑の細道を通学路とせねばならず、雨の日など難渋することが多かった。昭和25年（1950）8月に宿直室、小使室を建て、27年（1952）12月、特別教室を建設して学校としての体裁が整えられた。運動場だけは理想的な面積を保有し、地区内でも恵まれた学校となった。

大浦中学校々地は、元佐賀県農業会が、戦時中に塩田として開拓したもので、昭和24年（1949）に中学校建設のため、大浦村が野崎地区塩田全工区及び附属建物並びに附属物件一切を払い下げてもらったものである。

(3) 中学校の運動場と体育館建設

① 多良中学校

多良中学校は開校当初、校地を新しく設定しようとしたが、村財政その他の事情から断念し、結局青年学校用地を利用することに決定された。運動場や講堂は小学校と共用としたが、当時の状況からすればやむをえないことであった。しかし、多良は小・中学校共に規模が大きく、中学校の部活動などを実施するためには問題点が多く、中学校専用の運動場と体育館の建設が急務となってきた。

ところで、運動場建設のためには広大な土地が必要で、しかも校舎の近辺でなければならない。多良中学校の場合は適当な場所が見当たらず、結局、嫁川を越えて造らなければならなかった。昭和39年（1964）から土地の買収に取りかかり、最終的には昭和45年（1970）頃までかかって、地権者20人余の水田や宅地を買収しているが、当事者の苦労は並大抵ではなかった。その間、逐次整地や排水溝工事を行い、ほぼ完成したのが昭和50年（1975）頃である。しかし、形状が細長く、100m直線コースはとれるものの、野球などには不適当であったため、昭和63年（1988）民家2軒を移転してもらったりして、跡地を整地拡張して形を整えたのが平成元年（1989）であった。その後、水泳プールとテニスコートを設け、着工から約25年にして漸く完成したのである。それまでは野球、庭球、水泳などは校外の町営施設で実施していたが、これから学校内ですべて練習出来るようになった。

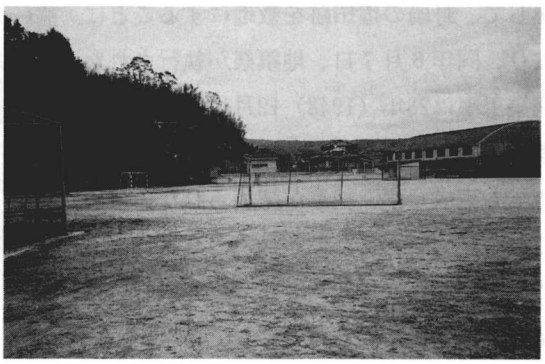
多良中学校運動場（平成2年）

体育館は昭和39年（1964）7月、中学校前に社会体育館が完成したので、これを利用していたが、学校専用でないため、小学校体育館建設のとき、その一部を中学校

用として建設された。

② 大浦中学校

本校は当初から村有の広大な塩田跡を校地としていたため、運動場も広く、あまり不自由はなかった。ただ、校舎敷地より高所にあったため管理上不便ではあった。ところで、町民スポーツの普及に伴って、大浦地区にも町民グランド設置の要望が高まり、運動場周辺を整備して拡張することになった。そこで運動場を4m切り下げ、梅園地と同一平面にする大事業が決行され、完成したのが昭和57年（1982）9月である。これに関連して、周辺傾斜地の地権者6人分の土地の買収その他いろいろの問題もあったが、完成後は、夜間照明設備も設けられ、町民にも利用されている。

体育館は昭和37年（1962）5月、地区内の他校に先駆けて建設されたが、2か月後の大浦大災害時には町民の避難所として利用された。その後、昭和52年（1977）と平成2年（1990）の2回に亘って増築されている。

(4) 中学校の職業教育

① 農業実習

多良では戦前から農業教育に格段の努力がなされてきたが、青年学校の廃校によって喰場の興村塾道場及び実習園は手放されてしまった。しかし、中学校長は青年学校時代からの校長であったし、食糧難時代という背景もあって、農業教育にも努力が払われた。字蓮十（れんじゅう）には戦時中からの2反（20a）程の学校農園があったし、昭和44年（1969）からは古賀地区の水田を借りて田植え、稲刈り実習なども行ってきた。しかし、水田は昭和47年（1972）地主に返還し、稲作実習は中止となった。なお、昭和37年（1962）から技術・家庭科が設けられ、農業の時間が縮小されたため、せっかく維持してきた実習園も手放さなければならなかった。しかし、花卉（かき）栽培や校庭の緑化作業などは、その後も職員と生徒の作業で進められ、美しい学校環境が造られていった。

この頃の中学校では農業実習のほかに、農業関係の学校行事が行われていた。多良中学校に例をとれば、昭和24年（1949）から34年（1959）まで、毎年の行事として農産物の品評会、縄ない競技会などが開催されていた。

大浦中学校でも昭和44年（1969）頃まで約8反歩の実習地があって農業実習を行っていた。当初は甘藷などを栽培していたが、一般農家に果樹栽培が普及してきたので、学校もミカンと梅の植栽に切り換えた。ミカンは昭和34年（1959）3月、町営住宅地の下の約3反歩（30a）に植え付け、梅は現在テニスコートのある所の約4反歩（40a）の畑に昭和38年（1963）12月

200本を植え付け、毎年相当の収益をあげていた。その後、教育課程も変わり、スポーツ振興の目的もあって、ミカン園は昭和50年（1975）８月、サッカー場となってしまった。また、梅林は運動場拡張のため、昭和55年（1980）１月、全部庭木として売却された。

② 学 校 林

多良では明治後期から大正初期にかけて、古賀倉（こがくら）に広大な学校植林地があって、杉、桧が植栽されていたが、新制中学校校舎建築費に充当する目的で、昭和24年（1949）、その一部、約３町歩（３ha）の立木が売却されたため、昭和26年（1951）３月、３町歩（３ha）の伐採跡地に１万本の苗木を、多良中学校生徒の作業によって新植された。新植年度は７回、その後は毎年３、４回全校生徒が現地に登って、下刈り、枝打ち、補植などの作業に汗を流してきた。また昭和32年（1957）12月創立10周年記念として約１町歩（１ha）に植林した。その間、学校植林コンクールで度々入賞し、昭和33年（1958）12月には県及び九州緑化推進委員会から優秀校として表彰された。昭和44年（1969）９月、現在の学校林面積は古賀倉の13.15haであった。

大浦中学校の学校林は昭和25年（1950）３月、字今平の民有山林１町８畝（108ａ）を借りて桧3,200本を植え付けたのが始まりである。また27年（1952）字三結（みつゆい）の民有山林７反歩（７ａ）を借りて植林し、毎年全校生徒が現地に登って手入れをしてきた。植林地の入り口には、当時の校長八並雄次郎（やつなみゆうじろう）の歌碑が建立されている。

「桧苗（ひなえ）三千　木となるころの楽しさを
　生徒等（こら）と語りて　また登りきぬ」

また、大浦小学校も中学校植林地の側に約３反歩（30ａ）の土地を借りて、昭和27年（1952）に植え付け、毎年手入れをして育ててきた。

ところで、植林地の樹木が成長するにつれて、枝打ち、間伐などの作業が難しくなってきたため、昭和45年（1970）からは、町が人夫を雇って手入れをするようになった。また、立木処分売却時における法的問題や作業の困難性などを考慮して、学校と協議の末、昭和51年（1976）２月、多良、大浦共、すべての学校林を町で管理することにして、契約の所管替えがなされている。

大浦中学校植林地　歌碑

③ 農繁休業

農村地帯の学校では明治以来、毎年５、６月頃に麦刈り、甘藷挿し、田植えのため、また10月、11月頃は甘藷掘り、稲刈り等の農作業の手伝い、子守りなどのために数日間ずつ臨時休業をして、児童生徒に農繁休暇を与えるのが常であった。

戦後になってからも、小・中学校で年間に10日以上実施していた。これは多良、大浦ともに同じような取り扱いをしていた。大浦中学校の校務日誌によると、昭和23年（1948）度、昭和24年（1949）度の実施状況は別表のとおりで、年間相当日数の農繁休暇が与えられていたことがわかる。

別表

農繁休業実施状況　　大浦中学校

昭和23年度		昭和24年度	
期　　日	日数	期　　日	日数
５月31日～６月３日	4	５月30日～６月２日	4
６月15日～６月17日	3	６月29日～６月30日	2
６月26日	1	10月31日～11月３日	4
11月１日～11月２日	2	11月７日～11月９日	3
11月12日～11月17日	5		
合　計	15	合　計	13

しかし、農業の機械化で手不足が解消されたことと、当事者の教育に対する考え方などの変化によって年々日数を減少し、昭和36年（1961）からは殆どの学校が農繁休業を全廃し、学校本来の姿に変わっていった。

(5) 中学校卒業生の進路

① 高校進学

新制中学校発足当初は、全日制高校への進学者は極く僅かで、大部分の者は家業手伝いや職人の見習いに就く者が多かった。しかし、社会情勢の変化や経済の好転によって高校進学者も増加し、昭和30年（1955）代には進学希望者が50％に達し、40年代後半には80％となり、50年代には90％台まで増加している。近年は特殊事情の者を除き、殆どの者が高校へ進学するようになった。

なお、高校進学以外に各種学校や研修所に進む者も多く、昭和43年（1968）頃までは10％を超えていたが、その後は漸減し、全日制高校志望が多くなった。また、就職者も企業で働き

ながら夜間の定時制高校へ通う者も多く、高校教育は一般化し、国民の教育水準は飛躍的に向上していった。

② 就　　職

わが国は昭和25年（1950）の朝鮮戦争を契機として経済的に発展を遂げ、特に工業面で目ざましく飛躍し、神武景気とか岩戸景気などと呼ばれるように、かつてない発展を遂げたのである。そのため各種企業も規模拡大を図り、中卒者を多数採用するようになった。当時は中卒就職者を「金の卵」と呼び歓迎していた。このような情勢の中で多良町からも多数の中学卒業者が中京、近畿方面に集団就職をしていた。これを激励するため町では昭和35年（1960）3月、多良中、大浦中の県外就職者を、多良公民館に集めて壮行会を開催したのが始まりで、以後、毎年実施されてきた。42年(1967) 3月からは県外就職とは別に残留者激励会（後継者歓迎会）も開催されていた。しかし、47年（1972）頃から高校進学者が多くなり、就職者が減少したため、「県青年の家」で行われる県主催の新就職者研修会に派遣すると共に、町では各学校に出向いて記念品を贈り激励することになった。

中学校卒業生の進学、就職調査

学校	多良中					大浦中				
進路 / 年度	卒業生	高校進学		企業等就職		卒業生	高校進学		企業等就職	
		人数	百分率	人数	百分率		人数	百分率	人数	百分率
昭 41	226	154	68.1%	60	26.5%	163	81	49.7%	35	21.5%
44	229	151	66.0	55	24.0	127	81	63.9	36	28.3
47	168	137	81.5	26	15.5	137	95	69.3	19	13.9
50	171	143	83.6	25	14.6	138	102	73.9	8	5.8
53	150	141	94.0	8	5.3	121	100	82.6	8	6.6
56	132	110	83.3	19	14.4	111	91	81.9	1	0.9
59	107	103	96.3	3	2.9	108	89	82.4	9	8.3
62	110	106	96.4	2	1.8	105	95	90.5	1	0.9
平 2	112	110	98.2	0	0	91	88	96.7	2	2.2

※　家業従事者、研修所入所者等は省略

歴代小学校長　　平成4年（1992）3月現在調

多良小			
番号	氏名	任期	年数
1	坂本　源治	明26年 3月～ 29年 3月	3.0
2	山口竹一郎	29. 7～ 30. 2	0.8
3	木室修一郎	30. 2～ 31. 1	1.0
4	市原牛之助	31. 12～ 40. 4	8.4
5	毛利代三郎	40. 4～ 42. 4	2.0
6	相島　平一	42. 3～ 43. 12	1.8
7	斉藤慶次郎	43. 12～大 6. 3	6.3
8	野田　魁	大 6. 3～ 10. 3	4.0
9	毛利代三郎	10. 4～ 12. 3	2.0
10	相浦　一次	12. 3～昭 6. 3	8.0
11	織田　進	昭 6. 3～ 8. 3	2.0
12	中村作太郎	8. 4～ 10. 3	2.0
13	毛利　堯	10. 3～ 13. 3	3.0
14	川原弥寿次	13. 3～ 18. 3	5.0
15	吉田　鉄爾	18. 3～ 22. 4	4.0
16	中川　簾一	22. 4～ 23. 3	1.0
17	桑原　秀雄	23. 3～ 32. 3	9.0
18	宮崎　貞治	32. 3～ 33. 3	1.0
19	山田　千好	33. 3～ 35. 3	2.0
20	相浦　研孜	35. 3～ 37. 3	2.0
21	大庭　三郎	37. 3～ 38. 3	1.0
22	桑原　邦夫	38. 3～ 42. 3	4.0
23	片渕　清	42. 3～ 44. 3	2.0
24	山本　衛	44. 3～ 45. 3	1.0
25	荒田　巧	45. 3～ 48. 3	3.0
26	平倉　増一	48. 3～ 51. 3	3.0
27	田代　又海	51. 3～ 55. 3	4.0
28	松尾　晴敏	55. 3～ 58. 3	3.0
29	中尾　俊吾	58. 3～ 61. 3	3.0
30	西村　公博	61. 3～平 1. 3	3.0
31	中野　隆彦	平 1. 4～ 3. 3	2.0
32	馬場　健治	3. 4～現在	

備考　明治24年（1891）畑田に移転して多良尋常高等小学校となってからの校長

大浦小			
番号	氏名	任期	年数
1	菖蒲　巨一	明25年 6月～ 27年 6月	2.0
2	家永利三郎	27. 6～ 33. 3	5.10
3	朝永　通節	33. 3～ 35. 10	2.8
4	牟田　文吉	35. 10～ 37. 9	2.0
5	坂井　潔	37. 9～ 38. 12	1.4
6	納富　八郎	38. 12～ 39. 3	0.4
7	野口　末一	39. 3～ 42. 3	3.0
8	矢野機一郎	42. 3～ 43. 5	1.2
9	香田　虎一	43. 5～ 44. 2	0.10
10	奥川外太郎	44. 2～大 2. 3	2.0
11	相浦　一次	大 2. 3～ 5. 8	3.5
12	古賀　栄一	5. 8～ 9. 3	3.8
13	坂本増太郎	9. 3～ 13. 9	4.6
14	古賀　栄一	13. 9～ 15. 3	1.7
15	久保源太郎	15. 3～昭 3. 3	2.0
16	馬場　金吾	昭 3. 3～ 4. 3	1.0
17	中村作太郎	4. 3～ 5. 3	1.0
18	織田　進	5. 3～ 6. 3	1.0
19	魚島　林蔵	6. 3～ 7. 3	1.0
20	古賀　鉄爾	7. 3～ 11. 3	4.0
21	広瀬　清	11. 3～ 17. 3	6.0
22	鈴木　保一	17. 3～ 19. 3	2.0
23	中川　簾一	19. 3～ 21. 3	2.0
24	八並雄次郎	21. 3～ 22. 4	1.1
25	桑原　秀雄	22. 4～ 23. 3	0.11
26	永田　安雄	23. 3～ 25. 3	2.0
27	江口　四郎	25. 3～ 29. 3	4.0
28	山田　千好	29. 3～ 33. 3	4.0
29	大庭　三郎	33. 3～ 36. 3	3.0
30	中島　愛一	36. 3～ 41. 3	5.0
31	片渕　清	41. 3～ 42. 3	1.0
32	中山　博美	42. 3～ 43. 3	1.0
33	氏原　正一	43. 3～ 45. 3	2.0
34	平倉　増一	45. 3～ 48. 3	3.0
35	田代　又海	48. 3～ 51. 3	3.0
36	荒田　巧	51. 3～ 53. 3	2.0
37	松尾　晴敏	53. 3～ 55. 3	2.0
38	川原弥寿太	55. 3～ 56. 3	1.0
39	松本　一貫	56. 3～ 59. 3	3.0
40	中村　篤	59. 3～ 62. 3	3.0
41	小野原隆義	62. 3～平 3. 3	4.0
42	横尾　徹	平 3. 4～現在	

備考　明治25年（1892）、現在の大浦駅の所に移転し、大浦尋常小学校となってからの校長

歴代中学校長　　平成４年（1992）３月現在調

多良中				大浦中			
番号	氏名	任期	年数	番号	氏名	任期	年数
1	福田　秋雄	昭22. 4～ 41. 3	19.0	1	八並雄次郎	昭22. 4～ 27. 3	5.0
2	中島　愛一	41. 3～ 44. 3	3.0	2	林　栄	27. 3～ 33. 3	6.0
3	田中　善一	44. 3～ 46. 3	2.0	3	成富　清夫	33. 3～ 33. 8	0.5
4	森田日出男	46. 3～ 47. 3	1.0	4	桑原　邦夫	33. 10～ 36. 3	2.6
5	小副川弥三	47. 3～ 51. 3	4.0	5	成富　三郎	36. 3～ 40. 3	4.0
6	向井　義之	51. 3～ 54. 3	3.0	6	高田　俊朗	40. 3～ 42. 3	2.0
7	久原　英二	54. 3～ 56. 3	2.0	7	田中　善一	42. 3～ 44. 3	2.0
8	木下　福真	56. 3～ 57. 3	1.0	8	江頭　正男	44. 3～ 46. 3	2.0
9	佐々木　勝	57. 3～ 59. 3	2.0	9	池田　中	46. 3～ 48. 3	2.0
10	家永　忠	59. 3～ 63. 3	4.0	10	植松　敏文	48. 3～ 50. 3	2.0
11	迎　和典	63. 3～平 1. 3	1.0	11	浜崎　公義	50. 3～ 53. 3	3.0
12	福川　清治	平 1. 4～現在		12	橋本重太郎	53. 3～ 56. 3	3.0
				13	樋口　三郎	56. 3～ 59. 3	3.0
				14	西村　公博	59. 3～ 61. 3	2.0
				15	宮崎　昌宣	61. 3～ 63. 3	2.0
				16	石橋源司郎	63. 3～平 2. 3	2.0
				17	井上　誠治	平 2. 4～現在	

備考　昭和22年（1947）４月新制中学校発足以来の校長

5．幼児教育

(1)　幼児教育の概要

佐賀県で幼児教育が開始されたのは、殆どが第二次大戦後で、その歴史は新しい。それも有識者の発意によって発足した私立幼稚園が多い。太良町には現在、幼稚園、保育園、児童館などの施設が存在するが、「学校教育法」に基づいて設置されている幼児のための教育機関は、田古里の大浦幼稚園だけである。「学校教育法」第77条によれば、「幼稚園は幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」と規定され、『教育要領』では、健康、人間関係、環境、言葉、表現に区分され、就学前の教育内容が示されている。従って福祉事業としての保育園とは区別されなければならないが、一般には混同されがちである。入園資格は３歳から小学校入学前、即ち６歳未満で、教師は園長、教頭、教諭その他となっている。

(2)　大浦幼稚園

大浦幼稚園は、正伝院住職坪田澂禅（つぼたちょうぜん）が昭和30年（1955）３月25日、私立幼稚園として認可を受け、同年４月10日開園したものである。当初は「大浦双葉（ふたば）幼稚園」と称し、正伝院の本堂を

教場として開始した。その設置者は坪田澂禅、園長丸山ミツ子で、園児74名であった。

昭和32年（1957）1月、近くの民家を譲り受けて園舎とし、現在の地に移転した。その後、一部増築して現在に至っている。

昭和35年（1960）3月15日、学校法人としての認可を受け、同年4月から「大浦学園大浦幼稚園」と改称し、理事長に坪田多紀子（つぼたたきこ）が就任して運営に当たっている。園児は法に基づき3歳から5歳までの幼児で、定員70名となっているが、町内には他にも保育園や児童館が設置されている関係上、園児数は減少し、現在では大浦地区の南西部の地区から50名程度が就園している。

園児数の変遷　　大浦幼稚園

区別＼年度	昭和30	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成1	2	3	卒園児数
5歳児		26	24	26	22	27	22	17	30	16	19	13	11	16	昭和30～平成3年度
4歳児		22	24	22	26	20	17	31	15	19	12	11	15	16	（1955～1991）
3歳児		18	13	17	8	10	5	12	10	8	5	12	10	15	累計1,356名
合計	74	66	61	65	56	57	44	60	55	43	36	36	36	47	

○役員（平成4年（1992）現在）

理事長　坪田多紀子

理　事　副島　鉄太、藤家　猛、浜松　和夫、大鋸　豊久、坪田　順子

監　事　野田　易記、中村　政治

(3) 多良幼稚園

多良幼稚園は、昭和37年（1962）4月、多良油津（佐賀銀行裏）に設立され、設置者は江西尊栄（えにしそんえい）で園長も兼ねていた。3歳から5歳までの園児100名を収容し、4学級として認可されて教育していたが、昭和49年（1974）度末に廃園となってしまった。

6．学校給食

(1) 栄養補給給食

明治時代の小学生は貧しい家庭生活を反映して、弁当も極めて粗末なものであった。麦飯や粟飯の大きな握り飯を布ぎれなどに包んで持参するのが普通であった。大正時代になってから、アルミニウムの弁当箱が使われるようになったが、内容はあまり変わらなかった。中にはふかし藷を持ってくる者や、弁当を持ってこない子どももいた。このような状態であったから栄養不良の虚弱児も多かった。そのため虚弱児対策として、多良小学校では昭和初期から、毎日1

学級ずつ、一部の児童に牛乳給食を実施したこともあった。

多良村の昭和８年（1933）度の県補助金の中に、給食費臨時補助として40円14銭が計上されているし、昭和９年（1934）度予算の中に、牛乳１石代として40円12銭が計上されている。

わが国における学校給食は、山形県の私立忠愛小学校で、貧困児童を対象として、ボランティア活動によって始められたのが最初で、今から約100年前のことである。

現在のような本格的学校給食は、第二次世界大戦後の食糧難時代に、アジア救済連盟（ＬＡＲＡ）の寄贈食糧（元陸海軍用罐詰）の放出によって、昭和22年（1947）１月から、主として都市部で、補給給食が実施されるようになったのが始まりである。当時は専ら児童の栄養補給が目的であった。

⑵　学校給食法の制定と牛乳給食

昭和29年（1954）６月、「学校給食法」が制定され、単なる栄養補給に止まらず、教育の一環として、現在のような学校給食が実施されるようになった。法第２条では、

「教育の目的を実現するために、食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うこと、学校生活を豊かにし明るい社交性を養うこと、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること、食糧の生産、配分及び消費について正しい理解に導くこと」

などが明示されている。即ち、ただ単に食事を摂らせるだけではなく、教育のために計画的に実施するのが新しい今日の学校給食である。

わが太良町では、完全給食の早期実現が困難であったため、差し当たって昭和33年（1958）から多良小学校で、翌年から大浦小学校で、生牛乳を飲用するようになったのが始まりである。

その後、アメリカの脱脂粉乳の供給によって、温かい粉乳給食を実施するようになった。これは昭和38年（1963）５月から先ず分校で実施し、この時から分校に給食婦兼用務員を置くようになった。さらに、翌年から小中学校全校で実施するようになった。そのため、各学校に給食室を設けて大釜を据えつけ、温かい粉乳を飲用させたが、評判はあまり良くなかった。それで、43年（1968）１月から生牛乳に切り換えられた。

⑶　完全給食の実施

太良町は都会に比べて食糧は豊かではあったが、児童生徒の心身の発達、学校生活の充実向上、食生活の合理化など、学校給食法の趣旨に基づき、昭和42年（1967）２月に、総事業費968万2,830円で共同調理場（給食センター）を建設し、同時に町内小中学校４校で完全給食が開始された。

学校給食風景

○昭和42年２月現在　給食人員3,164人

多良小(本校)	1,007人	多　良　中	723人
大　浦　小	860	大　浦　中	439
教　職　員	124	センター職員	11

分校の完全給食は１年遅れて、昭和43年（1968）４月から実施されたが、これで全校児童が同じ献立の温かい昼食が摂れるようになった。

給食運営の組織

太良町教育委員会

イ．給食運営委員会
　委員長（教育委員長）
　　教育委員代表　１名
　　各ＰＴＡ代表　8
　　各学校長　4
　　教委事務局代表　2
　　校区別区長代表　2
　　物資納入組合代表　1

ロ．給食費徴収委員会 ―― 各部落ＰＴＡ代表　各１名

ハ．給食センター職員 ―― 所長、栄養士、調理員８名、運転士２名

経費については、施設設備費及び人件費、光熱費は町負担とし、給食用材料代は父兄負担となっている。１か月の給食費は当初小学生月600円、中学生月700円で発足した。毎年物価の高騰によって増額しなければならなかったが、次第に物価も安定し、昭和62年（1987）からは横這い状態となっていた。しかし、平成４年（1992）度から小学校月3,300円、中学校月3,900円

となった。給食内容は昭和50年（1975）度までは、パンまたは麺類と牛乳及び副食であったが、昭和51年（1976）度からは月数回アルファ化米を主食として使用するようになり、昭和54年（1979）度から業者に委託して精白米による米飯給食も導入し、現在、週３回実施している。また、献立も多様化されている。

設備については、昭和53年（1978）９月、事務室を改修移転し、昭和55年（1980）８月、パン、牛乳置場の改築、調理員更衣室の設置などを実施し、調理場も数回に亘って改修し、衛生の保持と作業の安全且つ能率化につとめている。

学校給食の実施と家庭における食生活の改善、スポーツの振興等によって児童生徒の体位の向上は著しく、親を凌ぐ成長ぶりである。

太良町学校給食費　月額　昭和42年～平成４年（1967～1992）

年度	昭和42	43	44	45	46	47	48	49～50	51	52～53	54	55	56～57	58～61	62～平成3	平成4～
小学生	円 600	700	750	800	900	1,000	1,150 1,350	1,700	2,100	2,300	2,500	2,800	2,900	3,000	3,100	3,300
中学生	円 780	900	950	1,000	1,100	1,200	1,350 1,600	2,000	2,400	2,600	2,800	3,200	3,300	3,500	3,600	3,900

太良町における米飯給食実施状況　昭和51年～平成３年（1976～1991）

年　度	回　　数
昭和51～53	アルファ化米月２回
54～55	同上　月１回　精白米週１回
56～59	精白米　週２回
60～62	同　週2.5回
63～平成３	同　週３回

戦前、戦後の児童（11歳）の体位　全国平均　昭和13年度～平成２年（1938～1990）

種　別	性別	昭和13年度	20	23	27	40	50	平成2
身　長	男	cm 133.0	131.3	130.4	132.5	138.5	142.0	144.4
	女	133.2	131.7	130.8	133.1	140.4	144.2	146.3
体　重	男	kg 29.2	28.5	28.2	29.2	32.2	35.2	38.0
	女	29.5	28.5	28.2	29.6	33.7	36.6	38.9
胸　囲	男	cm 65.0	65.0	64.6	65.6	67.1	68.9	70.6
	女	63.8	64.0	63.4	64.5	67.4	69.6	71.2

・太良町児童生徒の体位も、全国平均と大差はない。
・現在の体位は戦前に比べて、約２か年程の差がある。

Ⅱ　後期中等教育の拡充

1．旧制中等学校

⑴　佐賀県立鹿島中学校

藤津地区で代表的な中等学校である県立鹿島中学校の沿革は次のようになっている。（鹿島市史下巻）

○明治初年旧藩主鍋島直彬の意を受けて、谷口藍田（らんでん）父子により「鹿島義塾」を設置す。
○明治９年（1876）旧鹿島城内の倉庫を借りて移転し、「変則中学校」を開校す。
○明治11年（1878）「長崎県鹿島中学校」となる。
○明治16年（1883）６月「佐賀県鹿島中学校」となる。
○明治17年（1884）６月「公立鹿島中学校」と改め、郡費で維持す。
○明治19年（1886）「藤津郡立鹿島中学校」と改称す。
○明治20年（1887）学制改革によって廃校となり、「鹿島英語学校」と改称す。
○明治24年（1891）「鎔造館（ようぞうかん）」と改称す。
○明治29年（1896）４月「佐賀県尋常中学校鹿島分校」となる。
○明治31年（1898）４月「佐賀県第二尋常中学校」として創立し、４月30日が創立記念日となる。
○明治32年（1899）「佐賀県第二中学校」と改称す。
○明治34年（1901）６月「佐賀県立鹿島中学校」と改称す。

以上が沿革の大要であるが、制度の改正や行政区域の変更によって度々名称も変わってはいるが、明治31年（1898）以来、当地区の代表的な学校として発展してきた。戦後の教育改革で「佐賀県立鹿島高等学校」となった。

⑵　佐賀県立鹿島高等女学校

女子教育機関として明治39年（1906）４月、「藤津郡北鹿島村外四か村学校組合」が結成され、女学校が鹿島高等小学校内に併置された。場所は現在の鹿島実業高等学校の所であった。明治42年（1909）３月、組合立鹿島高等小学校が解散となり、校地及び校舎その他一切を女学校が譲り受け、同年４月から「北鹿島村外四か村学校組合立鹿島高等女学校」となった。さらに44年（1911）４月から「藤津郡立鹿島高等女学校」と改称し、大正９年（1920）４月から「佐賀県立鹿島高等女学校」となり、戦後、県立鹿島中学校と合併して「佐賀県立鹿島高等学校」となった。

こうして鹿島には中学校と女学校が設置されていたが、多良、大浦は遠隔地であったため通

学することが難しく、僅かに富裕家庭の子弟数名だけが寄宿舎生活や下宿生活をしながら就学する程度であった。大部分の者は小学校、高等小学校卒業で、あとは働きながら補習学校や公民学校、青年学校で学習する状態であった。しかし、昭和9年（1934）鉄道開通後は、自宅から通学可能となったため、鹿島や諫早の中等学校に入学する者が急増した。このことは当地の教育振興と文化の向上に画期的変革をもたらす契機となったのである。

(3) 鹿島立教実業学校

中学校、女学校の外に、鹿島には「立教実業学校」が設置されていた。この学校は大正15年（1926）4月、「鹿島町立鹿島立教公民学校」として創立され、昭和3年（1928）「鹿島町立鹿島立教実業学校」となって、農学部、商学部、女子部を設けたのが始まりである。当時は4年制であったが、昭和14年（1939）から修業年限を5年に延長し、昭和22年（1947）4月から「佐賀県立鹿島農商学校」となった。

立教実業学校当時は、小学校高等科2年修了後、立教の3年生に編入が認められたし、中学校より年限も短く利便も多かったので、鉄道開通後は多良、大浦からの入学者も多かった。戦後、「佐賀県立鹿島実業高等学校」となった。

2．佐賀県立太良高等学校の設置

(1) 町内中学校卒業生の進学状況

高校誘致問題が浮上してきた昭和40年（1965）頃の町内中学校卒業生の進学率は、他町村に比べて低位にあった。昭和41年（1966）度卒業生の進学率は多良中学校が55.3%、大浦中学校が49.7%に過ぎなかった。これは太良町の地理的偏在性による通学の不便と、それに伴う父兄の経済的負担過重に起因している。進学の希望と能力を有しながら、高校進学を断念せざるを得ない状況にあったのである。また、進学したとしても専ら汽車通学によらなければならず、鹿島、諫早、大村、佐賀までの通学は、時間的にも経済的にも大きな負担であった。

しかし、時代の進展に伴って進学率も向上してきたものの、問題点は全く改善されていなかった。かかる状況に鑑み、町当局も一般町民も、地元太良町に県立高校の誘致を熱望していたのである。

町内中学卒業生の高校進学率　　昭和41年～平成３年（1966～1991）

年　度	昭41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
多良中	55.3	54.3	55.2	70.3	63.6	60.9	81.5	69.5	83.4	83.6	87.8	84.1	94.0
大浦中	49.7	49.0	65.1	63.8	62.2	60.4	69.3	70.1	71.5	73.9	88.2	87.6	82.7
年　度	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平元	2	3
多良中	90.9	83.6	83.3	90.9	84.4	96.3	93.4	96.3	96.4	95.6	96.4	98.2	94.5
大浦中	82.8	77.1	82.0	75.5	77.5	82.4	89.9	88.4	90.5	96.0	91.3	94.5	96.0

(2)　高校誘致の促進と開校

昭和52年（1977）４月、町民の待望と期待のうちに開校した佐賀県立太良高等学校も既に15年を経過し、名実共に素晴らしい学園となり、太良町教育伸展のシンボルとなっているが、設置、開校までの経緯は平易なものではなかった。そのことは太良高等学校創立５周年記念誌『豊峯』に、太良町教育振興会長西村寿雄（町長）の回想として次のように述べられている。

「一万三千町民の悲願
太良高校開校までの足跡」
太良町教育振興会会長　西　村　寿　雄

「教育の機会均等、他市町村並みの高校進学率をと、昭和41年に設立した「高校誘致促進協議会」が、開校までに辿って来た道程は、実に多難な11年間の歩みでありました。

昭和41年４月８日発足した協議会は、各方面へ太良高校の必要性、高校のない町の現状を訴え、粘り強い陳情と請願活動を展開して参りました。地道に一歩一歩進めて来たこの活動が大きな前進を見、確実な手応えを得始めたのは、昭和48年12月13日、高校開設を熱望する町民7,000名の署名簿を携えて、県当局へ陳情を行った頃からでありました。開設時期を昭和50年４月に目標を定めて、精力的に働きかけを行う一方、地元においても、昭和49年５月25日に社会体育館で開催した高校誘致町民大会には、実に1,700名の町民が参加し、子弟たちが燃えるような向学心と素晴らしい能力を持ちながら、地域的な実状に阻まれ、進学への道を断念している現状や、他市町村の高校に進学することの不便さ、経済的負担の大きさなどを訴え、是非とも地元に高校開設の悲願に向け一層の結束を堅めました。

その熱意の冷めやらぬ同月31日には、バス３台を借り切って県教育長を初め、知事、県議会への強力な陳情団を送り、活発な運動を展開し続けて来ました。

このような、まさに町を挙げての運動が実り、９月24日開催の県議会に提出した誘致請願が採択され、また県教育長も開設の意を言明されました。

県議会及び県当局の同意を得たことにより、開校の時期、場所などについての請願、陳情を重ねましたが、当初の目標であった昭和50年４月開校は、残念ながら実現しませんでした。しかし、

昭和52年度には開設に伴う予算が計上され議決を得て、いよいよ開校に向けて胎動しました。

太良町民の総意と、開設に向けてほとばしるような情熱で展開して来た「高校誘致協議会」の成果がようやく実を結んだ年として、町史の１ページを飾るものと確信しております。

昭和51年９月２日には、槌音も高らかに建設工事が着工され、輝かしい希望と伝統を育むべき学び舎は、翌年２月28日には竣工しました。

町議会を初め、町教育関係者、ＰＴＡ、町内各団体が一丸となり誘致に向けて結成した「高校誘致協議会」は、昭和52年１月31日総会を開き、所期の目的が達成されたことを確認、今後は、開校間もない太良高校で学ぶ子弟たちのため、地域ぐるみで側面からの支援を決議、同協議会を発展的に解消、決議された事項を推進する「太良町教育振興会」を結成しました。

昭和52年４月８日、待望久しかった県立太良高等学校の第１回入学式、開校祝賀式が挙行されました。

開校した太良高校の生徒を物心両面から支援し、歴史ある他高校生に気後れすることなく学業に運動に励むことができるように、また、青少年の健全育成と教育の振興に寄与するようにと設立された「財団法人太良町教育振興会」は、まさに太良高校と同期生であり、同一歩調で歩んで来たこの五年間であったと思います。」

開校時には普通教室棟１棟だけしかなかったため、昭和52年（1977）４月８日の第１回入学式は畑田の多良公民館で挙行されたが、135名の新入生は勿論、関係者一同が感激と希望に満ち溢れ、素晴らしい門出を祝福すると共に、太良高等学校の将来に大きな夢を抱いたのであった。

開校時の太良高等学校（昭和52年６月）

太良高等学校

佐賀県立太良高等学校開校への歩み

年　月　日	活　動　事　項
昭和41年（1966）　4月 8日	県立多良高等学校誘致促進協議会発足
41.　（1966）　4～48.　6	第１～７回陳情書提出
48.　（1973）10～11月	太良高校への進学希望調査
48.　（1973）12.　13	第８回陳情書提出（7,000名の署名簿持参）
49.　（1974）　5.　25	太良高校誘致町民大会（1,700名参加）
49.　（1974）　6.　15	第９回特別陳情書提出（バス３台、130人参加）
49.　（1974）　9.　24	県議会へ請願書提出
49.　（1974）10.　1	県議会で請願書採択
50.　（1975）　9.　24	県議会で県教育長が太良高校開設の意を言明
50.　（1975）10.　17	51年４月開校を目ざして第10回陳情
51.　（1976）　3.　26	県議会で52年４月太良高校開設に伴う建設予算議決
51.　（1976）　9.　2	校舎建築着工
51.　（1976）11.　15	具申書提出
51.　（1976）12.　22	第11回陳情書提出
52.　（1977）　1.　13	意見書提出
52.　（1977）　2.　28	校舎竣工
52.　（1977）　4.　8	太良高校第１回生入学式

太良高等学校の出身中学校別入学者数

年度／中学	昭52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平1	2	3
多　良	46	54	45	51	45	49	56	42	50	45	32	37	36	33	46
大　浦	43	39	32	35	32	39	29	22	28	30	36	41	34	31	23
東　部	25	23	28	26	33	33	38	42	28	41	40	34	31	29	41
西　部	17	16	29	21	19	12	12	28	25	16	19	24	30	32	20
塩　田		2	1	1	4						4		4	6	
嬉　野				1					1	1	1			3	1
吉　田											1				
有　明	4	1						2			2				
白　石										2				1	
学区外	1		1											1	
県　外					1	2									
合　計	136	135	136	135	134	135	135	136	132	135	135	136	135	136	131
町内計	89	93	77	86	77	88	85	64	78	75	68	78	70	64	69
同百分率	65.4	68.9	56.6	63.7	57.5	65.2	63.0	47.1	59.1	55.6	50.4	57.4	51.9	47.1	52.7

(3) 太良高等学校生徒の活動状況

高校設置と同時にクラブ活動や生徒会の部活動も開始された。また、教育後援会も組織され、物心両面から支援し、高校教育の充実を図ることになった。当初は施設設備も不十分であったが、町の施設等を利用して活動を展開し、新設校でありながら初年度から県大会に出場する部もあった。

開校初年度のクラブはソフトボール他7クラブであったが、その後、バスケットボールその他のクラブが設けられ、平成時代になってフィットネス、ワープロなどのクラブが新設され、合計15クラブとなっている。

部活動では当初12部で発足したが、後でサッカーなどの部が増え、平成3年にはパソコン部も設けられ、15部となっている。中でも特色あるものとしては当初から英数クラブが設けられ、普通高校として大学進学を目ざして努力が続けられている。

小規模校であるため、部員数や予算面及び指導者等で他校に比べて不利な点があるが、それを克服して活発な活動を続けている。その結果、新設校としては刮目(かつもく)すべき好成績を収めている。

校長及び後援会役員　　太良高等学校

年度	校長	後援会役員	
		会長	副会長
昭52	吉岡真吾	西村寿雄	西村　栄次、溝江　勝美
53	吉岡真吾	西村寿雄	西村　栄次、溝江　勝美
54	吉岡真吾	西村寿雄	西村　栄次、溝江　勝美
55	吉岡真吾	西村寿雄	田中　春男、隈部　祐一、北村　正人
56	松永理水	西村寿雄	中村　昭、今田　晴喜、峰松　和八
57	松永理水	西村寿雄	中村　昭、今田　晴喜、永松　直樹
58	中野武	西村寿雄	中村　昭、今田　春喜、永松　直樹
59	中野武	西村寿雄	中村　昭、坂口　武久、蒲原　孝之
60	白浜博之	西村寿雄	中村　昭、坂口　武久、蒲原　孝之
61	白浜博之	西村寿雄	山口　直秀、坂口　武久、中村　省三
62	前山本惟	西村寿雄	山口　直秀、出口　茂利、中村　省三
63	前山本惟	中江八束	山口　直秀、出口　茂利、中村　省三
平1	松尾隆介	中江八束	福田　誠、出口　茂利、森本　好哲
2	松尾隆介	中江八束	岩永　米勝、中島　道則、森本　好哲
3	北村熙	中江八束	岩永　米勝、岡　義人、森本　好哲、岩永　和利

第二節　新教育の推進体制

Ⅰ　教育行政機構の変革

1．教育委員会制度

(1)　公選制教育委員会

第二次大戦後、アメリカの教育使節団の勧告によって、地方教育行政機構が全面的に改正された。教育の地方分権化、教育行政に対する地域住民の関与、一般行政からの教育の独立という三つの改革原理に基づいて、昭和23年（1948）７月、「教育委員会法」が公布された。これは、わが国の教育行政上画期的なことであった。

この制度は、戦前の地方教育行政を抜本的に改正して、民主化を推進するための施策であった。即ち、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負って行われるべきものであるという自覚のもとに、公正な意見によって、地方の実状に即した教育行政を行うことを目的としたものである。戦前の国家統制による、国策遂行のための教育から脱して、日本国憲法、教育基本法の精神に沿った改革であった。

新しく制定された「教育委員会法」によれば、委員会の設置単位は、都道府県と市町村に区分され、前者を「都道府県教育委員会」、後者を「市町村教育委員会」と称している。市町村教育委員会の委員は５名で構成され、そのうち１名は市町村議会の選出、４名は公職選挙法による地域住民の直接選挙で選ばれることになっていた。そのため多良町でも大浦村でも、昭和27年（1952）10月に、初めて教育委員選挙が実施されて、「多良町教育委員会」「大浦村教育委員会」が発足したのである。また、委員の他に、教育に関する専門的な学識経験を有する「教育長」が、補助機関として置かれることになり、多良、大浦共に助役が教育長を兼任することになったが、翌28年４月から専任の教育長を置くことになり、校長経験者が教育長に任命された。

昭和30年（1955）２月、多良町と大浦村が合併して太良町になったのに伴い、「太良町教育委員会」が発足したが、町村合併の特例として選挙することなく、両町村委員10名の中から５名を選定して、暫定的に太良町教育委員として残ることになった。

昭和31年（1956）２月、第２回目の公選によって前委員が全員再任されたが、制度の改廃によって僅か８か月で終わってしまった。

教育委員一覧　（公選制）　　昭和27年～昭和31年（1952～1956）

任期	町村	氏名	選出方法	役職	教育長
昭27. 11. 1～30. 2. 11 （2年4月） 町村合併前	多良町	永尾才一	議会選出	委員長	昭27. 11. ～28. 3 多良町大野二夫助役 大浦村赤木又蔵助役 昭和28. 4～31. 9 森　鶴雄
		山口宗孝	公選		
		新宮忠彦	公選		
		中村智利	公選		
		森　シヅ	公選		
	大浦村	副島治始	議会選出		
		江副民也	公選	委員長	
		合浦そえ	公選		
		杉田与四郎	公選		
		菖蒲敏博	公選		
昭30. 2. 11～31. 2. 11 （1年） 町村合併による特例措置	太良町	山口宗孝	委員の話合いにより 4名辞退、4名留任	委員長	
		江副民也			
		中村智利			
		合浦そえ			
		松尾半、永尾才一	議会選出、途中交代		
昭31. 2. 11～31. 9. 30 （8月） 第2回公選から法改正まで	太良町	山口宗孝	公選	委員長	
		江副民也	公選		
		中村智利	公選		
		合浦そえ	公選		
		永尾才一	議会選出		

(2) 任命制教育委員会

画期的な意義をもって発足した教育委員会制度ではあったが、実施後数年ならずして多くの問題に逢着してしまった。それは、教育財政権の所在に関すること、教育委員会と地方公共団体の長（県知事、市町村長）、議会との関係、選挙に対する地域住民の対応等々の諸問題があって、種々検討が加えられ、昭和31年（1956）6月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定公布され、従来の「教育委員会法」に代わることになった。

このため、地域住民の選挙によって選ばれていた教育委員は、以後、地方公共団体の長（県知事、市町村長）が、議会の同意を得て任命する、いわゆる任命制に変わった。

町教育委員会は、町長部局から独立した教育行政機関で、学校教育、社会教育に関するすべての事項を掌ることになってはいるが、教育財産（土地建物等）の取得及び処分、教育予算の執行等は町長の権限となっているため、教育委員会の権限は大きな制約を受けていることにな

る。なお、専門職として教育委員会の事務を統轄し、教育行政を直接的に推進する教育長は、市町村の場合は5名（又は3名）の委員の中から選出することになっている。

法改正後の教育委員（任命制）　　（平成4年（1992）3月現在調）

氏　名	任　期	年数	役　職
山口　宗孝	昭31.10. 1～昭46.10.19	15.1	委員長　昭31.10. 1～46.10.19（15年1月）
江副　民也	昭31.10. 1～ 32.11. 1	1.0	
森　鶴雄	昭31.10. 1～ 47. 9.30	16.0	教育長　31.10. 1～44. 4.30（12. 7）
中村　智利	昭31.10. 1～ 36. 9.30	5.0	
合浦　そえ	昭31.10. 1～ 33. 9.30	2.0	
井上音次郎	32.12. 2～ 35. 9.30	3.0	
沢　光謙	33.10.22～ 62. 1.30	28.3	委員長　46.11.11～62. 1.30（15. 3）
山田　威光	35. 6.29～ 50.10.19	13.4	
川下　そえ	35.10. 1～ 39. 9.30	4.0	
緒方　芳雄	37.11. 2～ 43. 9.30	6.0	
中島　愛一	44. 4. 1～ 53. 6. 3	9.2	教育長　44. 5. 1～53. 6. 3（9．1）
原田　種信	45. 3.20～ 49. 3.19	4.0	
田中　善一	47.10. 5～ 63.12.20	16.0	委員長　62. 1.30～63.12.20（1.11）
中嶋　敏男	49.10. 3～ 53.10. 2	4.0	
松尾　英敏	50.12.23～ 63. 1.31	12.0	
荒田　巧	53. 6. 3～平元. 3.31	10.10	教育長　53. 6. 9～平元 3.31（10.10）
前田　義平	53.10. 6～昭57.10. 5	4.0	
小柳　国夫	57.10.12～ 61.10.11	4.0	
榊　謙治	61.12.17～平 2.12.16	4.0	
浜崎　公義	62. 3.19～ 3. 3.18	4.0	委員長　63.12.26～平 3. 3.18（2．3）
木下　福真	63. 3.18～ 現　在		教育長　平元. 4. 1～　現在
岡　国康	63.12.23～ 現　在		委員長　平 3. 3.19～　現在
荒木　正子	平元. 4. 1～ 現　在		
山口　直秀	2.12.20～ 現　在		
西村　公博	3. 3.19～ 現　在		

○任期1期4年

太良町教育委員会の機構（平成３年度現在）

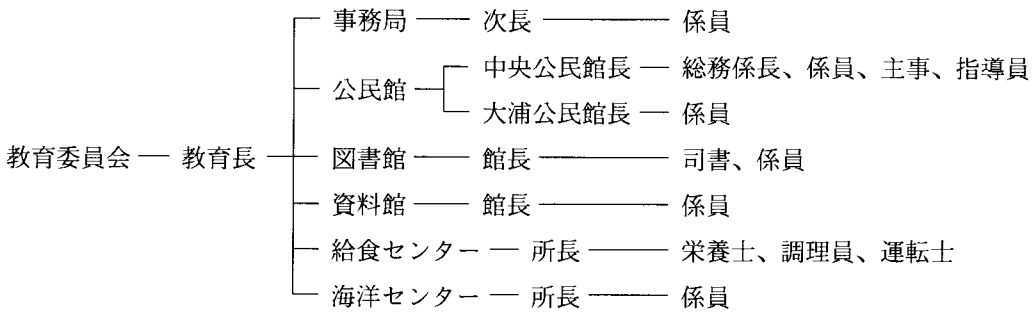

Ⅱ　教育振興対策

１．学校施設設備の整備

⑴　教育諸条件の改善充実

学校教育振興のためには、物心両面に亘って整えなければならない。まず指導者としての優秀な教員の確保並びに豊富な教材教具と、校舎その他の環境の整備、地域社会及び家庭の理解と協力等々、幾多の諸条件が整備充実されなければならない。

明治初期に学校が創立されてから今日まで、市町村の関係者は乏しい財政にもかかわらず、時代の進展に従って学校教育振興のために最大限の努力をしてきたことは前述したとおりである。

ところでわが国は、昭和20年（1945）の終戦を機としてあらゆる面で大きく変わったが、特に昭和20年代後半から経済成長を続け、今や世界の中で羨望される程豊かになった。それにつれて社会のあらゆる分野で日進月歩の飛躍を続けてきた。このような社会情勢の中で、学校教育も、内容的にも施設設備の面でも充実してきたことは好ましいことである。

わが太良町では、昭和30年（1950）の町村合併以来、町当局の努力によって産業基盤の整備、道路網の改良、生活環境や教育施設の整備等、多岐に亘って施策を推進し、豊かな町づくりに向けて着実な発展を続けてきた。学校の施設設備面では、木造校舎が近代的な鉄筋校舎に変わり、講堂は体育館に変わったし、運動場の拡張、水泳プールの建設等もほぼ完了した。また近代的なＬＬ教室やアナライザー教室の設置、視聴覚教材教具の整備、英語指導助手（ＡＬＴ）として外国人教師の雇用等々、教育の近代化が図られてきた。

⑵　町村合併後の学校施設の整備

太良町では、町村合併後に校舎改築が次々になされてきたが、特に昭和37年（1957）の「7・8災害」以後、施設設備が飛躍的に改善されてきた。これら一連の事業をまとめると次表の通りである。

○町村合併後の学校施設整備状況　　太良町

昭和30年2月			太良町	太良町教育委員会発足
30.	（1955）	9	三里分校	物置小屋完成
30.		7	多良小	体育倉庫完成
31.	（1956）	3	〃	木造2階建校舎完成　615㎡
31.		9	大浦小	東側便所改築
31.		12	大浦中	図書室、調理室完成　302㎡
32.	（1957）	9	多良中	自転車置場完成
33.	（1958）	3	多良中	木造2階建校舎完成　668㎡
33.		3	大浦小	〃　547㎡
33.		8	中山分校	教員住宅移転、運動場拡張
33.		10	多良中	木造2階建校舎増築完成　268㎡
34.	（1959）	3	多良小	木造2階建校舎完成　796㎡
35.	（1960）	4	三里分校	校舎大修理
36.	（1961）	3	大浦中	技術教室完成　492㎡
36.		12	多良中	木造平屋建校舎完成
36.		12	多良中	技術教室完成
	〃		大浦中	木造校舎3教室増築完成
37.	（1962）	5	〃	体育館完成　629㎡
37.		9	中尾分校	木造平屋建校舎完成　272㎡
	〃		〃	へき地集会所（体育館）完成　132㎡
38.	（1963）	3	大浦小	鉄筋3階建校舎完成（災害復旧）　1,569㎡
39.	（1964）	3	多良中	社会体育館完成
39.		7	大浦中	屋外便所完成
40.	（1965）	3	多良小	鉄筋3階建校舎・天体室完成　1,137㎡
41.	（1966）	10	多良中	柔道場完成
42.	（1967）	2	太良町	共同調理場（給食センター）完成　291㎡
42.		3	中山分校	通学用坂道に階段建設　60m82段
42.		10	中尾分校	校舎増築完成
43.	（1968）	9	大浦中	鉄筋3階建校舎完成　1,650㎡

44.	(1969)	2	大浦中	弓道場完成
44.		4	多良中	鉄筋3階建校舎完成　1,109㎡
45.	(1970)	3	大浦小	鉄筋3階建第2棟目完成　1,951㎡
45.		6	大浦中	柔道場完成
45.		7	多良小	プール完成　25m 6コース、子プール86㎡
45.		7	大浦中	プール完成　25m 6コース
45.		9	多良中	体育館屋根、床大修理（災害復旧）
46.	(1971)	7	大浦小	プール完成　25m 6コース、子プール71㎡
	〃		多良中	体育倉庫完成
47.	(1972)	8	大浦中	剣道場完成
47.		12	多良中	剣道場完成
48.	(1973)	3	〃	運動場拡張整備完成　11,987㎡
	〃		多良小	鉄筋3階建校舎第2棟目完成　1,334㎡
49.	(1974)	3	大浦中	体育館床張替え完成
49.		8	大浦小	講堂屋根葺替え
49.		9	大浦中	テニスコート完成
51.	(1976)	3	大浦小	体育倉庫完成
51.		6	多良中	鉄筋3階建校舎第2棟目完成　2,046㎡　ＬＬ教室設置
52.	(1977)	3	大浦中	体育館拡張工事完成
52.		8	多良小	講堂屋根葺替え完成
	〃		大浦中	体育用具室完成
	〃		三里分校	校舎窓枠大改修
52.		10	大浦小	屋外便所完成
52.		11	多良中	〃
53.	(1978)	3	中尾分校	教員住宅解体撤去、運動場拡張
	〃		大浦中	鉄筋3階建校舎第2棟目完成　1,082㎡
				ＬＬ教室、アナライザー教室設置
53.		6	多良中	アナライザー教室設置
54.	(1979)	3	大浦中	体育館窓枠大改修
55.	(1980)	3	多良小	鉄筋3階建校舎第3棟目完成　1,506㎡
	〃		多良中	技術室移転改築完成　185㎡
56.	(1981)	4	多良小・中	体育館完成
	〃		多良小	講堂解体撤去、運動場拡張
56.		8	大浦中	教室棟内部大修理
57.	(1982)	3	大浦小	講堂解体、体育館完成　896㎡

57.		9	大浦中	運動場拡張工事完成　1万3,455㎡
58.	(1983)	3	〃	技術教室改築完成　176㎡
	〃		〃	体育倉庫完成
58.		7	〃	運動場夜間照明施設完成　4基44灯
58.		8	大浦中	野球用バックネット完成
	〃		多良中	体育倉庫完成
	〃		三里分校	木造平屋建校舎完成　228㎡
	〃		中尾分校	校舎屋根葺替え完成
58.		9	大浦中	クラブ部室完成
	〃		〃	屋外便所完成
59.	(1984)	3	三里分校	みどりの家完成　136.8㎡
59.		7	多良小	屋外便所完成
59.		8	大浦小	第1棟鉄筋校舎大規模改修完成
59.		10	多良小	よい子の家完成　33㎡
60.	(1985)	8	多良中	鉄筋校舎外壁塗装完成
60.		8	中尾分校	校舎、体育館大改修完成
61.	(1986)	2	多良小	体育倉庫移転
61.		9	大浦中	体育館屋根、床板張替え完成
62.	(1987)	1	〃	弓道場解体撤去、校地整理
62.		6	大浦小	プール大修理
62.		8	多良小	体育館床下駐車場舗装工事
	〃		大浦中	鉄筋校舎教室内部大修理
62.		12	多良中	クラブ部室完成
63.	(1988)	3	中尾分校	物置小屋改築完成
平成1.	(1989)	3	大浦中	屋外便所完成
1.		8	中尾分校	水洗便所完成
2.	(1990)	3	多良中	プール　25m 6コース、テニスコート完成
2.		3	大浦中	体育館拡張ステージ設置
2.		5	多良小	プールサイド拡張
3.	(1991)	3	多良中	運動場拡張整備

2. 太良町教育振興会

財団法人「太良町教育振興会」は、町内青少年の学術、体育等及び育英事業を推進し、人材育成のための物心両面の援助を行い、教育振興に寄与することを目的として、昭和52年（1977）

4月、太良高等学校開校と同時に結成されたものである。太良町民の永年に亘る悲願によって設置された高校の開校を祝福し、同校の充実発展と町内青少年の健全育成を図る趣旨から結成されたものである。

しかし、その目的達成のためには多額の費用が必要である。結成当初は農協、漁協、森林組合、商工会の6団体と、町内有志79名、町三役、町議会議員、教育委員、学校長、ＰＴＡ代表等、寄付をした者を会員として発足した。初年度は個人及び団体の寄付金126万円と町補助100万円、合計226万円の予算であった。2年目からは毎年度100～200万円の町補助を受けて運営されている。事務局は町役場企画課が担当し、学校とも連携を密にして、所期の目的達成のために努力が続けられてきた。

結成以来、予算の大半が太良高等学校の部活動や施設設備の補助として使用されてきた。これは、本会が高校誘致協議会の後を受けて、同校教育振興のために結成されたという経緯があったためで、当然の帰結であった。太良高校は県立ではあるが、開校時には普通教室棟だけで、他には何もなかった。また生徒数も少なく、後援会からの援助も期待されず、本会からの援助がなければ学校運営も困難な状態であった。従って教育振興会からの物心両面に亘る絶大な援助によって、環境整備をはじめ、クラブ活動、部活動も順調な成長を遂げ、県下新設高校の中では抜群の成績を収め、町民の期待にこたえることが出来たのである。また、高校教職員も町の熱意にこたえて、献身的努力をしてくれたことも幸いであった。

高校の施設設備は、昭和57年（1982）度までに殆ど完備し、同年6月には総合落成式並びに創立5周年記念式典が盛大に挙行され、名実共に堂々たる学校となったのであるが、その蔭には教育振興会及び町当局の絶大なる支援があったことは特筆されるべきである。

こうして一応の成果が収められ、高校の設備等もほぼ整備されたので、昭和63年度（1988）から教育振興会の規約を一部改正し、事務局を教育委員会が担当することになった。また、今まで予算の大部分を高等学校の補助に充当していたが、小・中学校の部活動や青少年の健全育成事業にも補助するようになり、太良町全般の教育振興に寄与するように改められて現在に至っている。

3．育英資金制度

町の発展は人材の育成からという趣旨によって、育英制度が設けられたのは昭和40年（1965）3月であった。「太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例」を制定し、同年4月から施行することになった。

これは、太良町農林漁業の後継者と、向学心に富み有能な素質を持ちながら、経済的理由から高校、大学への就学が困難な子弟に対して、育英資金を給付又は貸与して、将来有用な人材を育成することを目的とする町独自の事業である。

後継者とは中学又は高校等を卒業後、町内において農林漁業に従事する者で、農業大学、畑

作試験場、果樹試験場、酪農講習所、畑地営農指導所、蚕業講習所、水産講習所、漁業研修所、漁民研修所等において技術を習得する者を対象として、資金を給付する制度である。修了後、3年以上第一次産業に従事した者は、給付金の返納の必要はないという特典が与えられている。これに要する予算は毎年度町予算に計上されている。この制度の適用を受けて研修した者は、昭和40年（1965）度から平成3年（1991）度までの26年間に延べ222人で、実人員189人の多数にのぼり、その殆どが現在、町内の中堅となって活躍し、太良町発展の礎となっている。

次に、学資金の貸し付けを受けて高校、大学へ進学した者は、卒業後、規則に従って年賦償還しなければならないが、この適用を受けて上級学校へ進学した者は、現在までに延べ853人、実人員272人に達している。これに要する費用は、毎年度町費の中に予算計上し、それを積み立てて別途会計として運用されている。育英資金の積立金は平成3年（1991）度までで累計5,550万円に達し、その他毎年度の利息、貸与者からの償還金、寄附金によって運用されている。

育英資金の給付・貸付状況　　昭和40年～平成３年（1965～1991）　太良町

種別 / 年度	後継者給付		進学者貸付	
	人　数	給付額（千円）	人　数	貸付額（千円）
昭和40（1965）	11	325.85	9	164
41（1966）	13	439.23	19	386
42（1967）	14	496.49	27	596
43（1968）	15	552.95	26	625
44（1969）	11	596	31	621
45（1970）	12	586	38	824
46（1971）	16	745	35	813
47（1972）	10	485	35	1,299
48（1973）	8	407.5	44	1,628
49（1974）	3	150	45	1,935
50（1975）	3	73	52	2,795
51（1976）	6	293	51	2,210
52（1977）	5	243.5	59	3,220
53（1978）	3	170.5	62	4,300
54（1979）	1	55	61	4,170
55（1980）	5	274.5	55	3,800
56（1981）	9	702	41	5,070
57（1982）	11	840	26	5,772
58（1983）	12	924	19	6,942
59（1984）	8	618	19	7,074
60（1985）	4	306	17	6,204
61（1986）	5	468	14	4,764
62（1987）	5	384	13	4,992
63（1988）	13	702	12	4,332
平成１（1989）	5	384	15	6.300
2（1990）	8	624	15	5,850
3（1991）	6	462	13	4,980
累　計	延222	12,307.52	延853	91,666

Ⅲ　学校教育に対する町民の協力

1．Ｐ　Ｔ　Ａ

(1)　ＰＴＡの結成

明治時代に小学校が設置されてから今日まで、学校教育の発展は誠に目覚ましく、これを成し遂げるためには、地域住民の協力がぜひ必要であったことは周知のとおりである。明治から大正、昭和にかけて町村ではまず、学校の校舎建設に財政上苦労をし、住民に対する割り当て寄付に頼ることが多かった。これは昭和20年（1945）代まで続いていた。また学校の設備や備品購入のため特志寄付を受けてきたことは、どの学校の沿革誌にも記載されている。

その他、学校行事等においても父兄の協力を仰いできたが、昭和20年（1945）以前は「保護者会」とか「後援会」などと呼ばれ、学校の要請によって資金面や労力奉仕の面で援助を受けるのが主目的であった。

わが国の教育は第二次大戦後、大転換をしたのであるが、戦後の新教育を充実発展させるために、新しく組織されたのがＰＴＡ（育友会）である。当時は連合国軍の占領下に在ったため、ＰＴＡという名称が使用されたが、当地では育友会と呼ばれた。

多良、大浦共にほぼ同じ経過をたどっているが、占領軍からの指導と要請によって結成されている。太良町内の育友会の発足は昭和23年（1948）７月で、当初は小中学校を一体として「多良村育友会」「大浦校区育友会」が結成された。なお、郡、県内のＰＴＡの連合体として郡Ｐ、県Ｐなどの連絡協議会も結成されて、教育の振興に協力し合う態勢が出来上がり、以来活発な活動が展開されている。

その後、太良町内の校区育友会を発展的に解消して、小中学校別の育友会が組織された。それは、多良では昭和41年（1966)度から、大浦では昭和49年（1974）度からである。また、昭和60年度（1985）から、県内全部がＰＴＡという呼称に統一されて、町内の育友会もＰＴＡに変わった。

(2)　ＰＴＡの活動

ＰＴＡの目的は、子どもの保護者と学校の教師が対等の立場に立って共に研修し、自らの教養を高めるとともに、子どもの教育向上のため諸活動を展開するための団体である。従って、この会は社会教育団体に属するわけであるが、学校教育と不離一体的なものであるという観点から、この『太良町誌』では「学校教育編」で取り上げることにした。

まず会員相互の研修のため実施されているのが役員研修会、講演会、先進地視察などで、どこのＰＴＡも年間行事として実施している。次は授業参観、担任教師との懇談会は学級毎の行

事で、学級ＰＴＡの行事として実施されている。また、年１、２回は教師が出向いて各地区別に懇談会や子ども達の行事を行っている。その他、会員相互の親睦を図るためのスポーツ行事、子どもクラブの行事など多彩である。

ＰＴＡは戦前の後援会などとは趣旨を異にするものではあるが、学校教育の充実向上とわが子の将来の幸せを願う親の立場から、物心両面に亘って学校を援助していることは、戦後の新教育の推進に大きな貢献をしたといえる。多良校区では昭和23年（1948）発足以来37年（1962）まで、育友会主催で小中学校合同運動会を実施してきたし、その後も現在に至るまで学校行事等を側面的に援助している。このようなことは大浦校区でも同様である。また、学校の環境整備のため、労力奉仕や資金面での援助も続けられている。不用品販売や廃品回収等による収益金を学校の設備や教材教具の購入に充てたことなど枚挙にいとまがない。

また、昭和42年（1967）から始まった学校給食関係では、給食費の徴収を部落ＰＴＡに依頼して運営がなされてきた。その他、大浦校区には殆どの地区に児童遊園地（グランド）を設けているが、これもＰＴＡの呼びかけと積極的活動によって、昭和40年（1965）頃設けられたものである。

児童数の少ない分校は、地域及び父兄の援助がなければ学校運営にも支障をきたすというような現実から、何かにつけて協力を仰いでいるのが現状である。

以上のような事業を促進するために、本部役員会を中核として評議員会、学級ＰＴＡ、母親委員会、補導委員会、部落ＰＴＡなどの組織が設けられ、役員は全くの無報酬で精力的に活動を続けている。

⑶　各ＰＴＡの学校援助

①　多良小学校ＰＴＡ

昭和24年（1949）３月　県嘱託育友会研究発表会開催
昭和41年（1966）３月　新校舎前に落成記念植樹
昭和43年（1968）８月　中庭環境整備、岩石園設置
昭和47年（1972）３月　校舎改築のため樹木移植
昭和49年（1974）６月　プール看視用テント寄贈
昭和56年（1981）９月　校内整備奉仕作業
昭和57年（1982）１月　不用品販売益金でテント寄贈
昭和61年（1986）３月　校内横に庭園設置（豊寿園）
平成４年（1992）３月　校旗寄贈

②　大浦小学校ＰＴＡ

昭和37年（1962）８月　災害による倒壊校舎及び運動場の後片づけに全面的協力

昭和38年（1963）５月　環境整備促進協力委員会結成２か年に亘る環境整備作業で現在の学校環境を完成

③　多良中学校ＰＴＡ

昭和24年（1949）10月　ＰＴＡ主催で小中学校合同運動会開催　37年度まで継続
昭和27年（1952）１月　ピアノ購入寄贈
昭和37年（1962）　技術科備品購入資金づくりのため古瓶回収　益金寄附
昭和51年（1976）　校内環境整備造園植樹作業
昭和54年（1979）９月　国旗掲揚台設置作業
昭和54年（1979）11月　校旗及び付帯備品購入寄贈
昭和56年（1981）３月　玄関前記念庭園造園作業
昭和61年（1986）７月　中庭整備造園植樹作業

④　大浦中学校ＰＴＡ

昭和24年（1949）11月　大浦婦人会よりピアノ寄贈
昭和29年（1954）１月　校内放送設備寄贈
昭和34年（1959）３月　ミカン園造成により48年度まで消毒作業その他労力奉仕
昭和43年（1968）４月　生徒指導研究指定校となり、以後、補導関係で積極的協力続行
平成２年（1990）３月　体育館ステージ引幕寄贈

⑷　各ＰＴＡの表彰歴

①　多良小学校ＰＴＡ

昭和47年（1972）11月　佐賀県ＰＴＡ連合会表彰
昭和58年（1983）６月　仝　上

②　大浦校区育友会（小中合同）

昭和41年（1966）２月　佐賀県ＰＴＡ連合会表彰
昭和41年（1966）８月　日本ＰＴＡ全国協議会表彰
昭和44年（1969）８月　文部大臣表彰

③　多良中学校ＰＴＡ

昭和54年（1979）６月　佐賀県ＰＴＡ連合会表彰
昭和63年（1988）11月　日本ＰＴＡ全国協議会表彰

平成３年（1991）６月　佐賀県ＰＴＡ連合会表彰

④　大浦中学校ＰＴＡ

昭和53年（1978）６月　佐賀県ＰＴＡ連合会表彰

昭和56年（1981）12月　九州ＰＴＡ連合会表彰

町内小中学校ＰＴＡ会長　　昭和22年～平成３年（1947～1991）　（平成４年(1992)３月現在）

多良小		多良中		大浦小		大浦中	
氏名	年度	氏名	年度	氏名	年度	氏名	年度
		山口　宗孝	昭 22			浜崎　一徳	昭 22
永尾　才一	（小中合同）		23～24	米野　精馬	（小中合同）		23～27
山口　宗孝	（　〃　）		25～33	江副　民也	（　〃　）		28
柘　貫之	（　〃　）		34～40	佐藤　伝治	（　〃　）		29～32
待永九州男	昭41～46	馬場　平次	41～44	杉田与四郎	（　〃　）		33～36
綿屋　健次	47～50	待永九州男	45～50	井上音次郎	（　〃　）		37～46
山口　直秀	51～54	綿屋　健次	51～56	久保　豊蔵	（　〃　）		47～48
中溝　忠喜	55～56	小林　博之	57	百武　豊	49～50	村岡　治美	49～50
蕪岡　次雄	57～58	中溝　忠喜	58～59	中村　邦義	51～52	百武　豊	51～54
馬場　一公	59～62	田口　靖	60～61	森田　博之	53～56	木下　繁義	55
蓮池　利春	63～平１	岡　直人	62	合浦　信行	57～62	中島　豊	56
吉田　俊章	平２～３	矢壁　稔	63	原　敏	63～平１	坂口　武久	57～58
		秀島　勝之	平１～３	坂口　久信	平２～３	荒木　誠	59～60
						中島　道則	61～62
						池田　文夫	63～平１
						田代　昇	平２
						菅崎　満	３

分校後援会長　　昭和22年～平成３年（1947～1991）　（平成４年(1992)３月）

中山分校		三里分校		中尾分校		伊福分校	
氏名	年度	氏名	年度	氏名	年度	氏名	年度
音谷　雅之	昭和23～27	黒田伝四郎	昭和33～34	岡　勝雄	昭和32～50	福地　甚吾	昭和22～23
下川　勘八	28～30	池田　逸朗	35～38	馬戸崎近一	51～55	竹下　千八	24～28
永渕　清	31～35	田崎　直義	39	坂口　安雄	56～57	岩永　英次	29
馬場　平次	36～41	永石　研三	40～44	池田　忠	58	小柳　国夫	30～31
開田　光俊	42～44	池田　保	45～46	田中　繁次	59～60	賀村　正夫	32～33
三根　芽	45～50	荒木　睿	47～48	池田初次郎	61～62	菅原　春生	34～39
山口　栄蔵	51～55	松崎喜佐平	49～50	田中　繁次	63	石橋　藤二	40
（昭和56年３月廃校）		黒田　務	51～54	前田　吉年	平成元	（昭和41年４月廃校）	
		中溝　輝美	55～56	末次　利男	2		
		浜田　信行	57～59	前田　吉年	3		
		池田憲一郎	60～61				
		新宮　範次	62～63				
		荒木　俊男	平成１				
		堤　孝之	２～３				

２．７・８災害と大浦小学校の復興

(1)　大災害の発生と学校の被害

昭和37年（1962）７月８日の災害は、大浦地区を一瞬にして修羅の巷と化してしまった。６月頃から降り続いた長期に亘る大雨で地盤は緩み、権現山の通学路には数日前から亀裂を生じて地滑りの徴候が現れ、当局も注意はしていたが、まさかこのような大災害が発生するとは誰も予想していなかった。権現山は数百年前にも大きく崩壊した痕跡があるけれども、その実態を知る者はいなかった。７・８災害発生以前にも、危険が予想されたので、学校に避難したこともあった。

昭和37年（1962）７月８日は日曜日で、学校には当直の職員１人と用務員の家族が居るだけで、ひっそりと静まりかえっていた。その静寂を突き破って午前８時17分頃、大音響と共に大地滑りが起こり、凄まじい

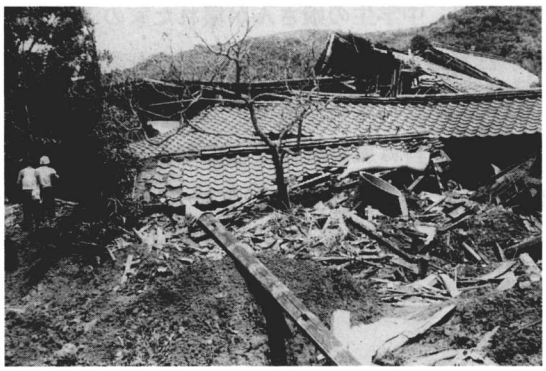

７・８災害による大浦小学校の倒壊校舎

7・8災害前の校舎・校地平面図（木造平屋建て）
（斜線部分は全半壊部分を示す）

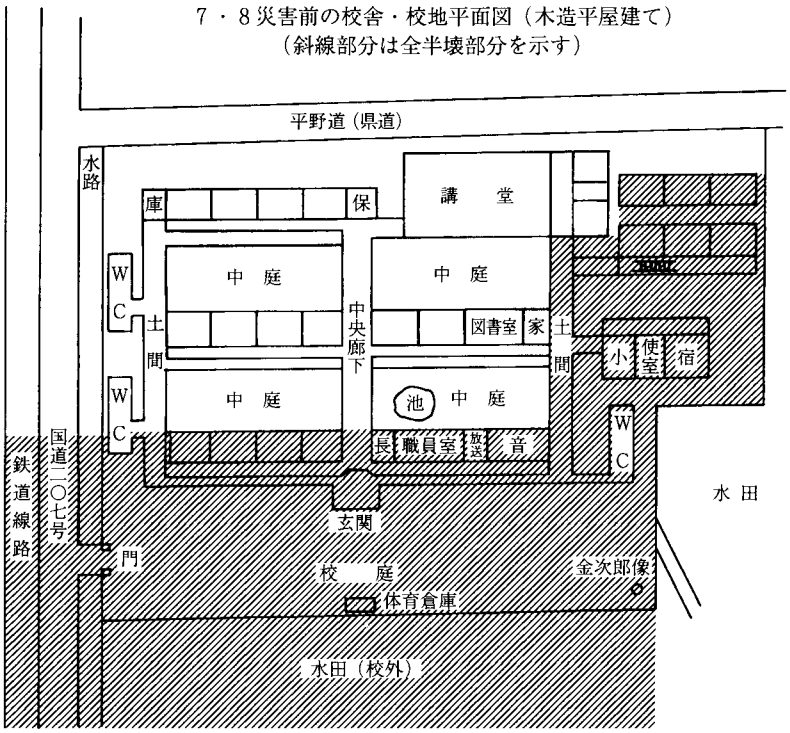

勢いで山の一角が崩れ、土砂は満水した亀ノ浦川一帯の水田を滑って押し寄せ、大浦小学校及び近隣の民家を押しつぶし、国道を越えて鉄道線路まで埋め尽してしまった。

大浦地区では、このような地滑りが数箇所で発生し、家屋の倒壊流失、道路及び通信網の途絶、田畑の埋没等のみならず多数の死傷者、行方不明者が続出し、手の施しようもない悲惨極まりない状態であった。

権現山の地滑りによって直撃を受けた大浦小学校は想像を絶する大被害を蒙ってしまった。運動場は土砂と立木で埋没し、さながら雑木山そのもののようになり、木造の第1棟校舎と北側便所、渡り廊下、用務員室、体育倉庫は全壊し、昔の青年学校跡地に新築されていた2階校舎も半壊し、中央廊下と第2棟目校舎の廊下も泥だらけになった。用務員の家族は辛うじて逃避したが、中学生の娘さんが壊れた家の下敷きとなり、犠牲となってしまった。もしもこの日が平日であったら、既に多くの児童が登校している時刻で、相当数の死傷者が出たであろう。日曜日であったことは不幸中の幸であった。

学校の被害は施設設備だけでなく、教材教具の大部分が使用不能となり、学校としての機能を喪失してしまった。

(2) 復旧作業

太良町全域に亘って無数の大被害を蒙ったが、特に大浦地区の被害は甚大であった。しかし、町当局が中心となって消防団、県警機動隊、自衛隊その他各方面からの援助協力によって、被災者の救出、行方不明者の捜索が昼夜兼行で行われたが、学校の後始末を始める余裕など全くなかった。勿論、翌日から自動的に臨時休校となり、そのまま夏休みに入っていった。

当時、同校の教員は、校長以下鹿島、多良方面からの汽車通勤者が多かったが、陸上交通途絶のため、多良から小舟に便乗して亀ノ浦に上陸し、鉄道線路伝いに辛うじて出勤せねばならなかった。職員の殆どは作業服姿で出勤し、書類や備品の整理、外部との連絡、報告書作成など緊急な作業に当たり、夏休みどころではなかった。そのような中に、7月12日首相代理として文部大臣荒木万寿夫が視察に訪れて関係者を励まし、校舎の早期復旧を約束してくれたことは、関係者一同の大きな喜びであった。

残存校舎は、一時自衛隊員の宿泊所に充てられ、倒壊した校舎は8月20日になって消防団の手作業で解体された。運動場も8月24日から26日にかけて青年団、育友会、婦人会その他村民奉仕の手作業によって一部分が整理された。この整地作業中に二宮金次郎の石像が発掘された。これは元、運動場の北隅に建っていたものである。後日、校門横に復元されたが、像の一部分が破損していたため、鉄棒で支えられ、災害の痕跡を物語っている。また権現山の中腹に聳えていた直径5mぐらいの巨岩も押し流されたが、運動場の西側の土端(どは)で止まり、現在その岩の一部が体育倉庫の横に頭をのぞかせ、その上に災害復興記念碑が建てられている。

(3) 授業再開

町及び教育委員会では、早急に後始末を了えて、一日も早く授業が再開されるように、特別の措置がなされた。半壊の2階校舎は解体して中学校の教室建設に利用された。用務員室も解体され、家族は一時講堂裏の小部屋への移住を余儀なくされた。

後に残ったのは第2、3棟の木造校舎と講堂だけである。従って教室が不足したため、講堂を仕切って4教室を作り、また特別教室や役場支所を使って分散授業をすることになった。職員室もなくなり、中央廊下を仕切ってこれに充てた。こうして漸く始業出来たのは8月27日で、災害発生から51日目であった。整地された赤土だらけの運動場の一部分に全校生徒が集まり、地滑り跡の切り立った崖を眺めながらの始業式であった。51日ぶりに会った先生や友人達ではあるが、笑顔も見られず、ただ呆然として虚脱状態から抜けてはいなかったが、心の中は安堵感に包まれていた。

その後、役場支所も解体されることになったので、そこに分散していた5年生3学級は中学校の校舎を借りて移っていった。

(4) 新校舎の建設

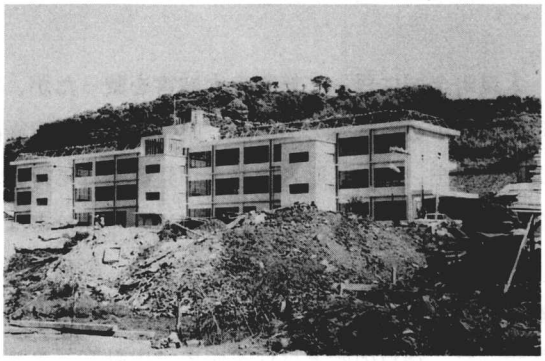

災害復旧による新校舎（昭和38年）

町では総てに優先して新校舎の建設を進めることになった。荒木文相の視察の影響もあって、文部省の理解を得て、急遽鉄筋校舎の建設が決定し、同年11月３日起工式を挙行し、３階建593坪（1,957㎡）、水洗便所付の近代的校舎が建つことになった。松尾建設株式会社が3,810万円で突貫工事を進め、翌年３月までに工事を終わり、５月２日落成式が挙行された。鉄筋校舎で水洗便所付の校舎は藤津管内ではこれが最初である。

この校舎の完成によって、分散していた学年も本校へ復帰して新校舎に入り、学校運営が一応正常化したのは災害発生以来、10か月後の昭和38年（1963）４月30日であった。

(5) 環境整備の促進

校舎は一応整ったものの、運動場はじめ校舎の周辺は荒廃した儘（まま）であった。環境は教育上極めて重要なものとして、大浦校区民の総力を挙げて、早急に整備することになり、昭和38年（1963）３月７日「大浦小学校整備促進協力会」が結成された。大浦校区民及び大浦出身の地区外有志に呼びかけて、寄付金及び樹木の寄贈を受け、校区民の奉仕作業が続けられた。この事業は昭和40年（1965）３月12日で完遂し、同日竣工祝賀会があり、総合計140万円相当の施設が太良町に寄付され、協力会は解散された。この事業によって運動場周辺、中庭その他の諸施設、景観が立派に完成し、従前以上に整備されたが、全く校区民の愛郷心と教育愛によるものである。

なお災害復旧を記念して、新しく校歌も制定され、大浦小学校沿革誌の一頁を飾っている。また、現在校長室に掲げられている「子弟ノ和熟ハ育英ノ大本ナリ」と書かれた扁額は、荒木文部大臣の直筆で、大浦小学校関係者を励まし、その発展を祈念して書かれたものである。

大浦小学校整備促進協力会

役員	会長	副島治始
	副会長	杉田与四郎、栗山幸之助、井上音次郎
	庶務会計	北島貞男　吉田源吾　氏原正一
	監事	坂口治八　合浦ソエ　佐藤文吾
	企画委員	百武辰男　佐藤伝治　坂口治八　合浦ソエ 佐田大治　永渕文一　佐藤文吾　緒方文江
	協力委員	各部落区長
	補助委員	各部落育友会評議員

会計	収入		支出	
	一般寄付金	412,400円	会議費	10,450円
	特別寄付金	554,000	事務費	7,836
	地区外寄付金	818,500	旅費	40,768
	雑収入	12,256	事業費	1,415,325
			雑費	107,554
			予備費	98,579
	計	1,797,156	計	1,660,614
	差引残		116,542	

災害復興記念碑

（表）復興記念　　町長　西村寿雄書

復興の記録

昭和三十七年七月八日の集中豪雨で権現山が大地すべりをおこし、数十万トンの土砂のために校舎二棟が壊滅し、校庭は土中に埋没して、学校教育が不可能となり、大浦小学校は未曽有の教育危機に直面した。

この事態を深慮した西村町長及び関係当局者は、校舎その他の再建復旧のため東奔西走し、その努力によって鉄筋三階建の校舎が竣工し運動場も完成された。

災害復興記念碑（大浦小学校）

この期間に大浦校区民は、小学校整備促進協力会を結成して百五十万円の浄財を募り、総力をあげて学校諸施設の整備と、校内緑化の植樹作業等を推進し、災害後二年間で全く面目を一新した美しい教育環境を作りあげた。

ここに復興記念の碑を建立し、町当局並に大浦地区民及び教職員が災害を克服し、禍を転じて

福となした不屈の精神と尊い献身の記録をのこし、この学園で学ぶ子供等が苦難に耐えて心をみがき、体をきたえ、強く正しく成長するよう祈念するものである。

昭和三十九年七月八日

大浦地区民一同

整備促進会長　副　島　治　始

大浦育友会長　井　上　音次郎

大浦小学校長　中　島　愛　一

（裏）記　　録

一　災害復興費　約四千万円

内訳　　国庫補助　参千万円　町費　壱千万円

二　校舎竣工　昭和三十八年五月二日

三　大浦小学校整備促進会事業

校内緑化植樹　校庭整備　観察池　温室　二宮金次郎像

小鳥小屋　野外子供像　気象観測場　室内設備　教材園

復興記念碑

代表者　　会長　　副島治始

副会長　　杉田与四郎　栗山幸之助　井上音次郎

農協長　　佐藤伝次　漁協長　坂口治八

消防団代表　松尾喜鶴　婦人会長　合浦ソエ

青年団長　佐藤文吾　庶務主任　吉田源吾

会計主任　北島貞男

記念碑建立費一部寄附者

殉職消防団員　内田啓司殿　宮川辰志殿

遺族　内田をりよ殿　宮川数馬殿

彫刻師　　小長井村　糸山与八

多良小学校校旗

校　　歌

昭和30年9月制定
橋本　野酔　作詞
陶山　　聡　作曲

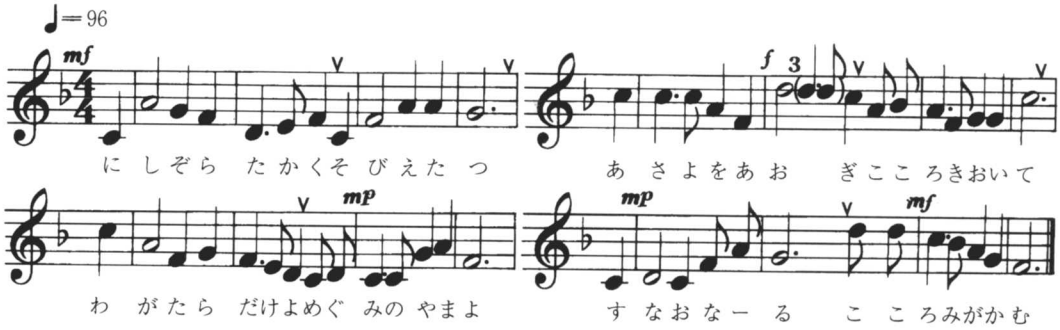

校　歌

一、西空高く聳えたつ
わが多良岳よ
恵みの山よ
朝夕を仰ぎ
心きおいて
素純なる心みがかむ

二、東にひろく　たたえたる
有明海よ　海幸さわに
朝夕をのぞみ
相はげまして
ひたすらに学び遊ばむ

三、めぐみ足らいし
ゆたたりの
その名を負いて
われらの祖先
ひらきたまえる
この太良町を
ひとすじに
われら育てむ

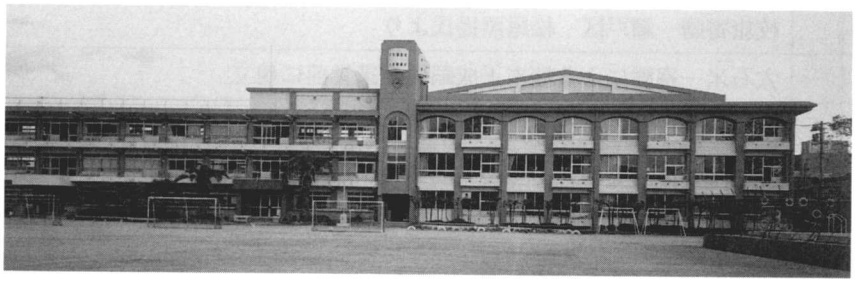

多良小学校

附　学校沿革誌

① 多良小学校沿革誌　　明治６年～平成２年（1873～1990）

年	月	日	事　　項
明治6	1		片山名の民家を譲り受けて知新小学校を開校
7	1		知新小学校を廃止、字蝶園橋に多良小学校を創設して移転、認可
	5		糸岐村本町の郷内蔵を改修して糸岐小学校開校
24	2		教育勅語謄本下賜
25	1	15	畑田の現在地に校舎を新築して移転、多良尋常高等小学校と改称
			糸岐小学校及び川原分校を廃して本校へ統合
26	2		明治天皇御真影下賜
36	9		木造校舎１棟80坪増築　北東校舎
43	7		木造校舎１棟104坪増築　南東校舎
大正4	10	28	大正天皇御真影下賜
7	12		校舎75坪増築　中東校舎
9	10		農業補習学校を併設
10	4		南東校舎を移転
11	10		運動場872坪拡張
15	7		講堂160坪新築
〃	〃		多良農業補習学校を青年訓練所に充当
昭和4	11		校舎129坪増築南西校舎及び便所10坪
6	2	2	昭和天皇御真影下賜
6	9		農業補習学校を改め、青年訓練所充当多良公民学校と改称
11	5		２階校舎を解体移転して青年学校校舎を建設、小学校校舎２棟増築
	8		岩本正樹氏寄贈による二宮金次郎銅像を講堂前に建立
	11	25	県嘱託「小学校における公民教育の実際」について研究発表会開催
13	9	26	出征兵士慰問のため児童文集を作成、150部戦地へ発送
13			校旗寄贈　瀬戸区　松尾照揚氏より
15	2		大石米一寄贈による楠木正成銅像を講堂前に建立
16	4	1	多良村国民学校と改称
17			住宅地３戸分を購入して運動場拡張、運動場施設を整備
17	12	4	県嘱託「学校経営の実際」について研究発表会開催
17			時局興亜室、忠霊室を設置

年	月	日	事　　項
18			農耕地拡張　大峰に１反７畝　片山に１反
19			各種物資増産のため国民学校高等科生徒も動員対象となり木炭運び、坑木運び、耕地事業（針牟田開畠）に勤労動員
			敵機Ｂ29の空襲頻繁となり、校庭５ヶ所に防空壕造設
22	4	1	新学制施行により多良村小学校と改称、新制中学校創設により尋常科６年まで収容
23	6		佐賀軍政府教育官バーツ本校視察
	7		小中学校連合の多良村育友会結成
	11		汽車利用による修学旅行復活　子ども銀行結成
24	3		県嘱託　育友会研究発表会開催
	4		３学級増加　各学年４学級編制
	6		週５日制実施（昭和25年10月から週６日制に復帰）
	8	17	大豪雨（488ミリ）のため教室及び廊下床上浸水２尺
27	2		県学校衛生会嘱託「口腔衛生」研究発表会開催
			全校生徒の歯牙治療と、３年生の弗化ソーダ塗布を１年間実施
	3		全校放送設備完成
	7		校門改造
28	6		口腔衛生優良校として県表彰受賞
	7		学校図書館設置
30	2	11	町村合併により太良町立多良小学校と改称
	7		体操道具小屋を校門横に建設
	9		校歌・校章制定
	12		校舎改築のため講堂に５教室設定
31	3		木造モルタル２階建校舎１棟完成　県道側校舎延615㎡(昭和55年体育館建設のため解体)
34	3		同上　運動場側校舎延796.5㎡　7,690万円（昭和54年鉄筋校舎建設のため解体）
37	5		鼓笛隊編成
	7	8	大水害により教室、廊下浸水
38	10		子ども信用組合、大蔵大臣、日銀総裁表彰受賞
39	3		粉乳給食開始
	4		特殊学級新設
40	3	26	鉄筋３階建校舎第１棟、プラネタリウム施設完成　延1,137㎡、総工費3,124万５千円

年	月	日	事　　項
41	4		多良小学校育友会発足
42	2	21	給食センター完成　鉄骨平屋建291㎡　事業費　700万円　学校完全給食開始
	10	27	県教委委嘱　「自主性を育てる学校経営」について研究発表会開催
	11	17	学習研究社より学研賞受賞
45	7	11	水泳プール完成　25m 6コース、子プール86㎡　事業費782万6千円
47	11		多良小学校育友会　県ＰＴＡ連合会表彰
48	3		鉄筋3階建第2棟目完成　延1,334㎡事業費6,000万円、中庭環境整備
51	3		第12回西日本読書感想文コンクール優秀校として受賞
52	8		講堂トタン屋根張替え工事
	11		県音楽研究大会授業研究会場として授業公開
55	3	27	鉄筋3階建校舎完成　第3棟目（運動場側）　延1,506㎡　事業費1億6,500万円　2階中央廊下取付け
56	4	6	小・中学校体育館落成　延1,296㎡　事業費1億9,350万円
	4	28	講堂解体、運動場拡張整備工事完成
	12	15	水泳優秀校として西日本新聞社より表彰
59	7	20	プール横に屋外便所新設
	10	30	給食センター横に「よい子の家」建設　木造平屋33㎡　事業費242万円
61	2	17	体育倉庫を社会体育館前に移転
	3	12	校門横に庭園（豊樹園）完成　ＰＴＡ寄贈
62	8		体育館床下駐車場舗装工事
	10	29	県教委委嘱　「学習指導法開発研究実践」について研究発表会開催
63	11	9	学研教育賞受賞
	11	24	体育学習全国大会佐賀大会において授業研究会開催
平成2	5		プールサイド拡張工事
	7	22	佐賀新聞学童美術展優秀校として受賞

② 三里分校沿革誌　　明治13年～昭和61年（1880～1986）

年	月	日	事　　項
明治13	5		三里の廃寺西方院を教場として糸岐小学校の三里分校を開設、経費は嘉瀬ノ坂、板ノ坂、三里、御手水の４か名（みょう）にて負担
25	4		多良小学校の分校となる。糸岐小学校校舎の古材で三里に分校校舎を建設
36	2		多良小学校から分離し、三里尋常小学校として独立
37	11	16	教育勅語謄本下賜
38	9		校舎を板ノ坂に新築して移転、藁葺平屋建教室24坪その他30坪７合５勺
39	4		中尾分教場を廃して三里尋常小学校に統合
			唱歌、裁縫の２教科を加設
	12	20	設備佳良のため県知事より賞与金30円贈与
40	9		中尾分教場復活により金目、大野、中尾区の児童を分離す
41	4		三里尋常小学校を廃し、三里分校となる
大正10	9		校舎屋根修繕
13	4	1	農業補習学校（夜間）を分校に併設
昭和5	4	1	農業補習学校は本校に統合され、分校併設は廃止
24	9		複式２学級編制となり教室増築工事完成
25	5	7	教員住宅新築落成
	6		現在地に校舎新築移転
26	7	7	新校舎落成式挙行　鍋島県知事臨席
27	8		運動場拡張
30	9		ブランコ、滑り台、倉庫建設
33	6		簡易水道設備完成
35	4		校舎修理、屋根瓦葺替え
36	8		校舎板壁修理、環境整備
	10	18	地区小さな学校研究会開催
38	9		粉乳給食開始、用務員雇用
39	5	8	運動場への道路工事ブルドーザー使用
40	11	13	西日本スケッチ大会　優秀３名　優良15名入賞
41	5	6	車庫造作その他ＰＴＡ作業
45	8	7	校庭金網新設
52	8		校舎南側窓をサッシに改修

年	月	日	事　　項
53	11	9	地区小さな学校研究会開催
58	8	31	木造平屋建新校舎落成　228㎡　事業費2,425万７千円
59	3	28	教員宿舎解体　「みどりの家」完成　木造平屋建136.8㎡　事業費1,598万円
60	5	1	町水道へ切替え
	11	15	九州へき地教育研究佐賀大会開催、三里分、中尾分合同発表会
61	3	9	九へき大会記念碑建立

三里分校新校舎

③　中尾分校沿革誌　　明治15年～平成元年（1882～1889）

年	月	日	事　　項
明治15			現、大野与八宅で、牟田熊太郎習字指導開始、後、誓願寺住職が継承
23	10		中尾部落の阿弥陀堂を利用して中尾分教場を創立
32			黒田宅を改修して教室を設定
36			村有家屋を仮教場に充当
39	4		中尾分教場を廃止し、板ノ坂の三里尋常小学校へ統合
40	9		三里尋常小学校から分離し、中尾分教場を復活し、４年生まで収容
44	10	5	中尾の現在地に校地を造成し、新校舎を建設して移転
大正13	4	1	農業補習学校（夜間）を分教場に併設
昭和5	4	1	同上廃止
24	10		複式２学級となり、校舎増築
25	6		教員住宅完成
27	4	28	校舎修理完成
28	10		運動場拡張工事　奉仕作業
29	5		電灯設備完了
30	1	9	校舎屋根替工事完了
31	5		教員住宅改修
32	9		運動場拡張工事　奉仕作業
33	1	15	簡易水道敷設完了
35	4	9	運動場周囲に杉の木植付け　奉仕作業
37	9	5	新校舎（教室２、職員室、宿直室）及びへき地集会所（体育館）新築落成式 県教育長臨席　　延272㎡　事業費213万円　132㎡　事業費175万円
	12	12	県小さな学校研究会開催
38	10	11	粉乳給食開始　用務員雇用
42	10	2	校舎増築（２教室）工事落成式
43	2	15	60年ぶりの大雪、積雪１ｍ　15、16日臨時休校
	10	31	地区小さな学校研究会開催
46	11	19	文部省指定　「へき地教育、教育機器」について研究発表会開催
47	5		へき地級改正により１級地から２級地に昇格
	9	26	地区小さな学校研究会開催
	11	15	日本映画教育協会より視聴覚教育賞受賞

年	月	日	事　　項
49	10	7	体育館屋根塗装工事
	11	22	学習研究社より学研賞受賞
51	4	28	電々公社の電話取付け
53	3	19	教員住宅解体除去、運動場拡張工事完了
55	7	19	中尾地区みどりの少年団結成
56	8	2	多良小ＰＴＡ主催学級対抗バレーボール大会で中尾分校チーム優勝
	9	27	秋季運動会で、ＰＴＡ及び児童の部落対抗リレーで共に優勝
58	8	25	第１棟校舎トタン屋根張替工事完成
59	9	30	秋季運動会で部落対抗リレー優勝
60	4	8	校門門柱建立　ＰＴＡ奉仕作業
	7	2	地区小さな学校研究会開催
60	8	30	体育館屋根葺替、教室、体育館の窓を全部サッシに取替え完了　事業費425万円
	11	15	第31回九州へき地教育研究　佐賀大会の会場校として授業公開
61	3	1	九へき大会記念碑建立　ＰＴＡ奉仕作業
62	5	24	嬉野町における全国植樹祭にみどりの少年団参加
63	3	23	物置小屋改築完成
平成1	8	31	水洗便所完成

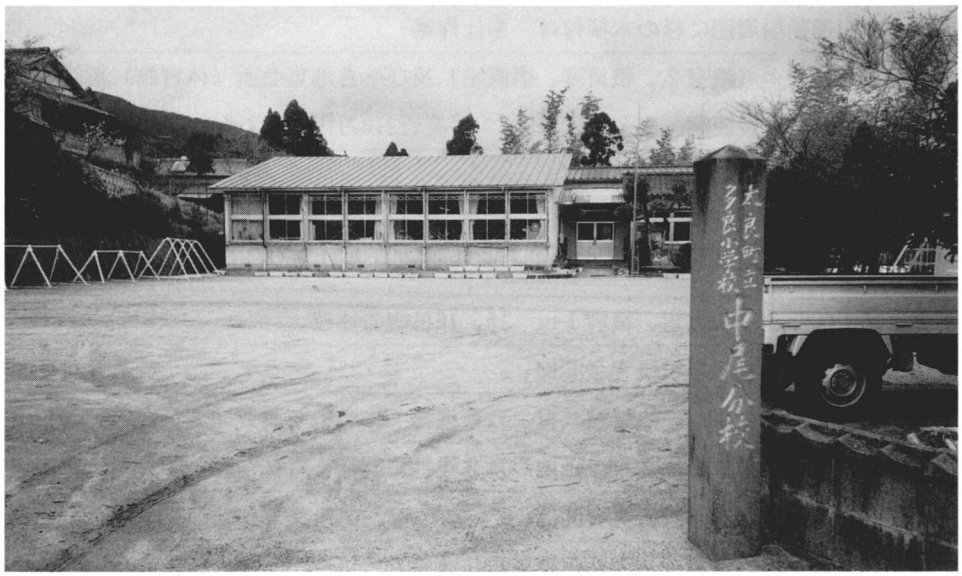

中尾分校

④　中山分校沿革誌　　明治13年～昭和57年（1880～1982）

年	月	日	事　　項
明治13	6		上中山権現社を仮校舎として中山分教場を開設
30	10	8	多良岳神社社務所の建物を譲り受け、下中山執頭に校舎を建設、移転
40	4		分校収容学年を４年まで延長
大正2	7	6	下中山の中腹の現在地に校舎を新築して移転
13	4	1	農業補習学校（夜間）を分校に併設
昭和5	4	1	農業補習学校は昼間制となり分校併設を廃止
17			通学道路完成、分教場後援会発足
18			運動場拡張、児童用便所設置
24	12		複式２学級編制となり、校舎増築工事完成
25			教員住宅新築
28	10	23	校舎改築落成式挙行
30	8		簡易水道設備完成
31	5		自家発電利用から九州電力の電灯設備に切換え
31	12	7	地区小さな学校研究会開催
33	8		教員住宅移転　運動場拡張
34	4		中山分校育友会発足
35	10		校舎裏に足洗場設置
38	5		牛乳給食開始、用務員雇用
40	11	1	地区小さな学校研究会開催
42	3	28	校門下坂道に通学路階段新設工事完成 60m　82段
43	4	11	完全給食開始
43	8		通学路階段改修作業　階段数倍加工事 ＰＴＡ
	10	1	簡易水道設備完成
47	5		へき地級改正により特別地域から１級地へ昇格
49	1	24	地区小さな学校研究会開催
56	3	24	廃校式挙行　３月31日で開校以来100年の歴史を閉ず
56	8	24	子どもの失火により校舎全焼
57			分校跡地に記念碑建立

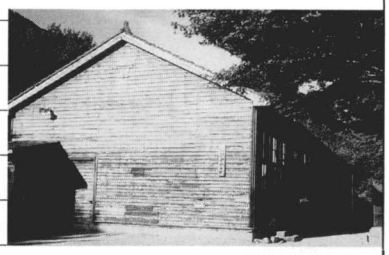

中山分校校舎（焼失前）

中山分校跡の碑

⑤　伊福分校沿革誌　　明治７年～昭和41年（1874～1966）

年	月	日	事　　項
明治7	4		玉泉寺本堂を仮校舎として開校、伊福小学校と称す
9	9		天満宮境内に校舎を新築し移転
19	9		伊福小学校と飯田小学校を統合して江福に移転し、遂良小学校と称す
34	1		遂良小学校を飯田小学校と改称
37			飯田小学校と音成小学校を統合して、七浦尋常高等小学校を創設、同時に伊福には七浦小学校飯田分教場を設けて、伊福の１、２年生を収容す
41	9		分教場の校舎改築
昭和30	4		町村合併により伊福が太良町に編入されたため、多良小学校伊福分校となる
35	4		２年生は本校へ通学し、分校は１年生だけ１学級となる
41	4		伊福分校を廃校し、本校に統合す

伊福分校跡
（石柱の校門と伊福公民館）

大浦小学校

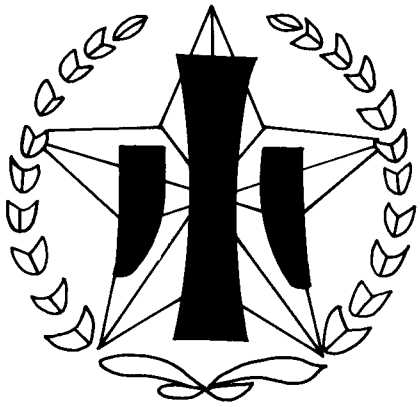

大浦小学校校歌

橋本　野酔　作詞
菖蒲　敏博　作曲

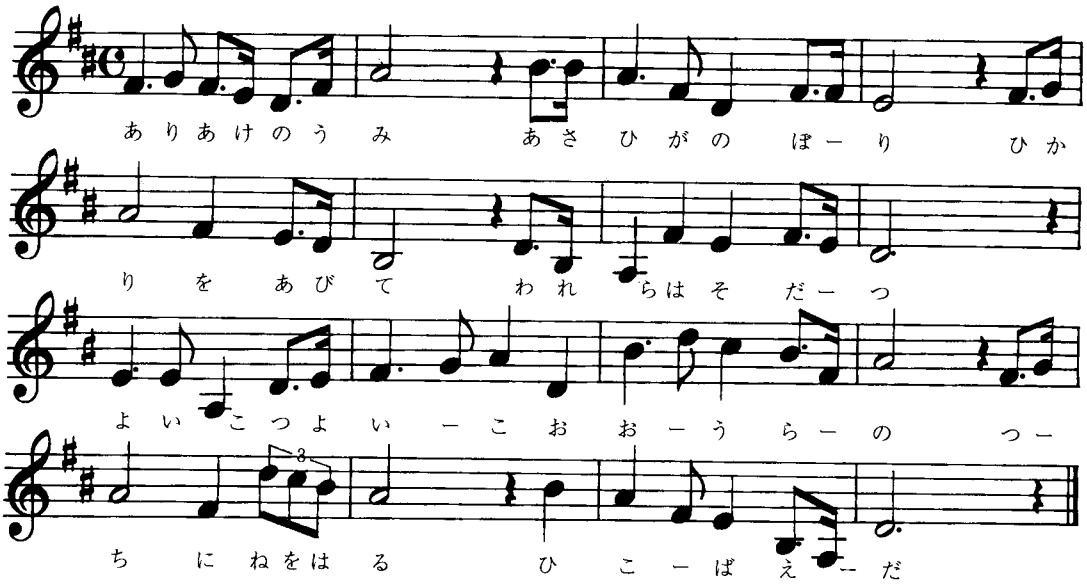

校歌

一、有明の海　朝日がのぼり
光を浴びて
われらは育つ
よい子強い子　大浦の
土に根をはる
ひこばえだ

二、多良岳はるか
朝夕に仰ぎ
希望は高く
楽しく学ぶ
よい子強い子　雨風に
負けず伸び行く
若竹だ

三、心をみがき　体を鍛え
豊かな明日の
太良町作り
元気一ぱい朗らかな
大浦の子だ
強い子だ

⑥　大浦小学校沿革誌　　明治７年～昭和63年（1874～1988）

年	月	日	事　　項
明治7	5		中畑に修身小学校、田古里に拡充小学校、竹崎に善誘小学校を設立
11	4		３小学校を統合して、亀ノ浦字似田に大浦小学校を設置
16			明治16年頃から、中今里に３年制の下等津ノ浦小学校が存在していたが、20年頃大浦小学校に統合
19	9		尋常大浦小学校と改称し、義務教育４年制となる　竹崎に分校を設置
24	2		教育勅語謄本下賜
25	10		校舎を亀ノ浦名（現大浦駅所在地）に２階校舎を新築して移転し、大浦尋常小学校と改称
			４年制の尋常科４学級を編制
26	7		竹崎分校を廃し、本校へ統合
28	4		補習科を設け高等科１年程度の課程を補習
29	4		補習科の年限を延長し高等科２年課程を補習
30			校庭東側に校舎１棟増築
	4		高等科（２年）併置許可により大浦尋常高等小学校と改称
33	4	1	高等科修業年限を４年に延長、２学級に編制
34	6	25	特別学級を設け、不就学児童（主として子守）を収容して教授
36	3	31	特別学級廃止
37	6	1	１教室増築
38	4	1	尋常科１年を２学級に編制、尋常科合計７学級
39	4	1	高等科女子を１学級編制、同男子１、２年を１学級、同３、４年を１学級、尋常科５学級　合計８学級に編制
41	4	1	尋常科６年制、高等科２年制となり、尋常科６学級、高等科１学級　計７学級編制
43	4	1	尋常科１年男、１年女、２年、３年、４年、５年、６年、高等科１、２年　計８学級編制
45	4	1	校庭西側に校舎１棟２教室増築
大正4	9		校舎１棟２教室増築
7	11		西側校舎に２教室増築
8	5		東側校舎に１教室増築
12	4	1	大浦農業補習学校（男子）を設け、小学校に併置
13	4	1	農業補習学校に女子部設置
15	7	1	農業補習学校を青年訓練所に充当し、青年訓練所充当農業補習学校と改称
15	7		稚児室を改造して畳敷きとなし裁縫室とす

年	月	日	事　　項
15	10		旧校舎南側昇降口を改造して家事室を造る
昭和2	3	16	校舎裏の畑4反余を購入して運動場造成に着手し、各区民の奉仕により3反歩を開墾す
	8		南北両側の便所改築
3	3	11	運動場開拓に再着手
3	11		御大典記念として在郷軍人の発起で新運動場に忠魂碑建立
8	12	13	越坂に校舎を新築して移転（現在地）－旧国鉄長崎本線敷没のため。
16	4	1	大浦村国民学校と改称
20	4	1	初等科14、高等科4学級編制、青年学校より2教室借用
			校舎の大半を軍部に貸与、正伝院、役場、亀浦クラブ、広江クラブに分散授業
21	4	1	初等科3年と4年に各1学級増加　合計20学級編制
22	4	1	大浦村立大浦小学校と改称　新制中学校創設により6年生まで収容
24			教室不足のため役場に1学級収容
25			旧青年学校校舎を大修理して使用、第1棟前の土端を石垣に改修
27			視聴覚教育研究について県委嘱校となり、宇部方面へ出稼中の潜水業者の寄附により放送設備を完成
28	2		講堂新築落成
	10	15	県委嘱「視聴覚教育」について研究発表会開催
30	2	11	町村合併により太良町立大浦小学校と改称
31	9		東側便所改築完成
33	3	25	旧青年学校跡に木造2階建校舎6教室延196坪新築落成
			子ども銀行開設、運動場施設整備
34			牛乳給食開始、簡易水道設備完成
37	7	8	集中豪雨により権現山大崩壊、校舎・運動場大被害、翌日より臨時休校
37	7	12	文部大臣荒木万寿夫氏　首相代理として災害視察のため来校
	7	20	婦人会、青年団の復旧作業奉仕、自衛隊員残存校舎に宿泊
	8	20	倒壊校舎解体開始　消防団
	8	24	校地整理のため大浦校区民の奉仕作業開始　8月26日まで続行
	8	27	災害51日目に児童登校授業再開、教室不足のため講堂、特別教室、大浦支所に分散授業
	9	15	町民奉仕により運動場整地作業　2日間
	11	3	新校舎建設起工式（37．7．8の災害校舎復旧のため）

年	月	日	事　　項
38	1		大浦支所に分散中の５年生４学級大浦中学校特別教室に移動
	3	7	大浦小学校整備促進協力会を結成発足
		15	鉄筋３階建新校舎落成　延1,569㎡　事業費3,130万円　校歌制定
	4	30	分散中の６年生４学級本校へ復帰
39	2	29	ミルク給食室16坪竣工、３月５日より粉乳給食開始
	7	8	災害復興記念碑除幕式、記念行事実施
	8	20	大浦地区子どもクラブ連盟結成大会
40	3	12	災害復旧環境整備事業完成
41	1	10	運動場東側ブロック塀完成
	2	26	大浦小学校育友会県Ｐ表彰
	8	25	同上　　日Ｐ表彰
42	2	21	完全給食開始
	3	10	女子児童の標準服制定
45	3	25	第２鉄筋３階建校舎及び２階建渡廊下落成　延1,951㎡　事業費3,139万円
	4	1	特殊学級新設
46	7	10	水泳プール完成６コース25m　子プール71㎡　事業費876万３千円　運動場拡張工事
47	11	2	県教委委嘱「特別活動」について研究発表会開催
49	8		講堂屋根葺替え工事
	11	2	創立100周年記念式典挙行、同記念碑建立
50	3		少年サッカー県大会優勝
51	3		同上　　優勝
			体育倉庫建設
52	10		屋外便所建設
54	7	8	少年サッカー県大会優勝、全国大会出場
55	10	3	サッカースポーツ少年団文部大臣表彰
56	8	1	講堂解体
57	3	16	体育館新築落成　鉄骨平屋建896㎡　事業費１億1,750万円
58	11	11	県教委委嘱「生徒指導」について小中合同研究発表会開催
59	8	31	第１棟鉄筋校舎大改修工事　サッシ窓134ケ所、外側塗装1,827㎡　事業費4,902万円
62	6	5	プール改修工事完成
63	10	17	子ども信用組合　大蔵大臣、日銀総裁表彰

多良中学校校旗

多良中学校校歌

吉田　瑞穂　作詞
陶山　　聡　作曲

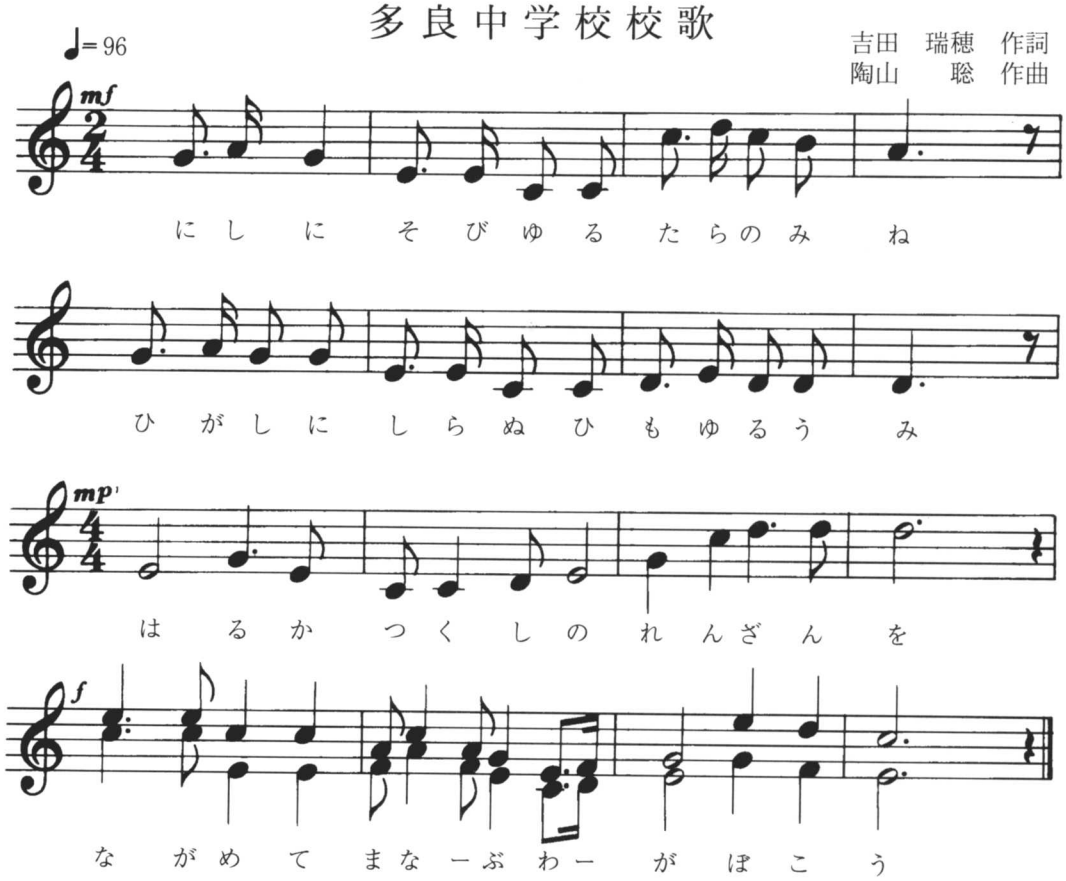

校歌

一、西にそびゆる多良の峰
東に不知火もゆる海
はるか筑紫の連山を
ながめて学ぶわが母校

二、裾野はゆるく海に入り
緑の山と田園の
ゆたりの里のふところに
ゆたかに学ぶわが母校

三、あ、伝統の太良町に
希望はたかくオリオンの
光を理想と仰ぎつつ
ともに学ばんわが母校

⑦　多良中学校沿革誌　　昭和22年～平成３年（1947～1991）

年	月	日	事　　項
昭和22	4	1	多良中学校発足、青年学校校舎利用
	5	1	多良村立多良中学校　第１回入学式挙行
	5	3	開校記念式典挙行　校地校舎建設促進委員会結成
23	6	11	軍政府教育官バーツ氏当校視察
	7	12	小中合同で多良村育友会設立
	10	13	育友会主催　第１回小中合同運動会開催
	10	26	子供銀行開始
24	2	24	第１棟目　新校舎落成式挙行
	6	7	週５日制実施
	8	17	ジュディス台風襲来　校地校舎被害甚大（多良川堤防決壊、家屋流失）
	11	27	バレーボール部　県大会　男女優勝
25	1	14	第２棟目　新校舎落成式挙行
26	3	2	古賀倉学校林３町歩に10,000本苗木植付け作業実施
	7	14	学校植林コンクール受賞
	8	9	校内放送設備完成
27	5	16	校歌制定
	9	27	県バレーボール大会　男女優勝
	10	22	農具舎完成
	11	25	県教委委嘱「学校図書館」研究発表会開催
28	3	5	校歌作曲完成
	10	8	県教委委嘱「学校図書館」第２回研究発表会開催
29	3	6	校庭緑化モデル校委嘱、植樹祭挙行
	8	2	中体連水泳大会　200m、400m自由型　優勝
	8	26	杵藤地区バレーボール大会　男女優勝
	8	29	県水泳選手権大会　100m自由型選手権獲得
30	2	6	県理科教育研究発表会　文化館賞受賞
	2	11	町村合併により太良町立多良中学校と改称
32	7	25	豪雨のため第３棟校舎床下浸水（諫早水害）
	9	19	自転車置場完成
	12	13	校舎改築のため小学校講堂の仮教室へ移動

年	月	日	事　　項
33	3	31	新校舎　木造６教室、特別教室落成（第３棟）延668㎡　事業費625万円
	10	1	牛乳給食開始
	10	5	増築工事木造２階建教室２　便所竣工　延268㎡　事業費263万２千円
	10	29	ビニールハウス完成
	11	25	学校植林について県、九州緑化推進委員会表彰
34	3	11	片山農園開園作業
	6	29	校内水道施設完成
36	12	23	新校舎３教室落成、技術教室落成
37	4		日本職業指導協議会委嘱「進路指導」研究開始
	7	8	集中豪雨による大災害発生
	11	1	牛乳給食開始
38	3	3	学校植林コンクール受賞
39	3	15	粉乳給食開始
	3	31	社会体育館落成
41	4	1	特殊学級創設
	4	27	多良中学校育友会発足
	4	29	県庭球大会　女子優勝
	10	29	柔道場完成　道場開き開催
	11	24	県庭球大会　女子優勝　男子２位
42	2	21	完全給食開始
	11	3	県中学校庭球選手権大会　女子優勝
44	4	6	鉄筋３階建校舎落成　延1,109㎡　事業費3,729万円
45	5	28	体育館屋根塗装工事完了
45	8	13	体育館床板修理完了
	8	14	台風９号のため体育館屋根トタン全部剝脱、床板水びたし被害甚大
	9	1	体育館屋根、床板大修理に着手
46	7		体育倉庫完成
47	2	3	読書感想画コンクール文部大臣賞受賞１名、優秀賞１名、学校努力賞
	10	11	県英語暗誦大会　１年２名　１位
	12	1	剣道場完成
48	3	30	片山運動場644坪拡張、総面積11,987㎡　事業費904万５千円

年	月	日	事　　項
48	3		運動場に楠２本、欅１本植付け（育友会）
49	8	10	県吹奏楽大会　金賞受賞
	9		運動場整地工事
	10	31	文部省指定「道徳教育」研究発表会開催
50	9		運動場整備工事
51	5	25	中庭植樹作業　育友会
51	6	12	第２棟鉄筋４階建校舎落成　ＬＬ教室設置　延2,046㎡　事業費１億4,800万円
	8	26	体育館天井張替工事
	8	27	宿直室解体除去
	12	8	給食室への廊下取付工事
52	10	6	創立30周年記念式典挙行
	11	18	運動場屋外便所完成
	11	26	第４棟木造校舎解体工事開始
53	6	8	アナライザー教室設置
54	9	13	国旗掲揚台設置
	11	13	ＰＴＡ、町民の寄贈により校旗制定
55	3	28	技術教室移転改築工事完成　鉄骨平屋　延185㎡　事業費1,640万円
58	8	7	九州中学校水泳大会に県代表として出場400メドレーリレー２位　宮崎市
	8	31	運動場体育倉庫完成
	10	30	焼却炉完成
60	8	22	校舎塗装工事
61	10	29	県教委委嘱「学習指導法開発実践」について研究発表会開催
62	12	16	農具舎跡地にクラブ部室建設完成
63	9	5	ＡＬＴ．Ｊ．ハーパー着任（県派遣）
63			片山運動場を多良中学校運動場として移管
平成元	1	22	旧太良町役場跡から五葉松１本移植　ＰＴＡ作業
	1	23	ALT Anna Lee 着任　３月20日まで（県派遣）
	7		運動場横の民家２軒を移転
2	3	31	プール建設、庭球コート完成
3	3	25	運動場拡張整備工事完成

多良中学校

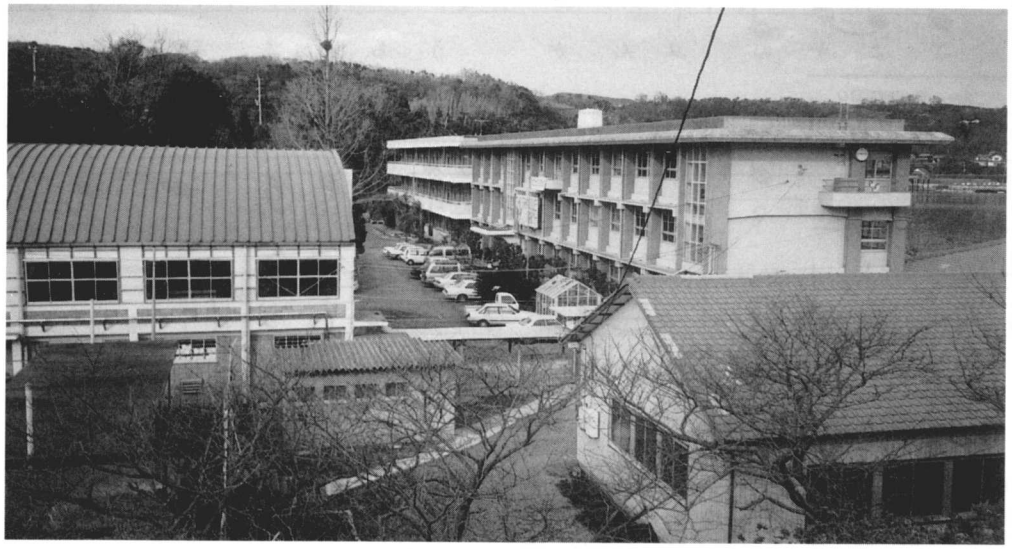

大浦中学校

大浦中学校校歌

斉藤十四春　作詞
菖蒲　敏博　作曲

Andante grajioso

mp
あ さ ひ に は ゆ る あ り あ け の ー

mf
き ー ん ば ぎ ん ば に い ろ ど り ー て ー

mp　rit.
ご よ う の ぶ ん か う ち よ す る ー

1. 2.　a tempo
わ が ま な び や の に わ ひ ろ し ー　1. 2.

3.　ff
お ー う ら ちゅう が ー く さ か え あ れ

大浦中学校校歌

作詞　斉藤十四春
作曲　菖蒲敏博

一、朝日に映ゆる有明の
金波銀波に彩りて
五洋の文化　打ち寄する
我が学び舎の庭広し

二、希望は高く多良岳の
雄々しき姿仰ぎつつ
智徳を磨き　身を鍛え
我が学び舎に誇りあり

三、真理と自治の旗じるし
高く揚げよ学園に
集う健児の幸多く
我が学び舎は楽しかり

〃大浦中学　栄あれ〃

⑧　大浦中学校沿革誌　　昭和22年～平成２年（1947～1990）

年	月	日	事　　項
昭和22	4	1	大浦中学校発足　大浦農水青年学校校舎利用
	5	3	大浦村立大浦中学校開校式挙行
23	6	11	野崎塩田跡に新校舎建設着工
	6	21	校舎建設作業に生徒の協力作業開始
	6	25	軍政府教育官バーツ氏当校視察
24	6	11	子供銀行開店式
	11	19	婦人会よりピアノ寄贈
25	3	15	現在地の新校舎（木造２階建１棟）へ移転
	3		学校林１町８畝に桧3,200本植付
	3	22	新校舎落成式挙行　沖森県知事、土木部長臨席
	8	23	宿直室、小使室建築竣工
26	7	11	海水浴場、飛込台、ターン台完成　海水浴場開き行事開催
27	3		学校林７反歩増設植林
27	12	24	特別教室竣工祝賀式挙行
29	1	14	校内放送設備一部完了　育友会寄贈
30	2	11	町村合併により太良町立大浦中学校と改称
	11	3	校歌制定
31	2	22	ミカン園造成作業着手
	3	18	卒業記念として校門完成
	12	13	特別教室（図書室、家事室）完成　木造平屋建302㎡
33	3	22	太良町有線電話取り付け
34	3	13	実習地にミカン苗定植
36	3	25	技術室完成　492㎡　事業費317万円
	12		普通教室３増設　木造平屋建
37	5	2	体育館新築完成　鉄骨平屋建629㎡　事業費774万円
	7	8	集中豪雨による大災害発生　生徒４名自宅で死亡
			体育館を町民避難所に充当、宿泊
38	12	9	実習地に梅苗200本定植
39	7	1	運動場南端に便所新設
	10	11	体育館屋根ペンキ塗装工事

年	月	日	事　　項
41	12	9	弓道クラブ発足
42	2	21	完全給食開始
43	9	30	鉄筋３階建普通教室棟完成　延1,650㎡　事業費3,290万円
44	2	15	校舎西側に弓道場完成　弓道大会開催
45	1	20	生徒指導について研究発表会開催
	5	18	木造２階建旧校舎（昭和25年建設）解体撤去
	6	20	柔道場完成　道場開き
	7	20	水泳プール完成　６コース25m　事業費786万７千円
47	8	30	剣道場完成
48	11	25	テニスコート完成
49	2	24	ミカン園跡地にサッカー場建設工事完了
	3	7	体育館床板張替工事竣工
	9	11	テニスコート３面完成
	10	27	地区中体連庭球新人戦　女子優勝
50	11	30	県中学軟式庭球選手権大会　女子優勝
51	2	5	学校林管理権一切を町へ委譲
52	3	7	体育館増築工事竣工
	5	3	開校30周年記念式典挙行
	8	24	体育館裏に体育用具室完成
53	3	16	鉄筋３階建管理棟竣工、ＬＬ、アナライザー教室施設 延1,082㎡　事業費１億3,222万２千円
54	3	16	体育館窓枠サッシに取替工事完成
	11	30	文部省指定「英語教育」研究発表会開催
55	1	28	運動場拡張のため実習地梅樹売却、掘取作業開始
56	8	12	鉄建校舎普通教室の内部補修工事
57	7	30	県中体連サッカー大会優勝　九州大会出場
	9	30	運動場大改修工事完成　事業費1,282万円、13,455㎡（４m切り下げ）
			中学校運動場に隣接して大浦町民運動場完成 8,220㎡　事業費1,837万円
58	3	15	技術室改築工事竣工　木造平屋建176㎡　事業費1,505万円
	3	24	運動場に体育倉庫完成

年	月	日	事　　項
58	3	27	テニスコート３面移転
	7	20	運動場ナイター照明灯完成　４基44灯　事業費1,450万円
	8	5	野球用バックネット完成
	9	9	運動場国旗掲揚台完成
	9	29	運動場便所新設工事完成
	9	30	管理棟前にクラブ部室完成
	11	10	焼却炉完成
59	3	5	砂場、高鉄棒設置
61	9		体育館屋根及び床板張替工事竣工
62	1	16	弓道場解体撤去
	8	28	教室棟内部大改修工事完成
	9	28	校門横林地（つつじ園）496㎡　松本正生より寄贈
63	3	14	校旗（略旗）41回卒業生寄贈
平成1	3	31	体育館用屋外便所新設工事完成
2	3		体育館拡張ステージ設置工事完成、引幕ＰＴＡ寄贈

太良高等学校校旗

太良高等学校校歌

作詞　吉田　瑞穂
作曲　富永　　定

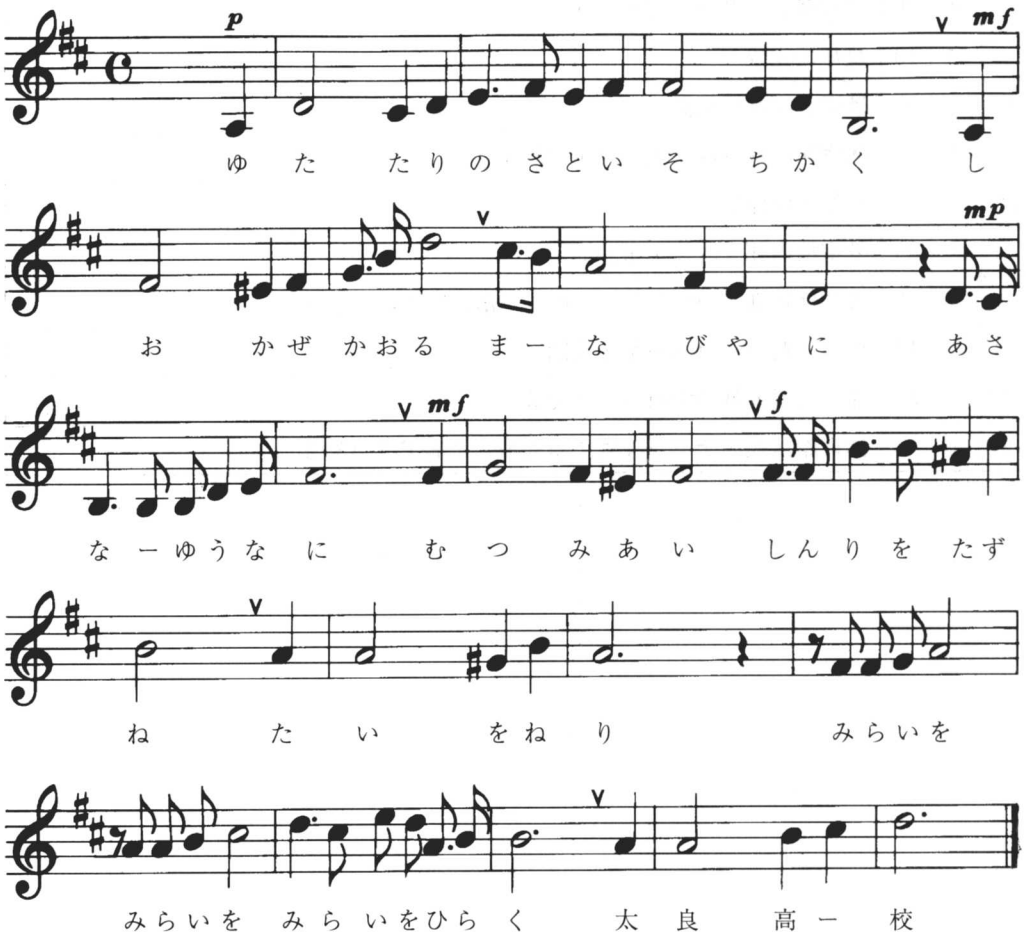

校歌

一、豊たりの里磯近く
潮風かおる学び舎に
朝な夕なにむつみあい
真理をたずね体を練り
来年(みらい)をひらく太良高校

二、西にそびゆる多良岳の
久遠の姿眺めつつ
東に広がる有明の
ひろきをおのが心とし
豊かに伸びる太良高校

三、夜灯岬の灯台の
光のごとくあきらかに
人世の道を照しつつ
文化日本をうちたてん
理想は高し太良高校

⑨　太良高等学校沿革誌　　昭和51年～昭和62年（1976～1987）

年	月	日	事　　項
昭和51	5	1	佐賀県立高等学校設立準備委員長に吉岡真吾を発令
	6	1	太良町から校舎建設用地として10,622㎡を借用
	7	16	佐賀県立学校設立準備委員２名を発令
	9	2	普通教室棟建設に着工
52	1	1	県立鹿島高等学校内に開校準備室設置
	1	13	県教委、募集定員を135名と決定
	2	17	県教委、校名を県立太良高等学校と決定
	3	11	普通教室棟12教室竣工
	3	26	県議会、昭和52年４月１日太良高等学校設置を可決
	3	31	部室９室竣工
	4	1	佐賀県立太良高等学校として開校　校長　吉岡真吾
			太良町から学校敷地15,083㎡を借用
	4	8	第１回入学式を旧多良公民館で挙行　135名入学
	4	23	教育後援会総会を旧多良公民館で開催　会長　西村寿雄
	4	25	開校記念式典を太良町社会体育館で挙行
	4	26	英数クラブ教室開設　旧太良病院建物利用
	5	2	生徒会組織発足　体育クラブ５部　文化クラブ３部
	8	2	特別教室棟及び格技場建設に着工
	10	4	太良町庭球コート開き
	11	19	県教育庁へ学級増陳情　評議員
	12	7	同上　　評議員、小中ＰＴＡ役員
	12	19	格技場開き、招待試合　鹿島高、塩田工、嬉野商
53	1	6	校長公社完工
	3	4	職員宿舎完工
	3	25	防音壁完工　1,347万円
	3	31	特別教室棟、格技場及び部室10竣工
	4	1	太良町から学校敷地17,064㎡借用
	4	25	校歌発表会　作詞　吉田瑞穂、作曲　富永　定
	8	4	管理棟及び体育館建設に着工
54	2	15	管理棟竣工

年	月	日	事　　項
54	3	19	太良町から学校用地31,105㎡買収
	3	31	体育館竣工
	5	12	体育館落成記念式典挙行
55	2	27	第1回卒業証書授与式挙行　124名
	3	5	テニス部室練習板及び国旗掲揚台竣工
	3	29	第1期校地等整備工事竣工（フェンス、防球ネット、緑化、舗装）
	5	30	英語科研究指定校
56	3	25	第2期校地等整備工事竣工（校門、防球ネット、バックネット）
	3	26	プール竣工
	4	1	勤労体験学習、県指定校
	7	15	勤労体験学習委員会発足
	9	19	評議員勤労体験学習賛助作業
	10	19	第3期校地等整備工事竣工（防球ネット）
57	6	27	総合落成、並びに創立5周年記念式典挙行、記念碑建立
	10	5	第4期校地等整備工事竣工（防球ネット）
	11	15	総合落成並びに創立5周年記念誌「豊峯」発行
58	4	1	勤労体験学習文部省指定
59	11	7	勤労体験学習について研究発表会開催
61	11	2	創立10周年記念式典挙行　校訓「自立」制定
62	3	20	豊峯会館（同窓会館）落成　4,930万円

参考文献

○佐賀県教育史

平成元年３月30日　　佐賀県教育委員会発行

○学制百年史

昭和47年10月１日　　文部省編集、帝国地方行政学会発行

○太良　町のあゆみの記録

昭和50年12月　　太良町発行

○鹿島市史

昭和49年10月31日　　鹿島市発行

○明治100年の教育

昭和43年１月19日　　日本経済新聞社発行

○昭和に生きて――村の人の記録

平成２年６月10日　　太良町婦人会発行

○創立百年記念誌

昭和49年11月２日　　大浦小学校発行

○平和国家への道（米国教育使節団報告書）

Ⅱ　社会教育編

太良町行政・教育の中心地　健康広場全景

三階建の役場庁舎とその周辺に設けられた施設。中央公民館、自然休養村管理センター、林業センター、歴史民俗資料館、Ｂ＆Ｇ体育館、屋内温水プール、野外音楽堂、弓道場、大橋記念図書館、テニスコート、多目的運動場、ゲートボール場が設けられている。

執筆者　荒　田　　巧

目　　次

第一章　社会教育の変遷…… 161
第一節　封建社会における庶民の教育…… 161
第二節　若者組と社会教育…… 162
第三節　青年会の育成…… 163
第四節　処女会と婦人会…… 165
Ⅰ　処　女　会…… 165
Ⅱ　婦　人　会…… 167
第二章　戦後の教育改革と社会教育…… 168
第一節　社会教育の制度化と公民館の発足…… 168
Ⅰ　法律の制定…… 168
Ⅱ　公民館の発足…… 168
Ⅲ　公民館報「ゆたたり」の発刊…… 169
第二節　公民館の運営…… 171
Ⅰ　社会教育委員会と公民館運営審議会…… 171
Ⅱ　公民館職員の任命…… 171
Ⅲ　社会教育指導員と県派遣主事…… 172
第三節　公民館活動…… 173
Ⅰ　青年学級等の開設…… 173
Ⅱ　公民館分館の設置とその活動…… 179
Ⅲ　生活合理化運動…… 180
1．結婚式簡素化への努力…… 180
2．成人式の服装改善…… 181
3．新生活運動…… 182
Ⅳ　成人式と敬老会…… 183
1．成　人　式…… 183
2．敬　老　会…… 185
Ⅴ　多良民謡「ざんざ節」…… 185
Ⅵ　社会教育関係施設の整備充実…… 187
1．公民館の建設…… 187
2．中央公民館その他の施設の整備…… 189
3．中山キャンプ場とその活用…… 192
Ⅶ　青少年の健全育成…… 194

1．子どもクラブ…… 194
2．青少年育成町民会議…… 195
3．部落育成会と学校の活動…… 197
第四節　社会教育諸団体の活動…… 198
Ⅰ　婦　人　会…… 198
1．婦人会の結成と社会教育への参加…… 198
2．地域婦人会の活動…… 199
3．婦人会の現状…… 199
4．体験記『昭和に生きて』の発行…… 201
Ⅱ　青　年　団…… 201
1．青年団の再出発…… 201
2．青年団の活動…… 202
3．青年団の現状…… 203
Ⅲ　ボーイスカウト…… 204
第三章　社 会 体 育…… 206
第一節　農山漁村におけるスポーツ…… 206
第二節　体育協会の設立とその活動…… 207
第三節　国民体育大会と町民スポーツの振興…… 211
Ⅰ　若楠国体の開催…… 211
1．国体開催の準備…… 211
2．国 体 開 催…… 212
3．国体開催の成果…… 214
Ⅱ　町民スポーツの振興…… 215
Ⅲ　婦人会のスポーツ活動…… 216
Ⅳ　スポーツ少年団…… 217
第四節　Ｂ＆Ｇ海洋センター…… 218
Ⅰ　海洋センターの開設と運営…… 218
1．海洋センターの設置…… 218
2．海洋センターの運営…… 219
Ⅱ　海洋スポーツの実施…… 219
Ⅲ　施設の譲渡…… 220
附　太良町社会教育の歩み…… 221

第一章　社会教育の変遷

第一節　封建社会における庶民の教育

江戸時代までは一般庶民に対しての教育の制度はなく、僅かに商家や富豪の子弟が私塾や寺子屋で、「読み書きそろばん」などを学ぶ程度であった。学校教育は勿論、社会教育ということばも無かったけれども、後進のための教育は昔から随時行われてきた。家庭では親がわが子に対して、家業の仕方や社会生活上の礼儀作法や社交について教えてきた。また、娘の子には炊事、洗濯、縫いもののことなどを、主として母親が日常生活の中で、実地を通して授けていた。

また、手工業、商業その他の職業、または芸術・芸能の世界を志す者は、師匠（親方）の家に住みこむなど、実地の訓練を通じて、技術を習得するため、徒弟（弟子）としての修業を積んでいた。この「徒弟制度」における親方と弟子との関係は封建的な主従関係で、師匠の家の雑用にも従事しなければならなかった。この制度は明治、大正、昭和へと時代は変わっても根づよく残り、続けられ、受け継がれてきた。しかし、現在では、特殊な例を除いては、各種専門学校、職業訓練施設での技能修得が一般的である。明治時代以降、義務教育制度ができてからは、小学校卒業後に弟子入りして、満20才の徴兵検査までの期間が徒弟としての修業期間であった。商家に住みこんで見習いをする者は一般に小僧と呼ばれ、走り使いや掃除その他の雑用にも使われていた。

貧しい家庭では「年季奉公（ねんきぼうこう）」といって、娘を他家の子守りや下女（げじょ）（女中）にやることも多かった。その他に、家事・家業手伝いのため、他家の青年男子を傭い入れることもあった。これは下男（げなん）、作男（さくおとこ）などと呼ばれる年季奉公の一つであった。このように、他家に住みこむ下男、下女は主として経済的理由によるものではあったが、躾け、炊事、洗濯または社会生活上の心得などを学ぶ機会でもあった。躾けや行儀作法の見習いを主目的として、知名士の家庭に住みこむことなどは、娘の教育手段として昭和時代までも行われていた。このように種々の方法によって、後継者としての教育が行われていたのである。

なお、各集落（部落、名（みょう））では大人（おとな）の集会（よいやぁー、よいかた）が開かれ、地域における諸問題についての話し合いがなされていたが、これも成人に対する社会教育の場としての役割を果たしていたということもできる。また、村々の寺院の僧侶は檀信徒の教化に努めていた。このように、一定の教育制度は存在しなかったけれど、昔からいろいろな機会や方法で教育は行われていたのである。

第二節　若者組と社会教育

地域社会の中で、最も活力があり、将来性に富み、次代を担い、地域振興発展の原動力となるのは青年である。従って、昔から若者達に大きな期待をかけ、その成長を見守り活動を援助してきた。各集落では有志の家を「若者宿（わかものやど）」に指定し、若者達の宿泊や集会の場に供していた。ここでは、宿主の監督の下に先輩から農業や漁業の技術、慣習などを習得すると共に、若者同志の親睦を深めていた。このような慣習は江戸時代から続けられていたと考えられるが、明治中期になると国の指導奨励もあって一段と強化され、青年会（青年団）へと発展していった。

明治28年（1895）、政府より『青年団体の向上発達に関する通牒』が発せられ、青年会としての組織化が図られるようになり、農事の改良、自治体事業への協力、国民教育の補習などが要請された。しかし、直ちに青年会が結成されたのではなく、若者組はその後も永く存続していた。

若者組は単なる仲間の集まりではなく、地域における青年教育のための組織でもあった。そこには厳しい制約があり、また非常変災時における活動も課せられ、その他に祭礼や集落行事の担い手としての任務も課せられていた。内部組織は極めて階梯的（かいていてき）で新入り、小若い衆、中若い衆、中老（ちゅうろう）、宿老（しゅくろう）、若者頭（わかものがしら）などと年令別に序列が定められ、厳しい統制の下に秩序が保たれていた。大浦の竹崎観世音寺の「修正会（しゅしょうえ）鬼祭り」の主役は青年達であるが、その祭りの中には、昔さながらの若者組のしきたりが今も残っている。その竹崎には、明治33年（1900）6月27日に決められた規約が残っている。

「竹崎若者組合規約

本会は竹崎港若者組合と称し、従来の宿弊を矯正し、長幼の序を正しくし、長は幼を扶け、幼は長を敬し、信義、親睦を旨とし、団体の実を挙げるため、規約の条項を制する事次の如し。

第1条　本会員は17才以上の男子にして、迎妻前の青年は必ず加盟するものとす。

第2条　役員（省略）

第3条　喧嘩口論並に刑法違反の所業は必ず慎む可きこと。

第4条　賭博（とばく）類似の遊戯をなし、金銭物品を賭し、勝負事を為すべからず。

第5条　当港に限らず、非常の事件あるときは、指揮命令を待たず、応急尽力すべきこと。

第6条　龍吐水（りゅうとすい）（消火用小型ポンプのこと）取扱いの必要ある時は会員は悉皆（しっかい）従事のこと。」

（『太良町誌』下巻　竹崎集落参照）

また、多良村の陣ノ内では、昭和初期の若者会の状況は次のようであったと、『太良町誌』下巻・陣ノ内集落に述べられている。

「陣ノ内若者会

善行寺第14代住職和男師の時代、昭和10年（1935）頃は若者会といって、男女を問わず若い青

年を、夜寺に集めて話をして聞かせ、その後は一晩中話をしたり、遊びをしたりして、泊まり込みで楽しく過ごしていた。

その頃はテレビもない時代で、今の公民館の前に土俵を造って相撲などをしていた。」

（陣竹庄作の話）

明治後期から大正初期にかけて、青年達の宿泊や集会の場として独立の建物が充てられるようになった。この建物は青年専用の建物ではなく、集落（名）の一般の集会場や、農業用肥料の集積所として、或は浮立の稽古場などとして広く利用されていたが、青年宿を兼ねていたため「青年倶楽部」と呼ばれていた。第2次大戦後、公民館活動が盛んになってから「部落公民館」と称するようになった。

昭和初期頃までは、小学校を卒業した男子は青年仲間に入り、夕食後は毎晩、青年倶楽部に集まって寝泊りし、縄綯い、草履作りなどの夜なべ仕事をする傍ら、世間話などをして親睦も図っていた。当時は先輩後輩の区別が厳格で、新入青年は先輩から厳しく躾けられ、走り使いや下働きなども強制されていた。昔の若者組の名残りは第2次大戦前後まで続いていたが、青年団の衰退によって姿を消し、今では老人達の思い出話となっている。

第三節　青年会の育成

明治維新は、わが国が鎖国政策を打破して、国際社会へ飛躍する画期的幕明けであった。先進欧米諸国に追いつくために諸外国の制度、文化が取り入れられた。文明開化を旗印として次々に改革が進められたが、教育面では国民教育のための小学校が設けられ、明治19年（1886）からは義務教育制度が施行された。（『太良町誌』学校教育編参照）

社会教育に関する国の施策は、学校教育より遅れて発足した。明治中期になると「通俗教育」[注]と称して、講演会や映画会などが催されるようになったが、未だ組織的教育という程のものではなかった。社会教育の推進母体として最初に取り上げられたのは「青年会」である。

青年会は、従来からの若者組を改組、再編成したもので、社会教育団体として行政指導が加えられた。その青年会に対し、計画的に夜学会などを通じて補習教育が実施されるようになった。都市部では明治20年（1987）代から、一部の有志によって青年会が誕生していたが、農山漁村では未だ昔の儘の若者組が存続し、組織的教育活動はあまり進まなかった。

わが国は、明治27～28年（1894～1895）の日清戦争、明治37～38年（1904～1905）の日露戦争を契機として、壮丁（満20才の徴兵適齢者）の補習教育に力を入れるようになった。多良村、大浦村においても、当時の村予算の中に壮丁教育費が計上されている。その頃から村内居住の

注　通俗教育　一般民衆に対する通俗平易な教育、特に明治期に行われた。今日の社会教育に相当するもの。

青年男子全員をもって青年会が組織されるようになった。多良村では明治38年（1905）に青年会が結成され、小学校教員や役場職員その他の有志が指導者となって、「夜学校」が実施されるようになった。しかし、戦後新しく組織された自発的自治的青年団とは異なり、いわば、国や村に奉仕するための官制的な団体であったようである。大浦村青年会の発足は不明であるが、明治43年（1910）頃には県下全市町村に設けられていたので、大浦村でも多良村と同じ頃結成されたと推量される。

（青年教育については、『太良町誌』学校教育編参照）

大正中期になると青年会、処女会の活動も活発になり、多良村、大浦村でも補助金を支出してその活動を援助している。

青年会・処女会に対する村補助金　　（太良町のあゆみの記録）

区別＼年次		大正11	12	13	14	15
多良村	青年会	50円	150	50	50	100
	処女会	50円	50	50	50	50
大浦村	青年会	40円	20	20	20	20
	処女会	20円	20	10	0	0

大正11年（1922）の大浦村会の記録には次のようなことが述べられており、青年会の活動内容及び会の性格を窺うことができる。

「青年会ノ重ナル事業及費用

農繁期ヲ除キ毎月1週ニ4乃至3回夜学会ヲ催シ、1回毎ニ3時間宛ノ適切ナル普通学ヲ教授スルノ外、毎月1回例会ヲ、毎年春秋2回ノ総集会ヲ開キ、在郷軍人分会ト併合シ、軍人ノ気風、軍事思想等ヲ涵養スルト共ニ、運動会ヲ催シ、身心ヲ練磨シ、民力涵養等ノ精神修養、講演及農事改良講話ヲナシ、又実行規約ニ依リ、藁細工、田畑ノ開墾工事、県土木工事ノ作業ヲ奨励セシメテ、其得タル財ハ全部ヲ会費ニ費消セシメズ、幾部分ヲ各支部会ノ基本金ニ増殖セシメ、勤倹貯蓄心ヲ養成シ、会費ノ一部ヲ村税ヨリ補助シ、以テ本会ノ向上発展ニ資セントス。

大正11年度大浦村青年会収支予算書

収入　一金　40円　村費補助金

　　一金　30円　会員醵出金

　　計金　70円

支出　一金　30円　春秋年2回青年会総会費

　　内訳　金　23円　会員弁当料

　　金　7円　運動会費

　　一金　30円　青年夜学会費

　　一金　10円　聯合（れんごう）運動会出張者旅費

　　計金　70円」

青年団（青年会）状況　　大正12年(1923)

	多　良　村	大　浦　村
団　　長	中　尾　誠　之（村長）	酒　井　　勇　（村長）
支　部　数	32	13
団　員　数	370人	146人
団員年齢	12～30才	12～30才
村補助金	50円	40円
主なる活動	補習夜学、共同作業	

大正14年（1925）5月3日、佐賀県連合青年団の結団式があったが、令旨の冒頭に、

「国運ノ隆昌ハ青年ノ修養ニ俟ツモノ寔ニ多シ……。」

とあるように、当時の青年団に寄せる期待は大なるものがあり、各村の青年団長には村長を充てる程に重要視されていた。当時の若人の理想は高く、青年団歌を高らかに歌い、意気盛んな時代であった。

「佐賀県青年団歌

1　天そそり立つ天山の　高き姿を仰ぎつつ
　　栄ある歴史しのぶ時　我が青春の血はおどる
2　不知火燃ゆる有明の　海より深き仁愛を
　　胸にたたえてなす業の　何か成らざる事あらん
3　令旨畏(かしこ)み諸共に　　不撓不屈(ふとうふくつ)の心もて
　　知徳を磨き体を錬(ね)り　つくせ世の為国の為」

第四節　処女会と婦人会

Ⅰ　処　女　会

未婚の女子青年を構成員として処女会が組織されたのは大正時代からと推察される。当時の模様について、大正11年（1922）の大浦村会記録に次のように述べられている。

「処女会ノ重ナル事業及費用

農閑ノ月、日曜日ニ教育召集ヲナシ、修身、作文、家事、作法、裁縫、育児等ノ適切ナル教科ヲ

授ケ、実行規約ニ依リ、実践窮行ヲナサシメ、弊風ヲ矯正シ、知識ノ発達ヲ図リ、益々本会ノ発展ニ資スル為、其会費ヲ村税ヨリ補助セントス。

大正11年度大浦村処女会費収支予算書

収入　一金　20円　村補助　　計20円

支出　一金　7円　運動会費

一金　4円　皆席賞並ニ善良者表彰費

一金　4円　家事実習材料費

一金　5円　書籍購入費　　計20円」

これによると、処女会は青年会と同じく小学校に附属して設けられ、補習教育のために組織された団体で、行政主導の下に活動していたと考えられる。男子に比べて女子青年の教育は遅れていたが、大正13年（1924）から補習学校に女子部が設けられてから漸次充実されていったが、昭和20年（1945）に至るまで、男子青年会に比べて補助金も少なく、活動も低調であったと思われる。

処女会状況　　大正12年

	多良村	大浦村
会長	相浦一次（小学校長）	坂本増太郎（小学校長）
会員数	112人	124人
村補助金	50円	20円
事業	修養会、朝起会、実習（炊事、裁縫） 講習会、社会奉仕、運動会	

青年会、女子青年会、婦人会に対する補助　　（太良町のあゆみの記録）

区別	年次	昭和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
多良村	青年会	円 100	100	100	70	50	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	50	30	30	80
	女子青年会	円 50	50	50	30	30	30	30	30	30	30	20	20	19	20	20	20	20	20	50
	婦人会							円 15	30	30	30	20	20	19	20	20	20	20	20	80
大浦村	青年会	円 20	40	49	30	30	30	50	50	50	50	50	50	47	47	47	47	青少年団 97		
	女子青年会	円 10	32	33	30	30	30	20	20	20	20	20	20	19	19	20	20			
	婦人会						円 30	20	20	20	20	20	20	19	19	20	20	20		

Ⅱ 婦 人 会

家庭の主婦をもって組織する地域婦人会は、太良町においても大正時代から存在していたが、当時は行政指導によって小学校を中心に組織されていた。小学校長を婦人会長に充て、補佐役として上席女教員が、学校を事務所として運営していた。そのねらいは、家庭教育充実のための母親教育ともいうべきもので、重点目標として知徳の涵養、家庭教育の充実、生活改善が掲げられ、講演会、講習会、学校授業参観、教育懇談会、衣食住についての研究会など、家庭の主婦、母親としての研修が行われていた。

昭和5年（1930）12月、文部大臣より、「家庭教育振興に関する訓令」が発せられ、その翌年には多良村、大浦村にもそれぞれ新たに婦人会が結成された。そして会員の中から会長、副会長が選出された。

大浦村婦人会役員

会長		副会長	
氏名	年度	氏名	年度
酒井チキ	昭和6～8	合浦そえ	昭和6～27
菖蒲レン	9～21	野田きみ	6～21

（調査者　溝江　勝美）

昭和6年（1931）「県連合婦人会」が結成され、「大日本婦人会」に加盟し、村婦人会はその支部となった。また、その年から「愛国婦人会」と改称され、婦徳の涵養、家庭生活更新、家庭教育振興、産業報国、銃後奉公を目標に掲げ、漸次戦時体制即応の婦人会へと変わっていった。さらに、昭和9年（1934）から「国防婦人会」となり、昭和17年（1942）戦争の激化に伴い、高度国防国家体制を確立するために「大日本婦人会」が発足し、村婦人会はその支部となった。（佐賀県公民館史）

戦時中は、成年男子の殆どが軍人・軍属として出征していたため、どの家庭でも婦女子が男性に代わって一家を支えねばならなかった。そのうえ、婦人会員として作業や訓練にも参加し、銃後の奉公に挺身しなければならなかった。当時の苦労話は、平成2年（1990）太良町婦人会発行の『昭和に生きて――むら人の記録』によく記されている。

第二章　戦後の教育改革と社会教育

第一節　社会教育の制度化と公民館の発足

Ⅰ　法律の制定

昭和20年（1945）８月15日をもって第２次世界大戦は終結し、わが国は敗戦国として連合軍の占領下に置かれ、建国以来かつて経験したことのない苦難の道を歩むことになった。国土は荒廃して物資は欠乏し、辛うじて生命を保っていくのが精いっぱいという惨めな有様であった。しかし、このような状況にも拘らず占領政策は容赦なく進められ、次々に指令が発せられた。過去の全体主義、軍国主義を払拭（ふつしよく）して、平和的民主的国家への大改革であった。そのため新しい日本国憲法の制定をはじめ、幾多の法律の公布、制度の改変が進められた。教育関係でも数多くの法令が公布、施行されたが、主なるものは次のようなものであった。

① 昭和21年（1946）11月３日　日本国憲法
② 昭和22年（1947）３月31日　教育基本法、学校教育法
③ 昭和24年（1949）５月31日　文部省設置法
④ 仝　　６月10日　社会教育法
⑤ 昭和25年（1950）４月30日　図書館法
⑥ 仝　　５月30日　文化財保護法
⑦ 昭和26年（1951）12月１日　博物館法
⑧ 昭和28年（1953）８月14日　青年学級振興法
⑨ 昭和31年（1956）６月30日　地方教育行政の組織及び運営に関する法律
⑩ 昭和36年（1961）６月16日　スポーツ振興法

これらの法律の中で、社会教育に最も関係のあるのは「社会教育法」である。今まで訓令や通達によって進められてきた社会教育が、法的に位置づけられ、制度化されたことは、社会教育史上画期的なことであった。

Ⅱ　公民館の発足

社会教育法によれば、社会教育とは、学校教育を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的教育活動である。そして、市町村で直接的に担当するのは「公民館」であり、その事業として次のような項目が示されている。

①　青年学級の実施

② 定期講座の開設
③ 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催
④ 図書、記録、模型、資料等の整備と利用
⑤ 体育、レクリエーション等の開催
⑥ 各種の団体、機関等の連絡
⑦ その他、住民への施設の供与

また、法律の中で「公民館運営審議会」の設置なども義務づけられ、住民の意見要望等を取り入れて、民主的に事業を推進することになった。この法律の施行によって、昭和24年（1949）6月多良村、大浦村でも「公民館設置条例」が設けられ、公民館が誕生した。しかし、当時は村財政も貧弱で、しかも新制中学校の校舎、施設の整備にも四苦八苦の状態で、公民館の建築など望むべくもなかった。従って、取り敢えず村長が公民館長となり、役場の課長が公民館主事を兼務し、事務所を役場内に設けて、形ばかりの公民館が発足した。そのうえ、初めての制度であるため、どのような活動を推進するかも判然としないまま、試行錯誤を繰り返しながらの歩みであった。当時の公民館主事の中村智利は、『佐賀県公民館史』の中に次のような記事を寄せている。

「多良公民館創設の頃

初代公民館長を村長が兼務し、役場の経済課長（青年団副団長）の私が主事を兼務して発足した。組織とわずかな予算だけのもので、施設は何もなく、事務所の私の引き出しが公民館とも言えるもので、仕事としては青年団や婦人会のお世話、公民館報『ゆたたり』の発刊、第1回成人式の開催等で、会場は学校や寺院等を転々としながら各種行事をやってきたことが、昨日のことのようになつかしく思い出される。」

このような状態は大浦村でも全く同じであった。当時、大浦小学校には講堂もなく、成人式も各部落毎に行う有様であった。こうして漸く発足はしたものの、2か月後の昭和24年（1949）8月16日、当地方を直撃したジュディス台風による豪雨のため村全体が大災害に見舞われ、その救済と復旧に追われて、折角緒についた公民館活動は1年間休止せざるを得なかった。

Ⅲ 公民館報「ゆたたり」の発刊

災害後1か年を経過して平静を取り戻した頃、多良公民館長中江八束（村長）は、新しい構想の下に公民館活動の再出発を決意し、その手始めとして機関誌を発刊することにした。『ゆたたり』第1号の発刊は昭和25年（1950）12月で、その趣旨が次のように述べられている。

「創刊の辞　公民館長　中江　八束

（前文省略）ジュディス台風の大被害により１年間公民館活動を休止した期間に、静かに各角度からこれを反省し考え直してみたが、その達した結論は、善かれ悪しかれ何でもお互に知り合い、それに基づき語り合い、研究するというところから出発しなければならない。そして、その中心よりどころを作らねばならないということであった。それは、村から公民館から色々お伝えする、村民は自分の考えを述べ合うようにしなくてはならない。この使命を果たすのは、公民館から無料で各戸に機関誌を配布し、村民の愛する読みものにまで高めることである。そして、これを中心として各種行事をやることであると決心した。（中省略）そして、十分にこれを活用していただきたい。この「ゆたたり」を通して、村の文化が香り高く溢れ出ることを希望し、村民の教養の向上、人間性の昂揚が図られ、ひびきの高い理想主義とヒューマニズムの華が咲くことを望んでやまない。」

なお、この創刊号には佐賀県知事沖森源一と、佐賀県教育委員会副委員長鍋島直紹の祝辞まで載せられている。この『ゆたたり』は村の広報紙とでも言うべきもので、現在の『役場便り（町報たら）』『議会便り』『農協便り（農協たら）』等を一括したようなもので、村政のこと、村会の状況、農事関係、学校行事のことなど内容は多彩である。勿論、再出発した公民館活動についても述べられているが、公民館の機関紙的編集がされるようになったのは昭和28年（1953）頃からである。

昭和30年（1955）の町村合併前、大浦公民館でも発刊していたが、昭和37年（1962）の７・８災害及びその後、度々の移転のため資料が消失してしまって、現物は見当たらない。『ゆたたり』は大体毎月発行されていたが、纏めてみると次表の通りである。途中で名称は変わったが現在まで継続し、公民館活動の歴史が克明に記録され、貴重な資料として中央公民館に保管されている。

公民館報発行一覧　　太良町　　昭和25年（1950）～現在

名　称	発行年月・号数	編集責任者	備　考
ゆたたり	昭和25年12月（第１号）～昭和26年３月（第５号） 26年４月（第６号）～　26年５月（第７号） 26年９月（第８号）～　30年３月（第45号）	中村智利 松尾繁孝 高島侃二	多良公民館発行
ゆたたり	30年４月（第１号）～30年９月（第６号）	仝上	町村合併後多良、大浦合同編集
公民館報	30年10月（第７号）～35年３月（第51号） 35年４月（第52号）～46年９月（第153号） 46年10月（第154号） 46年12月（第155号）～48年６月（第170号） 48年10月（第171号）～56年２月（第228号） 56年10月（第229号）～59年12月（第253号） 60年１月（第254号）～平成元年２月（第286号）	仝上 中村智利 中島愛一 合浦省吾 高田繁喜 吉岡真吾 平川清太	名称変更 号数継続 以上１～286号まで延331号
町報「たら」	平成元年４月～現在	役場企画課	役場便りと合併発行

第二節　公民館の運営

Ⅰ　社会教育委員会と公民館運営審議会

社会教育法第15条に「社会教育委員」の委嘱について規定されている。また第29条及び第30条には「公民館運営審議会」についての規定があり、その委員の委嘱は次のように定められている。

「市町村が設置する公民館では、
① 当該市町村内の各学校の長
② 同市町村内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業等に関する団体又は機関の代表
③ 学識経験者」

の中から、教育委員会が委嘱することになっている。これは、地域住民の意見を社会教育行政に反映させ、民主化を図るための措置である。

この規定に基づき太良町では、町議会、区長会、農協、小中学校、ＰＴＡ、婦人会、青年団の各代表と学識経験者を以て審議会を構成している。公民館発足当初は多良村、大浦村共に夫々15名を委員として委嘱していた。しかし、昭和54年（1979）度からは行財政簡素化のため10名に減員し、さらに昭和59年（1984）度から６名を選任して現在に至っている。公民館も発足から既に40数年を経過し、町民の意見を取り入れて活動も軌道に乗ってきたとは考えられるが、時代の進展に従って多種多様の活動を展開し、生涯学習を進めるためには、運営審議会の機能を一段と強化しなければならないと思われる。

Ⅱ　公民館職員の任命

太良町では公民館発足当初は館長、主事共に役場職員の兼務であったが、社会教育の重要性が認識され、活動が拡充されるに従って、専任職員設置の必要性が痛感されるようになった。そして、当事者の強い要望によって、昭和26年（1951）から専任主事が配置された。館長の専任は昭和30年（1955）の町村合併後で、多良、大浦両公民館の館長を兼任していた。しかし、昭和56年（1981）大浦公民館が新築されてからは、大浦支所長が大浦公民館長を兼務することになった。また、公民館主事は、町村合併前後まで多良、大浦別々に配置されていたがその後、中央公民館主事が両公民館を兼任することになり、現在は中央公民館を中心に公民館活動が展開されている。

太良町教育行政機構（学校教育関係を除く）

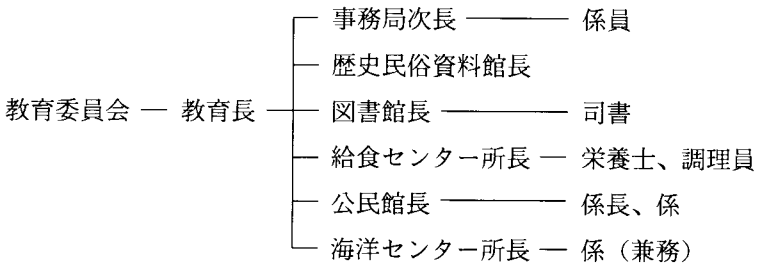

歴代公民館長

氏　名	専任・兼任別	期　間	年　数
相浦一次	専任	昭和30年4月1日～昭和34年8月19日	年 月 4.5
恵崎芳六	兼任（町　長）	34. 8. 20 ～ 34. 11. 21	0.4
森　鶴雄	〃（教育長）	34. 11. 22 ～ 35. 4. 11	0.6
中村智利	専任	35. 4. 12 ～ 46. 9. 30	11.6
中島愛一	兼任（教育長）	46. 10. 1 ～ 46. 10. 15	0.1
合浦省吾	専任	46. 10. 16 ～ 48. 10. 4	2.0
高田繁喜	〃	48. 11. 1 ～ 56. 4. 15	7.5
荒田　巧	兼任（教育長）	56. 4. 16 ～ 56. 10. 2	0.6
吉岡真吾	専任	56. 10. 3 ～ 59. 11. 30	3.1
荒田　巧	兼任（教育長）	59. 12. 1 ～ 59. 12. 31	0.1
平川清太	専任	60. 1. 1 ～平成3. 6. 30	6.6
岡　義人	〃	平成3. 7. 1 ～現在	

Ⅲ　社会教育指導員と県派遣主事

社会教育の内容は広範多岐に亘っており、且つ各階層の町民を対象として各種の事業を進める関係上、学識経験に富む指導者が必要である。そのため、公民館職員の他に、町内の学識経験者の中から「社会教育指導員」を委嘱して、指導助言を求めてきた。これは教育委員会から任命され、3年間を限度として勤務する非常勤職員で、昭和47年（1972）7月から、公民館に配置されている。

また、佐賀国体を契機として住民スポーツの関心が高まり、太良町でも野球場、テニスコートその他の体育施設が整備されるようになった。このような状況の中で、県では住民スポーツの振興を図るために、希望する市町村に対して「体育主事」を県から派遣する制度が創設された。太良町では佐賀国体の高校軟式野球の会場が決定し、スポーツに対する気運も高まっていたため、早速、体育主事の派遣を県に申請し、昭和51年（1976）1月から配置された。派遣主

事は公民館職員と協力して、専門的指導によってスポーツの普及と技術の向上に努力し、体育振興に貢献している。

なお、体育主事とは別に、県から社会教育主事の派遣を受けたこともあった。

社会教育指導員　　昭和47年（1972）以降

氏　名	期　間	年　数	前　歴
山田千好	昭和47. 7. 1～昭和50. 3. 31	年 月 2.9	学校長
塚越爽子	50. 4. 1～ 51. 5. 31	1.2	
鶴崎静代	51. 6. 1～ 52. 3. 31	0.10	教員
塚越爽子	52. 4. 1～ 54. 3. 31	2.0	
宮崎トミ	54. 4. 1～ 57. 3. 31	3.0	教員
岡　末代	57. 4. 1～ 60. 3. 31	3.0	〃
松尾晴敏	60. 4. 1～ 63. 3. 31	3.0	学校長
宮崎昌宣	63. 4. 1～平成2. 3. 31	2.0	〃
家永　忠	平成2. 4. 1～ 5. 3. 31	3.0	〃

県派遣主事　　昭和51年（1976）以降

氏　名	期　間	年　数	担　当
森田　実	昭和51. 1. 1～ 55. 3. 31	年 月 4.3	体育
古川友幸	55. 4. 1～ 58. 3. 31	3.0	〃
溝上義明	60. 4. 1～ 61. 3. 31	1.0	社会教育
森崎　斉	61. 4. 1～ 62. 4. 1	1.0	〃（体育）

第三節　公民館活動

Ⅰ　青年学級等の開設

太良町で、公民館に専任主事が初めて任命されたのは昭和26年（1951）からである。その頃から社会教育が本格的に実施され、軌道に乗ってきた。公民館の事業内容については前述した通りであるが、一般成人や青少年の教育を中心に、各種の講習会や学級が開設されるようになった。昭和26年（1951）度の多良村の公民館活動を例示すると次の通りである。

公民館の歩み（多良村）　　昭和26年８月～27年２月

26年８月19日～22日	大学講座開設
９月４日～10月26日	社会学級開設　青年男女160名
８月28日	防犯映画会
８月30日	相川勝六講演会
９月16日	老人の日祝賀行事
10月４日	米国事情について講演会
12月９日	講演会
12月14日	慰安映画会
12月18日～12月20日	三分校区毎に冬季大学講座
12月27日	映画会　大川内区
１月15日	成人式
１月23日～３月末日	社会学級夜学　役場２階
27年２月６日	レクリェーション指導者講習会

（ゆたたり第12号より）

その中で連続的に実施されたのは、青年男女を対象とした「青年学級」の開設で、大浦村でも同じように計画的に実施されていた。当時は青年団員も多く、殆どの青年達が参加して盛会であった。未だ公民館の建物がなかった時代で、学校や寺院などを借用して、男子は夜間に、女子は主として昼間に実施されていた。講師は教職員、役場職員その他有志の無償奉仕であった。

青年学級報告

昭和30年度　大浦公民館

1．家庭科（昼間、公民館、6月、11月農繁期休講）

毎週月曜	洋裁初級A	30名
火〃	〃 上級	25
木〃	和裁A	27
金〃	〃 B	25
土〃	洋裁初級B	35
第2水曜	栄養と料理	36
3 〃	礼法、珠算	33
4 〃	生花	36

2．普通科（夜間、4地区、6月、11月休講）

第2月曜	中　畑	民法、社会、肥料	67名
〃 火〃	道　越	民法、漁業、座談	53
第2木〃	津　浦	民法、肥料、討論	51
〃 金〃	亀　浦	民法、農業、珠算	78
第4月〃	中　畑	畜産、国語、討議	67
〃 火〃	道　越	社会、漁業、討議	53
〃 木〃	津　浦	畜産、社会、討議	51
〃 金〃	亀　浦	〃、〃、〃	78
第3水〃	全　域	（昼間）実習	

青　年　学　級

昭和30年度　多良公民館

班　編　成	第1　平坦部青年　週3～2回　夜間　多良中 第2　女子青年　昼間　〃 第3　分校区青年　夜間　中尾分校、三里分校
科　　目	一般教養、農業、社会、国語、算数、測量、コーラス（男女）、手芸、看護、作法、料理、洋裁（女子）

青年学級も昭和40年（1965）代になると内容も多様化し、スポーツやレクリエーション等も盛りこまれ、楽しく学習するように工夫されたし、内容は年齢や学歴等も考慮されるようになった。

昭和44年度太良町青年学級開設計画表

コース名／クラス名		参加者	農業コース 水産コース	教養コース	スポーツコース	生花コース	料理コース
初級	A	中卒 1年目 (14歳～15歳)	農業 水産業 の基礎(1)	青年の教養(1)	・スポーツ レクリエーション (フォークダンス コーラス)	趣味の生花	栄養と料理
	B	中卒 2年目 (15歳～16歳)	〃 〃 (2)	〃 (2)			
	C	中卒 3年目 (16歳～17歳)	〃 〃 (3)	〃 (3)			
中級		・初級終了者 ・高校等卒業者 (17歳～20歳)	農業技術 水産技術	地域の課題 時の流れ (研究・調査)			
上級		・中級終了者 ・大学等卒業者	農業経営 水産業経営	政治と経済			

〔青年学級の外に、どんな学習の方法があるか〕 (1)高校通信教育 (2)社会通信教育 (3)青年団活動 (4)4Hクラブ活動 (5)その他

昭和44年度 青年学級（初級）学習計画表

太良町

区分／コース	学習日	学習計画					講師	年間行事
		9.00 10.30	12.00	13.00	14.30	16.00		
初級	毎月 第1火曜 第2火曜 第3火曜	教養	産業		スポーツ	交通	教養 町内の学識経験者 大学教授 県関係者	○サイクリング（4月） ○キャンプ（7月） ○修学旅行（2月） ○青年学級生大会（3月）
		太良町を知る	農業 水産業 (基礎)	中食	各種スポーツ	バイク運転 交通法規		
スポーツコース	毎週 土曜 20.00～22.00	中級 上級 と同時（希望者参加）					町内の指導者	
生花コース	毎月 第1 第3 木曜 19.00～22.00	中級 上級 と同時（希望者参加）					池の坊流の先生	
料理コース	毎月 第2 第4 土曜 13.00～16.00	中級 上級 と同時（希望者参加）					普及所、保健所 農協の各先生	

昭和53年（1978）に「中央公民館」が完成し、職員組織も充実して、社会教育全般について多岐に亘る活動が可能になった為、年間を通じて数多くの事業が計画されるようになった。ただ、青年教育は以前に比べて低調になってしまった。それは青年団員数の激減と社会情勢の変化によるものである。次に掲げる表は、昭和55年（1980）度及び61年（1986）度の社会教育事業として公民館運営審議会に諮問し、承認された計画である。大体に毎年同じような事業が実施されているが、ここに掲げたものはその一例である。

昭和55年度　社会教育事業計画　　太良町中央公民館

事業名	内容
公民館運営審議会	6月、8月、1月の3回開催
同和教育	部落差別問題について、年3回7月、10月、11月に開催
子供クラブ活動	成人指導者講習会 リーダー養成とレクリエーション・各種子供クラブ対抗球技大会
青年教育	リーダー養成　7月、11月に役員研修、8月に盆おどり
婦人学級	一般教養、消費者生活等について　多良、大浦合わせて10回開催
家庭教育学級	両親の教育と子供のしつけについて　多良、大浦合わせて10回開催
高齢者教育	一般教養と趣味、生きがい教育について 多良、大浦合わせて10回開催
青少年地域活動	一般教養と仲間づくり、奉仕活動について クリスマスパーティーなど10回開催
ＰＴＡ地域活動	両親の学習とＰＴＡ地域活動について　10回開催
母と子の公民館活動	読書や手芸、レクリエーション等を通じて親と子の対話をはかる年20回開催
高校生地域活動	高校生を理解する為の父兄学習と高校生の相互の親睦をはかる地区別学習会、球技大会など、40回開催
少年少女文庫活動	地区ボランティアを中心に巡回図書活動を行う
青少年芸術文化教室	勤労青少年を対象にコーラスなど文化活動を10回開催
時局講演会	教育・経済・時事・文化等講演会を6月、2月の2回開催
成人教育	成人を対象に染色、民踊、民謡、お謡、吟詠、短歌、俳句、絵画等のうち年間を通じて6コースを開設（各コース10回程度）
視聴覚教育	フィルムを通じて、毎月1回情操教育（映画）
囲碁・将棋大会	町民レクリエーションと親睦をはかる
青少年問題協議会	青少年問題対策について年3回開催
花いっぱい運動	花苗の育苗と1人1鉢運動を実施
民芸保存	郷土芸能復活と伝承について
部落公民館育成	地域社会づくりと青少年健全育成について 部落巡回指導、モデル部落の指定など

昭和61年度　社会教育事業計画　　太良町中央公民館

事業名	内容	開催回数
公民館運営審議委員会	公民館事業等の協議	4
青少年問題協議会	青少年問題等の協議	2
家庭教育学級	明日の親、新1年生の親のための知識	30
婦人学級	一般教養	12
青年仲間づくり活動	一般教養、仲間づくり	8
PTA活動	両親学習、レクリエーション	6
高齢者教室	一般教養　生きがい教育	6
母と子の読書活動	読書を通じ親子の対話をはかる	年間
高校生健全育成地域活動	父母学習と高校生の相互親睦	2
少年少女文庫活動	遠距離の部落に配本・読書振興	年間 10地区
時局講演会	教育、経済、時事、文化	2
成人教育	成人を対象に講座等開設	5コース
視聴覚教育	フィルムを通じての情操教育	年間
社会同和教育	部落差別、人権学習	6
青少年育成町民会議	青少年の健全育成　非行防止	年間
青少年育成地域実践活動	指定部落における実践活動	年間 14部落
青年団育成	リーダーの養成	
子どもクラブリーダー研修会	リーダー養成、宿泊研修	3
青少年体験航海研修会	航海研修と相互親睦	
少年団体指導者研修会	指導者の養成	2
ふるさと運動活動	郷土芸能の継承、奉仕活動	年間
新生活運動の推進	運動の取り組み、花いっぱい運動	年間
公民館報発行	情報活動　事業開催お知らせ	10
成人式	式典の開催	
民芸保存	郷土芸能の復活と継承	

Ⅱ　公民館分館の設置とその活動

社会教育を徹底させるためには、村民の生活基盤である各部落（区）での取り組みが必要である。例えば、青少年の生活指導や地域、家庭の生活改善などは、全村的な運動だけでは徹底しにくい。従って、各部落単位に更に具体化し、浸透させなければならない。そのため、昭和27年（1952）頃から部落毎に「公民館分館」を設けるように奨励された。

部落では、従前からの自治組織としての区長、評議員とは別に、分館長その他の役員を選出したところもあった。そして区、ＰＴＡ、婦人会、青年団、消防団などの各団体が一体となって活発な活動が展開さりるようになった。昭和28年（1953）度には、多良の栄町分館がモデル分館として県から指定を受けた。片峰分館における婦人会支部の活躍、小田分館の農事改良と生活改善、畑田分館のＰＴＡ活動、川原分館、瀬戸分館の生活合理化運動など、各部落で活動が展開されるようになった。大浦でも大体同じような活動が強力に推進されている。当時は、「農業構造改善事業」や「生活合理化」、「青少年の健全育成」などについての研究、実践が意欲的に進められた時代で、農道の改修、農休日の設定、子どもクラブの結成、児童遊園地の造成等が実現している。いわば、戦後における農山漁村生活の近代化が大きく前進した画期的な時代であった。この大事業推進の気運を醸成したのは部落公民館であった。昭和33年（1958）９月、多良公民館で新生活運動についての講演会が催され、その席で瀬戸、中畑、川原分館の実践発表があった。その中で中畑分館の発表内容は農事の改良から生活合理化までの各分野に亘るもので、後日、町代表として嬉野での郡大会でも発表し注目を集めた。

今でも「農休日」とか、「子どもクラブ」「部落公民館」という呼称が使われているが、これらは公民館分館活動の普及によるものである。

分館活動が盛んになると、話し合いの場が必要である。各部落には昔から「青年クラブ」という建物があって、区の会合や青年達の宿泊などに利用されていたが、分館活動が始まってからは「部落公民館」と呼ぶようになり、現在ではその名称が定着している。しかし、呼び名は変わっても建物自体は戦前からの建物で老朽化し、また、現代の集会、研修、娯楽の場としては不便であったため、改築したり新築したりして、現在では町内全部落が立派な公民館を保有している。しかし、改築に当たっては資金の捻出に苦労し、月々の積み立てや融資、労力提供などによって漸く完成した。中には融資や補助金の関係から、名称を婦人ホーム（６部落）、生活センター（２部落）、森林組合集会所（２部落）、構造改善センター（１部落）などの名称にした所もあるが、いずれも普通は「部落公民館」という呼称を用い、各種の会合に利用している。

（『太良町誌』下巻　集落誌編参照）

Ⅲ　生活合理化運動

1．結婚式簡素化への努力

人々が社会生活を営むためには人間関係が大切で、お互いが喜びや悲しみを分かち合うことが必要である。結婚や誕生などの慶事を祝福し、病気や災難があれば見舞って慰め、不幸があれば弔問することなどは、昔からの重要な社交手段であった。ところで、人間は誰でも見栄や仁義に捉われ、それにこだわるのが普通である。他人への思惑や体裁、相手に対する恩義、自分の社会的立場からの配慮などによって、不本意ながらも華美に走り易いのが人情の常である。

しかし、それが限度を越して各自の生活を脅かすようになると誰もが困惑して、生活改善、合理化を要望するようになる。歴史を振り返ってみると、明治以降でも、村や地区で何回となくこのことについて協議が重ねられ、真剣に取り組んできたが、いずれも一時的活動に終わっている。

昭和20年（1945)、終戦後の国民生活は窮乏のどん底にあった。従って、生活合理化は家庭でも地域でも緊要な課題であり、為政者にとっても重要な課題であった。終戦によって復員軍人などの若い青年が多く、結婚ラッシュの時代を迎えたが、物資不足と貧困のため、経費の捻出は誰もが頭痛の種であった。

大浦村では昭和23年（1948）９月に「大浦村消費節減、生活改善に関する実践規約」が設けられた。その中の結婚に関する項目を例示すると、

「① 婚姻は人生の新生活に入る第一歩なるため、虚礼を避け厳粛に行うこと。
② 結納は原則として金納とし、その限度を5,000円に止め、各々の生計分度に応ずること。
③ 結婚式挙行については、本客の人員を最少限度に止め、料理も旧来の習慣を改めて、つとめて簡略にし、短時間に終わるようにすること。
④ 衣裳等は新調を見合わせ、手持ちの品にて間に合わせること。
⑤ 簞笥長持等のやりとりは、従来結納と共に実施したが、今後は婚礼後適当なる時期に、双方合意の上にてなすこと。
⑥ 青年別れ、友達別れ等の宴会は持ち寄りとし、簡素に行うこと。
⑦ 茶開きは茶講組に限り、これに対する振舞は膳立廃止して、茶披露程度に止めること。
⑧ 土産品配りは、一切これを廃止すること。
⑨ 花嫁の結髪は丸髷一つ、又はそのままとすること。」

このような規約を設けて実践を呼びかけたが、旧来の慣習に捉われ、実行は困難であった。当時は未だ物資不足の時代で、酒も十分には入手できず、焼酎等を多く用いていた。現在のようなホテル等での結婚式ではなく、親戚打ち揃って、初めに婿方が嫁方の家を訪れ、宴会が終われば花嫁とその親戚一同を婿方の家に招待し、夜更けまで祝宴を張るという有様であった。

従って、双方共に接待には多くの人手と経費が必要であった。また結婚に際しては式の他にも色々の慣習があった。そのため前記のような取り決めがなされたが、成果はあまり挙がらなかった。

多良村で最初に手をつけたのは多良婦人会であった。昭和26年（1951）11月、生活改善のモデル部落視察のため神埼町駅ケ里へ役員12名が出掛けた。その後、研究協議の結果、婦人会で花嫁衣裳一式を新調して希望者に貸与するようになった。

昭和28年（1953）2月、県知事を迎えて、七浦、多良、大浦3ケ村合同の「生活合理化講演会」が多良小学校講堂で開催された。そして、結婚簡素化についての申し合わせがなされ、多良の恵崎村長が推進委員長に推せんされ、多良でも具体的取り組みがなされるようになった。

その後、町村合併後の昭和31年（1956）11月20日、「生活合理化推進連盟」が結成され、町を挙げて運動を展開することになり、結婚合理化規約が設定された。

生活合理化推進連盟役員

役　員	構　成　員
会　長	町長
副　会　長	町議会議長、教育委員長、消防団長
実行委員長	公民館長
副　委　員　長	多良農協長、大浦農協長
実行推進委員	各種団体役員、各区長、各生産組合長 町役場吏員、地方公務員、その他

この組織からも分かるように、全町民一丸となって推進しようという意気込みが感じられる。また、これを町内に浸透させるために、各部落公民館でも、結婚式のみならず葬式、法事・茶講などの仏事についても独自の規約を設けたところもあった。

昭和33年（1958）春、待望の多良公民館が落成し、結婚式場も設けられたため、以後、公民館結婚式が奨励され、大いに利用されるようになった。花嫁衣裳も公民館に備えられ、それを利用する者も多く、結婚式は簡素化され、一応の成果を挙げることができた。そしてこの年、多良公民館で新生活運動推進大会、反省会などが催された。さらに翌年には神前結婚式の奨励なども行われた。

2．成人式の服装改善

戦前の祝日は、1月1日の四方拜、2月11日の紀元節、4月29日の天長節、11月3日の明治節を四大節と称して、学校では厳粛な式が挙行されていた。

その他にも新嘗祭、神嘗祭などの祭日があり、「祝祭日」と総称して学校等は休日となっていた。

戦後は新しい理念に基づいて国民の祝日が制定されたが、その中の一つは１月15日の「成人の日」である。満20才に達した青年達を祝福する成人式は、昭和23年（1948）から実施されたが、その頃になると国民の経済生活もややゆとりを生じてきたため、成人式に参加する新成人の服装も年々派手になってきた。特に女子は殆どが訪問着または振袖を新調するようになり、中には相当無理をせねばならない者もあって、問題視されるようになった。立派に成人したわが娘の晴れ姿に満足する親心、人並に着飾りたい女性の心理は理解されるが、全員が競い合うようになれば社会問題となるのは当然である。公民館では生活合理化、生活改善を強調している折から、黙視することができず、昭和42年（1967）の成人式から服装の簡素化を提唱したが、実行は難しかった。しかし、絶対に改善せねばならないという決意のもとに、毎年繰り返して服装の簡素化、和服の廃止を呼びかけた結果、昭和55年（1980）の成人式は全員洋服姿に変わった。提唱しはじめてから10数年かかって漸く実現し、以来、今日まで継続し定着している。これは生活改善で成功した一例として特筆すべきことである。

３．新生活運動

生活合理化運動は以前から推進されてきたが、昭和43年（1968）からは新生活運動として、町民生活全般に亘って検討し、年末年始の虚礼廃止、公民館結婚式の人数制限、時間励行等を呼びかけ、或程度の成果を収めることができた。しかし、歳月の経過と共に徐々に顧られなくなったようである。社会情勢の変化や国民経済の好転などから、近年は以前にも増して総てが華美になったため、再び合理化、簡素化を求める町民の要望が抬頭（たいとう）してきた。そこで昭和60年（1985）２月23日、「新生活運動推進協議会」が結成され、「無駄をなくして豊かな生活を」をスローガンに掲げ、改めて次のような太良町新生活運動実践項目が決定された。

この決定に基づき、全家庭にチラシを配布すると共に、機会ある毎に町民に呼びかけてきた。また、各部落では推進員を中心に真剣な協議がなされ、家屋新築の際の上棟祝や、新造漁船の船下ろし祝などに効果を挙げている所もある。なお、町でも、年１回町民大会を開催したりして努力してきたが、期待した程の実績は挙がらず、この運動の難しさが感じられる。

新生活運動推進協議会総会

○新生活運動申し合せ事項（チラシ）　（S．60．2．23決議　S．62．2．28一部改正）

お互いに「見栄」「無駄」「無理」をやめて、新生活運動を推進しましょう。

慶事	婚礼	本祝儀	御祝儀は5,000円以内、引出物は廃止し、招待客は最少限の人数にとどめる。
		茶振舞	御祝儀は3,000円以内、引出物は廃止し、案内は班（古賀）内にとどめる
	新築祝		お祝いは3,000円以内、引出物は廃止する。
	船おろし祝		お祝いは2,000円以内、引出物は廃止する。
	出産祝		お祝いは2,000円以内 長子のみとし、お返しはしない。
	初節句		近親者だけとする。
病気見舞			見舞金2,000円以内　お返しはない。
弔事	葬式	祭壇	簡素なものにする。
		香典	1,000円以内 会葬お礼は礼状のみとし、香典返えしはしない。
	初盆		お供料2,000円以内　お返しはしない。
	法事		御仏前は3,000円以内、引出物は廃止する。
その他（共通）	○各種集会、行事は時間を守る。 ○旅行、修学旅行のせん別とお土産は廃止する。		

※見やすいところに貼って下さい。

太良町新生活運動推進協議会

Ⅳ　成人式と敬老会

1．成　人　式

公民館事業の中で、成人式（町主催）は年に一度の大きな行事である。昔は男子が成人したことの証（あかし）として「元服」という儀式をしたり、女子は結婚したら歯を黒く染めて「お歯黒」にしたり、髪型を変えたりして、大人の仲間入りをしたこともあった。戦前は、男子青年は20才で「徴兵検査」があり、社会人となる機会とも考えられていた。昭和20年（1945）の終戦から後は新たに成人式が催されることになった。

満20才に達した青年男女が、大人になったことを自覚し、社会の一員としての権利と義務を果たし、力強く生き抜こうとする青年を祝福し激励するためのものである。

昭和23年（1948）から、1月15日を「成人の日」として国民の祝日に定め、その年から各市町村で成人式が挙行されるようになった。

公民館機関誌『ゆたたり』の掲載記事によって、昭和26年（1951）1月15日の第4回成人式の模様を調べてみると、

「・主催者　役場、村会、公民館、婦人会、青年団の共催
・会場　　多良小学校講堂
・該当者　150名　参加者120名（父兄同伴）
・行事　　医師会による無料健康診断（数日前）
　　式辞、祝辞、祝謠、成年証書授与、記念品（ハゼの苗木）贈呈 」

となっており、紅白の餅も配られた。経費は村費予算１万円。婦人会は各戸より米１合（非農家10円）の寄付を集めている。

昭和27年（1952）の成人式も同様であった。翌28年（1953）には記念講演があり、寄付は米の代わりに金１万4,055円の現金が集められ、公民館支出金7,780円、合計２万1,835円が記念品、饅頭、酒肴代その他に充当されている。昭和29年（1954）の第７回成人式では篤行者の表彰、紅白歌合戦なども催されていた。

昭和40年（1965）の第18回成人式からは多良、大浦合同して多良公民館で開催され、第２部として「青年の主張」発表会も催された。この年から町民からの一般寄付集めは廃止され、経費一切は町予算から支出された。昭和42年（1967）から社会体育館を式場とし、新成人のフォークダンスも加えられた。翌45年（1970）から和服廃止となったことは前述の通りである。昭和49年（1974）から記念行事として新春マラソン大会が実施され、55年（1980）から式場を自然休養村管理センターに移すと共に、期日を１月４日に変更された。これは大学生や就職者で遠隔地に居住している該当者の参加に配慮した措置であり、当局の暖い思いやりによるものであった。

（表）

第一八〇號

成年證書

佐賀縣藤津郡多良村北町
中町　アツ子
昭和四年六月二〇日生

右者本年満二十歳に達し新に公民として新日本建設に参劃する公的資格を得られたことを證し　その榮譽ある門出を祝福する

昭和二五年一月一四日
多良村長　中江八束
多良村長之印

（裏）

第　號

健康證

佐賀縣藤津郡多良村
中町　アツ子
昭和四年六月二〇日生

検査項目	結果記録
身長	・　cm
体重	・　kg
胸囲	・　cm
視力 左	・
視力 右	・
色神	
聴力	
眼疾	
耳疾	
歯疾	
ツ反應	
其の他の疾患	
概評	

成人式身体検査内規による検査の結果右の通りに健康者であることを茲に證明する
昭和　年　月　日
多良村醫師會長　山口　志登志

2．敬　老　会

敬老会は福祉事業の一環で、社会教育とは直接関係はないが、婦人会や公民館も援助しているので、参考までに取り上げてみたい。

老人は永年生業に励み、直接間接社会の為に貢献してきた人達である。その労をねぎらい、敬愛し、長寿を祝福するために、国民の祝日の一つとして９月15日を「敬老の日」と定められ、市町村でも敬老会を開催するようになった。当初は各部落毎に祝賀会が行われていたが、多良村では、昭和26年（1951）に第１回敬老会が小学校講堂で開催された。成人式の場合と同様に各部落から寄付が募られ、米６斗５升２合（約98kg）と現金5,760円が集められ、婦人会と女子青年団幹部の奉仕によって、手造りの弁当と饅頭が配られた。また、手踊りなどの演芸会も開かれ老人達を喜ばせた。昭和40年（1965）から部落からの寄付は全廃され、町費で賄うことになった。なお、９月15日は残暑も厳しく、食中毒などの危惧から、数年前から期日を10月１日に変更し、多良、大浦の校区別に開催され、婦人会の手踊りもあって、招待者（70歳以上）を喜ばせている。また、金婚式該当者と米寿を迎えた老人には記念品を、80歳以上の老人には祝い金を贈り、心の籠もった敬老会が実施されている。

Ⅴ　多良民謡「ざんざ節」

多良の民謡を代表する「岳の新太郎さん」は「ざんざ節」とも言われ、多良岳の麓の村々で古くから唄い継がれてきた民謡であるが、一般に普及するようになったのは昭和28年（1953）頃からである。時の多良公民館主事の高島侃二（たかしまかんじ）は、郷土民謡の発掘を考えて調査研究し、学校教員に楽譜の作成を依頼し、昭和28年（1953）12月９日発行の「ゆたたり」第33号に掲載して町民に紹介している。（原文のまま転載）

「多良民謡ざんざ節（一名岳の新太郎さん）

岳の新太郎さんを唄った民謡「ざんざ節」は誰の作詩作曲か判明しないが、『近世三百年史』の第十巻徳川幕府田沼政治の時代の記事に、田沼意次（おきつぐ）の子の意知（おきとも）が暗殺された当時の模様が誌されている記事を読んで、其の当時の流行歌から来ているのではないかと思われるので、その記事を左に紹介して、多良町皆さんの御智恵を拝借したいと思います。

田沼の悪政にわたされた引導の第一は天明の大飢饉であったが、それにつぐものは天明４年（1784）３月の若年寄（わかとしより）田沼意知の暗殺である。意知は父の意次と並んで権勢をほしいままにし、そのごう慢は父以上であった。

彼を殿中で斬った佐野善左ヱ門政言は例の如く「乱心」あつかいで切腹させられたが、その口上書では、意知が佐野の系図を借りっぱなしで返さぬとか、伝来の「七曜の旗」を取り上げてしまったとか、あるいは大金を出したが役付けにしてくれなかったとか、いろいろの私憤（しふん）を並べて

いるから、意知を民衆の怨府として切ったわけではない。ところが民衆は彼を世直し大明神に祭り上げて、その墓にお賽銭の雨を降らせて痛快がった。意知の葬式には石を投げつけたり、田沼の邸前を夜、当時の流行歌「いやさの水晶で気はさんざ」というものをもじって、「いや佐野善左で血はさんざ」好い気味じゃにぇとうたって通る者が多かった。

「ふるさと歌まつり」で「岳の新太郎さん」を踊る多良青年団

以上のような記事が出て居る。当地では「いろしゃのすいしょ」と歌ったり、「いろしゃのすいしゃ」と歌ったりして居る。水晶がほんとうか酔者がまことか、判断に苦しんで居たが、右のような記録から判断すれば「水晶」がほんとうらしい。然し、それは何うでもよい、水晶の前句をここでは「いやさの水晶」といわないで、「いろしゃの水晶」と歌って居るので、其の昔の多良の先人が、其の当時の流行歌を岳の新太郎さんに結びつけて、「色者の酔者」とかえたと解釈してもよいと思う。今回学校でこの民謡が楽譜に直されて、普及をはかることになりましたからご紹介致します。

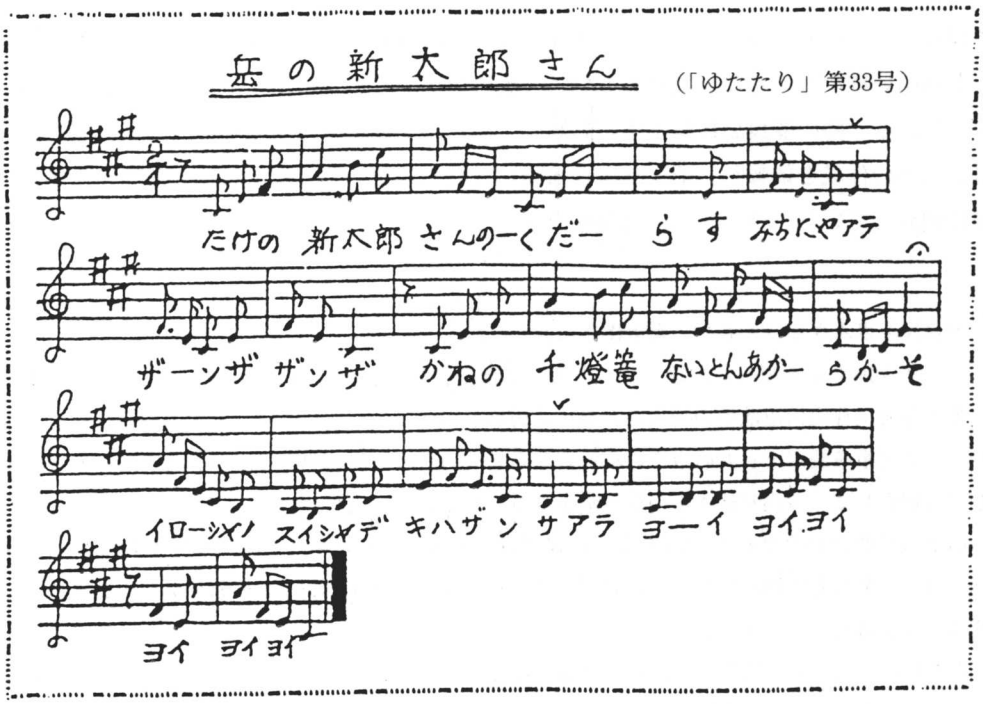

多良の民謡……古くから歌はれた民謡に新しい節廻しが出來ました。學校の音譜で齊唱しましょう。」

この発表を機として一躍有名になり、やがて郷土民謡として全国に知られるようになった。

昭和30年（1955）第５回全国郷土芸能大会で九州代表として発表し、その結果、レコード吹込みが決定された。編曲小沢直与、三味線豊吉で、歌手は日本ビクター民謡歌手鈴木正夫によってレコードが完成し、５月から１枚250円で発売された。裏面は新作物（しんさくもの）の「不知火おどり」である。

レコードの発売によって全国的に有名になり、昭和30年（1955）８月には、作曲家服部竜太郎等の一行が来町し、川原（こうばる）の「鎌おどり」、「新地節」、「岳の新太郎さん」などの歌と踊りが披露された。次いで昭和42年（1967）６月24日、東京で全国民謡指導者講習会の折にも、郷土民謡「岳の新太郎さん」を発表し、日本民謡として登録され、８ミリ映画に収めて全国に紹介された。町では同年８月４日、登録記念発表会を開催し、コロンビア専属歌手大友ひろ子も来町して発表会に花を添えてくれた。

昭和49年（1974）１月24日、佐賀県体育館で、ＮＨＫ公開番組「ふるさとの歌まつり」が催され、多良青年団員男女各10名による「岳の新太郎さん」の手踊りと歌が披露され、大喝采を博した。こうして、わが郷土の民謡が広く世に普及し、「ゆたたり村」の古い歴史が発掘される契機ともなったのである。

Ⅵ　社会教育関係施設の整備充実

１．公民館の建設

公民館発足後、役場の一部を事務所とし、各種会合には学校や寺院を借りながら不自由な活動を続けてきたが、多良村では昭和32年（1957）度事業として公民館の建物が畑田に新築され、完成したのは同33年（1958）３月末であった。当時は公民館活動も軌道に乗って各種の行事も多く、また結婚式簡素化も叫ばれていたため、それに対応して設計にも工夫が施され、他町村に先駆けて立派な施設が完成し、関係者と村民を喜ばせた。工事費は625万円であった。

構造　木造２階建　延約672.87㎡

施設　①講堂64坪　②応接室４坪
　　③事務室９坪
　　④管理室４坪半
　　⑤炊事室10坪半
　　⑥青年団婦人会事務室
　　⑦クラブ室（以上階下）
　　⑧第一講座室10坪半

多良公民館（畑田）平面図

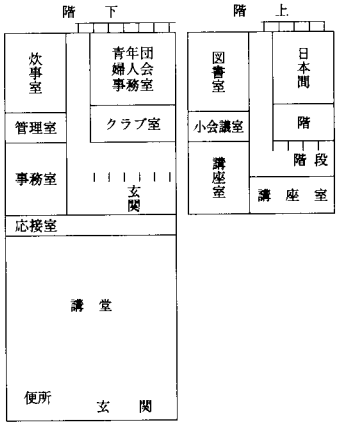

⑨第二講座室７坪半　⑩小会議室６坪　⑪図書室７坪半

⑫日本間21畳　座敷12畳（床の間付）

畑田（はたけだ）に在ったこの多良公民館は昭和53年（1978）まで使用していたが、中央公民館の完成によって不要となり、他に転用していたが、平成元年（1989）解体され、跡地には町営住宅が建てられている。

大浦公民館は大浦村役場を事務所としていたが、大浦小学校講堂の完成後、昭和28年（1953）４月から講堂の裏側２室を公民館事務室と図書室、洋裁室などに利用していた。しかし、いろいろの支障もあって、昭和30年（1955）、元の避病院の建物を役場支所の横に移築して公民館とし、４月からそこに移ったが、昭和37年（1962）の７・８災害で破壊されてしまった。昭和41年（1966）１月末に、木造モルタル造りの平屋建108坪（357.03㎡）の大浦公民館が、亀ノ浦の現在地に新築落成し、大浦校区の社会教育の拠点となった。この大浦公民館はその後、老朽化と設備等の不備によって、昭和55年（1980）度事業で改築され、56年（1981）６月鉄筋２階建ての大浦公民館が落成し、現在に至っている。

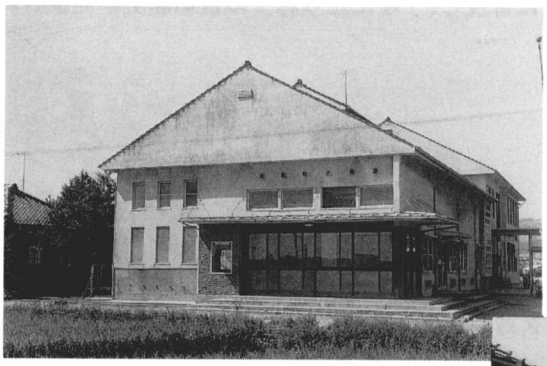

旧多良公民館

旧大浦公民館

改築された大浦公民館

2．中央公民館その他の施設の整備

太良町は７・８災害で大きな打撃を受け、数年間は復旧工事に追われたが、町当局の英断によって、昭和40年（1965）代から社会教育関連施設の建設にも努力が払われた。特に昭和50年（1975）代には積極的に取り組み、県下に誇る数々の施設が整備され、他県からの視察者が殺到する有様であった。

健康広場に新築された社会教育施設（昭和54年当時）

大橋記念図書館

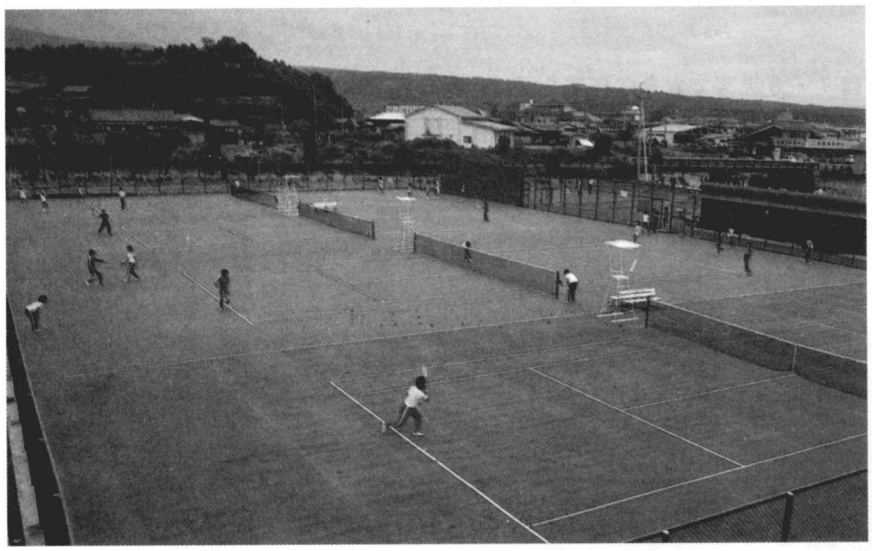

全天候型テニスコート

旧太良町立図書館

屋内温水プール（幼児の水泳教室）

社会教育関係施設整備状況

年　月　日	施　設　名	構造規模	建設費	備　考
S33. 3. 31	多良公民館	木造2階建 672.87㎡	千円 6,250	平成元年解体
41. 1. 31	大浦公民館	木造平屋建		7・8災害で全壊
43. 5. 10	図書館	鉄筋3階建 518㎡	18,484	平成2年6月解体
54. 3. 30	中央公民館	鉄筋2階建 651㎡	98,331	
54. 3. 30	自然休養村管理センター	鉄筋2階建 1290.37㎡	168,000	農林課所管
56. 6. 9	大浦公民館	鉄筋2階建 602㎡	113,300	
57. 3. 12	歴史民俗資料館	鉄筋2階建 338㎡	51,700	
58. 6.	林業総合センター	鉄筋1部2階建 497㎡	85,400	仝上
60. 3. 26	野外音楽堂	鉄筋平屋建 86.9㎡	10,208	敷地478.9㎡
61. 3. 30	大橋記念図書館	鉄筋2階建		大橋リュフより1億円寄付
39. 7. 27	社会体育館	鉄骨1部2階建 571㎡	29,000	
49. 10. 3	野球場	14,734㎡	35,961	
57. 9. 18	仝上夜間照明灯	6基100灯	28,800	
52. 9. 30	テニスコート	全天候型4面 4,594㎡	55,886	
57. 4. 3	仝上夜間照明灯	4基24灯	6,350	
53. 11. 28	B&G体育館	鉄骨平屋建 1,103㎡	119,748	B&G財団
〃	仝上艇庫	仝上 450㎡	35,350	仝上　大浦広江
54. 2. 24	屋内温水プール	鉄筋1部2階建 1,134㎡	178,133	25m　6コース
54. 3. 30	弓道場	鉄骨平屋建、4人立 119.7㎡	3,300	平成3年台風全壊 平成4年再建
55. 2. 14	B&G第2体育館	鉄骨平屋建 524.7㎡	63,500	B&G財団 柔・剣道場
56. 4. 3	B&G運動場	8,750㎡ 夜間照明灯 8基64灯	113,300	B&G財団
56. 10. 8	多目的運動場	12,800㎡	3,995	
57. 9. 30	町民運動場	8,220㎡	18,370	大浦中運動場隣接
60. 3. 31	勤労者体育センター	鉄筋平屋建 1,049.91㎡	132,203	厚生課所管　大浦亀ノ浦
	ゲートボール場			多良端古賀
	仝			大浦亀ノ浦
	仝			多良健康広場

3．中山キャンプ場とその活用

中山キャンプ場は、多良岳の奥深く、海抜約550m、多良川上流の清流のほとりに在り、うっ蒼と茂る自然林の中に、山小屋とテントが点在した絶好のキャンプ場である。ここは昭和初期からキャンプ場として利用されてきたが、戦後は利用する大人達も多くなり、風紀を乱す者も出現するようになった。町では青少年のキャンプ場として利用を奨めてきたが、教育上好ましからぬ事態も発生し、敬遠されるようになった。そこで地元関係者の間で検討の結果、昔から利用されてきた立派なキャンプ場を有意義に活用することになり、新しい構想によって、「青少年キャンプ場」として発足したのは昭和43年（1968）夏からである。その時の計画は次の通りであった。

「多良岳青少年教育キャンプ場要項

① 目的

野外の自然環境の中での共同生活をとおして、責任を重んじ他人と協調する社会人的態度を養成すると共に、部落子どもクラブの育成を促進し、青少年を健全に育てるためにこの事業を行う。

② 利用者の対象

原則として太良町内児童生徒とする。

③ 開設期間

昭和43年７月25日から８月20日まで

④ 開設場所

太良町中山　多良岳キャンプ場

⑤ 参加人員

・１回に８個班受け入れを原則とする。
・１個班は８～10人をもって編成する。
・男女は別の班を編成する。
・２個班に１人の割合で引率者がつくこと。引率者は父兄若しくは子どもクラブの指導者とする。

中山キャンプ場

⑥ （省略）

⑦ 経費

バス賃は個人負担とし、食費以外は町費をもってまかなう。

⑧ 指導員

教育キャンプに経験のある教職員、公民館職員が常駐して指導に当たる。

⑨⑩ （省略）

⑪ 禁止事項

子どもクラブリーダーのキャンプ風景

・キャンプ場内での酒類取り扱いの厳禁
・一般登山者の宿泊を受け入れない。」

青少年教育キャンププログラム　　昭和43年

	時　刻	時　間	内　　容	担　当
第1日	11. 00		キャンプ地到着	引率者
	11. 30	30	入所式（オリエンテーション）	指導員
	11. 40	10	生活上の注意	〃
	12. 10	30	班編成とテント割当	〃
	13. 30	80	昼食（各人持参）	〃
	14. 00	30	キャンプのくらし（お話）	〃
	15. 00	60	うたとゲームとフォークダンス	〃
	15. 20	20	野すいの仕方について	〃
	15. 40	20	キャンプファイヤーについて	〃
	16. 40	60	班会議（キャンプファイヤーの出しもの）	〃
	17. 00	20	毛布と用具の配分	〃
	17. 10	10	夕べのつどい（旗降し）	〃
	19. 10	120	野すいと夕食	〃
	19. 50	40	キャンプファイヤーの準備	〃
	20. 00	10	集合	〃
	21. 00	60	キャンプファイヤー	〃
	21. 30	30	就寝準備（1日の反省）	〃
			消　灯　・点　検	
第2日	6. 00	30	起床。洗面。清掃	指導員
	6. 30	20	朝のつどい（旗揚げ。体操。点検）	〃
	6. 50	120	野すいと朝食	〃
	8. 50	30	子どもクラブはどんなものか（話）	〃
	9. 20	60	うたとゲームとフォークダンス	〃
	10. 20	30	キャンパーアンケート	〃
	10. 50	100	野すいと昼食	〃
	12. 30	30	毛布と用具の返納	〃
	13. 00	10	退　所　準　備	〃
	13. 10	10	退　所　式	〃
	13. 20		退　　所	引率者

こうして出来た教育キャンプ場は、県下でも初めてであった。翌44年（1969）からは「少年キャンプ場」と改称した。また、教育委員会の任命による指導員が運営に当たっていたのを改めて、公民館が運営することになった。昭和44年（1969）7～8月のキャンプ場利用は70団体、延2,654人、実人員2,054人という盛況ぶりであった。

昭和53年から54年（1978〜79）にかけて、山小屋４棟を建設して規模の拡大を図った。しかし、管理運営面で公民館の負担が大きく、また、他の社会教育施設の増加によって手不足となった。そのため、昭和55年（1980）から商工水産課に移管し、「一般キャンプ場」に切り換えられた。そして、管理を地元の中山区に委託することになり、現在に至っている。その後、さらに山小屋１棟とテントを増設し、平成３年（1991）に便所を改築し、その翌年には広場を拡張整備した。

なお、ガソリン発電機も備えて、広場や便所の照明に利用し、安全面の配慮もなされている。現在、山小屋６棟、テント24張で、収容人員約170人である。

キャンプ場利用者数

年　　度	実人員	延人員
昭和59	1,688人	3,655人
60	1,869	4,062
61	2,145	4,181
62	2,117	3,698
63	1,838	3,721
64 平成１	1,933	4,842
2	2,046	3,956
3	1,730	3,393
4	1,362	2,377

Ⅶ　青少年の健全育成

１．子どもクラブ

公民館活動が軌道に乗って、青年団、婦人会等の活動が充実し、社会体育面では町民体育大会が開催されるようになったのは、昭和30年（1955）代初頭である。各部落では公民館分館が設けられて、生活合理化運動も進められ、新農村建設に向かって活発な運動が展開されるようになった。また、学校では、育友会（ＰＴＡ）の活動も充実し、児童生徒の健全育成に努力が払われるようになった。各部落に子どもクラブが結成され、育成会も組織され、小中学生全員を集めて子ども会を開いたり、スポーツ活動も展開されるようになった。そして、子ども達のために、神社や寺院の境内などが遊び場として開放されるようになった。しかし、ソフトボールやバレーボール等の球技が普及するにつれて、専用の広場が必要になり、各部落に児童遊園地が設けられるようになった。遊園地づくりは昭和36年（1961）頃から始められ、特に大浦校区が盛んで、数年間のうちに殆どの部落に設けられ、児童生徒の利用ばかりでなく、一般住民にも利用された。昭和49年（1974）までに、町内に30か所設置されている。

老人と子どものふれ合い事業（しめ縄づくり）

こうして町内全域で子どもクラブの活動が盛んになり、昭和40年（1965）８月、公民館事業として第１回子どもクラブ対抗球技大会が開催された。以来、現在まで年中

行事として実施され、父兄の応援も熱心で、親子のふれ合いの場ともなっている。

昭和41年（1966）７月には、第１回子どもクラブリーダー研修会が、１泊２日の日程で開催された。この研修会は、初めの頃は校区別に実施されていたが、昭和43年（1968）青少年キャンプ場が開設されてからは、多良、大浦合同で中山キャンプ場で実施されるようになった。

各部落では育友会（ＰＴＡ）主催により、夏季休業中に、子どもクラブの事業として海水浴やキャンプ、観光旅行などを実施するようになった。また、５月５日の子どもの日の行事として、親子合同で部落運動会を開催する所もあり、児童生徒の健全育成に向けて色々の対策が施されている。ところで、近年は児童生徒数も減少し、また、中学生の部活動や小学生の社会スポーツクラブの誕生、通塾児童生徒の増加などに影響されて、部落内で遊ぶ子どもが激減し、現在では折角設けられた子ども遊園地も殆ど利用されなくなり、ソフトボールなどをする子どもの姿は見られなくなり、時代の移り変わりの激しさが感じられる。しかし、夏休み中のラジオ体操、公民館主催の子どもクラブ対抗球技大会、リーダー研修会などは現在も続けられている。

２．青少年育成町民会議

昭和28年（1953）法律第83号をもって、「青少年問題協議会及び地方青少年問題協議会設置法」が公布された。太良町では、昭和36年（1961）10月、「青少年問題協議会」が制定された。そして、青少年対策重点目標を設定し、子どもクラブの育成、スポーツの奨励、遊園地づくり等に取り組んできた。さらに、青少年問題協議会としての申し合わせ事項を決定し、チラシを全家庭に配布した。

（チラシの写）

「豊かな心の青少年を育成しよう」

○おとしよりや子どもに愛のことばをかけよう。

○ありがとう、感謝の気持ちを忘れないようにしましょう。

○小さな親切、勇気をもって実行しましょう。

○何時も思いやりのある態度で接しましょう。

○親で模範を示し、心のふれあいを持ちましょう。

また、町では児童福祉施設として、昭和41年（1966）12月、瀬戸の多良児童館、昭和43年（1968）５月に道越の大浦児童館、昭和44年（1969）３月に伊福の伊福児童館、昭和52年（1977）２月に油津の油津児童館が設置された。また、昭和44年（1969）７月には油津海岸に子ども用プール付設の子ども遊園地を造成し、７月26日にプール開きを行うなど、青少年の健全育成のために大きな努力が払われてきた。

また、学校では特設時間による道徳教育にも力を入れ、育友会（ＰＴＡ）と協力して生徒指導にも努力するようになった。しかし、青少年の問題行動は日毎に増加し、当事者の苦悩は増大するばかりであった。このような傾向は太良町に限らず全国的なことで、国民の関心は青少年問題に集中していった。高度経済成長に伴う世相の変化に伴い、各種遊戯場や俗悪出版物の氾濫、自動販売機の登場、店舗の販売方法の変化、テレビの普及など、生活環境の変化及び国民の価値観の多様化などによって、道徳は退廃し非行が激増するばかりであった。そのため、昭和50年（1975）前後から大きな社会問題となり、学校と家庭に限らず、地域を挙げて取り組まねばならない状況であった。

佐賀県では、昭和52年（1977）７月、「青少年育成条例」を制定し、市町村に対しても「地域に即した青少年の健全育成に関する施策を推進するように努めるものとする」という第３条の規定が定められた。太良町では、昭和56年（1981）１月26日、「青少年育成町民会議」を結成して、町民総ぐるみの指導体制を整えて、健全育成に努めることになった。

「　太良町青少年育成町民会議規約（抜粋）

○事務所　　太良町教育委員会

○目　的　　広く町民の総意を結集し、国県及び太良町の施策と呼応して青少年の健全育成を図る。

○下部組織　各部落に部落育成会を置く。

○役　員　　会　長１名　町長

副会長３名　議会議長、教育長、区長会長

理事若干名　助役、副議長、総務委員長、小中高校長、民生委員代表、少年補導員代表、婦人会長、青年団長、社会教育委員長、保護士代表、ＰＴＡ会長、教育委員長、交通安全協会長、防犯協会長、高校父兄連絡協議会長、その他」

以上のような規約のもとに実施された事業は、次のようなものであった。

太良町青少年健全育成町民大会

毎年１回、関係者が一堂に会し、講演会、実状報告、意見交換の後、小中学生代表の感想文発表と入選者の表彰を行い、意識の高揚と決意表明を行う。

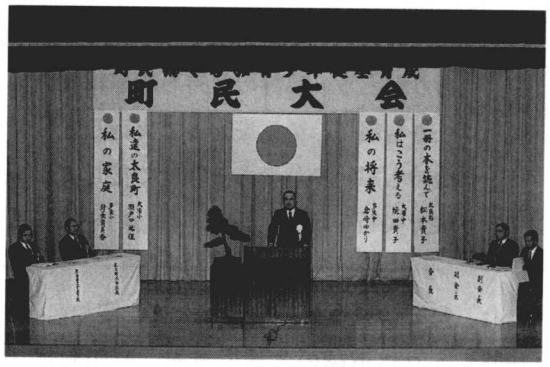

青少年健全育成町民大会

小中高校生の作文応募者数

学校名＼年度	S．61	62	63	H．元	2	3	4
多　良　小	184	218	206	215	133	206	190
大　浦　小	196	195	173	157	131	186	138
多　良　中	234	280	259	147	105	324	207
大　浦　中	302	76	298	291	220	255	241
高　　校	215	300	200	100	9	37	30
計	1,131	1,069	1,136	910	598	1,008	806
最優秀賞	5	5	5	5	6	5	5
優　秀　賞	45	41	45	41	42	45	44

上記入賞者の作文は文集として町民大会で配布、
最優秀者は町民大会で本人が発表

3．部落育成会と学校の活動

町内全部落で育成会を結成し、定期的に懇談会を開いて意見交換を行うと共に、教育委員会からも出向いて懇談した。また、活動促進のため、部落を指定して事業の推進を図ることなども計画された。

指定部落数　昭和58～59年度　14部落
　　昭和60～61年度　14部落

このような取り組みによって、青少年の問題行動も徐々に減少したが、この問題の解消は容易なことではなかった。

また、小中学校ではＰＴＡと協力して、生徒指導に最大限の努力を続け、県教育委員会及び町教育委員会から研究委嘱を受けたりして鋭意努力した結果、昭和末期から漸く正常化されるようになった。青少年の健全育成が叫ばれてから10数年を経過し、町民総ぐるみの努力が実ったのである。

第四節　社会教育諸団体の活動

Ⅰ　婦　人　会

1．婦人会の結成と社会教育への参加

第二次大戦後は自由と民主主義の原則に従い、凡ゆる面で民主化が進められた。主権在民、基本的人権の尊重、男女平等など新憲法の理念に基づいて、婦人の社会的地位が飛躍的に向上した。戦前戦中には国策遂行のために奉仕させられた婦人会の姿も大きく変わった。戦時中の「大日本婦人会」は解散され、代わって民主的に組織された新しい「村婦人会」が誕生し、会長以下の役員を選出して、自主的運営がなされるようになった。

昭和22年（1947）10月24日、「佐賀県連合婦人会」が結成され、県内137の地域婦人会及びその他の婦人団体が参加した。その活動内容は政治、経済、教育、育児、栄養改善、青少年育成、新生活運動等々、広範に亘るもので、誠に意欲旺盛であった。この団体は昭和27年（1952）3月、「佐賀県婦人連絡会」（県婦連）と改称され、「会員の教養を高め、相互の親睦を図り、家庭生活・社会生活の改善に尽くす」ことを目的として活動することになった。多良村、大浦村婦人会も昭和22年（1947）から新しい組織が誕生し、県婦連に加盟して活動を続けてきた。

昭和24年（1949）に「社会教育法」が制定されてから、新しく設けられた公民館を中心として、社会教育が広範囲に計画的に実施されるようになった。その中で最も重要視されたのは婦人会と青年団であった。婦人会は自らの主体的活動のみならず、婦人会の代表者は社会教育委員や公民館運営審議会委員の構成員にも推奨され、社会教育行政に直接参画するようになった。また、成人式や敬老会、体育大会、盆踊り等の村の大きな行事には、共催者としてその運営に直接参加するようになった。以来、社会教育面ばかりでなく、町行政の各方面に亘って協力し活動を続けている。

昭和28年（1953）には「藤津郡婦人連絡会」（郡婦連）が結成され、大浦、多良、五町田、塩田、久間、大草野、嬉野、吉田の各婦人会が加盟した。多良婦人会長森　シヅは昭和29年（1954）度から16年間郡婦連の会長を務め、組織の強化と婦人会活動の本質を追及しながら、昭和39年（1964）には会則を制定して運営を軌道に乗せ、名称を「藤津郡婦人連絡協議会」と改めるなど、大きな功績を残している。

昭和30年（1955）郡婦連が掲げた信条（目標）は、

① 国民として平和な福祉国家の実現を

② 住民として住みよい環境づくりを

③ 主婦として豊かな文化生活の営まれる明るい家庭を

④ 母親として心身共に健全な子どもの育成を

⑤　女として若く健やかに豊かな市民性の涵養を

⑥　妻として夫の愛情と夫婦生活のしあわせを

というものであった。

2．地域婦人会の活動

第二次大戦後の国民生活は誠に悲惨なもので、食糧、衣料は極度に不足し、家庭の主婦達の悩みは深刻であった。従って、それに対処して生活課題解決のため婦人会は積極的に活動を展開した。婦人の地位の向上と生活向上を目指して各種の講習会が開催された。公民館と協力して主婦講習会、若妻講習会、婦人講座、幹部講習会等が催され、会員の学習意欲も旺盛であった。また、公民館活動への参加、青少年育成事業への参画推進は勿論のこと、村の大きな行事への協力奉仕、生活改善への取り組み等々、婦人会の活動は広範多岐に亘っている。これらの事業に対しては教育委員会（公民館）が直接的に指導援助したのは勿論であるが、町も財政的援助をなし、物心両面から婦人会活動を支援してきた。

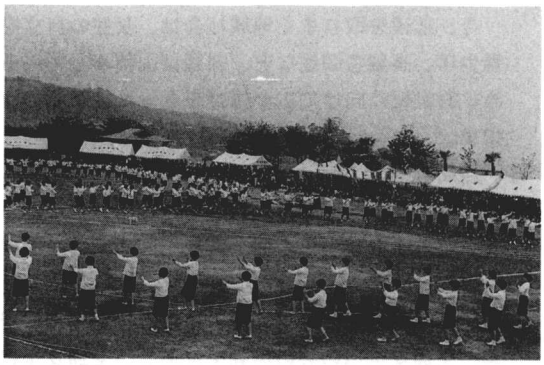

町民体育大会（多良小学校運動場・婦人会マスゲーム）

青年団、婦人会に対する町補助（町村合併後）　　単位　千円

年　度	昭和32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
青年団	16	34.8	35	35	35	35	50	65	45	90	90	90	90	120	250	170	170	170	（以下省略）		
婦人会	7	5.2	20	20	20	20	20	30	20	40	40	40	40	60	100	120	120	120			

各部落の支部においても、それぞれ独自の活動がなされているが、部落公民館（集会所）建設や生活合理化その他廃品回収、子どもクラブの育成等にも多大の貢献をしてきた。「婦人ホーム」や「生活改善センター」の名称で建設された部落の集会所は、主婦達の研修や実践を象徴するものである。廃品回収、空き缶拾い、税金集金、水道メーター検針、花一ぱい運動、清掃奉仕など、地域毎の特色ある活動は現在も続けられている。（婦人会活動の事例は第二節（生活合理化運動）、第三章社会体育（婦人会のスポーツ活動）など参照）

3．婦人会の現状

佐賀県地域婦人連絡協議会に加盟している「多良婦人会」845名と「大浦婦人会」700名の会

員が、一丸となって次のような活動を展開している。

「① テーマ

女性の社会参加と、平和で豊かな地域づくりを

——21世紀を拓く婦人の役割——

② 方 針

変動する社会に対応するために、女性の地位向上と社会参加を目ざし、時代に即した地域活動の推進を図る。

今、私達を取りまく地域社会は、女性の自立を阻む要因をもち、又生活環境の破壊が進み、青少年、高齢者問題など、課題は山積みしている。これらの解決を図るため、学習と実践に努め、21世紀に向けて広い視野をもった後継者の育成と、ゆとりと豊かさのある地域づくりを目指す。

③ 活動目標

イ. 会員相互の融和を図り、組織の活性化を図る。

ロ. 心豊かな青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、社会の連携を密にして、その実践活動に努めよう。

ハ. 高齢化社会の中で、その対応と生涯学習に努めよう。

ニ. 交通安全母の会の活動を推進し、交通安全に対する意識を高めよう。

ホ. 食生活改善推進員の活動を高め、成人病予防と受診率を高めよう。

ヘ. ムラおこしは美しい環境から、花一ぱい運動、ゴミ問題とリサイクルに努めよう。

ト. エコマーク運動を推進し、賢い消費者として学習に努めよう。

④ 活動内容

イ. 学習会

婦人問題研究会、編物、料理、おどり、書道、生活、読書その他の学習会

ロ. 話し合い

ささえ合い、いたわり合い、助け合い、励まし合い。

ハ. 青少年の健全育成

校区内補導協力、部落内懇談会参加、関係機関との連携

ニ. 交通安全

通学児童の交通安全指導、安全運転街頭——湯茶接待

ホ. 日赤奉仕団支部活動

部落の災害等における被災者救援

ヘ. 健康づくり推進

町民体育大会参加、婦人会ミニバレーボール大会、キックベースボール大会、栄養教室、食生活改善

ト. 省資源運動

アルミ缶、ビン回収、古紙古布ダンボール等の資源のリサイクル

チ. 更生保護婦人会

罪を犯さないよう、罪を犯した人の厚生手伝い。

リ. 消費者活動　　食品の安全性確保

ヌ. 敬神婦人会　　神仏を大切に

ル. 正しい政治　　平和運動

ヲ. 高齢者福祉問題　　介護援助」

4．体験記『昭和に生きて』の発行

今、わが国は平和と繁栄の中で何不自由なく暮らし、あの言語に絶する戦争時代の苦難な生活は忘れがちで、平和の尊さもただ観念的に把握されているように感じられる。現在の婦人会員の大半は戦後生まれで、戦中、戦後の苦難を体験した人は少ない。自分の子どもから、戦争について尋ねられても答えられないのは当然である。終戦から既に半世紀を経過し、戦時中に活躍した人々は、今は既に高齢化し、やがて体験談を語る人は居なくなるであろう。

このような状況の中で、太良町婦人会では、今のうちに記録を残すことに話がまとまり、一冊の本に編集したのが『昭和に生きて――むら人の記録』である。この本の中には、戦前、戦中、戦後に亘って苦難な生活を過ごしてきた95名の貴重な体験談が収録されている。その大部分は、自分自身の苦い体験記録であるが、総合的には当時の国民生活の模様が如実に表れている。平成２年６月　太良町婦人会（多良婦人会、大浦婦人会）の編集、発行である。

歴代婦人会長　　（平成４年３月末現在）

多良			大浦		
氏名	期間	年数	氏名	期間	年数
小学校長	昭和　～21年度		酒井チキ	昭和 6～ 8年度	3年
大井キヨ	22～23	2年	菖蒲レン	9～21	13
綾部トキ	24～25	2	百武あき子	22～25	4
森シヅ	26～44	19	野田レツ	26～27	2
田中サトエ	45～46	2	合浦ソエ	28～44	17
桑原フミ	47～52	6	宮崎ナカ	45～47	3
恵崎サヨ子	53～58	6	中村とみ子	48	1
岡末代	59～現在	9	大江ツヤ子	49～56	8
			定松ミキ子	57～62	6
			荒木正子	63～現在	

Ⅱ　青　年　団

1．青年団の再出発

明治時代から組織化されていた青年会（青年団）は、大正14年（1925）「大日本連合青年団」として結成され、全国的組織のもとに活動を展開していた。昭和時代になると戦争の激化に伴って国家目的に奉仕する傾向が強まり、昭和14年（1939）「大日本青年団」となり、昭和16年（1941）には「大日本青少年団」へと改組され、昭和20年（1945）になると予備兵力的な

「学徒隊」に編入され、青年団の名称も消えてしまった。そして昭和20年（1945）の終戦によって学徒隊も解体され、青年の団体組織は総て消滅し、青年達はさまざまな支配や強制から解放され、自由意思によって生き生きと活動できるようになった。

昭和20年（1945）9月、終戦直後の混乱の中に文部省は、「青少年団体ノ設置並ニ育成ニ関スル件」という通達を発して、新しい青少年教育の組織化と育成を促した。これによって各町村に再び「地域青年団」が結成されるようになり、昭和21年（1946）10月「佐賀県連合青年団」が成立し、県下全域で青年団活動が展開されるようになった。

戦後、再出発した新しい青年団の目的は、青年の人格形成と地域社会への貢献であった。そのため、団員の知識や能力の養成と、創造性と行動力を高めるための学習活動が重視された。戦時中における学校教育の不足を補い、新時代への適応能力を養うためにも組織的再教育が必要であった。従って、新しく設けられた公民館の事業でも、青年学級が計画的に進められた。郷土の未来を託すべき後継者として、知識と能力を養成しようという当局の期待から、積極的に支援したのである。

このような使命を担って誕生した新しい青年団には、在郷の男女青年全員が加入し、自主的に活発な活動が展開されるようになった。戦前及び戦時中の青年団とは趣を異にし、自主的、主体的な団体として、戦後の民主化運動と地域の活性化に大きな貢献をなし、町行政の推進にも一翼を担っていた。青年団の活動が最も盛んであったのは1950年代（昭和26～34年頃）で、農山漁村の因習を打破し、貧困からの脱却を目指して意欲的に活動を続け、地域活性化の原動力となり、数々の成果を挙げている。

2．青年団の活動

青年団は団員相互の研修と親睦を図る傍ら、村づくりのためにも積極的に活動し、町民生活の向上に大きな貢献をしてきた。このことは多良も大浦も大体同じであるが、多良青年団を例にとれば次のような事業が記録されている。

○昭和26年（1951）12月～1月　村有林の枝下ろし奉仕作業　延202名出動
○昭和26年（1951）12月15～16日　農産物品評会出品数363点、藁工品製作競技会
○昭和27年（1952）1月5日　青年団主催弁論大会
○昭和28年（1953）9月20日　秋の陸上大運動会　婦人会共催
○昭和28年（1953）12月12日～13日　農産物手芸品品評会　出品308点
○昭和30年（1955）8月30日～31日　青年指導者講習会1泊2日　公民館後援
○昭和31年（1956）1月19日～26日　役場裏低地埋立奉仕作業
○昭和31年（1956）8月20日　青年団文化祭　多良・大浦合同
○昭和33年（1958）3月21日　青年学級祭典　多良果協主催　第4回目
○昭和34年（1959）10月　青年団機関紙県1位、広報紙県2位受賞

○昭和42年（1967）12月　　多良青年学級（青年団）県青少年育成県民会議会長表彰
○昭和42年（1967）1月　　祐徳お火たき駅伝　3度目の優勝
○昭和45年（1970）7月　　青年団花一ぱい運動
○昭和49年（1974）8月　　盆踊り大会　婦人会・商工会共催
○昭和52年（1977）10月　　青年仲間づくりフォークダンスの集い
○昭和53年（1978）　　中山キャンプ場清掃奉仕　30名参加

以上は主な事業を列挙したもので、毎年定期的に実施されているが、項目を示すだけにとどめた。また、その他、研修会等も毎年数回実施されている。

3．青年団の現状

わが国は終戦後の混乱と窮乏から脱却するため、国の総力を傾注して努力した結果、飛躍的発展を遂げることができた。そして、昭和35年頃（1960年代）から高度経済成長期に入り、産業構造は大きく変わった。農山漁村の生活も安定し、児童生徒で高校や大学へ進学する者も多くなった。また、卒業後都会の企業に就職するため町を離れる者も増加して、在郷の青年は年々減少していった。産業構造の変化によって職業も多様化し、青年仲間でも意識のずれが現れてきた。昔は青年仲間が青年クラブ（部落公民館）に集まって交友を深めるのが楽しみであったが、ラジオ、テレビも普及し、車で気軽に娯楽を求めて町外へ出かけられるようになると、青年団という仲間集団に入ることが厄介視され、敬遠されるようになった。

こうして、青年達の地域離れ組織離れは著しくなり、地域青年団員は年々減少し、青年団としての活動も低迷する事態となってしまった。しかし、青年団に理解があり熱意を持った若者達は、組織を維持するために悩みを語り合い、協力して努力を続けている。公民館でも青年団の復興を願って広報宣伝につとめ、青年仲間づくりの事業を実施してきたが、入団希望者は少く、僅かの団員が役員となって、辛うじて組織を維持するだけの寂しい状態である。このような傾向は全国的に共通の現象で、都市部ほど顕著で、県内でも消滅した市町村が多い。

公民館では青年団活性化の一助として、青年を対象として意識調査を実施したが、その結果は次の通りである。

青年意識調査　　平成３年（1991）１月公民館調

対象者数　870名　抽出者数　400名

19～30歳男女　　回収　266名（67％）

設　　問	選　　択　　肢	割　合
①　入団してどう思ったか（元団員29名）	とても良かった	20.6%
	まあまあ良かった	41.3
	あまり良くなかった	27.5
	つまらなかった	10.3
②　入団して面白くなかった点	組織として制約を受ける	13.8
	行事に追い回される	31.0
	集団活動を好まない	13.8
	その他	41.3
③　加入しなかった理由	青年団の組織を知らなかった	11.9
	支部組織がなかった	5.7
	親に反対された	0.9
	青年団に魅力がなかった	46.7
	その他	34.7
④　青年団組織を必要と思うか	必要と思う	48.1
	思わない	30.4
	不明	21.4
⑤　青年団以外の青年活動の組織を作れば	参加する	11.6
	参加しない	72.5
	不明	15.8

このアンケート調査によると、青年団に対してあまり魅力を感じていないようであるし、今後の青年団の在り方について抜本的に改善していく必要があろう。大浦青年団は昭和50年（1975）以前から団員が減少し、辛うじて昭和61年（1986）まで数名の役員で組織を維持してきたが、その後は数名が多良青年団に合流して、大浦青年団は消滅してしまった。かつては1,000名内外の大集団であったことを考えると、全く隔世の感がする。現在、町内には商工会、農協、漁協に職能団体としての青年部があって、活発な活動を展開しているが、昔からの伝統ある地域青年団は衰退していく現状である。

Ⅲ　ボーイスカウト

ボーイスカウトは、野外活動を通じて心身を鍛え、自然への愛、観察力、機敏な行動力を養うことを目的とし、併せて社会奉仕活動も行うという青少年の団体で、わが国では大正初期か

ら発足している。しかし、当地方では第２次大戦後に結成され、その歴史は浅い。太良町では昭和50年（1975）６月に育成会が結成され、「藤津第２団少年隊」（隊員25名、隊長松本篤文）として誕生した新しい組織であった。所定の制服を着用した可愛らしい隊員たちは、訓練の手初めとして、同年８月風配高原で２泊３日の野営訓練をして、輝かしい発足であった。

昭和54年（1979）８月には、太良町健康広場で佐賀県大会も開催された。こうして昭和末期まで活動を展開してきたが、少年野球その他のスポーツが普及するにつれて、厳しい訓練をするボーイスカウトは敬遠されるようになり、参加希望者も減少して隊員不足となり、平成年代になってから消滅してしまった。僅か10年余の短期間ではあったが、青少年の社会教育団体としての歩みの一つであった。

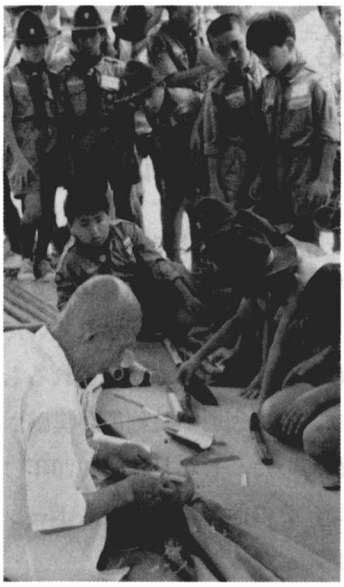

ボーイスカウト

第三章　社　会　体　育

第一節　農山漁村におけるスポーツ

野球やサッカー、バレーボール、テニス等の球技は、学校体育としては戦前から盛んであったが、社会体育として登場したのは一般的には第2次大戦以後である。

わが国で昔から行われていたのは、剣道、弓道、馬術、水泳、相撲、柔道、銃剣術など、いわゆる武芸として鍛錬されるものであった。わが国が軍国主義へと進んでいった昭和初期からは、特に剣道や銃剣術が奨励され、青年や在郷軍人を中心として農村においても盛んに実施されていた。しかし、昭和20年(1945)の終戦後、一時は禁止されたこともあったが、やがて復活し、その他の各種目のスポーツも広く普及し、学校は勿論、社会体育面でも、以前にも増して盛んになった。

その中で、相撲は昔から国技と呼ばれ、一般大衆に最も親しまれた。農村においても毎年相撲大会が各地で催され、人気を集めていた。農山漁村では昔は娯楽もなく、また、作業には強靱な体力が必要であったため、力自慢が高く評価されていた。そのため、相撲の他に、重い石を担ぎ上げる力比べも青年達の間に流行していた。今でも神社の境内などに、その力石が残っている。

社会体育、レクリエーションとしての球技も普及していなかった時代には、村の青年達にとって、相撲が唯一のスポーツであり楽しみであった。青年達は神社の境内などに土俵を設けて、力と技を競い合っていた。多良も大浦も昔から相撲の盛んな所で、村祭りの時には「宮相撲」が奉納され、近郷近在の若者達の熱のこもった技が展開され、賑わっていた。自信のある者は他村にも出かけていたが、戦後特に際立って強かったのは片峰部落の富永昭三であった。彼は東京相撲を志し、二所ノ関部屋に入門して頭角を顕し、「関取」となって数々の実績を残し、郷土出身力士として多良村民の自慢となっていた。

略歴　　昭和3年10月生　本名　富永昭三

昭和23年(1948)二所ノ関部屋入門　多良錦と命名

初土俵全勝　一番出世　・序二段全勝優勝

昭和25年　　多良錦後援会設立（多良村）

同　26年　　十両昇進　名古屋場所十両優勝（13勝2敗）・改名　大天龍

同　27年　　入幕　幕内成績　大阪場所敢闘賞（11勝4敗）　金星3個（横綱吉葉山、鏡里、栃錦）

横綱初代若ノ花の太刀持ち、露払い。

同　36年　引退　年寄浜風襲名（現住千葉県）

第二節　体育協会の設立とその活動

昭和30年（1955）11月、社会体育の振興を図るため、「太良町体育協会」が結成された。その規約によれば、

「本協会は、太良町民の体育を振興して、良い社会人としての資質を養い、町民の親睦融和を深め、本町の発展に寄与することを目的とする。」

と定められている。現在、町の３大目標である「健康で美しい町、豊かで楽しい町、親切で仲のよい町」づくりを達成するための施策ということもできる。そして、目的達成のための事業として、

① 町民の体位向上に関する方策の調査研究及び建議
② 町民体育の指導奨励並びに体育思想の宣伝啓発
③ 体育に関する各種競技会及び講習会の開催
④ 体育に関する施設の整備
⑤ スポーツ災害共済事業
⑥ その他

を掲げ、それ以来、年間計画を樹立して鋭意努力を重ねてきた。

体育協会の会員は、町内全世帯を以て組織し、現在各戸より年間協会費100円、共済保険料100円を徴収している。その他に町より事業委託費及び補助金を支出して運営費に充てている。昭和60年（1985）度体育協会費予算394万2,370円、スポーツ共済事業予算133万8,997円であった。

太良町体育協会組織表

	役員名	構成員	人数
役員	会長	町長	1
	副会長	議会議長、助役、教育長	3
	正副理事長	各部長	2
	常任理事	公民館長、公民館職員、体育指導委員	5
	理事	各部長、体育指導委員、公民館職員	26
	監事	区長	2
	評議員	区長会代表、学校長、学校体育主任、青年団代表、婦人会代表、教育委員、町収入役	32
運動部	柔道部、陸上部、ソフトボール部、野球部、弓道部、バレーボール部、卓球部、庭球部、相撲部、剣道部、サッカー部、バドミントン部、ゲートボール部、水泳部、ヨット部、テニス部、バスケット部、(山岳部)、(レクリエーション部)		

(例) 昭和60年度　太良町体育協会事業

月	事業名	月	事業名
4	クラブ対抗春季野球大会A級、B級 町民体育大会　多良、大浦	10	県民体育大会 国民体育大会
5	弓道大会、ゲートボール審判講習会	11	ジュニアサッカー交歓会 郡市対抗柔道大会
6	一般男子クラブ対抗ソフトボール大会 全日本少年サッカー大会 クラブ対抗夏季野球大会A級 町体育協会理事会	12	県ジュニアサッカー交歓会 ゲートボール打止会
7	町体育協会評議員会、理事会 郡民体育大会強化練習	1	町内駅伝大会 親子サッカー大会
8	郡民体育大会、県スポーツ少年団大会 県スローピッチソフトボール大会	2	少年サッカー西部地区大会 佐賀県少年サッカー県予選
9	県民体育大会水泳競技 45歳以上混合ソフトボール大会 秋季相撲大会、協会旗野球大会 町体育協会理事会 40歳以上混合ソフトボール大会 職場対抗野球大会	3	ソフトボール審判講習会 協会杯テニス大会 クラブ対抗バレーボール大会 観桜少年サッカー大会

（例）昭和60年度　太良町主催事業

月	事　業　名	月	事　業　名
4	上級者水泳教室、中級者ヨット教室 初級小学生ヨット教室 少年少女剣道教室、少年柔道教室 硬式テニス大会	9	軟式テニス教室
		10	高齢者ゲートボール大会 子どもクラブ対抗サッカー大会
		11	親子ハイキング
5	親子ハイキング 部落対抗軟式野球大会	12	Ｂ＆Ｇ開所記念バドミントン大会
6	小学生低学年水泳教室 婦人ソフトボール大会	1	新春マラソン大会 幼児水泳教室
		2	Ｂ＆Ｇ開所記念柔剣道大会
7	町民バレーボール大会 35歳以上ソフトボール大会 子どもクラブ対抗球技大会 多良、大浦小	3	軟式野球審判講習会 住民スポーツ推進指導者研修会 町民水泳大会
8	子どもクラブ対抗球技大会　多良中、大浦中 ミニバレーボール審判実技講習会 Ｂ＆Ｇ会長杯争奪少年ソフトボール大会 Ｂ＆Ｇ開所記念少女バレーボール大会 婦人ミニバレーボール大会		

町内駅伝大会

幼児の水泳教室

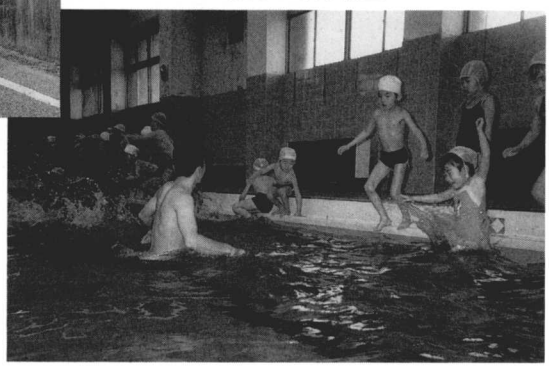

町民スポーツ関係成績

年　度	競　技　種　目　・　成　績
昭和32年	県青年祭バレーボール優勝　多良女子青年団
33	藤津郡剣道連盟秋季大会優勝　多良剣道
40	祐徳お火たき駅伝優勝　多良青年団
40	県民体育大会バレーボール準優勝　多良婦人会
41	祐徳お火たき駅伝優勝　多良青年団
〃	郡民体育大会総合優勝　太良町
〃	県民体育大会バレーボール優勝　多良婦人会
42	郡民体育大会総合優勝　太良町
〃	県民体育大会バレーボール優勝　多良婦人会
44	郡民体育大会総合優勝（6種目1位）太良町
〃	県民体育大会弓道近的優勝　太良町弓道部
46	郡民体育大会（4種目1位）太良町
〃	県民体育大会バレーボール優勝　多良婦人会
47	同上
48	家庭婦人バレーボール大会県予選優勝、全国大会出場
49	郡民体育大会（5種目1位）太良町
50	県民体育大会テニス優勝、バレーボール準優勝　多良婦人会
〃	少年サッカー県大会優勝　大浦少年サッカー
51	同上
53	県民体育大会軟式テニス優勝　一般女子
56	県民体育大会バレーボール、親子サッカー優勝　太良町
57	郡民体育大会（5種目1位）太良町
〃	県民体育大会軟式テニス、バレーボール優勝　一般男、女

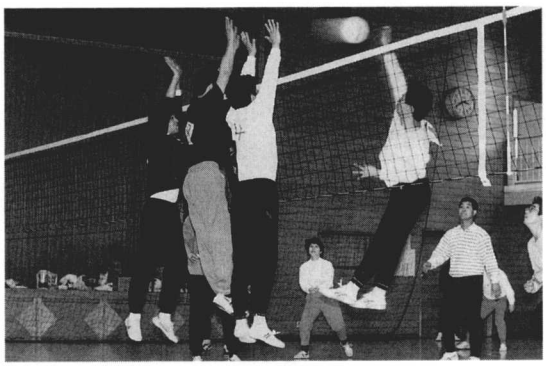

バレーボール練習風景

第三節　国民体育大会と町民スポーツの振興

Ⅰ　若楠国体の開催

1．国体開催の準備

昭和51年（1976）の第31回国民体育大会が佐賀県で開催することに決定したのは、昭和47年（1972）であった。県では、「青空と緑がつくる佐賀国体」をキャッチフレーズとし、「若楠国体」という愛称が定められた。そして、運動項目として、

・心のふれ合い運動　・時間を大切にする運動
・体力づくり運動　・清潔運動　・水をきれいにする運動　・花いっぱい運動
・緑いっぱい運動

を展開することになった。

県内７市９町に会場が割り当てられ、わが太良町では高校軟式野球と山岳競技を担当することになった。国体開催は難題ではあるが、いろいろな面で町発展の起爆剤となり、また、郷土の誇りを全国に広めるチャンスでもあるという認識のもとに、全町民一丸となって準備に取りかかることになった。昭和47年（1972）度に、まず役場内に国体事務局（局長助役）と企画委員会が設けられた。昭和48年（1973）２月16日、多良公民館に町内各団体の代表者150名が集まって、「国民体育大会太良準備委員会設立総会」が開催された。西村町長は挨拶の中で、

「・町民一体となって、健康で美しい、豊かで楽しい、親切で仲のよい、快適な社会をつくる努力をしよう。
・体力づくり、花いっぱい、緑いっぱい、清潔運動などを町民運動として、町民総参加で盛り上げよう。」

と呼びかけ、来賓として参席した県準備委員会長池田知事からも祝辞が述べられた。

昭和48年（1973）２月26日、町図書館で花いっぱい運動の専門部会が開かれ、25名の部員が集まって花の種類などが選定された。これは婦人会、青年団、老人会、菊花同好会の協力によるものである。昭和49年（1974）７月、国体推進委員として290名が委嘱され、各部それぞれ具体的に活動することになった。準備委員会は「実行委員会」と改称され、11部22班で編成された。昭和51年（1976）までの各部の活動を例示すると、

①　町民運動部では、４Ｈクラブが中心となって25,000本の花苗を育成し、町内に配布する

と共に、野球場横の花壇の手入れに努力した。また、毎月10日は清掃美化の日と定め、昭和51年（1976）10月15日には美化コンクールが実施された。

② 式典部では多良中学生のブラスバンド、多良小学生のバトントアラーの猛練習が続けられた。

③ 競技部では8月5日の国体リハーサルに参加し、競技用具の点検などを行った。

④ 宿泊部は7月19日、第2回目の国体食標準献立料理講習会を開催した。

⑤ 施設部は8～9月に、野球場スタンド、内野の土入れ替え、本部席、駐車場の整備に取り組んだ。野球場1万4,735㎡の整備が完成し、10月3日コケラ落としで、多良中と大浦中の親善試合が行われた。

国体事務局からは、昭和48年（1973）11月に、千葉国体の視察に出かけた。また、鹿児島県の軟式野球場視察にも行った。こうして、町民一体となって活動し、町内全域に活気が漲っていた。

2．国体開催

(1) 大会日程

① 模擬国体　10月17日
　　県総合運動場

② 夏季大会　9月19～22日
　開会式　9月19日
　　県総合運動場水泳場

③ 秋季大会　10月24～29日
　開会式　10月24日
　　県総合運動場
　閉会式　10月29日　　同上

④ 炬火リレー10月18～24日
　18日県庁前から県内全市町村をリレー
　24日国体開会式場炬火台へ点火
　太良町では、10月22日、町内中学生、青年団員45名が参加し、太良嶽神社前から伊福を経て箱崎ドライブインまでを継走

⑤ 競　　技
　高校軟式野球　10月25～27日
　　太良球場

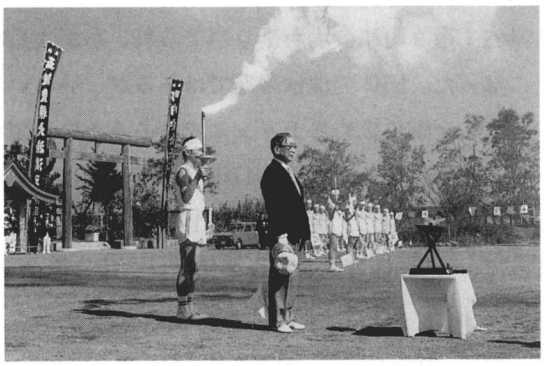

炬火リレー出発式（太良嶽神社境内）

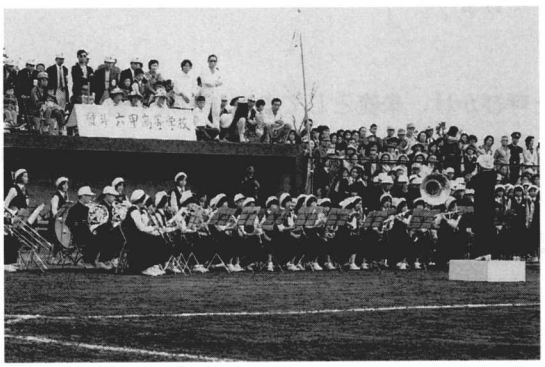

開会式におけるブラスバンドの演奏

高校軟式野球会場（太良球場全景）

山岳競技　10月24～28日　多良岳、経ケ岳

(2)　国体参加者

①　太良町関係の県代表選手

レスリング（成年男）宮崎宣陽郎（日体大１年）松本　　太（日体大３年）

レスリング（少年男）久保　信弘（鹿実高２年）大家　岳彦（　同　３年）

軟式庭球（成年女）中村　順子（長短大）石井みち子（佐大４年）

軟式庭球（少年男）宮川　祐二（塩工高３年）

②　高校軟式野球出場校　９校

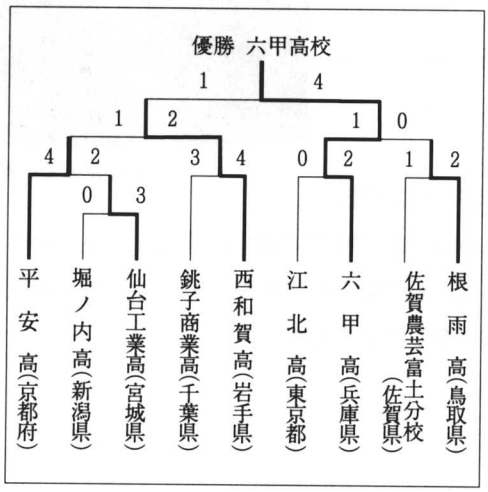

③　山岳競技参加者

46都道府県（沖縄を除く）77チーム、231名

(3)　競技と地元協力隊の奉仕活動

①　野球関係

・各役員が分担して大会運営に当たった。

・ブラスバンド、バトントアラーが開会式に出場し、雰囲気を盛り上げた。

・案内、接待、交通整理その他に多くの人が奉仕した。

・各小中学校の運動場を、出場校の練習場として提供した。

・宿泊先のホテル、旅館では献立、接待に努め、太良町のイメージアップに努力した。

② 山岳競技

10月24～28日　脊振山系、多良山系の登山コース

10月25日

（成人）広谷－多良岳、経ヶ岳－奥平谷

（少年）奥平谷－経ヶ岳、多良岳－広谷

（少年）中山－多良岳、経ヶ岳、国見岳－平重、清水

10月28日

（成人）奥平谷－経ヶ岳、多良岳－広谷

（成人）中山－多良岳、経ヶ岳、国見岳－平重、清水

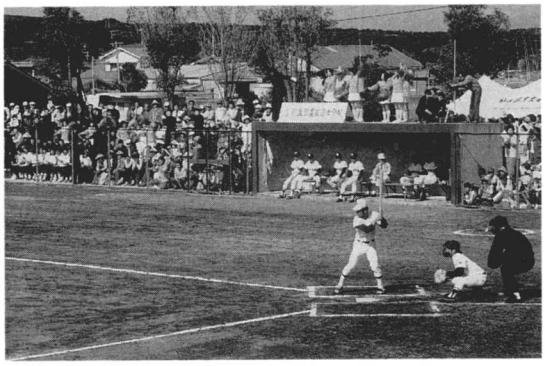

高校軟式野球試合

大会会場での奉仕活動

③ 協力隊の奉仕活動

・中山、広谷の婦人会が、山岳競技の役員と設営隊のために、山菜料理で食事の準備と湯茶の接待をした。

・リハーサルに際しては、幕営地となった中山、広谷では、区長及び婦人会員が、早朝1時20分から炊き出しをして協力した。

3．国体開催の成果

全町民の協力によって、野球も山岳競技もスムーズに進行し、大成功裏に終了することができた。5ヶ年に亘って綿密な計画に従って全町民が誠心誠意奉仕した結果で、高く評価されるべきである。昭和52年（1977）の国体は青森県と決定していたため、大勢の視察者が訪れた。後で青森県を訪れた太良町国体事務局長の貞包助役に対し、「太良町は番外」と青森県の関係者から絶賛を受けたという。そして次のような感想を述べている。

「・太良町は町全体が舞台で踊っているかのように国体一色に酔いしれていた。

・町は花いっぱいで彩られ、塵一つなく、町民運動が徹底していた。

・道で会った小学生から、「今日は」、「ご苦労さんです」と声を掛けられたのには驚いた。

・バスに乗ったら、中学生がすぐに立って席を譲ってくれたのには感激した。
・タクシーに乗ったら、運転手が先に声をかけて親切にガイドしてくれた。
・太良町の役場職員は、超勤手当や一切の報酬は辞退し、手弁当で朝早くから夜遅くまで、心をこめて町民と一体となってやっていた。
・運営がとても上手で、会場の盛り上がりも最高だった。終日観客がいっぱいで、応援団が熱気をあおり、他では見られない盛況だった。
・山岳のキャンプ場は整備され、道路も舗装されてよかったが、それにも増して婦人会などの味噌汁の味は格別だった。またキャンプファイアーは全国各県入り交っての交歓で忘れられない。
・旅館では、商売を抜きにした真心のこもったもので、ご飯も料理もとてもおいしかった。
・海の幸ノリと、農家自慢の太良ミカンをひとかかえ持って、町長さん議員さん方が旅館を訪ね、一人一人に贈って歓迎されたのには驚いた。」

（昭和52年２月10日発行役場だより転載）

Ⅱ　町民スポーツの振興

町営野球場は、国体に備えて、昭和49年（1974）９月に整備を完了したが、それに伴って軟式野球熱が高まり、翌年、町体育協会主催の町内クラブ対抗野球試合には、職場、クラブ、部落から過去最高の19チームが出場した。それ以来、益々チームが増加し、野球王国の観を呈するようになった。従って、施設面でも不足を感ずるようになり、数年後には、大浦にも町民運動場（大浦中グランドに隣接）を設け、また夜間照明設備をして、勤労者のための施設をし、町民の要求にこたえたのである。

国体終了後、県では佐賀国体募金の益金をもとにして、佐賀県体育振興基金が設けられて、各種の事業が実施された。それは、モデルスポーツ教室の開催、社会体育施設整備、青少年スポーツ活動助成、住民スポーツクラブ育成事業、市町村推進事業、青少年スポーツクラブ指導者派遣事業、ジュニアスポーツ育成事業などである。

太良町でも体育施設の整備と相俟って各種のスポーツクラブが誕生し、体育協会（事務局公民館）を中心に広く住民スポーツが行われるようになった。例を挙げると次の通りである。

・昭和49年９月　体育指導委員委嘱（新規）
・昭和51年１月　県派遣スポーツ主事任命　（新規）
・昭和51年４月　杉谷運動広場約１万４千㎡完成（後で太良高校用地として県へ譲渡）
・昭和52年度公民館事業（体育関係）

ソフトボール教室、バドミントン教室
柔道教室、剣道教室、ゲートボール講習
部落対抗野球大会、早起き野球大会
婦人会ソフトボール大会
硬式テニス講習

などが実施され、社会体育が急速に普及していった。

Ⅲ　婦人会のスポーツ活動

学校体育を除けば、第二次大戦後まで一般女性のスポーツ活動は殆ど見られなかった。年1回の村民運動会に参加する程度で、日常的なスポーツはあまり行われていなかった。しかし、女性の地位の向上と社会進出、経済の好転と家庭生活の安定、中学高校でのスポーツ経験などによって、女性のスポーツ愛好者が増加した。若い女性によって組織されたバレーボールやバスケット、テニス等のスポーツクラブもあるが、一般的には婦人会活動として行われる場合が多い。婦人会でまず始められたのはバレーボールで、昭和31年（1956）8月、多良、大浦に分かれて大会が開かれ、それ以来絶えることなく現在まで、年中行事として続けられている。特に多良地区が活発で、県民体育大会にも出場し、昭和41年（1966）42年（1967）及び46年（1971）47年（1972）には2か年連続し、計4回優勝を果たしている。また、40年（1965）と50年（1975）には準優勝で、当時は県内屈指の強豪チームであった。また、昭和48年（1973）には家庭婦人バレーボール大会県予選でも優勝し、全国大会に出場したこともあった。

体育指導委員　　昭和45年(1970)以降

氏　名	年　度	年数
野崎　進	昭和45～54	10年
永渕　武	45～50	6
合浦信行	45～50	6
原　つる代	45～46	2
桑原皓彰	45～46	2
秀島勝之	47～54	8
東島　保	47～50	4
小竹光幸	51～54	4
岡　義人	51～52	2
中島道則	51～現在	16
飯野敏明	53～58	6
岩永米勝	53～54 57～62	8
安永広光	53～54	2
松本　太	55～56	2
今井キクヨ	55～56	2
宮崎秋雄	55～61	7
境　義秋	55～平成元	10
西村和則	55～56	2
竹下千秋	57～現在	10
木下繁義	57～現在	10
川下繁治	57～現在	10
川下　誠	57～現在	10
安永文明	57～58	2
松瀬地図夫	59～現在	8
小川竜也	59～現在	8
安本昭東	62～現在	5
末次利男	63～現在	4
田中夏雄	平成2～現在	2

（平成3年度現在）

昭和51年（1976）から、新たに婦人会ソフトボール大会も開催されるようになり、元気潑剌としてスポーツに取り組む若い主婦達の姿は頼もしい限りである。なお、最近ではミニバレーボール、キックベースボール等の試合も行われ、健康で仲のよい、楽しい町づくりのために活動が続けられている。

Ⅳ　スポーツ少年団

昭和30年（1955）頃から、各部落毎に子どもクラブが誕生し、ソフトボールやバレーボール等が普及したことは前述した通りである。その後、昭和48年（1973）、大浦小学校にサッカークラブが誕生したのを初めとして、別表の通り10クラブが結成され、主として小学生の心身の鍛錬、協調性、友愛心など、人間形成を目ざして活動が続けられている。指導者は小学校教員、公務員、団体職員、自営業など多彩であり、無報酬で全くの奉仕活動である。

全国大会に出場した大浦少年サッカークラブ

太良町少年スポーツクラブ一覧　（平成４年度現在）

番号	クラブ名	種目	設立年	部員数			指導責任者		活動	
				男	女	計	氏名	職業	場所	日数
1	多良少年野球	軟式野球	昭和51	55		55	宮崎晴孝	運輸業	多良小運動場	289
2	太良少年球友会（太良スペース）	硬式野球	56	小28 中25		53	竹島治人	自営業	健康広場	小200 中215
3	太良少年剣道	剣道	54	18	5	23	大財正剛	公務員	B＆G武道場	150
4	太良少年柔道	柔道	52	20		20	松本　太	〃	〃	120
5	太良スイミング	水泳	54	25	25	50	飯野敏明	〃	町温水プール	250
6	多良ジュニアバレー	バレーボール	56		45	45	中原真平	教員	多良小体育館	200
7	大浦少年サッカー	サッカー	48	42		42	乗田　徹	〃	大浦小運動場	250
8	大浦ジュニアバレー	バレーボール	53		56	56	樋口作二	〃	大浦小体育館	240
9	平浜少年野球	軟式野球	52	25		25	野田義則	漁業	道越平浜海岸広場	240
10	田古里少年野球	〃	56	27		27	深山　満	会社員	みさかえの園 大浦中運動場	230

第四節　Ｂ＆Ｇ海洋センター

Ⅰ　海洋センターの開設と運営

1．海洋センターの設置

海洋センターは、「財団法人Ｂ＆Ｇ」（会長笹川良一）が、業界20周年を記念し、昭和48年（1973）３月、運輸省の認可を得て設立した財団である。Ｂ＆Ｇとはブルーシー（青い海）とグリーンランド（緑の大地）の略語で、青少年の健全育成と海事普及のために、全国各地に体育施設を設け、関係市町村に無償で貸与している。その財源は、モーターボート特別協賛金の収益をもって充てられている。Ｂ＆Ｇの目的は、

① 青い海と緑の大地を活用し、青少年を中心とする国民の健康、体力の向上、豊かな人間性育成の手助けをする。

② 財政難の地方自治体にモーターボート収益金の一部を還元し、競輪、競馬等の公営競技を行っている地方自治体との財政格差をなくすことである。そして、Ｂ＆Ｇの主なる事業は、イ　施設づくり、ロ　指導者づくり、ハ　組織づくり、ニ　国内外での体験航海、洋上教室実施、ホ　スポーツレクリエーションの提供

などを行っている。

昭和62年（1987）６月、島根県加茂町海洋センターにおいて、Ｂ＆Ｇ300か所達成祝賀会が盛大に催されたが、現在では既に441か所に及び、体育の振興発展への貢献は大きい。太良海洋センターは県下にさきがけて、昭和53年（1978）度、全国10か所の一つとして新設された。現在、佐賀県内には神埼、江北、鹿島、北茂安にも設置されており、毎年、大会などを通じて交流を深めている。

事業の誘致に当たっては、まず用地の無償貸付契約が条件となっていたので、健康広場内の４万209.4㎡と、大浦広江海岸の4,756.0㎡を、昭和53年（1978）11月５日から30年間、Ｂ＆Ｇ財団に無償貸与することになった。こうして、昭和53年（1978）度に体育館（1,103㎡）と艇庫（450㎡）が建設され、11月15日東京で引渡し式があり、11月28日太良海洋センター体育館で、盛大に開所式が挙行され、「Ｂ＆Ｇ太良海洋センター」として発足した。続いて昭和54年（1979）度に第二体育館（武道場524.7㎡）を建設

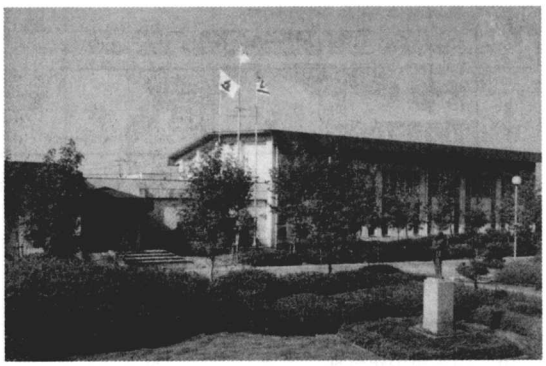

太良海洋センター体育館

し、さらに翌55年（1980）度に夜間照明付多目的運動場（8,750㎡）を新設し、太良町体育施設の中核として、広く町民に利用されている。

2．海洋センターの運営

海洋センターは公民館とは別の施設であるため、所長及び職員を置かなければならないが、公民館に隣接しており、また事業は社会教育の一環として実施する関係上、太良町では所長以下全員、公民館職員が兼務することにした。しかし、運営については町民の協力が必要であるため、「センター運営審議会」を設けている。その委員には町議会議長、漁業組合長、機帆船組合長、大浦小学校長等を委嘱して地元との協力を図っている。

海洋スポーツであるカヌー、ヨットの訓練には、特別の技術指導を受けた育成士が必要である。Ｂ＆Ｇ財団では沖縄及び東京で、３か月間の訓練を実施して、育成士の養成を行っている。町では昭和53年（1978）以降、毎年役場職員を派遣して資格を取得させ、現在までに５人の育成士を養成してきた。またその他に、短期間の訓練による２級育成士を15人養成し、海洋スポーツの普及と振興に努力を払ってきた。

Ⅱ　海洋スポーツの実施

体育館と運動場は、青少年の他一般町民にも活用されている。少年少女（小中高校生）を対象としたスポーツ活動（柔剣道、水泳、野球など）はクラブを組織して定期的に実施され、各種の大会も開かれている。

① Ｂ＆Ｇ会長杯バドミントン大会、少年ソフトボール大会、少女バレーボール大会

② Ｂ＆Ｇ県大会、北九州ブロック大会、全国大会

カヌー、ローボート、ＯＰヨット、水泳、剣道など

③ 体験航海（Ｂ＆Ｇ主催）

・児童の船――沖縄へ６日間　小中学生

・少年の船――グァム、サイパンへ８日間　中高校生

・若人の船――ハワイへ８日間

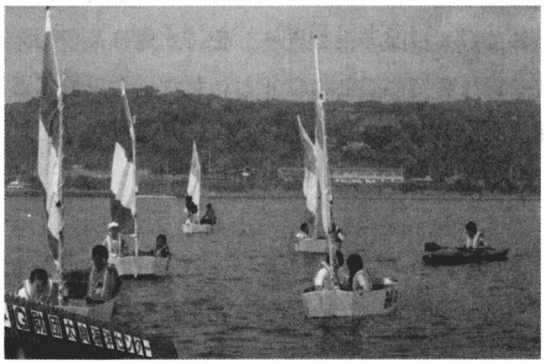

海洋スポーツ普及大会

海洋スポーツ練習風景（大浦港）

Ｂ＆Ｇ海洋センター所長

代	氏　　名	期　　間	年　数	備　　考
1	高　田　繁　喜	昭和53年11月28日～56年４月15日	２年５月	公民館長
2	荒　田　　巧	56.　4．16　～56.　6．　1	0．　2	教育長
3	高　田　繁　喜	56.　6．　1　～56.　10.　3	0．　4	嘱託
4	吉　岡　真　吾	56.　10.　3　～59.　11.　30	3．　2	公民館長
5	荒　田　　巧	59.　12.　1　～59.　12.　31	0．　1	教育長
6	平　川　清　太	60.　1．　1　～平成３．　6．　30	7．　7	公民館長
7	岡　　義　人	平成３．　7．　1　～現在		公民館長

Ⅲ　施設の譲渡

開設当初、用地（町有地）の無償貸付は30年間の契約であったが、昭和59年（1984）２月28日付をもって、用地は町へ返還され、施設全部を無償で太良町へ譲渡された。そのため、名称「Ｂ＆Ｇ太良海洋センター」を「太良Ｂ＆Ｇ海洋センター」と改め、以後、一切の維持管理を町で責任を持つことになった。ただ、大災害などによる修復工事等の場合はＢ＆Ｇ財団からの補助が出ることになっている。

太良町社会教育の歩み　　抜萃

年　月	事　　項
昭和23年1月	第1回成人式開催
24.　6	多良村、大浦村公民館設置条例制定
	多良村公民館を役場内に設置、公民館長、主事任命
24.　10	大浦村　　〃　　〃
25.	公民館運営審議会委員任命
25.　5	第1回多良村民体育大会開催
25.　12	多良公民館機関紙「ゆたたり」創刊号発行
26.　4	多良公民館、大浦公民館専任主事任命
26.　9	第1回敬老会開催
27.	各部落に公民館分館設置を奨励
28.　2	生活合理化運動として七浦、多良、大浦村合同講演会開催 結婚簡素化について申し合わせ
28.　4	公民館主催青年学級を計画、実施
〃	大浦公民館を大浦小学校講堂裏へ移転
28.　12	郷土民謡「ざんざ節」の楽譜作成
30.　3	町村合併太良町誕生
30.　4	専任公民館長、主事任命
30.　5	郷土民謡「ざんざ節」（岳の新太郎）レコード発売
30.　10	公民館機関紙「ゆたたり」を「公民館報」と改称、発行継続
30.　11	太良町体育協会設立
31.　5	第1回町民体育大会開催（多良、大浦）
31.　8	第1回婦人会バレーボール大会開催
31.　12	太良町生活合理化連盟結成
32.　3	太良公民館新築落成（畑田）
32.　4	大浦公民館を役場大浦支所横へ移転
33.　10	太良町役場庁舎新築落成（油津）
35.　3	大浦公民館分館長、長崎県へ視察旅行
36.	部落子ども遊園地造営が始まる（大浦校区）
36.　10	太良町青少年問題協議会条例制定
39.　7	太良町社会体育館落成（多良中学校）
39.　8	大浦地区子どもクラブ連盟結成
40.　8	子どもクラブ対抗球技大会開催（初回）

年　月	事　　項
41.　3	大浦公民館新築落成（現在地）
41.　4	高校誘致協議会結成
41.　7	第１回子どもクラブリーダー研修会（多良、大浦）
41.	部落老人クラブ結成を促進
41.　12	町立児童館落成、第１号瀬戸児童館開設
43.　5	町立図書館落成（油津、役場隣接）
43.　7	青少年キャンプ場開設（多良岳）
43.　12	町営グランド、野球場、テニスコート完成（油津海岸）
44.　7	町立子ども遊園地完成、プール開き（油津）
45.　3	老人福祉センター寿会館落成
45.	剣道場落成（町営グランド）
46.	「子どもの日」に部落運動会が普及
47.　7	社会教育指導員を初めて任命
47.　8	盆おどり大会、10年振りに復活
47.　9	太良町文化連盟結成
47.　11	第１回太良町文化祭開催
48.　5	佐賀国体を目ざして町民運動を推進
49.　1	第１回新春マラソン大会開催
49.　5	高校誘致促進町民大会開催
49.　8	太良町相撲協会結成
49.　9	体育指導委員任命
49.　10	野球場スタンドその他設備完成
49.	太良町老人クラブ連合会結成
50.　8	第１回婦人会ソフトボール大会開催
〃	新民謡「竹崎カニ音頭」制作発表、日本民謡登録
50.　12	町史「太良　町のあゆみの記録」発刊
51.　10	佐賀国体開催（高校軟式野球、山岳競技会場）
52.　1	太良町教育振興会結成
52.　3	ゲートボール奨励、普及促進
52.　9	全天候型テニスコート完成（健康広場）
53.　2	太良町テニスクラブ結成
53.　6	キャンプ場山小屋２棟完成
53.　10	第１回太良町ゲートボール大会開催

年　月	事　　項
昭和53. 11	Ｂ＆Ｇ太良海洋センター、体育館、艇庫落成、開所式開催
54. 3	中央公民館及び自然休養村管理センター落成
〃	屋内温水プール落成、スイミングクラブ誕生
〃	弓道場落成
54. 10	町営ゲートボール場完成（多良、大浦３面）
55. 2	Ｂ＆Ｇ太良海洋センター第２体育館（武道場）落成
55. 3	第１回町民水泳大会開催
55. 7	太良町みどりの少年団誕生
〃	少年キャンプ場を一般キャンプ場に変更
55. 11	川上ゲートボール場完成（端古賀）
56. 1	太良町青少年育成町民会議結成
56. 2	Ｂ＆Ｇ海洋センター多目的運動場（夜間照明付）完成
56. 3	第１回青少年健全育成町民大会開催
56. 5	高校父兄連絡協議会結成
56. 6	大浦公民館改築落成
57. 3	太良町歴史民俗資料館落成、７月開館
57. 4	テニスコート夜間照明施設完成
57. 9	野球場夜間照明施設完成
〃	大浦町民運動場完成（大浦中グランド隣接）
57. 10	第35回県民体育大会開催（剣道、ソフトボール他）
58. 3	第１回町内駅伝大会開催
58. 6	林業センター落成（資料館隣接）
59. 3	Ｂ＆Ｇ海洋センター施設一切を町へ譲渡
59. 4	青少年指導員委嘱
60. 1	竹崎観世音寺修正会鬼祭、国重要無形文化財指定
60. 2	新生活運動推進協議会結成
60. 3	野外音楽堂落成
60. 4	勤労者体育センター落成（亀ノ浦）
60. 11	中央公民館文部大臣表彰
61. 3	大橋記念図書館落成
62. 10	役場新庁舎落成（健康広場）
63.	ゲートボール場２面完成（健康広場）
平成元. 4	公民館報廃止　町報「たら」に合併

年　月	事　　項
平成元. 10	第42回県民体育大会（於鹿島市、藤津郡）
元. 10	藤津鹿島地区青年団対抗24時間ソフトボール大会（於太良町）
2．4	第35回町民体育大会（多良、大浦）
3．11	第20回太良町文化祭
4．8	太良町納涼夏祭り、第１回花火大会

Ⅲ　文　　化　　編

大乗妙典一字一石塔

亀崎の丘にあった英俊庵は、文化７年（1824）、生活に便利な陣ノ内に移された。移転の時、庵があった証（あかし）として、また、英俊（諫早真敏（さねとし））の17回忌追善のため、妻の愛女がこれを建立した。

昭和44年（1969）、国道207号の亀崎丘切り通し工事の際、西北にあたる現在地に、観音像と共に移された。

執筆者　西　村　公　博

目　　次

第一章　文化行政と諸団体…… 231
第一節　太良町の文化行政…… 231
Ⅰ　文化財調査委員会…… 231
Ⅱ　文化財保護審議会…… 231
Ⅲ　指定重要文化財…… 232
1．国・県指定重要文化財…… 232
2．町指定重要文化財…… 232
Ⅳ　太良町郷土史調査会…… 233
Ⅴ　図　書　館…… 234
1．公民館図書室…… 235
2．太良町立図書館…… 235
3．太良町立図書館大浦分館…… 235
4．太良町立大橋記念図書館…… 236
(1)　建設までの経緯…… 236
(2)　経　　費…… 238
(3)　現　　状…… 238
(4)　図書館の主な活動…… 239
Ⅵ　太良町立歴史民俗資料館…… 243
第二節　文化諸団体…… 246
Ⅰ　太良町民芸保存会…… 246
Ⅱ　太良町郷土史研究会…… 249
Ⅲ　太良町文化連盟…… 249
1．文化連盟の創立…… 249
2．文 化 祭…… 250
3．役員（平成3年度）…… 251
Ⅳ　古文書研究会…… 252
第二章　文　　芸…… 253
第一節　演劇と映画…… 253
Ⅰ　井上座と芝居小屋…… 253
Ⅱ　映　　画…… 254
1．活動写真…… 254
2．巡回映画…… 254

第二節　文　　学…… 255
Ⅰ　銀泥詩社…… 255
Ⅱ　幼年詩集…… 257
Ⅲ　多良駅前の歌碑…… 259
Ⅳ　瘠土のばら…… 259
Ⅴ　町内の歌碑…… 260
1．八並雄次郎歌碑…… 260
2．島木赤彦歌碑…… 261
3．安永澤太歌碑…… 261
4．碇登志雄歌碑…… 262
第三節　文芸活動…… 262
1．俳　　句…… 262
2．短　　歌…… 263
3．文　　学…… 264
4．写　　真…… 264
5．染　　色…… 264
6．絵　　画…… 265
7．書　　道…… 265
8．寒　　蘭…… 265
9．菊　　花…… 265
10．吟　　詠…… 266
11．太良町さざんかコーラス…… 266
12．茶　　道…… 266
13．生　　花…… 267
14．手　　芸…… 267
15．長　　唄…… 267
16．ビデオ…… 268
17．舞　　踊…… 268
18．盆　　栽…… 268
19．謡　　曲…… 268
20．太良町出身者の著書…… 269
第三章　文化財と古跡…… 271
第一節　指定重要文化財…… 271
Ⅰ　国・県指定重要文化財…… 271
1．竹崎観世音寺修正会鬼祭…… 271

2．竹崎観世音寺修正会鬼祭童子舞…… 272
3．川原狂言…… 272
4．石造三重塔…… 273
Ⅱ　町指定重要文化財…… 275
1．道越古墳…… 275
2．田古里古墳…… 275
3．竹崎城跡…… 275
4．夜燈鼻灯台跡…… 277
(1)「燈臺址」 …… 278
(2)「照海燈」の碑文解 …… 279
5．役行者座像…… 281
6．六体地蔵菩薩立像…… 282
7．土師壷棺…… 283
8．石造六地蔵…… 284
9．湯牟田古墳…… 285
第二節　古　　跡…… 285
Ⅰ　太良町内の城跡…… 285
1．中世の城郭…… 285
2．伊福城（伊福、城崎）…… 286
3．城山城（多良、瀬戸）…… 287
4．正知田城（多良、川原）…… 287
5．八幡城（糸岐、北町）…… 287
6．川内城（糸岐、川内、城の辻）…… 288
7．蕪田城（糸岐、蕪田）…… 288
8．大野城（糸岐、大野）…… 289
9．城の辻（糸岐、陣内）…… 290
10．竹崎城（大浦、竹崎）…… 290
Ⅱ　太良町内諸城の動き…… 291
Ⅲ　その他の古跡…… 291
1．太良嶽参詣路と一の宮…… 291
(1)　矢答一の宮…… 291
(2)　多良一の宮…… 292
(3)　糸岐一の宮…… 293
(4)　丁　　石…… 293
2．英俊庵（えいしゅんあん）…… 294

(1) 観音像と大乗妙典一字一石塔…… 294
① 観音像…… 294
② 大乗妙典一字一石塔…… 296
(2) 諫早文庫『日記』…… 297
(3) 陣ノ内の英俊庵…… 297
3．烽の遺跡（狼煙台）…… 298
(1) 日 ノ 辻…… 299
(2) 風早山（風配）…… 299
Ⅳ 多良岳の石造物・古跡…… 302
1．多良岳の石造物・古跡略図…… 302
2．多良岳への登山道…… 303
(1) 糸岐一の宮登山道…… 304
(2) 『太良嶽縁起』と上宮参道 …… 305
Ⅴ 石 造 文 化…… 311
1．墓 碑 等…… 311
(1) 宝篋印塔・五輪塔…… 311
(2) キリシタン墓碑…… 313
2．六 地 蔵…… 316
(1) 町内の六地蔵一覧…… 318
(2) 町内の六地蔵…… 319
3．鳥　　居…… 331
4．町内の石造物等一覧…… 333

第一章　文化行政と諸団体

第一節　太良町の文化行政

太良町の文化関係の平成２年度予算は、一般会計予算の0.015％弱で、この中に民芸保存会や太良町文化連盟の補助金も含まれている。

Ⅰ　文化財調査委員会

文化財調査委員会は、昭和48年（1973）６月21日に制定された太良町文化財保護条例第11条で設置され、委員定数10人以内で組織し、国や県から指定された文化財以外の文化財について、その保存活用を教育委員会の諮問（しもん）に応じて、必要な事項を調査・審議し、答申するようになっている。

この文化財調査委員会の設置で、町内にある文化財の本格的な調査、保存、活用のための手だてが講じられるようになってきたのである。

第１回の文化財調査委員会は、昭和48年（1973）９月18日に開催され、委嘱状交付の後、前もって調査を依頼されていた文化財について、審議がなされている。

教育委員会から諮問され、文化財調査委員会で調査審議して答申し、太良町重要文化財に指定されたものは、下記のとおりである。

史跡４（竹崎城跡、夜燈鼻灯台跡、田古里古墳、道越古墳）、有形文化財４（六体地蔵菩薩立像、土師（はじ）壷棺、役行者座像、六地蔵）の８件である。

重要文化財の町指定がなされたのは、文化財調査委員会が設置された昭和48年（1973）以降のことである。

Ⅱ　文化財保護審議会

地方自治法138条４、第３項の規定により設置されたもので、文化財保護法及び佐賀県文化財保護条例の規定による国や県の指定を受けた文化財以外の文化財で、太良町にとって重要なものについて、その保存や活用に必要な措置を講じ、太良町民の文化的向上と、我が国の文化の進歩に貢献する目的で、昭和48年（1973）に制定された、太良町文化財保護条例（条例第24号）を、昭和57年（1982）に改正して、太良町文化財保護審議会条例が制定されている。この条例で、文化財調査委員会に代わって、文化財保護審議会が、新たに設置されたのである。

文化財保護審議会は、５人以内の委員で組織し、任期は２年である。文化財保護条例に規定する事項及び文化財の指定、保存、活用に関する重要事項を、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、建議するため、教育委員会に設置されたものである。

伊福区の湯牟田古墳は、文化財保護審議会で調査審議され、昭和63年（1988）太良町重要文化財に教育委員会から指定されている。

平成３年度の太良町文化財保護審議会は、会長、大鋸四方太、副会長、浜崎公義、委員、宮崎昌宣、中村　勲、佐々木　勝の５氏である。

Ⅲ　指定重要文化財

１．国・県指定重要文化財

番号	指定別	指定日（西暦）	名称	種別	所在地	備考
1	国指定	S60. 1. 29 (1985)	修正会鬼祭	無形	竹崎観世音寺	
2	県指定	S36. 3. 24 (1961)	石造三重塔	有形	竹崎観世音寺	
3	県指定	S43. 4. 2 (1968)	修正会鬼祭童子舞	無形	竹崎観世音寺	
4	県指定	S46. 3. 28 (1971)	川原狂言	無形	川原区	国選択　S49. 12. 4 (1974)

２．町指定重要文化財

番号	指定日（西暦）	名称	種別	所在地
1	S50. 2. 4 (1975)	竹崎城跡	史跡	竹崎区
2	S50. 2. 4 (1975)	夜灯鼻灯台跡	史跡	竹崎区
3	S50. 2. 4 (1975)	田古里古墳	史跡	田古里区
4	S50. 2. 4 (1975)	道越古墳	史跡	道越区
5	S51. 2. 10 (1976)	六体地蔵菩薩立像	有形	多良岳上宮下方
6	S51. 2. 10 (1976)	土師壷棺	有形	歴史民俗資料館
7	S51. 2. 10 (1976)	役行者座像	有形	多良岳上宮鳥居横
8	S52. 3. 1 (1977)	石造六地蔵	有形	竹崎観世音寺
9	S63. 4. 1 (1988)	湯牟田古墳	史跡	伊福区

Ⅳ　太良町郷土史調査会

太良町史研究第１巻（原始時代～古墳時代）昭和38年（1963）５月発行・第２巻（飛鳥時代～江戸時代）を昭和43年（1968）３月に発行した郷土史研究会の会員には、町内小・中学校の教員が多く、毎年の定期異動で会員は漸次減少し、研究活動もできない状態となった。

明治以降の日本は、目まぐるしい進歩と変遷（へんせん）であり、歴史の一大時期を画（かく）する時代である。時が経てば、明治以降の資料も散逸（さんいつ）してしまうことが憂慮されたので、明治22年（1889）以来残っている役場内の書類、並びに明治生まれの古老等から資料を集め、保存しておく必要があると考え、「太良町郷土史調査会」が組織された。

調査会のメンバーは、町長、議長、教育委員、公民館長、学識経験者で組織されている。調査会には、委員と研究員があり、委員会は毎年１回開かれ、主として調査項目、調査範囲等について協議決定し、その決定に従って、研究員が調査研究を進めている。

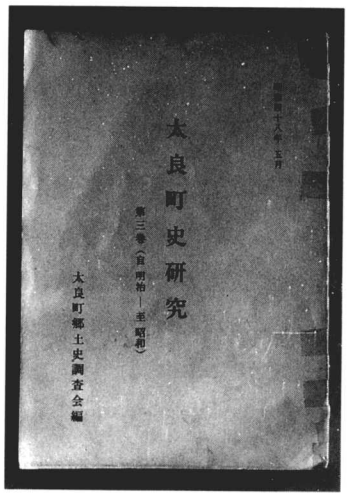

太良町郷土史調査会編の
『太良町史研究』第三巻

研究員は、太良町役場内に保存してある明治22年（1889）町村制施行以来の議会関係の書類、その他諸記録を調査し、明治生まれの古老を訪問して話を聞き、農・漁協等町内の公共的機関や官公署を訪ねて調査している。必要によっては、佐賀県庁や県立図書館に出かけて資料を集めた。

このようにして昭和46年度（1971）までに、多くの人の指導や援助で、一応資料が纏（まと）まったので、郷土史調査会は昭和47年度（1972）から第３巻の編纂に取り掛かった。

資料の調査研究、並びに執筆には、森　鶴雄、山田千好が当たり、昭和48年（1973）５月に、太良町史研究第３巻（明治時代～昭和時代）が、太良町郷土史調査会の手で発行された。

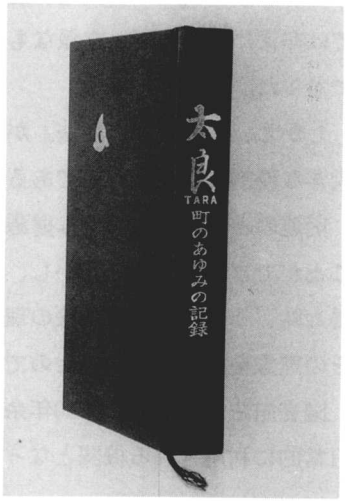

太良町郷土史調査会編の
『太良・町のあゆみの記録』

今まで発行された冊子は、３巻とも研究誌の意味で、郷土史研究会員、郷土史調査会員、町議会議員等、町内の有識者に研究の資料として贈られた。

続いて、太良町郷土史調査会では、第１巻から第３巻までを一冊にまとめ、太良町史として印刷発行すべく検討されたが、「このままでは、まだまだ資料も乏しいし、しかも、史実、伝説、遺跡等混交し、歴史としての体系も整わず、その上メモ式の感じもあり、今少し資料を研究調査し、通史的に

編み直したらどうか」との意見であった。

この意見に添って、第1巻から第3巻までを、検討し、資料も探し集めて追加し、章を考え、項を改め、通史らしく組み直して、昭和50年（1975）12月、『太良・町のあゆみの記録』が発行された。

この発行によって、昭和44年（1969）3月に発足した、太良町郷土史調査会は、6年9か月をもってその役目を終えている。

V 図 書 館

昭和25年（1950）4月30日、この日は、日本図書館協議会などが中心となって運動し準備した、図書館関係者待望の『図書館法』が制定された日である。これを記念して、昭和46年（1971）から4月30日を「図書館記念日」と定められた。

この法律は、憲法、教育基本法にもとづき、社会教育法の精神にしたがってつくられた法律で、日本の図書館が近代公共図書館として歩み出す、その礎をつくったものといえる。それは、つぎのような注目すべき内容を規定している。

① 公立図書館の設置および運営は、地方自治体にまかせること。

② 図書館の運営は、「土地の事情及び一般公衆の希望にそう」ようにするとともに、図書館の事業を多彩に規定したこと。

③ 資料の利用にたいし、対価をとってはならないと明記したこと。

④ 国は補助金の交付や設置、運営の基準の制定など底上げ的、奨励的施策をとるようにもとめたこと。

このほかにも、情報公開、住民参加などにかかわる興味深い内容をもっている。

この法律が制定された時、図書館関係者は「実を捨てて花をとった」といわれた。理念としては非常に格調の高い立派なものであるのに対し、現実的な財政の裏づけは殆ど何もない法律であった。

しかし、この『図書館法』が理念を明示したことは、その後の図書館の発展の中できわめて大きな役割を果たしたのである。

前述のとおり、現実的な財源等の裏づけがないために、法の理念はなかなか現実を変革することができなかった。しかし、昭和30年代後半から40年代にかけて、住民運動という形で力を得た時、その力と図書館法の理念とが合体し、その力で新しい図書館を生み出し、図書館法はその理念を実現していったのである。

図書館法が制定されて40年余、図書館は子どもたちや母親たち、父親も含め多くの国民に、日常的に利用される機関となってきたのである。

1．公民館図書室

昭和20年（1945）８月15日、太平洋戦争は、日本の無条件降伏によって終結した。

日本に進駐してきた連合軍は軍政を布（し）き、日本国の民主化のための指令を、矢つぎ早に出していった。

このような状況の中で、昭和21年（1946）７月５日、文部次官通達「公民館設置に関する件」が出され、公民館創成の第一歩を踏み出したのである。その中に、「公民館には図書室を設け、図書部に活発な運営を担当せしむること」との条項がある。

『佐賀県公民館史』によれば、公民館設置に連合軍総司令部（ＧＨＱ）や、民間情報局（ＣＩＥ）は、異常なまでの熱意を示した。これを受けた佐賀軍政府も、日本民主化の拠点であるとして強力な指導を行っている。

太良町では、昭和24年（1949）に、多良村、大浦村ともに役場内に「公民館」を設置している。両村とも図書室は無く、公民館事務室の一隅に、村費で購入した図書や県立図書館の巡回文庫等を書棚に並べ、来館した青年等に貸し出していたにすぎない。

2．太良町立図書館

公民館図書室の時代が20年ほど続いたが、その間に、多良村は昭和28年（1953）に多良町となった。さらに、『町村合併促進法』により、大浦村と多良町は、昭和30年（1955）２月に合併して太良町となり、同年３月七浦村の伊福が編入合併している。

昭和43年（1968)、多良駅前にあった旧役場（現Ａコープの土地）と隣接して、1,800万円（国庫補助200万円）で鉄筋３階建の図書館が完成した。１階が児童・生徒用図書及び閲覧室、２階は一般用図書と閲覧室、３階が視聴覚室であった。

昭和47年（1972）に創立された太良町文化連盟の設立総会は、この視聴覚室で行われた。

図書館の設置で、専任の職員が配置され、蔵書が増えるにつれて町民の利用も活発となり、読書活動は、今までになく盛り上がってきた。

太良町立大橋記念図書館が、昭和61年（1986）５月に完成したので、大部分の図書は新館に移され、７月に開館した。元の図書館は、平成２年（1990）６月、廃館の手続きが完了し、20年余にわたる図書館の役割を終えた。現在は、壊されて跡地にＪＡたらのＡコープが建てられている。

3．太良町立図書館大浦分館

大浦公民館は、昭和56年（1981）６月に改築され、１階の一室を図書室に当て、書架と閲覧机を置き運営されている。ここは大浦小学校の近くで児童の利用が多い。

年間の図書購入費は20万円、蔵書数約5,000冊、午前中は、役場の大浦支所の職員が開館して図書室の業務を兼任し、午後は委託者が出勤して、貸し出しや受け入れの業務を行っている。県立図書館の巡回文庫も受け入れ、住民に利用されている。

4．太良町立大橋記念図書館

(1) 建設までの経緯

「町立の図書館ですか」と、参観者によく聞かれる。大橋リュフ医学博士が、1億円を太良町に寄附して造られた図書館である。

大橋博士は、大浦村田古里（現太良町大字大浦田古里）の正伝院で、吉原真隆の3女として明治32年（1899）に生まれた。

2歳を経ずして浄土宗の僧侶である父と共に、多良村糸岐（現太良町多良針牟田）の誓願寺に移住し、多良小学校に5年まで在学した。その後、父の転任で東京に移住し、東京女子医専（現東京女子医大）を卒業して、暫く東京の病院に勤めた。

大橋リュフ博士の胸像

大正11年（1922）、志を立ててアメリカへ留学し、在学中に医師国家試験に合格、卒業後ドイツへ留学した。

帰国後、結婚して大橋姓となり、夫と共に大橋医院を開業して約50年間医療に従事した。

12歳まで育んでくれた思い出多い故郷（ふるさと）太良、その太良の皆さんの為に役立ててほしいと、誓願寺住職を通じて寄附の申し出があった。当時の町長は、関係者に計ってそれを受け入れることとなり、昭和60年（1985）11月、教育振興資金として1億円が寄附された。

町長は、大橋博士のご芳志に応えるため、町民の為になるものをと、いろいろと模索し協議

大橋リュフ博士の芳志でできた大橋記念図書館

大 橋 文 庫

平面図

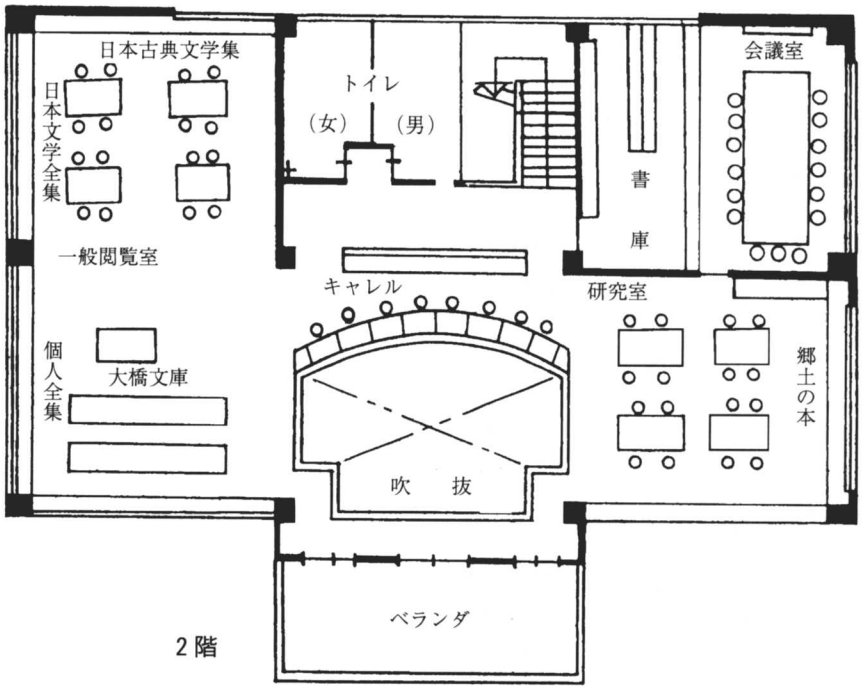
日本古典文学集
日本文学全集
一般閲覧室
個人全集
大橋文庫
トイレ
(女)
(男)
キャレル
吹　抜
書
庫
研究室
会議室
郷土の本
ベランダ

2階

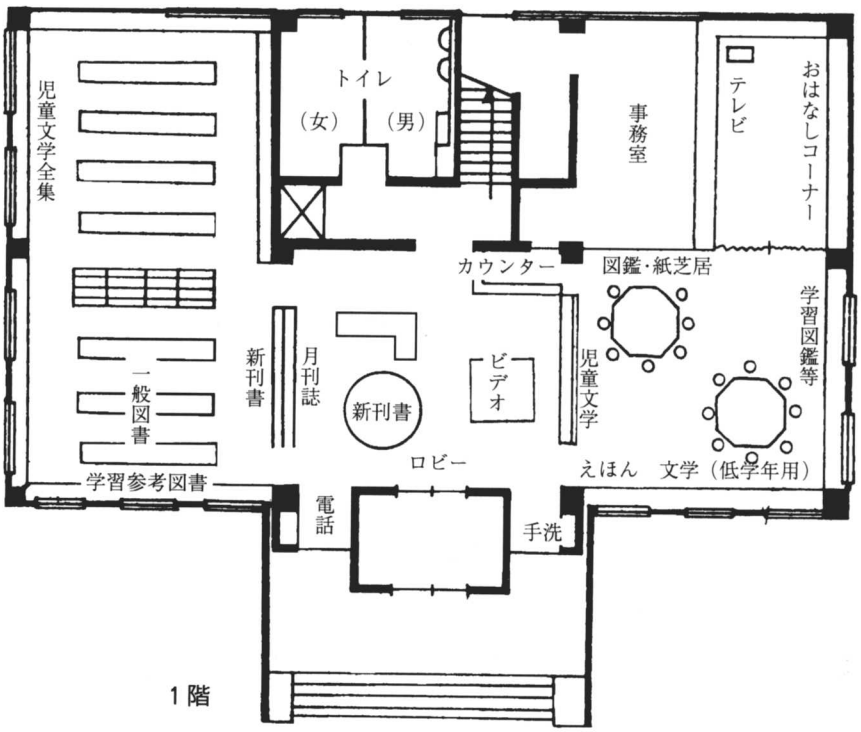
児童文学全集
一般図書
学習参考図書
トイレ
(女)
(男)
新刊書
月刊誌
新刊書
ビデオ
ロビー
カウンター
事務室
テレビ
おはなしコーナー
図鑑・紙芝居
児童文学
学習図鑑等
えほん
文学（低学年用）
電話
手洗

1階

の結果、太良町議会に於いて、図書館を建設することが議決された。

昭和60年（1985）12月、図書館の建設工事に着手し、明治調の落ち着いた色調と造形の図書館が、昭和61年（1986）3月31日に竣工した。

故郷（ふるさと）の為に、多額の浄財を寄附された大橋リュフ博士の芳志を記念し、後世に伝えるために、「大橋記念図書館」と命名された。

昭和61年（1986）5月24日、落成式が挙行され、関係者の努力によって7月6日に開館し、町民の生涯学習と文化向上の拠点として活用されている。

(2) 経　費

① 建築工事費	100,000（千円）
② 備品・環境整備費	20,640　〃

(3) 現　状（平成3年度）

① 図書館の予算	12,869（千円）
② 図書購入費	2,000　〃
③ ビデオ購入費	150　〃
④ 蔵書等の数	33,721　（冊）
・一般用図書	20,466　〃
・子ども用図書	13,255　〃
・紙芝居	163　（組）
・ビデオ	116　（本）

⑤ 利用状況

大橋記念図書館					大浦公民館図書室（大浦分館）		
	入館者数	貸出		登録者数	入館者数	貸出図書	登録者数
		図書	ビデオ				
子ども	9,953	15,429	2,057	844 (368)		6,884	467
一般	7,491	7,771	634	595 (122)		1,177	146
計	17,444	23,200	2,691	1,439 (490)		8,061	613

※　登録者数の（　）はビデオ登録者

⑥　職員及び開・休館日（平成４年３月現在）

館 項	大　橋　記　念　図　書　館	大　浦　公　民　館　図　書　室 （大　浦　分　館）
職　　員	館長（嘱託、資料館長兼務） 次長（教育委員会事務局次長兼務） 司書（事務吏員） 委託　1	大浦公民館吏員　2 委託　1
開　　館	8：30～17：00	8：30～17：00　委託　月～金 午後勤務
休　　館	月曜日、祝日、年末・年始の休暇	土・日曜日 祝日、年末・年始の休暇

(4)　図書館の主な活動

①　読書会（３グループ、月１回）

㋐　昼の読書会
㋑　夜の読書会
㋒　里区読書会

県立図書館の読書会文庫に、同じ本を10冊と20冊、読書会用として準備されている。この本を借りてきて会員に配り、読んだ後読書会を開き、感想や意見を出し合って、見方、考え方を深めながら、それぞれの生き方に役立てている。

②　おはなし会

子どもたちに夢と楽しみを、それに、図書館に親しみを持たせ、気軽に訪れて利用してくれることを願って、大橋記念図書館の開館から一月（ひとつき）遅れて、昭和61年（1986）８月から、関心のある主婦と職員２名で始められた。図書館で毎月１回、日曜日に「おはなし会」を開いている。

おはなし会

幼児から小学校中学年までを対象にした

内容の、ペープサート、スライド、指人形、パネルシアター、紙芝居、語り聞かせなど、1階の子ども閲覧室で会場を作り実施している。

多忙な主婦業や、それぞれの仕事の合間に、脚本選びや練習日を決めて本番に備えているが、全員揃うことは難しい。毎回、60～70名のかわいい聴衆に元気づけられ、このボランティア活動も平成3年で6年目を迎える。

③　文学散歩

小・中学生は春、成人は秋に町のマイクロバスを使って、それぞれ年に1回の日帰りの研修である。日帰りなので、県内か、隣接県位の目的地で、子どもは34～5人、成人は20人位の定員で、希望者を募り実施している。

平成3年度は、小・中学生が大村市内、成人は、唐津市内と名護屋城跡を見学したが、その土地の歴史に詳しい講師の案内で、有意義な研修ができている。

小・中学生の文学散歩（大村市）

④　移動図書館

図書館から遠い伊福と、大浦地区の幼・保育園4園の園長にお願いして、平成元年（1989）から絵本を車に積んで、月2回各園を訪問している。教室に絵本を並べ、年長組と年中組の園児に、読みたい、見てみたいと思う絵本を、それぞれ3冊自由に選ばせ、家に持ち帰らせて、母子（おやこ）読書や家族の読み聞かせを勧めている。

テレビやテレビゲーム機の普及等で、児童・生徒の活字離れが取り沙汰されてから久しい。このような状況の中で、幼・保育園の時期から、本に親しませていたら、活字離れに少しは歯止めの効果があるのではと、期待しながらの移動図書館である。平成3年度は、7,553冊を貸し出している。

⑤　貸出文庫

多くの人に本を読んで欲しいとの願いで、図書館から遠い10地区の家庭に、100～150冊の図書を預かってもらい、3ヶ月か半年位で入れ替えしながら、地区の人に貸し出しをしている。

⑥　図書館だより

年３回発行、全戸に配布、新刊図書の紹介等をしている。

⑦　テーマによる本の展示

毎年テーマを決めて、それに因(ちな)む本の展示をしている。平成３年度は、

「やさしさに出合う本」のテーマで、障害を持った子どもたちが、その障害を、涙ぐましい努力と意志の強さで克服していく姿は、深い感動と思いやりの心を育むであろうと、障害をテーマとする子どもの本を展示している。

図書館から遠い
地区への貸出文庫

⑧　視聴覚資料の充実

従来の図書館は、良書を充実して利用者の要望に応えていた。情報過多とＡＶ（視聴覚）機器の発達した平成の情報化時代では、ＡＶ資料の充実・保管と、資料提供も、近代図書館の必須条件となってきている。

図書購入費は、本年度（平成３年度）220万円、（町民１人当たり、173円）。１人当たりの蔵書数は３冊強である。

平成２年度に50万円の篤志寄附があり、日本・世界の名作童話のソフトビデオを購入した。利用者が多く、平成３年度は、ＡＶ資料の購入費として、15万円の予算が組まれている。活字離れの時代に、それを助長するようであるが、ＡＶ資料を年々購入し、充実していく方針という。

⑨　生涯学習と図書館

科学技術や経済の急激な伸長発展に伴って、人生80年の高齢化社会を迎え、「生涯学習」「生涯教育」という言葉が使われるようになり、80年の人生を如何に、豊かに過ごすかが大きな問題となっている。

行政面でも、この高齢化社会への施策については、大きな課題であろう。

町民の生涯にわたる学習要求は、量的な

充実されるＡＶ資料

太良町役場一円の施設配置図

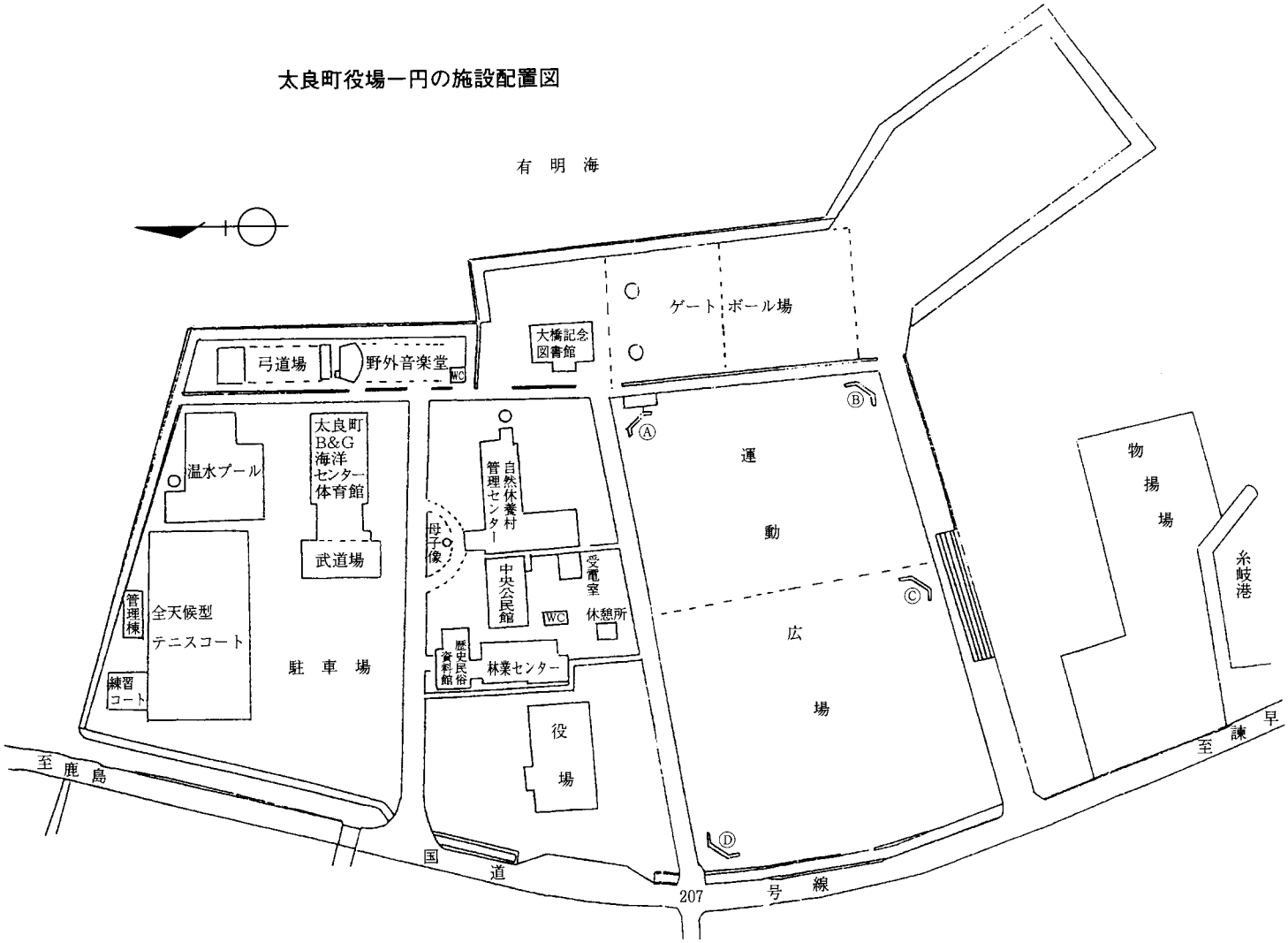

増大とともに、質的にも多様化してきている。このような時に、町民の学習意欲を一層高め、育て、促進するための生涯教育関係事業の体系化や、学習機会の条件整備は、急を要することである。幸いにして太良町には、太良町役場一円に、施設・設備が集中しており、町民の学習要求への対応は、これ等の施設・設備を整備充実することによって、ある程度は満たすことができると考えられる。

図書館も、町民の年齢、職業、趣味等によるあらゆる階層の学習要求に対し、それに応え得る資料の充実が必要であり、公民館とともに、生涯学習のセンター的存在となるのではなかろうか。

Ⅵ　太良町立歴史民俗資料館

歴史民俗資料館の１階展示室入り口の上に、「温故知新」の掲額がある。「故(ふる)きを温(たず)ねて新しきを知る」ということである。

われわれが住んでいるこの太良町は、数千年の古(いにしえ)より、祖先が営々として築きあげたものである。先人たちが遺(のこ)した歴史民俗資料を通して、祖先の苦労を偲(しの)び伝承し、豊かで、美しく、楽しい太良町にしていこうという郷土愛が育(はぐく)まれることを念願して、昭和57年（1982）２月28日に竣工し、10月１日に開館した。

○工　事　費

国庫補助金	7,700（千円）
県費補助金	3,850　〃
地　方　債	30,900　〃
町　　債	9,250　〃
合　　計	51,700　〃

太良町歴史民俗資料館

○構造・規模

鉄筋コンクリート２階建	
１階	177,542㎡
２階	160,380〃
合計	337,922〃

展示品は、昭和54年（1979）頃、民俗資料の収集をしようということになり、教育委員会の要請で、郷土史研究会の会員数名が、民俗資料調査員の委嘱を受けて、町内の各家庭を廻り、民俗資料を集めている。

展示室入り口の掲額

昭和57年（1982）２月、県下の他市町村にさきがけて、歴史民俗資料館が造られた。展示品は、多良小学校や大浦小学校に保管されていた歴史民俗資料と、町内の各家々を廻って集められた八百数十点の歴史民俗資料が、この館に展示されるようになった。

その後も、広く町民に呼びかけて収集し、現在、約2,600点の歴史民俗資料を収蔵し、町内より出土した縄文（じょうもん）、弥生時代の石器、土器をはじめ、農業、林業、漁業、生活用具等に大別し、展示している。有明海の漁撈用具の展示は、当館の特色である。

漁撈用具展示室（２Ｆ）

平　面　図

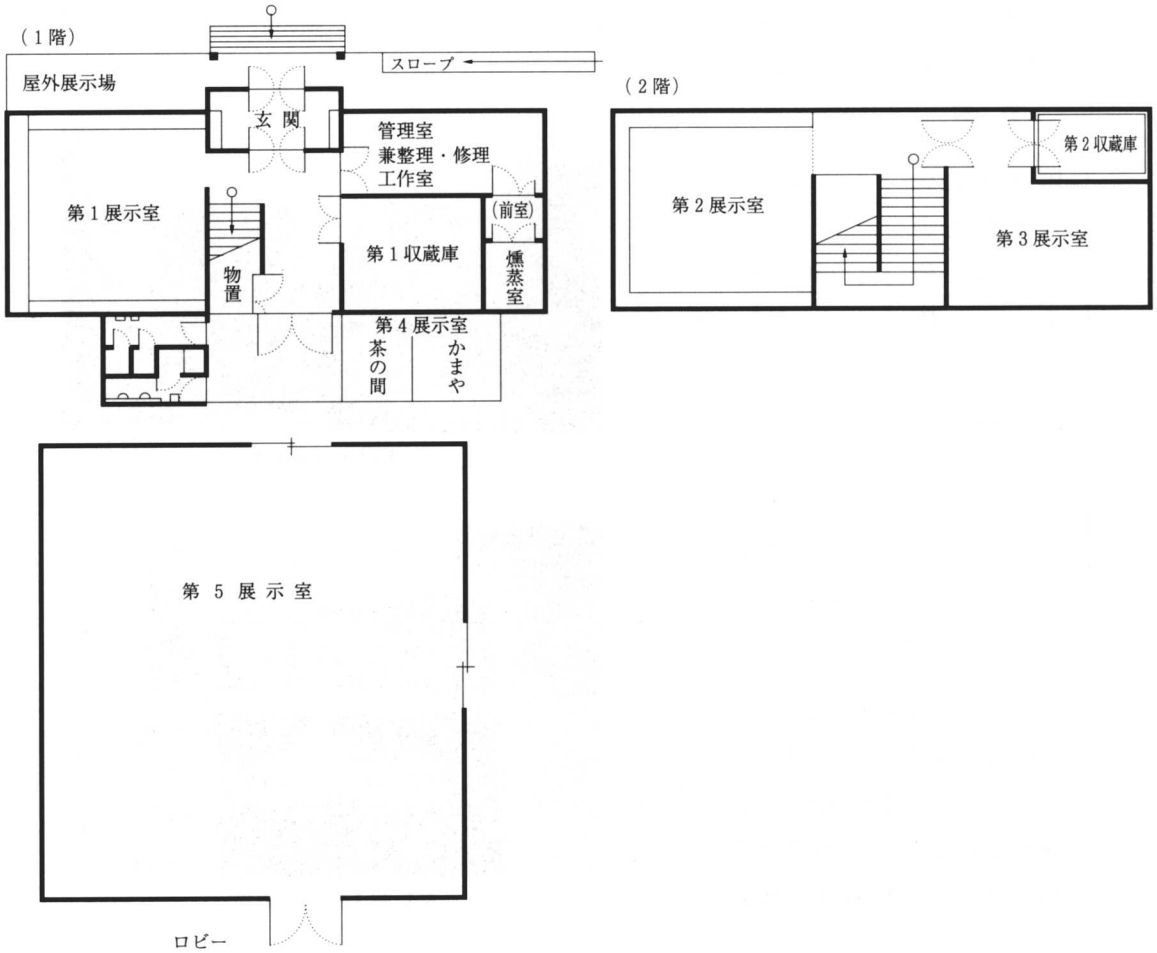

太良町歴史民俗資料館の資料一覧

第一展示場→①　屋外展示場→外

大分類 小分類	展示場所	延数量（種類）	主な品目
衣食住			
食	②③	247(91)	鍋類、釜類、豆腐・醤油・味噌製造用具、瓶・壺・樽類、徳利、各種御膳、臼、籠、炊事場用品、椀、水筒
衣	③	157(102)	裁縫用具、履物、和服雛型各種、ミシン、バリカン、洗濯用具、衣類各種、蚊帳
住	③⑤	137(58)	家財道具各種、風呂、ランプ、提灯、長持、こたつ、家葺道具、大工道具、桶
生産生業			
農耕	⑤	220(101)	鍬・鋤・鎌類、田押車、雁爪、種播機、蓑、笠、唐臼、鞍、箕、桶、脱穀機、ざる、千歯、ねぶく
山樵	⑤	35(15)	鋸各種、鎌、なた、斧、皮剝ぎ
漁労	②	303(129)	潜水用具各種、漁網各種、海苔網、漁籠各種、船内道具、魚の絵と解説、有明海漁業実況絵巻、海苔製造道具
狩猟		1(1)	猟銃散弾詰替機
養蚕	⑤	22(10)	稚蚕飼育箱、桑切り挟・包丁、蚕網、まぶし、桑籠
手工諸職	外	15(13)	ふいご、湯舟、つるはし、やきいも釜
製糸染色	⑤	77(31)	糸巻枠、座繰り、木綿車、機織機道具、絹、繭繰り機
交通運輸	外	9(9)	大八車、荷馬車、人力車、郵便ポスト
交易	①③	8(6)	計算機、貨幣、鋳造貨幣模型、行商用目籠、古銭（約200種以上）
社会生活	①③	8(8)	半鐘、消防服、愛国婦人会員章
信仰	①③	11(9)	三宝、釣鐘、花立て
民族知識	③	90(44)	柱時計、ラジオ、ます、秤、門札、算盤、プレーヤー
民族芸能遊戯	③	54(30)	独楽、凧、おはじき、尺八、水鉄砲、川原狂言フィルム、野狐踊用具各種、獅子面、小太鼓
人生儀礼	①	10(7)	櫛、こうがい、かんざし、骨壺、ふくさ
年中行事	① 階段	22(20)	写真（童子舞・的射り・円座祭・浮立・狂言・野狐踊・泥餅つき・星祭・流れ灌頂・鬼火たき・もぐら打ち）
歴史	①⑤	453(215)	土師壷棺、鎧甲一式、銅鏡、陣笠、鉄剣、刀子、管玉、槍、国県町指定文化財写真、駕籠、町出身者資料、個人領収書・証文・証書・賞状・勲章・校旗
その他	①	11(3)	火山弾、珪化木、金屎（鉱滓）
教科書	③	300(300)	地理、理科、図画、工作、音楽、農業、商業、裁縫、習字、修身、算術、国史、国語、教師用
古書	③	130(130)	日本外史、史記評林、方丈記、故実叢書、文典、増鏡、台所重宝記、開化小学用文、建武年中行事略解
絵画	⑤	25(25)	（個人用を含む）福田峠、椎若葉、長崎十二番街、山登り、鳩のある静物、踊る野狐、西瓜を売る女
標本等	⑤	13(13)	杉材品種標本13種
（農林課）	⑤ ⑤ ⑤	9(9) 146(146) 124(124)	杉材等級９種 多良岳広葉樹材標本146種 多良岳広葉樹押し葉124種
合計 （種類）		約2,600 （約1,600）	

第二節　文化諸団体

Ⅰ　太良町民芸保存会

戦前の大字糸岐の各区は、糸岐川を挟んで川北と川南に分かれ、荒穂神社と浅間神社に浮立を奉納し、糸岐供日（くんち）は、大変賑わっていた。

大字多良の区も、川上神社に浮立を奉納していた。また、大浦地区の殆どの区でも、「まつり」には、笛を吹き、鉦や太鼓を叩き、鬼面をつけて区の氏神に浮立を奉納し、「まつり」を楽しんでいた。

ところが、太平洋戦争が激しくなるにつれて、青壮年は軍隊へ、残った学生や生徒、女子青年は軍需工場へ徴用されていった。金属も弾丸にするため供出させられ、銅像や浮立の鉦もその対象となり、戦争の進展に伴い、浮立もできなくなってしまった。

戦後、復員軍人や、引揚者等で区の人口も増え、おいおい浮立の練習を始める区もあって、復活の兆しが見えてきた。

多良地区では、前記のように川上神社と荒穂・浅間の両神社に、それぞれ供日に浮立を奉納していたが、昭和46年（1971）、油津海岸の埋立地に太良嶽神社が建立され、川上神社と荒穂神社の祭神を合祀した。

このため、大字多良地区では、多良川を挟んで川北と川南の区に分け、区の氏神と太良嶽神社に、２年毎の交代で浮立を奉納している。大字糸岐地区は、今までの慣例のように、糸岐川を界とした川北と川南の区が、２年交代で、浅間神社と太良嶽神社に、浮立を奉納するようになった。多良地区に浮立の継承区が多いのは、この仕来りに起因するものであろう。

大浦地区でも、戦後間もなく、浮立を練習する区もあったが、世の中が安定するにつれて、都会へ転出する人が多くなり、継承者が減少してきた。大浦地区に浮立が途絶えた区が多いのは、「まつり」の時、区の氏神に奉納するだけで、多良地区のように、川北・川南という交代

面浮立（かけ）

道越平浜の白狐おどり

制に拘束されることがなかったからであろう。現在、里区だけに浮立が継承され、毎年諏訪神社に奉納している。

民俗芸能の消滅を憂えた有志が、昭和40年（1965）に、太良町民芸保存会を結成し、その保存、育成について町に陳情した。太良町は、昭和42年（1967）12月22日に、「民芸保存事業補助金交付要項」を定め、助成するようになった。農協からも助成費が出されている。

現在、民俗芸能継承区は17区で、平成３年度（1991）の会長に、大鋸四方太、副会長、川下実雄、監事、梅川久市、梅崎英八郎が選ばれ、17区の区長が役員となって運営している。

平成３年度の補助金は、町から27万円、農協10万円で、その配分は、総額の$\frac{1}{2}$が均等割、$\frac{1}{2}$が芸能事業への参加人数割となっている。本年度は、17区が事業を実施しており、上記の配分方法で補助金が支出されている。

民俗芸能の保存伝承には、人と時間と金が掛かり、また、民俗芸能に対する考え方も多様で、困難点が多い。

民族が、長い間伝承してきた芸能文化を、次代に伝えていくことは、郷土の財産として大切なことであり、伝承を受けている者の責務ではなかろうか。しかし、過疎化傾向にある各区では、人手不足で、浮立の役柄を省略するか、人数を減らしているという。

現在、民俗芸能が伝承されている区は、下表のとおりである。

※　民芸保存会加入団体一覧

番号	区	芸能名・種別	奉納社
1	伊福	浮立（かけ“面浮立”、チワメキ、挟箱、シャノ毛、大太鼓）	戸口神社
2	栄町	浮立（薙刀、シャカンシャカン、チワメキ、挟箱、シャノ毛）	大魚神社 太良嶽神社
3	片峰	浮立（獅子浮立、猿浮立、チワメキ、かけ“面浮立”、大太鼓、シャノ毛）	太良嶽神社
4	油津	浮立（かけ“面浮立”、シャカンシャカン、チワメキ、シャノ毛、大太鼓）	〃
5	古賀	浮立（かけ“面浮立”、獅子浮立、チワメキ、シャノ毛、鬼浮立）	〃
6	瀬戸	浮立（かけ“面浮立”、シャカンシャカン、シャノ毛、鐘浮立）	〃
7	川原	浮立（かけ“面浮立”、シャカンシャカン、チワメキ、シャノ毛、トリ毛、獅子浮立）川原狂言	〃
8	北町	浮立（挟箱、シャノ毛、薙刀、振鈴、トリ毛）	浅間神社 太良嶽神社
9	本町	浮立（薙刀、シャカンシャカン、挟箱、シャノ毛、トリ毛）	〃
10	陣内	浮立（かけ“面浮立”、獅子浮立、大太鼓）	〃
11	小田	浮立（かけ“面浮立”、獅子浮立、シャグマ、大太鼓）	〃
12	針牟田	北方浮立 かけ（面浮立） 獅子浮立 3区共同芸能	〃
13	大峰		
14	川内		
15	里	浮立（かけ“面浮立”）	諏訪神社
16	道越	白狐おどり	平浜神社
17	竹崎	修正会鬼祭	竹崎観世音寺

Ⅱ　太良町郷土史研究会

太良町郷土史研究会は、昭和35年（1960）頃、澤　光謙の発議で、町内小・中学校の教員を主軸に結成され、会長には、澤　光謙が就任した。

発足当初は、日曜・休日等に、町内の史跡調査や古墳の発掘、石器、土器の収集等をしていた。また、会長から仏像等に関する講義や、佐賀県文化課の木下之治に、考古学等の指導を受け、歴史の学習をしながら、郷土史について研究調査を実施していた。

やがて、当時の町長から、研究結果をまとめて公開したらどうかとの要請があり、数年にわたる共同の研究、調査内容をまとめて、昭和38年（1963）５月、「太良町史研究第１巻」（原始時代～古墳時代）を発行した。

これは、澤　光謙、浜崎公義、荒田　巧、小野原謙二郎、竹下　稔の執筆に依るものである。

それから５年後の昭和43年（1968）３月に、第２巻（飛鳥時代～江戸時代）を発行している。研究費及び印刷費は、第１巻、第２巻とも町の援助を受けての発行である。

その後郷土史研究会は、昭和47年（1972）に、太良町文化連盟の創立と同時に加盟しているが、会員の減少等で、活動はあまりなされていない。

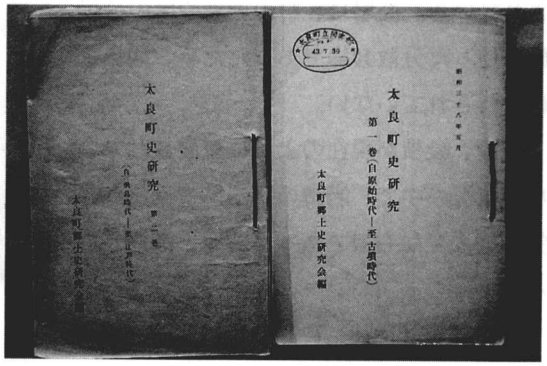

太良町郷土史研究会編、『太良町史研究』第一、第二巻

昭和58年（1983）頃から年間計画を立てて、再び町内の史跡調査を始めている。また、佐賀県立博物館の学芸員に依頼して、町内の仏像や懸仏の鑑定も実施している。

昭和62年（1987）、町誌編纂のための資料収集の名目で、町から20万円の補助を受け、収集活動と共に、町外の史跡や資料館等の見学もして、郷土史の不明な点を解明しようと、調査、研究を始めた。

平成２年（1990）に、町誌の編纂が具体化し、その中の集落誌については、会員が各区の助言者として割り当てられ、また、調査執筆を担当した会員もいる。

Ⅲ　太良町文化連盟

１．文化連盟の創立

昭和47年（1972）９月26日の創立で、県内では早い方の発足である。太良町文化連盟の『創立20周年記念誌』によると、当時の町長から教育長に、「文化連盟を作って文化祭をやったらどうか。」という話があった。

教育長は、教育委員会で協議し、昭和47年（1972）９月16日に、主だった人たちが、創立に向けて集まり、会則の審議や、総会対策等についての話し合いが持たれた。

９月26日に、町立図書館（現Ａコープの敷地にあった。）３階の視聴覚室で、設立総会が開催され、13部会が加盟して、太良町文化連盟が発足した。

会長には、教育委員会の委員長が就任した。事務局は、昭和56年度（1981）まで、教育委員会の事務局。昭和57年度（1982）は、公民館（社会教育指導員）が担当した。当初は、教育委員会事務局の主導で運営されたが、昭和58年度（1983）になって、太良町歴史民俗資料館に事務局が置かれ、今日に至っている。

２．文　化　祭

文化連盟創立後の第１回文化祭は、昭和47年（1972）12月16日～17日を中心に実施されている。会場は、町の施設や区の公民館を使った分散会場であったため、開会式は挙行されていない。

施設、設備が現在のように整備されていない状況の中で、当時の事務局や役員の苦労は、大変なものであったろうと推察される。

太良町ふるさとまつり、文化祭の開会式

昭和53年（1978）にＢ＆Ｇ体育館、武道館が落成し、54年（1979）には、自然休養村管理センターと中央公民館が竣工して、文化祭の展示・発表は、同一敷地内の施設で出来るようになった。そこで、昭和54年（1979）の第８回文化祭から、自然休養村管理センター大ホールで、開会式が行われるようになった。

開会式のアトラクション

昭和63年度（1988）から、第17回文化祭と第３回ふるさとまつりが同時開催となり、開会式も合同で実施されるようになった。

平成３年（1991）は、太良町文化連盟の創立20周年に当たり、記念事業として、記念誌の発行と、文化連盟としては、初めての講演会を開催した。講師には、元、大麒麟の押尾川親方を、九州場所が終わった後の12月１日(日)に招き、「相撲と人生」という演題の講演は好評であっ

た。

20周年の記念事業には、町の特別の配慮で50万円の助成があり、また、佐賀県芸術文化育成基金から30万円の補助金が出た。関係機関からの支援と会員の努力と協力により、20周年の文化祭及び記念事業は、盛会裡に終了した。

太良町文化連盟も、20年の間には、紆余曲折があり、また、部の消長もあったが、平成3年（1991）度の各部及び役員は、下記のとおりである。

講演会「相撲と人生」講師押尾川親方

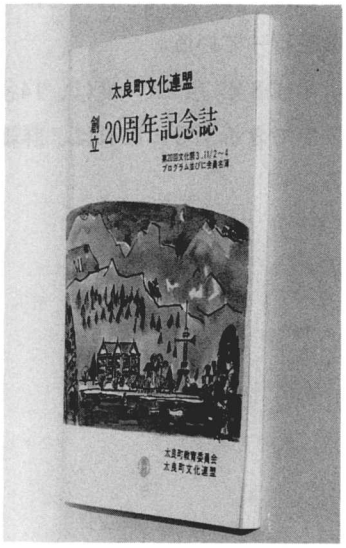

文化連盟創立20周年記念誌

3．役員（平成3年度）

会　長　　田中　善一
副会長　　平坂　　勝　　川岡　五六
理　事　　赤崎　政六　　浜崎　公義
　　荒田　　巧　　百田　正之
　　松森ユキ子　　江藤　晃子
　　木下　福真（教育長）
　　岡　　義人（公民館長）
顧　問　　澤　　光謙

番号	部門	部長	会員数	番号	部門	部長	会員数
1	お話会	滝川博江	12	12	生花	井上テイ	85
2	音楽	岡末代	57	13	染色	平坂純	18
3	絵画	山口憲一郎	17	14	短歌	川岡五六	22
4	寒蘭	井手辰夫	36	15	茶道	吉原ツヨ	49
5	菊花	荒田巧	14	16	長唄	恵崎光子	12
6	郷土芸能	大鋸四方太	1団体	17	俳句	平坂勝	26
7	郷土史研究会	澤光謙	24	18	ビデオ	山田政夫	7
8	吟詠	林田清志	23	19	舞踊	江藤晃子	162
9	写真	峰松繁雄	13	20	盆栽	香田芳男	40
10	手芸	恵崎早百合	59	21	謡曲	赤崎政六	29
11	書道	松尾晴敏	45				

監　事　　香田　芳男　　恵﨑サヨ子

事務局　　西村　公博　　田中　芳子

会員総数（延）750名と１団体。

各部で、それぞれ年間計画を立て、独自の文化活動を展開している。１年間の総決算が文化祭の展示、発表であり町内唯一の文化団体として、太良町文化の向上発展に貢献している。

Ⅳ　古文書研究会

昭和61年（1986)、浜崎公義の発議で、10名位の会員で発足した。鹿島市の植松　武を講師に迎え、江戸時代の古文書について、月の最終土曜日の午後、大橋記念図書館の会議室で研究会を行っている。

平成３年（1991）度は、14名の会員数である。会員が研鑽を積み、太良町に関する古文の解読ができるようになれば、詳細にわたった解明ができるであろうと、大きな期待が持たれている。

第二章　文　　芸

第一節　演劇と映画

Ⅰ　井上座と芝居小屋

多良畑田の「割烹ひさご」の駐車場あたりに貯木場があった。昭和の初め頃、この貯木場を改造して芝居小屋が造られ、「井上座」と呼ばれていた。この劇場では、農閑期に旅役者や浪曲師が来て、芝居や浪曲が上演され、映画も上映されていた。

大浦地区では、秋の取り入れが済んだ県道（現国道）近くの田や畑に、芝居の小屋掛をして興行があっていた。昭和10年頃、稲の取り入れが済んだ広江の田圃に芝居小屋が造られ、芝居が上演されたこともあった。

当時は、祭りと芝居小屋での観劇や、映画鑑賞が、文化と娯楽に接する唯一の機会であり、祭りや、芝居を楽しみにしながら農作業に精を出していたものである。

昭和６年（1931）に勃発した満州事変は、昭和12年（1937）に日華事変へと拡大し、昭和16年（1941)、遂に太平洋戦争へと突入していった。戦争が激化するにつれて、芝居の小屋掛もなくなり、戦争一色となった。軍需物資の生産がすべてに優先し、食糧をはじめ、あらゆる生活必需品が不足して、国民の生活は、窮乏を極めていた。昭和20年（1945)、連合国のポツダム宣言を受諾して、終戦を迎えたのである。

敗戦は、物心両面にわたって、日本国民に大きな打撃を与えたが、戦争の緊張感、日夜にわたる空襲の恐怖、長期間の耐乏生活。そのような中での終戦であり、無念の気持ちもさることながら、戦争が終わったという安堵感の方が強かった。

戦争中の農村は、老人と婦女子ばかりであったが、復員軍人や、親類を頼って来た引揚者、疎開者等で青年も増え次第に活気づいてきた。

文化や娯楽に接することの乏しい農村では、青年男女による素人演劇が流行し、また、秋の取り入れが済んだ田圃や畑に、芝居の小屋掛も復活して、芝居や浪曲の興行も見られるようになった。浪曲界の名手、寿々木米若も来村し、「佐渡情話」の名調子に感動したものである。

その後、世の中が安定してくるにつれて、都会へ転出する者などが増え、青年の素人演劇も、芝居小屋も次第に姿を消していった。多良の井上座も、間もなく取り壊された。

Ⅱ 映　　画

1．活動写真

昭和14年（1939）頃、小学校の講堂（大浦小は、3教室の仕切り戸の壁を取り外して、細長い会場を作り、卒業・入学式等の儀式や映写会等の会場に利用されていた。）に暗幕を張り、昼は児童を、夜は一般を対象にした映画が、16㎜映写機で上映されていた。娯楽の少なかった当時、芝居と映画は人気があり、満員の盛況であった。

当時、藤津地区には、巡回映画の組織があって、各学校で16㎜の映写機を購入し、映写会の時は、隣接学校で互いに貸し借りして、2台の映写機で上映していた。

上映フィルムが入ると、藤津教育事務所に各学校の映画担当の教員を集めて、巡回の日程や無声映画があったので、弁士の練習も兼ねた試写会が行われていた。

我が国での本格的な発声映画は、昭和6年（1931）に製作されているが、劇映画は無声で、ニュース映画がトーキーであったと思う。勿論白黒の映画であった。予算の関係で古い映画が上映されていたのであろう。

活動写真の弁士は、学校の先生で、それぞれ分担して上映されていた。悲しい場面には、「G線上のアリア」や「トロイメライ」の曲が流され、活弁の名調子に涙しながら視聴したものである。

片岡千恵蔵主演の「瞼の母」、嵐　寛寿郎主演の「鞍馬天狗」などは半世紀を経た現在でも、当時の人々の脳裏深く刻み込まれている。

いつから始まり、そしていつ上映されなくなったのか記録はないが、太平洋戦争が激化してきた昭和18年（1943）頃、中止されたのではないかと推量される。

2．巡回映画

敗戦により進駐してきた連合軍の占領政策は、日本国の民主化を最重点事項とした。その民主教育の一つの手段が映像による教育であった。

米軍が戦地に帯同して、情報伝達や娯楽に使ったナトコ映写機と、アメリカの生活状況などを撮影したフィルムを貸与して、映像による民主教育を推進するよう指導した。

藤津地区では、藤津教育事務所の社会教育指導主事が、視聴覚担当も兼任して係りを置き、各学校を巡回して上映するようになった。小・中学校では、視聴覚教育の担当者を決めてこれに対応した。

進駐軍が貸与したフィルムと、県や地元の負担で、劇映画や漫画などを、購入したり借用したりして、昭和23年（1948）9月頃から、昼は児童対象、夜は一般を対象とした映写会が実施された。

巡回映画が始まった頃の大浦中学校の校務日誌によると、昭和23年（1948）中には、11月と12月に視聴覚教育としての上映が記録されている。ところが、11月の校務日誌に、「昼はどうにか上映できたが、夜は電力不足のため上映不能におちいる。」とあり、そのため翌日生徒を集めて、父兄に陳謝の伝達を依頼した記録が残されている。当時は、電力事情も悪く「ろうそく送電」と言って、電球がろうそくを灯した位しか明るくならない夜もあり、この位の低電圧では、映写機が回らず映像も写し出せなかったのである。

戦争遂行のため、あらゆるものを犠牲にしてきた日本経済は、敗戦によって破産状態となり、食糧をはじめ生活必需品は極端に不足し、生き伸びるために汲々としていた時期で、この巡回映画は、文化と娯楽に触れる唯一の機会であり、殆ど満員であった。

昭和26年（1951）「サンフランシスコ平和条約」が締結され、占領政策としての巡回映画は終了したが、その後も、県や郡独自で「ＵＳＩＳ」の映画フィルム配給会社から、フィルムを借りて巡回映画は続けられていった。その為の資金は、児童生徒から視聴覚費として徴収し、また町村も負担金を出して、フィルムの購入や借用費に充当し運営されていた。

夏休みには、夜でも学校から遠い地区に出かけ、公民館や個人の家を借りて上映していた。屋内から映写機の電源を引くとヒューズが切れるので、外線から直接引かせて貰って上映し、地区民から感謝されたものである。

当時の住民にとって、巡回映画は、文化と娯楽に触れる唯一の機会であり、戦中、戦後を通じて果たした役割は大きいものであった。

昭和23年（1948）に始まった「巡回映画」は、その後、25年間継続され、テレビの出現と普及等により、昭和47年（1972）にその役目を終えている。

第二節　文　　学

Ⅰ　銀泥詩社（ぎんでいししゃ）

竹林会社（現多良林業）の支配人、恒川禎三郎の養子となった禎造（ていぞう）は、栄町円教寺横の桜屋に住んでいたが、生来、病弱で学齢となっても登校できず、家庭教師につき、小学校相当の課程を履修している。後、上京して中学校課程相当の教養知識を身につけているが、読書を好み、筆記、謄写や冊子の編集に才能があって、上京中は、家庭への手紙に替えて「青雲」と題し、洋紙１～２枚に壁新聞のような編集で、週刊として東京の生活を細大漏らさず、家族に知らせ、49号まで出した。

また学習の暇（いとま）に、「Rainbow. 虹」という小冊子を謄写刷りで隔月に発行し、知人に配布している。部数は不明であるが、これは５号５冊で終わっている。

多良に帰ってから同人を糾合して「銀泥詩社」を組織し、謄写刷りの詩歌誌「苗」の創刊号を、昭和7年8月（1932）に発行した。同人には、緒方秀雄（片峰）、八谷速水（栄町）、山口村一（杉谷）、陶山秀雄（栄町）、恵崎弥生（油津）、松本、小堀正男、平坂　勝（栄町）、星野満郎（波瀬浦）等が名を連ねていた。

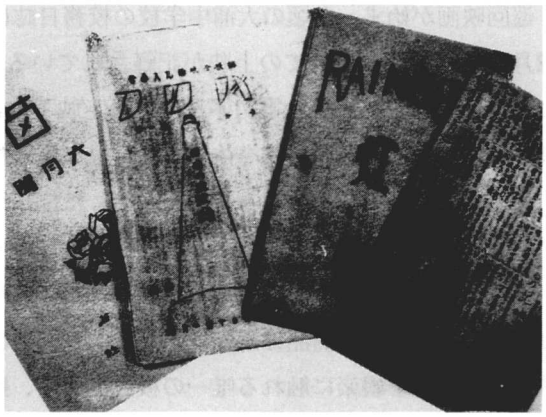

苗その他の冊子

創刊に当たって恒川禎造は、「虹から苗まで」と題して次のように書いている。

「私は、尋常4年の時、吉田瑞穂先生の御厄介になった。そしてこうした詩の世界を知るようになった。それから虹までの過程は、大変熱心に読んだ。乱読した。その後、切手蒐集によって“虹”は昨秋廃刊した。現在でも交換会をやっているので、「虹」の頃より大分忙しい訳です。だからこの「苗」も、果たして続刊できるかどうかも知れません。暇があったら第2号を出します。実際にたよりない存在です。でも原稿が思うように集まったら、頁も増しますし、張り合いも出て案外長く続くかも知れません。読者を増す事も考えておりません。読もうと思われたらお知らせ下さい。毎号進呈します。その代わり原稿をお送り下さい。また御遠方の方は郵税だけ御自弁下さい。終りに、この雑誌発行に御厄介になった平坂、八谷両兄の御援助を謝す。

（7年8月1日朝）」

編集の才能があって、ひとりで筆記、謄写するのを無上の楽しみにしていた禎造であった。選者には当時、上京していた吉田瑞穂が童謡、その親友橋本野酔が詩、短歌を吉賀政香、後に熊谷勝児が引き受けて、恒川禎造が主宰する「銀泥詩社」の文芸活動を支援した。

文芸誌「苗」は、昭和8年（1933）6月号まで恒川禎造の編集、筆記、謄写で発行できたが、最後の7月号は、原稿紙に筆写を終えてから病床に臥す身となり、同人の手によって謄写し発行されている。

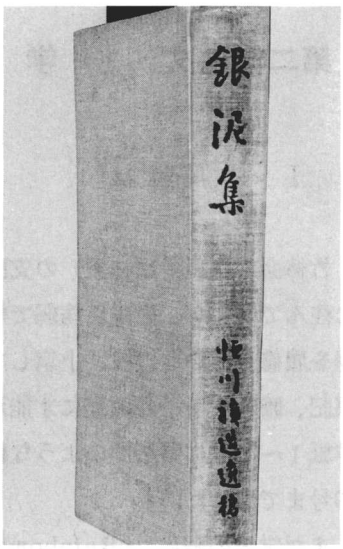

銀　泥　集

創刊号から7月号まで12号が発行されたが、恒川禎造の病臥により、「苗」の発行は一時中断し、昭和9年（1934）2月8日、その才能を惜しまれつつ、満19歳の若さで他界した。

多良の地に芽生えた文芸活動は、同人による継続発展を嘱望されながら、恒川禎造の死によって終熄した。禎造が残し

た「苗」その他から、実父と吉田瑞穂が編集した遺稿集「銀泥集」（詩57、童謡５、短歌225、小曲７、俳句11）が、没後１周忌に当たる昭和10年（1935）２月９日に発行された。

遺稿集には、禎造の誌友であった「姫由理（ひめゆり）」の追悼誌４月号に寄せられた知人の追悼文も掲載されている。文芸誌「苗」が残されていないので、同人の作品は掲載できないが、恒川禎造の詩と短歌を記す。

「トロッコ　〔有明線（長崎本線）の鉄道工事が始まっていた〕

朗かに午前の春風を切って走り
笑いさざめいて押し返して行く
トロッコの土工たち

走るトロッコは　押し返すトロッコは
君達に思考の時を与へまい
夕暮は　君達を疲労させ
生活の苦悩を呼び返すだろう
疲れてそして疲れて・・・・

桜屋跡（左手前）と長崎本線のガード

午前のトロッコよ　いつまでも笑いをのせて走れ
いつしか祈っている僕だ

「苗」４月号

・わが春に訪れざりし幻の
　スクールライフあこがれて見る

・銀泥の有明の海遠干潟
　それにもまかふ灰色の空

恒川禎造遺稿「銀泥集」より」

Ⅱ　幼年詩集

太良町油津に生まれた吉田瑞穂は、大正７年（1918）佐賀県師範学校を卒業して、七浦小学校に２年、母校多良小学校に５年、佐賀市神野小学校に３年と、県内に10年間勤務して昭和３年（1928）４月に上京、昭和34年（1959）３月東京都杉並区立第九小学校長を最後に退職している。

生来文芸に興味を持ち、後輩である親友の橋本野酔の文芸活動に刺激されて、詩を作り論文を書いて文芸誌等に投稿していた。それに掲載されたり時には入選したりして、ますます文芸活動に興味と関心を持つようになり、勤務の傍ら作詩活動も行っていた。また橋本野酔等と「詩誌」を発行したこともある。後に多良で発行された文芸誌「苗」の同人に、恒川禎造を始め教え子が多いのは、彼の影響が大きく係わっている。

昭和3年（1928）に上京して国語教育に力を注ぎ、生活綴方の開拓、指導、普及に努めると共に、文芸誌に多くの作品を発表している。

昭和7年（1932）、今まで文芸誌に発表したものも含めた処女詩集「僕の画布」を、青春の記念として発行した。現在まで多くの詩集や著書を発行しているが、昭和51年（1976）に発行した詩集「しおまねきと少年」は、芸術選奨文部大臣賞を受賞した。町の肝煎で受賞を記念して「しおまねきと少年」の詩碑が、出身地である油津区の児童館前遊園地に、昭和53年4月25日（1978）建立された。除幕式には、娘の翠と共に出席している。

「しおまねきと少年

しおまねきは　潮のひいた磯で
大きなはさみをふりあげ
潮をまねいている

あつい夏の日　しおまねきが
穴から出て
干潟のむこうの　潮をまねくと
潮はじりじりみちてくる

少年は　海芝にすわって
ハゼのよくつれる河口に
潮がさしてくるのを　待っている
しおまねきといっしょに」

詩碑（しおまねきと少年）

これは、故郷多良での少年時代の生活を歌い上げたものである。

佐賀新聞の平成3年（1991）12月28日付の『91佐賀文化回顧』に、「太良出身の吉田瑞穂は、三冊目の幼年詩集“はるおのかきの木”を出した。表紙絵、挿絵は、長女翠が手掛け、人間賛歌、ふるさと賛歌の温かい作品に仕上げている。」と記している。

浅くなって泳げない「ウダカミ」

現在の健康は、深い渕をつくっていた多良川の「ウダカミ」での水泳のおかげと考える著者は、93歳の現在も、元気に文芸活動を続けている。

詩集　僕の画布。空から来たひと。海辺の少年期。牡蠣（かき）と岬。しおまねきと少年。舳先（へさき）に立って。ムラサキガニのつなひき。はるおたちのえんそく。はるおのかきの木。

著書　作文の教室。詩を作る工夫。新しい作文教育の探究。など

Ⅲ　多良駅前の歌碑

鹿島市古枝出身の橋本野酔は、太良町油津出身の吉田瑞穂の親友で、文芸でお互いに大きな影響を与えた仲である。

恒川禎造が主宰する詩歌誌「苗」の選者となり、歌誌「姫由理」の創刊に参画し、大正14年（1925）から2年半ほど、大浦尋常高等小学校に勤務した。

戦後は、復刊した「姫由理」の主宰となりその発展に尽力し、多良小学校、大浦小学校の校歌を作詩している。藤津鹿島地区各短歌会の指導的存在であり、太良町短歌会にも、大きな影響を与えている。

多良駅前の歌碑

「火の国は　多良岳深き　金泉寺
寺侍の　美男新太郎
野酔」

長崎本線肥前多良駅前に、姫由理短歌会の発起で、昭和37年（1962）12月9日、橋本野酔の歌碑が建立された。

Ⅳ　瘠土（せきど）のばら

太良町波瀬ノ浦出身の星野満郎（ほしのみつろう）は、多良村立尋常高等小学校を卒業後、鹿島銀行多良支店に勤務しながら、恒川禎造が主宰する「苗」の同人となり、「禎造と口角泡をとばして詩論、歌論をやり、また友人としてただ一人、野辺の送りに立たねばならなかったのは、何と言っても寂しかった。」と、「姫由理」の追悼誌4月号に書いている。

歌誌「ひのくに」に作品を発表しはじめたのが、昭和12年（1937）頃からである。戦争で召集されてから、しばらく作歌から遠ざかっていたが、それ以外は殆ど欠くことなく、月々の誌上に作品を発表している。

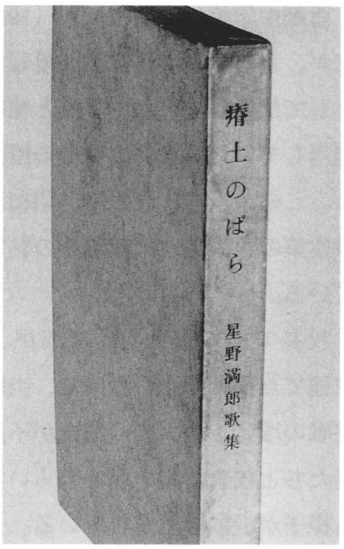

歌集「瘠土のばら」

壮年期に入ってから、杵島鉱業所（杵島炭坑）の経理部に転職して、大町の社宅に転居、大町短歌会に所属している。歌誌「ひのくに」の同人で、本格的な作歌活動は、この頃から始まっているといわれる。歌集「瘠土（せきど）のばら」は、星野満郎の自選歌集で、あとがきには、第２歌集の踏台になればよいと記している。しかし、昭和33年（1958）５月30日、大町の国道34号線で交通事故に逢い、発行を待たずして40代の若さで鬼籍の人となった。

「・故郷変貌
この村を長く支えて来し波止場
鉄橋の下にひくく洲となる」

昭和35年（1960）８月、大町短歌会の発起で、生まれ故郷の波瀬ノ浦天満宮境内に、星野満郎の歌碑が建立されている。歌碑の文字は、歌誌「ひのくに」主宰、中島哀浪の書である。

（Ⅰ～Ⅳの資料は、川岡五六提供）

波瀬浦天満宮
星野満郎の歌碑

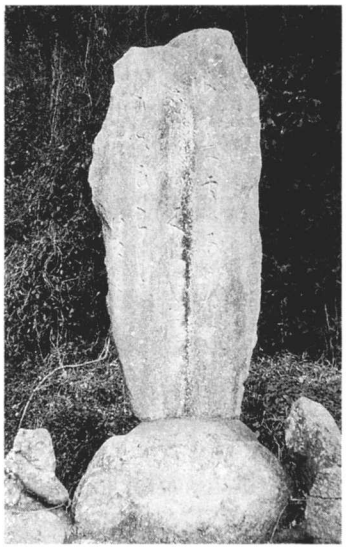

「海の上の　雲のあかねに
心澄むくにの夕べの
ひとつひぐらし　」

Ⅴ　町内の歌碑

１．八並雄次郎歌碑（大浦黒金（くろがね））

新制中学校は、昭和22年（1947）に発足したが、校舎は殆どが、青年学校の校舎を転用した。大浦中学校も、青年学校として使用していた小学校と棟続きの、古い二階建て校舎を利用していた。狭い校舎での授業で、不便な学校生活であった。このような状況の中、昭和25年（1950）５月、将来、学校建築の目的で、大浦黒金の雑木林を借り受け、檜苗を植えている。

校長であった八並雄次郎（やつなみゆうじろう）が、昭和26年（1951）、植林地に建てた植林記念の歌碑で、当時の職員名も刻まれている。終戦の頃は、すべての物資が不足し、大変不便な時代で、生徒たちと校舎建築の夢を語らいながら下払いに精を出している様子が、歌い込まれている。

八並雄次郎歌碑

「檜苗（ひなえ）三千　木となる頃の
楽しさを　生徒（こら）等と語りて
またのぼりきぬ
昭和26年９月　幽白」

2．島木赤彦歌碑（油津老人福祉センター）

島木赤彦は、大正時代の歌人である。太良町でも、大正から昭和初期にかけて、養蚕が盛んに行われていた。日本を築いてきた老人達への感謝の気持ちを、歌ったものである。

島木赤彦歌碑

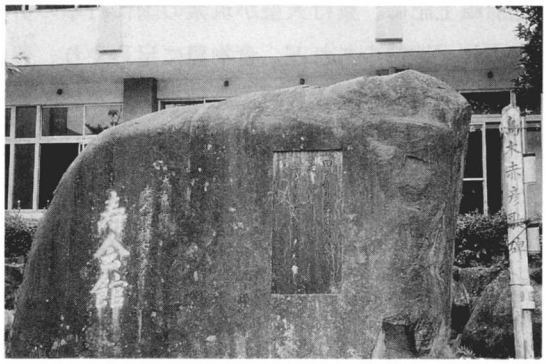

「 田を作り　蚕（こ）を飼いて　老（おいひと）いにけり
尊くもあるか　その老人は 」

3．安永澤太歌碑（大浦今里（いまざと））

安永澤太（やすながさわた）は、大浦今里出身で、佐賀市に住んでいる。佐賀県弁護士会長、県議会議長の要職を歴任、今里区に自分の土地を寄贈し、そこに公民館が建てられ、区民から感謝されている。

昭和32年（1957）6月「子そだて地蔵尊」を今里区の中央附近に建立し、昭和61年（1986）その横にこの歌碑を建てた。

安永澤太歌碑

「 野辺に立ちて　座る間もなき
おん地蔵　子ら安かれと
明け暮れられて 」

4．碇登志雄歌碑（太良町歴史民俗資料館横）

肥前風土記に、景行天皇が筑紫の国に行幸の折、太良の郷に来られ「地勢少あれど、食物豊に足らえり、豊足の村というべし」とあって、太良の里の地名の由来に因んで歌った歌碑である。昭和57年（1982）11月、歌碑は、太良町で建立している。

碇登志雄は、鳥栖市出身の歌人で、姫由理短歌会の主宰である。

碇　登志雄歌碑

「 太良びとは　心豊けし
遠つ世の　ゆたたり村の
名をおひ継ぎて 」

第三節　文 芸 活 動

昭和47年（1972）、太良町文化連盟が発足して文芸部が作られ、役員には、俳句、短歌、小説の各部門から１名を選び、評議員とした。

第１回太良町文化祭では、俳句会、短歌会とも、昭和47年（1972）12月17日に、太良嶽神社で開催されている。

1．俳　　句

第１回太良町文化祭俳句会には、鹿島、塩田、有明町など、町外からの参加者も多く盛大な句会であった。これがきっかけとなって、太良町にも俳句会を作ろうとの気運が高まり、同好の士を糾合して昭和48年（1973）１月28日、会員10名で「太良俳句会」が発足した。

以後、文化祭には自作の句を出品し、「町報たら」、「農協たら」の広報紙に寄稿したり、佐賀県文学賞や佐賀新聞文芸欄等に投稿したりしている。各地の句会等で受賞する人もあり、今後の活動が期待されている。

太良町文化連盟の副会長で、俳句部長の平坂　勝は、佐賀県俳句協会の副会長でもある。

平成３年度の会員数は26名。月１回の定例会と親睦と研修を兼ねた年１回の、宿泊吟行会を実施している。

２．短　　歌

多良の地に芽生えた文芸の芽も、文芸誌「苗」の主宰者、恒川禎造の死によって、銀泥詩社も解散し消滅した。

その後、多良村で初めて短歌会が開かれたのは、いつ頃か不明であるが、「苗」の発行に関った橋本野酔が中心となり、昭和17年（1942）の秋に開催されたと、『太良町文化連盟20周年記念誌』に記されている。

しかし、この頃は太平洋戦争に突入しており、戦局が激化するにつれて、文芸活動は、次第に下火となっていった。戦後は、それぞれ、歌誌「ひのくに」や「姫由理」の同人として活動した人もあるが、昭和47年（1972）に太良町文化連盟が結成され、短歌会は、文芸部に所属していた。

第１回太良町文化祭には、太良嶽神社で短歌会が開かれている。その後、月に１回の定例会と、年に１回の吟行会を研修の場として研鑽を積み、現在21名の会員である。

代表の川岡五六（かわおか ごろく）は、太良町文化連盟の副会長であり、姫由理短歌会の同人で、歌誌「姫由理」の編集委員をしている。

昭和55年（1980）に歌集「一つの構図」を発行した。

短歌会は俳句会と同様、「町報たら」「農協たら」の月報紙に寄稿したり、各種の短歌大会等に投稿して、入選・入賞者を出している。大浦里の塚口弥八（つかぐち やはち）は、昭和59（1984）・61年に佐賀新聞社短歌大会で１席、多良瀬戸の山崎瑞代（やまざきみずよ）は、昭和60年（1985）佐賀新聞読者文芸短歌の部で年間最優秀賞、昭和63年（1988）には、大浦今里の平坂（ひらさか）　純（すみ）も年間最優秀賞を受賞している。多良大峰の岩永礼子（いわながれいこ）は、平成２年（1990）ＮＨＫ学園全国短歌大会に於いて、特別賞の生涯学習賞を受賞し、太良町文化連盟からもそれぞれ、表彰されている。最近の入賞歌を記す。

歌集「一つの構図」

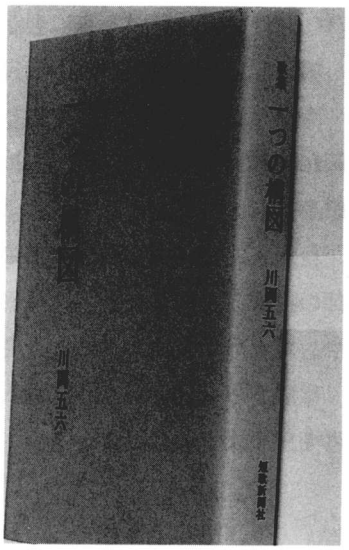

「見あぐれば　女笹の上の
柿の木に　赤き熟柿は
陽をあつめたり」

「○霧の夜の　入江の橋の　灯が並ぶ
こころをつなぐ　如くやさしく　　平坂　純

○巻きつきし　葛切り放てば　生々と
杉は耀ふ　風立つ峡に　　岩永礼子」

3．文　　学

太良町文化連盟に、詩や小説の部門はないが、独自に創作活動をして、佐賀県文学賞や佐賀新聞の文芸欄等に応募したり、投稿したりしている。

当時、大浦野崎の町営住宅に居住していた塚越爽子（つかごしさやこ）は、佐賀県文学賞小説部門で、昭和49年（1974）の第12回「海を見つめて」、昭和53年（1978）第16回「壁」、その後、小城郡牛津町に転居し、昭和59年（1984）第22回「浮雲」で、それぞれ１席となっている。現在、玄海派の同人で、「玄海派」や他の文芸誌に、多くの小説を発表している。

また、大浦津ノ浦在住の田中希彦（たなかまれひこ）は、昭和63年（1988）第26回佐賀県文学賞随筆部門に応募し、「ツバメの巣」で１席となった。

多良北町の町中澄子（まちなかすみこ）は、平成元年（1989）、第20回、佐賀新聞、読者文芸詩の部門で、年間最優秀賞を受賞している。

4．写　　真

太良町写真同好会は、昭和47年（1972）、太良町文化連盟の創立と同時に参加し、昭和55年（1980）に、佐賀県写真協会が設立されるとすぐ加入した。

第１回協会展が開かれ、太良からも出品したが、大分見劣りのする作品であった。

商業写真家として著名であり、また、二科会展や県展入選の常連で知られている百田正之（ももたまさゆき）が、昭和55年（1980）、太良町油津に転入してきた。子息の淳一も、二科会写真展で入選入賞の実績を持ち、写真部としては、よき指導者を迎えることができた。

百田正之は、県美展写真部の企画委員の要職にあって、太良町文化連盟の理事も兼ね、写真部の指導者であった。各種撮影会への参加や、撮影旅行などを計画し、会員の撮影技術の向上や、写真の鑑賞力の育成に力を注いだ。

平成５年（1993）４月に故人となったが、佐賀県写真協会展で、会員の中からも入選・入賞者を出すようになっている。

5．染　　色

文化連盟発足当初は、工芸部という名称で、平坂（ひらさか）　純（すみ）が部長となり、染色部と改称後も引き続きその責任者となっている。

平坂　純は、各種の染色展で入選入賞の実績があり、第16回西部工芸展で朝日新聞社金賞、第18回では、朝日新聞厚生文化事業団賞等受賞の経歴を持つ染色家である。

自宅の敷地内に、住居を改造した工房を持ち、太良町文化祭の展示と、鹿島市の「すぎや」で「太良町染色グループ展」を開いている。同好の士と共に技術の向上と創意工夫を計り、会

員の中からも、各種展覧会で、入選入賞者を多数出している。

6．絵　　画

文化連盟発足当初の文化祭には、町内小・中学校の美術に堪能な教師が主に出品していたが、現在では、教職経験者以外の会員が増えている。

部長の山口憲一郎は、県展や新槐樹社展等で入選入賞の経歴を持ち、新槐樹社の委員と審査員を兼ねている。平成３年（1991)、佐賀玉屋で２回目の個展を開いた。

前部長の川岡蔦子も、県展入選の実績を持ち、絵画部は、月の例会のほか、県内外でのスケッチ会を実施している。鑑賞者の眼に堪え得る作品と、町外、県外に翔べる絵画部をめざして研鑽を重ねている。

7．書　　道

月の第３金曜日に書道教室が開かれ、年に１回ほど講師を招聘しての実技講習会が行われている。各部ともそうであるが、殆どが家庭での自己研鑽が必要で、文化祭には、それぞれ個性豊かな書の展示がなされている。

評議員の松尾恵子は、西部書作家協会展や県展等で、入選入賞の実績があり、佐賀県書作家協会展で特選となった。また、広江の塚本　健は、第12回佐賀県書作家協会展で、知事賞を受賞している。

8．寒　　蘭

昭和46年（1971）に、第１回の展示会を開いて寒蘭同好会を結成した。昭和47年（1972)、文化連盟の発足と同時に加入し、第１回文化祭から展示して20回目を迎えた。

現在、開花株を相当数持つようになり、文化祭には、展示会場一杯に蘭の香が漂い、観客の眼と嗅覚を楽しませている。

太良の地にも、寒蘭の自生地があるが、開発や植林等で自然林が少なくなり、絶滅の虞（おそ）れがある。自然の寒蘭を大切に保護して、後世に残すことが愛好会の責務と考え頑張っている。

9．菊　　花

冬季、落葉を踏み込んでの腐葉土作りと、乾燥肥料作りに始まり、五月のさし芽、仮植を経て大鉢へ定植する。その間に、施肥や早め早めの薬剤散布、特に毎日の灌水と夏の日照調節、台風対策等細心の注意が必要である。かくして迎えた10月、待望の蕾が膨らみ、大輪の花を夢

見ながら、輪台を取り付ける頃の胸のときめき。一年間の労苦を忘れ、生き甲斐を感じる季節である。

会心の作には程遠いが、微力ながら太良町文化祭に彩(いろど)りをそえ、町民の方々の鑑賞に堪え得る菊作りを目指し、努力を重ねている。

文化祭での菊の展示

10. 吟　　詠

昭和51年（1976）に、佐賀岳翠会の太良教場が発足し、昭和55年（1980）に、太良町文化連盟に加入。同年の第9回文化祭から、吟詠の発表をしている。

吟詠の魅力は、腹の底から声を出すことで、健康保持やストレス解消等に役立ち、漢詩、和歌、俳句に接して教養を高めることができる等である。

吟道の普及と会員の加入を促進し、吟道をとおして青少年の健全育成を目指し、精進を重ねている。

年中行事の各種研修会や大会に、積極的に参加して、入選、入賞者を出している。

11. 太良町さざんかコーラス

昭和54年（1979)、「太良町さざんかコーラス」として発足。毎週1回の練習を目標にしているが、多彩な職業の集まりで、一定できないのが悩みの種である。

町の行事に参加したり、施設を慰問したりして、喜ばれている。平成2年（1990）には、佐賀県お母さんコーラスフェスティバルへ初参加し、新築の佐賀市文化会館の広いステージでの合唱は、生涯の思い出となるであろう。

会員20～30人位のメンバーで、太良町文化祭には毎年出演している。太良町の、ひとつの文化グループとして、今後とも続けて行かねばならないと思っている。

12. 茶　　道

茶道部には、4名の先生（裏千家、表千家）がいて、45名の部員が、茶祖千利休居士の偉大さと茶道の奥深さを痛感しながら、少しでも向上前進しようと努力している。

文化祭には、それぞれの先生の指導のもと、日頃学習している茶道の立居振舞、御点前等の学習成果を、町民の人々に披露し、普段は体験できない「茶の湯」の特徴ある席を設けて、一服のお茶を差し上げることを、喜びとしている。

13. 生　　花

生花部には、8人の先生（池坊、未生流）がいて、82人の町民が学んでいる。作品に使われる花に、季の移ろいを知り、珍しい花々に新たな喜びを覚え、豊かなゆとりの一時（ひとときを過ごさせてくれる。

文化祭に於ける各グループの作品展示は、来年へ向けての研修の糧（かてとなっている。生活様式の変化、花材の変化等により、古典を重んじながらも新しい生花へと、少しずつ移り変わっている。生花部は、時の流れに取り残されないように努力し、町民の方々にも、花の良さを味わって、安らぎの糧（かてとして頂ければ望外の喜びである。

14. 手　　芸

物を作り出すのが好きな人の集まりで、農、漁業の現役が殆ど、研修も夜の集会が多い。

使い捨てが美徳と言われる、物が豊富な時代に逆行するようだが、ほどいたり、洗ったりして、新しい物に作りなおした時の喜びは一入（ひとしおである。リフォームを当面の目標として、ささやかな活動ではあるが、再生の文化に生き甲斐を感じ、ますます多様化する社会に、ゆとりと温もりを求めていきたいと思う。

15. 長　　唄

昭和61年（1986）の第15回文化祭から、プログラムの一般音楽の中に入れてもらい、少人数で発表することができた。日本古来の伝統芸能長唄、耳馴れぬ長唄に、生（なまでは、初めての方が多かったのではと思われる。

平成3年（1991）の第20回文化祭で、6回目の出演である。しかし、佐賀市文化会館落成祝や、東京国立劇場、九州長唄演奏会等で会員と共に出演して、精進研鑽を重ねてきた。特別老人養護施設「光風荘」の慰問演奏も、今年で7回目を迎える。このような、各種演奏会への参加が、会員の楽しみや励みとなっている。今後も町の皆様の深い御理解と、御支援をお願いし、ますます研鑽を重ねて、ご満足いただける演奏となるよう心掛けたい。

16. ビ デ オ

ビデオクラブは、平成元年（1989)、ＮＨＫ佐賀放送局が、太良町中央公民館で、アマチュアビデオカメラ講習会を開いた。これを機会に、「太良ビデオクラブ」が結成され、小人数ながらも、会員の賛同を得て、太良町文化連盟に加入した。

山田政夫部長は、自作のビデオで、ＮＨＫ佐賀放送局から受賞したり、東京ＮＨＫ放送センターからの全国放送番組にも自作のビデオが選出されて放映された。このように、太良町に古くから伝えられた文化を、会員と共に一層精進し、映像によって全国に紹介していきたいと思う。

17. 舞　　踊

太良町は、昔から踊りが盛んな所で、戦後は、やくざ踊りや、マドロスものがよく踊られていた。それもだんだん陰をひそめ、公民館で民謡の踊りの指導があってから盛んになり、会員もだんだん増えて190人余になったこともある。後に日本舞踊が次第に盛んになってきた。

舞踊愛好の人たちは、それぞれの先生に付き練習し、舞踊を楽しんでいた。ところが、百貨サービス会からの申出で、舞踊ショウが開かれ、その後、舞踊愛好会が、昭和56年（1981）９月25日発足し、直(ただ)ちに文化連盟に加入している。

舞踊をとおして、社会への奉仕に喜びを感じ、今後も奉仕活動を継続しようと頑張っている。

18. 盆　　栽

昭和53年（1978）に発足した盆栽会も、13年余を迎える。発足後の年間活動は、総会、第１土曜の月例研修会、春のサツキ展示会、文化祭の盆栽展示会並びに即売会、先進地視察旅行、会員宅巡回訪問研修等で、技術の向上を目指し、心のゆとりと美の創造を求めながら、文化生活を楽しんでいる。

19. 謡　　曲

昭和47年（1972）の、第１回文化祭から第20回まで、欠かすことなく参加している。岳陽会、青柳会、嶺陽会の３団体が協力して、謡曲部を盛り上げてきた。それぞれの会は、週に１回の研修会を持ち、文化祭では、３団体が、太良町自然休養村管理センター２階、畳の間の１堂に会し、それぞれ練習してきた成果を披露し、向上への原動力となっている。

（各部の文化活動の詳細は、太良町文化連盟創立20周年記念誌参照）

20. 太良町出身者の著書

番号	著　者	出身区	書　名
1	岩本正樹	片峰	「鳥も知らない花」「医者の目」「銀の燭台」
2	立川団三	北町	「私の歩んだ道」
3	山口宗之	油津	「ペリー来航記」「橋本左内」「真木和泉」 「日本思想大系」
4	川良浩和	本町	「絆―高校生とヒロシマ」「ヒロシマ花一輪物語」
5	川岡蔦子	油津	「木槿の花が咲いていた」
6	新田直人	栄町	「シベリアの歌」
7	石橋藤二	伊福	「最後の陸軍記念日」
8	浜崎公義	里	「子は親の鏡」「妻よ有がとう」「足あと」
9	貞包喜多海	亀ノ浦	「幸矢」
10	新田耕一郎	栄町	「地方公共団体の財務会計制度入門」
11	川岡五六	油津	歌集「一つの構図」
12	吉田瑞穂	油津	詩集「僕の画布」「空から来たひと」「海辺の少年期」 「牡蠣と岬」「しおまねきと少年」 「舳先に立って」「ムラサキガニのつなひき」 「はるおたちのえんそく」「はるおのかきの木」 著書「作文の教室」「詩を作る工夫」 「新しい作文教育の探究」など

太良町文化財所在地地図

1	竹崎観世音寺	19	烏木赤彦歌碑
2	夜燈鼻灯台跡	20	平浜神社
3	竹崎城跡	21	大乗妙典宇石塔
4	比翼塚	22	英俊保寿霊神石祠
5	慶深坊の墓	23	湯牟田古墳
6	田古里古墳	24	里の六地蔵塔
7	道越古墳	25	誓願寺の山門
8	広江宝前鼻古墳群	26	宇賀神社
9	お手水権現さん	27	平浜古墳
10	大川内の地蔵院	28	円満寺の鐘楼
11	山茶花の茶屋	29	大野城跡
12	石造三重塔	30	槙の内六地蔵塔
13	石造六地蔵塔	31	権太郎谷田
14	橋本野酔歌碑	32	権現坂の阿字塔
15	八並雄次郎歌碑	33	役の行者座像
16	吉田瑞穂詩碑		十地の菩薩像
17	碇登志雄歌碑	34	六体地蔵菩薩立像
18	星野満郎歌碑	35	歴史民俗資料館と壺焼棺

第三章　文化財と古跡

第一節　指定重要文化財

町内で、国、県、町指定の重要文化財は下記のとおりである。

Ⅰ　国・県指定重要文化財

1．竹崎観世音寺修正会鬼祭

鬼祭り（裸祭り）の鬼攻め

国　指　定　　重要無形民俗文化財
所　在　地　　太良町大字大浦　竹崎
所　有　者　　竹崎観世音寺修正会鬼祭保存会
管　理　者　　沢　光謙
指定年月日　　昭和60年（1985）1月12日（243号）文化庁

修正会とは、正月に修する仏教的行法のことで、国家の隆昌を祈り、年の初めに生命の蘇りを祝う法会である。この修正会に、追儺（鬼追い）の行事をすることは、古く平安時代の記録にもある。

この鬼祭の起源や由来は、明らかではないが、「竹崎の沖合に住む鬼と、観音堂内の鬼箱に封じ込められている鬼が、正月5日の夜、満潮ともなるとお互いに呼応し合い、島を転覆させようとするので、これを阻止しようと村人が大声をあげて島を守るのだ。」と、伝えられている。若者達が喊声をあげ、観音堂内の鬼の面箱を封じ込めようという勇壮な裸絵巻で、俗に裸祭り（古老は酒飲み祭り、娘祭りともいう）といわれ、この祭りを催す竹崎観世音寺では、修正会鬼祭と称している。

この鬼祭りは、正月5日夜の初夜の行に始まり、6日早朝の後夜の行、午後の日中の行と3回の行法で構成されている。他の修正会追儺と異なることはないが、竹崎観世音寺鬼祭の特色は、他では廃絶した修正会の面影を比較的よく伝えていること、古風な民俗芸能を伴っていることなどである。この祭りは、民俗学上の資料として、重要な存在であり、永く保存する必要がある。

最近、区民の潜水工事事業等へ出稼ぎに行く者が多くなり、1月5～6日の祭りの日は、官公庁も事業会社も稼働しており、全区民参加、特に青年組の参加が危ぶまれる今日の情勢から、平成3年（1991）以降、年始休暇中の1月2～3日に行われるようになった。

2．竹崎観世音寺修正会鬼祭童子舞

童　子　舞

県　指　定	重要無形民俗文化財
所　在　地	太良町大字大浦　竹崎
所　有　者	竹崎観世音寺修正会鬼祭保存会
管　理　者	沢　光謙
指定年月日	昭和43年（1968）4月2日　佐賀県教育委員会

鬼祭を特色づけているものは、古風な民俗的芸能の童子舞を伴っていることである。童子舞の所作を要約すれば、堂内において、(1)　吉祥天女の詞の間での籾播の舞、庭上において、(2)　鈴振の舞と反閉（呪術的な足の踏み方）、(3)　毘沙門棒の所作、(4)　翁面の所作、(5)　青蓮花、赤蓮花を持っての所作、(6)　五大忿怒王の太刀の所作、以上6種目となる。

これらは、舞というにはあまりにも簡素なもので、籾播で上体を屈伸して揉むような動作と、二人が鈴を振ったり、反閉らしい四股を踏むような動作に、わずかに舞踊らしい趣をおぼえる程度である。

童子舞が、上述のように多種にわたっているにも拘わらず、役に当たる者が二人の童子に限られたというのは、恐らく、寺運が衰え祭りも盛観を失ってからのことではなかろうか。時運の赴くところ寺勢の衰退した後においても、ある部分は消滅し、ある部分は形式化されながらも命脈を保って、地方的な民俗信仰に基づく予祝行事や裸祭の要素なども加わり今日に伝えられてきたのであろう。童子舞は、この鬼祭の大きな特色である。

3．川原狂言

川原狂言「大江山」の一場面

県　指　定	重要無形民俗文化財（国選択）
所　在　地	太良町大字多良　川原
所　有　者	川原区
管　理　者	川原区長
指定年月日	昭和46年（1971）3月28日　佐賀県教育委員会
〃	昭和49年（1974）12月4日（国選択）　文化庁

川原狂言は、一名「川原浮立」ともいわれる。狂言とか、浮立というのは、この地方の通称であるが、この芸能に、狂言としての内容と、浮立としての性格を兼備えていることを意味する。換言すれば、演劇的内容を有する浮立芸能である。

川原浮立は、皮浮立の一種である一声浮立と称する囃子を伴奏として狂言が演じられるのである。狂言の内容は、直接、能に取材した「舟弁慶」「羅生門」、能の筋に脚色添加した「大江山鬼神退治」、歌舞伎に取材したと思われる「志賀団七仇討」、それに「としかん」がある。この「としかん」は、70～80年前から伝えられなくなり、外題のみが残っていて内容については、全く不明である。

台本らしいものがあるのは、「大江山鬼神退治」の一曲のみで、「舟弁慶」「羅生門」は、謡曲の一部を書写したもの。「志賀団七仇討」は、わずかに対話の文句三条の記載にすぎず、全曲とも古老の記憶に基づいての所作演奏である。

特設の舞台や花道、背景もなく、農家の庭先が舞台であり、ありあわせのネブク（籾乾燥用のむしろ）を敷きつめての演技で、観客はその周辺に居並んで、演者と同じ高さでその雰囲気に浸るという、いたって素朴な演劇であることも、川原狂言の特色である。

4．石造三重塔

県　指　定　　重要文化財
所　在　地　　太良町大字大浦　竹崎
所　有　者　　竹崎観世音寺
管　理　者　　沢　光謙
指定年月日　　昭和36年（1961）３月24日　佐賀県教育委員会

今からおよそ750年前の鎌倉時代（1185～1333）中期の作といわれている。南北に二基（当初より一対のものであるか未詳）があり、石材は凝灰岩で作られ、高さ2.2mの別石三重層塔（檜垣塔）である。記録刻名はない。

伝に唐土より持ち来ったものと言われている。また、これを持ち去ろうとしたところ霊験があり、風波荒れて遂に持ち去る事ができなかったとも伝えられている。

屋根には、丸瓦、長押など克明に刻み、格狭間の蓮花文様（北塔）孔雀文様（南塔）等相当の風化破損はあるが、きわめて緻密、精巧であり、その作風、造形の美、精巧さから推して、近江を中心として近畿地方に盛行した様式を具えるもので、海上交通によって招来された遺品であると思われ、我が国の石造美術の頂点を示す傑作のひとつである。

石造三重塔

南塔の孔雀文様と
軸部龕の如来像

北塔の蓮華文様と
軸部龕の如来像

Ⅱ　町指定重要文化財

1．道越古墳

町　指　定　　史跡
所　在　地　　太良町大字大浦　道越
所　有　者　　石崎　実
指定年月日　　昭和50年（1975）2月4日　太良町教育委員会
（詳細は上巻参照）

道越古墳入り口

2．田古里古墳

町　指　定　　史跡
所　在　地　　太良町大字大浦　田古里
所　有　者　　山田トミ
指定年月日　　昭和50年（1975）2月4日　太良町教育委員会
（詳細は上巻参照）

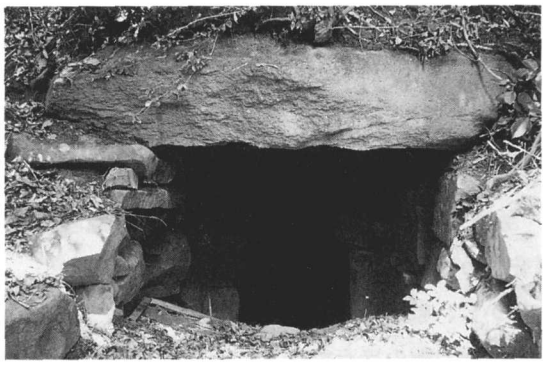
田古里古墳入り口

3．竹崎城跡

町　指　定　　史跡
所　在　地　　太良町大字大浦　竹崎
所　有　者　　竹崎区
管　理　者　　竹崎区
指定年月日　　昭和50年（1975）2月4日　太良町教育委員会

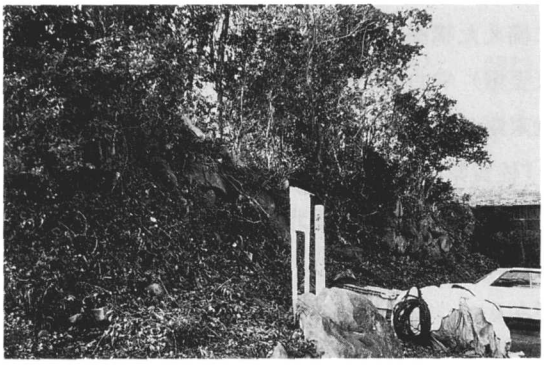
竹崎城跡北の石垣

竹崎城は南北朝時代に築かれたと伝えられているが、その築城の歴史や城主はほとんどわかっていない。しかし、「九州治乱記」（北肥戦誌）巻之四に、大浦城（竹崎城）の記録が散見することから、南北朝時代の築城ではないかと考えられる。

竹崎城跡西の石垣

南北朝時代の大浦城（竹崎城）　　九州治乱記

「永徳元年辛酉（かのととり）9月（1381）、菊池鳥栖六郎武貞、有馬孫五郎泰隆宮方の輩を催して肥前国高来に蜂起し、大浦の城に楯籠り温泉嶽を要害とす……」

「永徳2年壬戌（みずのえいぬ）正月（1382）、探題の陣へ新田左京亮（にったさきょうのすけ）といふ者馳せ加わる。了俊是に力を得、同月23日、重ねて大浦の城へ押し寄せ攻め戦ふ。……」

「至徳元年甲子（きのえね）9月（1384）、了俊の子息陸奥守（むつのかみ）貞臣も肥後より高来へ来り、9月17日、大浦城を攻め破り、夫より上津浦に到る。……」

しかし、戦国時代（約400年前）には、この地域が肥前の竜造寺氏と海を隔てた島原の有馬氏との勢力圏の接点であったところから、そのどちらかが、今残っているような城郭として改築したことも考えられ、その規模も拡張、縮小と盛衰を繰りかえしたであろうと考えられる。

この城の特徴は、竹崎島の特殊な地形を利用し、山城と水城の性格をあわせもつ、水陸両面に備えた構築様式であり、その構造は、野面石を用いて構築した石垣、そして大規模な空濠（からぼり）（竪堀（たてぼり））や曲輪（くるわ）が配置されている点において、かなりすぐれた築城技術が駆使されており、中世末期の築城法を知る上でも貴重な史跡である。

『佐賀県肥前国、藤津郡村誌』によれば、天正15年丁亥（ひのとい）（1587）竜造寺家晴が西郷純尭を討ち竹崎城を築き、家臣北島藤左ヱ門等をしてこれを守らせていたが、島原の乱（1637～1638）後これを壊したとあり、現在、僅かに東西500m、南北600mにわたる石垣の一部と、幅10m、深さ6m、長さ40mの空濠（からぼり）が一条残っているに過ぎない。

しかし、今回展望台を設置するに当り、平成3年（1991）1月6日～平成3年2月4日迄、県教育委員会、文化財課に依頼してこの一帯を調査した所、曲輪（くるわ）（城、とりでの周囲の土や石のかこい）や虎口（こぐち）（出入り口）、建物の柱の穴など、城に関係する遺構が確認され、展望台の場所が、従来、町の史跡に指定されている本丸の地域に次いで重要な箇所で、竹崎城の範囲もこれまで推定されていたよりもかなり広かったと考えられる。

しかし、この展望台の場所は竹崎城の城郭ではなく、あく迄竹崎観世音寺の「拝(おが)み堂(どう)」の跡である。（観世音寺、澤　光謙）との説もあるが確証はない。いずれにしても、竹崎城跡は海に面した城と言うだけでなく、佐賀県内でもこれほどの石垣で構築された城跡は、鎮西町名護屋城跡、唐津市唐津城跡、それに佐賀市佐嘉城跡だけにしか見ることのできないもので、大変貴重な例と言える。

現在太良町内には、竹崎城跡のほか、伊福城跡（伊福）、城山城跡（瀬戸）、正知田城跡（川原）、八幡城跡（北町）、城の辻城跡（陣之内）、大野城跡（大野）、蕪田城跡（蕪田）、川内城跡（川内）、等の城跡が知られているが、いずれも空濠(からぼり)程度しか確認されず、竹崎城跡とは規模、構造が大きく異なっているようである。この城が太良町において最も中心となる城であったことがわかる。

4．夜燈鼻灯台跡

町　指　定　　史　跡
所　在　地　　太良町大字大浦　竹崎　夜燈
所　有　者　　竹崎区
管　理　者　　竹崎区
指定年月日　　昭和50年（1975）２月４日　太良町教育委員会

大浦の竹崎港は、竹崎島の南に面し、古来有明海の良港で、海上交通の要路として重要な位置を占めているが、近くに鶴の瀬の暗礁が広がり、舟行には非常に危険な所であった。

江戸時代の寛延年間（1748～1750）に、諫早氏の家臣である早田番左衛門がこの竹崎の地に灯台を建て、灯油の財源として田地を竹崎観世音寺の平井坊に寄進し、灯台の管理に当たらせた。そのため佐賀～諫早間を往復する藩の公用船や商船・漁船はその恩恵を受けていたが、文政11年（1828）の大風で倒壊した。

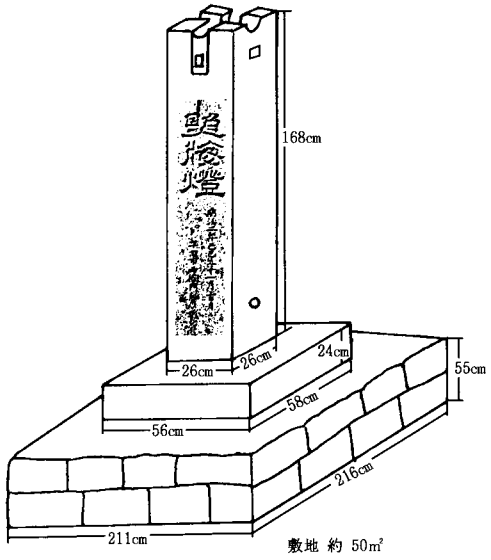

早田番左衛門の五世の孫である早田市右衛門は、先祖の志を継いでこの灯台の再建に当たり、明治２年（1869）に完成した。この灯台は、当時のわが国では、珍しい洋式の技術を取り入れたもので、ガラスの鏡11面の窓が取り付けられ、海面を明るく照らし船行の危

険を除き、有明海の交通に貢献するところ大であった。

この灯台は、竹崎の東海岸の断崖の上にあって、対岸に大牟田市を遠望する夜燈鼻の地にあったが、今はその灯台はなく、創建当時の明治２年（1869）に佐賀藩の国学副教授、圯南武富定保の碑文と筆になる早田市右衛門の功績を讃えた「照海燈」の碑が、灯台跡に建てられている。

この碑の背後に白色に輝く新しい灯台が、海上保安庁によって昭和29年（1954）に建てられた。

下記の資料「燈臺址」と「照海燈」の碑文は、明治18年（1885）６月刊の『佐賀縣肥前國藤津郡村誌』に記されている。「照海燈」の碑文は、これを参考にして石碑から写し取ったものである。

(1)　「燈臺址」

「村ノ夘位(注)ニアリ海面ヲ距ル十數間寛延年(注)間鍋島氏ノ国老諫早氏ノ家臣早田某ノ創建ニ係ル今ハ只擎燈幹石ヲ遺ス而巳其幹石高サ五尺六寸ニシテ方九寸五分上下両層ノ垣アリ上層ハ方七尺下層ハ東西二十尺南北十七尺寅位(注)ニ面ス其ノ幹石ノ刻文左ノ如シ」

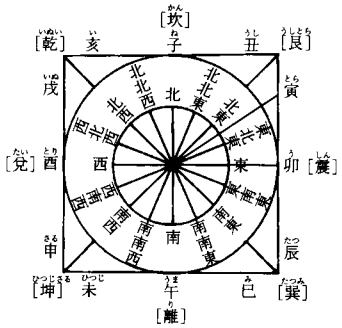

［方　位］

（注）夘位……東　寅位……東から30°北寄りの方位、北東と東北東の間
寛延年間……1748～1750　９代徳川家重の時代

「照海燈」

明治二年己巳冬十一月吉日

早田市右衛門藤原武堯建

我肥之藤津郡即瞻山之南背左瞻江右湯江前鶴瀬之礁在火海為最険要葢古湖海之要處皆置望燈如攝之住吉江之堅田筑之筥崎是也我肥則佐嘉郡小津之龍造寺有之以其憑高遂稱高寺云中世移寺改津望燈竟廢焉竹崎密寺平井坊亦高寺之類也而其燈亦中廢焉葢小津今改為本庄港多植標叺引舟路雖無燈可也至於竹崎則要害如此何可無燈哉寛延間諫早氏家臣早田番左衛門藤原恭慶期標険濟衆艱就寺造燈附田供油自官私舩舶至商旅漁人皆頼其恵焉文政戊子之颶災燈仆莫之能修今之市右衛門武堯為恭慶五世孫繼先志謀再造乃倣洋工新制巧燈中置玻璃鏡十一稜點之火則面々射照海上太明夫自榮府至諫江以陸則二日餘程以海則落潮出港進潮入港而瞻山之飈與鶴瀬之礁凡航焉者莫不諳之故叺獨木小舟而未嘗有覆没之患也至近年間聞有覆没豈非由燈廢而迷誤風隧潮路與礁灘故耶然則武堯之再造斯燈今後必無覆没之患猶昔年也則其救艱恵衆豈淺々乎哉及其成乞余記余嘉其擧之能牟孝義乃記且銘之

銘　曰

茫々火海　陽侯攸驕　矧夾岬背　有礁有飈
利濟孔艱　一葦漂揺　唯燈之仰　知隧辨潮
其燈伊何　煉璿磨瑶　稜面溥照　濤烘波焼
衆憑其恵　艱熄禍消　尚継斯燈　千歳永標

竹崎照海燈記竿銘

國學副教授　圯南武富定保譔竿書

(2)　「照海燈」の碑文（元佐賀大学教育学部付属中学校副校長　鶴田寿男解）

照　海　燈

明治二年己巳（1869）冬十一月吉日

早田市右衛門藤原武堯建

我が肥前の国藤津郡、即ち、瞻山の南端、瞻山の左側で入江の右、湯江の前、鶴瀬の浅瀬は、有明海にあって、最も危険なところである。思うに、昔は海の要所に皆燈台を置いている。例えば攝津の国の住吉、近江の国の堅田、筑前の筥崎等がある。

我が肥前の佐賀郡小津の龍造寺にもある。そこは崇高深遠の地で高寺といっていたようである。途中でこの寺を改廃し、燈台の場所を移した。竹崎密寺、平井坊も高寺の類である。そのうちに燈台も廃止した。思うに小津は、今は本庄となっている。港には、よく見える目印を浮かべ、舟の海路を導くようにしている。燈火は無くても、支障はないようである。

竹崎は、要害の地であるので、どうして燈火なしにすまされようか。寛延年間に、諫早氏の家臣、早田番左衛門藤原恭慶は、海上の要所に目印を浮かべ、多くの人々の難儀を救わんとし

た。私財を抛って寺に燈台を作り、公人、私人、船舶、商用のための旅人、漁夫に至るまで、皆燈台の恩恵を蒙った。

文政11年（戊子1828）に突風に会い、この燈台が倒れ修復することもなかった。

今の市衛門武堯は、恭慶から五代の子孫にあたり、先代の志を継いで、再造の計画を立て、西洋の工法を取り入れ、新しく立派な燈台を造り、中にガラスの鏡（窓）11面を置いた。これに火を灯したら見事な光が海上を照らし出し、その明るさは、首府（佐賀）から諫早湾まで広い範囲に輝いた。

陸でいえば２日ばかり、海でいえば引き潮に出発すれば満ち潮の時には入港できる。そこで瞻山の突風と、鶴瀬の暗礁のことは、この辺りを航行する者は覚えていて知らない者はない。だから丸木舟のような小舟であってもまだ転覆したことはない。最近時々転覆したと聞くが、燈台が無かったために、突風に会い、潮流と暗礁に乗り上げたのではないだろうか。だから武堯が、この燈台を再造して今後転覆の心配がないのは、昔燈台があった頃と同じように安心できるのである。

そこで航海の難儀を救い、多くの人々の恵みとなっている。その功績は決して浅いものではない。ここに、燈台が竣工したので、私に碑文を依頼された。この美挙を心から喜び、ここに銘を書く。

銘　曰

茫々火海　ひろびろとした有明海は
陽侯攸驕　あたたかく、のどかでゆったりしている
矧夾岬觜　歯ぐきのようにせまく岬のせまったところは、
有礁有颶　暗礁があり突風がある
利濟孔艱　有利に救われることがむづかしく辛苦艱難のところ
一葦漂揺　一そうの小舟はただよい動き
唯燈之仰　唯この燈台にすがって仰ぐのみ
知隧辨潮　しかし、おとし穴を知り潮の具合を知り得たら安全である
其燈伊何　どうだこの燈のきらめきは
煉璿磨瑶　美しい石を煉り磨いて美しい玉に磨きあげ

照海燈の碑

（注）

南觜……南のでっぱり　火海……有明海　蓋し……おもうに　望燈……燈台
摂の住吉……摂津の住吉　江の堅田……近江の堅田　筑の筥崎……筑前の筥崎　高遂……崇高深遠
附田供油……私財をなげうち　文政戊子……文政11年（1828）　颶災……台風の災
制し……制作し　玻璃……ガラス　太明……明るさ　栄府……首府　諫江……諫早湾
落潮……引き潮　進潮……満ち潮　颶……大風　独木小舟……丸木舟　覆没……転覆

稜面薄照　尊厳な面から光が出て海上を薄く照らし
濤烘波焼　濤は燎原の火のように燃え波は焼ける
衆憑其恵　衆人はその恩恵により
艱熄禍消　艱難辛苦は去り禍は消えた。
尚継斯燈　尚これからも、この燈を守り継いで
千歳永標　千年の後まで永く指標として行こう。

竹崎照海燈記竿銘

国学副教授　圮南武富定保　譔并書

「武富圮南」文化3年～明治8年（1806～1875）、佐賀市白山町に生まれる。名は定保、号は圮南、中村嘉由について経学（四書、五経などの経書を研究する学問）を学ぶ。のち江戸に遊学、古賀侗菴に三年間学び、弘化4年（1847）帰佐、弘道館（佐賀藩校）の教諭、ついで教授になった。詩文、書画の大家である。

晩年、佐賀市八幡小路に、学塾「天燭舎」をおこし、朱子学を教えた。明治4年（1871）東京へ移る。

5．役行者座像

町　指　定　　重要文化財
所　在　地　　多良岳上宮参道傍
所　有　者　　太良嶽神社
指定年月日　　昭和51年（1976）2月10日　太良町教育委員会

役の行者坐像

役行者は、奈良時代の初期、山岳に籠って仏教の修行をした呪術者で、修験道の開祖として崇められている。

この石像が、太良岳神社上宮の鳥居の傍に安置されているということは、往時多良岳が修験道の霊地として広く知れわたっていたことを物語っている。

この像は、正徳2年（1712）江戸時代中期の名石仏師、砥川谷の平川与四右衛門の作で、白石牛屋の慈眼によって奉祀されたものである。

肥前石造文化の最盛期をしのぶにたる貴重な石造工芸品として注目される遺品である。

（注）武富圮南については、「佐賀県大百科」より

6．六体地蔵菩薩立像

町　指　定　　重要文化財
所　在　地　　多良岳上宮南麓、糸岐一の宮からの登山道の傍
所　有　者　　太良嶽神社
指定年月日　　昭和51年（1976）２月10日　太良町教育委員会

この六体地蔵菩薩立像は、上宮と前岳の鞍部の下辺りで、覆い被さるような断崖の下に安置されていて、ほぼ完全な形を保っている。記銘はないが、肥前石造文化の最盛期の元禄年間（1688～1703）前後のものと推定される。いずれも舟形光背を負い蓮華座に立っているが、台座まで一石で、像は深く彫られている。総高1.2m前後の均整のとれた優美な像で、町内に残る石造工芸品の代表的なもののひとつである。

記号	番号左より / 名称	1	2	3	4	5	6
A	像　高	cm 70	cm 71	cm 71	cm 73	cm 71	cm 71
B	頭　長	13	13.5	13	14	14	13
C	面　幅	11	10	10	12	11	11
D	胸　幅	25	23	24	27	25	24
E	台座の高さ	21	20	25	24	24	26
F	光背の高さ	102	99	100	100	99	103
G	全　高	115	109	115	114	115	115
	像　厚	16	16	14	16	16	12
	形　体	如意	柄香炉	香炉	合掌	明鉢	錫杖 宝珠欠

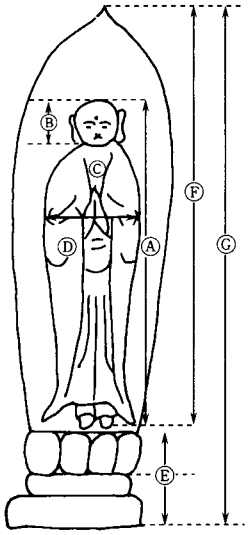

六体地蔵 1

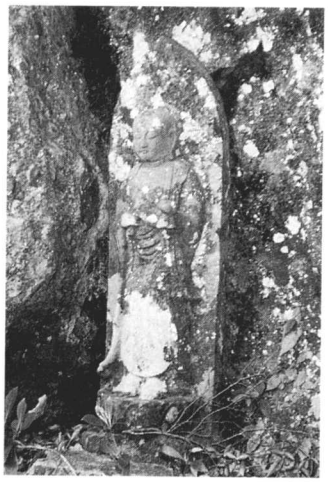

六体地蔵 2

六体地蔵 3

六体地蔵 4、5

六体地蔵 6

7．土師壺棺

町　指　定　　重要文化財
所　在　地　　太良町歴史民俗資料館
所　有　者　　太良町
管　理　者　　太良町
指定年月日　　昭和51年（1976）2月10日
　　太良町教育委員会
　　（詳細は上巻参照）

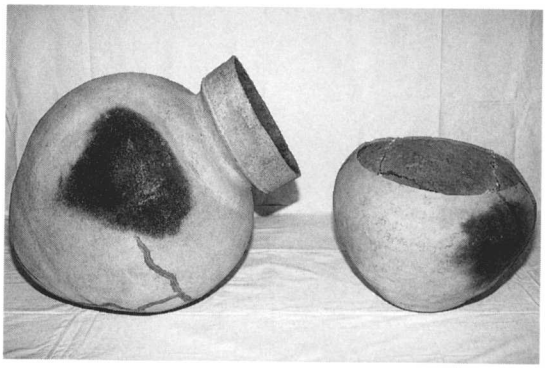

土師壺棺

8．石造六地蔵

町　指　定　　重要文化財
所　在　地　　太良町大字大浦　竹崎
所　有　者　　竹崎観世音寺
管　理　者　　沢　光謙
指定年月日　　昭和52年（1977）3月1日　太良町教育委員会

石造六地蔵

竹崎観世音寺正面参道に、東西一対の六地蔵が建てられている。2基のうち西の六地蔵は、方柱形の二本の竿石の上に蓮弁を刻んだ六角形の中台を乗せ、その上に六角柱の龕部の六面に、六道巡錫の地蔵尊六体を半肉彫で配している。1面は天蓋と合掌坐像。2面は宝珠と錫杖を持つ立像。3面は合掌立像。4面は宝珠と幢を持つ立像。5面は香盒を持つ立像。6面は宝珠と法子を持つ立像。龕部の上にやや起（ふくらみ）のある六角形の笠に垂木を刻み、宝珠と一石造り。全高206㎝、巨頭短軀の一般的なものと異なり、六道能化の比丘形像で均整がとれていて優美、保存状態も良好である。

銘文　（2面）中央に （地蔵種子）を刻み、その下に「右願望者為　榮観」　左側に「大永五天乙酉　現世安穏」　右側に「六月吉日　後生善処」　側面に、「六右衛門作□□□□」の陰刻銘がある。

この六地蔵は、室町時代の大永五年（1525）に六右衛門ともう一人の人物によって、栄観のために現世安穏と後生善処を願って造立されたものである。

町内では一番古い時代に作られたものであり、県下でも古い方に属し、石造工芸品としてのみでなく、民間信仰の歴史を考究する上からも貴重なものである。

注　種子…密教で仏・菩薩、または種々の事項を標示する梵字

9．湯牟田古墳

町　指　定　　重要文化財
所　在　地　　太良町大字伊福
所　有　者　　岩永準一
指定年月日　　昭和63年（1988）4月1日　太良町教育委員会

（詳細は上巻参照）

参考文献　○竹崎観世音寺修正会鬼祭
○川原狂言　　○文化財と祭と民俗芸能

湯牟田古墳（伊福）入り口

第二節　古　　跡

Ⅰ　太良町内の城跡

太良町内には、城跡と呼ばれている所が9ケ所ある。伊福の城崎、多良下連十の城山、多良川原の正知田城、糸岐北町の八幡城、糸岐陣内の城の辻、糸岐川内の城の辻（川内城）、糸岐蕪田の蕪田城、糸岐大野の大野城、大浦竹崎の竹崎城である。

1．中世の城郭

町内にある城跡（砦）は、中世（鎌倉～室町時代）頃の城跡だと推定されている。武士の勃興にともない館や城塞の防御施設も強化されてきた。まず館の周囲の濠も広く深くなり、土塁塀の上に狭間をつけて矢を射かけられるようにし、塀の四隅には櫓を設け、また物見台の望楼を建てるものも現れてくる。しかし館は本来居住所で、本格的な戦闘用の施設ではなかった。この頃の城は、自然の要害を利用した古代以来の山城が主流であったが、次第に丘陵地帯に下りて館と結びついてくる傾向も現れてくる。すなわち丘陵の低地に館を構え、後背の山稜に城を築く方式で、いわゆる城山と麓の組合わせによる城塞である。

中世は、豪族割拠の武士の世であったから、大小の館、城塞は各地にみられたが、近世の城郭のように石壁、石垣は使わず、天然の険阻な地形を利用し、空濠や木材による逆茂木等の障碍物を構築して、外敵を防ぎ、身の安全を護ったものと思われる。今日、その跡と推量できる

ものは、そこの地名、昔からの言い伝え、空濠（からぼり）、手が加えられた山上の平地等によって判断する他はない。

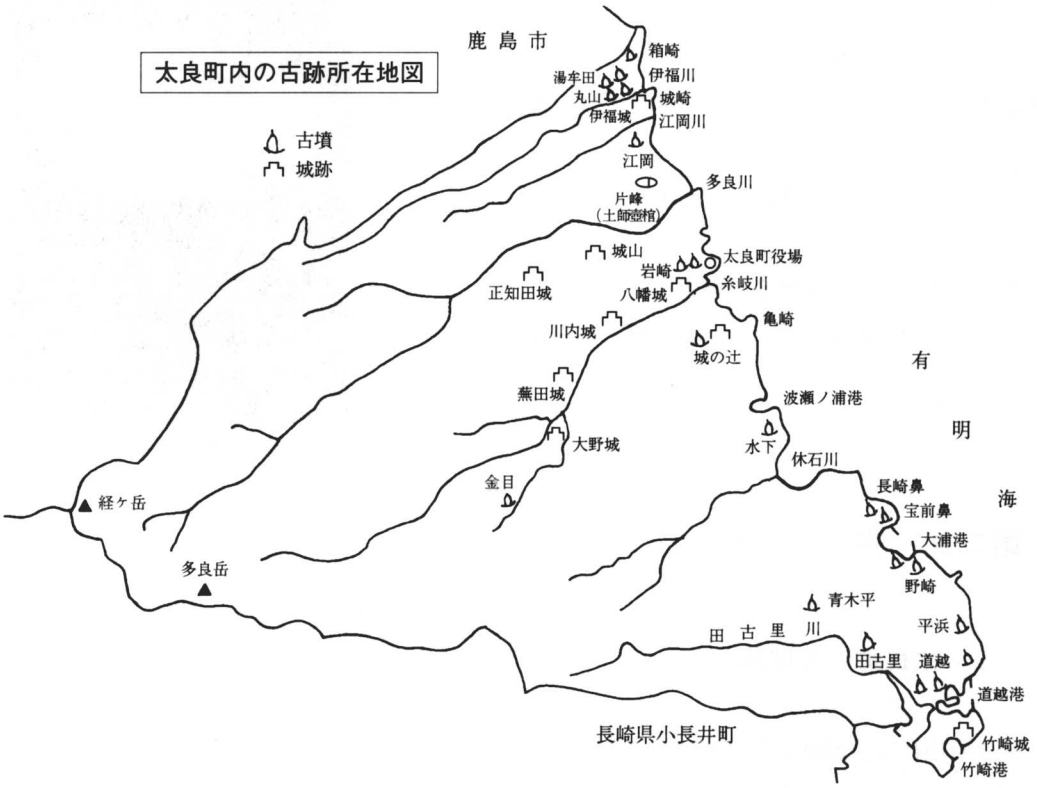

2．伊福城（伊福、城崎）

伊福の城崎は、伊福搦（いふくがらみ）と江岡搦（えおかがらみ）を分断して有明海に突出する多良岳山麓の丘陵地であった。伊福搦は江戸時代中期以前まで、また、江岡搦は明治時代初期まで共に有明海の入り江であって、当時は満潮になると海水が深く流入するので、「暴風時に於ける船の避難港として好適な場所であった」との言い伝えがある。従って船着き場としてもおおいに利用されたと思われる。

城崎の城は、中世の頃にこの地形を利用して、伊福の豪族が城塞として使用していたものと推量される。

伊福城跡、伊福北側の台地より望む

明治18年（1885）に鹿島以南の県道開鑿（かいさく）

工事が始まり、丘陵の突端の城崎は、県道の掘切りによって分断され、昭和40年（1965）頃まで島のように残っていた。この城跡の部分も、国道並みに低められて住宅が建ち並び、地先には海蝕洞があったが埋め立てられて、伊福港の資材置き場となっている。

3．城山城（多良、瀬戸）

多良下連十の城山は、下連十の丘陵が多良の平地に突出している先端を利用して作られた城である。この下部は、岩そのもので石垣の代わりをなしている。この地は南北が急峻、東は断崖となって守るに易く、攻めるに難しい地形である。

城山城跡、三宅繊維工場近くの県道より望む

上部は平地で、以前はミカン畑であったが、現在は紫竹の竹林となり、周囲は雑木が繁り、西の方には幅10m、深さ３m位の空濠がある。空濠の西にはミカン畑が広がり、その北側に墓地がある。墓碑は４基でその中に「諫早弥十郎誠昇」と刻銘した自然石があり、諫早家に縁のある人物の墓地だと思われる。この城山は、中世の頃の砦と考えられ、一時期外敵に備えて築かれたものであろう。

4．正知田城（多良、川原）

川原に正知田城跡がある。喰場高原の東の一角を占め、川原の平地を見下す地形である。最上部の平地は、幅の広いところで30m位あり、以前はミカンが植えられていたが、現在は檜が植林され、急峻な周囲には雑木が生い茂っている。

正知田城跡、川原区の天満宮より望む

5．八幡城（糸岐、北町）

糸岐川の北岸に沿って西へ行くとＪＲ長崎線の鉄橋がある。このガードから100m位の所に八幡社の鳥居があり、参道を登ると社がある。

この台地は、南面に糸岐川が流れて濠の代わりをし、東面とともに断崖である。北面は、耕地整理がなされて良田となっているが、昔は湿田でぬかり、（それ以前は潟海）山城としては

最も適した地形であった。この台地の東と西に、80mほど隔てて掘られた、幅7～8mの2条の空濠がある。深さは自然堆積で浅くなっているが、2～3m位である。現在は菜園となり、野バラ等も生い茂っている。

明治時代後期に、針牟田より川内に通ずる道路の改良工事の際、大峰から八幡城へ水を引いていた水路ではないかと思われる跡が発見されたとの話がある。中世頃の城塞と思われる。

八幡城跡、本町から小田への堀り切りから望む

6．川内城（糸岐、川内、城の辻）

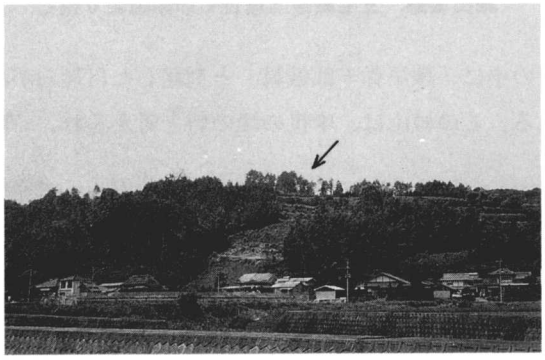

川内城跡、糸岐川南岸より望む

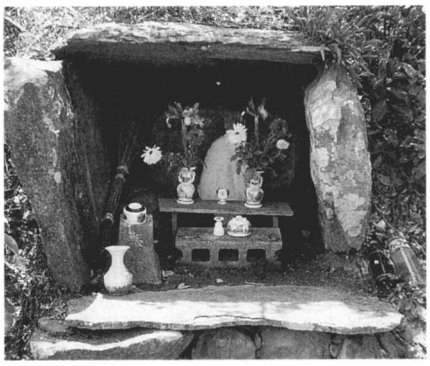

川内城跡の高段に祀られた弘法さん

糸岐北町の踏切より西へ1.2kmのところに蕪田橋があり、川内の集落北側の丘陵中腹を、昭和25年（1950）に開通した蕪田林道が通っている。蕪田橋から100mほど行ったところに三叉路があり、右手の突出した城の辻へ登る旧蕪田道が通っている。現在は農道として利用されているが、300mほど登ったところに丘陵の東の突出部と、西の台地とを区切るように幅7m位の空濠がある。丘の上の平地は、ミカンの幼木が改植されているが、その西隅の一段と高くなった場所に、平石で四方を囲み、その中に弘法大師が祀られている。ここも中世期の砦跡と伝えられている。

7．蕪田城（糸岐、蕪田）

川内城跡を右手に見て、蕪田林道を西へ進んで行くと三叉路がある。左へ曲がると集落が右

手に見える地点に切り通しがあるが、これも空濠と言われ、このはずれから左に農道を東へ行くと、区民の間に、言い伝えられてきた城跡がある。

ミカン園と檜山の間に幅3.5mほどの空濠があり、これを上がると、丘の上は平地で、東の方へ段違いで広がり檜が植林されている。東、北、南面は、他の城跡と同様急峻で、要害の地形を利用した中世の城跡と考えられる。大野城とは、糸岐川の上流横川の深い谷を挟んで向かい合っている。

蕪田城跡、横川の谷への下り口より望む

8．大野城（糸岐、大野）

国道207号線の北町交差点から西へ町道大野線を3.5km行くと、城平橋がある。この橋を渡って左手の崖が、大野城跡の東端である。城跡に登るには、城平橋から600mのところに台地の鞍部があり、西の方から登る小道ができている。城内に入る手前に幅3m位の空濠があり、ここを上ると東の方に平地が広がり檜林である。

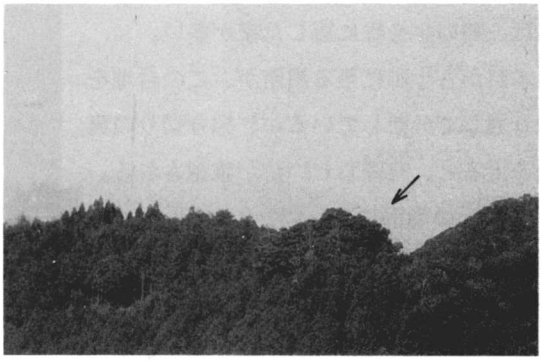

大野城跡、中尾への三叉路下から望む

この丘陵の突端で、糸岐川は二手に分かれ、北は横川、南は大野川となって深い谷を造り、南、北、東面ともに急峻で、要害の地形を形成している。大野城跡への登り口から、町道を西へ行くと、大野と中尾への三叉路があるが、そこに六地蔵が建てられている。その竿石に、「天文11年（1542）壬刀（寅）正月吉日大江朝臣嶋長門守……」との刻銘がある。

この嶋長門守が、戦国時代の天文年間（1532～1554）に、大野城主として在城していたのではなかろうか。

城跡の西の方に、一段と高い場所があり、「清正大神儀」の碑が、三方を板石で囲んで建てられ、嘉永3年（1850）の刻銘がある。これは、日蓮宗の信者が清正公を祀って、病気の平癒祈願等をしたものであろう。

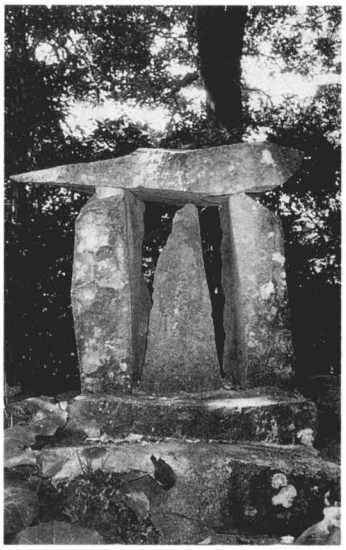

大野城跡の高段に祀れた
「清正大神儀」

9．城の辻（糸岐、陣内）

陣内（じんのうち）の集落の北に横たわる台地の突き出した丘に、現在はミカン園となっているが、中世に築かれた城塞があったと思われる。

丘の南北は急峻で、東は海蝕による断崖となっていた。攻めにくい地形で、敵の来襲に備えて逆茂木（さかもぎ）等を使った砦（とりで）と考えられる。先端の崖下の民家付近を城崎（じょうざき）と呼んでいる。

陣ノ内（じんのうち）とは、城主（豪族）の陣屋があった所ということではなかろうか。陣ノ内区には、陣の字を姓に冠した家が多い。

本町から小田に至る道路が、この台地を切り通しで分断しているが、掘り切りの東側を上ると、空濠（からぼり）らしい跡が確認される。

城の辻の南面には、幅2.8m、長さ４ｍほどの玄室をもつ古墳があり、側壁の平石と、玉砂利が残されている。

城の辻城跡、陣ノ内の善行寺の西方より望む

城の辻城跡にある古墳

10．竹崎城（大浦、竹崎）

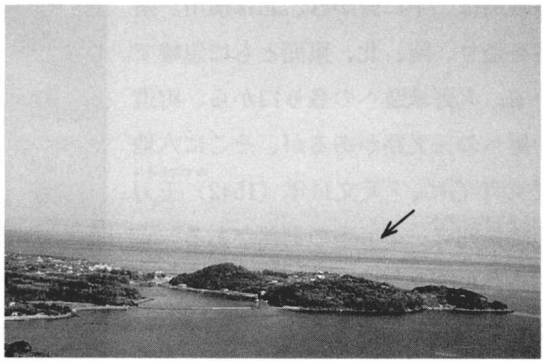

島そのものが城塞の竹崎島
小長井町毘沙天岳（釜岳）展望台より望む

（Ⅱ　町指定重要文化財　３．竹崎城参照）

Ⅱ　太良町内諸城の動き

これら町内の諸城は、南北朝時代（1336～1392）前後に構築されたものであると推量される。後醍醐天皇の建武の中興（1334）以後、足利尊氏の挙兵により、南朝、北朝の対立となり、各地の武士や豪族は、どの武将につくことが身の安全か、また将来の為かを考え、保身の術に苦慮せねばならぬ時勢であった。町内諸城の豪族もまたそうであったろう。

戦国時代（1467～1590）には、佐賀、杵島地方の勢力と、海を境界とした島原半島の雄、有馬氏の勢力との接点にあったのが、大浦竹崎城、糸岐、多良の諸城、伊福城である。多良岳の裾野の僅少な貧しい土地ではあるが、佐賀、島原の両勢力にとっては、侵攻の為の足掛かりとしての要地で、共にこの地を占拠せんとしたのである。共通の運命を担う城主たちは、終始力を合わせてこの困難な情勢の中で生き抜いてきたというべきであろう。その中で、中心的役割を果たしてきたのが、海上交通の要衝に在った大浦の竹崎城であり、進出の拠点として、両勢力の争奪の的となってきた。従って勝敗により、城主は変わらねばならなかった。

『肥前史談』掲載の「龍造寺隆信公、同政家公御一家幕下知行附」（嬉野米一郎記）の中で、太良町に関係のある城主は、

「200町、多良大學、藤津郡多良城主。60町、壹戸岐兵左エ門、同郡壹戸岐（糸岐）城主。70町、伊福豊之助、同郡伊福城主。」

とあるように、町内の諸城には、多良氏、糸岐氏、伊福氏という地名を冠した城主が、ある時期に、存在していたことを物語るものである。

参考文献　・太良・町のあゆみの記録
・探訪日本の城10「西海道の城と歴史」
・肥前史談

Ⅲ　その他の古跡

1．太良嶽参詣路と一の宮

(1)　矢答一の宮

矢答の太良町と鹿島市との境界のバス道横に2畳ほどの古い池があったが、その跡に、新しい防火水槽が作られている。この防火水槽の上を通る小路が、バス道から分かれ、その傍らに「山の神」の自然石碑がある。この横に、「太良嶽参詣路」と刻まれた道標が置かれている。その上には、苅萱宮の石碑や、仏像を安置した小さな堂がある。

この参詣路は、七浦、浜、古枝、鹿島方面からの太良嶽参詣路として、かなり利用された登

山道であった。旧多良村、伊福村、（現太良町）と七浦村、古枝村（現鹿島市）との境界の尾根を通り、経ケ岳の麓を通って中山集落の公民館の横に出て、多良岳へ登って行った。回峰修業の修験者達も、この路を通ったことであろう。

現在は、尾根だけに赤松が残され、平地からも遠望できるが、植林される前は、雑木や赤松の林で、松茸がたくさん採れたということである。

山神石塔（右）と「太良嶽参詣路」と刻まれた案内石

矢答一の宮の石祠

終戦後、雑木や赤松は切られ、杉や檜が植林されているが、尾根には、20m位の幅で赤松林が残され、その中を太良嶽参詣路が通っている。

赤松は、一抱えもあるような大木が多いが、松喰虫で枯れたり、また平成3年（1991）の9月に来襲した未曾有の台風、17号、19号で倒れた赤松の大木が、参詣路に横たわり、灌木や雑草が生い茂って、管理されないまま荒れ果て、現在では到底通れるような参詣路ではない。

矢答から見る場所によって、重なって一つに見える三つの峰がある。赤松の林は、一番手前の峰の下あたりで切れているが、そこに、「矢答一の宮」の石祠が、木蔭の岩脈の上に、忘れ去られたようにひっそりと祀られている。

(2) 多良一の宮

一の宮とは、太良嶽大権現一の宮の意で、町内には、主要参詣路の傍に、一の宮が祀られている。

「多良一の宮」は、林道柳谷線の右側に祀られ、石祠の正面に半肉彫の坐像が刻まれている。石祠の前には、新しい賽銭や幟があげられていた。

蕪田部落では、干魃の年に「ぼたもち」を供え、踊りを奉納して雨乞い祈願をしていたそうである。その霊験は灼（あらたか）であったといわれる。

多良一の宮の石祠

(3) 糸岐一の宮

「糸岐一の宮」は、佐賀県と長崎県の県境となっている参詣路の右側に祀られている。石祠は、屋根で覆われ、半分ほど砂の中に埋もれている。まわりには、一の宮の額が掲げてある金属製の鳥居や石燈籠、手洗鉢などが奉納され、他の一の宮と比べ、信仰が篤いように思われる。

屋根の中に安置され砂に半分埋もれた糸岐一の宮の石祠

糸岐一の宮の鳥居と横倒れになった大木の檜

この登山路は、一の宮岳、前岳、多良岳の中腹を通る平坦な所が多く、長崎県との県境になっている。長崎県側は、檜や杉の植林がなされ、途中藪(やぶ)となっている所もあるが、登山者には、よく利用されている登山路である。

町内の一の宮の中で、矢答一の宮は、山の尾根を通る参詣路に祀られ、急坂が多く、植林や赤松林の倒木、枯死で、日当たりが良くなり、雑草や灌木等で藪(やぶ)となっている所が多い。現在は、通る人もないので荒れている。この登山路と矢答一の宮は、近い将来忘れ去られるのではなかろうか。

(4) 丁　　石

矢答の藤棚公園下、石垣の手前に、「八丁」と刻まれた丸い石がある。これは「丁石」といわれ、目的地の上宮までの道中、1丁毎に丁石が立てられ、参詣者に道中の位置を知らせて、勇気付けたものである。

前述の防火水槽の上の「太良嶽参詣路」の道標が、丁石の起点とすれば、1丁は約109mなので、上宮までは、相当数の丁石が必要だったと思われる。

「八丁石」は、参詣路にあったものを、藤棚公園まで運んだものであろう。「一丁石」があったという話を聞き、参詣路近くを探したが見当たらない。

矢答の藤棚下の八丁石

丁石については、Ⅳ、多良岳の石造物・古跡の項でも述べているが、二丁石と六丁石が、多良岳の上宮参道にもある。塩田町五町田の八天山や、鹿島市能古見の岩屋観音参道にも残っているが、貴重な民間信仰の記念碑と言うべきであろう。

2．英　俊　庵

(1)　観音像と大乗妙典一字一石塔

①　観音像

陣ノ内区の金刀比羅神社の東方中程、農道の傍に大乗妙典一字一石塔（大乗妙典一字一石塔）と記した塔と、その回りに、壊された観音石像が、数基並べられている。これは、昭和44年（1969）、国道207号線の改修工事の際に、亀崎丘にあった石塔と観音像を、少し離れたこの地に移転したのである。

移された観音像と一字一石塔

『太良・町のあゆみの記録』（昭和50年“1975”発行）によると、移転前の安置場所は、幅１m、長さ30m、高さ0.6mの石垣の上に、観音像は、南を向いて横１列に並べられ、その列の中央後に「大乗妙典一字一石塔」が、建てられていたと記している。この地続きの畑の所有者、陣ノ内区の陣副常雄の母の話によると、「観音様は、全部で30位あった。」とのことである。現在は、27個の竿石台と、その上の観音像は、胴体だけの観音像まで入れて、15基残されている。善行寺の庭に２基（２番・３番）、金刀比羅神社の境内に２基（25番、26番）、国道工事の際移転した現在地に、11基の壊された観音像と、23個の竿石が並べられている。

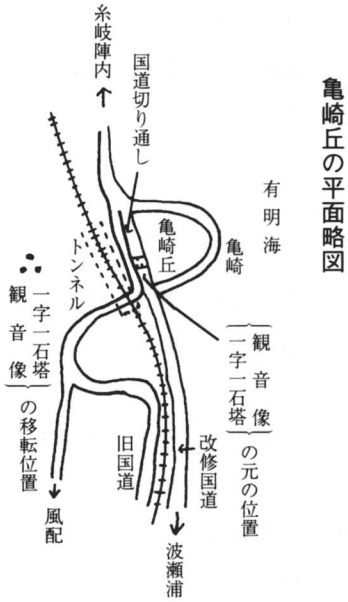

竿石には、正面に第何番、右側面に「文化五戊辰十月」（1808）、全部の竿石ではないが、左側面に、寄進者数人の氏名が刻まれている。第32番が最終番号で、１個の竿石には、番号や年号の刻銘がない。

九州の観音信仰霊場は、33箇所である。大浦の竹崎観世音寺は、九州22番の霊場で、太宰府の観世音寺が、33番の霊場である。

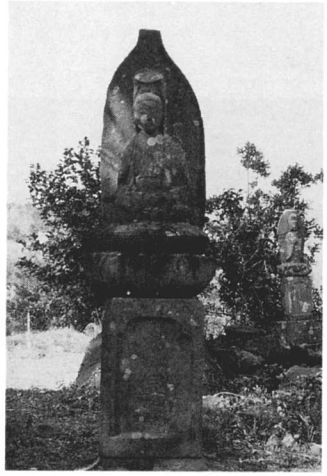

亀崎丘の金刀比羅神社境内の
観音像25番

亀崎丘の金刀比羅神社境内の
観音像26番

善行寺の観音像
（左２番　右３番）

ここでは、０番から32番まで、33基の観音像を祀って、九州一円の霊場を巡礼しなくても、ここ１箇所で、33の霊場を巡礼したのと同様の功徳になるとの観音信仰の場所とされたところと考えられる。陣副常雄の母の話によると、

「大浦の産婆某女は、観音様が夢を見せられたので、お迎えに来ましたと、１基持ち帰られました。また、鹿島市浜町の人は、観音様が夢を見せられたので、お参りに来ましたと、参詣されたこともあった。ある時は、畑仕事に来てみると、赤い旗（幟）が、たくさん立てられていたこともあったし、お花がたくさん供えてある日もあった。」

とのことである。

このように、他町村に移して祀られている観音像もあるのではと推量される。

糸岐本町の古賀林平は、

「この一字一石塔や観音像が、安置されていた一帯の畑を、「寺屋敷」と呼んでいたので、お寺か庵寺が在った所でしょう。私が子どもの頃（明治30年“1897”代）は、年に何回か諫早から参詣に来ておられた。」

とのことである。

明治元年(1868)に布告された、神仏分離の通達によって、神社と寺院との間で争いが起こった。これは、寺院、仏具、仏像、経文等の破壊活動へと進展している。所在が分かっている15基の観音像で、善行寺の第２番、金刀比羅神社の第25番、移転先の亀崎丘にある第10番と29番の４基だけが、ほぼ原型を保っている。他は、首や胴体が切断されて、セメントで補修してあるものや、胴体だけの観音像である。明治元年（1868）以降に、受難したものと考えられる。町内の石像を調べていると、野辺や路傍、墓地等にある仏像で、首が無かったり、セメントで補修したものをよく見かけるが、破壊は広範に及んでいる。

② 大乗妙典一字一石塔

前述の33基の観音像は、亀崎の丘に南向き、横一列に並べて建てられ、中央の観音像の後に、大乗妙典一字一石塔が、南を向いて建てられていた。

観音像の竿石に、文化5年10月（1808）。大乗妙典一字一石塔には、文政7年10月(1824)の刻銘がある。大乗妙典一字一石塔は、観音像から16年遅れて造立されている。

大乗妙典一字一石塔

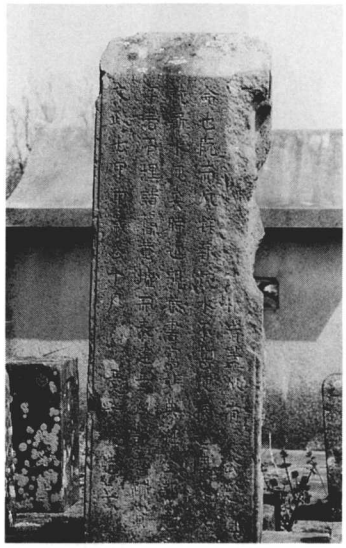

大乗妙典一字一石塔の左側面

昭和44年（1969）の、国道207号線亀崎丘切り通し工事の際、壊された観音像と共に、北西の現在地に移転し、東の方を向いて安置している。一部が壊れているが、移転の時ではなく、廃仏毀釈（はいぶつきしゃく）の明治元年（1868）に、観音像と共に壊されたものと考えられる。この塔は、高さ1.10m、幅0.38m、厚さ0.35mである。

大乗とは、紀元前後の頃、インドに起こった改革派の仏教で、従来の部派仏教の出家者中心、自利中心の仏教を小乗仏教（しょうじょう）として批判し、在家者中心、利他中心の立場をとった。これを大乗仏教といい、日本、中国、チベットなどの北方仏教は、この流れを受けている。

妙典とは、すぐれた経典のことで、法華経を指している。一字一石とは、経文の一字を小石に墨書したものを一字一石経と言い、これを土中に埋め、その上に建てた塔を「一字一石塔」という。これは祈願や追善のために行われるものである。『広辞苑』

この塔の左側面に、次のような碑文が刻まれている。(・・・・・は碑石が壊されていて不明)

「・・・・・・・・・者蓋以有公之遺命也既而以採薪扱水不甚便移之陣内以就薪水便矣時近親恭書寫妙典経全部壱字壱石埋諸舊菴墟而表建焉以證舊跡窖
文政七甲申（きのえさる）歳冬十月・愛女敬造立」

文政7年甲申（きのえさる）（1824）に建てられたもので、現在までの調査から碑文の意味は、（不明な点は推測）

「この地に庵が建てられたのは、公の遺言である。しかし、薪、水に不便なこの地から、薪、

水に便利な陣ノ内に移す。妙典経全部を一字一石に書き写してこの庵の跡に埋め、その上に塔を建ててその證とする。」と解される。

この碑文によって、亀崎の丘に庵が在って文政年間(1818〜1829)に陣ノ内区に移転したということは分るが、何と言う庵なのか不明であった。ところが、昭和46年（1971）12月に荒尾神社の拝殿が解体された折、その棟板の裏に「亀崎山英俊庵」と書いてあり、庵の名称が判明したのである。

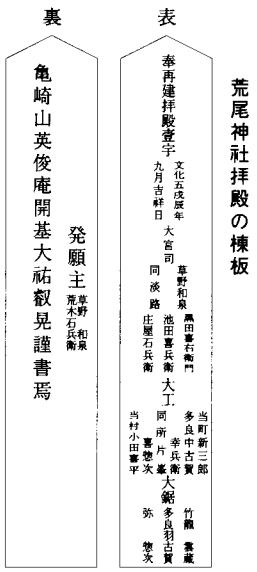

(2) 諫早文庫『日記』

『諫早史談第23号』平成3年（1991）3月31日発行に、「英俊庵の由来について」という題で、会員の山部　淳が諫早文庫『日記』をもとに発表している。

英俊とは、第11代諫早領主、諫早茂図の2男眞敏の法名の院号を冠したものである。諫早眞敏は、初め、久保田の村田政致の養子となったが、兄敬輝が病身のため嫡子を退いたので、本家に戻り嫡子となり、兵庫と称していた。しかし文化5年戊辰（1808）1月18日、父母をはじめ多くの人々に哀惜されながら35歳の若さで、佐賀の諫早家屋敷で病死した。法名は英俊院徹山憲明居士と定められた。

眞敏の死に当たり、その遺言に従って同年、亀崎の丘に庵が建立され、大祐叡晃が開基した。維持管理には諫早の平仙寺（天台宗）が当たっている。

庵室の構築に当たっては、諫早領内の大工を連れて佐賀に来るよう指示があり、英俊院愛用の部屋、御座、その他を49日が過ぎてから解き崩して糸岐村に運び、本体は、文化5年戊辰（1808）5月15日に完成している。庵の開基が英俊院であるから、庵号も「英俊院」とするという領主茂図の仰せで命名されている。しかし、寺院の新立を禁止している佐賀藩寺社方の掟書に触れるようなまずい印象を与えるので、8月に至って「英俊庵」と改称された。

前述した33基の観音像は、英俊庵と改称されて間もない文化5年戊辰（1808）10月、諫早家家臣たちが寄進したものであろう。

(3) 陣ノ内の英俊庵

英俊庵は、文政7年甲申（1824）10月以前に、陣ノ内に移転されたと考えられるが、用地が狭かったためか33基の観音像は、亀崎丘に残されたままであった。

糸岐陣ノ内区の善行寺前から、英俊庵跡の横を通って、三里、御手水方面へ通じる坂道があった。この坂道を「ご庵坂」と呼んでいた。現在は、自動車が通る農道に整備舗装され、ご庵坂も農道に分断されている。この農道より一段と高い所に「英俊霊神」「保壽霊神」と刻銘され

た2基の石祠が祀られ、共に石扉があって表に諫早家の「上り藤」の家紋が刻まれている。英俊霊神石祠の右側面に

「文政七年甲申十一月
當十七回辰
大願主　愛女敬立」

英俊霊神石祠

保寿霊神石祠

の刻銘がある。亀崎山英俊庵跡地に、庵が在った證として大乗妙典一字一石塔を建てたのが、文政7年甲申（1824）10月で、同年の11月には、亀崎の丘から移した陣ノ内の英俊庵敷地内に、英俊霊神の石祠が祀られている。文政7年（1824）は、眞敏（英俊院）の17回忌に当たり、いずれも愛女の造立となっている。

『諫早史談第24号』に、諫早文庫「日記」をもとに発表した山部　淳の「糸岐八大龍王神祠の話」の中に眞敏の母（諫早11代領主茂図の妻）は、久保田、村田家の出身で、愛女は母の弟の実娘である。伯母、姪に当たり、於愛様と呼ばれ眞敏の妻である。一字一石塔も、英俊霊神祠も夫眞敏の17回忌追善のために造立したものである。

英俊霊神祠に寄り添うように建てられている保壽霊神祠には、右側面に「嘉永7年（安政元年、甲寅）」（1854）、左側面に「寅5月27日」と刻銘してある。保壽は愛女の法名からとったものである。

英俊庵は、亀崎の丘に16年ほど在って、眞敏（英俊院）の17回忌を機会に、生活に不便な亀崎の丘から、便利な陣ノ内に移転したのである。

3．烽の遺跡（狼煙台）

烽（烽火）とは、見晴らしの良い山上で、昼は狼煙を揚げ、夜は火炎を揚げて、次々に山から山へと非常事態発生を連絡したもので、古代の軍事施設である。当時は最も早い連絡方法であった。

奈良時代（710～784）に書かれた『肥前風土記』によると、肥前の国には烽が20箇所と記されている。その中に、松浦郡4箇所の北廻りと養父郡1、神埼郡1、小城郡1、藤津郡1、彼杵郡3、高来郡5の南廻りルートがある。

北廻りルートは、玄海灘に面し、対外的に重要な意味を持っていたと思われる。南廻りの烽は、有明海に沿って配置され、いずれも太宰府に直結するルートである。

「古代烽火の分布」（福岡　博編、肥前風土記より推定）には、藤津郡１は鹿島市浜町湯の峯に、高来郡５の中の一つは、藤津郡太良町の烽火山とある。この烽火山は、藤津郡と高来郡の境にあると書かれている。

(1)　日 の 辻

江戸時代の風早山（風配）烽火跡も、有明海に突出した標高136.0mの日の辻山も、眺望がよくいずれも県境の近くにある。日の辻の「日」は烽火の「火」であろうと考えられる。「肥前風土記の研究」（松尾禎作）では、古代の烽火跡を日の辻に比定しようとする考えである。ミカン畑に開墾される前には、周囲を低い石垣で囲んだ烽火の跡と思われるものが、頂上にあったそうである。現在は、日の辻の山全体が開墾されてミカン畑となり、頂上には、無人防除の機械小屋が建てられ、その横に測量の為の一等三角点のコンクリート標柱がある。その回りには、ミカンが植栽され烽火の跡らしいものは残されていない。

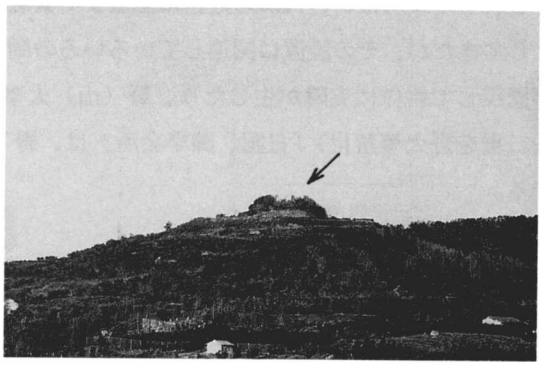

日　ノ　辻
牟田の弘法さん上り口より望む

(2)　風早山（風配）

江戸幕府による長崎烽火山は、寛永15年戊寅（1638）に設置され、佐賀藩もこれに応じて、自藩並びに近隣諸藩、ひいては幕府への連絡のため、烽所を設置したものと考えられる。（佐賀藩の長崎御番拝命は、寛永19年壬午（1642）鍋島勝茂代）

烽所設置の由来については、佐賀、諫早の記録には、今のところ発見されていないが、正保４年（1647）、ポルトガル船２隻の来航にあたり、烽火を挙揚している。

「佐賀繁盛記」（恩田均一著、南里有隣註）に、「五箇所狼火場、小峰（湯江）風早山

風　　配
返答岳頂上より望む

（太良）、筒名岳（杵島）、日隈山（佐賀）、朝日山（鳥栖）」とある。

昭和初期までの風配は、標高517.9mの草原で360度の遠望が効き、有明海を一望できる場所であった。現在は、頂上の５ａ（500㎡）位が植林もなく平坦な草原で、その周囲は、檜の植林がなされ、防火帯の南の方だけ視界が開けている状態である。

平坦な頂上のほぼ中央付近に、測量のための三等三角点が設置してあり、見取図のように、東西約24m、南北21mにわたって、１～２段の低い石垣を回（めぐ）らした烽火の遺跡が残されている。

上巻歴史編「烽火と白帆注進」の項参照

これらの烽所は、古代から近世に至るまで緊急時の通報、連絡手段として重要な役割りを果たしてきたが、その設置に関連していろいろの問題があった。そのひとつは、烽所近くの草藪が繁茂して耕作に支障が生じたり、野（山）火事発生の心配である。（令制では、烽所をめぐる二里を野火等禁止）『日記、諫早会所』は、野（山）火事の発生について次のように記している。

○　文化７年（1810）正月６日

（風早（かざはや）御用地（ごようち）最寄り）

糸岐村（いときむら）船倉（ふなぐら）街道端野面より出火、五、六百間焼失。近村より数百人駈け付け、消し止めた。御用地（積立場、番屋）から百間に迫る。

○同７年（1810）正月10日

（糸岐村金目（かなめ）道）

風早（かざはや）の北東平に燃え進んだ。たて六七間。御用地近くで消し止めた。最寄りから人数数十人出動。村中から数百人来たときは既に消し止めていた。

○　文化８年（1811）正月19日

（船倉（ふなぐら）野方より出火）

「フウの木」の辺まで延焼、御立山４反焼失。（山部　淳『長崎御番と佐賀藩の烽』による）

風配烽火遺跡見取図

1989. 4. 16
諫早史談会

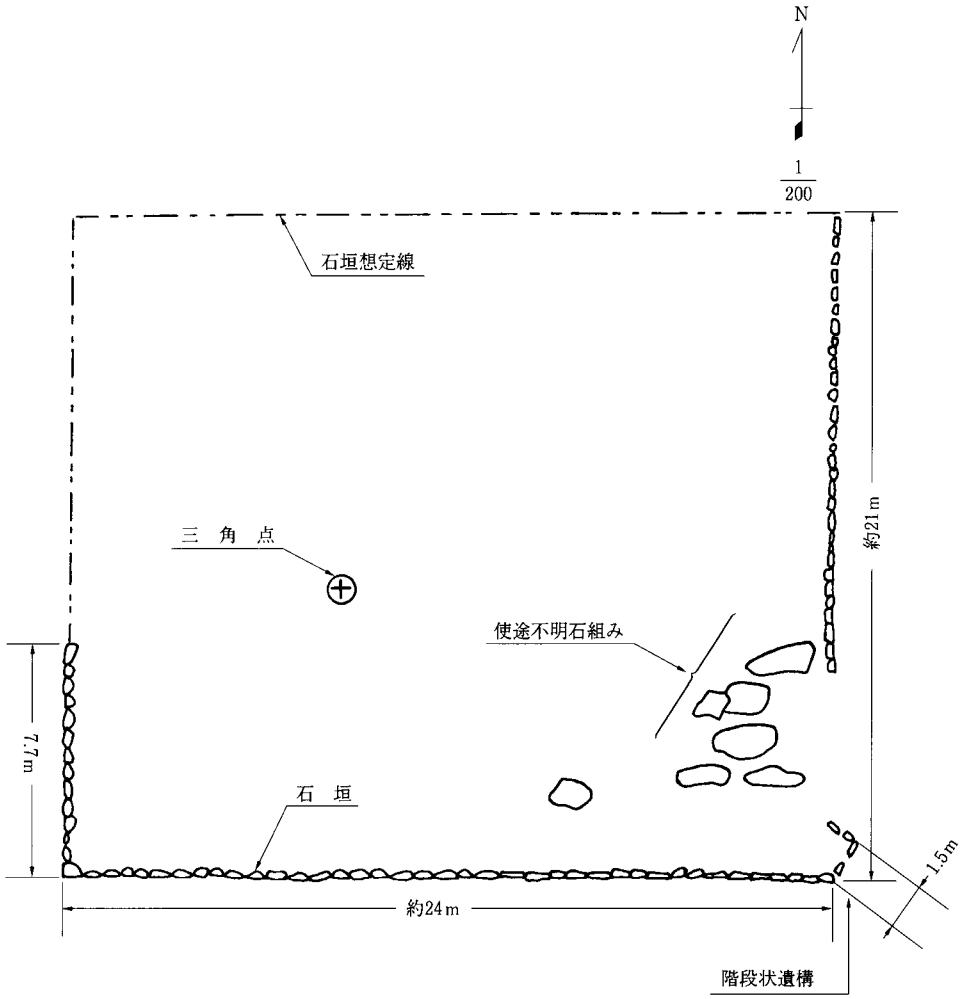

Ⅳ　多良岳の石造物・古跡

1．多良岳の石造物・古跡略図

太良嶽神社上宮の鳥居の傍に、役行者が祀られ、下駄や草履が供えてあり、信仰されている。役行者は、役小角、役優婆塞とも云い、修験道の開祖として崇められている。修験道は、山野において難行、苦行を重ね霊験を修得する山岳仏教で、峰から峰へと廻峰修行した役行者の、健脚にあやかりたい願望で、履物を供えてお参りするのである。

日本四別当の一つが、小城郡の牛尾山別当坊で、肥前修験の拠点であり、多良岳は、修験道修業の金剛界廻峰西部行所の一つで、聖地として古くからその名を知られていた。

「太良山金泉寺縁起変革之碑」には、天正11年癸未（1583）、不幸にも耶蘇教徒に襲われ、寺門悉く焼失したと記され、山頂の大権現堂も焼失したと伝えられている。

神仏習合[注]時代には、神宮寺で金泉寺の住職が、太良嶽神社の社務を司っていた。山頂近くに散在している石仏群や、自然石に刻まれた梵字等に、中世における密教的な一面がしのばれる。

座禅岩より上宮を望む

金泉寺と変革の碑（左端の石碑）

注　神仏習合…わが国固有の神の信仰と、仏教信仰とをほどよく融合、調和すること。

多良岳の石造物・古跡略図

2．多良岳への登山道

太良嶽神社上宮への参道は、山麓の彼杵（そのぎ）、高来（たかぎ）、藤津（ふじつ）三郡のいずれからも、登山道が開かれている。主なものを挙げると、大村市から黒木経由、諫早市から片木（へぎ）・五家原経由、高来町から轟（とどろき）の滝（たき）経由、小長井町や太良町大浦からは山茶花（さざんか）経由、太良町多良方面は中山キャンプ場経由、鹿島市七浦、浜、古枝からは矢答経由、鹿島、能古見からは平谷経由等である。

太良町大浦の竹崎は、竹崎街道と海路の起点であり、また終点であり、交通の要衝であった。古くは嶽崎（たけざき）とも云い、海からの多良岳詣（もう）での登山拠点であったと思われる。竹崎から田古里川を渡り、牟田、今里と竹崎街道を通り、山茶花経由で糸岐一の宮を通る登山道を、登山者や、金泉寺、竹崎観世音寺の住職や使いの寺侍等（てらざむらい）も通っていたものと思われる。

現在は、山茶花公園前で左折する多良岳横断線が出来て、舗装され、金泉寺下の轟の滝経由の登山道まで乗用車で行くことができる。最近、太良方面からの登山者は、多良川上流の中山キャンプ場から、または、金泉寺下まで車で行き登山している。

(1)　糸岐一の宮登山道

糸岐一の宮への案内標識（多良岳横断線）

金泉寺下までの林道の途中に、一の宮まで1.5㎞の案内板が立てられている。この登山道は、糸岐一の宮を通り、多良岳南の中腹を通って太良嶽大権現の鳥居前広場に出る登山道である。この登山道が、佐賀県と長崎県の県境となっており、県界の標柱が立てられている。佐賀県側は雑木林、長崎県側は檜の植林がしてある。

一の宮の手前に、2～3人ほど入れる洞穴がある。猟師や炭焼きの人等雨露を凌ぐには、恰好の場所である。ここら辺りには、次のような話が伝えられている。

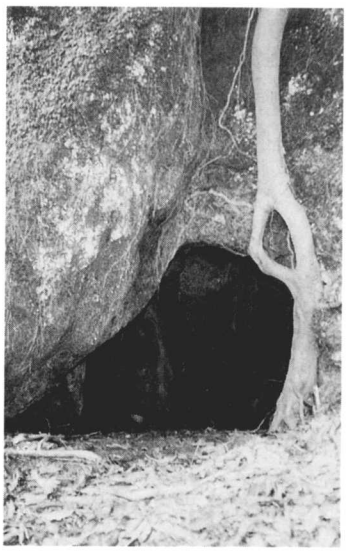
洞　　穴

太良嶽の金泉寺と、竹崎の観世音寺は、共に真言宗で、住職が欠員の場合は、時の住職が兼務していたといわれる。

明治の末期か、大正の初期か記録になく定かではないが、金泉寺の住職が兼務していたのか、竹崎観世音寺の「鬼祭り」に来て無事に鬼祭りを終え、夕方金泉寺に帰ることになった。ところが雪降りとなったので、竹崎の人たちは、今夜は泊って明日帰られるよう勧めたが、帰らねばならぬ用事があったのか泊らずに帰られた。平地では少しの積雪でも、山の積雪は深い。山道も判らぬような積雪ではなかったろうか。夜ではあるし、一の宮辺りで先へも進めず引き返すこともできず、途中で、凍死されたとの言い伝えが、竹崎や湯江に残されている。

糸岐一の宮

鬼祭りは、「裸祭り」や「六日市」とも言われ、昔は、旧正月の5～6日に行われていた。一番寒い時期で雪がちらつくことが多かった。

この洞穴から近いところに、一の宮の石祠があり金属製の鳥居が奉建され、祠は屋根の下に納まり、砂に半分ほど埋もれている。境内には、大きな檜の老木が倒れ、その老木から数本の枝が垂直に伸びて幹となり繁っている。

一の宮から左の路が、上宮参道の鳥居前の広場に出る山道である。前岳の下辺りの中腹に大きな岩と岩の間を道が通っている。この岩を「鬼の門」という。この登山道の傍らにいくつかの炭を焼く竈の跡が見られる。鬼の門からさらに進むと、覆被(おおいかぶ)さるような断崖の下の登山路の傍に、太良町重要文化財指定、六体地蔵菩薩立像（１体型６体組の地蔵尊）が安置されている。この地蔵尊を右手に見て登山道を北西へ進むと、太良嶽大権現の鳥居前広場に出る。多良岳横断線から１時間20分の行程である。

⑵ 『太良嶽縁起』と上宮参道

この多良岳について、長崎県北高来郡高木町湯江神津倉(こうづくら)にある医王寺所蔵の『太良嶽縁起』に

「太良嶽大権現は、中印度の摩竭陀国王(まがだこくおう)である。その昔、神通力をもって、日本の梅豆羅(まつら)の璽職(しじき)（平戸島の南の志々岐）に飛来した。そして太良嶽で三摩耶の修行をして彦山に入り、熊野を開いた。日本の権現霊跡の始まりは太良嶽である。

その後、和銅年中（707～714）に行基菩薩が来て、弥陀、釈迦、観音、三尊の聖躯を造って、大権現の本地とした。」

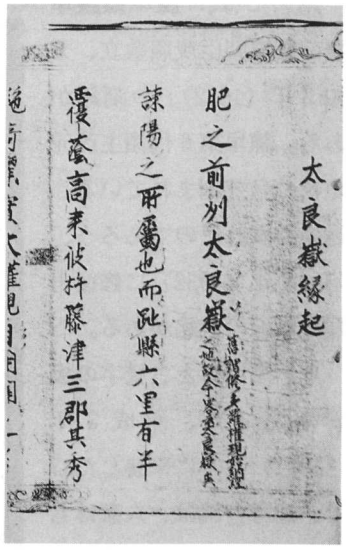
太良嶽縁起
肥之前州太良嶽
諫陽之所屬也而此縣六里有半
覆蓋高来彼杵藤津三郡其秀

湯江の医王寺所蔵の「太良嶽縁起」

とある。大昔から山岳信仰と、修行の聖域として世に知られていたのである。ところが

「天正11年（1583）キリシタンの暴徒に襲われ、神殿や仏殿等は、ことごとく焼失した。…

それから78年を経た寛文３年癸卯(みずのとう)（1663）法印賢海によって再建された。」 ……中略

この『太良嶽縁起』の中に、

「十地の菩薩、16羅漢、及び諸尊の石像厳として断崖の間にあり、源の将軍頼朝の石碑と称する者在り」

源の将軍頼朝の石碑と称される多宝塔

とある。

鳥居前の広場には、１基の石灯籠があり、石段の両側に３対の灯籠が寄進されている。鳥居の左方に、首をセメントで

補修された観世音菩薩石像と、太良町重要文化財に指定され、これも右手が壊された、「役行者座像」がある。「諸尊の石像」と記されているのは、この石像であろう。明治元年戊辰（1868）の神仏分離令布告後の廃仏毀釈運動は、このような山中にも波及したのであろうか。

鳥居手前に「二丁石」、梵字岩の近くに「六丁石」がある。いずれも天保14年癸卯（1843）の寄進である。上宮までの参道一丁（109.09m）毎に丁石が立てられ、急坂を登る苦しい参詣者に上宮までの目処を知らせ、元気づけるものであった。現在は2個だけ発見されているが、鳥居のところに二丁石があるので、金泉寺を起点とした丁石であろう。

鳥居には、「諫早縣諫早豊前藤原朝臣茂照敬立、天和2年（1682）」の刻銘がある。諫早第6代領主茂元の初の名で刻まれている。途中で倒れたのであろう、昭和7年（1932）に修復再建した旨の刻銘がある。

鳥居を潜ると、梵字の板碑があるが、平成3年（1991）9月に来襲した17号、19号台風は、人家はもとより、ミカン園や山林に、未曾有の被害をもたらした。多良岳でも、登山道や参道に倒木があったが、町が速やかに除去している。この板碑にも檜の大木が倒れかかり、檜は取り除かれたが、前に傾いたままである。

参道の石段は、諫早家家老で竹崎の夜橙鼻灯台を最初に作った早田番左衛門が寄進している。

石段を登って行くと、左手に登山道寄進者を刻銘した石がある。『太良嶽縁起』

観世音菩薩

役の行者坐像

上宮鳥居近くの二丁石

上宮鳥居

に書かれた十地の菩薩に初めて出合うのは、左方に安置された第十「法雲地菩薩」である。

暫く行くと、羅漢2体の横に、第三「発光地菩薩」その後の岩の上に、16羅漢が登山者を見下ろしている。16羅漢とは、永くこの世に在住して、正法を護持するという仏教修行の最高段階に達した16人のことである。第七「遠行地菩薩」は、参道からは拝観できず、参道中央に杉の大木の朽ち果てた古株があるが、その上から断崖に沿って10mほど戻った所の上から被さるような大岩の下に安置してある。風雨に曝されていない為か、刻銘がはっきりしている。

参道から少し離れて第四「焔慧地菩薩」第九「善慧地菩薩」と続き、「梵字岩」の手前、曲がり角の左手上に、六丁石が置かれている。梵字岩を右手上に見て登ると、鉄鎖が取り付けられ、右手の岩に寄進者名が刻まれている。26m余りの鉄鎖を伝って登ったところの左手に、第五「難勝地菩薩」登り切った右手の頂に、第二「離垢地菩薩」ここから左へ行くと国見岳、右

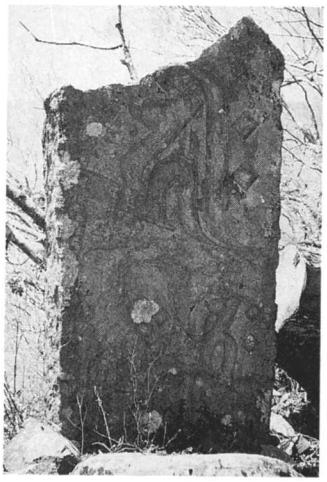

梵字板碑

第十法雲地菩薩

第三発光地菩薩
手前は羅漢2体

岩上の16羅漢

第七遠行地菩薩

第四焔慧地菩薩

第九善慧地菩薩

六　丁　石

梵　字　岩

へ少し下りると、岳の北側の平坦な参道があって、上宮への石段の手前左方に、第六「現前地菩薩」が柔和な微笑を湛え、「ご苦労さん」とでも言いたげな面持で迎えて下さる。その右手が、「罪人落とし」と呼ばれる断崖である。

石段を登ると、大正12年（1923）に再建された祠殿が、真南を向いて建てられている。『太良嶽縁起』には、「祠殿玲瓏として南位に向う。」と記してある。神祠には、「太良嶽三柱大神」と正面に刻まれている。

上宮から見た景観を、『太良嶽縁起』には、次のように記している。

鉄　　鎖

「頭を回らせば、則ち、筑後の国の城郭、島原、諫早の村街、斑として一眸の中に属す。加之、衣笠の雪、阿蘇の煙、三嶋の朝霧、竹崎の旅船、奇観荘望、言を以って盡すべからず。」

と、

東方の前岳の尾根には、累々たる岩脈を見るが、この中に、大権現となった摩竭陀王が、三摩耶の修行中座禅をしたといわれる「座禅岩」や、「鬼の岩屋」等がある。

鳥居前の広場にもどり、轟の滝経由の登山道と、金泉寺への道が分かれる辺りに、祇園宮の石祠がある。その横に堂宇の跡と思われる四つの礎石の一つに、第一「歓喜地菩薩」が、他の菩薩と遠く離れた場所に安置されている。

十地とは、大乗仏教の菩薩が、究極の悟りに到達するための修道過程を十段階に整理したものである。この十地の中で重要なのは、第一「歓喜地」、第六「現前地」、第十「法雲地」である。歓喜地は、十地の第一段階の修行に入るわけだが、それまでに大乗仏教では、十信、十住、十行、十回向と四十段階のステップを踏んで、初めて十地に入るのである。これを見道位ともいうが、宗教的歓喜が初めてわかった段階という意味である。

第五難勝地菩薩

第二離垢地菩薩

仏さまに救われた喜び、あるいは禅宗でいえば見性した喜び、キリスト教でいえば入信した喜び、そういう救われた喜びというのは、たいへん静かな喜びであるが、深い喜び、内心から湧いてくるような喜び、それが歓喜地である。

第六現前地菩薩

上宮神殿

そしてさらに第二地、第三地……と進んでいき、第六現前地において般若の智慧が完成する。ここまでは自利でよいのだが、これからは利他となり、最後の第十法雲地において、利他行の完成を目指す。そしてつぎに入るのは仏地（仏の境地）である。

第六地までは般若の智慧をみがき、自分の智慧ができたら、今度は衆生を救う行願に転ぜられていく。それが完成したのが智である。智のことを別の言葉で大悲というが、仏の愛であり、人間はそれに包まれていくわけである。大悲を、「十地経」では第十の法雲地で完成されていくのだということである。

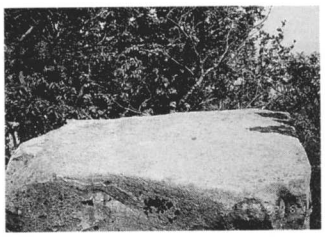

座　禅　岩

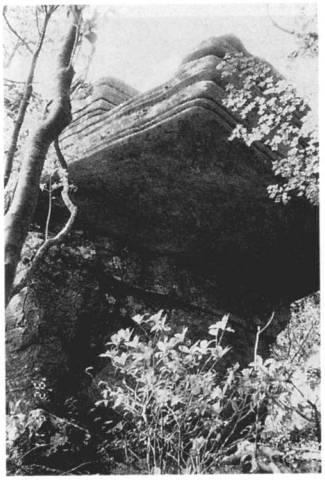

鬼の岩屋

第一歓喜地菩薩

このような、十段階の修行の過程であるので、第一から第十まで、順序よく下から上宮へと祀るのが常識であるが、安置場所は順不同となっている。

言い伝えによると、明治元年（1868）に神仏分離令（3月12日、神仏混淆を禁ず）が通達されたが、神仏分離が分離だけに止(とど)まらず、廃仏毀釈(はいぶつきしゃく)の破壊活動へと進展したので、多良岳の神域に安置されていた仏像は、急遽(きゅうきょ)金泉寺に移されたという。ところが、障(さわり)があるということで、元の位置に戻されたと伝えられている。破壊活動の熱(ほとぼり)が冷(さ)めた頃であろうから、数年経た後ではなかろうか。この時、元の位置でなく適当に安置され、順不同となったのではないか。第八「不動地(ふどうじ)菩薩」は行方が分からない。心無なき者に持ち去られたのか、または、南麓の谷に落とされたのか、丁石と共に行方不明である。第一「歓喜地菩薩」が離れて安置されていることなど、明治元年（1868）の神仏分離の通達による混乱に起因しているものと思われる。

参考文献　・太良嶽縁起
・太良・町のあゆみの記録
・仏教経典の世界（自由国民社）

V　石造文化

1．墓　碑　等

(1)　宝篋印塔・五輪塔

町内の到る処に、捨てたと思われる五輪塔や、宝篋印塔の一部が、堂の回りや、墓地の片隅などに積まれていたり、雑石と共に残存するもの等数多く見受けられる。宝篋印塔、五輪塔は、供養塔など外の目的で作られたものもあるが、太良町では、墓碑と思われるものが多い。

町民は、自分達に関係のない他国者か、無縁の者たちの墓石の一部であろうと思い、顧みられなかったようである。その理由として考えられることは、

① 古い時代は、名前を刻まないのが多かったので、殆ど無銘で誰の墓碑かわからない。

② 先祖崇拝の信仰は、本来、拡大されて一般人類愛へと普遍化すべきところを、単に、自己中心、自己祖先中心の信仰へと変化していった。

③ 町民自身に盛衰流転があって、移動が行われた等の理由により、祖先が忘れ去られた。

竹崎観世音寺に集められた宝塔

等である。

五輪塔や、宝篋印塔は、図のような型式で、それぞれ大きな特徴を有しているが、大きさは一定していない。里区諏訪神社の五輪塔は、高さ1.5m位もあり鎌倉時代の作と思われる。

野上区住吉神社の宝篋印塔は、高さ0.5m位であるが、形が整い室町時代の作であろう。野上から里へ下る坂道を、琵琶弾坂といい、近くの森の中には、以前夥しい数の五輪搭や、宝篋印塔が立ち並んでいたが、顧みる人はなかった。一箇所に数十基も存在するのは、県下でも珍しいことである。この製作年代は、佐賀、島原両勢力の接点として、戦いが繰り返された戦国時代であろうと思われる。このことから推して、戦死した武士たちの墓碑ではなかろうか。(下巻、集落誌37、野上参照)

宝塔は、中畑にあった博打穴が石材の切り出し場であり、そこで宝塔の製作がなされていたと考えられている。(博打穴は下巻、集落誌38、中畑参照)

昔、野上と里には、法勝寺及び大日寺という二寺院があったということであるが、前記琵琶弾坂の墓地と関係があると思われる。

中畑正恩寺内庭の宝篋印塔は、当地方最大のもので、高さ1.40m、台石は0.6m角、但し上

部は他のものを寄せ集めて組み立ててある。これは、元、中畑区の下の方「狂う魔の塔」（くるまどう）にあったが、夜毎に怪光を放って通行人を悩ました為、正恩寺の住職の手によって寺に移し、供養をしたと伝えられている。（下巻、集落誌38、中畑参照）

山根区には、大きくはないが、山根忠光の墓碑といわれる形が整った由緒ありそうな宝篋印塔が一基、遊園地の傍に建てられている。

大きな五輪塔は、牟田区の墓地に１基、竹崎観世音寺に高さ1.6mを筆頭に、１m以上のものが数基、里の諏訪神社にも１基あるが、記年があるのは、牟田の共同墓地にある五輪塔だけである。

正恩寺の内庭にある宝篋印塔

竹崎観世音寺の五輪塔

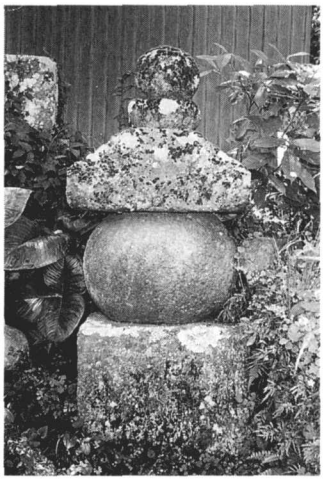

里の諏訪神社境内にある
五輪塔

牟田墓地にある五輪塔
承応２年（1653）

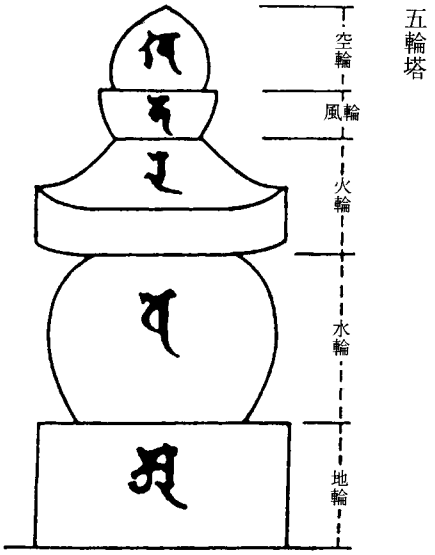

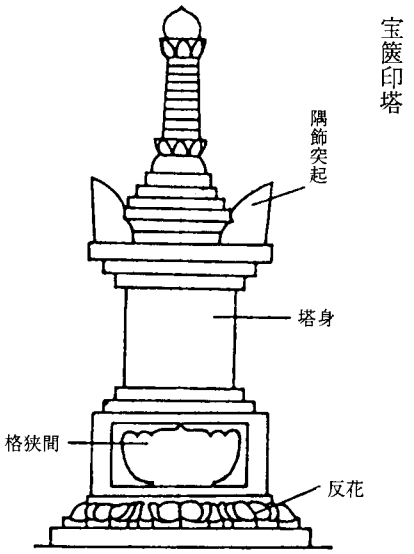

五　輪　塔

教理の上では、方形の地輪、円形の水輪、三角の火輪、半月形の風輪、団形の空輪より成り、仏教でいう地水火風空の五大をあらわすものとする。石造では平安後期以来わが国石塔の主流として流行した。五輪塔の形式は、石造では方形の基礎、球形の塔身、方形の笠、半球形の請花、宝珠形になっている。密教系の塔で、各輪四方に四門の梵字をあらわしたのが多い。しかし早くも鎌倉時代から宗派を越えて用いられた。

宝篋印塔（ほうきょういんとう）

平面方形の一重の塔で、笠の四隅に隅飾の突起を作り、笠上部は普通には数段の段形とする。密教系の塔で、鎌倉前期から石造の遺品が出現し、やがて宗派を越えて、わが国石塔の主流のひとつとして、五輪塔と並んで流行した。この塔形のもとは、わが平安中期のころ、中国の呉越王銭弘俶が作った八万四千塔（銅・銀・鉄製の方形の小塔）にある。塔身にはやはり密教の四仏をあらわすものが多い。宝篋印塔という名称は鎌倉時代から用いられている。これは塔中に宝篋印神呪（しんじゅ）経を納めることから出た名であるが、法華経などを納めた場合もある。図には格狭間（こうざま）・反花（かえりばな）座を入れたが、これのないものもある。

(2)　キリシタン墓碑

キリスト教は、天文18年己酉（つちのととり）（1549）スペインのフランシスコ・ザビエルが鹿児島に上陸し、領主の許可を得て、鹿児島、平戸などで布教をしながら、初めて教会を山口に建て、京都に上っている。

彼の滞日は約2年間であったが、そのすぐれた人格と、熱烈な宗教心により、地方の大名や農民たちに多大の感化を与え、日本伝道の基礎を確立した。

その後、渡来した宣教師たちは、かれの志を継いで布教に力を入れるとともに、教会を中心とした慈善事業を盛んに行ったので、この教は、九州、中国地方に急速に広まっていった。当時、これらの信者はキリシタン（切支丹）と呼ばれた。

九州の大友宗麟（大分）、有馬晴信（島原）、大村純忠（大村）らのキリシタン大名は、宣教師の勧めにより、天正10年壬午（みずのえうま）（1582）に、13・14歳の少年使節4名をローマに派遣している。

織田信長は、キリスト教を保護し、豊臣秀吉も、初めは信長の方針を受け継いだ。しかし、キリシタン大名の大村純忠が、長崎の土地を耶蘇会（イエズス会）に寄進して、彼らの領土となっていることを知った。秀吉は、キリシタンの領土的野心を疑い、天正15年丁亥（1587）キリスト教宣教師（伴天連）は、20日以内に日本を退去せよという５ケ条の「定」を通告した。これを一般に「伴天連追放令」とよんでいる。

まず、大坂城内の信者と、堺・京都・奈良・伊勢等の宣教師を追放、キリシタン武将に対しては棄教を命じ、京・大阪にある修道院はすべて没収し、破壊したのである。九州では、肥前の大村氏、有馬氏などキリシタン大名の領内で、秀吉の命によりおもな教会堂が次々と破壊されていった。

一方、日本退去を通告された耶蘇会（イエズス会）は、各地の宣教師を平戸に集め、この非常事態について協議した。その結果、形式的には秀吉の追放令に応じて、数名の宣教師をマカオ（中国広東省）に送り、残りは、有馬晴信らキリシタン大名の領内に潜伏して、禁制緩和の時期をまつこととなった。秀吉の追放令は、イエズス会の巧妙な抵抗もあって、「追放」に関しては事実上空文と化したのである。

ところが、慶長元年丙申（1596）マニラからメキシコに向かっていたスペイン船、サン・フェリペ号が猛烈な台風のため、四国の浦戸、桂浜に漂着し座礁した。この船の積荷の没収をめぐって憤激した航海長が、スペインの強大さを誇示するあまり、新大陸におけるスペインの征服事業に言及した。まず修道士たちが入って宗教を説き、その後、軍隊が彼等に続いて入り、それらの王国を服従させたことを秀吉の奉行に話したと伝えられている。また京都にいたポルトガル人らが、スペイン人の領土的野心ありとする中傷等で、「キリスト教は、日本征服の手段である。」と秀吉に伝えられた。

秀吉の命令によって、京都と大阪で拘束されたキリシタン関係者は、石田三成によって24人にしぼられ、天正15年（1587）の追放令を根拠として死刑の宣告を受けた。あわせて同判決によってキリスト教禁止令が再告され、罰則として違反者の死刑と家族の連座制が付加された。

捕われた24人は、見せしめに左耳をそがれ、大阪から山陽道を下り、下関を経て長崎に送られた。この途中で、一行に随従し世話をしていた２人の信者が捕縛され、総数26人となった。慶長元年（1596）12月19日、長崎の西坂の丘で十字架につけられて処刑され、流血の弾圧をもたらす端緒となったのである。

徳川家康も初めはヨーロッパ人との貿易を奨励していたので、キリスト教の伝道は黙認していた。しかし、慶長17年（1612）から18年にかけて、厳重なキリスト教禁止令を出し、キリシタン寺院を破壊し、宣教師や主な信者を海外に追放した。

三代将軍家光は、寛永10年（1633）２月28日鎖国令を出して、キリスト教の禁止と信者の徹底した摘発・処刑へと禁教の厳重な励行となっていった。寛永14年（1637）の島原の乱後、キリスト教禁圧はますます強化され、流血の弾圧を度々繰り返しながら明治維新を迎えている。

キリシタンの弾圧は、明治４年（1871）伊万里県（後佐賀県と改める）の高島、蔭の尾島、

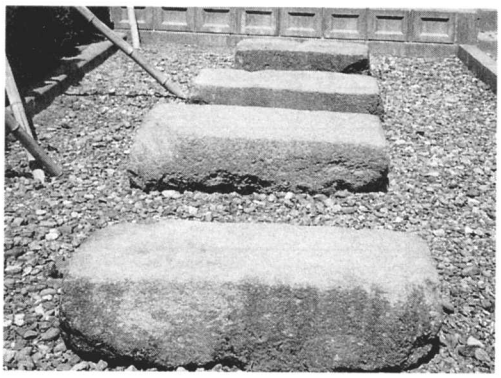

島原半島のキリシタン墓碑

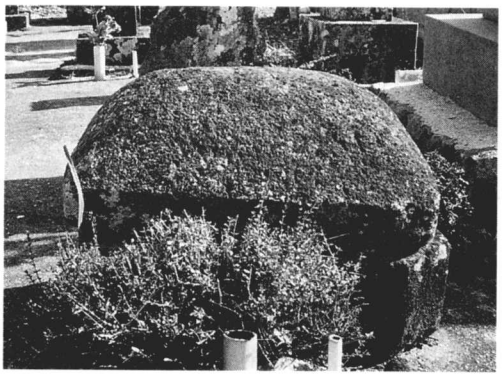

片峰墓地の伏碑

栄町小鋤墓地の伏碑

神の島等の村々のキリシタン67名が捕えられ投獄されている。この事件は、長崎の外字紙で報道されて横浜の外字紙に転載、さらに上海や欧米の新聞にも取り上げられた。

伊万里県のキリシタンが佐賀に移送されて4日後の12月23日（明治4年11月12日）、岩倉具視を特命全権大使とする48名の遣外使節団がアメリカに向かっている。キリシタン弾圧は、各国で悪名高く、行く先々で問題となり、岩倉大使の欧州から電報での要請にこたえ、明治6年（1873）2月24日、太政官布告第68号をもってキリスト教禁制の高札が撤廃された。慶長元年（1596）に始まったキリシタン弾圧は、276年に及んだが、ここに終りをつげた。

太良町には、キリシタンに関する資料や、弾圧、隠れキリシタンの言い伝えもなく、キリシタンは存在しなかったものと考えられていた。ところが、片峰の墓地や栄町の峰（みね）・小鋤（こうすき）の墓地に、仏教徒の墓碑とは変わった形の墓碑があることを、不審に思った栄町の松尾浩太郎は、昭和60年（1985）頃からこの墓碑について、長崎県や他県にあるキリシタン墓碑との比較による研究調査を行った。そして平成4年（1992）、太良町中央公民館で行われた肥前キリシタン研究会と、太良町郷土史研究会の合同研究会で、町内のキリシタン墓碑について、その調査研究の結果を次表のように発表した。

※　太良町内のキリシタン墓碑・その他の分布数

地　　区	形　態	確　認　数
江岡　江岡墓地	墓碑	2
栄町峯・小鋤墓地	〃	10
栄町　殿坂の上墓地	〃	8
片峰　片峰墓地	〃	10
畑田　片山墓地	〃	2
城山　蓮中墓地	〃	3
糸岐　小田墓地	〃	1
大野　槇ノ内墓地	〃	2
今里　今里墓地	〃	1
今里　ミカン園、オガタマ樹下	〃	2
瀬戸	十字入り庭石	1

※　町内のキリシタン墓碑の特徴

- 紀年、銘はない。
- 十字の紋もない。
- いろいろな型の墓碑がある。
- 基礎石は長方形で厚みのある大きい石、一石でできている。
- 墓石の風化の状況から、幕府の禁教令以後のものもあると思われる。　（松尾浩太郎調）

これらの墓碑には、年代、その他の記銘はなく、他のキリシタン墓碑との比較により調査されたものである。墓碑の主は、いつごろ在住した人か、他地区の人か、自然死か、殉教死かなど、謎に包まれたままである。

参考文献　・高等日本史
・キリシタン禁制史
・日本キリシタン殉教史

2．六　地　蔵

日本中でよく目につく仏像は、「お地蔵さん」の呼び名で親しまれている地蔵菩薩である。地蔵菩薩とは、「一王発願して永く罪苦の衆生を度して、未だ成仏を願わざるもの、すなわち地蔵菩薩是なり」と書かれている。

仏教では六地蔵について、「釈迦牟尼世尊が入滅されると、その後56億７千万年を経て、弥勒菩薩がこの世に生まれ出で給うまでは、その間を無仏の世界、つまり暗黒時代で、その救済方を懇ろに仏世尊から依頼されたのが地蔵菩薩であった。地蔵菩薩は我々衆生が、いろいろな罪苦から永く離脱してしまうまでは仏陀や覚者とはならないと、固く決心し無数の分身に変化して六道（地獄道。餓鬼道。畜生道。修羅道。人間道。天上道。）の衆生を救い出すまで粉骨

砕心しておられる六道能化の地蔵尊、つまり六地蔵尊」と説かれている。

六地蔵という名称で呼ばれているものには、いろいろな型がある。①石幢、②板碑、③石殿、④石室、⑤磨崖、⑥1体型6体組（六体地蔵）、⑦2体型6体組、等である。町内の六地蔵は、竹崎観世音寺の太良町指定重要文化財の六角形石幢の外は、円柱に六道能化の地蔵菩薩を陽刻した石幢である。

六地蔵建立の理由は、①集落の出入口の路傍に建てて集落の安全、悪疫の侵入防除、往来人の安全を祈願、②先祖供養、子孫の安穏を祈願。③火災消除、その他の祈願。④夭折者（若死した人）の墓として。⑤墓石、または供養塔として。⑥墓地の出入り口にその墓地の護りとして建立（一基または一対）。⑦祈願成就のお礼として。⑧地蔵講衆による建立。⑨地蔵講、庚申講衆による供養塔。⑩道しるべを兼ねて建立。等である。

町内に、ほぼ完全な形で残されている六地蔵は、大浦地区6基、多良地区12基である。大魚神社の境内には、六地蔵塔の一部が集められ、また、その一部が各地に散在している。年代が判明している町内の六地蔵は、西暦1500年代のもので、室町時代後半（戦国時代）から、安土・桃山時代にかけて造立されている。

この時代は、世の中が不安定な時代で、地蔵信仰が盛んになり、六道能化の地蔵さんに、生者の安全を祈り、死者の安楽加護を願って、多くの六地蔵の石幢が建立されたものであろう。

六地蔵塔は、図のように造られているが、大字糸岐地区の六地蔵は、中台が無いものが多い。中台は省略して建立されたものか、紛失したのか不明である。

また、誓願寺の六体地蔵（1体型6体組）のように、龕部の尊像は、頭部が欠落したものが多く、完全な形で残されているものは少ない。

糸岐一の宮からの登山路の、多良岳上宮南麓の断崖の下には、舟形光背つきの六体地蔵（1体型6体組）が安置されている。総高1.2m前後の均整のとれた優美な像で、台座まで一石で刻まれ、保存状態も良好である。昭和51年（1976）12月10日に、太良町重要文化財に指定されている。

六地蔵塔の図

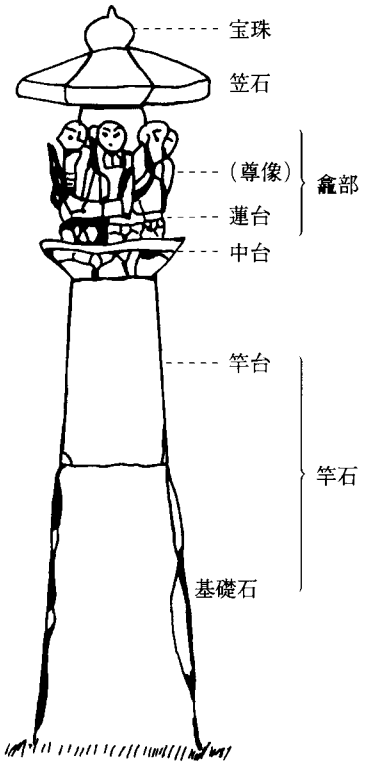

六地蔵の名称

参考文献　『九州六地蔵考』　坂口雅柳著

(1) 町内の六地蔵一覧

番号	年　号	西　暦	種　類	所　在　地	
1	大永 5	1525	石幢	竹　崎	観世音寺石段西側
2	天文 2	1533	〃	里	諏訪神社前
3	〃 11	1542	〃	大　野	槙の内三叉路
4	〃 12	1543	〃	栄　町	大魚神社境内
5	〃 13	1544	〃	中　尾	日蔭平旧墓地（田圃の中のやぶ）
6	〃 15	1546	〃	杉　谷	火葬場前小鋤墓地
7	〃 16	1547	〃	里	諏訪神社境内
8	永禄 2	1559	〃	栄　町	円教寺内庭
9	〃 3	1560	〃	古　賀	旧観音堂広場
10	天正14	1586	〃	田古里	観音堂南側
11	文禄 4	1595	〃	竹　崎	観世音寺石段東側
12	年代不詳		〃	大　野	金目古墳
13	〃		〃	針牟田	誓願寺前の檀徒坂左
14	〃		〃	〃	誓願寺前の檀徒坂右
15	〃		〃	本　町	浅間神社境内
16	〃		〃	川　原	上川原犬角地区
17	〃		〃	北　町	針牟田北側台地、鬼塚農道路傍
18	〃		〃	三　里	西方院跡裏の檜林の中
19	〃		〃	波瀬浦	田中藤雄宅庭
20	〃		〃	里	魚籃観音堂前
21	〃		〃	津ノ浦	薬師堂前
22	〃		1体型 6体組	多良岳	上宮の南下、糸岐一の宮の登山道傍
23	〃		〃	針牟田	誓願寺楼門内側左横
24	〃		石幢 残欠	伊　福	戸口神社下
25	〃		〃	栄　町	大魚神社境内
26	〃		〃	古　賀	小池宅石垣の上
27	〃		〃	〃	観音堂跡広場
28	〃		〃	畑　田	八幡社境内
29	〃		〃	〃	前田宅横の橋の傍
30	〃		〃	瀬　戸	円満寺境内
31	〃		〃	〃	諏訪の谷の畑の中
32	〃		〃	郷　式	南陽の待永宅庭
33	〃		〃	蕪　田	公民館横
34	〃		〃	牟　田	町道牟田線入口防火水槽横

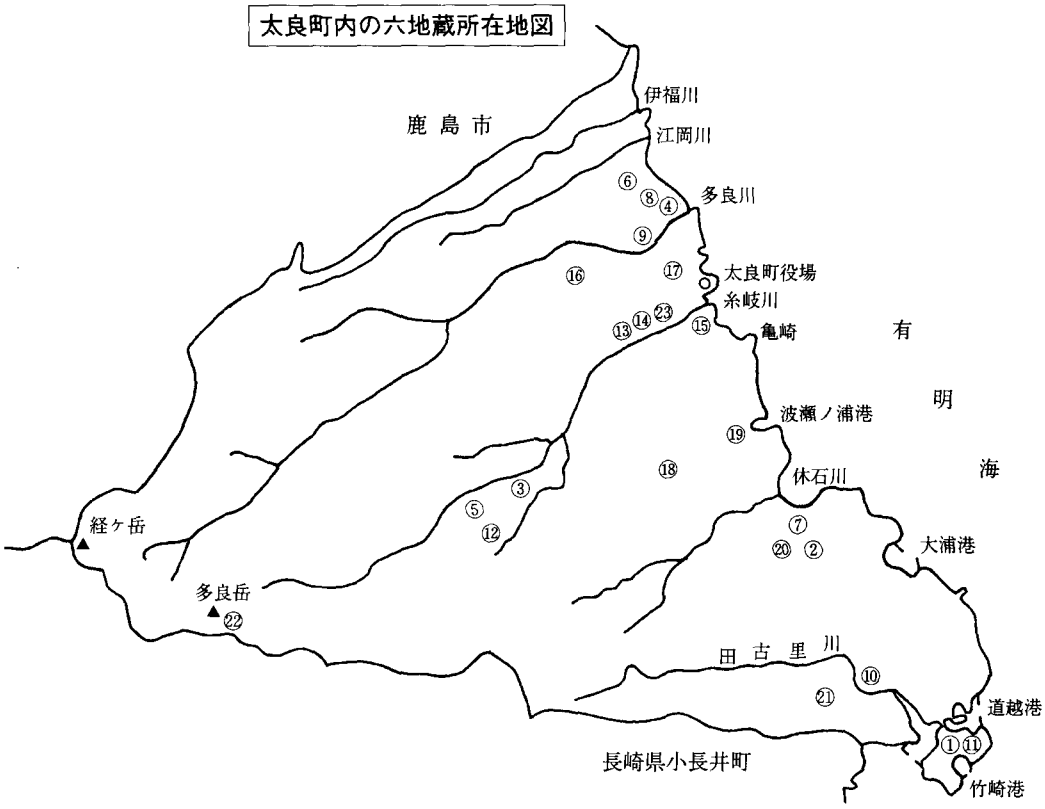

番号	所在地		番号	所在地	
1	竹崎	観世音寺石段左	13	針牟田	誓願寺前檀徒坂左
2	里	諏訪神社前	14	〃	〃 右
3	大野	槙の内三叉路	15	本町	浅間神社境内
4	栄町	大魚神社境内	16	川原	上川原犬角地区
5	中尾	日蔭平旧墓地	17	北町	鬼塚農道路傍
6	杉谷	火葬場前	18	三里	西方院跡裏檜林の中
7	里	諏訪神社境内	19	波瀬浦	田中藤雄宅庭
8	栄町	円教寺内庭	20	里	魚籃観音堂前
9	古賀	元観音堂広場	21	津ノ浦	薬師堂前
10	田古里	観音堂南側	22	多良岳	上宮南下、糸岐一の宮登山道傍
11	竹崎	観世音寺石段右	23	針牟田	誓願寺楼門内側
12	大野	金目古墳			

●22、23は六体地蔵（1体型6体組）

(2) 町内の六地蔵（中村　勲記）

① 所在地　大浦　竹崎、観世音寺石段参道西

年　代　大永5年（1525）

（太良町指定重要文化財8の項参照）

② 所在地　大浦　里　諏訪神社前

年　代　天文２年（1533）

形　状　高209㎝。ややふくらみのある六角形の笠で宝珠と一石造り。剣先蓮弁文（けんさきれんべんもん）の蓮華（れんげ）座（ざ）の上の円柱に六地蔵を陽刻。中台には間弁（かんべん）を持つ８弁の蓮弁を刻む。基礎石と竿台の２本継ぎである。

銘　文　「天文二年癸巳（みずのとみ）吉□」

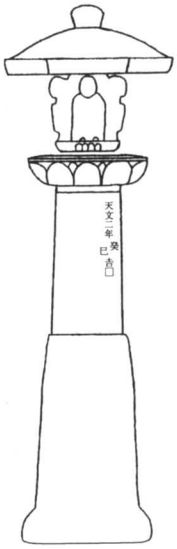

里区諏訪神社前の六地蔵

③ 所在地　糸岐　大野　槙の内入り口三叉路

年　代　天文11年（1542）

形　状　高176㎝。ややふくらみのある六角形の笠で宝珠と一石造り。円柱に六地蔵を陽刻し、台座に剣先蓮弁を刻む。中台を欠ぎ、竿台３面の上部に龕部をつくり、観音像３躰を陽刻（一面に一体の立像）している。基礎石と竿台の２本継ぎである。

銘文（一面）　上部に龕部（五角形）をつくり、観音立像を刻む。その下中央に「逆修（注）男女」右側に「大江朝臣（あそん）　嶋長門守（しまながとのかみ）」、左側に「玉翁本清妙忠」

（二面）　上部に凸形（とつがた）龕部をつくり、中に観音立像を陽刻。その下２行に「天文十一年壬刀（みずのえとら）」（刀は寅の略字）「大江朝臣嶋長門守」

（三面）　３行の銘文があ

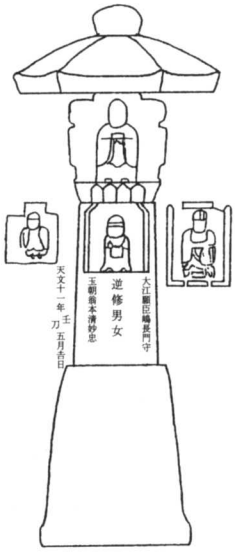

大野区槙の内三叉路の六地蔵

注　逆修（ぎゃくしゅ）　①生前にあらかじめ自分のために仏事を修して死後の冥福を祈ること。預修と同意に使われることもある。

②老いた者が生き残って若い死者の冥福を修すること。

るが判読できない。

（四面）　上部に龕部をつくり、観音立像を陽刻。下部にきずか、銘文か不明の刻みがある。現在高、路面から161㎝。

④　所在地　多良　栄町　大魚神社境内

年　代　天文12年（1543）

形　状　高197㎝。ふっくらとふくれた六角形の笠で宝珠を欠ぐ。円柱に六地蔵を陽刻し、台座に12弁の蓮華を刻む。中台には６弁の蓮華と間弁が刻まれている。基礎石、竿台の２本継ぎで、竿台の四面に龕部をつくり、一面には、剣先蓮華座上に観音坐像を凸形龕部内に陽刻し、下部に２童子を陽刻している。二面には凸形龕部内に観音像を陽刻。三面は凸龕部内の上部に観音立像、下部に２尊の坐像を陽刻している。

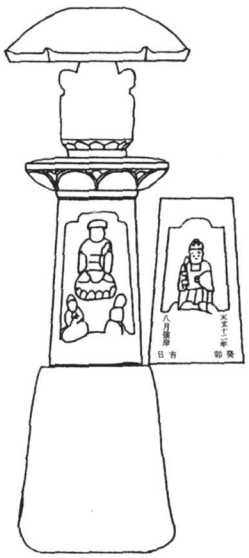

栄町区　大魚神社境内の六地蔵

銘文（２面）　龕部下面中央に「預修善根各々為功徳主」　右側に「浄貞善男」　左側に「妙泉善女」

（４面）　龕部下面右側に「天文十二年癸卯（みずのとう）」　左側に「八月彼岸吉日」

大魚神社の境内には、この他に、六地蔵石幢の残欠が集められている。

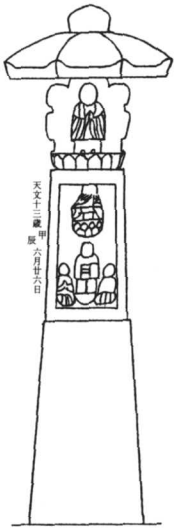

中尾区、日蔭平旧墓地の六地蔵

⑤　所在地　糸岐中尾　日蔭平（ひかげびら）、田圃の中の旧墓地

年　代　天文13年（1544）

形　状　高171㎝。ふくらみのある六角の笠で、宝珠と一石造

り。円柱に六地蔵を陽刻し、台座に剣先蓮弁を刻む。中台を欠ぎ基礎石、竿台の2本継ぎ。竿台の一面にうすく龕部をつくり、上部の2段蓮華座上に頭部を欠ぐ1尊像と下部に2童子を従えた観音像を陽刻している。六地蔵は衣文(えもん)も細かく刻んでいる。

銘文（1面）キリーク（阿弥陀種子(あみだしゅじ)(注)）「欣奉造立六地蔵一基　右志者」「向帰真　道呑祖門」

（3面）「天文十三歳甲辰(きのえたつ)六月廿六日」

杉谷区火葬場前の六地蔵

⑥　所在地　多良杉谷　火葬場前

年　代　天文15年（1546）

形　状　高193㎝。笠は六角形で宝珠と一石造り。円柱に六地蔵を陽刻し、台座に剣先蓮弁を刻む。竿石は2本継ぎ。一面には日月と宝冠をかぶる一観音と合掌形の2童子を刻み、わずかに枠を残して彫りくぼめている。

銘文（一面・一行目）「□□六□□□　秀吉□」

（二行目）「藤原朝臣　□□善男霊位」

（三行目）　　證□□故

（二面）（図像）

（三面）「畠(ときに)　天文15年丙午(ひのえうま)　2月吉日敬白」

里区諏訪神社境内の六地蔵竿台

⑦　所在地　大浦　里　諏訪神社境内

年　代　天文16年（1547）

形　状　高50㎝。竿台だけが残り、その他は亡失。4面に彫像がある。1面には凸形龕部内に宝珠と錫杖(しゃくじょう)を持つ地蔵立像を刻み、左右に2童子を陽刻。2面の上半分には、凸龕部を彫り物を抱いている尊像と、左右の隅を隆起させている。3面の上半分に凸龕部をつくり、宝冠をかぶる合掌坐

注　種子(しゅじ)…密教で、仏、菩薩または種々の事項を標示する梵字

像を蓮華座上に陽刻、4面には凸龕部内に宝杵（ほうき）と宝珠を持つ僧形立像を陽刻し、3弁の蓮座を線彫りしている。

銘文（3面）中央に「諸阿弥陀佛」　右側に「天文16丁未（ひのとひつじ）」　左側に「12月□□」

⑧　所在地　多良　栄町　円教寺中庭

年　代　永禄2年（1559）

形　状　現在高79㎝。寺の中庭の築山に、竿台が半分ほど埋まった形で残されている。笠は薄形で六角形、宝珠と一石造りである。円柱の下部に蓮華を刻んで台座を造り、その上に六地蔵を陽刻している。中台は正面に2重蓮弁を持つ蓮華座である。

栄町、円教寺内庭の六地蔵

銘　文　「皆　永禄二天己未（つちのとひつじ）　正月□□日」

⑨　所在地　多良　古賀　観音堂跡広場

年　代　永禄3年（1560）

形　状　現在高134㎝。ふくらみのある六角形の笠で、下面は2段になっており、宝珠と一石造り。円柱に六地蔵を陽刻し、下に剣先蓮弁の台座をつくる。中台は円形で蓮弁を刻む。基礎石、竿台の2段継ぎだが、現在は竿台を取りはずし、横に据えてある。竿台の一面には、上部に円を刻み、下部に合掌の像を陽刻。二面の上部の龕内に、合掌坐像一躰と

古賀区、観音堂跡広場の六地蔵

下部の龕内に合掌の２尊像を陽刻する。

銘文（一面）彫像の下に横書き　「□妙経」

（三面）中央に「預修善根　巧徳主」　左側に「寔　永禄３白　上冬　吉辰」

永禄３白の白は、年と同じ意味である。

⑩　所在地　大浦　田古里　観音堂横

年　代　天正14年（1586）

形　状　高192㎝。すこしふくらみのある六角形の笠で、宝珠欠失、円柱に六地蔵を陽刻し蓮華座台をおく。中台は円形で剣先間弁を持つ蓮弁がある。基礎石と竿台の２本継ぎである。

田古里区、観音堂横の六地蔵

銘文（一面）バーンク（大日如来種子）右側に「天正十四歳丙戌　宗貞」　左側に「十一月吉日　妙珎」（珎→珍）

（三面）「遠往谷□□□蔵士」　「造彫刻地獄沢定伏受苦」「願主」

⑪　所在地　大浦　竹崎　観世音寺石段参道東

年　代　文禄４年（1595）

形　状　高196㎝。六角形の摺鉢形の笠で、頭巾形の宝珠と一石造り。円柱の下に剣先蓮弁文の台座を造り、その上の円柱に六地蔵を陽刻。中台は剣先間弁を持つ６弁の蓮華文を刻み、基礎石、竿台の２本継ぎである。

竹崎観世音寺石段東の六地蔵

銘　文　ア（胎蔵界大日如来の種子）「為道海禅門菩提也」右側「文禄４天乙未」

左側「２月４日　敬白」

⑫　所在地　糸岐大野　金目古墳傍

年　代　不詳

形　状　高177㎝。直（すぐ）な六角形の笠で、頭巾状の宝珠から放射されている6本の稜線がはっきり残る。下面がやや上に反り、宝珠と一石造り。円柱に六地蔵を陽刻し、剣先蓮弁の台座をおく。中台は無文で、基礎石と竿台の2本継ぎである。

銘　文　「奉造立六地蔵一基、□善根□□□……」右側面竿台に陰刻らしきものがあるが判読できない。

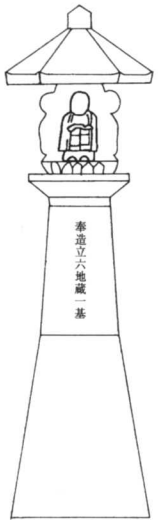

大野区金目古墳の六地蔵

⑬　所在地　糸岐　針牟田　誓願寺前旧道（通称檀徒坂（だんとざか））左

年　代　不詳

形　状　高177㎝。笠はややふくらみのある六角形で、垂木の線刻があり宝珠と一石造り。円柱に六地蔵を陽刻し、蓮弁の台座を持つ。中台は欠失。基礎石、竿台の2本継ぎで、竿台の4面に龕部をつくり中に1尊像を陽刻する。

銘　文　なし。

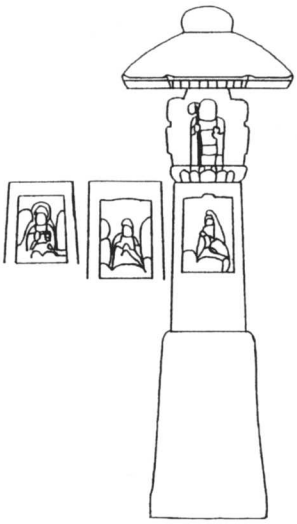

針牟田区誓願寺前
道路左手の六地蔵

⑭　所在地　糸岐　針牟田　誓願寺前旧道（檀徒坂）右

年　代　不詳

形　状　高130㎝。ややふくらみのある笠で宝珠と一石造りだが、宝珠は欠失している。円柱に六地蔵を陽刻し、蓮華文の台座をつくる。中台は欠失。基礎石と竿台の２本継ぎで、竿台の正面に五輪塔の陽刻がある。

銘　文　なし。

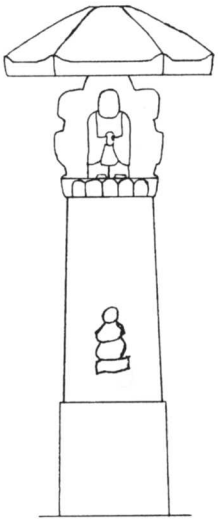

針牟田区誓願寺前
道路右手の六地蔵

⑮　所在地　糸岐本町　浅間神社境内

年　代　不詳

形　状　笠はふくらみのある六角形で、宝珠と一石造り。円柱に六地蔵を陽刻し、蓮弁の台座をおく。中台は欠けて隣に落ちている。復原高167.5㎝。

銘　文　なし。

本町区浅間神社境内の六地蔵

⑯　所在地　多良川原　犬角（いぬかど）

年　代　不詳

形　状　ややふくらみのある六角形の笠と、宝珠を一石で造る。円柱に六地蔵を、台座に蓮弁を陽刻している。中台は重厚で、8蓮弁の2弁毎に剣先間弁を入れている。竿石は、2本継ぎで、竿台の一面に日月輪と、マン字の彫刻がある。

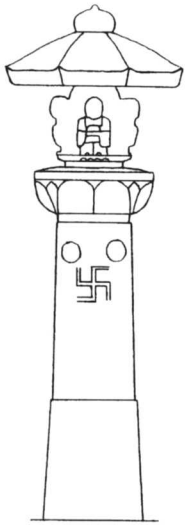

川原区犬角の六地蔵

銘文（1面）　上部左右に日、月輪を刻み、その下中央に「右マン字」が薬研彫（やけんぼり）され、その下に「六地蔵」と彫られている。外に銘文があるようだが判読できない。

⑰　所在地　糸岐針牟田　鬼塚農道路傍

年　代　不詳

形　状　笠・宝珠・中台は欠失。円柱に六地蔵を陽刻し、蓮弁の台座を作っているが、磨滅してわずかに蓮弁のあとが残る。基礎石、竿台の2本継ぎで、基礎石の上部と竿台の下部に十字の陰刻がある。多分、上下を合わせる目印であろう。現高133.5㎝。

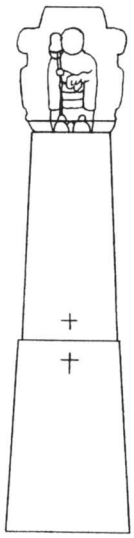

北町区鬼塚道路傍の六地蔵

⑱　所在地　糸岐三里　西方院跡の檜林の中

年　代　不詳

形　状　直（すぐ）な六角形の笠で、頭巾状の宝珠と一石造り。円柱に六地蔵を陽刻し、細長の剣先蓮弁の台座をおく。高台なし。中台には蓮弁を陽刻し、竿台が欠失。年代、銘文不詳　現高125.5㎝。

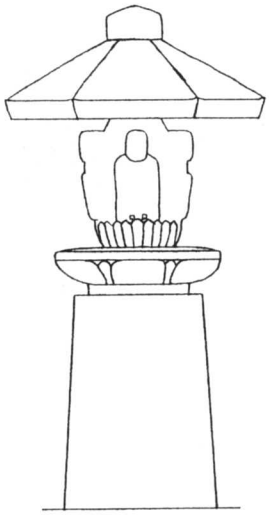

三里区西方院跡裏山の六地蔵

⑲　所在地　糸岐波瀬の浦　田中藤雄宅庭

年　代　不詳

形　状　高144.5㎝。宝珠・笠欠失。円柱に光背を持つ六地蔵を陽刻し、正面の一体だけに蓮弁をつけ、他は無文の台座である。中台は正面を3段にし、円形に蓮弁をつける。2本の竿石を継ぎ、竿台正面に花扉を設け、一尊坐像を陽刻。その下各4面に、金剛界四方仏のタラーク（南・宝生（ほうしょう）如来）キリーク（西・阿弥陀（あみだ）如来）アク（北・不空成就（ふくうじょうじゅ）如来）ウーン（東・阿閦（あしゅく）如来）の種子を彫刻。

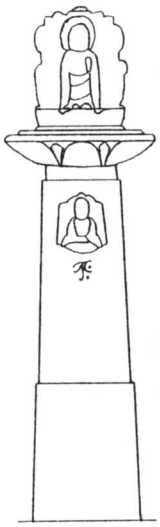

波瀬浦区田中藤雄宅庭の六地蔵

銘　文　なし。

⑳ 所在地　大浦里　魚籃（ぎょらん）観音堂前

年　代　不詳

形　状　高186.5㎝。ふくらみのある六角形の笠で、宝珠と一石造り。剣先蓮弁の台座をおく。中台はふくらみのある鉢状で高台がなく蓮弁を陽刻している。基礎石、竿台の２本継ぎである。

銘　文　一面の中央に「麟鬼」と刻み丸で囲む。

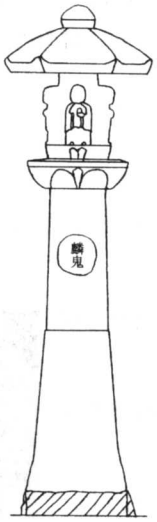

里区観音堂前の六地蔵

㉑ 所在地　大浦津ノ浦　薬師堂前

年　代　不詳

形　状　高166㎝。六角形のふくらみのある笠石で宝珠と一石造り。円柱に六地蔵を陽刻し、台座に剣先蓮弁を陽刻。中台は小さく剣先間弁を持つ蓮弁を陽刻する。竿台に月輪と法名が陰刻されている。

銘　文　㊡を彫り丸で囲み、その下左右に「浄秀」、「妙珍」（珍→珍）が彫られている。他に銘文があるようだが判読不能。

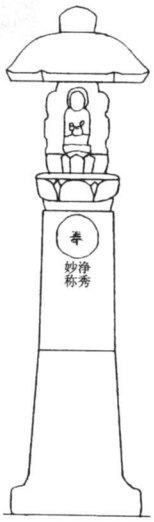

津ノ浦区薬師堂前の六地蔵

備　考　「妙珍」が田古里観音堂横の、六地蔵石幢にも刻んであり、もし同一人であれば、天正14年（1586）頃の作と考えられる。

太良町内にある六地蔵石幢の中で、一部欠失しているものもあるが、一応まとまった形で残されているものについて記載した。一覧表には判明している六地蔵石幢の残欠についても記載している。

町内には、六体地蔵（一体型６体組）が、二組残されている。太良町重要文化財

に指定されている、多良岳上宮の南麓にある一組と、針牟田の誓願寺楼門の左横にある、頭部が欠落した一組の六体地蔵石像である。

㉒ 所在地　多良岳上宮の南下
年　代　不詳
（Ⅱ町指定重要文化財６．六体地蔵菩薩立像参照）

㉓ 所在地　針牟田　誓願寺楼門内側左横
年　代　不詳
形　状　１体型６体組　六体地蔵菩薩立像
竿台に六道を刻み、その上に蓮華座をおき立像の地蔵尊であるが、６体とも頭部が欠損している。

針牟田区誓願寺境内の六体地蔵

3．鳥　　居

鳥居（とりい）は、神社の参道入口に建てて神域を示す一種の門である。二本の柱の上に笠木をわたし、その下に柱を連結する貫（ぬき）を入れた独特の様式を持ち、神社の象徴のようになっている。神社には、必ず、1基または、それ以上の鳥居がある。その様式には神明鳥居、明神鳥居、住吉鳥居などがあり、明神鳥居が若干変形したものに稲荷鳥居がある。

太良町内には、一覧表のように殆どが稲荷鳥居で、明神鳥居は、太良嶽神社下宮の二の鳥居だけである。

里の諏訪神社と今里の浅間神社は、明治4年（1871）社格に関する制度により、村社となり、額の名称も、諏訪大明神、浅間大明神から、「神社」と書き替えられ、大明神の額は降（お）ろされている。他の神社は、神仏習合時代の額が、そのまま掲げられている。

太良嶽神社（油津）2の鳥居
（明神鳥居）

戸口神社（伊福）1の鳥居
（稲荷鳥居）

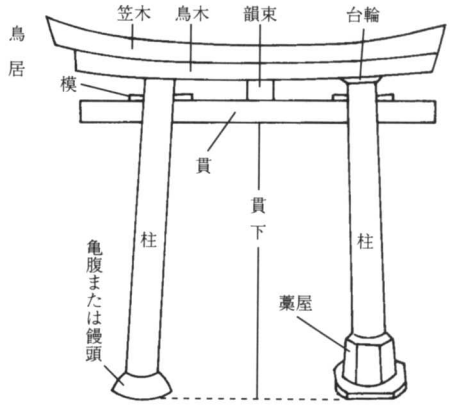

鳥居の各部名称

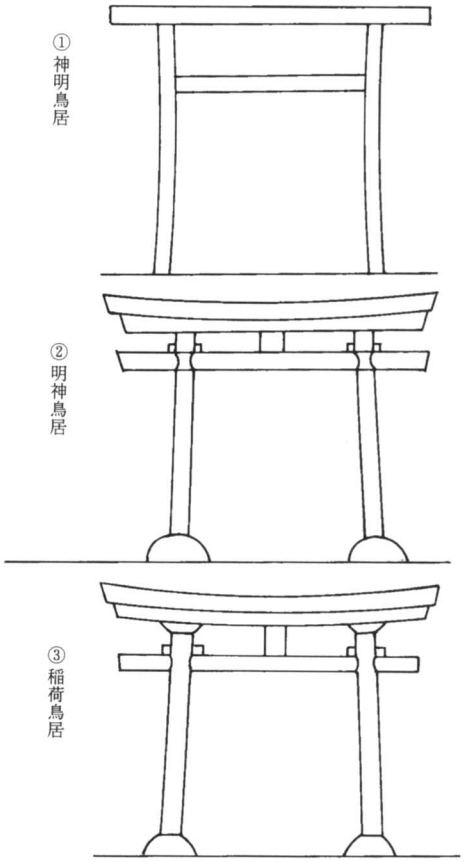

※鳥　居　一　覧

番号	年　号	西　暦	種　類	高さm	所　在　地		額
1	延宝元	1673	稲　荷	2.86	伊　福	戸口神社2の鳥居	戸　口　宮
2	天和2	1682	〃	3.43	多良岳	太良嶽神社上宮	太良嶽大権現㊟
3	貞享元	1684	〃	3.68	本　町	浅間神社	浅間大明神
4	元禄6	1693	〃	2.71	北　町	八幡社	留岡八幡宮
5	〃	〃	〃	3.36	御手水	御手水権現	左に同じ
6	〃	〃	〃	3.75	亀の浦	公民館	熊野大権現
7	〃	〃	〃	3.25	栄　町	大魚神社	大魚大明神
8	宝永6	1709	〃	2.01	江　岡	天満宮	左に同じ
9	〃	〃	〃	3.06	伊　福	戸口神社1の鳥居	戸口神社
10	(注)寛延4	1751	〃	2.62	道　越	浅間神社	浅間大明神
11	文化3	1806	〃	3.66	小　田	荒尾神社	荒尾大権現
12	文化9	1812	〃	2.46	田古里	八坂神社	左に同じ
13	文化10	1813	〃	2.71	牟　田	権現さん	太良嶽大権現
14	明治42	1909	〃	2.75	平　野	山王社	左に同じ
15	大正15	1926	〃	2.57	広　江	金毘羅宮	〃
16	〃	〃	〃	2.87	端古賀	川上神社	天満宮㊟
17	昭和5	1930	〃	2.65	津の浦	熊野神社	左に同じ㊟
18	昭和10	1935	〃	2.77	道　越	平浜神社	〃
19	昭和15	1940	〃	2.77	川　内	宇賀神社	〃
20	昭和30	1955	〃	4.02	亀の浦	大浦神社	〃
21	昭和63	1988	明　神	4.92	油　津	太良嶽神社2の鳥居(みかげ石)	〃
22	年代不詳		稲　荷	3.35	今　里	浅間神社	左に同じ
23	〃		〃	2.84	里	諏訪神社	〃 ㊟
24	〃		〃	2.85	畑　田	八幡宮	〃 ㊟
25	昭和40	1965	稲　荷	2.81	風　配	八天宮(セメント)	同　じ
26	昭和46	1971	〃	8.68	油　津	太良嶽神社本宮1の鳥居(セメント)	同　じ
						補……修理されている 再……再建されたもの	

注　道越の浅間神社の鳥居は、寛延4年12月建立だが、年表では、寛延年間は3年で、この年は宝暦元年となっている。

4．町内の石造物等一覧

下巻、集落誌の金文、石文と文化財の項に記されたものを、種別、年代別にまとめたものである。

(1) 阿弥陀如来

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	天文11	1542	阿弥陀如来像	里	
2	元文2	1737	阿弥陀如来祠	亀ノ浦	公民館裏
3	昭和20	1945	阿弥陀塔	栄町	南阿弥陀組
4	年代不詳		阿弥陀如来像（岩に線刻）	伊福	鮎返りの滝
5	〃		〃（木彫）	〃	待永輝見宅
6	〃		〃	中尾	阿弥陀堂
7	〃		〃（木彫）	御手水	持仏堂
8	〃		〃（木彫）	波瀬ノ浦	辻家所蔵
9	〃		〃（木彫）	里	薬師堂
10	〃		〃（木彫）	牟田	公民館裏
11	〃		〃（2体）	津ノ浦	阿弥陀坂上

(2) 薬師如来

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	天保2	1831	薬師如来像	中尾	
2	年代不詳		薬師如来像（木彫2体）	杉谷	薬師堂
3	〃		〃 板碑	栄町	薬師堂
4	〃		〃 像	大峰	大師堂
5	〃		〃（木彫）	蕪田	公民館
6	〃		〃（木彫）	御手水	持仏堂
7	〃		〃（木彫）	里	薬師堂
8	〃		〃（木彫）	津ノ浦	薬師堂

(3) 観世音菩薩

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	天文5	1536	十一面観音	流矢	流矢の川上片木
2	寛永2	1625	慈母観音立像	御手水	御手水権現境内
3	慶安3	1650	子安観音	今里	八天神社鳥居前右手
4	元禄7	1694	観音石祠	大川内	
5	元禄11	1698	観音座像	中畑	返答岳頂上
6	元禄15	1702	観世音菩薩像	伊福	旧寺屋敷
7	享保10	1725	〃	牟田	公民館横
8	享保13	1728	〃	江岡	林の下
9	寛保3	1743	観世音菩薩像	田古里	正伝院石段右
10	宝暦5	1755	千手観音像	道越	浅間神社
11	安永9	1780	観世音菩薩像	嘉瀬の坂	集落の上手
12	寛政4	1792	〃	板の坂	しょうぶ川
13	寛政4	1792	〃	田古里	正伝院石段右
14	寛政12	1800	〃	里	峰尾
15	文化6	1809	〃	川原	八ケ村山の神地
16	文化15	1818	〃	牟田	公民館横
17	天保8	1837	柴取観音	嘉瀬の坂	集落の入り口
18	明治7	1874	観世音菩薩像	小田	奥の院
19	明治41	1908	〃	中畑	観音堂
20	昭和8	1933	〃	田古里	観音堂
21	昭和11	1936	子安観音像	小田	内平
22	昭和12	1937	観世音菩薩像	波瀬ノ浦	三崎神社境内
23	昭和40	1965	聖観音	亀ノ浦	7.8災害慰霊塔横
24	昭和52	1977	慈母観音	油津	太良嶽神社境内
25	年代不詳		観世音菩薩像	伊福	玉泉寺
26	〃		観世音菩薩像	江岡	白塔の観音崎
27	〃		〃	畑田	消防車庫地
28	〃		十一面観音像	矢答	藤棚公園
29	〃		観世音菩薩像	針牟田	甚平川の泉
30	〃		子安観音	大峰	観音堂
31	〃		子育観音	中尾	観音堂
32	〃		子安観音	津ノ浦	薬師堂横

番号	年号	西暦	種別	所在地	
33	年代不詳		子安観音	今里	大蓮寺跡登り口
34	〃		聖観世音菩薩	大峰	観音堂
35	〃		観音像3体	川内	区の中央附近
36	〃		観世音菩薩像	蕪田	観音橋上手
37	〃		道万観音	大野	
38	〃		金目観音	〃	金目
39	〃		観音像（木彫）	板の坂	観音堂
40	〃		〃	〃	杉山の水口
41	〃		〃	〃	上の水口
42	〃		千手観音（木彫）	御手水	持仏堂
43	〃		十地の菩薩8体	多良岳	上宮の参道傍
44	〃		観世音像	〃	上宮鳥居左手
45	〃		観世音菩薩像	波瀬ノ浦	
46	〃		観世音立像（木彫）	野上	観音堂
47	〃		〃 座像(木彫2体)	〃	〃
48	〃		観音石祠	広江	観音山
49	〃		〃	牟田	弘法敷地
50	〃		通称地蔵（観音）	平野	御堂の中に安置
51	〃		魚籃観音（木彫）	油津	観音堂
52	〃		魚籃観音（木彫）	里	観音堂

(4) 地蔵菩薩

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	元禄13	1700	地蔵菩薩像2体	竹崎	渡り口
2	宝永5	1708	地蔵菩薩像	御手水	共同墓地
3	享保8	1723	首なし地蔵	道越	〃
4	元文3	1738	地蔵菩薩像	牟田	三界万霊墓地
5	宝暦5	1755	〃	波瀬ノ浦	三崎神社
6	安永4	1775	〃 石祠	今里	浅間神社境内
7	寛政元	1789	子育て地蔵	里	峰尾
8	寛政4	1792	地蔵菩薩像	蕪田	じぞうンもと
9	天保4	1833	首なし地蔵	道越	松の木下
10	文久2	1862	〃	栄町	稲荷山
11	昭和13	1938	〃	小田	内平
12	昭和32	1957	子育て地蔵	今里	集落中央
13	年代不詳		地蔵菩薩像	伊福	丸山の峠道
14	〃		〃	川原	下堂地蔵堂
15	〃		〃	端月	集落の高台
16	〃		〃 木彫	大川内	地蔵院
17	〃		子安地蔵	大川内	
18	〃		地蔵菩薩像(木石陶 3体)	嘉瀬の坂	庵堂
19	〃		〃 (木彫)	里	薬師堂
20	〃		〃	里	琵琶弾坂
21	〃		〃	里	小舟津
22	〃		〃	野上	住吉神社
23	〃		〃	竹崎	塔の元

(5) 弘法大師像

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	寛政元	1789	弘法大師像	里	松尾鼻
2	文化5	1808	〃	平野	弘法堂
3	文化9	1812	〃	大野	
4	文化9	1812	〃	伊福	岩崎
5	文政11	1828	〃（外2体）	牟田	弘法さん敷地
6	安政7	1860	〃	里	峰遊園地
7	明治32	1899	〃	喰場	公民館広場
8	大正9	1920	〃	陣ノ内	亀崎
9	大正11	1922	〃	矢答	藤棚公園
10	大正13	1924	〃	小田	奥の院
11	昭和6	1931	〃	中山	滝の観音
12	昭和14	1939	〃	陣ノ内	トンネル口
13	昭和16	1941	〃	小田	奥の院
14	昭和28	1953	〃	広江	観音山
15	昭和33	1958	〃	中山	滝の観音
16	昭和33	1958	〃	里	休石
17	昭和43	1968	〃	本町	浅間神社境内
18	昭和56	1981	〃	三里	
19	年代不詳		〃	油津	Aコープ横
20	〃		〃（木彫）	郷式	又山宅地
21	〃		〃	北町	大師堂
22	〃		〃	陣ノ内	トンネル上の亀崎丘
23	〃		〃（石像5木彫2）	針牟田	誓願寺境内
24	〃		弘法大師像	大峰	大師堂
25	〃		〃	川内	城の辻
26	〃		〃	蕪田	
27	〃		〃	柳谷	集落の中央
28	〃		〃	陣内	亀崎
29	〃		〃	野上	住吉神社境内
30	〃		〃	田古里	字出口の西組
31	〃		〃	〃	字出口、通常高尾山

(6) 金毘羅宮

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	元文5	1740	金毘羅大権現碑	瀬戸	諏訪神社境内
2	延享4	1747	〃	端古賀	川上神社跡
3	文化2	1805	金毘羅神社石祠	陣ノ内	亀崎丘
4	文化13	1816	金毘羅大権現石祠	津ノ浦	若宮八幡境内
5	文化15	1818	金毘羅宮石祠	竹崎	稲荷山頂上
6	天保6	1835	金毘羅大権現 八大龍王合祠石祠	伊福	金毘羅さん(釜よしの上)
7	大正15	1926	金毘羅宮石祠	広江	金毘羅宮

(7) 馬頭観音

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	正徳5	1715	馬頭観音	大川内	
2	明和2	1765	〃	伊福	戸口神社境内
3	明和5	1768	〃碑	中山	権現社
4	文化4	1807	〃	波瀬浦	堀おとしの上
5	文政4	1821	馬頭大悲尊石祠	今里	浅間神社境内
6	文政5	1822	馬頭観音像	大野	槙の内公民館横
7	文政11	1827	〃	陣内	城崎
8	弘化3	1846	〃	北町	大師堂外
9	安政2	1855	馬頭大悲尊碑	牟田	弘法さん敷地
10	明治元	1868	馬頭観音碑	川原	喰場道傍
11	明治13	1880	〃	里	赤坂
12	明治16	1883	〃	中山	権現社
13	明治18	1885	馬頭観音像	中畑	観音堂横
14	明治28	1895	馬頭大悲尊碑	今里	浅間神社境内
15	明治36	1903	馬頭明王碑	今里	浅間神社境内
16	年代不詳		馬頭観音	蕪田	内田家庭先
17	〃		〃	板の坂	集落の入り口
18	〃		〃	広江	観音山
19	〃		〃	亀の浦	大浦神社鳥居横
20	〃		〃	古賀	井手宅南側畠

(8) 天照皇大神

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	正徳4	1714	天照皇大神宮碑	伊福	戸口神社境内
2	正徳4	1714	〃	里	諏訪神社境内
3	正徳5	1715	〃	端古賀	川上神社跡
4	享保13	1728	〃	波頼浦	天神社境内
5	元文2	1737	〃	道越	松の木下
6	延享元	1744	〃	畑田	八幡社境内
7	文化10	1813	天照皇大神宮石祠・像	亀ノ浦	公民館裏
8	明治17	1884	天照皇大神宮碑	里	休石祇園堂
9	大正10	1921	天照皇大神宮石祠	中山	中山、山根線登り口
10	昭和34	1959	天照皇大神宮碑	野崎	洗出
11	年代不詳		〃	陣ノ内	城崎
12	〃		〃	陣ノ内	城の辻
13	〃		〃	今里	浅間神社境内

(9) 天　神

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	天和3	1683	天満宮石祠	嘉瀬の坂	公民館横
2	宝永6	1709	天満宮	江岡	集落中央
3	正徳5	1715	天満宮石祠	端古賀	川上神社跡
4	享保13	1728	〃碑	波瀬ノ浦	天神社境内
5	享保16	1731	天神石祠	道越	浅間神社境内
6	延享元	1744	〃	津ノ浦	天神山
7	延享5	1748	天満宮石祠	竹崎	観世音寺境内
8	明和2	1765	〃	栄町	大魚神社境内
9	明和5	1768	〃	川原	天満宮
10	寛政4	1792	〃	喰場	
11	慶応元	1865	〃	片峰	天神山
12	慶応3	1867	〃碑	中山	権現社
13	明治27	1894	天満宮石祠	柳谷	旧小溝宅裏山
14	年代不詳		〃	油津	天満宮
15	〃		〃	古賀	ビシャモンサン
16	〃		〃	郷式	泊岩庵
17	〃		〃	三里	
18	〃		天神（木彫3体）	波頼ノ浦	天神社
19	〃		天神（木彫）	里	小舟津天満宮
20	〃		天神石祠	牟田	弘法さん敷地
21	〃		〃	今里	浅間神社境内
22	〃		〃	平野	遊園地南
23	〃		天神木像6体	田古里	祇園境内

(10) 恵比須・大黒

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	明治20	1887	恵比須像（2体）	本町	浅間神社境内
2	大正15	1926	〃	栄町	寺前
3	昭和8	1933	〃	栄町	西町
4	昭和10	1935	〃	野崎	洗出
5	昭和52	1977	〃	野崎	水谷
6	年代不詳		〃	栄町	南新地
7	〃		〃	栄町	大黒組
8	〃		〃	竹崎	竹崎港
9	〃		〃	亀ノ浦	小森畳屋前
10	〃		大黒像	栄町	大黒組路傍

(11) 弁財天

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	享保4	1719	南無弁財天祠	牟田	権現さん
2	元文3	1738	弁財天石祠	伊福	戸口神社境内
3	年代不詳		〃碑	江岡	天満宮境内
4	〃		〃碑	栄町	弁天組
5	〃		〃碑	畑田	八幡社
6	〃		〃碑	本町	浅間神社境内
7	〃		〃碑	波瀬浦	天神社境内
8	〃		〃碑	里	

(12) 八天狗

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	明和6	1769	八天狗碑	伊福	戸口神社境内
2	文化13	1816	〃石祠	今里	外土山頂
3	昭和30	1955	〃碑	栄町	西町
4	年代不詳		〃碑	古賀	ビシャモンサン

(13) 八大龍王

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	正徳6	1716	八大龍王碑	里	諏訪神社境内
2	延享元	1744	〃	畑田	八幡社境内
3	宝暦6	1756	八大龍王祠	田古里	祇園さん境内
4	文化11	1814	〃	北町	ゲートボール場横
5	天保6	1835	八大龍王合祀石祠 金毘羅大権現	伊福	金毘羅さん(釜よしの上)
6	昭和10	1935	龍王宮碑	野崎	洗出漁港
7	昭和32	1957	龍王神祠	野崎	水谷、野崎漁港
8	年代不詳		八大龍王神	陣内	城崎
9	〃		八大龍王碑	大峰	天神川岸
10	〃		〃	大峰	中峰川岸
11	〃		〃	中畑	観音堂横
12	〃		〃祠	牟田	権現山
13	〃		〃	竹崎	竹崎港
14	〃		〃	竹崎	鹿山
15	〃		龍宮神碑	栄町	南新地

⑭ 石　祠

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	天和3	1683	鎮守大明神祠	嘉瀬坂	公民館横
2	元禄6	1693	〃　石祠	本町	浅間神社境内
3	元禄7	1694	戸口大明神祠	伊福	戸口神社境内
4	元禄13	1700	山祇神石祠	伊福	伊福川上流
5	宝永6	1709	若宮八幡石祠	津ノ浦	若宮八幡境内
6	正徳5	1715	丹生神石祠	伊福	戸口神社境内
7	享保10	1725	沖髪大明神石祠	伊福	戸口神社境内
8	享保17	1732	五穀善神祠	端古賀	川上神社跡
9	延享元	1744	庚申石祠	平野	山王社
10	安永6	1777	祇園大明神祠	里	休石
11	寛政8	1796	山の神石祠	江岡	
12	寛政10	1798	諏訪神社祠	瀬戸	諏訪神社
13	文化7	1810	牛頭天王石祠	里	休石祇園堂横
14	文化15	1818	稲荷大明神石祠	竹崎	稲荷山
15	天保3	1832	稲荷五社大明神祠	今里	子育地蔵より北100mの林の中
16	天保5	1834	三社大権現祠	牟田	権現山
17	嘉永5	1852	牛頭天王祠	亀ノ浦	公民館裏
18	嘉永5	1852	牛頭天王祠	田古里	祇園境内
19	安政7	1860	山の神石祠	御手水	神殿の右
20	文久3	1863	稲荷大明神祠	本町	浅間神社境内
21	大正7	1918	平野神社石祠	平野	山王社
22	大正12	1923	太良嶽三柱大神祠	上宮	多良岳山頂
23	昭和51	1976	白髭稲荷大明神祠	津の浦	若宮八幡境内
24	年代不詳		地の神石祠	油津	萩原金物店東の畑
25	〃		〃	蕪田	牟田家の横
26	〃		山の神石祠	川原	八ケ村山の神地
27	〃		〃	川内	
28	〃		〃	大野	金目、大野川の傍
29	〃		若宮大明神石祠	古賀	山下宅敷地
30	〃		矢答一の宮石祠	矢答	三峰の一番下の峰の麓
31	〃		多良一の宮石祠	柳谷	集落の上の方
32	〃		糸岐一の宮石祠	一の宮岳	中腹

番号	年号	西暦	種別	所在地	
33	年代不詳		氏神の石祠	板の坂	観音堂敷地
34	〃		十三俵さん祠	風配	墓地の傍
35	〃		住吉神社石祠	野上	観音堂敷地
36	〃		志自岐大明神祠	中畑	庄屋屋敷
37	〃		三宝荒神	中畑	黒川和義宅裏
38	〃		垣安神石祠	田古里	祇園境内
39	〃		埴安神祠	今里	子育地蔵北側の林の中
40	〃		山王社石祠	平野	山王社

(15) 各種碑・塔

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	寛永16	1639	丑寅の碑	竹崎	観世音寺境内
2	寛永16	1639	板碑	道越	松の木下
3	延宝3	1675	阿字塔	道越	共同墓地
4	延宝8	1680	庚申塔	田古里	観音堂横
5	天和3	1683	立石（たつじさん）	杉谷	薬師堂横
6	貞享元	1684	山の神碑	矢答	多良岳登山口
7	正徳4	1714	三界万霊碑	伊福	戸口神社境内
8	享保5	1720	彦山大権現碑	伊福	〃
9	元文元	1736	阿字塔	亀ノ浦	大浦神社鳥居横
10	元文3	1738	牛頭天王碑	北町	大師堂
11	延享4	1747	段階石柱	牟田	公民館階段
12	宝暦4	1754	祇園宮碑	栄町	大魚神社境内
13	宝暦4	1754	毘沙門天碑	古賀	古賀橋北
14	明和2	1765	堅牢地神	伊福	戸口神社境内
15	明和4	1767	稲荷大明神碑	栄町	稲荷山
16	明和6	1769	英彦山大権現碑	本町	浅間神社境内
17	天明4	1784	戸口宮本地仏碑	伊福	岩崎
18	天明5	1785	二百万遍石碑	亀ノ浦	公民館裏
19	寛政6	1794	吉備津社碑	伊福	戸口神社境内
20	享和2	1802	供養塔	里	観音堂境内
21	文化7	1810	大乗妙典一字一石塔	陣内	亀崎の丘
22	文化8	1811	大乗妙典日本廻国塔	田古里	正伝院石段右
23	天保5	1834	山の神碑	御手水	
24	天保13	1842	庚神塔	本町	浅間神社境内
25	天保14	1843	二丁石、六丁石	多良岳	上宮参道
26	嘉永3	1850	清正大神儀	大野	大野城跡
27	嘉永5	1852	四面大菩薩碑	田古里	祇園境内
28	安政3	1856	猿田彦大神碑	伊福	戸口神社境内
29	安政6	1859	山祇社碑	大川内	
30	明治2	1869	大乗妙典一字一石塔	栄町	稲荷山
31	明治4	1871	清正大神	三里	
32	明治14	1881	石仏碑	郷式	次葉深への別れ道

番号	年号	西暦	種別	所在地	
33	明治26	1893	三十番神・五番善神	広谷	生活センター上
34	明治39	1906	諏訪神碑	瀬戸	諏訪神社
35	昭和18	1943	猿田彦大神碑	中畑	樽角ミカン園
36	昭和20	1945	阿弥陀塔	栄町	南阿弥陀組
37	昭和24	1949	尼ケ塔	道越	岩下
38	昭和31	1956	供養塔	広江	宝前鼻
39	昭和32	1957	能天大神碑	〃	観音山
40	年代不詳		水神碑	古賀	
41	〃		猿田彦大神	本町	浅間神社境内
42	〃		祇園宮碑	〃	〃
43	〃		堅牢天地神	蕪田	内田家庭先
44	〃		十六善神	〃	〃
45	〃		稲荷大明神	〃	〃
46	〃		〃	大野	
47	〃		板碑3基	野上	住吉神社境内
48	〃		名号板碑	中畑	観音堂横
49	〃		板碑	牟田	公民館横
50	〃		県堺標柱	舟倉	山茶花茶屋跡東方
51	〃		梵字板碑	多良岳	上宮参道
52	〃		梵字岩	〃	〃
53	〃		八丁石	矢答	藤棚公園
54	〃		太良嶽参詣路碑	〃	多良岳登山口
55	〃		水神塔	栄町	南田中組
56	〃		「たつじ」さん	片峰	集落中央
57	〃		〃	江岡	伊福辻の手前

⑯　その他の木・石像

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	正徳2	1712	役行者像石像	多良岳	上宮鳥居近く
2	享保元	1716	神像（木彫）	中山	中山権現社
3	昭和10	1935	不動明王石像	里	休石
4	昭和29	1954	明光霊大師〃	中山	滝の観音
5	昭和30	1955	阿波島権現〃	中山	〃
6	昭和34	1959	不動明王〃	中山	〃
7	平成元	1989	美吉大明神〃	広谷	集落の中央
8	年代不詳		道祖神〃	油津	児童遊園地
9	〃		閻魔像(木彫2体)	大川内	地蔵院
10	〃		神像（木彫）	中山	権現社
11	〃		十三仏石像	御手水	御手水権現鳥居上
12	〃		神像(木彫3体)	道越	浅間神社
13	〃		美吉大明神（木彫）	広谷	集落の中央
14	〃		不動明王	小田	内平
15	〃		〃	御手水	御手水の滝
16	〃		〃	亀ノ浦	
17	〃		〃	広谷	美吉大明神の隣り
18	〃		ヤゴローさん（木彫）	伊福	戸口神社
19	〃		〃（木彫2体）	江岡	天満宮
20	〃		〃〃	今里	浅間神社
21	元文4	1739	狛犬一対	津ノ浦	熊野神社
22	安政4	1857	狛犬台座	北町	留岡八幡社
23	年代不詳		狛犬一対	伊福	戸口神社
24	〃		〃	栄町	大魚神社
25	〃		〃	御手水	御手水権現

(17) 墓碑・宝塔

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	慶長4	1599	比翼塚	竹崎	渡り口
2	寛永21	1644	墓碑	御手水	共同墓地
3	慶安4	1651	〃	大峰	大師堂敷地
4	承応2	1653	五輪塔	牟田	共同墓地
5	明暦元	1655	墓碑	川内	川岡宅裏
6	寛文5	1665	〃	古賀	川端の畑の中
7	寛文7	1667	〃	御手水	共同墓地
8	天和2	1682	〃	三里	西方院裏山
9	天和4	1684	〃	伊福	共同墓地
10	元禄3	1690	〃	今里	大蓮寺跡墓地
11	元禄6	1693	〃	里	共同墓地
12	元禄11	1698	〃	大野	金目墓地
13	元禄12	1699	〃	道越	共同墓地
14	元禄14	1701	〃	喰場	〃
15	寛保3	1743	慶深坊墓塔	竹崎	観世音寺境内
16	延享2	1745	墓碑（無縫塔）	片峰	共同墓地
17	寛延元	1748	慶深坊墓碑	道越	ゲートボール場横
18	寛延3	1750	墓碑	蕪田	共同墓地
19	明和4	1767	〃	板の坂	〃
20	寛政12	1800	〃	中山	旧墓地
21	年代不詳		宝篋印塔	山根	遊園地横
22	〃		〃	中畑	正恩寺内庭
23	〃		〃（1m以上のもの数基）	竹崎	観世音寺境内
24	〃		宝篋印塔	野上	野中家の裏山の藪
25	〃		五輪塔	〃	〃
26	〃		〃	里	諏訪神社境内
27	〃		〃（1m以上のもの数基）	竹崎	観世音寺境内

宝篋印塔、五輪塔の残欠は、町内各地区に多く見られる。

⑱ 石灯籠

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	寛文5	1665	石灯籠	御手水	御手水権現境内
2	寛文5	1665	〃	亀ノ浦	熊野神社境内
3	延宝8	1680	〃	田古里	観音堂横
4	宝永2	1705	〃	御手水	御手水権現境内
5	享保12	1727	〃	伊福	戸口神社境内
6	寛政3	1791	〃	多良岳	上宮鳥居前広場
7	寛政6	1794	〃	津ノ浦	熊野神社境内
8	寛政6	1794	〃	牛尾呂	お月さん岩前
9	享和元	1801	〃	津ノ浦	熊野神社境内
10	文化元	1804	〃	瀬戸	諏訪神社境内
11	文化8	1811	〃 一対	平野	山王社境内
12	文政9	1826	〃 一対	多良岳	鳥居前石段両側
13	天保4	1833	〃	伊福	岩下
14	天保6	1835	〃	北町	留岡八幡社境内
15	天保8	1837	〃	伊福	金毘羅さん敷地
16	天保14	1843	〃 一対	伊福	戸口神社境内
17	嘉永元	1848	〃 一対	陣内	金毘羅神社境内
18	嘉永2	1849	〃	伊福	金毘羅さん
19	嘉永7	1854	〃 一対	多良岳	鳥居前石段両側
20	安政6	1859	〃 一対	多良岳	上宮広場
21	文久元	1861	〃 一対	多良岳	鳥居前石段両側
22	元治2	1865	十五夜灯	栄町	小鋤墓地
23	明治26	1893	石灯籠一対	川内	宇賀神社境内
24	明治36	1903	石灯籠	一の宮岳	糸岐一の宮
25	大正4	1915	〃 一対	栄町	大魚神社境内
26	大正6	1917	〃	伊福	戸口神社境内
27	大正11	1922	〃	栄町	大魚神社境内
28	大正14	1925	〃	端古賀	川上神社跡
29	大正15	1926	〃	伊福	戸口神社境内
30	昭和7	1932	〃	伊福	戸口神社境内
31	昭和31	1956	〃 一対	畑田	八幡社境内

⑲ 手水鉢

番号	年号	西暦	種別	所在地	
1	享保9	1724	手水鉢	今里	浅間神社
2	享保10	1725	〃	北町	大師堂
3	享保16	1731	〃	津ノ浦	薬師堂
4	宝暦2	1752	〃	牟田	権現山
5	宝暦7	1757	〃	波瀬ノ浦	日影神社
6	天保3	1832	〃	北町	留岡八幡社
7	明治6	1873	〃	一の宮岳	糸岐一の宮
8	大正14	1925	〃	牟田	弘法さん
9	昭和10	1935	〃	平野	山王社
10	昭和14	1939	〃	津ノ浦	若宮八幡
11	昭和15	1940	〃	津ノ浦	熊野神社

Ⅳ　民　　俗　　編

太良町立歴史民俗資料館展示物。

古来から日常の衣生活の自給自足のために殆どの家庭に備えられて、常時、はたおりに使用された。

人力による「手機（てばた）・足踏織機（あしふみ）」で、普通「高機（たかはた）」ともいう。

執筆者　宮　崎　昌　宣

目　　次

総　　説…… 357
民俗の形成と要因…… 357
太良の風土…… 357
第一章　住民生活のうつりかわり…… 359
第一節　衣食住の変遷…… 359
概　　説…… 359
Ⅰ　衣　生　活…… 360
1．自給自足の染織…… 360
(1)　製糸・機織り…… 360
(2)　くうや（紺屋）と染色…… 360
2．衣の区別…… 361
Ⅱ　食　生　活…… 363
あらまし…… 363
1．平素の食生活…… 364
2．祝祭料理…… 365
3．自家製造用具と食生活用具…… 366
Ⅲ　住　生　活…… 367
1．屋敷拓きと新築…… 369
(1)　屋敷拓きと石棒つき…… 369
(2)　建ち家（棟上げ）…… 370
(3)　屋根葺き…… 371
(4)　壁塗り…… 372
(5)　構造・設備…… 373
2．現在の住宅…… 374
第二節　生活用品の購入と修理（行商）…… 375
Ⅰ　運搬と販売方法…… 375
Ⅱ　行商のいろいろ…… 376
1．便利屋・便利車…… 376
2．行商品と修理…… 376
3．十夜市、その他…… 379
第二章　行事・風俗…… 380
概　　説…… 380

第一節　宗　　教…… 380
あらまし…… 380
Ⅰ　神社と神道…… 381
あらまし…… 381
1．神社と氏神…… 382
2．祭り田と氏子…… 384
Ⅱ　寺院と仏教…… 385
あらまし…… 385
1．寺請制度（檀徒制）と庶民…… 386
2．明治時代以後の宗教改革…… 387
3．寺のしきたりと庶民生活…… 387
Ⅲ　民間信仰…… 388
1．祭神と祭り…… 388
2．講（信仰・互助）…… 388
第二節　冠婚葬祭（人の一生）…… 389
概　　説…… 389
Ⅰ　冠…… 390
1．出生（出産）と慶事…… 390
2．育児・成長と慶事…… 391
(1)　育児中の祝…… 391
(2)　成人の祝…… 392
(3)　厄年(厄除け)・年祝(長寿祝)…… 393
Ⅱ　婚…… 394
1．結婚式（人前式）…… 394
2．現代の結婚式（神・仏前式）と改善運動…… 397
Ⅲ　葬…… 398
あらまし…… 398
1．仏葬（仏式）…… 399
2．神　　葬…… 402
Ⅳ　祭（年中行事）…… 403
あらまし…… 403
1．五　節　句…… 403
2．年中行事…… 405
(1)　春の行事…… 405
(2)　夏の行事…… 405

(3) 秋の行事…… 406
(4) 冬の行事…… 407
第三節 郷土料理…… 409
第四節 子どもの遊び・手伝い…… 411
第五節 娯楽・催し物…… 413
Ⅰ 井上座・旅芸人・狂言…… 414
Ⅱ 演芸会・巡回映画・古老の話…… 415
第三章 産業（習俗）…… 417
概 説…… 417
第一節 農 業…… 418
Ⅰ 農作業の変遷…… 418
1．稲の品種・牛馬耕…… 418
2．水田除草と病害虫防除…… 420
3．肥 料…… 421
4．稲刈り・稲扱ぎ・籾摺り…… 421
5．裏作・副業（養蚕業その他）…… 423
6．農具のうつりかわり…… 425
第二節 林 業…… 426
Ⅰ 日常生活…… 426
Ⅱ 樵・木挽き…… 428
Ⅲ 林産物（木炭）…… 434
第三節 漁 業…… 437
Ⅰ 有明海漁業の特色…… 437
1．自然環境…… 437
2．水産物と漁業…… 437
3．漁 撈…… 437
Ⅱ 太良町の漁業…… 438
1．太良町漁業の特色…… 438
(1) 漁撈と漁具の変遷…… 438
ア、干潟沿岸漁撈と漁具…… 438
イ、沖合漁撈と漁具…… 440
(2) 潜水業とタイラギ漁…… 442
(3) カニ漁…… 444
(4) 養殖漁業…… 444
(5) 出稼ぎと活躍…… 445

2．漁具と設備の変遷…… 446
(1) 船とその設備…… 446
ア、船の変遷…… 446
イ、船内設備と機器…… 447
(2) 籠・縄・網…… 448
3．防波堤と港湾整備…… 449
4．海　　灘…… 450
5．漁場と紛争 ── 長崎県南部地域総合開発計画反対闘争（南総開発反対）…… 452
(1) 紛争の発端と経過…… 452
(2) 紛争の解決（妥結）…… 454
(3) 抗議・陳情歴…… 454
6．風俗信仰…… 455
(1) 教　　育…… 455
(2) 若者宿(青年宿)・竹崎と祭り…… 455
(3) 信仰と俗信…… 456
第四節　商　工　業…… 461
Ⅰ　製造・加工（工業）…… 461
1．醸造（じょうぞう）業…… 461
(1) 醤　　油…… 461
(2) 酒　　造…… 462
2．石　材　業…… 462
3．屠畜場・家畜せり市場…… 463
(1) 屠畜場…… 463
(2) 家畜せり市場…… 464
4．水　車　業…… 465
5．その他の専門業…… 466
6．職人の生活と道具…… 467
Ⅱ　商　　業…… 472
1．金　融　業…… 472

総　　説

民俗の形成と要因

人が生きながらえて生活を営むための要素となるものは、衣住食がその根底となる。その営みが長い年月にわたって繰り返され、維持され、伝承されていく中で次第に風俗や習慣が生まれ、さらに人々が集団化するにつれて一層、形式化して行事を生みだしていく。

行事は文明が進むにつれて、習慣を同じくするところで、次第に普遍化していく。風俗の共通性を大きくしてみれば国民であり、県民、町村民である。しかし、小さくしてみれば一国一郷の悉くは異った習慣、行事を有する。

習慣、行事等の民俗形成に大きな影響を与えるものは自然環境であろう。それが衣食住の生活に深くかかわりながら精神的、社会的、歴史的な風土を築き上げていく。

太良の風土

自然環境

佐賀と長崎の両県境に位置し、多良岳を頂点としてそのなだらかな山裾は、扇形状をなしながら有明海へと広がり、温暖でおだやかな風土である。

緑深い森林とその谷間を流れる豊かな水を利用して水田が開け、丘陵斜面には畑が開けるが、地味は概してやせており、広大な田畑となるような地形ではない。

一方、有明海は干満の差の著しい泥土（潟）で稚魚や貝類の成育に適した内海である。

こうした豊かな自然林と水と温暖な気候、そしておだやかな内海は、古くから平和な「ゆたたりの村」を育んできたものと思う。

太良町の歴史は、古墳や遺跡にみられるように古くから人が住みつき、中世以後は古い伝統をもつ竹崎観世音寺やその他の神社や寺院が、習俗や文化の推進母体となり、さらに近世の幕藩体制は強く影響を及ぼしてきた。

産業と交通

明治になって交通路が開けるまでの長い間、県境の僻地として自給自足の生活が続いた。

恵まれた自然林と水利を活かしての水田は早くから多良地方に拓け、恵まれなかった大浦地方では、畑作の芋や雑穀によって補った。

また干潟沿岸の漁業は早くから行われていたが、大正時代以後の漁業は著しい進歩と変化をみた。特に昭和時代に入ってからの大浦地方の漁業の進展はめざましいものがある。

町　民　性

おだやかで風光明媚の自然環境の中で、海と山の恵まれた食生活に生きてきたためか、純朴で勤勉な町民性は古くから知られている。その反面、進取の気風に欠け、排他性がみられるのは長所でもあり短所でもあろう。また他地との交流が遅れていた中で、代々長く生活してきたために保守的で平和的な面がみられる。

第一章　住民生活のうつりかわり

第一節　衣食住の変遷

概　　説

江戸時代は「身分制度」の固定化によって庶民の生活を厳しく統制した。当時の領内経済の基本は米によって支えられ、藩士の俸給も米であった。その生産に当たる農民のあり方が藩内経済を左右した。そこで農民が農業を捨てて他の職業に代わることや田畑の売買は勿論、その土地を離れることも許さなかった。

農民は米は生産するが殆ど食べられず、従って貧苦にあえぐ農民の衣食住のすべては、極度の倹約と自給自足の生活を余儀なくされた。

その直接の原因となるものは、当時の農民は小作農という借地による耕作が殆どであったために、収穫の大半が米によって「加治子（かじし）」（借地代）として納めさせられ、然も現金収入が殆どないためであった。

さらに百姓町人の贅沢（ぜいたく）の風を取り締まるために諫早藩は諸藩の例にならって寛永19年（1642）、倹約令を出して後年まで長く取り締まり、その違反者は厳しく処罰した。

このように農民生活を規制した幕藩時代における根本法として「御仕置五人組帳（おしおきごにんぐみちょう）」や慶安2年（1651）の「慶安御触書（けいあんおふれしょ）」がある。営農から衣食住まで農民生活の細部にわたって規制した。

これは幕末に至るまで時に応じて、この法が写されて農民統制のため配られ、日常生活を規制した。これによって農民の生活実態をそのまま明治時代は受けついだようである。

明治の新政府に変わってからも、農山漁村の庶民は生活風俗の変革は遅々としたものであった。

明治期の中頃にやっと現在の国道の前身である県道が開通はしたものの、道路事情が悪いために多良と大浦の間の交流さえ、住民に利用されることが極めて少なく、それは昭和初期に至るまで続いた。

このことは文化生活の面に大きく影響してきたものと考えられる。

明治以後の衣食住に関するいろいろな生活用具は太良町歴史民俗民俗資料館にも多く収集保存されており、古老の話など聞いても、明治から大正、昭和の前期頃までの変化には著しいものは見られない。

第二次世界大戦後の昭和25年（1950）頃から、国民の衣食住の改善進歩は、年を追って激しくなり、特に昭和30年（1955）頃からは神武（じんむ）景気、岩戸（いわと）景気、伊弉諾（いざなぎ）景気ともいわれる高度経済成長の波にのって町民の生活も急速な発展を続けて今日に至っている。

Ⅰ　衣　生　活

1．自給自足の染織

明治から大正、昭和初期にかけては、一部の職業の人を除いては殆どが和服であった。婦人が日常に洋服を着るようになったのは、昭和10年（1935）代以降である。布地は殆どが木綿であったが、それも大抵の家庭で染織をし、手縫いをして仕立てた。子ども達が学校に通うようになってからも和服着用の者も多く見られた。

昭和の戦争時代に入ると物資不足によって、衣料品も配給切符制となり、ふせ布をあてた衣服や更生仕立て着が目立った。また、活動の面から国民の全部に男子はカーキ色の国民服（規格型）が、婦女子には木綿のカスリ地等で作ったもので、上衣は合わせ襟の筒袖型、下衣は現在のスポーツ用トレーナー型のモンペ服が奨励され普及した。結婚式もモンペ服姿が見られた。

昭和30年（1955）代以降になると衣生活は年々豊かになり、色柄やデザイン等も派手になると共に、生活形態による利用区別も多岐にわたるようになり、個性豊かな衣生活となって所有枚数も多くなった。

(1)　製糸・機織り

紡績が普及する明治40年（1907）頃までは、麻、綿、藤、コウゾ等の織物が用いられたが、衣類は殆ど綿織、麻織の製品であった。木綿は近世、近代を通じて庶民の衣生活の中心であった。

町内の農家でも綿や麻を栽培し、明治30年（1897）頃には養蚕も広く行われていた。麻は皮を剝いで水にさらして繊維束を紡いで撚り糸にした。綿は種子を除去し（木製の繰り機）、糸車を用いて糸に紡いだ。売れ残った屑繭から絹糸を紡いだり、真綿（ねばし）を作ったりした。

(2)　くうや（紺屋）と染色

家庭で紡いだ綿糸や麻糸を手染めしたが、当時、既に村内には何軒かの「くうや」もいたので、そこに色染めを頼んだりした。こうして染色した綛を家庭で機にかけて布に織った。この仕事は夜なべや農作業の合間の女の重要な仕事とされていた。

明治後期になると紡績業が全国に普及し、町内でも綛を次第に店から購入して染織するようになってきた。

当時、染色を専門とする業者を「くうや」と呼んでいたが、紺色染めは殆どこれに依頼していた。つまり藍染めである。それ以外は殆ど草木染めであった。原料として次のような物を使った。

茶色は樫、椎、栗、桃、ハゼ等の樹皮や茶葉、黄色はクロキシタンや山桃の樹皮、クチナシの実、青色はヒサカキの実、クロキシバ。

なお、色のはげ止めには、大豆を摺りつぶした豆汁や五倍子の実を使ったり、魚網には柿渋や椎の皮を用いた。

古老の話によると、当時の竹崎にも、くうやが一軒あった。明治維新に失業した武士が開業し、諫早領主から「いずみや」という屋号をもらったという。当時の甕が今も保存されている（境田隆所有）。

2．衣の区別

古老の話によると、明治時代になると庶民の間でもその所有枚数は僅かながらも、晴着（祝着、祭着）、ふだん着（ちょっと着）、仕事着（野良着、はまい着）の区別があったという。

●晴　　着

冠婚葬祭用である。屑繭などから絹糸を紡いで染織した後、自宅や他人に頼んで縫い上げ、羽織や袴を仕立てた。

しかし、晴着を持たない人は親戚や近所の人のを借用することもあったという。紋付き羽織・袴が普及したのは大正期に入ってからであるが、その着用は現在も続いている。男性用の背広も大正時代から出現しているが、町内では和服が殆どをしめていた。

昭和40年（1985）年代以降になると絹織、毛織などの外に合成繊維による和服や洋服が急増し、そのデザインや色柄も豊富で、晴着の外に外出や旅行用としての着衣も多数に及んできた。

●ふだん着

仕事着以外の和服として木綿製のものを用いた。近隣とのあらたまった場などの時もふだん着が用いられた。子ども達は家庭におけるふだん着も通学着と兼用した。

●履　　物

藁草履や下駄が中心だが、大正時代になると下駄や草履も種類が多くなった。

衣類についても一部の人の間では、冬の外出用として和服の上から着用するマント（トンビ）や引きまわしも流行しはじめた。

そろそろとハイカラ風が見えはじめはしたものの一般庶民は、低廉な衣生活であった。

●下　　着

男は「6尺兵児」、女は「キャーフ」とか「湯文字」と呼ぶ腰巻。子どもは着用していないことも珍しくなかった。大正時代になると男は越中ふんどしが流行し、昭和時代には男は猿股、女はブルマーの小形に似たパンツとなり、更に30年（1955）代以降になると密着性で小形のブリーフやパンティが流行し普及した。

着物の帯は木綿絞りか晒しの帯を、女は更紗やもす帯等を用いた。

●作　業　着

「野良着」とか「はまい着」とも呼んでいた。

次は農村におけるものであるが、漁村においても農村着とほぼ似ている。漁村では冬以外は素足での仕事が多く、男は襦袢に半股引か長兵児（6尺物）、前掛として縄や綱を引きあげるために藁すぼを編んで作った腰みののような物をつけた。（別紙表）

（別表）

部位／性別	顔　頭	上　体	下　体	手	足
男	・手拭の頬かぶり ・とっくりかぶり ・甚八笠(晴雨共用) ・職人はねじり鉢巻	・短い木綿の上衣 ・どんざ ・半天とっぽ ・みの（雨天）	・釦のつかない、紐むすびの股引き	・素手が多い。 ・自家製のふたまた手袋（冬）、（どぞら）	・わらじ ・足なか ・冬は水かけたび
女	・同上の外にあんねかぶり ・冬はねる布片	・やや長い筒袖 ・ポイシン ・みの（雨天）	・キャーフ（腰巻） ・前ぶい（前掛）	・同上 ・ほかに手甲	・同上 ・ほかに脚絆

●半天とっぽ

筒袖衣に綿の入った羽織様のもので冬に重ねて着る。

●ポ イ シ ン

袖なし衣の綿入れ着。

●ど　ん　ざ

使用不用になった着物を何枚も重ねて厚くし、それを縦横に縫い合わせたもの。

●ど　ぞ　ら

親指と他の4本指とを別々にさし入れる双股の自製手袋。

●染色、織物等の用具

製 糸 用 具

綿繰機、繭繰機、糸巻取機、うし、わく。

機 織 用 具

機、杼、筬、木綿車、はえ台。

染 色 用 具

染色原料の草木、釜、桶、色止め用材。

裁　　縫

針箱（へら、針、糸、はさみ、ゆびわ～）、裁ち台、アイロン、アイロン台。

洗　濯　用

大・小たらい、洗濯板、張板、洗剤としてムクロの皮など。

Ⅱ 食 生 活

あらまし

明治時代になって、藩政期の厳しい制度や倹約令などから解放はされたものの、長い間の質素な倹約の生活習慣からはなかなか抜け出すことはできなかった。それは当時の農村の人々にとって、これら倹約の生活は食物に感謝し物を大切にするということが美徳として社会風潮を築いてきたためであろう。

それと同時に食生活を圧迫したのは、殆どの農民が自分の土地を持たず小作農をしていたために、高い加治子（小作料）を納めなければならなかったことである。

古老（82歳）の話によると、農民は昼夜を分かたず息つく間もないようにして、耕作や夜なべ仕事に精を出した。すすけた狭い家の中に、忙しい時や疲れた時は野良着のままでごろ寝し、夜あけと共に霜を踏み、早朝から草刈りに汗を流し、十分な食事は食べられず、じろ（かまど）の前にうんず（しゃがむ）して食べ、飯は噛みかみ仕事することが多かった。ふだんは砕け米や麦その他の雑穀に唐芋（さつまいも）を混ぜて主食とした。

田畑の境や隅々まで空豆を植え、麦のうねの間には大豆を植えた。荒地には豆やキビ、ソバを作った。夜なべ仕事は、行灯やランプの光の下で米や麦を搗き、縄を（綯）なったり草鞋を作ったり、女は機織りや針仕事などをした。

太良町の穀倉地帯である川原地区でさえ、主食には屑米や麦、芋を食べたのであるから、水田の少ない地区では更に厳しく、麦・粟・ひえ等に芋を加えたり、時には芋だけを主食とした。

古老（82歳）の話によると、

「当時の稲は１反（10ａ）の収穫が約７、８俵位で年間には普通60俵位を得た。その中から加治子として米なら１反に３、４俵を、畑作なら麦２、３俵位でそれに宅地借入料として米１、２俵を納めた。合計が米で約40俵位になり、自家用としての年間保有米は約20俵余であった。その中から物事の費用や肥料代として米を販売したりすると、僅かに５、６俵しか残らなかった」と。

大正・昭和時代になるにつれて食生活は徐々に改善されてきたとはいえ、村内においては遅々として改善がなされないまま昭和の初期頃まで貧困な生活が続いた。しかも戦争時代に入ると、ますます食糧生産の機能は衰え、国内では食糧統制が厳しくなった。市街地からは芋、麦、南瓜などの食糧買い出しの人々が日増しに農村地区を訪れた。

昭和30年代（1955）以降は次第に食生活も豊かになり、食生活改善運動も行われて年々、急速な改善がなされた。また小中学校においても殆どの学校で「学校給食」が開始され普及していった。

現在では、献立の種類や内容も変わってきた。肉食、パン食、乳製品がふえ、さらに即席の加工食品の利用も普及した。祝祭事には料亭からの仕出し料理も盛んになり、外出した時には

食堂の利用も盛んになった。かつては正月や盆祭の時などにしか食べていなかった献立が日常、ふんだんに供せられる一方で、「飽食」と「使い捨て」の風潮もみられるようになってきた。また家族がそろって食卓を囲みながら、互いに一皿の物を和やかにつつきあいあがら食事するという、かつての慣習が減少してきていることはわびしいものである。

1．平素の食事

●1日3食

この習慣は明治以前から既になされていた。朝食はアサメシ、昼食はヒヤガイ（ヒラガイ）、夕食を「ヨサイメシ」「バンメシ」とも言った。

昼食以外の食事時刻は一定せず、季節や天候、仕事などによって異った。農繁期には午後3、4時頃にハダギイ（ハザギイ）と呼ばれる間食をとって日没後、暗くなるまで農作業を行った。

漁村では漁や潮時の関係で食事の時刻は一定せず、4食することも多かった。

●食事の場所

家にいる時は、いろり端で箱膳（現在のお盆）をひとりひとり使用して食事をした家もあるが、女はいろり端の板張りをその代用にして庭に腰掛けて食べることが多かった。しかし、家によってはかまどの前にそれぞれ自由に腰をおろして食べるところもあった。忙しい時はどの農家もかまや（台所）の土間で食べることが殆どであった。昭和20年（1945）代頃までは多くの農家でこの習慣があったが、次第に家族が一緒に食事をするための飯台（丸形や長方形の折りたたみ脚つき台）も使用されるようになった。今では台所も広く、立派な食堂兼用も見られ土間における台所は姿を消した。

●主食と副食（おかず）

村内の米生産の多い地域と少ない地域、農山村と漁村とではいくらかの違いはあった。水田の少ない大浦地方では麦、粟、ヒエ、キビ等に芋を多く混入した。そのために芋を年間利用できるように、床下や畑隅に芋釜という穴を掘って、そこに囲って大切に保存した。主食に米だけを炊くのは正月や盆祭、その他限られた慶弔時だけで、常食に米を使用する時でも屑米を臼で割って小さくしたものに芋を混入した。丸麦はかたいので2度炊きをした。

主食の代用として夕食や農繁期の間食に食べたものがある。小麦粉で作るダゴ汁、甘藷を切り干しにして更に粉にしたイモン粉でダゴ（団子）にしたり、短麺状のロクベエ（六平）にしたりして食べた。その外にソバ粉や裸麦粉（ハッタイノコ）を熱湯で煉ったり、甘藷やその切り干しを煮て、あんこ状に煉ったりして食べた。

明治時代末期から大正時代にかけて水車業が始まると、だんだんとソーメンやウドンの食事も普及していった。

おかず（副食）はシャー（菜）とも呼んでいた。朝は大根やジャガイモ、南瓜などの旬物の味噌汁の外に、保存食の漬物類を主とし、昼食には殆ど漬物類だけであった。夕食には季節ごとの野菜を煮つけたが、保存のきく根菜類を栽培して利用した。中でもジャガイモ、大根、サトイモ、ゴボウなどは貴重品として畑や庭の隅に囲って保存した。

生鮮の魚貝類の入手は殆ど困難で、物事（ものごと）の時以外に、塩鯨や塩イワシが食前に出るのは珍しかった。当時は塩漬にした加工保存食が副菜の中心であった。現在では年中、季節外れの多くの野菜や魚貝や肉類が店頭にあふれ、それに各家庭には冷蔵庫があり、なんとも幸せな食生活時代になってきた。

●加工保存食

調味料としての塩、砂糖の外は殆ど自家製による自給自足であった。そのために当時の農家は製造用具を大切に保管していた。

醤油（しょうゆ）、味噌（みそ）、飴（あめ）、蜂蜜、みりん、甘草（かんぞう）、米酢、粕酢、果実酢、ゴマ油、菜種油、椿油、カタシ油（山茶花（さざんか）油）等、その殆どを家庭で作った。

直接、おかず（副食）に用いるための漬物類としては、

大根、ナス、ショウガ、ゴボウ、柿（かき）等の味噌漬け、大根、白菜、高菜、梅、アミ、カニ等の塩漬け、醤油の実、それのしぼり粕を乾燥させて粉にしたトウコ、切り干しや寒干しの大根、ラッキョ酢漬等である。

●生活用水

流水の豊富な土地では、飲料水と食物洗水と洗濯用水とに分けて使用したが、一般の農家では、湧水や自然の流水を石囲いしてせき溜めたり、掘りくぼめた所に水を溜めたりして使った。こうした用水場を井川とも呼んだ。井戸のある家庭では、はねつるべや大型滑車を天井に取り付けた引き綱つるべを使ったり、長い竹竿につるべを取り付けたりして汲み上げた。用水施設のない家では水汲み桶で担い込んで大きな「ハンズガメ」に汲み溜めて使った。

町営水道の設立とその拡大敷設は昭和33年（1958）頃からである。

2．祝祭料理

古くから祝祭事における代表的な食物として一般に広く作られたものは次の通りである。

餅は正月の外に新築、船おろし、誕生日（周期（むかわり））その他、歳事（年間の主行事）や冠婚葬祭のときに作られた。赤飯（アズキメシ）も出産その他の祝事にあわせて作ったりした。また団子や饅頭（まんじゅう）は盆祭り、七夕祭り、千灯籠祭り、さなぼり、彼岸等の祭事に作られた。ボタ餅も農事や仏事の祭りに作られたが、菓子の少なかった当時の子ども達にとっては大きな喜びでもあった。このほかに祝祭用として欠かせないドブ酒（濁酒（にごりざけ））や焼酎（しょうちゅう）も自家製造をしていた。

●結婚、葬式、法事の料理

前もって予定された物事については、平素から材料を保存確保したが、そのほかにも親戚や近所の人々が材料を提供し、衆知を集めての手料理だった。その人達の中には年長者で経験豊かな人が総支配人的な世話を依頼されたりすることもあった。

料理は地元生産の根菜類を中心に手を変えていろいろ作られた。豆腐も油揚げもコンニャクも作った。海の物といえば、カキのなま酢、塩魚、塩鯨、鯨の湯びき位であった。

献立は、白豆腐とその油揚げ、ゴマ豆腐、青菜やねぎを豆腐であえた物、ゴボウの煮つけとキンピラ、ヌッペイ（くず煮）、ねぎの酢味噌やゴマあえ、大根なま酢、人参やゴボウ、里芋、ジャガイモ、こんにゃく等の煮しめ物、豆腐の味噌汁や吸物（自家飼育の鶏肉）、豆の甘煮等である。

法事その他の仏事には、精進料理といって魚や肉等の生物は使用されないことが殆どで、葬式の際は酒類の飲用も慎むことが多かった。

こうした食生活は、食料品店も極めて少なく、交通の不便な村内では昭和20年（1946）代頃まで続いた。

3．自家製造用具と食生活用具

●煮炊き用具

製鉄や鋳物製であった。金輪のついた手提げ鍋、薄い縁輪のついた飯炊き釜（はがま）、唐釜と呼んでいた大釜、茶釜または鉄びん、五徳等で、その種類や数は大変少なかった。大釜用のかまど（へっつい）は殆どの農家に備えてあった。

はんずがめ、杵と臼、こしき（せいろ）、かまど

●加工保存用具

陶器の甕やつぼと、木製の桶樽、竹編み用具が主であった。蒸し器としては、蒸籠、甑、ほけ巻き（湯気のもれを防ぐためのドウナッツ状のわら輪）。粉を手びきして作る碾臼。餅や米麦、味噌を搗く杵と臼（石や木製）。穀物保存用の大甕やドラムかん。醤油醸造用の甕や醤油舟、だぶつ、諸味こし。豆腐製造用の大型碾臼、樽、型枠、柄杓などを使った。

飯びつ、（お鉢）、飯碗かご、酒徳利、茶がま、いろりと五徳、木炭あんか、角ランプ、飯ぞうけ

●食生活用具類

食膳台として箱膳、猫脚ごぜん、高ご膳、会席膳。木製や陶磁器製の碗皿類と鉢。飯じょうけ、飯桶（お鉢）、（おひつ）飯桶を冬に保温するための藁編みの入れ物（おひつ温め）。茶碗かご。貝杓子。家族共用の折りたたみ式の丸型や長方形の飯台も使われた。

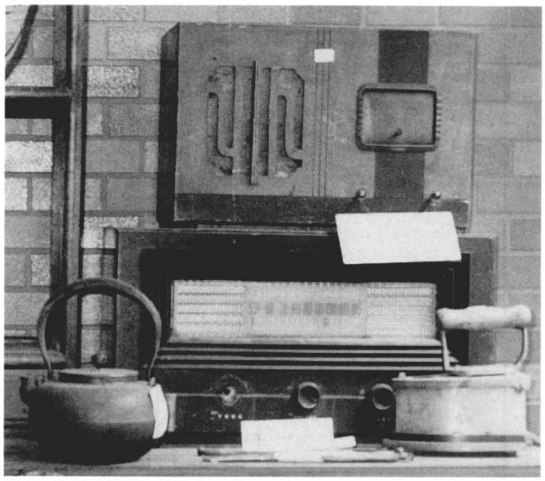

ラジオ、鉄びん、木炭火アイロン

現在では家庭で簡単に料理加工のできる電子レンジやトースター、ミキサー等も普及し、器具類も殆どアルミやステンレス等の合金製のもの、プラスチックその他の化学合成材によるものが多くなった。また容器も調理機能にあった色々なものが手近に得られるようになり、食事にはテーブルが普及した。

Ⅲ　住　生　活

江戸時代の民家は今日の民家の源流をなすものであるが、この民家は農漁村または地主や商家など、その職業や門地によっても多少異なっていた。

太良町の古い商家や地主の旧建物は、諫早地方の影響を強く受けていたといわれる。このことは一般庶民の住居や生活習慣のあらゆる面についてもうかがい知ることができる。これは佐賀藩諫早邑に属していたためであろう。

昭和６年（1931）建築　篤農家の上がり間と座敷

昭和の中期頃まで残っていた住居は、明治末期から大正時代にかけて造られたものが多かったが、その構造や設備も共通する点が多かった。

現在と比べると家族数からみても大変に狭く、間仕切りも簡単で設備も悪く、かつ非衛生的であった。

しかし、当時の殆どの建物は昭和40年（1965）前後頃の建築ブームや生活改善運動等によって年々、新築や改築がなされて、現在では残っていない。

次は昭和20年（1945）前後頃までの一般農家の構造と設備並びにその俗称である。（図示説明）

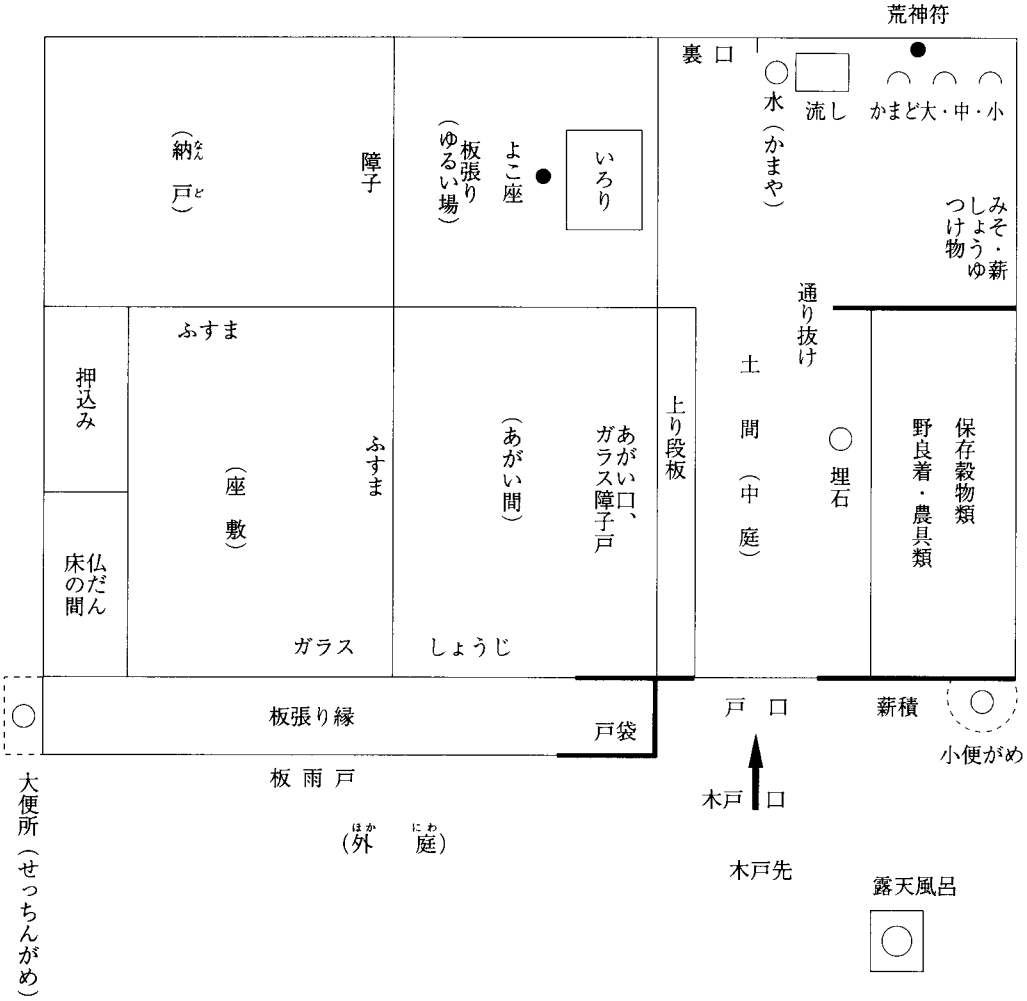

外庭は広くて、農作物の干し場とした。特に米・麦など。

「おまえ」は屋内のたたみ部屋の総称、家の内をいう。

「とや」は、のき下やひさし下の外壁に沿った通路。

「ほっきゃさん」は露天下の庭のこと。

※　戸口から入ると通り抜けの土間であるが、家に向かって部屋が右側にあるのを「右住まい」、左にあるのを「左住まい」と呼んだ。右住まいが良いとされたが道路や家向きの関係で容易ではなかったことだろう。

「田字切型」で麦わら葺屋根（わら屋）のハフ型（破風）

大正から昭和初期にかけて、ひさしに瓦かけが広まった。「戸口」は引き板戸の玄関口で、板戸の内側に障子戸がある。

「納戸」は夫婦の寝室や更衣所、押し込み代用の場で奥まった暗い所。

「横座」は主人の定座で、見かじめがきき、上から見おろす場所。

「小便がめ」は頻度が多いためか、出入口に近い所。
「せっちんがめ」は少しはなれた座敷うらなど。
便所は、むしろか板囲いの仮造りで、通風もよい。
「かまや」は通り抜け土間の奥まった所。
流し台は木箱に脚をつけて地面にすえつけた。
「水がめ」があって井戸や井川の水を汲み溜めて使用した（ハンズガメ）。
じろ、くど、へっちなどいろいろの呼称があるが、かまどのことである。
じろ（へっち）は赤土に細切りした稲わらを混入し、栗石をかためて作ったかまど。
くど（苦土）は赤土に消石灰を混入して、たたきかためて作ったかまど。
風呂は、わら屋とは離れた場所に、簡単な雨しのぎの屋根と目かくしのむしろや板戸囲い。五衛門釜で径約90㎝、深さ約１ｍ位。
庭の「埋石」は、わらを叩く石台。
※　古老の話によると、田字型以前は二間の家が多く、その後に増改築したりして広くしていったということである。

１．屋敷拓きと新築

(1)　屋敷拓きと石棒突き

宅地造成を「屋敷拓き」とか「地拓き」とも呼び、建築事は「造作」と呼んだ。「三隣亡」注1を最も忌み、建築にかかわる一切は「大安」の日を選んで行った。

建築には大工、左官、屋根葺き、建具屋がかかわった。その外に親戚や隣保班の人々や集落の人々など大勢の手を集めて幾日も要した。それぞれの専門別の職人が仕事始めの時と仕上げ完了の時には、特別に酒食を振舞い、一定の仕事が終わるまでは、午前と午後にそれぞれ湯茶と菓子などで接待した。その時の休憩を「タバコのみ」とも呼んだ。

宅地造成の作業はすべて手作業であった。道具は鶴嘴、前打ち、雁爪、土を入れて担うモッコやメゴ、カガイ、オオコ（天秤棒）等を使った。

「地ならし」（整地）が終わると、柱を立てる「すけ石」（土台石）の各箇所に栗石を石棒で突き入れてかためた。

石棒は径30㎝位で長さ１ｍ位の丸太か大きな丸形の石を何本もの縄で縛り、それに各引手の縄をゆわえて、全員が円陣を組んで引き上げてドスンと打ちおろす作業で、大変にめでたい基礎作業とされた。祝い節風の唄文句に合わせて調子をとりながら、右回りに回るのがしきたりだった。面白おかしく賑わっていた。完了すると大工の棟梁か誰かが神酒を供えたり、浄めの

注１　「三隣亡」（さんりんぼう）
この日建築すれば災害を起し、近隣３軒を亡ぼすといって忌む（広辞苑）

塩をまいたりした。現在の地鎮祭にあたるものである。

(2) 建ち家（棟上げ）

建築に関する仕事は殆ど部落内の大工に依頼するのが仁義（義理）とされていた。

「棟上げ」とは柱の荒組みを済ませて、家の中心をなす棟木を屋根に上げて取り付けることで、天候と吉日（大安）を慎重に選んだ。これを「建ち家」ともよんだ。

当時の建築用材は居住地に求め、杉、松を主材に山から伐り出して大工が殆ど加工した。柱は土台石に直接に立てたために湿気や虫害に弱かった。

上　棟　式

「棟上げ」が終わると床柱に祭神の仮棚を急拵えをして御幣と酒、米、魚かその干物、塩を供えて棟梁と建築主その他が一同に家内安全と繁栄を祈願した。棟梁は、

「天中地球千歳」と唱えて金槌で床柱の根元を3回叩き、次に「武運長久万歳祷」と唱えて5回叩き、最後に「我此土安隠永々祷」と唱えて7回叩いて御幣で払った。

ひとぎの餅（餅まき）

儀礼式が終わると弓に矢をつがえた物を2組作って、それぞれの矢を天と地に向けて棟木に取り付けた。一切の手数が終えると小餅や包み銭を一般の見物客に投げまいて祝った。これを「ひとぎの餅」と呼んだが、屋根の4角には大形の餅を供えて「角餅」と呼び、四方位に投げた。

家によっては、建築年月日や建築主名、大工名、家内の無病息災に因んだ祈願の文字ことばを記述した棟板を取り付けるところもあった。

次は祝宴である。当日行われるのを建家祝、完成して入居後に行う祝を「わたまし」と呼んでいる。

当日は急拵えの板間で行われる。上座から順に棟梁と大工、左官とそれ以下が続く。家主がそれぞれに相応の祝儀を贈り終わり、棟梁が謡3番をあげた後が祝宴である。家主も一応の挨拶を述べる。

棟梁が退席の際は特別に用意された米俵1俵に酒肴を添えて自宅に届けた。棟梁の家では弟子や知人等に酒肴を振る舞って内祝をした。

このように建築の完成までには多くの人手と日時と経費を要し、心労はとても大きかった。

現在は殆どが「業者請負い」や「建売り住宅」が多くなり大変な手間暇が省けるようになった。

(3) 屋根葺き

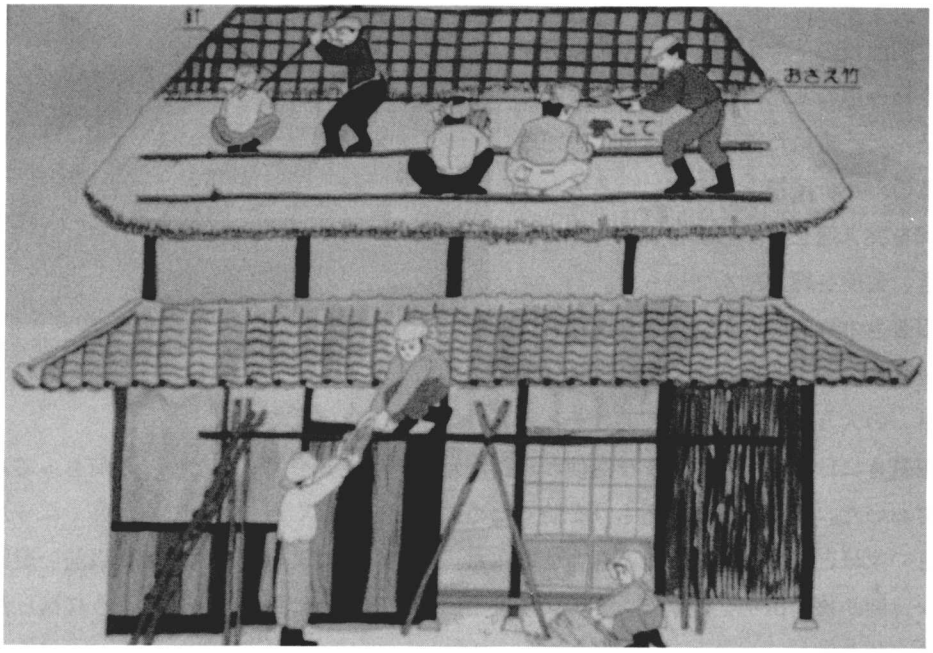

太良地区では昔、田・畑に麦を作っていたので、屋根葺きには、主に小麦わらを使っていました。

●下から上へ葺いていく。

●道木……すべらないように
●こて……麦わらをそろえる。
●おさえ竹…麦わらがとばないようしめつける。
●のぎこて…のきの麦わらを下から叩いてそろえる。

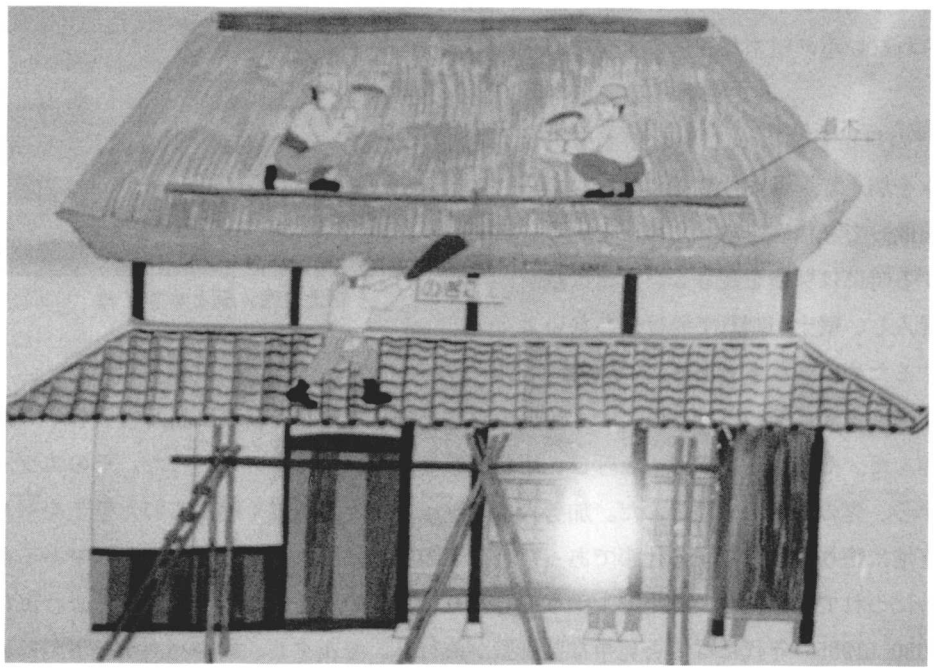

●上から下へ鎌（左鎌、右鎌）で雨水が落ちやすいように裏面を切る。

●針……なわを屋根うらに通しおさえ竹を結びつける。

藁葺き屋根は現在の瓦屋の形とは異なり、棟木や垂木の代わりに、太い猛宗竹を組んで藁屋根の下拵えをした。それに分厚く藁を積み重ねるために長い太竹を縦横に組み込んだ。重ねた藁の上から更に竹でおさえるのだが、屋根上と裏側にいる人が交互に縄を突き通しながら表と裏の竹で締めていき、要所を縄で結んでいった。

麦わら屋根の葺き替え

屋根葺きの専門職人が、大きな屋根葺き鎌で表面を手際よく切り揃えては、更に「ドンジリ」の大きなもので叩いて突きそろえる。見事なできばえである。

屋根葺きには萱や川岸のトキワも使われたが殆どが小麦藁を使ったために、前もって大量に貯えておいた。また藁葺きは雨もりを防ぐために勾配を大きくとったので棟が高くなった。だから広い家ほど屋根が高くなり不都合であった。古老の話によると「明治時代以前の農家は、殆どが二間か狭い田字型の家で、その後に家を広くするために瓦庇をつけるようになった」ということである。

(4) 壁塗り

現在では物置き小屋は勿論、家畜小屋にも見られない程の粗末な住居の土壁であった。

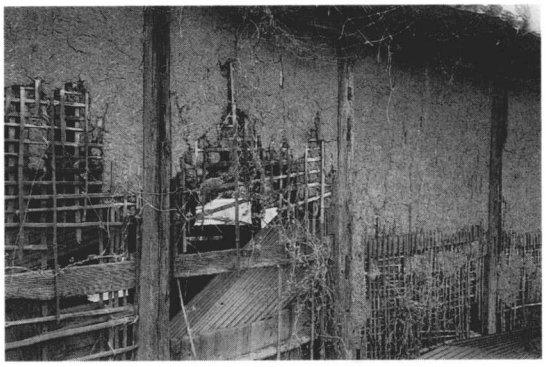

粘土（泥）壁とエツイ竹

左官の見積りによって予め赤土を寄せて、水を加えて一週間位放置した。ねまらせ（腐敗）て、粘性を増すためだという。使用する時には稲藁を長さ５、６㎝に裁断して混入し、壁土が割れて砕け落ちないようにするためのつなぎである。「すさ藁」といった。

壁土を塗る前にその下地として、２m位の真竹を割ってそれを縦横に組んで簀の子（網目）状に編んだ。それを「エツイ」と呼び、組む作業を「エツイカキ」といった。そのエツイの表と裏から、先の赤土を塗りこんだ。加勢人はエツイカキと万遍なく踏みこねた壁土を拳大に丸めて下地に塗りつけたりする仕事であった。普通の家壁はそれが乾くと仕上がりであるが、年がたつにつれて更に細かい壁土で上塗りをしたり、荒壁の上を板で覆ったりするようになった。

昭和30（1955）年代になると見事な装飾壁が流行し、モルタル、板やバスボードのはめ込み、布地張り、タイル張り等といろいろな工法や壁材が使われるようになった。

●ミミャー（見舞い）

新築、増改築、病気等に対するお見舞いである。

「建ちえミミャー」とか「造作ミミャー」といって周囲の人々は酒や野菜、魚などを贈っていた。祝宴に招待された場合は更に応分の祝儀として包金を贈った。

●ブンミャー（振る舞い）

物を介してのもてなし、接待のことである。

(5) 構造・設備

屋　　根

一直線になった直家（寄棟）が多く、庇や下屋のついていない二間、または田字型の四間造りが殆どであった。地主や医者、商家などにカギ家・曲家が見られた。普通家は天井の張り板もなくて、煤けた藁屋根裏が丸見えになり、風の日や夜寝ている時に煤が落ちてくることもあった。

広い土間とハンズガメ（水甕）設置

ハンズガメの水汲みは一家の主婦の大切な仕事であり、子供たちの手伝い仕事だったが、水道の普及で現在では見られない。

床の間と仏間（仏壇）

殆どの家に設けられており、それがある座敷には平素、家族の出入りを少なくして、客の接待やその寝室に当てていた。この習慣は現在も続いているようである。

便所と風呂

住家の外に造られ、特に風呂は藁屋の危険から遠くはなれて造った。俗に「尻ふき紙」といっているものは、新聞紙が使われるようになってからも、その後、長い間、縄やひもをまたぐ方法や稲わらをすぐった、俗に「ハカマ」という柔らかい部分を使ったり、粟苗を間引きして干したものやカンナの葉などを使ったりしていた所もあった。現在では、おとし紙は専用の巻紙やちり紙のほか、ぬるま湯による洗浄式も出はじめ、便槽も水洗式に改良されてきたし、洋式も普及してきた。

照　　明

明治初期までは菜種油による行灯やろうそくが使われたが、明治中期頃から石油ランプに変わった。ランプのガラスが煤煙で黒くすすけるためにそれを磨くのは子どもの仕事であった。

ランプ生活は長く続き町内に電灯が普及し始めたのは大正９年（1920）頃である。しかし、山間地方では昭和20年（1945）頃までランプ生活が続いた。電灯は一部屋に１灯宛であったが夜は殆ど家族が集まっている部屋だけ位を点灯し、外は努めて消していた。不透明の白色ガラスの笠の中央にある穴からソケットにねじ込む電球を使い、普通は16W(ワット)か40W位であったが、当時はとても明るく感じた。現在は殆ど丸形や棒状の蛍光灯が使用され、どの部屋にもコンセントが取り付けられて電気機器の使用も容易になり、屋内がとても明るくなった。

牛馬小屋

住居とは切り離して作られていた。臭いや蠅などの関係であろう。小屋には牛馬耕用具のほか、飼料その他も格納されていた。

屋敷内の祭神

一部の商家や或る民家では邸神(やしきがみ)を祭祀しているところもあった。一般の民家では殆どが、かまどの壁や柱に火の神の護符(ごふ)（荒神）を貼ったり井戸や水汲み川にも「水神」を祭ったりしていた。

２．現在の住宅

現在の住宅と比較すると、当時の不便さ不自由さは想像以上であろう。しかし、当時の人々は大勢の家族が狭い住居の中で、楽しい温かな家族関係を結んで明るい自由な生活を育んできたのであろう。現在の物質的な恩恵は数えきれない程である。

特に昭和30年（1955）代に入ってからは年々、住居の改築と改善が進んだ。

今までの広い庭を利用して、建坪(たてつぼ)が広くなり、広い土間に代わって、狭くはなったが美しい玄関となり、応接間や居間、食堂付台所など、生活機能にあわせた間取り部屋数も多くなった。部屋続きの台所や風呂、便所や水利施設その他が便利で衛生的となり、屋内中が明るい照明で満たされ、殆どが電気利用の機械器具である。冷蔵庫・テレビ・扇風機・冷暖房用クーラー・ストーブ・こたつ・洗濯機・電話等々、それらは枚挙(まいきょ)できない程で、これから先、頭と手をつかわないようになってしまうのではないかと思うほどである。燃料として欠かせなかった薪、木炭、石炭に代わって石油、プロパン、電気がふんだんに使われるようになった。

また建築用材には外国産も沢山利用され、鉄筋(てつきん)（鉄柱）やレンガ造りもみえ始めた。これから更にどの様に便利になるのだろうか予想もつかない現在である。

第二節　生活用品の購入と修理（行商）

Ⅰ　運搬と販売方法

藩政期当時の様子については、町内における文献や古老による話など、その資料は殆ど得ることはできない。既に述べたように太良町は地理的に交通不便なために長い間、他地域との交流も少ないまま、昭和時代を迎えた。その間、衣食住の殆どは自給自足で、地元生産の原材料を用いた。

これから述べることは、明治時代以降について、古老の話や直接そのことにかかわりのあった人の話をもとにしてまとめたものである。

昭和初期頃までは、日用品の販売店は大変少なく、例えば酒造業やそうめん製造業、屠畜場（とちく）、タバコや塩の販売店ができたのは明治の中期後である。呉服やその他の小売店は、明治末期から大正時代にかけて出来はじめてきたが、その店数や利用は大変少なくて、大衆生活的なものではなかった。従って主な日用品の購入や修理は、殆ど行商人や祭り等の市で求めた。

●行商人の出先

南は島原方面、諫早、湯江、小長井から、北は鳥栖、武雄、能古見、鹿島、浜からであった。町内地元の漁村や農山村からは魚介類や根菜類を担っての商いや修理屋などの呼びかけ行商が行われていた。

●運搬方法

大風呂敷包みを担いだり、柳行李（やなぎこうり）に入れて背負ったりしたが、材料や修理道具を箱に入れて担ぐ修理屋もいた。また竹編み籠のメゴや縄編み籠のカガイに入れて天秤棒で担ったり、遠方からの行商人は大八車（だいはちぐるま）（車力）や荷馬車に積んでくる者もいた。肩と背が最大の運搬力であり、しかも徒歩であった。現在では自家用車による一括購入や自宅配達のほか、遠地（現地）からの宅配便など、車社会の便利さがフルに活用されている。しかも日用品販売店が身近な所に沢山できたため、自由に選択しながら容易に入手できるようになった。

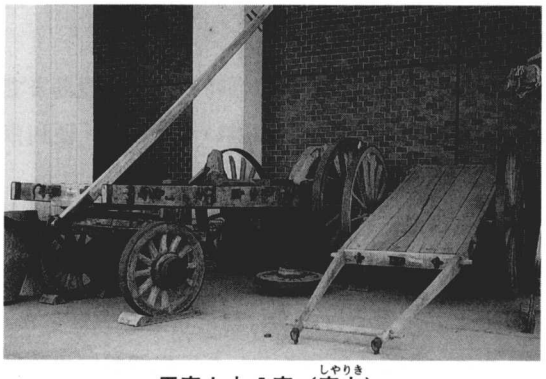

馬車と大八車（車力（しやりき））

●行程と販売方法

地元や近郊の商人は日帰りが多かったが、遠方からの商人は途中の町村で行商しながら、民家や木賃宿に宿泊しての「渡り行商人」もいた。販売は各部落内での呼びかけや戸別訪問をしたり、民家の庭先や広場、木陰などを借りての見世開き販売をした。限定品ではあるが居ながらにして購入できたし、しかも村内外の情報も聞けたり、世間話も交わされたりで大変に親しまれていた。

Ⅱ　行商のいろいろ

1．便利屋・便利車

●便　利　屋

大浦地区の竹崎からの商人と野上にいた商人は、諫早や鹿島方面に車をひいて仕入れに行って村内を行商したが、人々からの注文品も受けていた。野上の商人は10銭均一品の販売を主としたために「よろずや」と呼ばれていたが、人々は俗称「便利屋」とも呼んで親しんでいた。

●便　利　車

明治時代後期から大正、昭和初期にかけて通信と運搬を主とした車屋が多良と糸岐にそれぞれ１台計２台あった。車輪の幅は狭くて輪径は割に大きく、リヤカー程度のもので、車台や梶棒なども細材を使い１人の力で軽く引けるような２輪車である。朝７時頃に立って夕方帰るといった、多良～鹿島間を１日１往復の旅であった。

沿道の人々から送受を頼まれた。当時、既に村内に郵便局や薬局はあったが、急ぐ用件はこの車屋に依頼した。売薬店や家庭常備薬にない薬や良く効くという薬の購入や急ぐ手紙の発信等である。

料金を取るのであるが、当時の人々は鹿島までの用件が１日費やさないで居ながらにして済ませるので、大変喜ばれ、誰いうとなく「便利車」の名称となったと思われる。

2．行商品と修理

竹細工品を売る行商人は村内にも数人がいた。家内工業的にその専門職人が作って村内を回ったり、注文を受けたりした。**籾摺唐臼**や魚貝類を入れる**手提げテボ**、**籠**、**しょうけ**などである。しかし、年に１度位は武雄や能古見、鹿島方面からも行商にきた。当時は農作業用や炊事用としての器には竹製の籠類が多く用いられ、島原の**箕**売りも来た。能古見からは車力に**甚八笠**（筍皮製）を積んで売りにきていた。

電灯の普及が遅かった村内では、家庭用や漁船用の**角形ランプ**（ことぼし）や笠付きの**ホヤ**

ランプの使用が多くて、久留米のランプ行商人からよく買っていた。

山村からは**ショウガ**を、漁村からは**魚貝類**を売りに訪れていたが時には物々交換もみられた。浜や小長井方面から**塩鯨**、**塩イワシ**を売りにきていた。

食器等の焼き物は一般に**瀬戸物**（**御器**）と呼んでいた。それらの殆どは武雄方面からの行商人や地元の十夜市で入手していた。

鎌は村内の鍛冶屋や農業協同組合から求めたが大村・諫早・小長井・鹿島方面からも専門職人が売りに来ていた。

布地の**反物**売りは多良や糸岐の店から村内を行商に回っていたが、当時の農家では機織りによる自給自足の衣生活が多かった。

農作業用や生活日用々具としては竹かご製品の外に木製の**桶**や**樽**も多く用いられた。飯びつ・保存用器・水桶・肥桶・たらい等々である。これらを製造し販売する職人は村内にもいたが、島原や諫早方面からも荷馬車で行商に来ていた。

入れ薬（家庭常備薬）

現在でも地方によっては見られる古くからの行商品である。保健医療施設に不便だった当時は、殆どの家庭で救急用の常備薬として利用し「入れ薬」と呼んだ。鹿島の森田製薬会社や鳥栖の田代や富山から家庭常備薬配置員が定期的に戸別訪問した。脚絆に地下足袋でハッピ（法被）を着て、小形の柳行李に各種の薬を入れたものを段重ねにして、それを大風呂敷に包んで肩から背負って回った。目薬・ねり薬・滋養剤・風邪薬・腹薬・膏薬など多種にわたった。家庭の注文に応じて常備箱に入れて帰り、次回訪問の時に使用した分の薬代を清算して更に必要な薬品を補充していくのである。

これらの入れ薬は「越中富山のハンゴンタン」とか「オイッチニの薬」と呼ばれてなじまれていた。

●桶樽修理

生活に木製容器を多く利用した当時は修理も多かった。村内にはこれらの職人が割合に沢山いて、家庭で桶樽を製造し、合間には村内を修理に回り注文品も受けた。しかし、その後だんだんと浜方面からの行商人もふえた。

桶樽の底板や側板の緩みや割れ、外側を締めている竹輪の緩みや切断などの修理である。修理屋は、竹ひごをくるくると大きく巻輪にして束ねた物と、鋸、鉋、のみ、木槌などを入れた道具箱とを肩に担いで「桶の修理、桶の輪替え」と村内を呼びかけて回った。修理の依頼があると、庭先や木陰で修理を始めた。竹輪を締め込む木槌の音がトントンとこだました。桶樽修理人を俗に「桶タンさん」とも呼んで親しみ、近所の子ども達が群がって眺めたりした。

●下駄の歯替え

村内では昭和前期頃までは、草鞋(わらじ)と共に下駄が併用されたが雨天時には素足(すあし)歩きも見られた。既にゴム長靴はあったが高価なために使用は少なかった。それに代わるものとして、泥道でのぬかるみや泥水のはね返りを防ぐための高下駄の使用が目立った。それは経済的な面からである。

歯の取り替えができるように台の裏側は2枚の板歯をはめこむ溝がつけられ、そこに取り付けてあった。歯がすれて低くなったり，ゆるんだり欠けたりした時に、その板歯だけを修理屋が取り替えるのである。高さ約10㎝位の板歯であった。

「下駄の歯替えー」とふれながら回っていたが、牛皮製や布製の鼻緒も売っていた。修理箱の中には、替歯用の板片と鉋、鋸、金槌を入れて担いで回った。

●雨傘の修理

昭和20年頃までは甚八笠にまじって紙製の「番傘」や金骨(かなぼね)に布張りの「こうもり傘」が使用された。農作業には専ら「みの」を着用した。竹骨に柿渋や油脂ろうを塗った和紙張りの「番傘」は風や衝撃に弱いので、児童達の通学用として「こうもり傘」が普及していった。丈夫で便利そうな「こうもり傘」は、高価な物であった。そのために破損したり置き忘れてきたりすると親に厳しく叱られるので心を痛めたものである。

金骨製の傘の弱点は、曲がったり、かなめ元を合わせた所の細い針金の締め糸が切れることである。それを傘屋に修理してもらっていた。「こうもり傘の修繕」といってふれ歩いて回っていた。簡単な小型ペンチと金切鋏、木綿糸大の針金と替え骨を入れた小道具箱を担いでいた。現在考えてみると何とも簡単な小手先の小細工修理であるのだが、当時の家庭では中々できにくい専門技術であった。置き忘れたり使い捨てたりして、代替えを容易に購入できる現在と比べると隔世の感がある。

●鋳掛け屋(いかけ)

日用の鍋釜(なべかま)や小さな金物類の修理を専門とする職人である。手作業用の農機具類は地元の鍛冶屋でも修理したり、注文品を製作したりした。

手押しふいごを使ってコークスや木炭の火をおこし、ハンダごてを焼いてハンダで修理したり、少し大きな穴は、ふせ当て用の板金（トタン、ブリキ）を切りぬいて当てて繕った。

手押しふいごの音のリズムの面白さから、子ども達は「プースータンコ」とか「プースどん」と呼び、周囲に集まって腰をおろし、修理屋の手際のよさに感じ入って、面白そうに見ていることが多かった。

3．十夜市、その他

当夜は多良糸岐・誓願寺の「十夜講」から始まったといわれる。十夜講の参詣人達を対象として、誓願寺の広場に「夜店」が集まった。

古い伝統をもつ行商人等による出店である。現在の栄町の裏通りにあたり、通称西町通りの民家の軒先を利用して両側に露天商が並んだ。通路も狭くなる程にふさがり、臨時灯は煌々（こうこう）と照らされて（カーバイトのガス灯）、町内各地から買物客や見物客が集まり、アセチレンガスが立ちこめた。

昭和10年（1935）頃までは多良に商店も商品も少なく、家庭における必需品は、行商人による外、年に１度のこの市を利用して買う習慣であり、この日まで待つことが多かった。

店は陶器類、金物類、玩具、小間物類、食器類と種々雑多で、明治末期から大正時代にかけては、陶器商の茶碗の競（せ）り売りや食品業者のバナナの叩き売りが最も人気者であった。

●そ　の　他

日用品の購入は、竹崎の六日市や村内の主な寺祭り行事に集まった露天商からも求めていた。また竹崎や道越地区では、船によって湯江・諫早・島原・大牟田（おおむた）・柳川・四ツ山方面での購入も一部あっていたそうである。

現在は商店も商品も身近な所にあふれていて、歳時に伴っていろいろな大売り出しも頻繁に行われている。町内でも役場の構内広場を利用して「ふるさと祭り、文化祭」が賑やかに催されるようになった。森林組合による月例の「山彦市（やまびこいち）」も開かれている。

以上、日用品の購入について古い時代から述べたが、人々はひとつの用具や品物を幾通りにも工夫して活用し、物の命の限り大切に使用した。生活用品の購入までには多くの人々の苦労と協力を要した。だから当時の人々は、不自由の中での満足の喜びを知っていたことであろう。また売る人と買う人との間にも心温まる人情味があふれていたように思われる。その情景は現在の豊かさとは異った生活詩のゆたかさが感じられる。

店舗の専門化、大型化、総合商品販売の一方では使い捨てという風潮が盛んになってきたことは、何ともやりきれない気持ちがする。

第二章　行事・風俗

概　　説

古来、人々が一定の範囲の地区に（集落、町村など）住んできた同族などの血縁的、地縁的な集団は、衣食住の生活が習慣化していく中で、一族一門や地域集団の安全と繁栄を願い、或いは感謝を捧げてきた。つまり神を祭祀し、その祭事、風習は次第に社会集団行事の主体をなすようになった。

従って年中行事の中で重要な位置、役割を占めてきたのは祭りである。それは毎年定まった時期に慣例として長い間、繰り返し行われてきたもので「歳事」とも呼ばれる。

本来、「年中行事（歳事）」とは、宮中で行われる行事または儀式をさしていたが、集落が形成されるようになって、民間の行事も広く年中行事と呼ぶようになった。

町内における年中行事や風俗には、全国各地域に共通したものやその集落、地域にだけ残っているものもある。しかもその中には先祖代々継承されてきた長い歴史的な行事もある。例えば正月や盆、五節句等である。

しかし、これらの殆どは、宗教に関係した祭礼や祈禱などの儀式的性格のものと、農事に関係するもの、更に民間信仰や生活協同慣習の中から自然に発生したものなど様々である。

本章ではこれらを「冠・婚・葬・祭」の4分野に整理し、「年中行事」はそれらを一括して四季別、月別に祭の項で列挙することにした。

第一節　宗　　教

あらまし

人間は常に自分の生命の安全と子孫の繁栄を祈り、心の安らぎと幸せを得ようとして、神、仏、絶対者、超越者を認めてそれを信頼し、感謝し、畏敬し、崇拝し信仰してきた。即ち宗教である。

原始時代は、その狩りょうや農耕に直接のかかわりを持つ天地自然（地水火風や日月星）や多霊力を恐懼畏敬（きょうく　いけい）の対象とした。

民族統治後は上代神やその皇孫、或いは統治領主等の人間を祭祀し、民族の祖先として感謝し敬崇してきた。しかし、上代神に関する祭祀は天皇家が専らこれにあたり、庶民の関知するところではなかった。

儒教渡来や仏教伝来以後は、日本古来の民族宗教である神道と外来宗教といわれる日本仏教とが融合して神仏混淆（神仏習合）し、寺社一体となっての信仰が行われてきた。

しかし、明治維新の神仏分離と第２次世界大戦後の信教の自由政策は、宗教界に大きな変革をもたらした。こうした歴史的な流れの中で、日本の生活文化の発展の中枢は、仏教文化と僧徒の活躍によるところが大きかった。そのことは日本文化のふるさとといわれている奈良、京都の数知れぬ神社仏閣や全国津々浦々に至るまで建立されている大小様々の社寺によっても推察できるものである。

我が太良町においてさえ、寺社の数60余に及び、民間信仰として祭祀されたものを含めると相当数にのぼる。

Ⅰ　神社と神道

あらまし

代表的な世界３大宗教といわれるものは、仏教、キリスト教、イスラム教である。日本の神道は、日本民族や国民だけが信じている宗教で、血縁や地縁的なつながりをもつ日本民族固有の伝統的宗教である。従って「神道」は日本古来の思想、信仰、風俗を外来の宗教（仏教やキリスト教等）と区別するために用いられた語である。

本来、教祖や教義はなく、上代の自然や祖先、多霊力に感謝畏敬し崇拝して、「まじない」等によって神意を知ろうとするものから発達したものである。それには祭祀や儀礼が重視され、血縁、地縁、或いは民族としての共同体の利益や救済が優先された。その場として建立されたのが神社である。

神道は、仏教、儒教さらに陰陽道[注1]や五行説[注2]などの影響をうけて各種の神道説を生じ、皇室神道、神社神道、教派神道、民間神道に４大別されるが、我々庶民における中心は、神社神道である。

太良町内の神社の祭神は上代における人間神が殆どである。ここに祖先崇拝があるといわれる神道の本質があると思われる。

庶民に敬神崇祖の道を教え広めたのは、中世に発達した神道の一派である「両部神道」[注3]を立てた僧徒によって始まったことらしいことは史学者のいうところで、つまり「神仏一致」の考え方である。

その後、我が国における神仏和合（混淆）として日本固有の文化を発展させてきたのである

注１　古代中国の陰陽五行説に基づいて天文、暦数、卜筮、相地などをあつかう術。
注２　中国古来の哲理にいう、天地の間に循環流行して停息しない木、火、土、金、水の五つの元気。不物組成の元素とする。
注３　両部神道……密教と結びついて展開した神道説で、神仏習合思想の主流ともいえる。

が、明治期になって政府は、神道を超宗教の立場におき、神社は国家の宗祀として祭祀を国家中心で行うように教派神道の独立は勅裁をもってした。即ち神仏分離である。(明治元年、1868年に祭政一致、神祇官再興の布告)。しかし、昭和20年（1945）の敗戦処理で占領軍は日本人の精神革命を求め、信教の自由という名のもとに民族のよりどころである敬神崇祖の念を骨抜きにし、神道は国家管理からはなれて、他宗と同じ立場をとるようになった。即ち、政治行政による神事の関与は禁止され、家族制度までが破壊されてしまった。そのためか近年は集落の氏神（神社）や霊場などが敬遠されるようになり、心をなくした日本人ということが言われるようになった。

1．神社と氏神

●**敬神崇祖の**発想を受けて、それが次第に一定の範囲の地域に住んでいる地縁による集団が、その祭神として本社や本宮の分霊を受けて大小の神社を建立した。町内各集落にある氏神としての神社である。

伊勢皇大神宮は皇孫を祀る日本民族の氏神であり、全国のそれぞれの社宮の本社本元でもある。

奈良時代の初めに藤原一門の氏神として春日神社を建立し、源氏は八幡宮を氏神とした。それぞれの分霊を全国いたるところに祭って氏族の繁栄と団結を誇示した。太良町にもその系譜の氏神がいくつかある。このように同族の血縁的なつながりとしての氏神信仰は、時代と共に変わって、その土地の神が氏神になったり、故郷の氏神の外に、他地に住めば在住地の神社を氏神とするようになった。

このような神社氏神の外に色々な神々が町内にも祀られているが、これらも含めて次第に氏神と呼ぶようになった。俗にいう「お宮」さん、「明神」さん、「八幡」さん、「鎮守」さま、「権現」さん、「じゃみ神」さんなどの愛称で親しんできた氏神の祭神は、それぞれ異った神々である。

●**神仏和合（混淆）と神仏分離**

幕末の頃までは、神仏一致の説によって神仏を同じ場所に祭り区分をしなかった。これは仏が衆生を救済するために仮の姿の神となり出現しているという説によるもので、権現や明神と呼ばれるようになり、町内にも幾つかある。

例えば太良嶽大権現社と金泉寺、白山大権現社と竹崎観世音寺の同居がみられたのも神仏習合によるものである。

明治元年の「神仏分離」が法制化されてから、神と仏が神社と寺にそれぞれ分離祭祀されるようになり、全国の神社には国家的性格を与え、国教のような待遇を受けるようになり、全国民がいろいろな形で神事に参加するようになった。

●格　　式

村の氏神は最も一般的な信仰で一村一社が普通である。村とは集落をさすが、幕末後に郷社、村社など行政区毎に各集落での格式がつけられ、郷社は産土神、村社は氏神であると明示した。明治政府は更に神社の由来等によって、国幣社と官幣社のそれぞれに大、中、小社を設け皇大神宮は最高の別格社とした。

明治４年（1871）に糸岐村の荒穂神社は郷社に、伊福の戸口神社・多良村の川上神社・大浦村の諏訪神社・田古里村の浅間神社がそれぞれ村社に格付けされた。集落の氏神社は無格社であっても地域的要素が強い産土神と鎮守も含めて崇めてきた。

日本宗教の中で特別の格式と待遇を与えられ、全国民的な祭祀を受けてきた神社神道も、昭和20年（1945）の「信教の自由」という法のもとに神道にまつわる殆どの制度がなくなった。そのためか近年は歌碑や記念碑、顕彰碑などの個人崇拝がもてはやされてきたようである。

●合祀（寄せ神・寄せ仏）

２つ以上の神霊または仏霊を１箇所（または一社）に合わせまつることを合祀というが、「寄せ宮」とか「寄せ神」とも呼ばれる。

大浦神社、太良嶽神社、野上の住吉神社、田古里の八坂神社などにみられる。

このことは、戦後庶民の墓地管理にも現れてきた。土葬から火葬に代わり、個人墓石から家族代々の遺骨収納をする寄せ墓に変わり、更に境内に納骨堂を作って安置するように変わりかけてきた。

このように神も仏も一箇所に寄せられて、神社、仏閣、墓地など独特の伝統や趣が次第に消えていく。

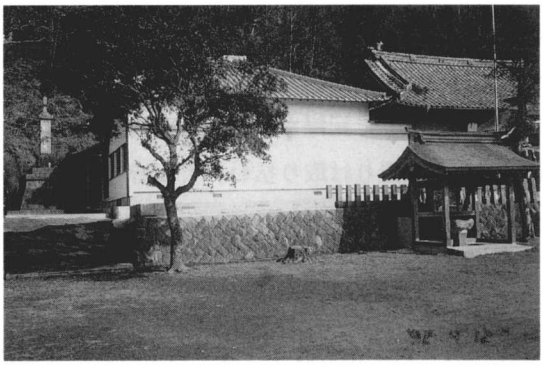

大浦神社と慰霊塔、舞台

●大 浦 神 社

昭和27年（1952）に里の諏訪神社と今里の浅間神社、亀の浦の熊野神社の分霊を統合し、大浦地区出身戦没者靖国の霊を合祀して亀の浦の日当に建立した。

大浦神社拝殿

●太良嶽神社

昭和46年（1971）に多良の川上神社と糸岐の荒穂神社、多良岳山頂の太良嶽大権現

社を統合して油津海岸埋立地に建立した。

太良嶽神社と境内

●住吉神社

通称「お観音さん」と呼んで親しまれ、野上集落の西端高台にある。堂の正面には観音像が、堂裏の小さな祠には住吉神社の御神体がある。その近くのカシの大木の根元には太良岳の分霊という石碑2個がある。少し離れた所にも数個の石碑が並んでいる。散在していた集落内の神仏をここに寄せて祀っている。

このことについて当地の杉田与四郎（明治36年生1903）は次のように語っている。

「今から80年程前（明治末期）烏賊浮（字地名）に在った弘法さんと区の中央にあった地蔵さんと野中官六の裏の観音さんを現在地住吉神社・太良嶽神社分身の所へ移して寄せ仏さんにした」と。

●竹崎山略記（竹崎観世音寺所蔵）の記録（寛政9年（1797））によると、竹崎には氏神として観音堂と並立して「白山大権現」が第2次大戦後まで在った。略記には、

「白山大権現は竹崎の氏神。五尺四面の神殿には天照大神、愛宕権現を安置し、二間に三間の拝殿がある」と記録されている。観音堂と10m位隔てて建立されていた。現在はこの神社建築様式の権現造りは取り払われて観音寺の護摩堂に変わっている。

2．祭り田と氏子

「まつりごと」が行政を意味するように、氏神の祭りは集落にとって重要な年中行事であり、生活の重要な役割を果たしてきた。

氏神は大抵、集落の中心地か集落を見下ろす高台に在って神木が社を囲んでいる。部落では祇園さん、権現さん等の愛称で親しんできた。ふだんは子ども達の格好の遊び場となったり、夏休みには子ども達が年齢の上下を問わず集まって学習の場になったりした。大人達にとっては、「篭」の場であり、懇親会場ともなった。霊場であると共に部落のあらゆる行事の集合所的役割も果たしていた。生活共同の場としての機能も大いに果たしていたのである。

●祭り神事としては、田植え後の豊穣祈願、虫追い、雨乞い、部落によっては夏の千灯籠祭り、秋の収穫後に新穂を供えての五穀豊穣の感謝祭（供日）等である。個人的には、新築や出産日晴れ、病気快復等の祈願を行った。

神事には日本文化の原型があり、庶民が客を接待するのと同じような感覚がある。掃き清め、

祭壇には神饌（神酒や五穀、餅）を供え、玉串を奉じて２礼２拍手１礼をもって拝礼し祈願する。神道共通の神事である。

●**奉納歌舞**は、神楽だけが共通で、他はそれぞれの氏神に由緒と伝統のある芸能を奉納する。町内では宮相撲や浮立（普通は太鼓、鐘、笛）が奉納された。

また祭りには、出店なども並んで他の催し物と共に賑やかであったが、近年では殆ど神事も一部の人々によってなされてきており、うらさびしくなってきた。

●**氏子と祭り田**

氏神の維持管理や祭礼の取りしきりは、氏神にゆかりのある血縁者（一家一門）やその地に居住する地縁者の殆どすべてによって行われてきた。こうした人々を氏子と呼び、仏教寺院では檀家と呼んでいる。つまり神社が守ってくれる範囲に生まれた者、居住する者、祖先を同じくする者などをを氏子と呼んでいる。従って我々は知ると知らざるとに関係なく、皇太神宮とそれにかかわる神社に対して、全国民がその氏子とされていた。（現在はこの制度はなくなっている）。

氏神祭りは、こうしたその地域氏子集団（氏子中）のすべてによる祭りで、実行の中心となるものは代表であったり、長であったり、或いは輪番者であったりした。しかし明治政府になってからは、神社の社格によって専従の神職（神主）を配置するようになった。

祭り田とは神饌として供える稲を作る水田のことである。町内にも部落によってそれがあった。その水田や神社境内等の地権は神社ないしは神主の名義となっていた。例えば或る部落の氏神や天神宮の境内は、それを統合管理する神職の名義である。祭り田を有する部落では、氏子代表の数人によって耕作させていた。秋の収穫が終わると、新穂を供え、神主を招いて神事を行った。神事の後、祭り田耕作の氏子は神饌を神主の神社に届けたり、代表者の家に集まって食事を共にしていた。しかし、1945年後の宗教改革や農地開放などによって、祭り田の地権はその耕作者であった小作人に譲渡された。

その後の神事は大変に簡素になったり、中止されたりしてさびしくなった。

ともあれ、神社に対する熱狂的なかつての信仰がエネルギー源となり、日本の精神文化を築き上げ、今日までの歴史的な偉業をもたらして来たのではないだろうか。

Ⅱ　寺院と仏教

あらまし

●**仏教の原点**はインドの釈尊によってＢ．Ｃ５世紀の中頃に成立したもので仏陀の教えを根本としており、日本固有の民族宗教である神道とはその本質を異にしている。民族、国籍、階級、

性別の枠を越えた個人の救済、現世利益を本質とする。つまり最高の人格者（仏）を目ざすために、安心立命、幸福実現のための方法と実践の両面の教えが仏道である。

また日本人にとっては神社神道とはちがって仏教は外来宗教である。

●古代（大和、奈良、平安時代）

6世紀の中頃に日本に伝来した仏教は、諸豪族に支持され、特に聖徳太子の仏教興隆策によって、その地歩は次第に固められた。つまり、国家と強く結びつくようになり、推古天皇（593～628）の時代には、殆ど国教の形をとるようにまでなった。古代日本仏教は鎮護国家の役割をにない、国家の繁栄や五穀豊穣、皇室の安泰を祈るのが主な機能だった。

奈良時代になると祈禱などを主としたものの外に、南都六宗（三輪・法相（ほっそう）・華厳（けごん）・律（りつ）・成実（じょうじつ）・倶舎（くしゃ））のような学派的仏教も盛んに行われるようになった。奈良、平安時代の仏教開花によって、その後の日本生活文化の発展の中枢は仏教文化と僧徒の活躍によるところが大きかった。

●鎌倉時代

その後、鎌倉時代にかけて浄土宗、真宗、日蓮宗などの宗派が生まれ、主に武家や農民の信仰の主位を占めるようになり、時には、時の政権の加護（かご）も受けて政治にもかかわってきた。

●江戸時代

仏教は、幕府の種々の保護政策によって国教の地位を保つようになったが、次第に信仰としての生彩は失われていき、檀家（だんか）制度のもとでの葬式や法要、布施などに安住するようになった。今日いわれるところの葬式仏教となっていくゆえんである。

1．寺請（てらうけ）制度（檀徒制）と庶民

徳川時代になってキリスト教が厳しく禁止されると、それに伴って保護政策も強くなされ国教の地位を占めるようになった。

キリシタン禁制のための宗教政策の一つに「寺請制度」がある。「宗門改め」とか「檀徒制」とも呼ばれていた。領民のすべてに寺の檀家であることを証明をさせるための制度で、現在の戸籍届のようなことを寺に行わせた。「寺請け証文」は、身分証明書の役割をもたせ旅行や移住にもそれが必要であった。

また寺の格式（寺格）を定めるための「本末制度」を定めた。これは仏教勢力の統制のためで、各宗派毎に本山と末寺の関係を制度化し、各宗の本山に絶対的権限を与えて末寺を管理させた。

当時の諫早領主は、早くからキリスト教の侵入防止策として領内に真宗寺院建立を奨励した。真宗の教義は平易で庶民の心に触れ易いために帰依（きえ）者が多かった。

太良町内における寺院の殆どは、秀吉のキリスト教布教禁止後の建立である。中でも真宗寺は7箇寺で最も多く、次いで浄土宗の2箇寺である。竹崎の観世音寺の創建は最も古く709年であって勅願寺として格式の高い真言宗寺である。領主の代参や寄進もあっていたが、檀家はなくて専ら国家鎮護や諸祈禱を中心とし、布教によって信者をつくってきた。

2．明治時代以後の宗教改革

仏教伝来以来、神仏一致、神仏混淆によって平和の中に育んできた神社神道と寺院仏教とは、明治新政府になって最大災厄の大騒動に遭遇した。つまり千数百年来の間、未だかつてない最大の法難であった。それは次のようである。

「神仏分離、廃仏毀釈」の布告や運動である。明治元年（1868）から3年（1870）にかけての太政官令や大教宣布の詔である。「神（道）儒（教）仏（教）3教の中において唯一神道を以て政治の基礎となす」の御趣旨によって、仏教家に与えられた宗門改め（寺請制度）の特権は勿論、神道優遇と共に与えられていた物質上、名誉上、権力上の一切の保護援助はすべて払拭された。また幕府による保護や規制も当然失われ、各宗派はそれぞれ独自の運営をすればよいことになったが、当時までの「檀徒制度」や「本末制度」は、大抵の宗派でそのまま形が残され、現在でもそのならわしは希薄とはいえ影が続いている。戸籍法は明治4年に制定され、寺請け証文に代わるものとして現在行われている。

さらに、昭和20年（1945）の敗戦による占領政策にもとづく「信教の自由」によって、寺と檀家との深い絆はうすくなってきている。

3．寺のしきたりと庶民生活

寺と檀家との制度的な関係は、明治時代に解消されたものの、現在でもなお世俗的なしきたりとなって残っている。それは葬式や法要、墓地管理等の関係によるものである。

本来、寺とは仏を安置し、僧侶が読経し、庶民に仏道を説法する場である。つまり、僧侶は庶民救済のための布教や説法が義務であったが、寺請制度によって檀家（寺子）が定着すると、寺の経済や維持管理は檀徒の代表によって決められてきた。

●仏事と庶民生活

寺と個人檀家との生活関係は、葬式や年忌法要の外、盆祭りや彼岸祭りなどにおける訪問読経である。また寺院行事としての宗門別の彼岸会、施餓鬼、十夜御正忌等を通しての檀家の参詣と説法、「後祭り」などによる触れ合いである。竹崎観世音寺では、「鬼祭り」や「キュウリ封じ」、「流れ潅頂」などの祈禱行事である。

このようにして寺と檀家との深い結びつきは、昭和20年（1945）後の宗教改革を機に次第に

崇祖の念も薄れていき、檀家の寺ばなれがみられるようになった。一沫のわびしさを覚える昨今である。

Ⅲ　民間信仰

1．祭神と祭り

民間信仰とは、一般に精霊崇拝、自然崇拝など「原始信仰」をさすが、町内ではそれほど多くないようである。これらの祭神は不明なものが殆どで、例えば山や水や木などの精霊を崇拝し、自然に対する畏敬と感謝のためと守護を祈っての崇拝であるように思われる。しかもそれらは職業にゆかりのあるものや邸宅に関するものなど様々である。**日神**や**三夜の月**、**龍宮**さん、**龍神**さんは雨や風をつかさどる神として漁業関係者や農民の雨乞いの時の神である。**船霊**は船の航海安全と子孫繁栄のために船室に祀られることが多い。**川神**や**山の神**はその川や山を支配し、それにかかわる人々を守護する神とされている。この外に**薮神**や**海の神**、**田の神**、**垣安神（埴安神）**などがみられる。また**馬頭観音**は馬の安全や無病を祈る神として農・山道などであちこちに見られる。**牛頭天王**は祇園さんに祀られていることがあるが、祭神は不明である。

民間信仰とはいえないが、一般の家庭では、宗派の門徒寺による信仰や神社信仰の外にも、いろいろな神仏を合祀または信仰しているところもかなり多い。実に多信仰でもある。

恵比須・大黒さん、各種の観音さん、地蔵さん、稲荷さん、太子（聖徳太子）、八天さん、水神さん、その他いろいろな護符や祈禱などの神札などである。かまどには荒神さんといって、塩や米を供えたりするところもある。しかし、これらの神仏の中には仏教に説かれた神仏や神道に由来するものも多いようである。

恵比須・大黒神や地蔵さんを祭祀している所ではそれにゆかりのある人々や集落によって祭りを行っているところも見られる。

また町内の殆どの各部落に観音堂や地蔵尊堂があるのは、幕藩時代に天災や流行病が続いたときに、その平安を祈願するため、藩主や領主が祭祀を奨励したことにも関係があるのだと思われる。

2．講（信仰・互助）

「講」というのは、仏教講説の集会や集団であるが一般には、信仰や経済的相互扶助などの集団グループを意味している。

●信仰に関するもの

浄土真宗の**報恩講**がある。大祭の御正忌と関連的に行われており、信者が集まって信仰話な

どを済ませた後にその家で交歓茶会を催したりしている。

太子講は建築業者の大工仲間が年2回集まって、建築を広めたとされる聖徳太子を崇めた後、いろいろな協議を行ってから懇親会をもっている。

三夜待ちは、三夜の月を信仰するものであるが、現在では交際仲間達の定例の懇親会みたいになってきている。

●相互扶助に関するもの

一般に広く行われたのが**頼母子講**(たのもし)で、別名では「無尽(むじん)講」ともいわれるものである。普通は、入講仲間が定例日に会合を開いて、一定期間金銭を出し合うのであるが、その共同出資した金を入用したい者達が、幾らかの利息を見込んでそれぞれ入札して、高利の者がそれを借用する仕組みである。それ以前に借用した者達による利息のすべてはその時の落札者のものとなる。

講には、利用する目的によって名称や出資金額を決めたり、現金のかわりに出資する農産物名を講の名称にしたりした。その場合は、落札した者が、集まった品（小豆や麦）を売って現金に換え、必要な物を購入した。また珍しいものとして労力を提供しあう講もみられた。それらの主なものは次の通りである。

ふすま講、たたみ講、小豆講、米講、麦講、寺講、拓(ひら)き講、千人講、塔石講、自転車講などである。

これらの講は、現在の各種金融機関の融資や積み立て、月賦販売の原形をなすものであろう。

しかし、講の人数が増加し、それと共に他地域への移転者や死亡者によるいろいろな欠陥が生じ、金融機関としての役目が、かえって庶民を泣かせる結果となって、次第に姿を消していった。

第二節　冠婚葬祭（人の一生）

概　　説

人の一世一代は出生に始まって死亡葬送に終わる。それは人生にとって最も荘厳(そうごん)であり厳粛(げんしゅく)である。その人の生涯やあらゆる歴史の出来事は誕生と葬送の間に現われる。従って人類のすべては、誕生を最高の祝事とし、死亡を最大の忌事として悲しむ。人々はこの生と死の間の種々の冠婚葬祭におけるいろいろな習俗を作り出し、その祝祭を生きていることの証として、更に生活の中での連帯と協同も築かれてきた。また一方においては、個人としての自分の成長をいかに多くの周囲の人々が喜び、期待をされているかを自覚して、有意義に人生を生きなければならないのである。

Ⅰ　冠

1．出生（出産）と慶事

●帯　当　て

受胎して１個の生命体が宿ることを人々は、「神からのお授かり」といって一家一族を挙げて喜び、妊婦は生活のあらゆる場で温かく見守られた。５日めの戌の日には「帯当て」といって、産婆を招いて「岩田帯」を腹部に巻いてもらい、産婆に赤飯の祝膳を振舞った。岩田帯の片隅には「戌」の文字を印した。これは犬の出産が容易であるからという言い伝えによるものである。母親や姑は出産に備えて産衣やおしめを作り始めたものである。現在では市販の腹帯など一切の品々が取り揃えられている。

腹帯は胎児によって自分の腹がゆるんで形くずれがしないように、また胎児が成長しすぎないようにとだけ考える婦人もいるが、懐妊の自覚と胎児の保護も大切な役目のひとつである。

●臨月と出産

出産間近になると妊婦はその生家にもどり、母がその世話に当たった。出産の予定日が近づくと特に生活の過労を避けるのであるが、生活が厳しかった農漁村では、出産の兆候があるまで働くことも珍しくなかった。陣痛が始まると家族の者が産婆に知らせに走った。産婆の中には暦を繰りながら月齢によって潮の干満時刻を調べて「満ち潮までにはまだ時間があるから」といってゆっくりする者もいた。自宅では産湯を釜で沸かしたり、たらいの準備その他、とてもせわしくてそわそわした。

出産の年が丙午であったり、妊婦が33歳の厄年であったりすることを大変に忌みた。

また男女の双児の場合は、女児を他家に一時預けたりするところもあった。

●名付けと床上げ

産後の７日めに「お七夜」といって産婆や親戚を招いて祝膳を交え「命名」をして披露した。親戚や知人から出産に対する贈物をしてもらったところには、その返礼として「命名」札を添えて内祝品を配った。

またこの日に健康な産婦は床上げといって起き立って軽い家事を手伝い始める者もいた。

●日　晴　れ

「宮詣り」ともいわれる。男児出生の場合は出産から30日めか31日めで、女児の場合は33日めであるが、地方によって少しずれがあるようである。日晴れ当日は、子どもに晴れ衣を着せかけ、姑か母親が付き添って氏神や寺院など、日頃ゆかりのあるところに参詣して、日晴れに至るまでの感謝とこれからの成長と幸せを祈願した。

2．育児・成長と慶事

(1) 育児中の祝

●向替り（周期）

「むこいづき」ともいっているが初誕生日のことである。大きな紅白の餅を拵えて、その上を草鞋ばきで初誕生児に踏ませた。そして成人してからどんな職を身につけていくかを占うために、筆やそろばんや大工用具、物さし等を並べて、その子がどれを先に取るかで占ったりした。

「踏み餅」は切り分けて内祝品などに添えて親戚に配った。餅のようにねばり強い人に育つようにとか、余所に行かないようにねばりつけるという言い伝えがある。ひたむきな親の願いであろう。

●初　節　句

女児は3月3日の「桃の節句」（雛祭り）で、男児は5月5日の「端午の節句」（重五の節句・菖蒲の節句）である。いずれも初誕生日を迎える年の最初の節句を主に祝っている。

雛祭りには、人形と嫁入り調度の玩具を飾り、桃の花や白餅、ひし餅などを供えて将来の幸福を祈る祝事で縁故者を招いて行った。桃の花の咲く4月3日に行うところもある。

端午の節句は、男の子の出世を願い健康と尚武を祈る祝事である。単に「鯉のぼり」といったりする。（尚武－菖蒲）

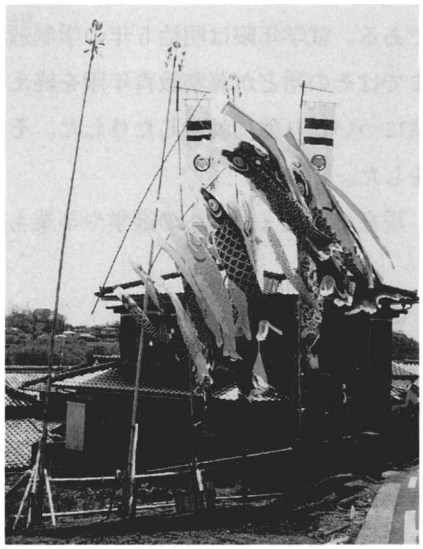

端午の節句の鯉のぼり

それらの祝いに相応しい滝上りの鯉幟をあげたり、武者人形や幟、風車などを飾って菖蒲酒や粽を供えたりして、縁故者と祝膳を交えて祝った。菖蒲の葉を刀剣に見たて、それを頭や腹に巻いたり、菖蒲湯の風呂を立てたり、男の武事を尊び出世するように尚武にあやかった菖蒲づくめの祝事である。もともと上流の貴族社会から武家、そして庶民へと広まったものである。

●帯　解　き

生後2年目の誕生日の祝事である。

ひとつ身の着物から三つ身、四つ身の着物にかえて、付け紐をとって帯を締めてやることで

ある。つまり乳児から幼児になる通過儀礼のようなものであって、現在ではおむつがとれて保育園、幼稚園へと入園する喜びに似たものであろう。日常に着物をきて生活していた時代の祝事であった。

●七、五、三

奇数は古来から吉数とされた。七、五、三の年齢に当たる兄弟児を伴ってのお宮詣りで、「稚子(ちご)祭り」なども行われるところもある。

11月15日の祭事で、男子は3歳と5歳、女子は3歳と7歳とにあたる年の子どもが着飾っての参詣である。

●初　　潮

赤飯をたいて喜び祝う。

●入学・卒業・就職

初めて公教育を受けるようになった学齢児をもつ家族にとっては、待ちに待った大きな喜びである。就学年限は明治5年の学制頒布(はんぷ)以来、多少の変遷はあったが、昭和20年（1945）代頃まではその殆どが義務教育年限を終えると、卒業と同時に青年としての仲間入りをしたり、家業についたり他に就職したりした。その節目としての入学、卒業、就職には、ことのほか祝いをした。

現在の高校・大学への進学や卒業もまた、こうした喜びとひとしくするものである。

(2) 成人の祝

●元服式・徴兵検査・成人式

その時代社会において公的な成人として認めた人生の節目の儀礼式ともいえるものである。

奈良・平安時代の男子は12歳から16歳の頃に成人したしるしに服を改め、髪を結い冠を初めてつけて挙式した。江戸時代には結婚した女は眉をそり、歯を染めて丸まげ髪を結った。一般に元服式と呼んだ。

明治6年（1873）1月10日に布告された徴兵令から昭和20年（1945）8月の第2次世界大戦終結まで課された国民男子皆兵(かいへい)の義務があった。一定期間の兵役に対しての適否を検査して合否を決定し、採用するための男子満20歳の「徴兵検査」があった。この検査を迎えるまでは、酒やタバコも禁じられていた。

当時は、徴兵検査で不合格になると男子としての価値を低く見る風潮が強かったので、男子は合格することに面目をかけていた。

第2次大戦後は、1月15日を「成人の日」として国が祝日を制定した。過去1年間に満20歳

を迎えた青年男女を町の中央公民館に招いて、祝福、激励の式典を行っているが、町外就職者の帰省などの都合上、太良町では1月4日に行われている。

(3) 厄年（厄除け）・年祝（長寿祝）

●厄年（厄除）

「陰陽道」によるもので、人の一生のうち特に災難にあいやすい年齢として、忌み慎まなければならないとする年周りのことである。

男は25、42、60歳。女は19、33、49歳とされているが、中でも男42歳と女33歳は大厄の年とされている。土地によっては9の数のつく年を苦として忌むところや魔の数といわれる7の倍数の年齢を忌む人もいる。

厄年に当たる人は、厄入りする年の正月二十日または旧暦の正月に餅をついて供え、神酒をいただくなどして2回の正月を迎えたことにして年齢を1歳だけ取り増したことにする。神仏や吉凶事に関する年齢は数え年、つまり出生日を1歳と数えての年齢である。このように仮に増し年をするための物事を俗に「年取り直し」と呼んでいる。この外に神社や寺に祈願してお祓いを受けたりして厄難をさけようとする。また厄年や厄晴れ（厄明け）の年には縁故者と祝いを交えたりすることもある。

●年祝（長寿祝）

還暦は60歳、古稀70歳、喜寿77歳、傘寿80歳、米寿88歳、卒寿90歳、白寿99歳、茶寿108歳、皇寿111歳、である。

町内一般に行われているのは、還暦、喜寿、米寿が多い。それから後の年祝については、町内においては殆ど耳にしたことがない。しかし年祝事は別にして、90歳を越える長寿者が町内にもふえてきていることは誠に喜びにたえないことである。

還暦を「本卦がえり」とも呼ぶ。干支の十干十二支の組み合わせによるもので、生まれ年の干支と同一の干支の年に再び巡りあうのは60周年毎にもどってくることになる。従って60年めを最初の長寿祝いとしている。親戚や知人から赤い衣類を贈ってもらって身に着けて祝い、これを機会に隠居する習慣があった。赤のじゅばんに赤帽子、赤兵児で身を装って赤子に生まれかわるのだともいわれている。

喜寿は「喜」の字を草書では「𦍒」（七十七）と書き、「米」は筆順によると「八十八」と縦書きすることをあてたものであるといわれている。現在では共に日本人の男と女の平均寿命に近い年齢だが、人生50年といわれていた当時の人々にとっては、大変な長寿として喜ばれたものである。

Ⅱ　婚

1．結婚式（人前式）

人前結婚式とは現在行われている神（仏）前結婚式に対比する語である。これから述べることは、昭和20年（1945）前後頃まで町内一般で行われていた結婚式にかかわるしきたりである。

(1)　家族制度時代の頃の結婚式

昭和22年（1947）に現在の憲法が施行されるようになったその前後の頃までの結婚式についてのことである。当時の社会では家門が重視され、その「戸主」の権限は家族の中で最(もつと)も強かった。だから結婚は身分や財産や家柄（家門）等の均衡(きんこう)が、結婚の要素として大きく影響した。さらに結婚する当人同志の意志よりも親の意志が強くはたらいた。また交通不便による生活地域圏の限定は一層、結婚の範囲を狭くもしたのである。こうした時代的な社会の背景によって、同じ集落内における結婚や近親結婚、許嫁(いいなづけ)結婚、養子縁組も多くみられた。

結婚式についての仲人(なこうど)の占める位置は大変大きく、夫婦の盃事は仲人が式場の上座中央（床(とこ)柱(ばしら)）に座してつかさどった。戸籍への入籍届にも仲人の印鑑(いんかん)を要したほどであり、現在における形式的なしきたりによる仲人とは本質を異にした。

●口　聞　き

「下聞き」ともいわれる。姉妹や知人達をつかって、先方の意向をさぐり、息子（婿）に内意を伝えてから、互いに下見をする。決心がつくと次に移る。

●嫁乞いと仲人

交渉を円滑に進め、なお断りにくくするために、名主(なぬし)や長老などを仲人として正式に申し入れをするが、他に補助役として「徳利(とつくり)持ち」を頼んだ。

嫁の親や親戚の代表者達が寄って談議(だんぎ)するが、良い縁談であっても儀礼的にひととおりは断ったり、或は条件を良くするために勿体(もつたい)をつけたり、かけ引きをしたりして、何度も交渉に通わせることもあった。その度毎に酒を持参して嫁乞いに訪れた。

●「担(かた)め嫁御」（盗み嫁御）

交渉がまとまらない時は、友達の若者を頼んで娘を強引に連れだし、否応なしに連れ去るのである。これを担め嫁御（または担げ嫁御）と呼んでいた。前もって娘に耳打ちして、親の留守の時や待ち合わせる時と場を決めておき、依頼された若者と落ち合ってみんなで連れ出し、婿方の家に連れてくる。娘の親はあきらめてしまうよりは仕方がないという不文律があった。

大正初期頃まで続いたが町内でも行われている。

慶応元年（1865）４月13日の諫早の下目付へ、大浦村の横目利蔵から、おっとい（盗み）嫁御事件の口達が届けられたという記録がある。

『諫早家古文書』の記録による、『諫早史談第20号野中素の発表』では、田古里村の鹿穴（小字地）での出来事で、その結果は田古里川附近での殺人事件となり、文化13年（1818）長崎奉行所から「よめぬすみ禁止令」が出たと記録されている。

●固め（済み酒・済み樽）

先方から承諾の意があると「一生一代（いっしょういちだい）」という意味から「１升１鯛」の品をお礼として贈る。婚約を整えた証となるもので、貰われる方では、樽開きといって近親者を招いて、小宴を開く。これは他からの縁談が起こらないように社会に対して娘の縁談が決まったことを公表したもので、嫁御の通告ともいうものであろう。

●結　　納

取り込みが良いという意から酉（とり）の日や大安、友引きなどを吉日として選び、午前中に結納を取り交わす。仲人夫婦、両親、近親者代表、婿が揃って持参するが、その数は５人、７人などの奇数を縁起良しとした。結納品は酒や鯛と共に「紋付（もんつ）き」と「帯」、それに祝いにちなんだ野菜類も添えた。嫁方からは羽織り袴を贈り返した。当日は嫁方で仲人と婿方をもてなし、更に日を改めて隣保（りんぽ）の人を招いて「結納開き」（おちゃびらき）をするところもあった。ともかく結納の取り交わしを通して嫁方の主だった親戚との近づきもでき、いよいよ本式への諸準備に忙しくなる。

双方の都合や本式までの期間が長い場合によっては、「仮祝言」または「歩みぞめ」といって夫婦、親子盃事によってお互いが両家への出入りや寝泊まりを認めるという方法がとられたり、仮祝言だけですべてを終わったりするところもあった。

●青年わかれ（娘わかれ）

青年仲間入りをしていた者は、仲間との組織離れを公表する意味から、小宴をもつ者もいた。

●婿　入　り

式当日は、婿方から嫁の方へ酒肴、白麻等を贈る。定刻頃になると婿は親戚代表の連れと仲人に伴われて嫁方に赴く。嫁の家で相応のもてなしがあって、それが終わろうとする頃合をみて、婿は一応外に出る。間もなくして再び表口から入って嫁の両親に挨拶する。女の両親はこの時に始めて婿を見たり、婿もまたこの日まで女の顔を見たことがなかったりする場合も昔は多かった。見合いなどもとより行われなかったからである。この婿入りは嫁入りの本式の当日に行われることもあったが、通常２、３日を隔てて行われていた。

●輿入れ（嫁入り）

門　　出

本式当日、嫁の家では別れの盃を近親者や友人その他の者に出して小宴を開く。嫁の盃をいただくのである。嫁入り定刻頃になると一切の準備を終わって祖先の仏前に礼拝して後、父母や家族に別れの涙の挨拶をする。

「つんなみ嫁御」といって小間使いの娘御を伴って家を出る。仲人夫婦は既に家に来ていて、夫人が嫁を案内して婿の家に赴く。

嫁入り道具

現在と異ったところは、長持ちやたらいがあったことである。これらと共に取揃えられた道具に酒肴を添え、荷送りを依頼された若者が親戚達の中にまじり行列を作って道中に祝いの唄を歌いながら婿の家に向かった。

釜ふたかぶせ

仲人夫人に手を引かれて婿方の家の戸口敷居をまたいで越そうとする時に、それを待ち受けていた人が、嫁の頭上に左手で平釜の網代蓋か麦稈蓋巻を差し出して定まり文句を唱えるのである。

「釜ふたかぶせ」を依頼される人は、祖父母、父母、子夫婦の3代夫婦揃った者で、その中の年長者か父である。次は釜ふたかぶせの口上句である。

「ちょっと待った嫁御殿、雨垂超えて閾超えて、庭中通って釜の前、南無三宝大荒神御免、親に孝行子に孝行、姑兄弟睦じく、夫婦の仲はもとよりのこと、鶴は千年亀万年、浦島太郎は八百年、こなたの嫁御は五百八十年、おめでとう、おめでとう…」

口上が終わると釜ふたを右手に大飯杓子でバタバタと3度叩いてから嫁を家の内に入れる。

この風習は当時の佐賀藩諫早領におけるものである。

●夫　婦　盃

これは、別室か座敷で厳粛に行われる。嫁が正座につくと、仲人は婿を案内して嫁と向かい側にすわらせる。雌蝶と雄蝶をあしらった銚子で、三段重盃で夫婦契りの「三三九度」の盃事を行う。上段の盃は嫁より始めて婿に差し出し、嫁は婿より受けて納める。二段目は婿より始めて嫁へと差し出し、三段めの盃まで交わして納めるのは、現在も同じである。

●本式（本客）

座敷と続き間の間仕切りをとってふた間を開け広げての大広間で行われることが普通である。客間は清掃され慶祝に因む掛物、生花、床置物等が飾られた。

席順は嫁方、婿方ともに親縁の近い順に年令や身分など配慮して座席を決めたが、当時は向き合っての二列座席が普通であり、そのために縁故者の多い場合は2日間にわたって行われることが多かった。

酒宴の順序は一般に次のようであった。

1．茶。2．菓子。3．盃と銚子。ここで親同士、親と子、参席者と嫁婿の相互の盃事。4．本膳。5．茶。暫く休憩。6．吸物、引盃。7．子盃、高台の取り肴、銚子。ここで嫁方と婿方の親戚同士の盃事。8．重引。始めに上席より引盃に酌み、次は末席より酌む。9．会食膳。婿方の親戚内から接待に出る。10．三つ入り子盃、寿賀台、銚子。こんどは嫁がでて盃事を行う。11．祝謡三番。高砂（たかさご）、四海波、鶴亀。12．祝宴。13．わらじ酒。客の帰りを木戸口で待ち、婿方の家人は酒を盃に酌んで最後までよろこびを重ねて送り出す。

現在のように記念の引出物はなく、本膳の残り物を菓で作った苞（つと）に入れて持ち帰った。

現在とくらべると誠に盃事や本式膳の形式のわずらわしいことであるが、当時はそれらを間違えたり、もてなしに不行届（ふゆきとど）きがあると、親戚筋から物言いが出たり喧嘩になったりすることも珍しくはなかった。

●披　露　宴

本式は近い親戚筋合いや主賓（ひん）によって行われるが、それにもれた以下一同を、その翌日に招いて、宴席が持たれることが多かった。

●茶振舞（ちゃぶんみぁ）

隣近所の婦人客の小宴で、「女茶講」と呼ぶところもあった。嫁の面（つら）見せ挨拶みたいなものである。

●里帰り（三つ目）

3日めに夫婦揃って土産を携え、嫁の家に挨拶に行く。里帰りが済んでから、姑は、嫁を連れて親戚を訪問し、茶包みなどの簡単な品を差し出して廻礼をする。

●初入り（初正月）

結婚後の始めての正月には婿方から一斗餅（約15kg）をお年玉として携えるが、それに金品を添えることもあった。また仲人や親戚を訪ねて贈物をする。仲人には、その後3年間ぐらいお中元やお歳暮を贈る慣習がある。

2．現代の結婚式（神・仏前式）と改善運動

前記のように、仲人を保証人としての人前結婚式は、その前後の諸準備に多くの人々の加勢と日時を要した。しかも形式、内容の繁雑さや出費など、親元や新家庭ともに重圧がかかり、楽しく祝うべき新婚生活に何となくすっきりしない負担感がつきまとうことも中にはあった。また結婚式以外の物事についても当時は、親戚その他からのいろいろな拘束（こうそく）や制約を強く受け

たりすることもあり、人間関係のわずらわしさも多かった。しかし、見方を変えると、日常生活において強い絆(きずな)の人間関係、人情の結びつきがあったことも事実である。

第2次世界大戦後の経済不況と民主化という社会情勢の中で、公民館活動の一環として「生活改善・結婚改善運動」が強く推し進められながら今日に至った。当時は軍隊からの復員青年や未婚女性も多く、結婚改善運動は急務であり多くの関心を集めた。

煤(すす)けきった家庭での挙式を行わずに、神聖な神前挙式で新しくスタートする新夫婦の前途を祈り、神助の下に豊かな生活の道を拓(ひら)かすべきだということで、神前結婚式が次第に増加し、やがて仏前結婚式も普及するようになった。結婚に神主がでるようになったのは明治時代以降で、地方ではごく最近からである。

神前や仏前での挙式の中では、神前式が多く行われている。社宮や披露宴の別室における神式は殆ど共通で、両家の代表が両側に並び、神前正面に新郎と新婦が揃って位置し、その後背に仲人夫婦が見守る。神式に従って玉串奉奠(ほうてん)、祝詞(のりと)、誓詞朗読、三三九度盃、お祓い、指輪交換、親戚との盃事などが行われる。式終了後に親戚同士の紹介をしてから披露宴会場に向かう。

以前とくらべると挙式の違いの外にもいろいろと簡略化された点がある。

自宅以外の会場での祝宴。立場の異った客を一会場で同時に済ませる。また本式までの各段階は勿論、本式の形式内容に至るまで簡略となった。中でも一会場に両家が出会って一日で済ませることが多くなったことは大きな改善であろう。

更に個人と個人の意志にもとづく結びつきは結婚の大きな改革ともいえるものである。

結婚改善運動もいち時期は普及したものの日本経済の高度成長につれて派手さを増してきた。接待客は150人前後が普通となり、祝膳も豪華となった。引出物も高価品となり、新婚旅行に外地へ行くのも珍しいことではなくなった。自由で平和な経済大国と自認さえするようになった日本の現状を謳歌(おうか)しているようにも思われる。

ただ一つだけ言えることは、日本文化として継承されてきた盃事や、結婚式での形式内容が、簡略化されていく中で、民俗的な原形は残っているのではないだろうか。

Ⅲ　葬

あらまし

本来、仏式も神式も死者の一族縁者が集まり、死者を安泰たらしめようと、いろいろな方法によって手厚く埋葬された。その墓地は山・海の眺めのよい土地を墓所としたが、これは死者を景勝の地に永眠させ、その慰霊、供養の孝心からである。

太良町では古くから多くの仏教寺院が創建され、中でも真宗寺が多かったために、一部を除いて殆ど仏式による葬式であった。僧侶が葬式の専従者となったのは、寺請(てらうけ)制度（檀家制度）によるもので、そのことは前に述べてきた。当時からの墓地は、集落所有の墓地や各宗派寺の

境内墓地に埋葬することが多かった。中でも寺の境内墓地に檀家の墓を設けたのは、一家一門の本家や位牌(いはい)の継承、さらに当時の墓制などとの関係があったようである。

町内において、近頃では神道による葬式も見られるようになったが、民間の葬式に神主が参加するようになったのは大正末から昭和初めの頃からである。仏式葬送に類した形での神式葬送も行われるようになり、その後は次第に種々の形式が生まれてきて神葬、仏葬のそれぞれが、およそ一定した葬法となってきた。

1．仏葬（仏式）

●昔の記録によれば

1．入　棺　式

「　家に死亡者ありたるときは家人又は血縁の者は死者を洗ひ然る後、頭部を剃髪して棺に納む、僧も亦かみそりを取って、「おこぞり」を行ひ仏前に端座して読経す。読経終われば悲歎の内に出棺し途中行列をなして墓地に到る。」

2．埋　棺　式

「　棺、墓地に到着すれば僧侶は棺前に立って読経を始め、読経終われば棺前近く進みて「引導(いんどう)」を渡す。それより家族親戚は近親のものより、順次焼香をなし惜別の涙にくれつつ埋棺を終わる。」

と記されてあるが、現在では時代の変化と共に、昔の風習も次第に変わってきているので、ここでは現状を詳細にとどめることにしたい。

●死亡通知

死亡があると隣保班の誰かが、近隣にこれを知らせるか、親戚の人が既にそこにいる時は、その人が相談の相手になる人に知らせる。死者の家に集まった人達によって、「訃(ふ)」を知らせるべき間柄を調べて、その人達に通知する。近距離の家には、必ず2人ずつが同行して口頭で伝え、夜間は道の明暗にかかわらず提灯をさげていく。これには他人が行くことになっていた。この通知を「たよりつけ」とか、「とうりゃつけ」という。訃報を受けた人は直ちに馳せ集まって弔詞を述べる。これを「くやみ」という。

●通　　夜

普通は親戚一同で遺体を弔って香華をたき、一夜を明かしてから翌日に葬式をするが、近親

者が遠くにいたり、式日の縁起（干支）が特に悪い時（友引きの時など）には日延べすることもある。

死者の枕辺で通夜をするのは、魔性を持つといわれる烏や猫や狐等が死体をとび越えると、その魔力で死者がよび覚まされて動き回ったり、空中にさまよったりすることがあるので、動物が近寄らないように不寝番をするのだという言い伝えがある。

通夜の晩は、たよりを受けた僧侶が家に来て「枕経（まくらぎょう）」を読む。それが終わると茶菓が配られ、更に深夜には、親族知人から贈られた「眼覚まし」としての飲食物が振舞われる。

●葬式の準備

家族と主な親族は協議して、葬式当日の日程を定めて、玄関に「忌中」と書いた貼紙（はりがみ）と共に葬式についての日時や場所を掲示する。隣保班では棺やその他の葬具一切の製作や親族弔問者への食事炊き出しなどを引受けて分担して行う。墓の穴掘りは経験者に依頼する。

棺は寝棺や坐棺（居棺）があり坐棺は丸（まる）棺、四方棺、六方棺があって土葬には都合のよい坐棺が多く用いられた。入棺は亡者の「剃髪（ていはつ）と湯灌（ゆかん）」をすませ、「死出装束」をさせてから納めた。

この前に隣保班の加勢人達で、死亡診断書、死亡届、埋葬願い（現在では火葬願いも）を出すなどの手続きなども済ませる。

火葬が法定化してからは、棺も寝棺になってしまい、さらに亡者の身を清める湯灌も少なくなってアルコール拭きになってきた。

近頃では葬具屋の利用が普及してきたために、葬式事の万端を引き受けてくれるので、大変便利になってきた反面、祭壇その他が華美になり、それだけに費用もかさむようになってきた。

●葬　　式

檀家寺の僧侶が来て、「戒名（かいみょう）」を板書きして位牌として供え、進行係りが居る場合はそれによって開始される。読経が始まり、ひと通りが終わると喪主をはじめ、近親者の順に焼香があり、その後に参列者の代表が続き、多い時は参会者に焼香炉（しょうこうろ）を回すこともある。さらに弔辞が述べられたり弔電の披露や親族代表か喪主または代人が謝辞を述べて終わる。

出棺に先だって最後に亡者との袂別（けつべつ）として、死顔を拝みながら生花や亡者ゆかりの品を傍らに各人が納めてから、近親者の手によって石を槌にして棺の締釘を打ちしめる。出棺時の位牌は長男または後継者が持ち、遺影（写真）やその他も家族が分け持って棺に続く。棺は墓所まで縁故者によって担ぎこまれ、そこで墓穴の側に安置して読経があって後、埋葬に移るが、火葬に代わってからは、車数台で火葬場に行ってから最後の読経とお別れの後に火葬する。

●埋　　葬

以前から火葬も行われてはいたが、町内では伝染病死以外は土葬が殆どであった。土葬の際

は個々の墓穴に埋葬されたが、火葬の場合は暫くは骨箱を自宅仏壇に祭り、墓地への納骨の際は僧侶を招いて読経してもらってから納骨する。納骨は普通は四十九日後が多い。

●跡　祭　り

喪主は亡者の冥福のために49日まで仏事を行う。これを「跡祭り」という。出棺後、家では位牌を安置し香華、灯明、水、仏飯等を供えて厚く祭る。葬式を済ませた当夜は近親者や世話人と会食をし、七日毎の茶講の施主の割付け等が相談される。しかし、生活改善運動の推進によって茶講を一回だけに止めたり、五つ七日の35日で止めたりするなどの「切り上げ茶講」をするところもみられるようになった。

三日詣り

死亡後の3日め又は会葬帰りの当日、檀家寺に血縁者の数名が参詣することを3日詣りとかお礼詣りという。寺ではその人達に食事を供するが参詣者は、布施、永代祠堂料、その他記念品等を寄進する。

●茶　　講

僧を招いて冥福読経を行う。初七日、ふた七日、三七日…7回めの七日が7、7、四十九日のお礼法要だが、現在では、切り上げた何回めかの茶講日に四十九日法要を行うところがふえてきた。こうして行う茶講は、当番茶講組にあたった縁故者が、近所や親戚からの茶講参詣人をあらかじめ予測して、費用を出し合って茶菓の準備をする。

参詣人は重箱に供養米を入れて持参し、帰りには重箱に茶菓を入れて帰った。

形見配り

「形見分け」ともいう。近親又は縁故者に衣類その他、亡者の遺品を記念として贈る。

四十九日（法要）

仏式によるすべての法要は、普通11時頃から開始される。案内を受けた人は、「御仏前」として包み金を持参し仏前に差し出す。

僧侶の読経に続いて説教があり、その後に配膳となる。献立は魚や肉類をさけるのが仏式による精進料理であったが、近頃は形をかえた生ぐさ料理（かまぼこ等）が出されるようになったし、引出物まで添えられるようになった。以前は膳物の残りを重箱に入れて持ち帰っていたのだが、祭事も派手になってきた。49日後は毎月の命日に墓詣りしていた。

●祭　　礼

初　盆　会

死後の最初に迎える盂蘭盆は13日から盆祭り入りを行う。戸口に精霊の「迎え提灯」をかかげ、仏前は縁故者から贈られた香華や提灯、果物、菓子等供えて飾る。部落の殆どの家からは御仏前としてお金包みや供物が贈られるが、お返しとして茶菓子袋を差し出す。盆の15日には檀家寺の僧侶を招いて読経が行われ、近親者にも食事が提供された。

四十九日の法要の後の祭礼としては、**百ケ日祭、一周忌（1年め）祭、三年忌、七年忌、十三年忌、十七年忌、二十五年忌、三十三年忌、五十年忌**がある。五十年忌祭りは、精進料理をなくして、お祝いの意も含めながら、盛大に行われる。仏意によると亡者が再誕するといわれていて、その五十年忌以後は法要としては普通の家では行わない。親の五十年忌祭を子が行うことは、珍しいこととされている。

2．神　　葬

●死亡の時

命が終われば髪を整え、白布を敷き上座に北を枕にし、面に白布を覆い、身に新衣を着せて屏風（びょうぶ）を立て、机を設けて洗水、米、塩等を供え夜は灯を点じて親族で通夜する。

●準　　備

先ず葬送の日を定めて、各所へ通知や届けや認可願等をするのは仏式と同じである。産土（うぶすな）神社に訃告し、その身分に応じて斂具（れんぐ）祭具（さいぐ）の製作を依頼し、墓所を定め、衣服を縫う。喪服は絁（あしぎ）衣（ぬい）の狩衣（かりぎ）上に小忌を着す。途中、わら沓、白杖をつく。婦人は髪を下げ、白衣に綿帽子を用いる。

●入　　棺

沐浴（もくよく）は行わないが面を拭き、髪をさばいて新衣を着せて入棺する。

●葬　　送

神職が霊前に献饌（けんせん）し、斉主が出棺発葬の祝詞（のりと）を告げる。次に祭官、喪主以下が順に玉串を献じて出棺となる。門庭に庭燎（ていりょう）注を焚く。

●跡　祭　り

出棺してから室内を清め、祭場を設け、霊牌を直し、祭官や親族が家に帰ってから帰家祭を

注　庭でたくかがり火。

行う。死後50日間は日々、酒饌を供え、十日、二十日、三十日、四十日には小祭りを行う。五十日目に大祭を行う。百日祭に墓碑を建てる。その後は、5年め毎に四十年まで大祭を行い、毎年生辰には小祭を行う。

霊碑は角柱に台板を取り付ける。表には官位、姓名及び神霊を書く。但し婦人は何子、刀自。老年の男には翁、女には姥。幼児は童子、童女と書く。裏には死亡年月日と年令を書く。

これは仏式の卒塔婆(そとば)や墓碑にあたるものである。

葬式の祭礼には、神式では魚類を使用する。

●神式の祭礼

家に祭壇を整え、案内して集まった親戚や知人の前で神職が祭礼を行う。

祭礼の順序は、修祓(しゅうばつ)、献饌(けんせん)、祝詞(のりと)奏上、玉串奉奠(てん)、撤饌(てつせん)。祭典が終われば饗(きょう)膳が出る。列席者一同は撤下された神酒をいただく。また饌は海の幸、山の幸を用いる。その他、列席者の作法は仏式とほぼ同じである。

V　祭（年中行事）

あらまし

年中行事の由来や意義については、既に第2章の概説で述べた。

日本の国土は、四季の移り変わりがはっきりしているので、生活や産業、風俗も季節によって折り目、切れ目があり段落がつけられて、それが長い間に繰り返されて行事となり、季節を示すアクセントにもなった。真冬の「正月祭り」と真夏の「盂蘭盆会」（夏祭り）の2つに区分し、両者を対称的に見る考えが基礎になっている。これらの行事の内容をみると、我が国固有のもの、外国から伝来したもの、宗教的なもの、農業的なもの、民間による自然発生によるもの、季節的なものなど、いろいろなものがあるが、はっきりと区分しにくいものもある。

ここでは、それを季節別、暦順に列挙することにした。更に詳しい行事内容については、本編の「第2節冠婚葬祭」や「宗教編」なども参照されたい。

1．五　節　句

これは殆ど全国的な年祭行事である。江戸幕府が五節句を現代の祝祭日のように定めたからである。節句というのは、節供から来たことばで、季節の変わり目を祝う日に供える供御(くご)－食物の敬称の意である。

1月7日　人日

元日から3日間を「松の内」といっているが、3日から7日までの間に親類、縁者の間で互いに年賀に行き交う。前年に結婚したものは夫婦揃って嫁の里に年賀に行き1泊して帰った。「初入り」ともいう。お年賀のしるしに餅と塩魚を持参した。町内ではこの日を「七日正月」とも呼んで部落内では早朝から「おねぶ」（鬼火）を焚いて正月行事をこの日までとしている。また「七草がゆ」を作って食べる家庭もある。

3月3日　桃の節句

女の子はすべて3月3日に、男の子は5月5日にそれぞれ集団で祝い、個人毎の誕生祝いはしていなかった。飾り具は現在は市販の陳列ケース入りが流行しているけれども、祭事の内容は昔とは殆ど変わっていないようである。桃の花の開花時期などから4月3日に行うことが多くなってきた。よもぎ餅（フツ餅）やハギナの和え物を作ったりする家が次第に少なくなってきた。

5月5日　端午の節句（Ⅰ．冠、育児と成長参照）

7月7日　七夕

中国から伝来した風習に、日本固有の信仰とが合体して七夕になったもので、童謡でも親しまれる。五色の短冊に願い事を書いてその成就を祈念する。男竹の枝にいろいろな折紙細工品もあわせてつるした。七月末に七夕送り（流し）をした。

家庭では、まんじゅ葉（サンキラ）を使って米粉、小麦粉の饅頭を作って供えたりした。

9月9日　くんち（供日）

中国では、九は陽の数で、めでたい九が二つ重なる月日にあたるので「重陽の節句」といって祝った。日本では「菊の節句」とも呼ばれている。菊の日がなまってキクンチ…クンチになったといわれるが、外に宮日、供日と書いて、「くんち」と読んでいる。もともと秋の収穫を感謝して、それを供える祭神行事である。

町内では集落の氏神の祭りとして、それぞれの氏子中によって祭事が行われる。多良地方では格式の高かった氏神社の御神体を近くの別の社に移すことを「おくだり」と呼んで、そこで1泊し、翌日再び元の社におもどりになる「おのぼり」行事が行われる。大浦地方ではおのぼり、おくだりはない。宮相撲や浮立が奉納されたが、現在では浮立だけとなり、町中を奉賀巡回する。また出店も多くて以前は大変に賑わった。各家庭では、甘酒や「いもんこ煮しめ」などを作って親戚や知人達相互で「くんち振舞い」をして、とても楽しんだものである。

2．年中行事

(1) 春の行事

3月3日　**桃の節句**　ひな祭り、五節句の1

3．23頃　**彼岸会・春ごもり**、墓参、仏教寺祭り

4月8日　**潅仏祭**　仏教寺の甘茶祭り

4．20　**春の大祭**　大浦神社、太良獄神社

4．21　**お大師さん祭り**、

弘法大師の大祭、弘法さん祭りといって参詣者に茶菓を接待。以前は演芸会、相撲等で賑わったところもあった。

5月～日　**町民体育大会**　4月末から5月初め頃

5．5　**端午の節句**　鯉のぼり、菖蒲祭、五節句の1

5．5　**流れ潅頂**　竹崎観世音寺による神の祭りで、船団によるパレードを行っての豊漁と安全、繁栄の祈願祭

5．8　**茶前しきり卯月8日**

陰暦による卯月（5月）をさす。茶摘み前に父兄を招く。

農繁期に入り、万事を忘れて専念するために、父兄に疎略にならないようにご馳走をして、その非礼を謝する。

(2) 夏の行事

地区や集落毎に行われることの多い夏祭り行事は、日取りがまちまちであるものが多い。

6月・日　**田祈祷・さなぼり**

田植え終了後に氏神に豊作祈願を行うために酒肴を持参して社に集まる。田植えの労をねぎらう祭りでもあり、各農家では内祝いなどする。さなぼり饅頭やボタ餅を作ってねぎらう。

7月・日　**虫追い（虫払い）**

害虫駆除のために松明（たいまつ）行列を行って、夏の虫を火に集める。

7．7　**七夕祭り**

五節句の1．8月に行われるときもある。

8月・日　**千灯籠祭り**

主に大浦地方に多い祭りで、部落の氏神や観音さん、弘法さん、龍宮などに沢山の提灯をつりかざしての祭り

8．　**祇園さん祭り**

京都の八坂神社の分霊を祀った氏神の祭り。

8．　**龍宮祭り**

漁業関係者の豊漁と安全祈願祭

8．　**川祭り（川の神棚祭り）**

生活用水、排水として利用する川を清掃して神酒、塩、米などを供える。主として婦女子の祭り

8．　**施餓鬼**

禅宗、浄土宗の門徒だけによる大祭で年に4回行われる。

8．15　**盂蘭盆会（中元）・盆おどり**

（宗教の項を参照）元来は中国の道教説に基づく上元（1月15日）、中元（7月15日）、下元（10月15日）を三元として祝う風習が仏教の盂蘭盆会と結合したもので、無事を祝い、平常世話になっている人に贈り物をする習慣ができたものを中元といっている。盂蘭盆会も7月15日だった。町内の商店では「中元大売り出し」や町あげての「盆おどり」が行われる。

16日は地獄の釜のふたが開くといって農漁村のすべてが仕事を休んでゆっくりしたが、現在もその習慣は残っている。

(3) 秋の行事

9月9日　**供日（宮日）**

五節句の1．町内でも地方によって異っているが、10月から11月にかけて行われることが多く、主に稲の収穫との関係もあった。昔は多良供日、糸岐供日は、特に賑やかで、伊福地区の戸口神社はこれらとは別に行われていた。

現在は大浦神社と太良獄神社を中心に行われている。

9．23　**蕪田の泥餅つき**

伝統ある奇習として有名であり、郷土芸能でもある。

9．20頃　**秋の彼岸会**

当時の若い男女にとって説教は社会教育、修養の場であり、さらに親交の場ともなって賑わった。

10月10日　**亥の子祭り**

旧暦10月の最初の亥の日である。農家では、餅やボタ餅を拵えて祭った。現在は国民の体育の日としての祝日で、各地で体育の諸行事が行われている。11月20日に亥の子祭りをする所もある。

10. 20　**恵比須祭り**

稲作農家の祭りで、餅や魚を供える。本年の稲の収穫を終えて恵比須神がお帰りになるので感謝をして祭る。

来年１月20日に再び訪れるのである。

11月３日　**ふるさと祭り・文化祭**

平成３年（1991）に既に20回めを迎えた全町あげての祭り。３日間にわたる祭典で、文化連盟の各部の公開発表－舞踊・音楽・謡曲・茶道・生花・盆栽等々や、また役場敷地内での商工会関係の出店や催し物で大変な賑わいである。農産物品評会、即売会も行われる。

11. 15　**七五三祭り・お日まち**

お日まちは、餅をついて日の出を拝み、秋の日天に収穫の感謝をする。七五三は、「Ⅰ、冠」の項参照。お日まちは本来旧暦10月14日の祭り。

11.　**霜月祭り**

本来は12月２日夜から３日夜まで行われていた稲作農家の祭りである。氏神にゆかりの「祭り田」で収穫した新穂を供え、祭元の家に集まって会食などをした。

11.　**御正忌（報恩講）**

本来１月７日から16日まで行われていたが、本山への参詣の日程上、11月に実施されている。浄土真宗開祖の命日の大法要祭で、門徒と共に盛大な寺院行事が行われる。また隣保班による茶講も営まれる。

11.　**十夜祭り**

本編第二節　Ⅱ行商のいろいろ　３．十夜市参照

(4) 冬の行事

12月～日　**八天さん祭り**

12月の２番めの未（ひつじ）の日。鹿島市谷所に祭祀される火の神「八天神社」の祭り。部落からそれぞれ代参した祭り元の者が、護符を受けてきて、隣保班の家に配り、かまど近くに貼祀した。祭元の家には、隣保の家族が集まって会食をするところもあった。

12. 末　**歳末行事**

家庭では、餅つき・煤払い・門松や鏡餅・神仏へのお供え物・各種の道具納め・お歳暮の贈答・おせち料理作り・年こしソバ等新年の意気刷新の諸準備に大変に忙しい。現在ではＴＶの紅白歌合戦が賑やか。

社会・集落では、歳末市の商戦を昔は「誓文払い」ともいった。お歳暮贈答、氏神社の清掃や締縄張りや供え物を行う。そのほかに日本人は昔から盆と年末には、

貸借関係を精算する美風があり、それが社会におけるしきたりでもあった。

神社・寺では、それぞれ新年の初詣でに対する準備で忙しい。正月は神社を中心とした日本古来の民族的な祭りだが、町内の寺でも「百八煩悩」消滅を祈願する除夜の鐘が、元旦への時刻にかけて鳴りひびく。

元旦　**正月行事**

・1～3　**松の内**

正月の3ケ日をいい、最もめでたい日である。

家庭では若水を汲み、神仏を礼拝し、衣服を改めて家族一同が会して新年の喜びの挨拶を交わす。屠蘇(とそ)、おせち料理、雑煮、お年玉。昔は、お年玉としてこまや手袋、羽子板などを贈ったが現在は現金になってしまった。戸外での子ども達の正月遊びも姿を消しつつある。年賀の客の接待も多く、年賀状も年毎にふえ、派手になってきた。

社会では、初詣でや2日早朝の福袋売り出し。仕事始め、初荷、初売りがある。書き初め、初夢による1年間の運勢占い。1富士2鷹(たか)3ナスビを大吉として喜んだ。

1．6　**鬼祭り（六日市祭）**

竹崎観世音寺大祭。出かせぎその他、生業の関係で近年から3日頃に行われている。宗教編参照

1．4　**初祈祷**

初ごもりともいわれ、氏神や浄土宗寺で無病息災や豊穣を祈願する。

1．7　**人日**は五節句の一つ。

七草がゆ

「セリ、ナズナ、ゴギョウ、ハコベラ、ホトケノザ、スズナ、スズシロこれぞ春の七草」。正月食の胃腸をいたわり、本年の無病を祈るかゆ食。

1．7　**七日正月・鬼火焚き・やぶ入り**

「やぶ入り」は、昔、奉公していた人々が正月と7月盆に1日の休みを与えられて実家に帰った。

1．8　**的射り（下巻集落誌編参照）**

お手水部落で行われている祭りで、無病息災を祈る年の始めの行事である。

1．14　**餅柱**

素餅を飯にたきこんで食べると年間病気にかかりにくいという言い伝え。

もぐら打ち（下巻集落誌編参照）

竹崎の子ども達の祭り。

1．15　**円座祭り（下巻集落誌編参照）**

竹崎観世音寺において子どもたちが円座を空中にほうり上げて竹槍で突き止める祭り。

1．15　**成人の日**

町主催の式典がある。

1．20　**二十日正月（年取り直し）**

冠婚葬祭の「冠」の「厄年」の項参照

恵比須祭り

「10月20日恵比須祭り」参照

2月3日頃　**節分（豆まき）**

2．8　**針供養**

2．15　**花いり十五日（ねはん会）**

釈迦の命日の祭りである。部落内の婦人達が中心となって仲間（班毎）が集まり、籾を炒って花のように開いたものを、命日の雪に見たてて親睦会を開く。婦人の終日休である。

第三節　郷土料理

農山漁村における古い当時からの地元産物を加工料理したもので、郷土色豊かなものといっても中々困難で、その記録もない。

以下述べる料理の殆どは隣接の町村でも早くから見られたものが多い。そこで、他地域には割合に見られることが少く、しかも伝承されてきた料理で現在残るもの、残っていないもの、町民にも普及し親まれた料理等を考慮しながら、多良と大浦地方の古老の話をもとにまとめた。

町内において古くから産出した多収量なもので今でも珍しい物としては次の産物であろう。

シバエビ、カキ、カニ、タイラギ、米、裸麦、小麦、甘藷、落花生、椎茸、こんにゃく、フキノトウ、ハギナ、現在ではミカンも加えられる。

当時の人々が現在に至るまで、どのように加工料理し郷土的なものにしてきたのだろうか。

●糸岐うどん

糸岐供日詣りの人々は、当時、有名だった供日うどんを食べなければ気が済まない程であった。稲の裏作としての裸麦に次ぐ小麦は粉に加工して、団子や麺食が広く行われた。糸岐うどんも、古くから創業していた田村そうめん加工所による所が大きかったと思われる。

●ろ　く　べ

主食の代用として甘藷は広く栽培された。生甘藷として或は、切り干しとして長期保存に便

利だった。カンコロイモ（切り干し）を粉末にして、それを水でこね、薄く延べて線切りにし、そう麺状にしたものを、そのまま煮込んだり、ふかした後でそれを利用したりした。

●石垣ダゴ

生甘藷を1㎝角位の線切りにしたものを、小麦粉かカンコロイモ粉に混ぜてこね合わせ、それをふかすと乱れ石垣風の団子になる。

●米の粉ダゴ（饅頭）

米を生産する農家ではモチ米とウルチ米を粉にして適量に混合し、あんこを包んでふかした物で、歳事のめでたい日や農祭事などによく作られた。

●落花生豆腐

芳ばしい炒り落花生の実に水を加えながら引き臼でひいて豆乳状にし、それを布袋でこし取った汁に澱粉を加えながら弱火で煮つめた後、型入れして固めたもので賞味価値が高い。

●椎茸めし（きのこめし）

椎茸を主にして他に根菜類等も適当に混ぜるなどして炊きこんだ飯。

●手作りコンニャク

山間部落の特産品であろう。コンニャクいもをすりおろし、糊状にして消石灰水か木灰汁のろ過液を適量混入し、煮つめて冷し固めたもので、「山彦市」での人気は最も高く需要に応じきれない程である。

●フキノトウ・ハギナの和え物、酢物

初春の野辺や山道に自然発生する山菜で、酢物や和え物として料理され、香辛料としての季節物である。

●タイラギ貝料理

貝のビラ（えら）や貝柱の酒粕漬け、貝柱の三杯酢、ビラの刺身（酢醤油）は珍品である。

●カニ料理

甲酒やカニの肉をほぐした物と飯と炊き込みにしたカニ飯、カニ雑炊は珍味として外来客にも親まれている。

●シソダゴ

醤油を自家醸造していた当時の農家で作られていたものである。醸造した後の醤油の実（粕）を乾燥させて、それを引き臼で粉にし、青シソの葉をまぜて団子にしてふかし固めた物でお数（副食）にしていた。

●菓子類

昔の農家における甘味類としての砂糖は、ぜいたく物として日常の食生活においては、縁遠いものであった。いろいろな祝祭における家庭手作りのボタモチや饅頭、餅の餡も甘味は薄くした。

祭り縁日には次のような飴菓子が珍しがられていたということである。

ねっぶき羊かん

糸岐北町の岩崎に茶屋風の原田という名の饅頭屋があり、そこで製造小売りしていた。「ねっぶき」という菓子名は、殻類等を日干しする時に使う縄で編んだ筵の名である。夕暮れには、その上に干した殻類を中央に寄せて、筵を二重に折りたたんだ。それに形が似ているところから、菓子をその名で呼んだ。もち米を粉にして水で煉り、薄く延べてその中に餡を入れて二重に折って包みこみ、蒸籠に入れて蒸した物であるが、それを筍皮や薄板に包んであった。

飴　が　た

多良川沿いの古賀集落に、古くからの製飴専門業の吉村屋があり、みんなに親しまれた。原料はもち米や甘藷の澱粉を主原料として「十夜飴」や「黒糖入り小形飴」、「イモノンキー」その他の飴玉を製造していた。しかし、昭和24年（1949）の豪雨災害で多良川が氾濫した際に被災し、廃業してしまった。

第四節　子どもの遊び・手伝い

子どもたちにとっては、遊びそのものが日常生活であり、自然の中における人間形成の場であった。ゆとり、豊かさ、厳しさ、笑いが遊びの中で育まれた。地域生活における身近かな素材がすべて、遊び用具として生かされた。また遊び道具や遊びのルールも殆ど自分たちでつくりだした。遊び仲間は年令の差があり、縦割集団でその中には餓鬼大将みたいなリーダーがいて、集団の遊びを取りしきったり、命令したりした。しかし、年下の子をかばい、いたわって遊びの中での安全にもよく気配りもした。それだけにまた年長者を慕い、親以上にその命令に従った。

現在と比較すると、当時は空間の場が多かった。広い農家の庭、収穫後の田畑、近くにある雑木林や川、海、神社境内等々で往来する危険な車も少なかったし、また遊びの玩具も少なかった。こうしたことから当時の子ども達の遊びは粗野で活動的なものや素材をそのまま遊具として工夫し、創作することが多かった。

明治、大正、昭和前期頃までの遊び方は大差がなかったようである。つまり祖父母から親へ、そして親や年長者から子ども達へと継承された遊びが多かったからである。

男の遊びは総じて活動的で勝負ごとが多く、団体の遊びは勇ましい戦さごっこが多くみられた。

いくさごっことして、チャンバラ（剣戟ごっこ）、陣取り、それに似た大将中将（軍隊あそび）等で、勝負かけごととしては相撲、メンコ（ペチャ）、ビー玉が主であった。

女の遊びは、どちらかといえば、しとやかで、むしろ口数の方が多く、わらべ唄を歌いながら、調子をとったり、はしゃいだりした。

ねっぎゃ（おはじき）、おしと（お手玉）、手合わせ、ままごと、あやとり、まりつき等で

あった。

男の子の遊び

●紙めんこ　土めんこ　鉛めんこ　木めんこ（ねん、くいねん）　ムクロ当て（ビー玉）　棒おし　つな引き　相撲　かくれんぼ　輪投げ　カルタ取り　おしくらまんじゅう　馬のり　影ふみ　鬼ごっこのいろいろ　もぐらうち

●たこあげ　こま　竹とんぼ　竹馬　力石あげ　石投げ　石波のせ　とんぼつり　いんじ打ち（小石投げ）　どろんこねり　水鉄砲　影絵　菖蒲切り　草笛　麦の黒穂ぬり

●川遊び　釣り　うなぎがま　がたねり　水泳ぎ　メジロさし　小鳥わなかけ　木の実ちぎり（いちご、栗、山もも）

●チャンバラ　陣取り　いくさごっこ　大将中将

女の子の遊び

●おしと（お手玉）　いろいろなつなぎ（野苺、じゅず玉、レンゲ花、椿花）　ぬり絵　まりつき　あやとり　ちよ紙　人形あそび　なわとび　ままごと　すごろく　羽子板（ムクロの実）　しゃぼん玉　尻とり　ねっぎゃ（おはじき）　さんぎ遊び　けんけん（チョンパ、ケンパ、ピンパ）　ビー玉

●鬼ごっこのいろいろ　かくれんぼ　目かくし　手合わせ　指あそび　ちんちんかもかも（足こぎ）　陣取り　かごめかごめ　花いちもんめ

めんこは、ペチャに似た勝負ごとで、相手のめんこを地面に置いて、自分のめんこを相手のめんこに叩きつけて裏返しにしたら自分のものとして取る方法である。

これに似た「土めんこ」という遊びは、古く享保（きょうほ）年間からあったといわれる。5㎝ぐらいの大きさの素焼きの「土めんこ」は、厚味は5㎜程度で、それを地面におきあって、彼我（ひが）交互に自分の物を相手の物に打ちつけて叩きこわして楽しむ遊びである。明治時代半ばに、鉛めんこが全国に流行したという。

木めんこは「杭ねん」また「ねん」ともいわれるもので、直径数㎝、長さ4、50㎝くらいの堅い棒ぐいの根元をけずって鋭くとがらせた物である。それを地面（刈田や畑、庭）に叩きつけて突き立て、その時に相手の棒杭を叩き倒す方法で、交互に行う遊びである。

現在の子ども達は当時の頃とくらべると、生活環境（場）や社会的背景等いろいろな相違があるけれども、平素の生活の中で、戸外で活動的に、しかも年令差を越えた構成集団による遊びは殆ど姿を消しつつある。家の内での遊びが多くなり、テレビ観賞、テレビゲーム、パソコン、プラモデル組み立て、マンガ本など、静的な遊びがふえてきた。しかし、ペチャやビー玉はやっている。遊園地や空き地で遊んでいる子ども達はキャッチボールやソフトボールなど、スポーツクラブ等の組織による場合が多くみられるようになった。

子どもの手伝い

当時の子ども達は、まず兄弟姉妹が多い家族の中で、しかも不自由な生活をし、もまれながら粗野に育てられた。貧困な農漁村では、10才ともなれば草を刈り、日課としての手伝いは勿論、忙しい時期は大人にまじって手伝った。そうした時でも子ども達は合間をみつけては遊んだ。次は当時の子どもの主な手伝いである。

子守りは長帯で背にしばりつけておんぶしたり、怪我(けが)させないよう、共に遊びの相手をした。近所や店への走り使い　水汲みは桶で担(にな)いこんだりした　風呂(ふろ)立ては、古い湯水を汲みすてて、井戸や井川の水を汲み入れ、煙に巻かれながらの釜焚(かまた)きである　柴(しば)取り　薪(まき)割り薪運び　牛馬用の草切り　牛や鶏などの世話　庭はき　拭きそうじ　米つき麦つき　田植えの苗運び　いも植え　いも掘り　稲刈り　麦刈り

農繁期には子どもの年令や力相応の農作業を手伝った。

男の子は力仕事を、女の子は炊事、洗濯、掃除等の手伝いが多かった。しかし、男と女の子のどちらかだけの家では、殆どその区別がないほど手伝いをしていた。

当時の子ども達は、毎日のこうした手伝いを通して体力や根性はもちろんのこと、生活の知恵や仕事の要領、勤労の意欲などが自然に我が身についたのである。

それに比べると現在の子ども達には、手伝いが大変少ないようである。生活改善化の恩恵だろうと考えられる。以前の子どもに比べると殆ど手伝いも少なくなった。子ども自身の余暇は増えたとはいえ、その差は個人によって大きく異っている。家業によっては手伝いの多いもの、家庭学習や通塾のために遊ぶ暇もないほどの子ども、T.V・ゲーム・マンガ本に熱中する子どもなど、子どもの生活には差異がみられる。

第五節　娯楽・催し物

心に楽しみや慰めを与えるものは大変に広い。演劇や映画の外に公園やスポーツもそうであり、喫茶店或いは食堂もその機能を果たしている。娯楽専門として考えるとその領域や内容は限定されてくるが、広い意味にとって述べることにした。

現在は、娯楽機関としての施設々備はきわめて多種多様であり数知れないほどである。しかもそれらの諸施設は大型化、大衆化、リゾート化している。

娯楽として最も身近かで日常的なものはテレビやカセット等の娯楽機器である。外に出ては釣り、スポーツ、パチンコ、観劇、公園（遊園)、旅行、親交のための宴会に至るまで、身辺いたる所に溢れるほど沢山ある。

ややさかのぼって幕藩時代の頃についてみると、諫早領内における歌舞伎芝居の興業は、許可制度になっていた。これは徳川時代の農民政策によるものであった。農民が芝居に凝り出して、耕作にも支障を来すような事情も起こるところから、藩当局は芝居興業を農閑期にだけ許

可を与える方針を取っていた。当時の太良の人々が何時の頃から芝居を見るようになったのか拠るべき資料はないが、交通の不便な当時の太良町においては、明治時代をすぎて大正時代に入ってからのことではないかと考えられる。

町内に常設の仮劇場ができたのは大正７、８年頃（1918～1919）であるが、古老の話によると、その前後の頃には、町外からの旅芸人が民家を巡業していたようである。昭和初期頃までの町内における慰安娯楽の主位を占めていたのは、神社やお寺や農業とに関係した年中行事の祭りであった。特に大きな楽しみだったのは、集落こぞって行われた供日（くんち）、十夜祭り、夏祭り行事の一つである千灯籠や祇園祭りであった。浮立や地元の人達による「俄（にわ）か演劇」（素人演劇）や、出店（でみせ）はとても賑わった。学校の運動会や学芸会も楽しみのひとつであった。部落内での楽しみも、やはり氏神や寺に関しての祭りが中心であったが農作業を終えた後の祭りも楽しいものであった。

青年男女にとっては、一日の仕事を終えて青年宿に集っての歓談や学習会、彼岸祭りにおけるお寺への参詣も大きな楽しみの一つだった。現在とちがって当時の青年達がお寺へ参詣するのは珍しいことではなかった。門徒達ばかりではなくて近くの部落の青年達も集っていた。青年宿（クラブ）や彼岸会は娯楽としての外に社会教育や修業の場としての大きなはたらきもあった。

町内におけるこうした娯楽のあり方は、昭和20年前（1945）頃まで長く続いた。

Ⅰ　井上座・旅芸人・狂言

●井　上　座

大正７、８年頃（1918、９）、多良川の近く（現在のひさご旅館附近）に初めて常設の仮劇場が創設された。鹿島市の河合楽器店の祖父が材木屋を営業するために多良に移住し、創設したものである。

長い杉の丸太を柱にして組み立て、天井や周囲は殆ど天幕で囲い、染抜きの幟（のぼり）が何本も立ててあった。年に１、２回、狂言や映画が催された有料の興業であった。

●旅　芸　人

町外から主として旅浪曲師が巡業にきていた。当時は浪曲師を「サイムン語り」と呼んでいた。親子または弟子連れの数人が、民家に泊まったりして、その座敷や庭先で行っていた。料金はその家の戸口で徴集したり、催しが終わった後に竹籠などの器を順に回しながら応分の金を求めたりした。

昭和時代の浪曲名歌手として有名な村田英雄が幼少の頃に来たこともある。

●狂言（芝居劇）

単に芝居とか芝屋とも呼んでいた。家族的な小劇団が民家を借りて開かれたこともあったが、昭和期に入ってから、それも特に第2次大戦後の一時期に盛況をきわめた頃があった。地元の勧進元（興業を主催する人）が、誘致して行うのである。刈り取りの済んだ水田や集落の広い空地を利用して仮設劇場を設営した。普通、1週間ぐらいの継続興業であった。丸太や竹竿で柱を組み、会場の周囲は天幕やむしろで目かくし囲いをし、招待客や高額入場客の特別の枡（ます）席も作ってあった。舞台は板を並べた「俄か作り」（急ごしらえ）で、時々役者がつまづいたりした。厳重な木戸口で料金を払うのだが、招待客は、勧進元にお祝儀として破格の金品を贈る人も珍しくなかった。これらの分に対しては、演劇の幕合いに御花のご披露として観客に公表した。口頭発表と共に内書広告も貼りだしたりした。

午後からは、ふれ太鼓で地域内の各集落を宣伝して回っていた。太鼓の音が響いてくると、夕方は早々に仕事を切り上げて、大人も子どもも浮き足立って、互いに誘い合って詰めかけた。

当時、浪曲日本一といわれた寿々木米若や天中軒雲月、その他の名浪曲師も来たことがあった。大戦後の日本浪曲界は、この頃をピークにして、その後は急激に衰退していった。

Ⅱ　演芸会・巡回映画・古老の話

●素人演芸会

第2次世界大戦の終戦直後の頃から、しばらくは青年団活動が活発となり、その一環として町内各地で演芸会が全国的に流行したようである。当時、敗戦による混迷のどん底にあって生活再建に苦しんでいた人々に与える一服の清涼剤ともなった。部落毎にそれぞれ祭りの行事として行われたが、青年男女が中心となって師匠を招いたりしての毎夜の練習もはずんだものであった。開催当日には、親戚や知人から、ひいき筋の者に御花として祝儀袋が贈られたり、部落の有志が主催者に祝儀を贈ったりした。

●巡回映写会

戦後、進駐してきた連合軍は、映写機やフィルムを行政機関に貸与した。藤津・鹿島地方では、教育事務所に視聴覚センターのような係りを設けてその活用に当たらせ、学校や公民館で上映させた。昼間はそれぞれの校区内の学校で児童生徒に観賞させ、夜は一般に公開した。夏休みには、部落の寺や公民館等で行ったが、常に多くの人々が集まり、映画の夕べを楽しんだ。

これと相まって昭和30年（1955）頃には町内の生活基盤も復帰し、交通機関も年と共に便利になってきた。家庭におけるテレビも少しずつ入り、鹿島市の映画館の利用その他、娯楽の機会は増えていった。

●古老の話

次は田口力雄、83才、明治41年生（1908）の話である。

「子どもの頃のいち番の楽しみ物、慰み物は供日の催し物の浮立や出店の外、おんちゃんやおばっちゃん達のやる「俄咖（にわか）」だった。そん頃、研究会や公演会などがなかった若いもんにとって、彼岸祭りの坊っさんのお説教は、ほんに為になった。

修学旅行が大正7年（1918）、小学校5年で武雄まで行った。多良小学校の本校生徒の男子50余名であった。朝3時頃に草鞋履（わらじば）きで、にぎり飯を細長い袋状のさらし布に入れて、それを片たすき掛けで家を出た。学校を4時頃出発して徒歩で浜町に着いたのは、8時か9時ごろだったろうか。そこから武雄までシュッポン、シュッポンの小型軌道車（蒸気機関車）に乗って行った。温泉公園で一日遊び、入浴して帰って来たが、昔は本当に楽しく歩いた旅行であった。当時の人々は大人も子どもも歩くことは、日常生活の中での大きなウエイトを占めていたが、車社会の今の人たちは将来は足腰が弱って、逼うようになるのじゃないだろうか。」

第三章　産　業（習俗）

概　　説

昭和20年（1945）以前頃までの長い間、太良町の産業の中心は農業で、その主たるものは米作であった。畑作としては、麦や甘藷の外に色々の雑穀が自家用食糧として生産される量も多かった。また耕地が狭いために米麦の生産だけで自立できる農家は少なく、副業も奨励された。養蚕や木材、木炭焼き等である。

特に昭和５、６年（1930〜31）頃の経済不況によって農村恐慌となるや副業は拍車をかけ、農家の多角経営はその極に達し、農閑期と雖も暇なく働いた。また、戦中戦後の不況時には学校も農繁休暇を設けて、児童も男手の労力不足を補うための一役をかった。戦後は引き揚げ者による山間地の原野の入植者による開墾も進んだ。第２次世界大戦後の農地改革によって農業形態は年と共に改善されていった。自作農経営、農作業の機械化、更に昭和30年（1955）頃からの果樹（ミカン）経営への転換は目覚ましいものがあり、農村としての生活は大きく改善された。そして以前までの副業は次第に影をひそめていった。

水産業は大正から昭和時代のタイラギ漁が盛んになるまでは、極めて零細的な漁業であった。中には明治、大正時代の頃、すでに朝鮮近海に出漁する業者や、専業として竹羽瀬漁業を営み、多良すりエビの生産で県内外に知られていたものもある。

現在では、それぞれの漁港を根拠地とした船舶による内海、沿岸漁業であるが、中でも大浦地区のタイラギ、カニ漁は有名である。しかし、年々漁業者も増え、漁かく高が減少するにつれて、海苔、アサリ貝等の養殖漁業が始められる一方、出稼ぎ者もふえてきている。また、諫早湾の干拓事業が計画、実施されるようになり、今後に大きな問題をかかえている。

林業は、多良岳の自然林を背景として古くから山間部において営まれてきた。用材木の伐採のための雇用仕事の外、薪炭の生産が主であったが、大正初期頃から植林業も盛んになった。現在では薪炭の生産に携わる者は大変少なくなり衰微の一途をたどっている。

商工業、交通、通信についても、その開発は大変遅れた。幕藩当時は、風配山麓を通る諫早

街道と竹崎港を経由する竹崎街道がそれぞれ陸と海による他地域との唯一の交通路であり、殆ど特殊な人の利用であった。海岸線沿いの県道は明治23年（1890）頃に、鉄道は昭和９年（1934）に大浦駅まで開通した。多良郵便局が明治７年（1874）に設置されたが、一般庶民にかなり利用されるようになったのは明治23年（1890）頃からであり、電話架設は大正２年（1913）頃である。

こうしたことは、商工業の発達を遅らせる原因ともなり、長い間、家内工業的な一部商工業の外は、その生活日用品の殆どは、自家製造による自給自足や行商人に俟(ま)つところが多かった。

第一節　農　　業

Ⅰ　農作業の変遷

明治10年代（1877）頭初の頃までは、農業指導方針といったものは確立されてはおらず、その後にいろいろな研究会の組織ができてからも、町内での農業改善の普及は遅れた。

１．稲の品種・牛馬耕

(1)　稲の品種

●江戸時代

赤米。これはインド型のもので水がかりの悪い水田、干ばつ、新地の開拓地向きで、少肥と病害虫に強く、貧農向きであった。

●明治時代

早晩２期作の中で明治30年（1897）、初めの早生(わせ)種として赤紅屋、白紅屋、雄町、米の山。

中生種では万作坊主、晩生種は神力、目利、宇平治、赤田の品種が奨励された。

●大正・昭和期

県の奨励品種として早生種は白紅屋、白紅屋13号、早神力、早生剛力。晩稲種は神山、神徳、旭１号。中でも神山は、昭和３年（1928）から34年（1959）まで栽培されている。そのほか、昭和16年（1941）から農林18号を27年間、外に農林12号、道海神力もあった。昭和36年（1961）頃には、ホウヨク、コクマサリ、シラヌイ、レイホウ、ツクシバレの良質、多収量の品種に変わった。

太良町では、昭和初期頃から農林12号、18号、37号、更に黄金晴れ、日本晴れ、コシヒカリ等が作られた。

時代の流れと共に多収性、耐病性、千刃（せんば）にかけた時に穂から籾がはなれやすいもの、耐肥性で倒伏しにくいもの、しかもコンバインには短稈で穂数が多くて軽い衝撃で脱粒しにくいものなどの諸条件を備えた品種が出まわってきた。

(2) 牛馬耕

水田の作付面積は多良地区が大浦地区より遙かに広く、約4倍余に及ぶ。しかし、太良町は地形的には山麓に位置するために、段々の田畑が多い。しかも狭い区画の耕地が多いために少しでも作付（さくつけ）面積を広くするように境界や隅々まで利用した。そのために農道は大変せまく、人や牛馬がやっと通れる程の狭いものであった。こうした要因は機械化の導入を遅らせ、農作業は長い間にわたって人力、畜力に頼らざるを得なかった。

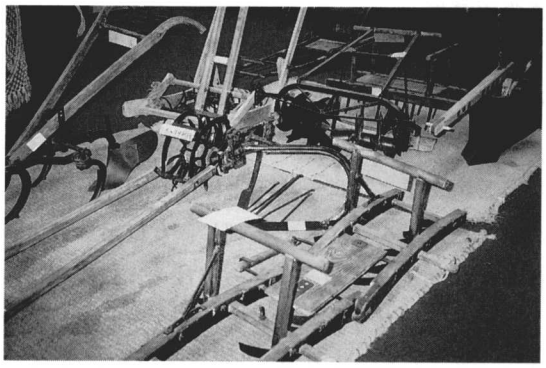

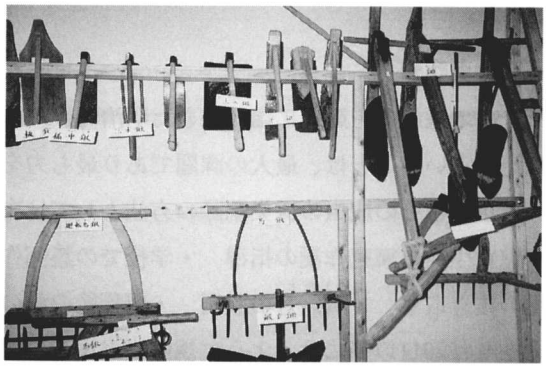

牛馬耕用具と水田作業用具のいろいろ

明治時代までは主として馬が飼育され利用された。それは、国家非常の場合に軍馬として徴用するため、当局が馬の飼育を奨めていたのではないだろうか。牛が一般に広く飼育されるようになったのは、明治末期頃からで、主として農耕用、運搬用、堆肥を得るためであった。しかし、牛の購入ができない農家は共同飼育したり、借り入れたりするところもあった。古老の話によると、

「馬を使っていた頃は、耕耘作業の時に足が速いし、荷物を運搬する時は背（荷鞍）が高いので、積み下ろしに苦労があった。牛に代わってからはその点はよかったが、往還（おうかん）（広い公道）や田畑への往来には、歩くのがのろかったし」と。

役牛が広く飼育されるようになると、それぞれの農家では、簡単な牛舎を造り、その飼料としての野草を刈るために、子どもたちも10歳くらいになるとそれを手伝った。学校から帰るとそれが日課となるところが多かった。また牛の飲用水や飼料としての稲わらや刈り草を、はみ切り（裁断器）で切りきざむ等の手伝いもした。

牛馬耕作業用の付帯用具としては、

荷物運搬用の荷鞍、深耕用の鋤、泥塊を砕くための櫛状のマガ、荷締め用のロープ、堆肥を

入れて運ぶ袋状の堆肥鞍を使用した。

現在では耕耘機（テーラー）にとってかわり、運搬には自動車も使われるようになった。太良町内における役牛の飼育が減少しはじめて機動力に転化したのは昭和30年（1955）頃からでミカン転作がそのきっかけである。

2．水田除草と病害虫防除

●水田除草

稲の成長過程において大事な水田除草は、長い間、手作業にたよった。その間に中耕をかねた「雁爪」や手押し除草機が導入され、手作業と併用された。

真夏の炎天下で、熱くなった水田での除草は大変に厳しかったが、秋の豊作を祈りながら我が子を育てるように一株ごとに株元の草を取り、株元の泥をかきまぜた。稲丈が長くなると、汗ばんだ顔面をちくちくと刺し、女は短い野良着の裾内まで刺されたりした。手押し除草機を使って株間を１条ずつ往きつ戻りつ、延作業距離は相当に及んだ。

現在では、種々の除草薬剤を使って簡単に除草ができるようになったが、その一方では、地質の変化や河川の汚染等、いろいろな問題が生じてきている。

●病害虫防除

米の増産対策を第一に掲げてきた明治時代以後の米作にとって、病害虫の被害を如何にして除くかということは、最大の課題であり最も力を入れたものである。

螟虫卵とその成虫の採集駆除の方法としては次のことが行われてきた。

・児童生徒の家庭作業の指導　・学校での集団作業　・村当局の買い取りによる奨励　・被害穂の抜き取り　・誘蛾灯の設置　・収穫後の稲の古株切り　・大正12年には県令によって田植えを６月20日以降にするように規制（違反者の取り締まり）　・注入器で菜種油や石油を被害株に注入　・神社での虫追い祈願　・大正末期まで行われた学童による松明行列による虫追い（火に集めて焼殺する）行事等である。

虫追い行事は松明を各自が用意して夕暮れに山手や神社などに集まって松明に点火し、水田農道を行列を作って里の海岸まで下るのである。「飛んで火に入る夏の虫」の諺のように、行列の火に虫を集めて焼き殺すのである。松明の残り火は海に捨てて帰った。昭和22年（1947）頃からはＤ・Ｄ・Ｔ。23年（1948）頃からＢ・Ｈ・Ｃ。25年（1950）頃からホリドール等の外来殺虫剤が使用された。これらの使用によって一般の昆虫類ばかりでなくマムシも激減し、更に人畜への被害までが続出した。夏休みの川泳ぎ児童の中毒死、農作業した大人の中毒、乳牛への影響など。そのため、これらの薬剤使用は禁止され、それに代わって安全性の高いいろいろな薬剤が開発され、広く使われるようになってきた。

3．肥　　料

水田用の肥料は専ら、野生刈りの青草や豆類の茎殻等を踏み込み、すき込んだ。これらはすべて「ヤシニャー」（養い－肥料の意）と呼んだ。また家や畑の一隅に刈草や野菜くず等を積み重ね、炊事後の雑水や人糞尿をかけて堆肥を作ったり、肥溜（こえだめ）を作ってそれに人糞尿を肥桶（こえたご）（担い桶）で運んで溜め、発酵させて使用した。

緑肥に恵まれない部落では、来客があって帰るまでにその家で用便を足して帰らないとその人は「けちんぼ」（けちか）といわれたそうである。

明治20年（1887）代頃までは、主として青草や堆肥を用いたが、その後、次第に石灰や一部では油粕も使用されていた。町有の原野の青草刈りは、2、3月頃に野焼きして共同の青草刈り場とし、部落毎に割り当て区域をきめて刈り取らせたりした。

明治30年（1897）頃からは、油粕の外に魚肥（干鰯（ほしか））、大豆粕等が購入されるようになった。

明治末期頃からは、牛飼育が普及して牛糞堆肥も盛んに使用されるようになった。海岸地方では「ジメキ」（フジツボ）や「ホンダワラ」や「潟土（かたど）」をしばらく雨にさらして塩分を抜いて使用した。

大正時代になると、農事試験場が各町村の土壌を調査して肥料配合箋を作成し、これをもとにして産業組合や農業会が配合肥料を調整して農家に配給する方法もとられた。

現在の化学肥料は人造肥料とも呼ばれ、最初のころは白粒の結晶の硫安（硫酸アンモニア）が広く使われていた。その後、いろいろな化学配合肥料が普及したが、その連用だけでは地力の低下が心配されるようになり、それらの使用とあわせて有機質の配合肥料も使われてくるようになった。

4．稲刈り・稲扱（こ）ぎ・籾摺り

●稲 刈 り

稲刈りは農家にとっては秋の一大行事であり、そして秋の風物詩でもある収穫祭へとつながっていく。半月状の稲刈り鎌（鋸鎌（のこがま））ひとつを手にして、早朝から夕暮れまで体を二つ折りにして刈り続けた。左手で一株を摑み、一気に右手の鎌で切りとった。普通は4、5条の列を一人の刈り取り範囲として刈り進むのだが、前を刈っていく者、後から刈ってくる者が、互いに追いつ追われつしながらの競争が自然に起こり、そのために疲れはするものの仕事ははかどった。

昔の農作業―田起こし、田植え、稲刈り、脱穀

刈られた稲はそのまま地面に並べたり、稲干し竿に掛け

たりして天日で乾かした。「地干し」という。稲扱ぎの時に実が砕けたり、つぶれたりしない程度になるまで度々、表と裏を交互にかえて干した。

現在では、動力式のバインダーや稲刈りから脱穀までを一度に行うコンバインが導入されて労力が大変軽減されるようになった。

●稲扱ぎ

地干ししていた稲を、脱穀するための仕事をしやすくするために小束にゆわえた。両手で摑める程度の太さの束に作るのである。3、4本の藁すぼを紐にして束ねるのだが、指先は荒れて皮がめくれる程の作業である。その後、それらを一ヶ所に集めてから脱穀する。

脱穀機には次のものが使われた。

千　歯

大型の鉄歯のついた櫛状のもので、それに束の穂先を叩きこんで歯にかみ込ませて引きちぎる。

足踏み脱穀機

これは足踏み動力で回転させながら、回転機に取りつけた何百箇もの曲鈎とまさつさせて脱穀する。その後、**電動式**や**発動機式**のものになった。大きい稲作農家では、自動的に稲束を送りながら脱穀する大型の発動機による脱穀機も使用されていた。

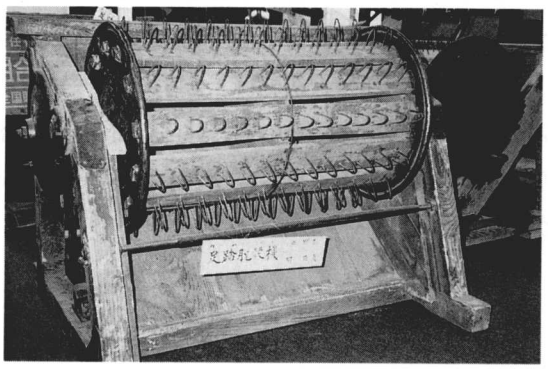

足踏み脱穀機

現在では、稲刈りと同時に脱穀まで一度に行うコンバインが普及してきた。

脱穀した籾は、次の籾摺りの時に実が砕けないように最後の日干し仕上げをした。むしろに広げて幾日間も天日に干したが、朝に広げて夕方取り込むことを繰り返し日課として続けた。

●籾摺り

すぐに食べられる米にするまでには、籾殻を取り除いて玄米にし、更にそれを精米機にかけて白米として仕上げねばならない。販売用として出荷するものや自家用とするものは玄米のままで保存した。

現在では脱穀後は籾のままで、共同乾燥場に持っていき、乾燥、籾摺り、精米まで一連の流れ作業で行われているが、それ以前は「籾摺り唐臼」にかけたり、籾摺機所有者に依頼したりして籾摺りをした。

「籾摺り唐臼」は家庭における籾摺り機である。石の引き臼のような二段重ねではあるが、竹ひごで編んだ大型の竹かごである。重くするために、かご型の臼の中に赤粘土に細くきざんだ藁をねりこんだものを入れて、乾燥させて作った臼である。天井から吊るした縄にヤレ木（臼を回すための腕木）を取り付けて、それを押したり引いたりして唐臼を回して籾殻を引き割って玄米にした。

5．裏作・副業（養蚕業その他）

●水田裏作

現在では、国の農業政策として減反が行われ、休耕田がみられるようになった。それまでは農家の収益をあげるために田畑を片時も休ませることなく、他の作物の利用作付けをした。

水田裏作としては、大麦、小麦、裸麦が常に主位を占めた。販売収益を得る外に米に代わる主食とするためであった。しかしミカン栽培が盛んになるにつれて、麦の作付け時期とミカン収穫時期との重なりや労力不足、さらに麦価も安くなるにつれて裏作としての麦作も漸次下火となってきた。

●副　　業

専ら正業（主業）のかたわらにおいて補助的に行われるもので兼業とは異なったものである。

太良町内における農家の耕地面積は少ないために専業としての自立が困難であった。そのために役場当局も早くから副業を奨励して農家の経済を豊かにするように努めた。次は役場に残っていた記録をもとにしたものである。

明治初年頃から大正、昭和前期（昭和20年頃まで）に至るまで、町内における副業の主位を占めてきたのは養蚕業であった。

大正時代の記録による多良地区の副業は、養蚕、養豚、木炭、藁細工、サフラン栽培、養鶏等である。昭和期に入ってからは、竹細工、椎茸栽培も取り上げられ、薪炭の運搬業もみられた。（一部詳細については「商工業」欄を参照）

大浦地区では、養蚕と山間部での製茶、果樹、養鶏等についての記録が残っている。

乳牛の飼育については、昭和初期頃までは町内の農家では見られなかった。

●養 蚕 業

明治維新となって武家社会が終わると武士は禄を失って失業した。その救済策として佐賀藩も諫早邑も養蚕業を奨励した。しかし、当時の様子についての資料はない。明治30年（1897）から40年（1907）代に至っては専業農家でない家庭では相当に普及していたようである。当時は養蚕室を持たなかったので、家庭の座敷を養蚕室に代用し、養蚕の時期以外は客間や寝室として利用した。養蚕時期になると畳をはいで養蚕棚を設営して蚕の部屋とした。家族の多い家

庭では寝室が不足して蚕棚の下に寝るという家庭もあったほどである。座敷の中のそうした施設のための形跡は昭和中期頃までの古い家には残っていた。

また、家庭における製糸の技術も家内工業的に行われた。明治35年（1902）の多良村会議事録の中には、「藤津郡蚕糸協会が多良村外２村（大浦、七浦）の製糸工女養成所を多良町に設置したいので、補助金66円50銭をお願いしたい」との補助願いが審議されている。この養成所の開設は明治36年（1903）３月となっている。当時、この養成所で製糸技術を練習した明治20年（1887）生まれの人はこう語っている。

「絹取り学校といっていた。場所は栄町の多良川近辺で川北にあった。先生は諫早の人で女の先生だった」と。

大正（1912）から昭和20年（1945）頃まで。

大正時代に入って役場当局も畑の多い多良、大浦では、養蚕が適切な副業であることに注目して、これの奨励に乗り出した。区長会や地区懇談会等を通じて啓蒙に努めた。大正７年（1918）には養蚕戸数が285戸、大正14年（1925）には415戸と増加した。水田よりも畑の多い当時の大浦村では、更に盛んであったろうと思われる。明治35年（1902）生まれの古老の話の記録によると、「私は水田１町、畑４反を経営していた。その中、畑３反を桑園にして養蚕を営んだ。麦は水田の裏作であったが、この麦代金と養蚕のまゆ代金を合算すれば、１町歩の米の生産額よりも高額であった」という。養蚕業が農家の経済を潤（うるお）した当時をなつかしがっていたということである。

昭和時代（1926～）になるといよいよ盛んとなり、昭和８年（1933）の多良村の養蚕戸数は700戸ぐらいにまでなったが大浦村もこの頃が最盛期であったろう。しかし、昭和８年（1933）頃を峠にして漸次衰微していった。

昭和４年（1929）、米国の経済恐慌が全世界に波及して世界的な経済恐慌となり、我が国も昭和７年（1932）の満洲国建国から昭和11年（1936）のロンドン軍縮会議脱退へと、国際関係が悪化して経済封鎖へと発展し、日本の絹糸輸出も振るわなくなって衰えていった。

大正年間（1912～1926）には多良・大浦両村とも養蚕教師を雇い入れて技術指導に万全を期し、まゆの販売については、農業会の斡旋によって共同販売の形式がとれるほどになっていた。

共同販売の場所は、昭和に入ってからは多良村は小学校の講堂を開放し、大浦村は亀の浦の民家の３ヶ所を借用した。繭購入契約会社である片倉（かたくら）、郡堤（ぐんぜ）、鐘紡（かねぼう）、若林（わかばやし）各社は会社職員を派遣し，共同販売の場所に陣取って養蚕家の出荷を待つのである。

養蚕家が収穫の喜びを満面に浮かべて繭を運び入れると、職員は好意をもって迎え、買い取る姿は歓喜に満ちた風景であった。しかしこの姿も昭和12年（1937）の日華事変さらに16年（1941）の太平洋戦争と戦いが激しくなるにつれて次第に姿を消し、更に終戦後は食糧増産のために殆どの桑園が甘藷畑、麦畑へと一変していった。

6．農具のうつりかわり

次は太良町歴史民俗資料館蔵の中から一般農事に関するものを参考にしながら掲げることにした。

装身具（第一章、Ⅰ．衣を参照）

草刈り用具

草刈り鎌（薄鎌）。鉈鎌（厚鎌）。鉈。動力草刈機

耕作用具

鋤。平鍬。股鍬。三本鍬。板鍬。水田用雁爪。土掻き。手押車（除草中耕）。くれしゃぎ。うねたて機。溝切機。苗代なで板。田植綱。

牛馬耕専用の田鋤、まが、鞍、ロープ。自動耕耘機。

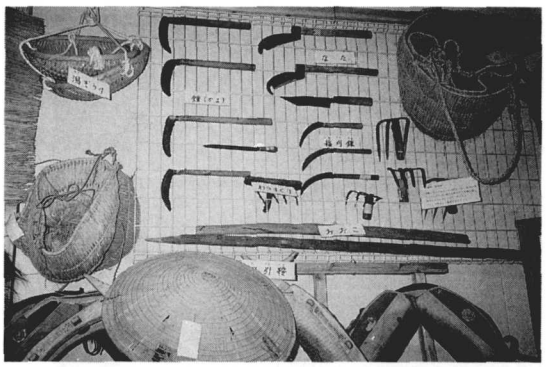

農具のいろいろ—鎌、なた、水田用雁爪、おおこ潟ぞうけ、かがい、甚八笠、牛馬用引鞍

管理用具

麦踏機。じょれん。そうけ（竹編製各種）。消毒ポンプ。油さし。肥桶。堆肥出しフォーク。肥料配合機。はみ切り（飼料藁裁断機）。駄桶。横槌。藁すぐり。こも・むしろ編み機。消毒自動ポンプ。

植付け収穫調整用具

稲刈鎌。千歯。回転式足踏脱穀機。電動式脱穀機。どんじい（打叩脱穀）。麦まき機。自動田植え機。自動刈り取り機（バインダー）。刈り取り脱穀機（コンバイン）。唐箕。籾摺機（唐臼。自動機）。箕。各種そうけ。おろし（ふるい）。万石おろし。一斗桝。とかき。かます。むしろ。ねこぶき（縄編みむしろ）。かんころ切り機。竹じょうご。水車型板。穀物貯蔵缶。甕。製縄機。引臼。臼。杵。

収穫調整用具のいろいろと、甚八笠と蓑

運搬用具

そがいおおこ。おおこ（天秤棒）。めご（竹編籠）。かがい（縄編かご）。もっこ（紐つき俵）。ぶい。スラ（牛馬牽引）。荷鞍・堆肥鞍（牛馬用）。

樵用具

（二節林業を参照）

養蚕用具

桑摘爪(くわつみつめ)。桑摘かご。桑切り鉋丁。稚蚕飼育箱。ばら。しっとうあみ。まぶし。ばらのせ台。

製糸・機(はた)織り用具

わた繰り機。繭(まゆ)くり機。絹糸巻取り機。うし。わく。かせ掛け。機。杼(ひ)。箴(おさ)。木綿車(もめんぐるま)。はえ台。

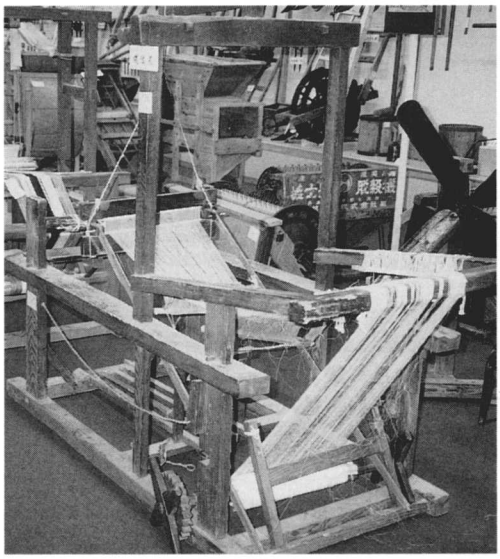

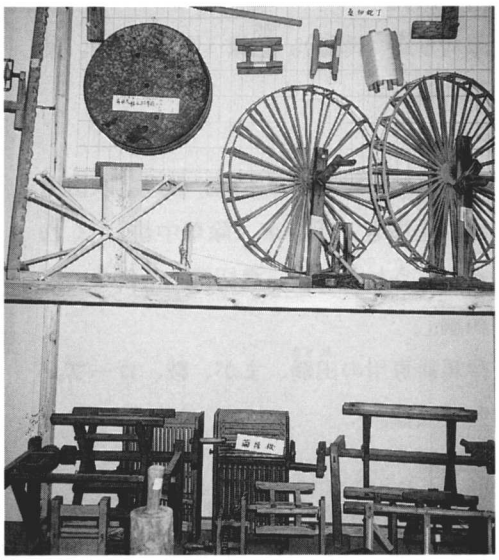

養蚕用具のいろいろ—機(はた)、まゆくり機ほか

第二節　林　　業

Ⅰ　日常生活

太良町は古くから多良岳の天然の山林の恩恵を受け、現在まで町有財産として重要な位置を

中山地区の山林風景

占め、町の財政を援(たす)けてきた。

明治・大正時代（1873～1926）の頃には、自然林の雑木林が主で外に竹林150町歩くらいがあったようである。山の収入は雑木を原料とした木炭と竹代金が主で、その外に運搬業もあって、農家の副業となっていた。

その外に昭和時代に入ってから多良矢答(やごたえ)集落等の山間地で椎茸の栽培も行われてきた。

次に述べることは、青少年時代を山間部落で生活した現在の森林組合長、山口初男73歳、大正７年（1918）生と元農業協同組合に従事していた田口力雄82歳、明治42年（1909）生が祖父母から聞いていた話も交えながら語ってくれたことなどを参考にしながらまとめたものである。

●日常生活

当時の山間部落で林業に携わった人々は、粗末な田字型間仕切りの狭い家に住み、屋根はかやぶきが多かった。畑には甘藷、麦、粟、陸稲、そばを作って主食としたが、肥料は青草や焼畑した灰を用いた。そのかたわらカズラ（蔓）を採って、おろし（ふるい）や箕を作る時の糸や紐の代用にしたり、土塀用の下地となるえつい竹をくくる縄代用にした。夜は炭俵編(すみだわら)みの仕事であった。

明治22年（1889）頃に塩田村から移住して柳谷部落の開拓に当たったという人の聞き伝えによると、３m以上余のススキの原野を開拓して７、８戸が住みつき、自作農耕地開墾のために各戸が10日間ぐらいずつの労働提供をし合う「開き講」を作った。当時、青年だったこの古老は、蕪田(かぶた)集落の民家を青年宿として時々そこに集まって春之吉助老から珠算を習った。後には、お宮さんを集会場所とした。また、薪を採って販売した金を積み立てて研修慰安旅行もしていたという。

中山分校（明治14、５年－1881～創立）に通ったという古老によると、当時は４年までの修学年限で、家に帰ると水田の雁爪(がんづめ)かきや畦の土培(つか)いが主な手伝いだった。遊びはなまイモをかじったり、水田に渋柿を入れて渋を抜いたり、ムベやアケビなどの季節の木の実をちぎったりした。学校は複式で音楽や体育の不得手な先生は、それに代えて遊びや他の授業をした。大人たちの日頃の慰安慰労は、時々集まって酒を飲むことと集落の寄り合いだけだった。旅芸人として浪曲師や踊り子が部落に来るようになったのは、大正時代に入ってからであったという。

●仕　　事

当時の山の仕事は、伐採、炭焼き、牛による運搬が主であったが、これらは日雇いの賃仕事であった。夜明けと共に山に入り日没まで仕事をした。主として官山営林署と、他から移住してきた山林伐採の専門業者による雇用である。当時、山林業に従事した集落は、山根(やまね)、大川内(おおこうち)、中山(なかやま)、喰場(じきば)、蕪田(かぶた)、中尾(なかお)の人達であるが、樵の専門業者は鹿児島や長崎、塩田方面からの人々であった。

営林署と町の契約によって植林が始まったのは大正11年（1922）頃で、昭和初期には盛んに

植林が行われ、学校林も与えられて学校行事として植栽に励んだ。

Ⅱ　樵（きこり）・木挽き

伐採の専門職人は最初の頃は、肥後（熊本県）、豊後（ぶんご）（大分県）、広島あたりから連れてきた人々であることが当時の「木挽（こび）き歌」に残っているが、詳しいことは不明である。

寛政８年（1796）に多良の古賀部落の岡善右衛門によって多良岳産の胴回り１m50㎝余の無節のケヤキが伐られて竹崎観世音寺の現在の本堂が建立されたといわれる。

また、明治40年（1907）代前後に長崎の丸屋という山林業者が５年がかりでケヤキを伐採して搬出してしまったといわれる。その中には、大阪の天王寺の用材として船で運んだものもあるという。

遠地から移住した伐採専門職人や常雇いの伐採者、搬出者、運搬者の仮住宅や事務所、牛小屋も上中山と赤松の２ケ所に建設されたが地元の人々は日雇いが主であった。

山仕事をする時は各部落で山の神祭りをして、「山祇神（やまずみのかみ）」に神酒を供え、木霊（こだま）の鎮魂と安全を祈願した。山では猿やエビの話を大変にきらったという。

●樵（おが）（大鋸）

伐採職人にはその仕事の内容、技術によって段階があった。

「先山」は未踏地の藪払いをして、伐採する木の根元を切り開く者で鎌やなたを使っての仕事である。

「大鋸」は一般に樵とも呼び、大鋸（おおのこ）で木を伐り倒す作業をする者である。鋸歯を目立（めた）てヤスリでよく研いで、これを背負って向こう鉢巻きで山に登っていき、根倒しや枝切りの仕事を主とした。

●木挽き

特に技術を必要とする仕事で、伐採原木を必要適当の長さの角材や板材に鋸を使って引き割る作業で、製材所の役目である。

こうした専門の職名を明治時代になって自分の苗字（姓）にした人もいたといわれる。

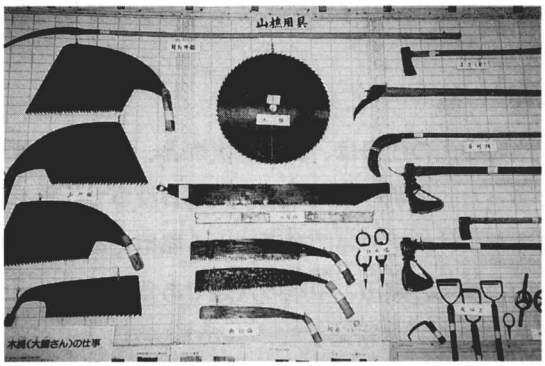

山樵用具のいろいろ

●用　　具

おが鋸（わき鋸）。鋸。丸鋸。２人引き鋸（わき鋸）。断切り鋸。自在環。枝打ち

用梯子。枝打ち鋸。根倒しヨキ。削りヨキ。刈り鎌（草刈り鎌・なた鎌）。皮はぎ鎌。ゴバズイ（カシの木の柄の先に丈夫な鉄鈎のついた曲がり梃子のような物で大木をずり動かす）。竹割り機。

●搬出運搬

山間における搬出は、赤牛を使って原木をそのまま胴引きしたり、丈夫な木ぞりのようなスラに積んで引かせたりした。大川内まで引き下ろした後は、荷車に積んで牛に引かせて多良町の港や、製材所ができてからは製材所へも運んだ。「中の波止」、「北の波止」の両港とも利用された。山林業者の丸屋は私有の錦江丸という運搬船で長崎へ運んだ。

こうした山仕事でケヤキがころがり落ちて下敷きとなったり、切り倒す時にその木にはじかれたりして2人が死亡した。また胴引き運搬中に木材の下敷きになって牛が3頭死んでいる。

地元の人々が副業として携わった仕事は、一部の専門職としての大鋸の外は、殆どが先山の藪払いや道作りと、山の中や港における木材の移動作業（ゴバズイを使って）等の日雇い賃仕事であった。

●次は、太良町山麓にみられる樹木の調査分類である。（山口初男調査）

樹木分類表（あいうえお順） **牧野図鑑による**

番号	分類	樹木名	番号	分類	樹木名
1	もちのき科	あおはだ	35	ぶな科	いちいがし
2	みずき科	あおき	36	はいのき科	いのこしば
3	あおぎり科	あおぎり	37	ひいらぎ科	いぼたのき
4	とうだいぐさ科	あかめがしわ	38	いばら科	うめ
5	ぶな科	あかがし	39	いばら科	うしころし（かまつか）
6	まめ科	あかしや	40	ゆきのした科	うつぎ（のり）
7	にれ科	あきにれ	41	うこぎ科	うこぎ
8	かえで科	あさのはかえで	42	ぶな科	うばめかし
9	ゆきのした科	あじさい	43	うめもどき科	うめもどき
10	ひのき科	あすなろ	44	ぶな科	うらじろかし
11	いばら科	あずきなし	45	いばら科	うらじろのき
12	かばのき科	あずさ	46	うりのき科	うりのき
13	つつじ科	あせび	47	かえで科	うりはだかえで
14	くすのき科	あぶらちゃん	48	すいかずら科	うぐいすかぐら
15	とうだいぐさ科	あぶらぎり	49	えごのき科	えごのき
16	ぶな科	あべまき	50	まめ科	えにしだ
17	ぶな科	あらかし	51	とうだいぐさ科	えぞゆずりは
18	あかね科	ありどおし	52	にれ科	えのき
19	あおかずら科	あわぶき	53	まめ科	えんじゅ
20	くすどいげ科	いいぎり	54	かえで科	えんこうかえで
21	まんさく科	いす	55	もくれん科	おがたまのき
22	ぶな科	いたじい（すだじ）	56	すいかずら科	おとこようぞめ
23	かえで科	いたやかえで	57	くるみ科	おにぐるみ
24	くわ科	いちじく	58	ぢんちょうげ科	おにしばり
25	やぶこうじ科	いづせんりょう	59	かきのき科	しなのときわがき
26	いぬがや科	いぬがや	60	うこき科	かくれみの
27	くすのき科	いぬがし	61	くわ科	かかつがゆ（そんのいげ）
28	もちのき科	いぬつげ	62	くわ科	かぢのき
29	くわ科	いぬびわ	63	かつら科	かつら
30	いぬまき科	いぬまき	64	くすのき科	かなくぎのき
31	まつかぜそう科	いぬざんしょう	65	すいかずら科	がまずみ
32	ぶな科	いぬぶな（黒）	66	かばのき科	かば属（6種）
33	ひのき科	いぶき	67	ぶな科	かしわ
34	いちょう科	いちょう	68	いちい科	かや

番号	分　類	樹　木　名	番号	分　類	樹　木　名
69	まつかぜそう科	からすのさんしょう	104	もちのき科	こばんもち
70	まつかぜそう科	からたち	105	とうだいぐさ科	こばんのき
71	ぢんちょうげ科	がんぴ（きこ	106	もくれん科	こぶし
72	とうだいぐさ科	かんこのき	107	すいかずら科	ごまぎ
73	はいのき科	かんざふろうのき	108	まつ科	ごようまつ
74	のうせんかずら科	きささげ	109	やなぎ科	こりやなぎ
75	まつかぜそう科	きはだ	110	みつばうつき科	ごんずい
76	まめ科	きはぎ	111	かきのき科	こくたん
77	きぶし科	きぶし	112	まつ科	こうようざん
78	きょうちくとう科	きょうちくとう	113	いばら科	ざいふりぼく
79	ごまのはぐさ科	きり	114	いばら科	さくら属
80	まめ科	ぎんようあかしや	115	ざくろ科	ざくろ
81	くす科	くす	116	つばき科	さざんか
82	くまつづら科	くさぎ	117	ひいらぎ科	さととねりこ
83	あかね科	くちなし	118	みそはぎ科	さるすべり（百日紅）
84	ぶな科	くぬぎ	119	はいのき科	さわふたぎ
85	くろうめもどき科	くまやなぎ	120	ひのき科	さわら
86	ぐみ科	ぐみ（夏、秋、苗代、つる）	121	まつかぜそう科	さんしょう
87	ぶな科	くり	122	すいかずら科	さんごじゅ
88	みずき科	くるまみずき	123	つばき科	さかき
89	みずき科	くまのみずき	124	ぶな科	しい（つぶら）
90	もちのき科	くろがねもち	125	かばのき科	しで（赤、いぬ、くま、いわ）
91	くすのき科	くろもじ	126	もちのき科	しいもち
92	くろうめもどき科	くろうめもどき	127	ひいらぎ科	しおじ
93	くわ科	くわ	128	もくれん科	しきみ
94	くすのき科	げっけいじゅ	129	しなのき科	しなのき
95	にれ科	けやき	130	つつじ科	しゃくなげ
96	くろうめもどき科	けんぼなし	131	つつじ科	しゃしゃんぼ
97	くわ科	こうぞ	132	いばら科	しゃりんばい
98	はいのき科	こはくうんぼく	133	みつばうつぎ科	しょうべんのき
99	くすのき科	こが（別名かごのき）	134	あかね科	じゅずねのき
100	すいかずら科	こつくばねうつぎ	135	とうだいぐさ科	しらき
101	ぢんちょうげ科	こしょうのき	136	ぶな科	しらかし
102	ぶな科	こなら	137	くすのき科	しろだも
103	ひのき科	このてがしわ	138	くすのき科	しろもじ

番号	分　類	樹　木　名	番号	分　類	樹　木　名
139	ぶな科	しりぶかがし	174	いばら科	ななかまど
140	すぎ科	すぎ	175	もちのき科	ななみ
141	すずかけのき科	すずかけのき	176	ぶな科	ならがしわ
142	いばら科	すもも	177	とうだいぐさ科	なんきんはぜ
143	せんだん科	せんだん	178	へびのぼらず科	なんてん
144	せんりょう科	せんりょう	179	にがき科	にがき
145	もちのき科	そよご	180	にしきぎ科	にしきぎ
146	もくれん科	たいさんぼく	181	いばら科	にわうめ
147	やぶこうじ科	たいみんたちばな（竹崎島）	182	すいかずら科	にわとこ
148	うこぎ科	たかのつめ	183	はぜのき科	ぬるで
149	かえで科	たかおもみじ（いろはもみじ）	184	つつじ科	ねじき
150	くすのき科	たぶ	185	ひのき科	ねず
151	うこぎ科	たらのき	186	ひいらぎ科	ねずみもち
152	もちのき科	たらよう	187	くすのき科	ねこのちち
153	あかね科	たんちょうぼく	188	まめ科	ねむのき
154	はいのき科	たんなさわふたぎ	189	くるみ科	のぐるみ（のぶ）
155	つばき科	ちや	190	はいのき科	はいのき（黒・白）
156	むらさき科	ちしゃのき（長葉・丸葉）	191	かえで科	はうちわかえで（大・小）
157	かえで科	ちどりのき	192	いばら科	ばくちのき
158	ぢんちょうげ科	ぢんちょうげ	193	すいかずら科	はくさんぼく
159	まつ科	つが	194	はぜのき科	はぜのき
160	つげ科	つげ	195	つつじ科	はなひりのき
161	ぶな科	つくばねがし	196	みずき科	はないかだ
162	かえで科	つたもみじ	197	まめ科	はなすおう
163	つつじ科	つつじ属	198	くまつづら科	はまくさぎ
164	つばき科	つばき	199	つばき科	はまひさかき
165	にしきぎ科	つりばな属	200	うこぎ科	はりぎり
166	かえで科	とうかえで	201	にれ科	はるにれ
167	どくうつぎ科	どくうつぎ	202	あかね科	はくちょうげ
168	つつじ科	どうたんつつじ	203	かばのき科	はんのき属４種
169	ひいらぎ科	とねりこ属（あおたご）	204	つつじ科	ひかげのつつじ
170	とべら科	とべら	205	つつじ科	ひさかき
171	いばら科	なし	206	ひいらぎ科	ひとつばたご（なんじゃもんじゃ）
172	くろうめもどき科	なつめ	207	つばき科	ひめしゃら
173	いぬまき科	なぎ	208	いばら科	ひわ

番号	分　　類	樹　木　名	番号	分　　類	樹　木　名
209	まつ科	ひまらやすぎ	237	へびのぼらず科	めぎ
210	あおい科	ふよう	238	つばき科	もっこく
211	まつかぜそう科	ふゆざんしょう	239	もくれん科	もくれん
212	ぶな科	ぶな（白ほんぶな）	240	もちのき科	もちのき（ななみ）
213	しなのき科	へら	241	ひいらぎ科	もくせい
214	へびのぼらず科	へびのぼらず	242	もがし科	もがし（ほると）
215	つつじ科	ほつつじ（みやま）	243	かばのき科	やしやぶし
216	もくれん科	ほおのき	244	にしきぎ科	やはずにしきぎ
217	いばら科	ぼけ	245	くすのき科	やぶにっけい
218	くすのき科	ほそばたぶ	246	とうだいぐさ科	やまひはつ
219	しなのき科	ぼだいじゅ	247	いばら科	やまざくら
220	ぼろぼろのき科	ぼろぼろのき	248	かえで科	やまもみじ
221	にしきぎ科	まさき	249	やまぐるま科	やまぐるま
222	ぶな科	まてばじい	250	くすのき科	やまこうばし
223	まんさく科	まんさく	251	みずき科	やまぼうし
224	やぶこうじ科	まんりょう	252	あおかずら科	やまびわ
225	みずき科	みずき（くるま／くまの）	253	やまもがし科	やまもがし
226	つつじ科	みつばつつじ	254	やまもも科	やまもも
227	ぶな科	みづなら（大なら）	255	くまつづら科	やぶむらさき
228	かばのき科	みづめ	256	てんにんぐわ科	ゆうかり
229	まつかぜそう科	みやましきみ	257	いばら科	ゆきやなぎ
230	ひいらぎ科	みやまいぼた	258	とうだいぐさ科	ゆづりは（杠）
231	はいのき科	みみずばい	259	ひいらぎ科	らいらっく
232	ぢんちょうげ科	みつまた	260	りょうぶ科	りょうぶ
233	にれ科	むく	261	いばら科	りんぼく
234	むくろじ科	むくろじ	262	あかね科	るりだまのき（るりみのき）
235	すいかずら科	むしかり	263	ひいらぎ科	れんぎょう
236	かえで科	めぐすりのき			

Ⅲ　林産物（木炭）

天然雑木林の多い山間部の中山、大川内、中尾の部落の人々は、山畑農業のかたわら木炭焼きを副業とした。

大浦地方の土地は古い文献によると、やせた地質であったために、深い山林はもとより雑木も大きいものはなかったようである。そのために雑木を使っての副業は燃料用としてドングリやカシの束木（薪）と細い木を切り束ねた粗朶（そだ）が多く産出された。特に昭和20年（1945）後の頃に有明海における干拓事業が盛んな時は、粗朶（そだ）の出荷が盛んであった。

●木炭焼き

明治から大正初期には、山岳地帯は旧領主諫早候の所有であり、肥後方面から専門の職人が来て住み込んで焼いた。原料は天然の赤カシ、シバカシ、椿が主であった。

大正の中頃からは山間の地区民が農閑期を利用して自己所有の雑木や天然の雑木を木炭に焼いた。

その方法は、山林の所有者と年毎に山林面積を区切って雑木林の購入契約を結び、その契約分を切り取り、現地に炭焼きがまを築いて木炭を焼いて俵詰めにするのである。

炭焼きがまの構造（内部）

木炭は専業の運搬業者によって牛・馬車で大浦地方の里の木炭商人の所へ運ばれて各地に売りさばいた。しかし、雑木林が大正中頃に事業家の植木（うえき）の所有となり、林業会社ができてからは、地元でも木炭焼きを専業とする者も増えて盛んになってきた。

その後は、契約した雑木林の分については、焼き賃が１俵いくらという事で、全部を植木の多良林業会社に納めた。この外にも地元の米倉という人が、炭焼き業者と１俵いくらという請負の契約値段で焼かせた。このように親方との契約による木炭焼きを「焼き子」と呼んでいた。

炭焼きがまの外観とかま口

●炭焼き生活

山奥から牛を使って専門の運搬業者が原木を炭焼きがまの近くまで運んでくると原木を割砕するために火薬を詰める穴をあけた。「ボウロ」という穴あけ用のねじ棒を使った。火

薬で割ったものを適当な長さに切り揃えたものをかまに詰めるのだが普通は1度に100から120俵くらい焼き上げた。

炭焼きがまは排煙や原木の運搬の関係上、住居から遠い山奥であったために、炭焼き中は夜、角ランプや提灯を持って一人とぼとぼ登ったり、かま泊まり（炭焼きがま小屋に泊まる）をするなど、大変さびしくて孤独な重労働だった。焼き上げた炭は、手作りの炭俵に詰めるのだが、俵は萱やトキワで編んだものである。現在では化学せんいの袋や段ボール箱に詰められている。

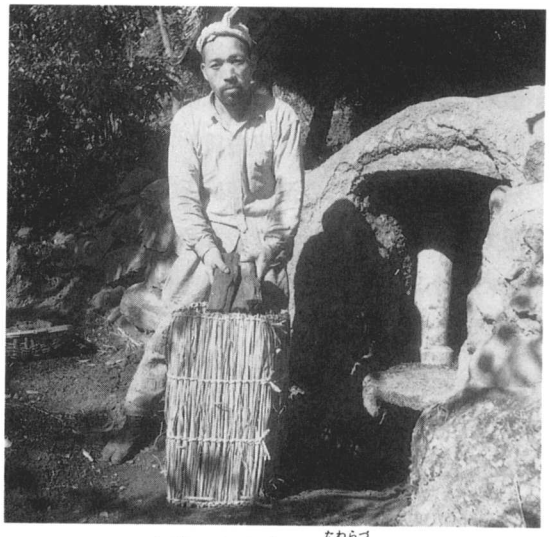

木炭のかま出しと俵（たわらづ）詰め

●木炭の運搬

専門の運搬業者によって運ばれたが、業者は多良、糸岐に多かった。農家の副業として自家耕作用の牛馬を使って農閑期を利用しての仕事であった。9月から4月までの6ケ月間が主であったが、11、12月は除いた。運搬賃は1俵につき明治時代の頃は3銭5厘、大正時代5銭5厘、昭和初期10銭くらいだった。10km以上の山道だから1日1回しかできない。1度の運搬に10俵くらいである。牛馬の荷鞍に8から10俵を積み、2俵を自分の背負い具にのせて山を下り、平坦地にきてから、それを牛馬に積み加えた。

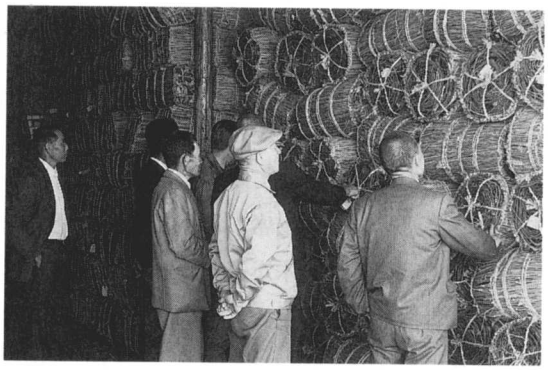

木炭の集荷と検見

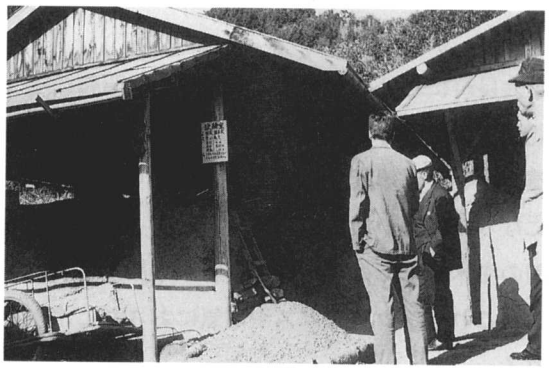

炭焼きがま小屋

●明治34年（1901）生まれの古老の話の記録によると、

朝2時に起床して出発の準備にかかる。馬を引き家を出るのは3時半頃となる。中山地区を通過するのはまだ朝の暗いうちで、炭焼きがまに着くのは夜明けである。しばらく馬に休養を与えてから俵積みにかかる。馬に8俵を負わせて、2俵は自分で担ぐ。自分で担ぐのは馬が可愛いからである。こうして険しい山

岳地帯を下り、担いできた2俵を中山地区で馬に負わせ、10俵となす。中山まで下りるとあちこちの炭焼きがまから漸次同業者が集まり、大川内まで下ると50人位になり、自然に炭運搬隊が編成されて里へ下る。里の木炭問屋に着くと、馬から炭俵を下ろし、問屋主人の指示通りに倉庫に積み上げ、駄賃（運搬賃）をもらって家に帰る。家に着くのは大概午後4時頃である。

帰れば直ちに明日の運搬準備として、先ず草鞋作りから始める。自分の草鞋1足、馬の草鞋2足である。この草鞋作りのため、先ず藁二手（ふたて）を打ってから軟らかにしておく。次に馬の飼料準備にかかる。夜になって草鞋を作る。こんな夜なべまでして明朝の炭焼きがま上りの準備を終えて床につくのである。

●明治41年（1908）生まれのＴ氏

大正15年（1926）7月、農業補習学校に青年訓練所が併設されて公民学校、次に青年学校と改名された。この学校は農業関係の学習と共に軍隊教育を行った。兵役前（満20歳前）の勤労青年は義務制として総て入学せねばならなかった。

当時、農業に精出していたＴ氏も、青年学校の生徒であった。そして農閑期には木炭運搬の賃仕事に働いていた。明日は1週に1度の青年学校である。学校は欠席したくない。しかし、木炭運搬の賃仕事も休みたくない。どうしたらよいか考えた末、名案が浮かんだ。それは夜中に木炭山に登り、朝早く運搬を終われば、昼は青年学校に出席できるということである。

Ｔ氏は夜中に牛をひいて木炭山に登った。そして翌朝、里の木炭問屋に納めて賃仕事を終え、牛をひいて青年学校に出席し、牛は学校の運動場の隅につないで、学習も軍隊教育も受けた。

こうしてＴ青年は、木炭運搬の賃仕事と青年学校の生徒としての学習をまっとうした。

当時の農村青年の忍耐力と強い義務観念の精神とには、感嘆（かんたん）の外はない。すべての青年がこうであったとは言えないにしても、当時の青年には、かかる質実剛健な気風が漲っていたのである。

●現　　状

太良町における木炭生産の最盛期は昭和25年（1950）から35年（1960）頃である。当時の年間生産量は約3万俵くらいで、業者は約100戸くらいだった。それが昭和44年（1969）頃には業者約40戸、年間生産1万3千俵くらいになり、更に現在（平成3年－1991）では業者は数戸になってしまい振（ふ）わなくなってしまった。家庭燃料革命と雑木の激減のためである。木炭も以前の生木焼きではなくて大鋸屑（おがくず）から加工されたものが店頭に姿をあらわすようになった。しかし、これもプロパンガスや電気におされて木炭そのものが家庭から消えてしまったように思われる。

第三節　漁　　業

Ⅰ　有明海漁業の特色

1．自然環境

長崎、佐賀、熊本、福岡の4県に囲まれた内海で一般に前海（まえうみ）と呼んでいる。

海の干満の差が非常に大きく、大潮時は6mに達する。従って潮流の速度も速く、海底が潟泥のために潮汐は沿岸に近づくほど混濁の度が著しい。深度は最深部で僅か20m前後に過ぎない。水温は気温に左右され易く、最高27度、最低7度であり、潮汐の塩分は、降雨によって左右されるが、特に河川流域は変化が著しい。

また太良町より佐賀平野に至る海岸は、全部沖積層よりなっておるが、次第に陸化され、大体100年に1㎞の割合で陸化してきていると推定されており、こうした自然の陸化作用を人工的に実現していく干拓事業も古く藩政時代から行われ、明治時代以後、特に昭和時代に入ってからの干拓事業は急速に進んでおり、最近では諫早湾の干拓事業が大きくクローズアップし、既に着工されている。

2．水産物と漁業

河川が多いので栄養塩類に富み、魚貝類の天然飼料が豊富なために稚魚の育成に適している。また局部的には外洋性魚類のサワラ、ヒラ、グチ等が生殖のために回游してくるし、餌を求めて回游してきて長期間滞在するハモ、サヨリ、マボラ、ススキ、クロダイ、ヒラメ等も多く、定住的に棲息している沿岸魚類ハゼ、アカグチ、クチゾコ、ムツ、スボ等は非常に多いが、環境汚染等によって年々減少しつつあるものもでてきている。

泥土と砂土からなる干潟は、プランクトンも多いため貝類の繁殖に適し、アゲマキ、カキ、アサリ、モガイ、タイラギ等も多く、中でも近年では、カキ、アサリ、モガイ、さらに最近では、ノリをはじめ、エビ、カニ等の養殖も盛んになってきた。

3．漁　　撈

干潟に棲息する魚貝類を捕獲する手取り漁業とも呼ぶべき干潟漁業は、かんたんな手作りの漁撈具を使い、船を使わないで行われるもので、古くからの漁法をよく伝えている。有明海独特のものであるが現在では農閑期利用の農民や一部の兼業者に限られている。

沖合漁撈は浅い内海で、しかも潮流を利用しての定置網や流し網などの船を使った小規模な

漁撈であるところに特色があり、これに従事する者は専業・兼業の漁業従事者である。

限られた狭い漁場、進歩していく漁撈具と乱獲、海水汚染等の影響によって内海漁業は次第に衰微している。こうした内海の不振を打開するために、ノリ、アサリの養殖の外、カニの養殖ふ化による放流等が行われている。

また有明海の漁場については、県や水産庁の指導で漁業調整が行われ許可漁業については、他県への入漁問題等があり、最近では諫早湾埋立事業に関する南総開発問題等、難しい課題が多い。

Ⅱ　太良町の漁業

佐賀県有明海漁場の最南端に位置し、しかも長崎県諫早湾口附近に当たる。海岸線の出入りが多く、泥土と砂土の底質をもつが多良地方と大浦地方ではさらに沿岸の様子を異にしている。

多良地方は陸地からなだらかな遠浅の潟海であり、河川の流れ込みも大きい。そのために早くから独特の干潟沿岸漁業が盛んであった。特に竹羽瀬漁撈によるアバ網、待ち網、建て干し網、一本釣りを主体としてきたが、最近ではアサリ、カキ、ノリ等の養殖漁業も盛んになってきた。

大浦地方の沿岸は玄武岩質の磯瀬浜で陸地から切り立った海岸線の出入りが多い。また竹崎は天然の火口港として、殆ど潮汐の干満の別なく船の出入りができる良港としても有名である。従って早くから島原、大川（おおかわ）、柳川（やながわ）、諫早方面への出入りもあった。最近では港湾の施設設備も整えられて、年々、漁業の振興を促し、太良町漁業の主力をなしている。

漁業は一本釣りのほか、沖合漁撈を主幹としたタイラギ潜水漁撈をはじめ、籠漁、さし網漁、流し網漁によるカニ、タコ、イカ、コノシロ、エビ等が水揚げされている。

最近では、漁獲の不振や漁船の増加等の問題からノリや、アサリの養殖、カニのふ化等の養殖の外、漁業者の調整、海底の潜水工事や漁業の出稼ぎが行われている。

また有明漁業の関係記録によると、明治、大正の時代に大浦と多良の地区から朝鮮近海にまで出漁した業者もあって、当時の人々はこれを「朝鮮船（ちょうせんぶね）」と呼んでいた。

1．太良町漁業の特色

(1)　漁撈と漁具の変遷

ア、干潟沿岸漁撈と漁具

○手捕り漁

潟や磯瀬に穴居したり、付着する魚貝類や海草類をとる方法で、簡単な道具を用いたりする

「手取り漁法」である。最も原始的で古くからの伝統的漁法であるが、今でも農閑期を利用しての自家消費用にするものである。

手取り（手さぐり・手ぼり）

アサリ、アゲマキ、カキ、ムツ、シシガイ、メカジャ（三味線貝）、穴シャッパ、ガンツケガニ、ホウジャ、手長タコ、ニシ類、海草類を採取する。

夜ぼり

干潮が著しくて、潮汐の温度の差が昼夜で大きい、冬の夜の干潮時に行った。カンテラと矛を持って渚（なぎさ）を歩きながら、矛で突き捕る方法である。主にススキ、ウナギ、ハゼ、クチゾコ、ボラ、ヤスミタコ等である。

鈎（かぎ）掻（か）き

1m50cm位の竹竿にとりつけた掻き鈎で、潟をかきながら、ひっかけて捕る方法でスボ、ウナギ等を取る。

釣　り

竹竿によるハゼ釣りやムツかけである。

チョットスキ

手押し網とも呼んでいる。2、3mの2本の竹を手元で交叉させて、先の方に網を張って、浅い三角袋にしてそれを満ち潮の流れに乗って動く魚を待ってすくいとる。エビ、スボ、クチゾコ、ボラ、ハゼ、ウナギ等をとる。

押し板（滑り板）

藁を束ねて円形状のドウナツ形に作った膝当てを板の上に置いて、それに片膝を立て、片方の足で潟面をけってスキーのように干潟上を滑って目的地点まで行く。板には両手をついて支えるための押し桶（径50cm余）を携行するが、それは獲物入れでもある。目的によってムツかけ、スボかき、板鍬等の捕獲用具も携帯する。

もどらず籠

大型のヘチマ形に編んだ竹籠で、獲物の入り口はじょうご形のふたに作ってある。一度入ったら外に「もどれない」ので、この稱がある。川口や礫の沿岸に沈めて栗石で上部を覆っておく。上げ潮でくるウナギや毛ガニが、籠の中にかくれがとして入る。

塚 ・ 釜

ウナギ塚とかウナギ釜と呼んでいる。河口や岸辺に径１m50㎝余、深さ１m余の穴を掘り、その中に人頭大の石を詰めて塚のように盛る。その中に宿居するウナギを捕るのだが、入れた石をひとつずつ取り除きながら、ウナギ鋏を使ってとる。水汲み出しバケツと鍬を使う。

棚 ジ ブ

定置網である。岸から約20m沖合の所に丸太材を組んで火の見やぐら式の屋根がけ小屋を作り、居場所は約１㎡くらいの板敷きである。そこにチョットスキ様の竹組みの四つ手網を取り付けて、滑車と引紐で海底までの上げ下しができる装置である。海底にしばらく網を下しておいて、潮流に乗ってくる獲物を待ち受け、ころ合いをみて網を引きあげて捕り、手元に用意した長柄の網で、魚をすくいとる。満潮時になっても岸に戻れるように丸太材で脚を組み、長い竹や木材を渡して橋をかけてある。エビ、ウナギ、グチ、ススキ、ハゼ、ボラ等をとる。

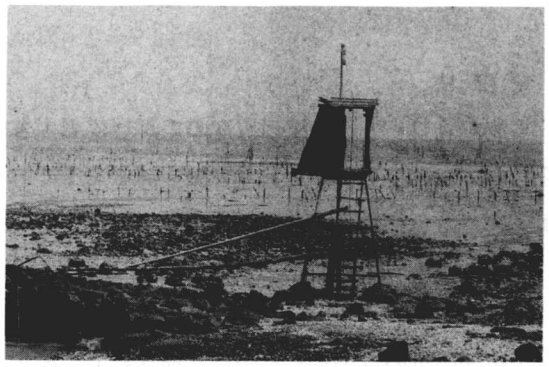

干潟の棚ジブ

○養　　殖

ノリ種苗・カニのふ化

大浦における組合管理による施設センターで行っている。稚カニは放流し、ノリは糸状体培養施設で行っている。

アサリ、カキ、アゲマキ

カキは多良地方で、アサリは近年大浦地方でも行われるようになった。

イ、沖合漁撈と漁具

太良町内における沖合漁撈は浅海で潮流を利用して行うものであるから、限られた内海漁場では、各種の漁法が入り乱れて行われている。主として船を利用して行う漁撈を中心にとりあげていくことにした。

○船 と 帆

船の大小では、無動力で帆または艪(ろ)で漕ぐ幅１m、長さ６mくらいの小船を「チョロ船」と呼び、母船の後尾に引く小船を「天馬(てんま)」と呼んでいる。こうした無動力船は昭和初期頃まで使用され、帆も使った。主として手釣り、竿釣りなどである。スズキ、ヤスミ、ボラ、チヌ、コ

チ、カレイ等を釣った。

○釣りと築瀬（造り瀬）

魚巣となるための種々の構築物――コンクリート製の大型枠や廃バス等を海底に沈めて作った人工築瀬である。七浦沖合の岩礁で通称「お島」と呼んでいる所と竹崎沖合500m程の海底である。竹崎沖築瀬は幅約20m、長さ約300m余の人工瀬で産卵と育魚の保護区としてあるが、釣りのみは許可している。

○網　　漁

網の呼称は漁獲する魚類によってスズキ網、エビ網、カニ網などとも呼ばれている。

敷　　網

袋状の網の総称で、それを漏斗状に張って袋状網の末尾に獲物を捕集するように仕組んだものである。

・待 ち 網

竹羽瀬を立てて張る網で獲物の種類も多い。

・アバ網（アコウデ網）

待ち網と大体同じ構造で干潟と潮水との境に張る。

・アンコウ網

元来はエビ漁の専用網として早くから多良地方で使用されてきた。網の入口がアンコウの口のように広いところからそう呼んでいる。

○定 置 網

一定の場所に殆ど年中、取り付けられた網仕掛けである。

・棚 ジ ブ

（手捕り漁の項参照）

・マ ス 網

干潮時にも常に網が沈む程度の所で、岸から約100mの沖合に張り、大浦地方で使用されている。海底に丈夫な竹竿を何本も固定し、それに網を張りめぐらして、最後は方形のマス網に集まるようにしてある。海流に乗って魚が道網にそって最後のマス形網に入るように仕組んだものである。

・竹羽瀬漁とシバエビ

袋網を竹垣に仕掛けての定置漁法である。多良地区において古くから行われてきた漁業である。

農林技官、本荘正の発表によると

「竹羽瀬漁業は平家の落武者6騎、筑後の国柳川に落ちのび漁業を営み、竹羽瀬漁業を創めたのが始まりである」

とのことである。

定置漁業だから位置の権利があり、その貸借料は、明治38年（1905）頃で1ヶ年35円であった。佐賀県も古くからこの業が営まれていたと推察されるが、多良地区の創業については不明である。

かし網

網を海底に碇(いかり)か竹でとめて固定しクチゾコ、クラゲ、カニ、シャッパをとる。

流し網

さし網、ゲンシキ網などがある。網の底にはおもりをつけ、上には浮木(うき)をつけて海底近くを流すもので広く使用されている。流し網の代表的なものであってコノシロ、スズキ、カニ、エビが多くとれる。

投　網

船で魚群を求めながら船上から打ち、コノシロ、ボラなどを獲る。

底引き網

船で網を引っぱる方法である。

○延縄(はえなわ)と籠・つぼ

延縄は500mから1㎞にわたる長い道糸（縄）に一定の間隔で枝針（短い糸に取り付けた釣針）を無数に取りつけてそれに餌をつけて海底に延(は)えていく。

この道糸に、こんどは枝針にかえて、籠やつぼを取り付けて海底に沈めて延える漁法がある。

延縄として多く使用されている種類は次の通りである。ハゼ縄、サヨリ縄、ウナギ縄、タイ縄、エイ縄、タコつぼ、アナゴ籠、バイ籠、イカ籠、カニ籠。

殆どの網漁、延縄漁は大浦地方の主位を占める漁法である。

(2) 潜水業とタイラギ漁

創　業

大正5年（1916）に有明(ありあけ)商事、高木(たかぎ)商事、山形正一(やまがたしょういち)の3事業家が大浦を基地としてタイラギ漁業を開始した。潜水夫は朝鮮から朝鮮人を雇い入れて行われた。

漁法は船に3人が乗り組み、鉄製のタイラギ掻きで海底を掻いて引き揚げる漁法である。30分から1時間位の収穫であって、1日に800個から1000個の貝をとっていた。この事業は3年間で中止されたが、その漁獲高の大きいのに地元漁業者は驚きかつ羨望したのである。

地元人の開始

大正8年（1919）に坂口重吉、北島正治、酒村時三の竹崎の3人は潜水夫を朝鮮から雇い入れてタイラギ漁を開始した。

大正14年（1925）には、県内の潜水タイラギ漁の許可を受けている船は18隻あったが、その内の10隻は大浦地区の船であった。しかし、この外に許可のとれていない船まで合わせると約50隻位に達したが、違反者は検挙されて実刑に服した者もあった。

昭和7年（1932）頃はタイラギ発生減少のために漁を中断して島原沖、天草沖、瀬戸内海方面に潜水漁業の出稼ぎに、またサルベージ船等の潜水夫として雇用されて関東方面に進出した。

技術習得の研修

当時、竹崎の青年は潜水技術習得のために大いに努力したが、雇用される潜水夫は朝鮮人が殆どだった。潜水用の送気ポンプの手押し人夫として働いている竹崎青年は、技術習得が思うようにできなかったが、それでも昭和9年（1934）には20名位の技術習得者ができていた。

昭和16年（1941）、当時の佐賀県水産課は地元竹崎で潜水技術の講習会を開催し、その結果によって免許を取得した者が竹崎で約70名に増加した。

昭和17年（1942）、タイラギ漁船は109隻に達し豊漁だった。しかし、地元の潜水夫は兵役や徴用のために少なくて、主として朝鮮人であった。

昭和20年（1945）には、労力や資材が不足したために操業したのは約20隻前後であった。

タイラギ漁黄金時代

昭和21年（1946）以後から竹崎、道越のタイラギ漁は黄金時代へと発展した。昭和21（1946）、22年（1947）は戦後の復員者も増え、貝も多くとれて景気であった。しかし23年（1948）頃から出稼ぎしなければならないように不漁となり、瀬戸内海への採貝や金属ブームによる資材（戦後処理による海中の砲弾など）の引き揚げのために長崎、佐世保、宇部方面で働いた。資材引き揚げの出稼ぎ船は約70から80隻に達した。

タイラギ漁の周期

タイラギ潜水漁業は、豊漁期が2、3年続くとその後3、4年間は不漁となることが続く。その期間は出稼ぎするというように調整している。

昭和44年（1969）頃には280隻の中、120隻が出稼ぎで働いている。

平成元年（1989）には、大浦地区だけの総船隻数は約470隻（内、1本釣り約40隻）である

が、潜水士や船隻の増加調整のためにノリ操業船はタイラギ操業をしないなど、調整がとられている。

潜水事故（後述、海難の項参照）

(3) カ ニ 漁

カニ漁はタイラギ漁と共に大浦漁業の主幹をなすものである。ガザミという品種で、俗称タキザキガニと呼んでいる。甲羅の大きさは横15㎝位であるが、昭和20年（1945）前後頃までは20㎝からそれ以上のものも沢山とれていた。

県内外からの観光を兼ねたカニ料理の賞味客が年々増加し、観光ホテルも最近急増した。

カニ漁法はカニ籠による延縄漁であったが、最近は殆ど流し網漁である。カニ籠は竹製から鉄製の枠に変わったが、その枠を網囲いして開閉式にしたもので、カニの入口は小さな丸窓があけてあって、モドラズ式になっている。籠の中央にタコや魚肉などの餌を入れた餌器が吊るしてある。何百個もの籠を延縄に仕掛けて海底に沈めておく。

カニの味は生きているカニを煮ることが最良の条件であるために、商品化するには長時間、生かすために苦心をする。そのためにカニの甲羅に傷がついたり、はさみが欠けたりしないようにすることが大切である。そこでカニ同士が喧嘩して挟み合わないように、捕獲したら船上で直ちにカニのはさみの股の片方をペンチで欠き取るのである。単にこれだけの処置によってカニを長期間保存し、生きたまま無傷で遠地へ搬送もでき、ホテルの生簀（いけす）の中に生かすことできるようになった。この方法を発見したのは明治５年生まれの竹崎の竹島長一（たけしまちょういち）であった。

現在ではカニも減少し、加えて観光客も増えたためにカニの需要が不足するようになってきている。

(4) 養殖漁業

昭和30年（1955）頃からは近代漁業施設設備の発達、漁業従事者の増加、海水汚染等、漁業をとりまく諸条件が次第に重なり、それに伴って漁獲高が減少してきた。そこで、獲る漁業から養殖漁業へと大きな転換をみせてきた。

アサリ・カキ

養殖の中でもアサリとカキは自然繁殖の好条件をいかしたものである。特に大浦の里地区から伊福地区にかけての約10㎞の砂礫の浜はよく繁殖した。（上巻現代編参照）

赤貝・アゲマキ

この養殖は、ノリ養殖のような種々の施設は不要であるが、稚貝が地元に育たないので、赤貝は大阪湾沿岸から、アゲマキは柳川からそれぞれ高価な稚貝を購入していた。赤貝の稚貝が有明海でも育つように地元養殖業者も研究を進めていた。昭和45年（1970）に実験に成功し46年（1971）以降は稚貝を購入する必要はなくなった。赤貝の漁獲期は4月から7月くらいまで、アゲマキは7、8月位までであって、ノリ漁業期とは重ならないので好都合であるために、これに携わる業者も増加してきた。

海苔養殖

有明海では明治37年（1904）、熊本県で種付けした女竹を当時の多良町や川副、住ノ江地先に移植したのが始まりという。有明海は天然ノリの種場がないところから、殆ど移植に依存しなければならなかった。（上巻現代編参照）

(5) 出稼ぎと活躍

●遠洋漁業（朝鮮近海）

明治43年（1910）から昭和6年（1931）頃まで続いたが、これが太良地方における遠洋漁業の初めである。しかし、竹崎を基地とする潜水漁業が盛んになるにつれて止まった。

『大正12年（1923）発行、藤津郡勢』（県立図書館蔵）によると

出漁船は帆船で、昭和4年（1929）になって初めてエンジン付き船となった。出漁船は年によって増減があったが大浦地区から7隻位、多良地区から3隻位であったが、当時、これを「朝鮮船」と呼んだ。

漁場は当初は仁川（じんせん）や木浦（もつぽ）の沖合で、そこを基地としたが昭和に入ってからは鎮南浦（ちんなんぽ）と釜山（ふざん）を基地とした。グチ、ミデ、カレイ、エイ、スズキ等の漁獲物は基地で販売していた。

大正10年（1921）頃の様子では、舟1、乗組員4人、就業100日間出漁、漁獲高650,000厘、1人当漁獲高162,000厘、1人日当6,500厘という大浦の船についての記録がある。

●潜水士の海外活躍

これは竹崎の青年潜水士が、その技術を海外で発揮したことである。昭和27年（1952）8月、10名の竹崎潜水士が印度セイロン島のコロンボ港埠頭の建設工事に応募し、約2年間無事に仕事を完了して、日本潜水士としての名声をあげて全員帰郷した。（上巻現代編参照）

●潜水業者の出稼ぎ

既に述べたようにタイラギをはじめその他の漁獲は年々減少し、しかも年によって豊漁と不漁のばらつきがある。船隻の増加、海水汚染、機械器具や技術の進歩による乱獲、限られた内

海漁場等の諸条件によるものである。

タイラギの繁殖期は6月頃からである。以前の操業は自由に行われ、採貝時期には約10時間から12時間操業していたが、貝の増殖のために、採貝時期や操業時間を規制するなどの調整を行っている。

こうした内海漁業や太良町漁業の問題の解決をはかるための調整のひとつが出稼ぎである。

出稼ぎ先は台湾や沖縄をはじめ、新潟、石川、鳥取、大阪、四国、九州各県へと全国各地に出向いて活躍している。

2．漁具と設備の変遷

(1) 船とその設備

ア、船の変遷

○木造船と動力

町内において船が生業として使用されるようになってからは、帆と艪が併用されることが多かった。遠洋漁業や魚の仲買い業船などの一部を除いては、殆どが舟足の軽い「チョロ舟」と呼ばれるもので長さ6m内外の小舟であった。主として沿岸漁業用で、それは昭和初期頃まで使用された。

その頃は大浦から大牟田までの約30kmの海上を2、3丁の艪と帆を使って1日かかって漕ぎ、往復に約3日を要したという。今では1時間内外で行く。現在の船は3トンから4トン位の船が多いが、この木造船が広く用いられるようになったのは、大正末期から昭和期に入ってからである。エンジンは焼玉と称するもので騒音と排煙が強くて船の振動も大変大きかった。大正中期には竹崎の魚商、藤井が山城丸という発動機船を造り大牟田との間を就航させていたが、これが町内における、動力船の初めであっただろうと思われる。

木造船は速力も遅く、夏の炎天時には船の乾燥割れを防ぐために海水をかけたり、また船足を軽く速くするために、船底を焼いたり付着するフジツボなどを頻繁に除去するなど、平素の管理に大変な苦労があった。また木造船に大きなエンジンを据え付けるのには、いろいろ支障があった。

近代機器装備のプラスチック製快速漁船

○プラスチック船とエンジン

現在では殆どプラスチック船体となり馬

力の大きなジーゼル機関が取り付けられて、軽くて耐久性があり速力も大きくアップされた。また小型の補助船にも取り付けの手軽な「船外機」が広く普及し、かつての艪の使用は姿を消してしまいつつある。

イ、船内設備と機器

○経験と感による航海

操舵室もなくエンジン部屋への出入り口から顔を出して風雨や潮しぶきに打たれながら前方を見つめて操舵した。自分の船の位置や進行の方向（方位）は「山あて」という方法で知るのである。

内海を取りまく周囲の目標物として山を見とおし、前に見える山と船の位置と後ろに見える山を結んだ線を「ミャーダケデ」と呼び、2つ以上のミャーダケデを使って海上での位置を知った。そしてさらに「ツイベ」または「スッテ」という方法で漁場地点を求めた。これは船上から4kg位のおもりを紐で海底におろして深さと海底の泥の状態とで位置を知るのである。

また河川が海に流れる「みお筋（エゴ）」には「みお木」または「ミョーギ」と呼ばれる竹竿が点々と立てられ、出右、入左といって往復の海上信号の役割を果たした。これは遠浅の海岸においていくらかでも海底の深みにそって早く出入りするためである。

海上では海岸の方向を「カミ」、沖の方を「シモ」と呼んだり、海岸が海に突き出ているところを「鼻」と呼んだ。こうした経験と感にたよる航海は昭和の中期頃まで行われた。

○灯　　火

松明を仕事する時だけ点火し、それを片手で抱いて仕事をした頃は、こえ松（松根）を小さく割って束にし、わらで2、3mの長さに巻いて使っていた。

提灯は蛇腹式の円筒形のもので、ふたと底は板になっていて中央には点火用の穴があけてあった。ふたと底の板の隅には竿通しのための穴があって竿に固定して船べりに取り付けた。

石油ランプは角筒形のガラスランプの中にアルコールランプ大の「小とぼし」を入れたものや笠のついたボンボリ型のガラス筒の中に小とぼしを入れたりして昭和前期頃まで使用した。

カーバイトは大正末期から用いられてはいたが価格等の関係で利用は少なかった。

現在はバッテリーによるもののほか、機関による発電等で照明度も強く、夜間操業においては昼間と同じ位の明るさとなった。

○**操舵室**も設備され、風雨や潮しぶきにも殆どあうこともなく、その上に舵も棒梶（ぼうかじ）が改善された。

○**羅針盤**が使用され、潜水送気ポンプは動力による**コンプレッサー**となり、潜水中に船上との交信が**無線電話**を使用するようになって縄による合図信号がなくなり、交信が正確で安全になった。

○**無線機**によって航海中に陸上と交信もでき、**電波探知機**も備えられて魚群や海上の障害物、海底深度も容易に知れるようになってきた。

○延縄やノリ網の摘み取りが、手操りから「**自動捲き取り、捲き上げ機**」になった。

○寝食するための船内設備も整えられ、その上に船の騒音に代わってラジオやカセットテープのメロディーの中で仕事が楽しくできるようになった。

○帆は殆ど姿を消したが、初めの頃はゴザ帆が長く続いた。潮にぬらして使うと丈夫で風も通さず3年位は使用に耐えた。木綿製の帆に代わったのは、明治30年（1897）頃からであった。

(2) 籠・縄・網

○渋、タール染めの漁具

籠は竹製から鉄製の枠となり、イケス用にはプラスチック製の籠が使用されるようになった。以前の延縄はワラ縄やシュロ、アサ、木綿、ラミーのせんい縄で腐れやすかったし、切れやすくもあった。そのために防腐剤として柿渋やコールタールで染めた。柿の時期になると農家から渋柿を買い集め、臼に入れて杵でつき砕いてそれを樽（たる）や甕（かめ）に入れておき、渋をしぼりとって保存した。

コールタールは庭の片隅や海岸にかまどを設けて大釜やドラム缶に入れて、それに縄や網などを入れて煮込んで染めた。こうして縄や網、かごなどの長期間の使用と保存に備えた。

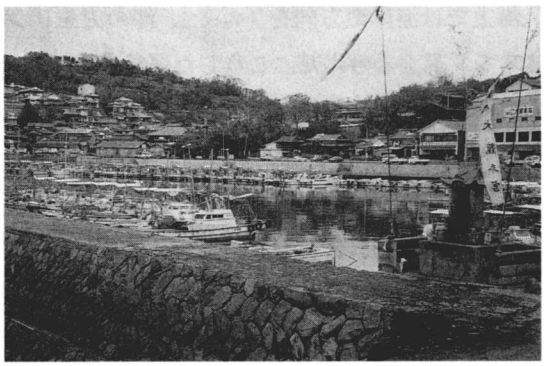

竹崎港と龍宮祠

○化学せんいによる漁網の革命

縄や網が化学合成せんいに変わったことは、漁撈具の進歩の中でも画期的なものの一つであろう。しかし、アミ（微えび）をとる専門網のモジ網には、これは使用されていない。

ところで漁業にとって、陸上での主な仕事は籠網の修繕や網干しであった。それは大変な時間と労力を要した。化学合成せんいは、縺（もつ）れにくくて腐（くさ）れにくい。また水切れもよくて、引き（弾性）に強いために切れにくく、大変に丈夫で長期使用と保存に耐えるものとなった。

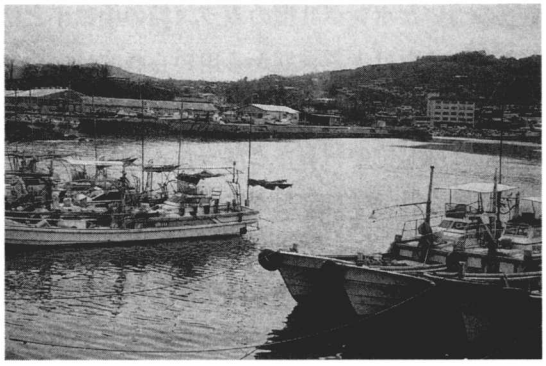

道越港を臨む

3．防波堤と港湾整備

○港湾とその整備

船舶漁業者にとって重要なことは、安全な碇泊港が近くにあって、常時、出入りが容易にできることであろう。それと共に車を利用して安全に荷の積み下しができるような整備も大切である。

町内の海岸線の出入りの多いことは碇泊地としての大小の港造りに有利であった。地の利をいかしてそれぞれの漁業区毎に最寄りの港が整備されてきた。大浦地方では整備が着々と進んでいる竹崎漁港、道越漁港、野崎漁港、広江港の外に波防停泊港として南風泊（はやどまり）、野崎（のざき）、道越（みしごし）、亀の浦（かめうら）、里（さと）の補助的な港等、大小９港を有する。また多良地方では多良漁港、糸岐漁港、油津漁港を有している。

これらの殆どは昭和23年（1948）以降の改良工事や災害復旧工事、漁港設備工事、海岸保全事業工事、漁業構造改善事業等々、幾多の工事によって国や県の援助を受けながら拡張され整備されてきた。港の拡張と防波堤や護岸の整備をはじめ、接岸堤、海の農道ともいわれる多良地方の海中道路は遠浅海岸における多良地方の船と車との関連作業をスムーズにしたものである。また港湾や堤防の照明設備、港湾とその周囲の関連道路の整備もなされてきた。

港湾の付帯施設設備としては、それぞれの地区の漁業や港の特性を生かすように機能的な施設設備がなされている。荷揚げ施設や各種倉庫、製氷冷凍施設、集荷場、自動乾燥場、培養施設、共同作業場、ガソリンスタンド、さらに3.52ｔの自警船「おお

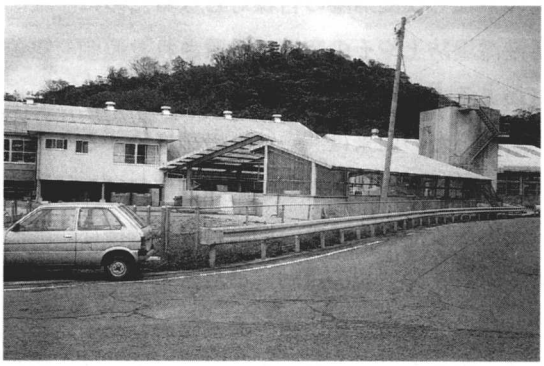

道越漁港と海苔培養センター及び諸施設

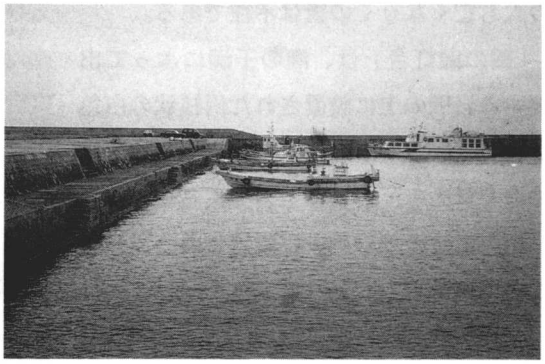

大浦野崎漁港

多良、糸岐漁港

うら」等と、近代設備の改善のための努力が払われている。

糸岐漁港口の海中道路

○灯　　台

深夜の航海と出漁の安全をはかる大きな働きをしている。長い歴史を有する竹崎灯台（夜灯鼻灯台）や道越沖の「鶴の瀬灯台」、広江沖の「亀の瀬灯台」があるが、その外にも夜間帰港の目標灯となるために各港湾堤防上やその突端に設置された照明灯がある。

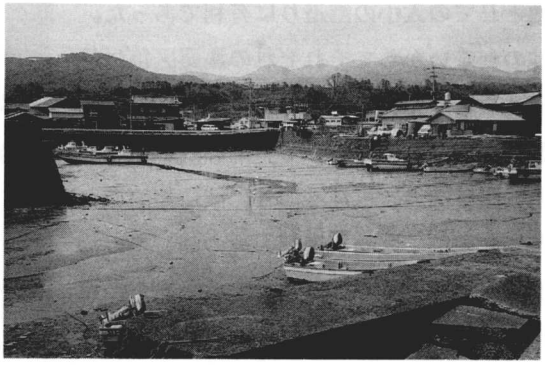

多良漁港

竹崎灯台の由来は「史跡」の項にゆずることにして、現在のものは昭和29年(1954)に海上保安庁によって、旧灯台碑の背後に建てられた時差式の点滅灯である。その初代の灯台守りは、黒田清であったが、その死後は妻の女灯台守りであった。現在はその人も亡くなりその後は不在である。

「鶴の瀬灯台」は、潮の干満によって出現する岩礁の上に設置された円柱状の白色灯台で、陸上からの投光施設から発する光で白く見える反射式のものである。

亀の瀬灯台は岩礁上に設置された点滅式灯台である。

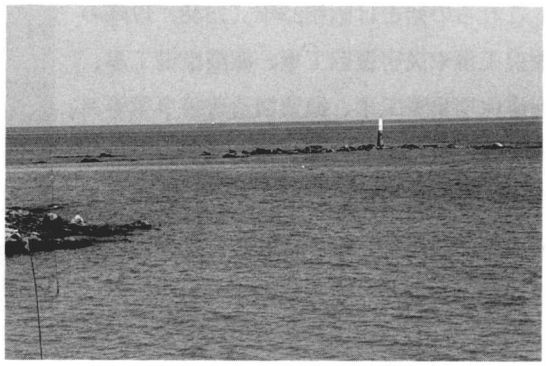

鶴ノ瀬灯台（反射式）

4．海　　難

町内漁業に関する海難については殆ど記録はない。県の集録によると、前記の朝鮮近海に出漁していた太良町内からの漁船が大正11年（1922）、済州島（さいしゅう）沖で暴風雨にあい、遭難して3人の犠牲者がでているが詳細については不明である。

参考までに明治時代以前の有明海海難の主なものは次の通りである。『県の資料』、

享保元年（1716）8月19日、大風雨で破損船9隻

享保11年（1726）7月5日、大風雨による高潮で破損船188隻。

宝暦12年（1762）8月8日、大風雨で破損船4隻

宝暦13年（1762）7月18日、大風雨で破損船58隻

明和（めいわ）2年（1765）7月16日、大風雨による洪水で破損船42隻。

当時は小型木造船で手漕ぎと帆にたよっていたし、台風などの予知予報の情報手段などもない。おだやかな内海でも一度、嵐がきて猛威をふるうとひとたまりもなかったであろう。

亀ノ瀬灯台（点滅式）

町内では古くから一本釣りや竹羽瀬による網漁が行われていたが、いずれも沿岸漁業が主であったため、事故は少なかったのではないだろうか。

町内における台風や高潮の記録はあるが、それによる海難記録は不明である。災害を伴った台風では明治28年（1895）、大正3年（1914）8月25日、昭和24年（1949）8月16日、昭和32年（1957）7月25日、昭和37年（1962）7月8日、それに平成3年（1991）9月28日の19号台風である。未曾有の大災害をもたらした19号でも町内での海難事故は起きていない。

水難救助活動の組織は、昭和7年（1932）に竹崎に設立された。当時の帝国水難救済会に加入し、組合員としての辞令も交付されている。「社団法人日本水難救済会佐賀県支部竹崎水難組合」と称し、初代会長は蔵本清次郎（くらもとせいじろう）で組合員は35名余であった。その後、会長となっていた黒田清（くろだきよし）の死亡後は自然消滅のようになっている。

事故者名簿

年月（昭和）	事故の発生地	出身部落	遭難者名	年月（昭和）	事故の発生地	出身部落	遭難者名
20. 8	若松	竹崎	島崎一明	38. 6	大阪府	竹崎	貞包義孝
20. 4	長崎市番焼	〃	梅崎静夫	39. 5	大分県	〃	柿山勝利
26. 1	広島	〃	大鋸武輔	39. 7	有明海	道越	大江国広
26. 6	山口県	〃	赤木茂	40. 4	愛媛県	竹崎	林軍人
27. 5	山口県	〃	松瀬直	44. 10	福岡県長淵	道越	上戸繁美
27. 12	山口県	〃	松瀬直春	46. 3	岡山県	〃	上戸藤信
27.	山口県	〃	黒田富夫	51. 7	有明海	竹崎	木下直義
28. 5	唐津	〃	渋谷清治	56. 9	五島	野崎	西村敏郎
28. 9	佐世保	〃	宮崎清郎	58. 10	伊万里	〃	隈部英則
30. 1	島原	道越	上戸繁信	59. 2	有明海	道越	石原正美
31. 1	長崎畠	栄町	副島義美	59. 5	鹿児島	〃	久保憲介
31. 7	〃	竹崎	境田信	60. 8	有明海	里	今井忠義
34. 1	有明海	〃	吉岡勝行	平成1. 3	鹿児島	野崎	伊藤春見
34. 3	〃	〃	北島義為	平成2. 6	台湾	糸岐	村井千里
34. 9	五島	道越	平古場信義	昭和	岡山	竹崎	竹島和信
36. 4	有明海	竹崎	秀島敏治	平成4. 3	瀬戸内海	〃	原田一太
36. 11	大牟田	道越	横田義隆				

前頁に昭和20年（1945）以降の太良町内での海難事故者名を挙げているが、これは大浦漁業組合員である潜水業者についてである。多良地方の関係者については組合においても記録がないということであり、不明である。

遭難者は昭和20年（1945）以降、現在（平成４年（1992）３月末）33名余にのぼり、遭難場所も殆ど県外各地に広がっている。

これらの事故には台風によるもの２、海難救助中の事故１、その他は殆ど潜水作業中である。深海潜水による急激な気圧変化によって起こる潜水病、送気管（ホース）や送気機関のトラブルによる事故、スクリューによる事故が主原因である。

潜水業は生と死の紙一重の危険な仕事である。幸いにして死に至らなくても激痛を伴う不治の後遺症や身体障害を伴う「潜水病」という職業病にかかる危険性をはらんでいる。

竹崎のＯＢ潜水士、田崎敏信72歳、大正８年生の話によると、

「有明海における大きな海難事故については、殆ど伝え聞きしたことがない。今までに水難仮死者を人工呼吸して蘇生させたことが２回（２人）あったが、これほど嬉しかったことはない。海難事故で最も困難なのは、海底探索機が少ないために、探索に多くの日数を要することだ。網や鉤針を引いてそれにひっかけるとか、ヘリコプター上から探すなど大変である。西からの突風が吹くと、有明海では西に当たる竹崎の方へは帰りきれないことがある。

昔から『南風（はや）３合西１升』という諺があるが、南風が３割方吹いて急に西風に変わると10割方の突風になるということである」と。

５．漁場紛争――長崎県南部地域総合開発計画反対闘争（南総開発反対）

有明海に臨む各県の間における大小の漁場紛争は既に明治時代から続いてきた。第２次大戦後においては、その外に干拓、農薬公害など厳しい試練にさらされてきた。一つの問題が解決すると、また次のあらしがやってくる。漁民はその度毎に海と生活を守るための苦闘が続けられた。その一つに南総開発計画がある。

南総開発計画は、長崎県諫早湾の湾口を延長約10kmの堤防で締め切って干陸化し、農地約5600haと淡水湖を造成する。農地は酪農と畑作に、淡水湖は水不足に悩む長崎市など３市６町の都市用水と諫早市など１市８町に農業用水を供給するというのがその概略である。

(1) 紛争の発端と経過

昭和28年（1953）、当時の西岡（にしおか）長崎県知事が以上のような長崎大干拓構想を打ち出したのが紛争の発端（ほったん）である。

その後、佐賀県漁連の中止の要望や陳情、交渉などが昭和51年（1976）頃まで国、県、県議会に繰り返し行われた。しかし、その結果はなかなかはかどらず、52年（1977）３月17日に県

有明漁連は佐賀市の体育館で、総決起大会を開き約3000人の漁民が参加し、太良町からも256名が参加した。「南総開発計画の中止を求め、一致団結して行動する」ことを決議して佐賀市内をデモ行進した。3月26日に県議会も南総開発計画の反対の決議を行い、その後、有明海沿岸の市町議会もそれぞれ反対に同調し、計画中止を求める抗議の輪は大きく広がった。

その後、長崎県の諮問(しもん)機関である諫早湾淡水湖水質対策委員会による報告をめぐって、上水道（飲料水）論争も解決されないで対立したまま、53年（1978）5月28日、県側が依託した水産資源保護協会の影響調査委員会は中間報告を行い、更に54年（1979）7月に最終的な報告概要をまとめた。それは農林水産省が公表した環境影響調査評価が「諫早湾の締め切りで、有明海には急激な変化はみられない」という見解に対し、佐賀県依託による日本水産保護協会の調査結果は「流速、流向も変化し、魚類の回游も変わり、漁業へも影響する。ことに湖位の低下でノリ生産が低下し、病害の発生も心配される」。としており両者の見解は対立すると同時に、一方では反対の理論的な支えとなった。

池田知事から香月知事にバトンタッチされて、54年（1979）12月の定例県議会で南総開発計画には絶対反対の意向を表明し、福岡、熊本の両県と足並みをそろえて計画中止の方向にもっていく方針を示した。

54年（1979）12月21日、佐賀、福岡、熊本の各県漁連と長崎県島原地区の漁民を含め4県の漁民5,750人と1,550隻の漁船を動員し、雨のふりしきる中を海上デモで反対の姿勢を示した。海上デモには親子がそろって参加したり、太良町の観光協会も支援するなど、海を守るという気持ちがあふれていた。太良町からは大浦漁協を中心に312隻が参加した。

また55年（1980）2月5日には長崎県側の開発計画協議会（計画賛成と推進側の代表）12市町の首長が佐賀県庁と佐賀市、鹿島市を訪れたが、太良町大浦漁協の青年部が役場前でピケを張り、代表らは役場内に入れず引き揚げる一幕もあった。

こうした数々の陳情や波状抗議行動にもかかわらず、なかなか問題の解決が進まなかった。

55年（1980）に行政ペースで開発計画の規模縮小について論戦が進められている中で、漁業関係者側は開発絶対反対期成会の手で署名運動を繰り広げながら成り行きを注目していた。署名は3県2万8,450人に達した。

このように切迫した空気の中で、九州農政局は8月19日、長崎県知事に対して公有水面埋立て承認の出願を行い、同時に3県知事に対し、この旨通告するという抜き打ち的な挙に出たために、漁業関係者は驚きと不信に怒りの気持ちを抑えきれず、9月3日に前回を上回る2,548隻、1万1,968人の海上デモを繰り広げ、大浦漁協も200隻が参加した。佐賀市の県体育館では「長崎県南総開発絶対反対有明海沿岸漁民総決起大会」を開き、3,500人が参加して総意の結集と決意の宣明を行った。県当局もこの抜き打ち的な措置に抗議した。大会終了後は、関係当局に強い抗議陳情を行い、更に上京して反対署名を手渡した。

⑵ 紛争の解決（妥結）

農林水産、建設、環境、大蔵の各省庁を歴訪した抗議陳情団は、亀岡農水相と渡辺蔵相の見解と約束によって局面は急転した。

57年（1982）12月、金子農水相が開発を中止し、諫早湾防災干拓事業に切りかえ、3,550haに縮小するとの発表がなされ、更に60年（1985）8月、金子農水相の最後の決断により遂に、諫早湾埋立て面積は3分の1となり決着をみた。

昭和30年（1955）以来、30年に及ぶ反対闘争に終止符が打たれたのである。更にその後の補償交渉によって、大浦漁協は8億6千万円の補償で決着した。

⑶ 抗議陳情歴

大浦漁協の参加行動ならびに反対闘争の主な日程は次の通りである。

昭和52年	（1977）3月17日	南総反対佐賀市総決起大会、太良町より256名参加。
54	（1979）12. 21	南総絶対反対海上パレード。312隻参加。
昭和55年	（1980）2月18日	大浦漁協青年部の代表が知事、議長に反対を訴える。
55	（1980）3．15	西村町長、白水町議会議長ほか全議員が知事、県議会議長に反対陳情。
55	（1980）3．21	大浦漁協臨時総会。「南総開発絶対反対対策協議会」設置。
55	（1980）4．22	大浦漁協で香月知事と漁民の「対話集会」を開く。
55	（1980）8．25	九州農政局に南総反対デモ。佐賀県知事に南総反対支持陳情。バス9台。
55	（1980）9．3	南総反対海上デモ。2545隻、11,968人。
55	（1980）9．5	佐賀市体育館で南総反対抗議集会。バス7台、3,500人。
56	（1981）4．22	瑞穂漁協、漁業権放棄反対海上デモ。200隻参加（支援）
56	（1981）8．10	長崎県高田知事に南総反対陳情、バス5台。九州農政局に反対陳情、バス3台。
57	（1982）12.	金子農水相、長崎南総開発を中止し、諫早湾防災干拓事業に切り替えると発表。(3,550haとなる)。
59	（1984）12. 13	諫早干拓縮小について三池・稲富の両代議士に調査依頼。
60	（1985）8．6	諫早防災干拓面積、最終的に3,550haで決着。
60	（1985）11. 9	諫早防災干拓、総額1,350億円、工期は昭和61年（1986）から15年で完成と政府発表。
62	（1987）9．26	佐賀、福岡、熊本の3県の諫早干拓補償調印（15億円）。
62	（1987）11. 12	杉崎太良町長、町議会議長が九州農政局に大浦漁協の補償金増額について陳情。努力する旨の回答あり。
63	（1988）2．20	中江（なかえ）県会議員より諫早干拓補償金額8億6,000万円を大浦漁協の

			対策委員会で発表。
63	(1988)	2．27	臨時総会で8億6,000万円を承認。
63	(1988)	3．17	佐賀市ニューオータニに於いて補償契約書の調印式。
63	(1988)	4．27	補償金第1回分7億200万円入金。
63	(1988)	5．27	同上第2回分1億5,800万円入金。
63	(1988)	5．30	南総開発絶対反対対策協議会、任務終了のための解散式。
平成1	(1989)	3．18	臨時総会で補償金配分を決定する。

6．風俗信仰

(1) 教　育

小学校や高等科を卒業すると直ちに、家族の者と漁業に従事した。そして現場で作業を通しながら、直接指導を受け、経験と感を積み重ねて一人前になった。年上の人の言には絶対服従の不文律は、最近にいたっても、なお強く残っている。

直接指導は口頭による漁撈に関した知識や技術の外、信仰その他の生活習俗に及んだ。中でも漁獲と海上での安全に関することは特に厳しかった。

雲仙や太良岳にかかる雲のようすや風向、海底の地形、山あて等による位置の定め方、方向に関すること、例えば潮流や季節や時刻による魚の遊泳方法などである。網の打ち方や山あて、船と潮流や風との関係等については習熟するまで教えこまれた。

(2) 若者宿（青年宿）・竹崎と祭り

昭和20年（1945）頃以前は、学校を卒業すると必ず青年の仲間入りをし、特別な事情がない時以外は殆ど、青年宿に寝泊りをし、すべての教育は年上の青年がここで行った。

太良町の中でも特に古い伝統と文化に触れてきた竹崎は、観世音寺の鬼祭りを通じて、当地区の人々や青年は強く結びついてきた。一月に催される鬼祭りには、町外に出稼ぎその他で出向いている人でも、必ず帰郷して祭りに参加した。現在では鬼祭りはずいぶん改められてきたが、その模擬（もぎ）的な青年の式の中における様子には、かっての青年宿における青年の生活が十分にうかがわれる。

大将と呼ばれる年長者や幹部の存在、宿における座席の順序、衣服や酒肴、仕事の分担等、すべが階級的に整然と定められており、年長者の命令は絶対服従である。

次は明治33年（1900）の竹崎若者組合会について残されている記録である。

「若者組

1．名称＝竹崎港若者組合会

2．構成＝本会は会長若干名、幹事5名を置き、会長は本会の大体を統轄し、幹事は会長を補佐

すること。但し会長は会員中最高同年者番悉皆とし、幹事は会員中より投票を以て選定して其の年期は満２ケ年とす。

３．加入＝本会員は17歳以上の男子にして、迎妻前は必ず加盟するものとす。

４．規約＝喧嘩口論並に刑法違反の所業は必ず慎(つつし)むこと。賭博類似(とばくるいじ)の遊戯を成し、金銭物品を賭して勝負事を為すべからず。当港に限らず非常の事件あるときは、指揮命令を待たず応急尽力すべきこと。竜吐水(りゅうとすい)（消火用）取扱いの必要ある時は、全員は悉皆(しつかい)従事すること。

本会総会は毎年正月３日を以て例会とすといえども臨時集会の必要がある時は、総会又は、会長が幹事会を開くことあるべし。但し臨時集会は告知すべきも、例会は告知なく出席すること。

本会員は旧正月４日より８日まで、当港祭典鬼祭には必ず従事すること。但し不得止(やむをえず)事情ありて他行するものは、１日に付金15銭づつ人夫賃を償うべきこと。

協議の事件ある時は会長又は幹事が其の原案者となり、十分討議の上、手数制の法をもって議決すること。本規約に違反したる者は相当の処分をなすべきこと。

５．若者宿はなく、民家に自由に遊び廻っていた…

（以下不詳。）」

平成３年（1991）より鬼祭りは、正月３日に改められたがそれまでは、毎年１月５、６日の両日に行われてきた。青年は古くからこの祭りの主役をつとめている。

(3) 信仰と俗信

山に居住するものは、山の荘厳幽秘さや老大木に、農耕者には地、水、或は日天に対してというように、漁業地でも海の持つ怖(こわ)さと親しみが同居した形で各種の信仰やしきたり、ことわざなど、海と漁撈と習俗をめぐる話題が多い。

ア．信　　仰

前記「宗教」の項でも述べたが、人々が信仰している宗教の中には、敬神崇祖や感謝祈願と安心立命、現世救済祈願のための伝統的な「日本神道」と「仏教」があるが、その他に「原始宗教」（信仰）として自然界の霊力に対する畏怖畏敬(いふいけい)から生じた「民間信仰」がある。

ここでは、それらについて太良町内の漁業地区におけるものを一括して述べることにした。

○鬼祭り・流れ潅頂

いずれも真言宗竹崎観世音寺の祈禱、祈願の年大祭で古い伝統をもつ祭りである。鬼祭りは竹崎全地区民の、「流れ潅頂」は竹崎漁業者を中心とした道越(みちごし)その他、近郊の漁業者だけによる祭りである（詳細は宗教編を参照）

○金比羅大権現社

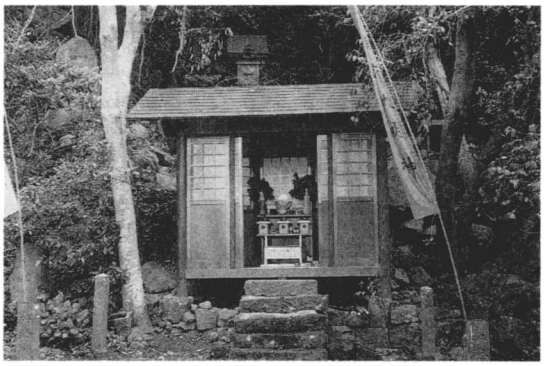
竹崎稲荷山の金比羅大権現社

元来・天竺（インドの古名）の霊鷲山の鬼神で仏教の守護神である。魚身で蛇の形をし、尾に宝玉がある。日本では大物主神と混同して金比羅権現といい航海安全の神として尊崇され、有明海沿岸の漁業者の間でも広く信仰されている海の神である。

１升（約1.８ℓ）入りの酒樽に酒を詰めて名前と住所を書いて海に流す習わしがあった。最近では竹筒に酒を詰めて流す風習が残っている。

太良町内では多良の亀崎鼻の丘の上・竹崎の稲荷山・広江の丘に祭祀されている。竹崎では毎年４月（土曜日の漁業休日）に竹崎地区の漁業者によって祭礼が行われている。祭りの執行は区長がとりしきり、催し物として子ども相撲や観世音寺社務所でのおとなの酒宴が行われている。

正式の宮社名は「金刀比羅宮」で、琴平は宮社のある山や町名である。金比羅、金毘羅は俗称である。

○大魚神社

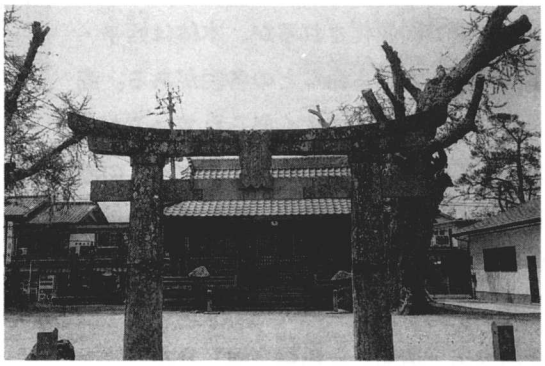
多良栄町の大魚神社

例祭は10月15日であったが、現在は生業の都合で11月１日がその供日である。

多良栄町の氏神社で「海神」が祭神である。日本神話では山幸彦が失くした釣針を求めに行かれた国である。当神社の由来によると、「横暴な庄屋が、七浦沖合の岩礁のお島さんに島流しにあい、満潮によって沈む島で波に呑まれる筈のところを大魚（ブリ）に助けられ、魚に乗って帰りついたという。そこで人々は大魚を祀って大魚神社と称するようになった」と。大魚を海神の化身か使いと考え、豊漁と安全に対して、感謝祈願をしたのであろう。昔はブリを食べない習慣もあったという。

多良栄町の干潟には漁業者達が大漁に感謝して建てた小形の鳥居がいくつもあったが現在は１つだけ残っている。

○お島さん（御髪様）

鹿島市七浦地区箱崎の東沖合約5㎞の岩礁で男島、女島の2島がある。満干によって出没する。旧暦7月15日の夕から翌朝にかけての祭りである。以前は信仰する漁民が個別に参詣することもあったが、現在では殆どいなくなり、七浦地区より鹿島方面にかけての漁民によって祭りが行われている。

○浦祭り・稲荷祭り

竹崎地区では、海が荒れて出漁できない時に「浦まつり」といって、海が荒れないように祈願祭をして親交の酒をくみかわしていたということであるが現在は行われていない。

またイカの初漁の後、とれたイカを供えて「稲荷祭り」をしたが、金刀比羅の祭りとあわせて4月に、ゆかりの近隣の人々が中心に行っている現在である。

○龍宮・恵比須さん

龍神は仮想上のもので伝説上の動物を神格化したもので、仏法を守護し、雨や水をつかさどる神とされ海、山、川、に住むといわれる。

恵比須は七福神の1である。なじみ深い神で「福の神」の俗称もある。狩衣、指貫、風折烏帽子で右手に釣り竿、左手に鯛をかかえた姿で図像化されるが、本体は蛭子・事代主神・大国主命などの各説がある。商売の神として各地で広く祭られているが、太良町では漁業を中心としてきた地区の港湾岸や防波堤、町角などに祭祀され、その数は割合多くて、地区によっては、千灯龍その他の祭礼行事を行ったり、縁日には神饌を供えたりしている。

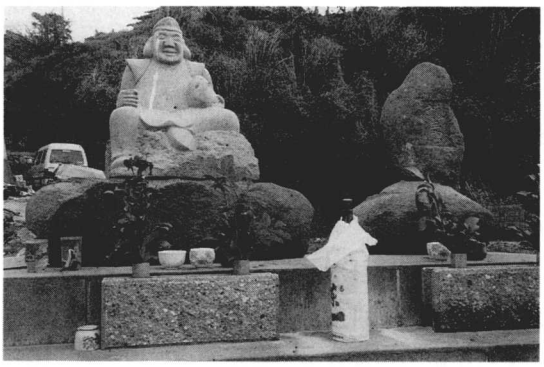

野崎港湾祭祀の恵美須神

○船大工（造船）と船霊（魂）さん。

・船大工——太良町における造船（木造）の創業は大正初年である。竹崎地区の大鋸金蔵、明治20年（1887年）生は大川市の榎木津に船大工の見習いとして7年間弟子入りの後、22歳の時に竹崎の「西泊り」で木造の船大工を創業し、現在は2代目である。

当時の船業者の様子について、2代目の話によると、諫早湾内の小島である三ツ島や小長井の帆崎の砕石を船積みして、天草からの石運搬船（天草船）と共に竹崎港を停泊の根拠地にして白石方面の干拓地に運搬していたという。

当造船所では、バッシャ網漁の朝鮮出漁船も造船したが、その中には出漁途中で2月の突風によって海難事故にあい、遺体は見つからなかったという。

この朝鮮出漁船は、出漁の合間に、干拓用石材の運搬をしていたそうである。

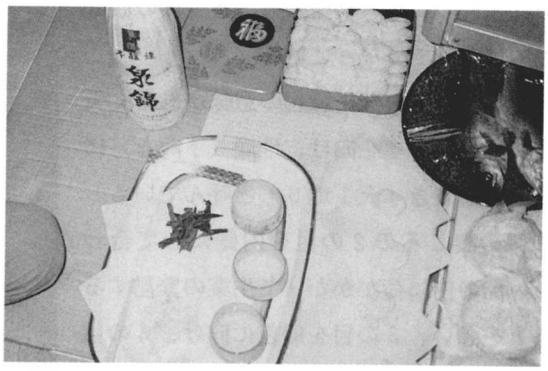

・船おろし（進水）と船霊——「船おろし」は、船を生業とする者にとって安全、豊漁、繁栄を願う上から、その造船から船おろしに至るまで、縁起を重んずる。申の日の船おろしを忌み、ふつうは大安吉日の大潮の午前中の満ち潮時に進水を行う。

船おろしは、従来、船底に丸太材のコロを敷いて船台から海面へ誘導していたが、現在では起重機を使用している。

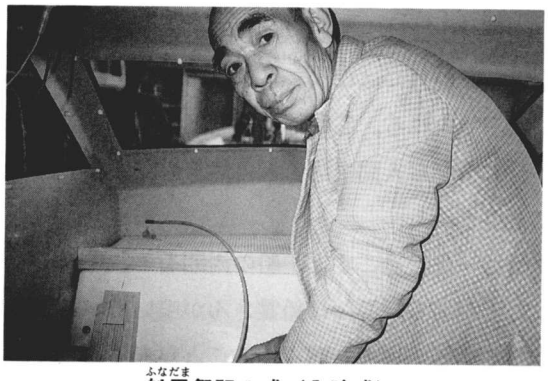

船霊祭祀の式（入魂式）

船おろしに先だって船霊の入魂の祭礼が行われるが、それは専ら船大工の管掌するところで、船主と親族の参列のもとに行われる。祭礼は新造船の船尾の甲板上で行われるが、新船への人や品物の乗降は、舳に向かって左舷から乗りこみ、右舷から降りる。

船霊を納めた将棋駒型の小形の木箱の前に神饌を供え、船大工が祝詞をあげた後に、神酒や米、塩を周囲にまき、金槌で船霊納祀の木箱の蓋を3回叩いてしめこむ。それを船室のおおむね中央の位置に固定して祭る。

船おろし（進水式）

「船霊」は全国の漁師や船乗りに信仰されている神であるが、その信仰形態は船大工の管掌として欠くことができない存在である。淳仁天皇の天平宝宇（757～765）の『続日本紀』（完成は797年）には既に船霊の名がみえるといわれる。何神であるかは神道、仏道の根拠とするところは不明であるが、船に生命を認める思想から発した俗習ではなかろうか。

祭神の木箱の中には、賽ころ2個とその上に硬貨を12、3枚をのせ、手前の入口（蓋近く）には赤（女）と青（男）のちよ紙で折った雛人形2個を神体として入れ、五穀を供えてある。

ひな人形の並べ方や重ね方、賽や銭の数は地方によって異なっている。

賽ころは目の数に縁起の意味がある。天上に賽の目の１を向け、地底（下向き）に６の目を置き「天１地６」と呼んでいる。２個の賽ころの２の目を内側にして合わせ、船の内に荷がかかって生業の繁昌することを願い、３の目を船首に向け、４の目を船尾に向けて納めてある。

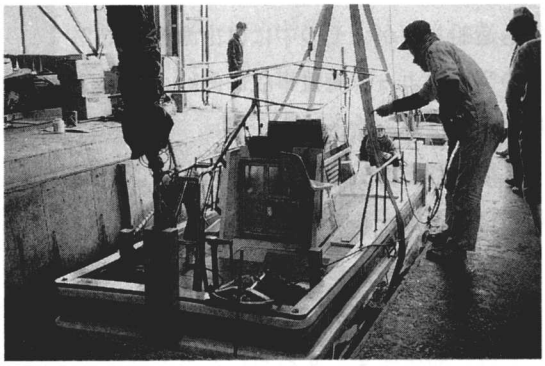

船おろし、大安吉日の満潮時の進水

硬貨の枚数は、造船した暦年が、旧暦で平年の12か月には12枚、うるう年の13か月の時には13枚を、それぞれの旧暦による１年の月数に因んで入れる。これは船は潮と、潮の干満は月と関係があることに因んでのことであるという。古来から人間生活と大自然との関係から生じた祭事として大切に受け継がれてきたひとつであろう。

船に一夜を過ごすと、船の周囲をチ、チ、チッ……と鳴いて回る虫の音が枕辺近くに聞こえることがある。漁師は船霊さんが鳴いているといい、明日の海の天候を鳴き声の調子で占ったりしている。昼でも聞こえることがあるという。

イ．迷信と伝説

- 「鬼祭り」を怠ると竹崎島がひっくり返るなどの天変異変が起きる。
- 太良嶽権現（祭神須佐之男命（すさのおのみこと））が海難にあわれた時に大エビが尊（みこと）を背に乗せて陸まで送ったという伝説から多良岳登山にエビを持参したり、エビを食べて登山すると激しい腹痛を起こすという。
- 大魚神社にゆかりの魚ということでブリや大魚を多良地方の人は食べたり、売買したりしなかったという。
- カメは海神の使いなので捕えた時は酒を飲ませて海に放さないといけないという。
- 船上や海岸で蛇の話や口笛を吹くのを大変に忌む。
- 碇が海底にかかって動かなくなった時に、海から水柄杓（ひしゃく）を借りに来る者がある。そんな時はしばらく待たせて、柄杓の底に穴をあけるか底板を打ち抜いて貸せという。
- 船影が霧やもやの中に見えることがある。それは船幽霊であるから、それを目ざして船をこぐと何時のまにか船影は消え失せ、気がついてみると帰る方向とは全く違った逆の方向に自分の船を進めていることになるという。

第四節　商　　工　　業

Ⅰ　製造・加工（工業）

佐賀、長崎の県界にあって、しかも地理的条件に恵まれず長い間、他地との交流が少なかった太良町における物資の流通が、どのようになされていたのか、製造と販売、即ち商工業が何時頃からどのように行われてきたかについては、当時の文献もなく知るよしもない。しかし、その原形となる発生の過程については知ることができる。町内においては、古老の話等を参考にしながら考えると、昭和の初期に至るまで自給自足や物々交換が行われ、次第に貨幣による売買もさかんになってきたようである。その様子については既に第一章第二節において述べた。

町内における工業の発生は自給自足の中における生産加工や、家内工業的なものに見ることができる。その中から当時の代表的なことがらについて述べることにする。

1．醸　造　業

(1)　醤　　油

古くから日本人の食生活に欠かせない調味料として最も大切なものは味噌と醤油である。これは殆どすべての家庭で自家製造されていた。したがってそれに使用する大甕、まぜ棒、竹編みじょうご、こし袋（しぼる）船、おもし、唐釜（とうがま）、臼と杵等は大切に保管されていた。農閑期の合間に近所相寄って一ヶ年分を作っていた。こうじ、麦、大豆、塩が主原料であるが、醤油はその技術と味との面から専門業者に早くから依頼するようになった。

○醤 油 業

太良町では昭和４年（1929）、福岡県の柳川から大曲昌（さかい）が移住し、翌年から創業した。十夜市で賑わった栄町旧道沿いで開業し、柳川の醤油醸造業の支店みたいにして「キッコー大（だい）」という屋号であった。地元職人２人と家族合わせて４、５人による仕事で、麦や大豆を柳川に送り、醤油を作る直接の原料「諸味（もろみ）」は、当時、栄町と柳川間を１日１便していた竹崎の山城丸の船で取り寄せた。

諸味にアミノ酸を加えて、約半年間ねせて（甕（かめ）で発酵させる）から、しぼり器（船）に入れて錘石（おもし）を使って圧搾し醸造した。燃料には地元産の松の束木を使用した。醤油は規格の丸樽に詰めて、自転車で七浦、多良、大浦の小売店や農家に届けた。中には諸味だけを注文して自家醸造する農家も多かった。

売買にあたっては、小麦や大豆との現品交換をするところが多く、そのために更にそれを集荷して、現金化したり柳川とも現物交換したりしていた。

当時、多良川河口の近くの栄町新地に沖縄から移住して開業した同業者もいたが早く廃業した。

昭和40年（1965）代末頃になると大手の醸造会社が鹿島や諫早に設立され、それらの小売店も町内に増加し、また原料となる小麦や大豆の生産が地元で少なくなったので昭和50年（1975）頃に廃業した。

⑵ 酒　造

祭りや歳事に古くから欠かせないものは酒や焼酎である。昔は酒が庶民にとっては高価だったために、酒によって身代をつぶす話を聞いたが、現在は酒の入手が容易なために健康をそこねる話が多い。

多良の瀬戸、永尾酒造工場跡

太良町では良質の米と、畑には主食に代わる甘藷が多く生産された。中でもその米と豊かな水を利用して、明治初年には酒造工場ができていたという。しかし、当時の零細農家の太良における酒の購買力の程は想像がつく。古老の話によると冠婚葬祭の時には先ず酒、焼酎づくりだったという。自家酒造は各家庭で盛んに行われた。酒は粕まじりの「ドブロク」（濁り酒）といわれるもので甘酒を発酵させたものや、ろ過したもの、或は甘藷から容易に作られる焼酎（しょうちゅう）などである。

酒造工場は明治初年に糸岐と多良に、明治中頃から大正時代にかけてはその数も増加し、大正10年（1921）頃には多良地方の瀬戸、古賀、栄町、伊福と、５工場が設立された。藤津、鹿島地区の中でも生産額においては当時、第３位を占めていた。その後、昭和17年（1942）頃からは第二次世界大戦によって国内食糧も不足し、政府は戦時対策として酒造業の縮小を図ったために町内でもやめる所ができ、現在では瀬戸の工場も廃業になった。

2．石　材　業

父祖以来、長い間石材運搬を業としていた機帆船主である大浦、広江区の内田辰三（明治32年（1899）生れ）の話による記録では、古い大浦産石材と確信できるものが、七浦の音成干拓堤防の樋門修理用の石として使われていたものを見たことがあり、しかもその石には「貞享（じょうきょう）」の年号が刻んであったという。

大浦採石場の砕石作業

貞享（1684～1687）は約300年以上も前である。徳川幕府成立によって平和が訪れると、各藩は産業の発展に努力するようになった。佐賀藩においても、有明海の干拓、河川工事と土木事業が盛んになり、石材の需要も多くなった関係で、その頃に大浦の石山も始まったと思われる。

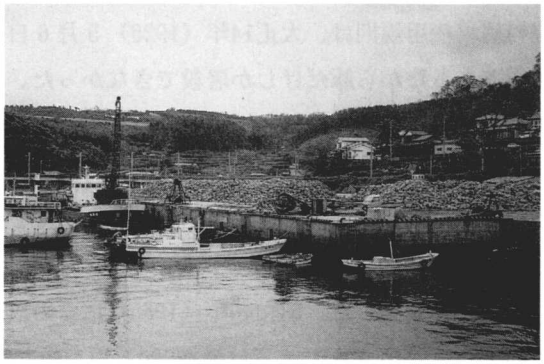

大浦石材の積出し港（広江）

現在、大浦地方の山々で岩石が露頭している断崖は、殆ど石材採石のあとである。昭和時代に入ってからは採石の開発が著しく、その数は40ヶ所余にも達し、昭和30年（1955）前後の頃には、大浦地方の産業における経済的位置は農業収入に次ぎ第２位を占めていた。更に石材業と運搬業は、農漁業の収入合計をしのぐ程になった。石材の運搬は牛馬車が多く使われ舗装されていないその頃の県道には牛馬の糞尿が沢山放置され風塵となって赤土と共に飛散した。広江や亀之浦港に出荷された石材の殆どは、佐賀、鹿島、白石方面の有明海干拓堤防工事や河川の護岸工事用に船で運ばれた。最盛期にはその運搬にあたる海運業者も多く、40余隻の船を有していた。その外に、汽車積みやトラックによる運搬も相当行われていた。

昭和30年（1955）前後の最盛期には義務教育を卒業した者で石材職人を希望するものが増え、農家の副業とするところも多くなる一方、他地からの専門職人の移住者もふえた。

しかし、この石材業も昭和43年（1969）頃から、干拓事業や開墾事業も下火となりその上、セメントやコンクリートブロック等の石材の代用が普及するにつれて採石もへり、機帆船業者も転業を余儀なくされて、現在では大浦石材組合や有明石材等、一部を残すのみとなった。

3．屠畜場・家畜せり市場

(1) 屠 畜 場

明治20年（1887）代から白水辰一の村民に対する豚飼育指導奨励並びに青山信太郎の養豚教育等によって、村内の豚飼育者が増加してきた。このため村当局も屠畜場について施策するところとなり、県当局に対して屠畜場設置の申請をすることとなった。このことについて山口巌も奔走し、糸岐岩崎の打越の地に設立されることとなった。古老の話を総合するとこれが明治39年

太良食肉センター創立記念碑と獣魂碑

（1906）頃と推定される。しかし、どうした理由かは不明だが、多良村屠場使用条例並びに多良村屠場使用規則は、大正14年（1925）5月6日提出議決されている。しかし、この屠場は仮屠場であったから豚だけしか屠殺できなかった。昭和23年（1948）に中江八束村長は牛も馬も屠殺できる本屠場を申請して許可を得、それまでの屠場を多良字堤の内の海岸松原の地に移築した。しかし、その後食品衛生法による行政指導が厳しくなり改築しなければならなくなった。当時多良町当局としては、経営が至難であることを見込んで、経営を止めることとなった。

多良町内屠畜業（肉販売業）者は協議の結果、業者の共同経営として、この地に昭和30年（1955）に改築した。昭和40年（1965）にこの屠畜場もまた食品衛生法に抵触することとなったので、太良町4人の業者は経費900万円を投じて元の松原の地に改築し、太良屠畜場と改名された。

○屠畜場の繁昌

昭和40年（1965）に4人の共同経営によって改築された太良屠畜場は、肉の需要が多くなるにつれて屠畜頭数が増加して繁昌した。特に昭和20年（1945）以後は急速に発展を続けた。当時から肉販売業を続けてきたY氏　明治27年（1894）生の話の記録によると、Y氏は大正9年（1920）から開業したが、当時は日本人の肉食風習が普及していなかったし、栄養思想も進んでいなかったので、豚1頭を屠殺して売りさばくのに約1週間もかかったという。しかし、昭和20年（1945）以後は農地開放その他の理由で農民生活も向上し、栄養思想の向上と共に肉食の生活も普及して急速に肉の需要が多くなり、地域の販売だけでなく、枝肉として福岡、北九州、長崎、佐世保等の都市業者やハム会社等とも契約して出荷を伸ばし、屠殺する豚も福岡県や長崎県からも購入していたということである。

町内の小売肉販売業者は7、8店にも増加し、同屠畜場における屠殺頭数は次の通りである。

昭和41年（1966）－6431頭。昭和44年（1969）－13788頭。昭和46年（1971）－31500頭。昭和50年（1975）－48129頭。昭和60年（1986）－39919頭。平成3年（1991）－21162頭。

⑵　家畜せり市場

大正年間（1912～）から昭和30年（1955）頃までの農家には、おおむね1戸1頭の和牛が飼育され、農耕、運搬、厩肥採取用として使用された。しかも和牛の雌は仔牛を生ませて売ると一挙両得であった。この販売も仲買商人から安く買いたたかれるので、これを防ぐために市場が必要となった。

昭和8年（1933）頃、当時、藤津郡畜産組合の役員だった田島九一、白水辰一は多良村内農家の和牛（役肉牛）飼育奨励のため、家畜せり市場に目を付け、県の経済連に働きかけて、多良栄町の新地に市場を設置した。昭和20年（1945）後、佐賀県経済連が管理することとなり油津に移転して施設、設備も拡大整備された。しかし、科学技術の進歩につれて農業の機械化や運搬車輛の普及、化学肥料の大量生産等によって和牛の飼育の必要性がなくなり、それと共に

ミカン園営農への転化等々により、せり市場への出頭数も激減した。

昭和40年（1965）代当時は県内には、鹿島、武雄、小城、唐津、田代、多良の６せり市場があったが県経済連は、これらを廃止して１ヶ所にまとめることとし、昭和47年（1972）４月に多久市で第１回の市場を開くことになったのを機会に、同年１月31日、多良の畜舎も市場も解体され廃止になった。

それまでの多良家畜せり市場への牛の出頭数は、

昭和36年（1961）４月19日－155頭。38年（1963）１月19日－183頭。38年（1963）４月19日－188頭（最多）。41年（1966）１月12日－75頭。46年（1971）１月12日－51頭。

昭和36年（1961）４月19日のせり市から毎年２回位ずつ開かれ、昭和46年（1971）１月12日までの18回の間にせり市に出された牛の総数は約1897頭であった。

４．水　車　業

現在では、太良町における水車の光景は見られなくなってしまったが、各地に見られる水車は殆ど水田の潅がい用水として使用されているものが多く、佐賀平野では特に風物詩の一つでもあった。しかしこれもポンプや注水栓に代わり、水車の姿は次第に少なくなった。

太良町における水車は、多良岳山系からの豊かな自然流水の落差を利用した水車が多く、その力を利用して庶民の生活用や産業用として活動を続けてきた。多良川、糸岐川の流域を中心にして時代と共に水車小屋も多く設置された。多良の山田政夫の調査によると多良川に13ヶ所、糸岐川に５ヶ所、休石川２ヶ所、今里川の近くに１ヶ所の計21ヶ所に及んでいる。これらの水車は精米（麦）や製粉業用が主だが酒造業や製材業用のものを加えると相当数に達したものと思われる。

当時の水車業に使用された型は、水車の原形とされる「から臼（うす）」と車輪に固定羽根を取り付けた水車である。これら水車施設は昭和37年（1962）夏の豪雨によって壊滅的な打撃を受けた。その後は機械化、動力化によって町内の水車業は姿を消した。

御手水権現社の谷間の唐臼設置跡

○御手水（おちょうず）の唐臼（からうす）

最も原始的な水力利用の動力機である。お手水神社附近から下の谷間へ流れる渓流を利用して仮小屋を設置していた。地元では「直幹（ちょつかん）」と呼び、シーソー式である。重くて長い松材を山から伐り出して、長さ約２ｍ、１辺が30～40㎝の角材にして腕木としている。その一端には径25～30㎝の円柱の搗（つ）き杵を取り付け、他の一端には水を溜めるマスが作られて一

定の溜水の重みで上下運動をくり返すことによって米麦を搗くのである。溜水力にかえて足で踏む臼は「踏み臼」と呼んでいる。

明治（1868）から昭和24、5（1949～50）年頃まで部落内に5～6基が設置されていた。作業能力は、地面に埋めて固定した臼に米麦を約18ℓ入れて精米するのに約12時間を要した。普通は朝、夕の2回、つまり1日に1臼で約2斗（約36ℓ）を仕上げる悠長とも思えるものであるが、人手がかからぬことが当時は有り難いことであったのだろう。

5．その他の専門業

古くは紙スキ、くうや（染屋）等、現在にいたるまでいろいろな専門業が現れては消え、消えては現れ昭和30年（1955）前後頃までは著しかった。現在までに至る主なものは次の通りである。（製造、加工）

酒造、醤油、石材、屠畜、水車、搾油、製粉製麺、精米、製菓、鍛治、鉄工、板金、造船、豆腐、かまぼこ、木工建具、製材、澱粉、竹工、セメント、缶詰、電気製作、ブロック、製肥、縫製、自動車整備、製炭（木炭）、佐賀西部コロニー、その他である。

その中でも次のものは、古くから太良町において創業され、当時の庶民と深くかかわったものである。

○田村製麺工場

明治40年（1907）代創業で水車を利用して大がかりな精米、製粉、製麺を行い、農産品と結びついて人々に親しまれ、殊に農家の麦交換による粉換えや製麺による麺食普及に一役をかった。

○製 材 所

昭和6年（1931）から現在までに設立された製材所は町内6業者に及び、町内産の木材をつかって大いに発展した。中にはアメリカ、ベトナム、ニュージランド等南方の輸入材を製材加工して、九州一円、時には大阪の商人との取り引きや十条製紙会社や佐賀板紙会社等とも契約して事業を進めた所もある。

しかし、現在では外材輸入の大手会社の進出や地元木材産の減少等によって、1、2ヶ所の製材業者のみとなった。

○澱粉工場

昭和10年（1935）頃、糸岐北町で創業し、地元をはじめ隣接町村の甘藷を集荷して澱粉に加工し、アルコールや食品製造の原料として大量に生産した。

甘藷作りは戦後、農家経済の副収入源として一役をかった。

○各種縫製工場

昭和45年（1970）、上川原に三宅せんい株式会社佐賀工場の設立を初めとして大浦地区、多良地区ともに現在までに数々の小企業が設立されて家庭婦人の職場もいくらか開けて農工一体化の農村の明るいきざしが見えてきた。

6．職人の生活と道具

当時の職人については、現在残っている者はその数も減少し、近代科学技術の進歩によって、人のもつ技術に代わって機械化、オートメ化されるようになった。これまでに人がどのような専門技術を身につけ、それによって世の中にどのように貢献したかを述べることにした。

○紙すき、甚八笠職人、提灯はり職人

多良や大浦に居たという事実は古老によって聞くけれども、詳しいことは不明である。

○大工職人

建築業として現在も活躍しているが、専門職として身を立てる者が殆どいなくなってきた。近代的建築工法に変わってきたことや住宅ブームがピークを過ぎたこと、企業化や機械化による影響である。

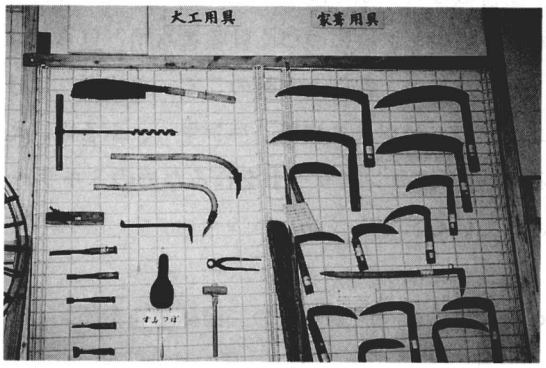

大工用具と家葺用具

昭和30年（1955）代頃までは、義務教育を終えると大工職人を希望する者も目立った。当時は「徒弟制」のしきたりがあって、弟子は技術の見習い修得者として約５ヶ年、無報酬によって棟梁のもとに従事し、年期を終えて弟子離れする時に大工道具一式を贈られていたにすぎなかった。それも簡単な手製の道具箱とふだん使用して古くなった道具と、外に不足する分だけの小道具だけを貰った。

見習い弟子には、住み込み（親方の家に同居）と手弁当持参での自宅通勤者とがあった。１年間の約３分の２は見習い作業、３分の１は百姓手伝や小間使いをさせられていた。食事は親方よりも早く食べ終えて座を立つことであり、昼食後は休みもなく刃物をといだり、午後の仕事の段取（だんど）りなどをした。

新築作業の時は、家主宅で朝昼夕の食事をどうするかが話し合われ、家主宅で朝食を出される時は朝食前に、早く出かけて薄暗いうちから仕事を始め、一段落した後で朝食が出されるのである。

「建ち家」の当日、多くの人手や職人が必要な場合には大工棟梁間で弟子同士の交流による

協力がなされていた。

徒弟制は昭和40年（1965）頃からくずれて、見習いの者でも賃金雇用となり、40年（1965）頭初頃は建築もブームであったが、その後は年を追って大工への就職者が減少し、今では従来の大工技術者が激減してしまった。

当時の大工道具は、曲金尺（まがりかなじゃく）、墨つぼ、鋸、かんな、のみ、金槌、よき、ちゅうな、皮けずり等を使った。

現在は、電気鋸、電気かんな、電気ドリル（丸孔）電気角のみ（角孔）、ほそ取り機、自動かんな（大かんな据付）、製材鋸など殆ど動力である。

○左官職人

当時の建築に関する仕事では、大工とは姉妹関係にあった。主な仕事は土壁、屋根瓦ふせ、瓦座（かわらざ）としての粘土敷、便槽工事、犬走りコンクリート、風呂場、タイル張り流行になってからはその工事等々で、大工に次ぐ大きな仕事内容と量を占めた。しかし近代工法が進み、前記の左官工事に代わって、それぞれの既製品が出まわり、壁や瓦工事も殆どなくなってきた。

左官職は大工職と同じような徒弟制の中で育てられてきたが、現在では従来のような専門技術者も減少し、後につづく就職者も殆ど見られなくなってきた。

専門道具は、鉄製と木製のこて。こて板、はけ、尺木、水準器、糸、目じ切り、かき板、スコップ、バケツ、まぜ箱、ハンマー、ふるい、えつい鎌、なで杵と臼（シックイを臼で搗き練る）。近年はコンクリートを作るためのミキサーや、ブロックハンマー、タイル切り等も使用されている。

○樵・木挽き（三章産業の二節林業を参照）

○屋根葺き職

大工や左官は専業や副業の生業として十分に立っていたが「屋根葺き職」は専門職とされながらも新築に伴う作業とはいえ、殆ど２、３日間で終わっていた。

道具は、大型で幅広い屋根葺き鎌で軒先や屋根表面の藁を切り揃えた。藁を突き込んで締め揃えるためのドンジイ、鋸、鎌、縄ぬき串等を使用した。

○石工職（石割（いしわ）いさん）

採石場現場（切り羽）で建築用材や土木用材とする規格石材を砕石する専門職で、平素は現場での砕石に従事し、依頼されると石垣構築も行う専門職人である。戦後の昭和20年（1945）以降、農家の経済、復員軍人、雇用就職、干拓や護岸工事等々、いろいろの社会事情によって石工職人の希望もふえ、30年（1955）代頃までは石材業は盛況をきわめた。

当時の石工は砕石した用材石１個の単価による請負いや能率による賃金雇用が殆どであった

ために、個人の砕石技術によって稼ぎに差が生じた。そのために早朝から夕暮れ遅くまで働いていた。

石材には石垣構築用の規格品を「間知石」といい、干拓や護岸の基礎や周囲用の捨て石を「雑石」とか「80斤」と呼び、目詰め用やコンクリート下の敷石用を「栗石」といった。

石山を大きく切り崩すために使用するダイナマイトや作業中の自然山崩れ等による死傷事故の外、砕石片の飛散事故や、石の粉塵による珪肺など様々の悪条件の中での仕事であった。

当時は手作業が殆どであった。のみ、玄翁、金梃子、は槌、長のみ、切刀、矢（せりや）、雷管、導線、ダイナマイト等の技術工具の外にザル、雁爪、泥掻き等の用具を使った。

現在はクローラー（掘削機）、ブレーカー（石割機）、ショベルカー等の機動力による採石へと変わり、さらに石材利用の大工事も少なくなるにつれ、従来のような石工の後継者は殆ど見られなくなってきている。

○塔碑彫刻職

これは俗に「石塔屋」と呼んでいるもので、墓碑の文字や石仏その他の石材彫刻師である。現在では太良町には一業者だけである。次は現業を親子で営んでいる尾島充、80歳明治８年（1875）生の話である。

栄町の塔碑彫刻業の作業場

「昭和９年（1934）、ここ畑田に諫早から移住して開業したが、その頃は大浦に３人、多良に２人の同業者がいた。現在はここだけが細々とやっている。何しろ以前は手作業だけによる根気のいる重労働であり、しかも石粉によって珪肺などにかかり殆ど50歳位で死亡するなどの悪条件の仕事がら後継者もいなくなって廃業してしまった。昭和20年（1945）以後の最盛期には、ここにも６人の専門職人がいたが、次第に転業して去ってしまった。塔碑用石材は唐津や小長井の帆崎石を使い、注文は多良地方が主で、運搬には船と馬車を使った。現在は玄海や会津若松の石材を使い、注文は諫早、湯江、小長井方面からもあっている。とも角、後継者がいないことと、重労働で珪肺病にかかりやすいのが本業の問題である。

昔は区役（出日）といって部落での共同作業に出る日が多かったので、その分だけ注文品完成日が遅くなり、契約日に間に合わなくなるのが、いちばん心苦しかった。また現金収入は塔碑の完成後でないとないために支払いに困ることも多かった。」

道具は、のみ、セット（大型ハンマー）、よき、ビシャン（石面を粗面加工するための金槌で打面にぎざぎざがある）、たたき（金槌の両面が平たくとがった物で石面を叩き削る）、２人

が向きあって押し引きし合って石面をみがく仕掛け等を使ったが、現在では、切削(せつさく)機、空気コンプレッサーによって文字を彫刻するサンドグラス、手作業用の電動研磨機であるカッター、粉塵吸排用の風洞管など機械化されてきている。

○桶樽製造職

「桶タンさん」とも呼んでいた。昭和30年（1955）に多良から大浦に移住し開業した峰松次郎（明治42年（1909）82歳）の話によると、

「多良地方における当時の師匠、松下初次郎が明治末期に糸岐北町で開業をしていた。その後、町内には5軒の製造業者ができて大変に忙しかった。当時は、家庭用の容器は殆ど竹製や木製が多かったので、桶作りが主だった。しかし酒造工場が多良地方にふえてきて、酒の樽の需要が増加すると、一括して20石樽を200丁の注文が仲買人を通じて来るなど、とても忙しかった。用材は多良産のものの外に関西の吉野から鉄道貨車で一台分ずつ取り寄せていた」と。

峰松は、昭和30年（1955）、当時の大浦のタイラギ貝用の製樽を目当てにして移住し、職人2人を雇用して開業した。製造の合間には、桶樽の輪の入れ替えや桶修理に部落を訪問した。その後は次第に浜方面からの同業職人が大浦地方に沢山入りこんでくるようになって、得意先の注文数も減少してくる中に、プラスチックその他、木製品にかわるものが出回るようになったので廃業したという。

現在は古くからの営業者が糸岐北町に残っているだけである。

製造用の道具としては、正直(しようじき)（各種の鉋(かんな)）、荒削り用と仕上げ用の上刃物であるせん、木槌、輪の締め木、竹鉋丁、竹を十字形に割る刃物のじゅもく、ドリル等であるが、現在では電動による樽削り鋸や竹輪を入れる自動機も使われている。

○鍛 冶 職

多良、大浦には古くから鍛冶専門業者がいた。中には現在、鉄工所を営業するようになった所もあるが、当時の仕事は手作業用の農具の製造や修理を主とした。かつての小学校唱歌で親しまれた「村のかじや」を知らない人はいないだろう。真赤に焼いた鉄を冷えないうちに主従で打ち鍛えるトンテンカンの槌のリズムは、辛抱と忍耐の象徴として教えられた。

次は鍛冶専門業を長く経営した亀ノ浦の藤家康隆（大正15年（1926）生、66歳）の話によるものである。

「父（明治17年生）の代に、鹿島の小舟津で鍛冶屋を開業。昭和22年（1947）に大浦字亀之浦へ移住して引続き営業をした。当時、大浦の中畑と多良の油津に鍛冶屋があった。大浦や小長井には他にも鍛冶屋はいたが、それは石工のノミの鍛冶を主としていた。

鍛冶に使う素材鉄は、鹿島や佐世保の金属屋より棒鉄や板鉄を購入し、それをタガネで叩いて切断して加工した。現在はガス溶接機で簡単に切断できて便利である。素材鉄が昭和20年（1945）代には入手が困難で経営に苦労した。車力（大八車）を引いて１日がかりで佐世保に着き、１泊して朝早くから鉄を積んだ車を引いて大浦に夕方帰り着いていた。

当時の主な仕事は鋤や鍬などの農具とタイラギ採取手鈎であった。当時は大浦や宇部、門司でタイラギ採取が盛況をきわめ、大浦の潜水業者も沢山その方面にも出稼ぎしていた。こうしたことで貝取り鈎の注文が相次ぎ、宇部や門司方面にも鉄道貨車便で送り大変景気だった。貝鈎の製品は当時、九州一の銘品とまでいわれるようになっていた。

燃料には石炭からガスをぬいた後のガラ（コークス）を三池から取り寄せ、ホド（炉）の中でフイゴを使って火をおこしたが、昭和40年（1965）頃からは重油を使うホドに切換えられた。その後は次第に機械化され、ハンマーを使って、人力で鍛練していた昔の鍛冶に代わって自動スプリングハンマーが使われ、タガネで素材鉄を切断していたのがガス溶接機による切断にかわる等、労働も軽くなったが、夏の日に灼熱した鉄を相手とする仕事は敬遠されて後継者もいなくなってきた。そこで昭和32、３年（1957～58）頃から次第に鉄工所に切換えながら現在に至った。

鍛冶道具は各種のハンマー、タガネ、あてびし、各種の柄の長い鋏、ホド（炉）、ふいご、かな敷、コークス、バケツ等を使った。」

鍛冶道具

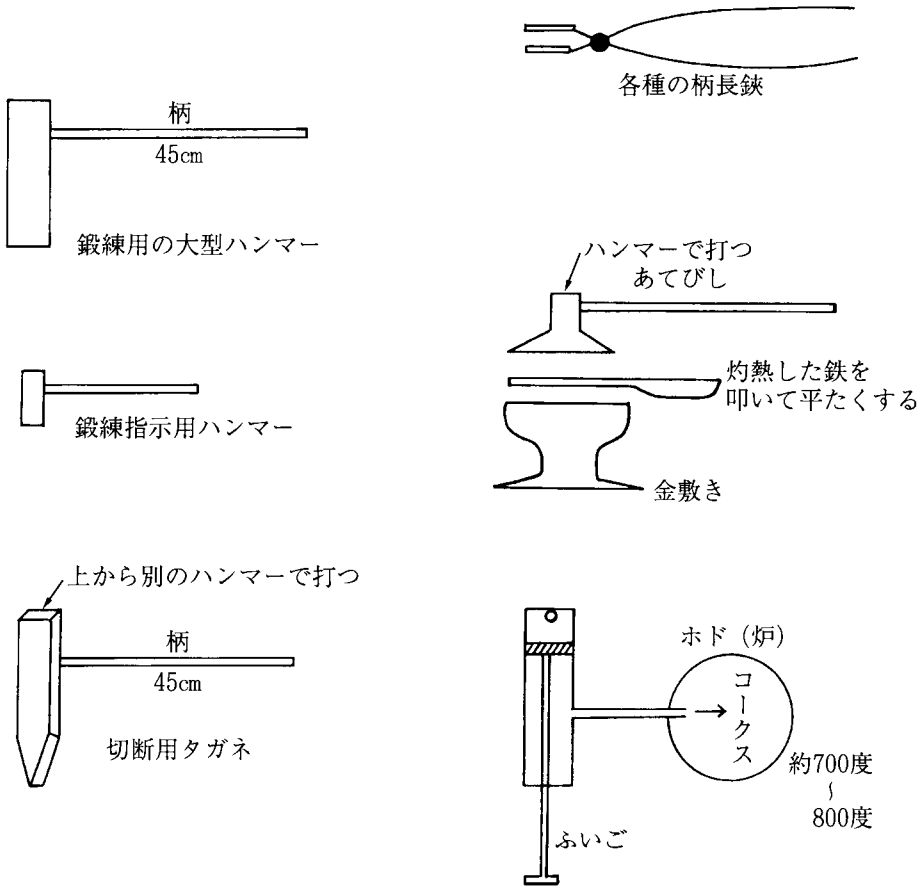

Ⅱ　商　　業

商業に関係する「生活用品の購入」については第一章第二節で、却し売りや小売販売に一部関係があるものについては本章の第四節「製造と加工」の項で述べた。

明治期から現在に至るまでの「金融機関」と、専ら店舗を構えて小売りを主としている「商店」については「上巻・現代編の商工業欄」を参照されたい。

1．金　融　業

民間における経済の相互扶助は、「講（こう）」であり、それが「質屋（しちや）業」や「銀行」等の金融機関として発展してきたものである。「講」については、第二章の第Ⅲ項で既述した。ここでは生活や事業のための資金の貸借を営利の目的とした専門業についてであるが、それは明治時代になって貨幣金融設立後のことである。くわしくは「上巻・現代編の商工業欄」を参照されたい。

参考文献資料

太良町の民謡調べ（太良町教育委員会編）
太良　町のあゆみ（太良町郷土史調査会編）
藤津郡勢一班（県立図書館）
藤津郡村誌　（県立図書館）
佐賀県の民家　　〃
佐賀県民俗史下巻（太良町図書館）
太良町歴史民俗資料館　資料、目録
佐賀県漁連史（佐賀県有明海漁業協同組合連合会編）
有明海漁撈習俗（県立図書館　県教委編）
佐賀藩幕末関係文書調査報告書（県立図書館　習俗850、880）
諫早市史３巻
有明町史上巻
小長井町史
鹿島市史
塩田町史上下巻
諸富町史
日本仏教史（新潮選書）
仏教と神道　　〃
現代日本の宗教状況（丸山照雄著）
新世紀大辞典（学研）
百科大辞典

V　宗　教　編

太良嶽神社上宮

境内の石畳は江戸時代、石祠は大正12年（1923）の造立である。

多良岳の山頂は、神域として太良嶽神社の上宮が奉祀されている。石祠は両扉付で、真南を向き、太良嶽三柱大神の文字が彫られている。

執筆者　中　村　　勲

目　　次

第一章　寺　　院…… 479
　第一節　各宗、各寺院の概観…… 479
　　Ⅰ　竹崎山　補陀洛院　観世音寺（真言宗・御室派）…… 479
　　Ⅱ　無量山　五劫院　誓願寺（浄土宗）…… 481
　　Ⅲ　授徳山　覚源寺　正伝院（浄土宗）…… 483
　　Ⅳ　菅流山　玉泉寺（浄土真宗・本願寺派）…… 485
　　Ⅴ　修多羅山　円教寺（浄土真宗・本願寺派）…… 486
　　Ⅵ　日影山　真向院　円満寺（浄土真宗・本願寺派）…… 486
　　Ⅶ　白旗山　東福寺（浄土真宗・本願寺派）…… 487
　　Ⅷ　宝亀山　善行寺（浄土真宗・本願寺派）…… 487
　　Ⅸ　松尾山　正恩寺（浄土真宗・本願寺派）…… 488
　　Ⅹ　石上山　光福寺（浄土真宗・本願寺派）…… 488
　第二節　廃寺・移転・合併…… 489
　　Ⅰ　立川山　円証寺…… 489
　　Ⅱ　亀崎山　英俊庵…… 490
　　Ⅲ　西 方 院…… 490
　　Ⅳ　廃寺になった浄土宗寺院…… 491
　　Ⅴ　地名として残る寺院…… 491
　　資　　料…… 492
　　1．町内寺院一覧…… 492
　　2．竹崎山記録…… 492
　　3．竹嵜山支配古跡…… 493
　　4．證文之写…… 494
　　5．肥前国藤津郡諫早縣竹崎山補陀洛院観世音寺什物帳…… 497
第二章　神　　社…… 501
　第一節　概　　観…… 501
　　Ⅰ　各神社の概観…… 507
　　1．太良嶽神社…… 507
　　2．戸 口 神 社　　伊福…… 509
　　3．江岡天満宮　　江岡…… 510
　　4．淡 島 神 社　　早垣…… 511
　　5．大 魚 神 社　　栄町…… 512

6．天満神社　油津…… 512
7．八幡社　糸岐…… 513
8．宇賀神社　糸岐…… 514
9．八幡宮　畑田…… 515
10．諏訪神社　瀬戸…… 516
11．浅間神社　糸岐本町…… 516
12．山神社　大川内…… 517
13．中山神社　中山…… 517
14．大峰天満社　大峰…… 517
15．御手水神社　御手水…… 517
16．諏訪神社　里…… 519
17．浅間神社　今里…… 520
18．岸川神社　平浜…… 520
19．大浦神社　亀ノ浦…… 521
20．熊野神社　津ノ浦…… 522
21．天神神社　亀ノ浦…… 522
第二節　廃社・合祀・移転…… 524
1．太良嶽神社に合祀された川上神社…… 525
2．太良嶽神社に合祀された荒穂神社…… 525
3．川上神社に合祀された天神社・海童社…… 526
4．鹿山神社に合祀された白山神社…… 526
5．浅間神社に合祀された日高神社…… 526
6．熊野神社に合祀された若宮神社・天神社…… 526
7．諏訪神社に合祀された天神社・地神社…… 526
8．八坂神社に合祀された天神社・浅間神社・海童神社・矢房神社…… 526
9．住吉神社に合祀された御髪神社…… 527
10．天神社に合祀された平野神社…… 527
11．天神社に合祀された春日神社・熊野神社・矢房社…… 527
資　料　長崎県管下　肥前国藤津郡神社明細帳…… 527

第一章　寺　　院

第一節　各宗、各寺院の概観

昭和47年３月、佐賀県総務部総務課調査の「佐賀県宗教法人名簿」によれば、わが太良町には真言宗御室派の平井坊１カ寺、浄土宗の誓願寺と正伝院の２カ寺、浄土真宗本願寺派の玉泉寺・円教寺・円満寺・東福寺・善行寺・正恩寺・光福寺の７カ寺、合計10カ寺がある。他町村に比べ、宗派数も少なく、禅宗寺院が１カ寺もなく、浄土宗系、特に浄土真宗寺院が多い。

Ⅰ　竹崎山　補陀洛院　観世音寺（真言宗・御室派）　　竹崎

竹崎にある補陀洛院観世音寺は、真言宗御室派の寺院で、現在はわずかに観音堂と平井坊を遺すだけの小寺院となっている。しかし、縁起の伝えるところによれば、同寺は和銅年間に僧行基の草創になるという由緒をもつ古刹である。即ち、『竹崎山記録』の伝承によれば、

「元明天皇御宇和銅二己酉（つちのととり）年（709）、行基菩薩　草創、本尊千手千眼観世音長（た）ケ三尺五寸ノ立像、開山行基御作也」

とある。鎌倉時代には、伽藍も建ち並び寺観も整い確固たる隆盛をみていたことは、文永10年（1273）10月18日付の『竹崎寺院主職補任状』また、「中古迄ハ勅願所ニテ三ケ年一度禁中江御修法（みしほ）御巻数上候由申伝候、後深草院御宇倫（綸）旨有之、左ニ載之、」（竹崎山観世音寺什物帳之写）などとあり、朝廷の勅願所として３年に１度、国家安全、鎮災致福、五穀豊穣など祈願のために、仁王般若経などの転読、長日大般若不断行法の勤行（ごんぎょう）を行い、その巻数を送信する格式をもった寺院であった。また、同時代の作と思われる石造三重層塔も残っている。この他、千葉・蒲地等、北肥前の戦国期の国人層が外護（げご）者として寺領を寄進したり、結願（けちがん）（注）したりしている文書の写しが数点伝えられている。このことから、この地方に中世を通じて重きをなしていた名刹であったと思われる。ところが、かよう

観世音寺　真言宗　竹崎

（注）結願（けちがん）　法令を行う日数や神仏に願をかけた日数が終わること

に寺院の興隆がはかられた観世音寺ではあったが、時代の変様をうけて同寺も栄枯盛衰があり、戦国争乱のさなか戦火にあい、衰微への道を余儀なくされた。『竹崎山略記』によれば、

「 1．當山観音堂并ビニ寺院迄、中古兵火ノ為メ　焼失候由申シ伝エ候、之ニ依リ数年假屋ニテ之有リ候ヲ、文禄5年（1596）ヨリ平井坊住持法印頼意御国中ヲ勧化仕リ候、而シテ慶長年中（1596～1615）ニ造立、元和元年（1615）ニ入仏之有リ候由、棟札並ビニ勧化帳ニ今ニ之有リ候事、」

と伝え、戦火による焼失の事実を確認することができる。『竹崎山観世音寺什物帳之写』には、もと平井坊と北之坊を両法頭とする33坊の僧坊が存立し、また、『竹崎山略記』には、「観音鋪地並ビニ三十三ケ寺坊跡、住昔ヨリ今ニ至ル、而シテ御免地也、……往昔ヨリ無本寺也」とあるように、観世音寺は33の僧坊を持ち、僧坊の僧団による共同管理のもとにおかれ、年度交替の輪番制に基づいて維持、運営されていたものであろう。

ところが、戦火で焼失して寺観は変貌する。文禄5年（1596）から慶長（1596～1615）にかけて、平井坊住持の頼意法印は、假屋にわずかの栄光の姿を止める観世音寺のさまを見るにしのびず、廻国遊行して善男善女の喜捨を仰ぎ、勧進の旅を続けて観世音寺の再興をはかった。現在の観音堂一宇がそれである。

また、『竹崎山観世音寺什物帳之写』には

「 三十三坊之内、平井坊壱ケ寺ニ今相続仕リ候、余ハ皆門前屋敷、或ハ畑薮ニ成サレ居リ申シ候 」

とみえ、観音堂の別当寺として平井坊が存続し、他の32坊は消滅した。

現在、山内地区に修正会鬼祭に特別のかかわりを持つ家々は、これらの僧坊の寺籍を継ぐ後裔だといい伝えられている。同書によって33坊の坊号を掲げると、

平井坊　北之坊　成就坊　中谷坊　正面坊
勝林坊　西福坊　東之坊　金授院　浄泉坊
菩提院　林清院　中門坊　鳥越坊　大薗坊
法道坊　福泉坊　宝蔵坊　宝持坊　常慶坊
円了坊　宝泉坊　宝実坊　東光坊　冬林坊
智行坊　福寿院　中徳坊　慈眼坊　覚養坊
南之坊　北斗院　愛染院　教順坊

等である。

さて、平井坊は現在、真言宗御室派に属し、同坊については佐賀本藩による『諸寺院由緒書上』が、佐賀県立図書館に所蔵されており、その中の『真言宗由緒（下）』に、次のように記載されている。

「川上山実相院觸内　無縁寺　藤津郡
竹崎山　　平井坊現住
1．竹崎山観音堂　1宇　　平井坊
1．寺社料　16石
1．祭日　正月6日
1．継目年始御礼不相遂候
1．献上物等不仕候事
1．當院官職之儀法印、色衣法印迄昇進仕候
1．勧化奉加等不仕候事
1．當院末寺破壊地32坊有リ
1．當院抱所
志賀大明神　小社、若王子　自然石、妙見菩薩　同所、薬師如来　同所、龍宮社　石祠、阿弥陀　右同、不動尊　右同、鎮守社　同所、地蔵菩薩　石仏、藤津郡大浦熊野権現　小社、同所春日大明神　小社、同所天代矢武者　石祠
1．従御上被相附候寺社料御免地、其外無御座候、以上
右平井坊書上之分」

竹崎山観世音寺は観音堂1宇とあって、平井坊が管理し寺社料として16石が寄せられている。また、末寺として32坊の破壊地が記録されている。平井坊の住職の官職は法印まで昇進が認められていた。祭日が正月6日というのは、修正会鬼祭の行事をいうのであろう。

修正会鬼祭については『竹崎山略記』によれば、怨敵（おんてき）・邪鬼（じゃき）・悪鬼を降伏せしめる追儺（ついな）の行法としてみえ、追儺の秘面1面、水王火王の2面の他、6面が伝わっている。特に秘面について「先代ヨリ秘蔵ノ箱底、代々ノ住持不拝見也、毎年正月6日修正会ニ箱共ニ堂ニ奉出シ、追儺之行法1日1夜修行仕候事、俗ニ鬼行ト申也」と述べ、悪鬼降伏の調法の行事の中心をなす降伏の護法神であり、別に惣領面ともいった。この記録の末尾に「右平井坊書上之分」とあるように『諸寺院由緒書上』は、各寺院の差し出した書上げを記録したものである。

Ⅱ　無量山　五劫院　誓願寺（浄土宗）　　針牟田

本寺は総本山知恩院末、浄土宗鎮西派に属し、本尊は阿弥陀如来、観世音菩薩、大勢至菩薩の3尊である。

由緒は第107代後陽成天皇の御代（1587～1611）に、本蓮社誓誉玄貞和尚が創建した。玄貞は武蔵国の住人で伝導弘法（でんどうぐほう）のため当国に来た。小長井釜村沖の海浜に霊火が出現し、当寺の本尊阿弥陀如来は、その霊火の源である小長井釜村沖海中出現の阿弥陀仏であって、5尺8寸の

注　これは『竹崎山観世音寺修正会祭』太良町教育委員会発行によるものである。

立像で、恵心僧都の作といわれている。始め小長井釜村でこの仏像を安置し、仏法を広めていたが後多良に移った。

第108代後水尾天皇の御代（1611～43）、諫早公が帰依され、現在の本堂は慶長２年（1597）に建立され、茶堂および山門は享保年間（1716～35）第８代入誉伝歴の時に建立された。大梵鐘は第４代廓誉上人の発願により鋳造された。この梵鐘は昭和17年（1942）、太平洋戦争の時に供出された。

誓願寺　浄土宗　針牟田

現在の梵鐘は、当寺第35世　聖誉諦静　妻喜代が願主となり、昭和28年（1953）９月に、京都の三和梵鐘鋳造所で再鋳造されたものである。

多良の十夜市は、本寺の十夜法要に関連して始まったものであるが、現在は寺とは関係なく町の年中行事となっている。

『諸寺院由緒書上』「浄土宗由緒下」には、誓願寺の項に次の記録がある。

「京知恩院末寺

１．藤津郡諫早　糸岐村　無量山　五劫院　誓願寺

　　敷地免許３段５畝

１．起立之年暦扨又由緒等相知不申候

１．開山　誓誉玄貞

　　但シ生国関東下総国之産之由申傳候、當国今里之地、数年住居仕依而當寺建立仕候

19世　現住　　旭誉

同寺末寺

１．藤津郡諫早　糸岐村	免許敷地	８畝５歩	遍照院
１．同所	同	５畝	長禅寺
１．同所	同	３畝	幸常院
１．同所	同	２畝25歩	累泉寺
１．同所	同	１段１畝	空性寺
１．同	同	６畝	宝蔵寺
１．同	同	５畝10歩	西方院
１．同	同	７畝	普門院
１．同太良村	同	８畝10歩	無量寺
	同	９畝５歩	常光寺
１．高来郡遠竹村			長壽庵

　　同寺支配所

1．藤津郡糸岐村	同	15歩	観音堂
1．同	同	3歩	薬師堂
1．同	同	畝数不知	観音堂
右同	同	1畝	阿弥陀堂
同	同	20歩	阿弥陀堂
同	同	20歩	観音堂
同	同	不知	観音堂
同	同	不知	観音堂
同	同	10歩	観音堂
同	同	2畝5歩	阿弥陀堂
同	同	1畝19歩	阿弥陀堂
同	同	1畝15歩	観音堂
同	同	2畝	観音堂
同	同	2畝	薬師堂
同	免許敷地	2畝	観音堂
同	同	10歩	観音堂
同	同	4畝	薬師堂
太良村	同	25歩	地蔵堂
同	同	2畝	観音堂
同	同	15歩	阿弥陀堂
同	同	3歩	地蔵堂

右之通配分免地等通之候　尤従御上寺領免許
扨又（さてまた）御目見被仰付寺院無御座候」

Ⅲ　授徳山　覚源寺　正伝院（浄土宗）

大浦田古里

本寺は初め東京芝増上寺の末寺、諫早・慶巌寺の末寺だったが後に京都浄土宗の総本山・知恩院の直末となった。本尊は2尺5寸の阿弥陀如来の立像である。

正伝院　浄土宗　田古里

由緒によれば上田古里乙1908番地附近の弓場本（ゆばもと）という所に、村人の香華所として草庵があって、村人が本尊の阿弥陀如来を奉安し、朝夕香華をあげて礼拝していた。慶長17年（1612）壬子夏（みずのえね）、国中に疫病が流行し、村人も病にかかり、斃れる者も多く、草庵に参詣し病魔退散を阿弥陀如来にお願いしていた。たまたま運誉感達和尚が庵の

前を通りかかり庵に立寄ったので、村人は喜んで、百万遍念仏修行の導師を懇願した。そこで和尚が3晝夜別時念仏(注)を勤修したら不思議にも疫病も治まり、村民もやっと安心することができた。このことがあって村民の帰依する者や渇仰する者が増え、和尚はこの地に止まり、草庵に住居し、後水尾天皇の御代、領主諫早石見守（2代直孝）より2段15歩を賜り、現在地に堂宇を創建し授徳山　覚源寺　正伝院と称し、念仏宣布の道場となった。

毎年1月4日初祈祷と称して村民一同堂に籠もり、百万遍念仏の浄業を修するのが恒例となり現在に至るまで続いている。

『諸寺院由緒書上』「浄土宗由緒下」には、正伝院の項に、次の記録がある。

「**慶巌寺末寺**

1．藤津郡諫早　田古里村

愛徳山　　正傳院

1．免許敷地　4段5畝15歩

開山　運誉上人

18世　現住　得誉

正伝院掛り内

1．藤津郡諫早　田古里村	敷地免許	1畝	観　音	
1．同所	同	8畝	八　龍	
1．同所	同	5畝	地　蔵	
1．同	同	2段5畝	権　現	
1．同	同	1段	薬　師	
1．同	同	1畝	阿弥陀	
1．同	同	3畝	大林寺	（破壊地）
1．同	同	2畝	福寿庵	
1．同	同	1畝20歩	川良観音	
1．同	同	3段5畝	権　現	
1．同			毘沙門	
1．同郡大浦村	同	10歩	阿弥陀	
1．同	同	5畝	右　同	

右之通　正傳院掛内ニテ御座候　巳上」

（注）別時念仏

浄土の行者は、日々念仏をせねばならぬが、7日、10日、90日など、日を限って念仏勤行に精進すること

（注）愛徳山の山号が現在は授徳山となっている。記録の間違いか。

Ⅳ　菅流山　玉泉寺（浄土真宗　本願寺派）　　伊福

本寺は浄土真宗本願寺派に属し、本尊は阿弥陀如来である。

由緒は寛文５年（1665）素閑という僧が、佐賀蓮池の真教寺より当地に来て１宇を建立し、寛文８年（1668）本山に詣り、本尊と寺号を願ったところ免許となり、玉泉寺の寺号を給った。

玉泉寺　浄土真宗　伊福

開基素閑の俗姓は北野氏で菅家の子孫と伝えられ、山号を「菅流山」と呼び、家紋は梅鉢で、「天満大自在天神」という掛軸が伝来していたが、現在は不明である。

寛保元年（1741）、５世高山住職の時、屋敷を高め、４間に７間の御堂が建立された。寛政４年（1792）２月19日夕方、火災にあい、民家の大半と本堂・茶室が全焼した。今でも、この日を記念して毎年２月19日は区の祭日として、講中毎に各家の夫婦が一緒に寄り集まって昔を偲んでいる。

寛政11年（1799）７月、七世大心住職の時、現在地に本堂が建立された。

旧寺屋敷跡は、現在枇杷（びわ）畑になっていて、旧寺屋敷の参道登り口あたりを今でも「門前」と呼んでいる。

昭和39年（1964）草葺きの屋根が瓦屋根に葺き替えられた。

Ⅴ　修多羅山　円教寺（浄土真宗　本願寺派）　　栄町

本寺は浄土真宗本願寺派に属し、本尊は阿弥陀如来である。

円教寺　浄土真宗　栄町

多良村の住人　岡山新左衛門は、かねてより菩提心が深く、速やかに仏果を求めようと、佐嘉郡高木町の願正寺住職素閑(注)法師に師事し、浄土真宗の教えを聞き、一向専念した結果、阿弥陀仏に帰依して出家した後、慶長18年（1613）10月、修多羅山円教寺を建立した。住職岡山氏の祖先は尾辺田（栄町）に住む武士で、初め下尾辺田の江藤氏宅で教えを広めていたが、後に現在地を埋めて寺を建立した。

本堂には、中国で名高い24孝を彫った極彩色の欄間がある。この欄間は、熊本からきた彫刻師が、寺に泊り込んで彫ったものと言い伝えられている。第12代現住職の話によれば、創建当時の彫刻であるという。

Ⅵ　日影山　真向院　円満寺（浄土真宗　本願寺派）　　瀬戸

本寺は浄土真宗本願寺派に属し、本尊は阿弥陀如来である。

円満寺　浄土真宗　瀬戸

創建は正親町(おうぎまち)天皇、天正９年（1581）３月、諫早安勝寺の僧が、仏法を広めるために多良にきて、瀬戸の諏訪の谷に日影(にちえい)山真向院を建てて弘法(ぐほう)したのが始まりといわれている。その後、賤(しず)ケ岳(たけ)の戦いで豊臣秀吉方の武将として奮戦した勇士、中山内蔵助が発心して仏門に入り、浄土真宗の教義に帰依し、法名を浄円と改め、慶長７年(1602)２月、現在地に日影山円満寺を改築移転した。

明治14年（1881）春の失火により本堂及び庫裡ともに烏有に帰し、本尊及び楼門、鐘楼以外

（注）　素閑

佐賀市高木町願正寺住職の話によれば、願正寺の初代は寿関で、慶長８年（1603）26歳の時の開山。寛永14年（1637）歿とのことである。

は悉く焼失し、その由緒を詳かにすることは出来ない。しかし当寺に残る1冊の住職の系譜から、かろうじて知ることができる。明治14年（1881）の大火で焼け残っている楼門は延享元年（1744）の建立で、鐘楼の垂木は扇垂木造りで、石垣は熊本城石垣と同じ手法で築かれていて清正流と伝えられている。この鐘楼の建築された当時の住職は白牛和尚といい、学識豊かで才智に富み、かつ度胸のある住職だったといわれている。

Ⅶ　白旗山　東福寺（浄土真宗　本願寺派）　端古賀

本寺は浄土真宗本願寺派に属し、本尊は阿弥陀如来である。

東福寺は肥後の国上益城郡白旗村（現在の甲佐町）大字白旗365番地にあって天台宗の寺院として700年以上を経た古刹であった。

東福寺　浄土真宗　端古賀

伝えによれば豊臣秀吉の家臣、小西行長はキリスト教を強く信仰し、所領の肥後の国の仏教寺院の多くを焼き払ってしまった。東福寺も例外ではなく焼かれ、和尚も焼死したので、同寺の衆徒は難を逃れ、後に天正年間（1573～1592）に真宗本願寺に帰依した。15代住職杉本大善が就任した時は衰微して檀信徒も少なくなっていた。ちょうどその頃藤津郡多良村大字2453番地の説教所に496人の本願寺派に属する集団がいた。たまたま大善の郷里が説教所のある所だったので、双方協議の上、この説教所に東福寺を移転することを熊本県知事、中山佐之助に願い出た。大正11年（1922）5月13日付で許可を得て、5月18日、現在地に移転した。さらに5月24日付で佐賀県知事、富永鴻に移転届を出し、現在に至っている。現住職は第18代にあたる。

Ⅷ　宝亀山　善行寺（浄土真宗　本願寺派）　糸岐　陣ノ内

本寺は浄土真宗本願寺派に属し、本尊は阿弥陀如来である。

後光明天皇の御代、正保3年（1646）小野原七良左衛門の長男小野原兵馬は、年若くして両親に死別し、定め難い世の中の無常をしみじみと感じて、心から菩提心を生じ両親の菩提を弔らった。また、自分自身の証果を願わんために佐賀市高木町願正寺へ参詣し、来世相応の要法である他力安心の理を聴問し、直ちに出家して法名を玄宅と改めて当寺を創建した。開基より現住職まで15世を数える。

明治18年（1883）3月8日、糸岐本町にあった円証寺が火災で焼失した。その時の円証寺の

住職は第10世立泉至誠であったが、善行寺に合併された。そのため善行寺第13世住職以後、小野原姓を立泉姓に改めた。

明治28年７月、大暴風雨のため本堂が半壊したが、その後再建された。

鐘撞堂は大正年間(1913～1926)に石工小石秀一らによって造られた。本堂屋根工事は昭和51年（1976）に蕪崎建設によって改築された。庫裡は平成元年（1989）５月に新築された。

善行寺　浄土真宗　陣ノ内

Ⅸ　松尾山　正恩寺（浄土真宗　本願寺派）　中畑

本寺は浄土真宗本願寺派に属し、本尊は阿弥陀如来である。

由来は後水尾天皇、寛永元年庚子(かのえね)(1624)８月25日、京都の僧久西(きゅうさい)が当村の松尾駿河の請により同氏の屋敷内に１宇を草創した。寛永17年（1640）７月朔日、第２代教清が寺号、木仏の免許を得て、現在地に移り寺院を新築した。当初の堂は野上遊園地付近にあった。

正恩寺　浄土真宗　中畑

正恩寺は当地最大の浄土宗寺院で、門徒数は現在400戸。本堂35坪、庫裡29坪、門４坪。

松尾駿河は、野上の杉田家の先祖といわれている。

Ⅹ　石上山　光福寺（浄土真宗　本願寺派）　竹崎

本寺は浄土真宗本願寺派に属し、本尊は阿弥陀如来である。

創建は慶長年間（1597～1614）といわれているが、安永８年（1779）以前の記録、過去帳などは焼失し、詳細は不明だが、開基住職初代より５代までは諫早市安勝寺の説教所として維持され、住職も安勝寺より派遣されていたのではないかと推察される。

お寺の縁起について、次のような伝説がある。

竹崎の住人某が、竹崎島の海岸で漂着している阿弥陀如来の木像を見つけ、拾いあげて住民

と共に阿弥陀坂を登って、現在地に舎を建て、お祀りした。

文化3年（1806）全国の末寺調査があり、その時、独立寺院として認可されたものと考えられる。

現在の本尊仏は、文化10年（1813）当山住職随仙の依頼により、当村の弥市がこれを刻すとあるので、伝説の「流れ仏像」とは違うようである。

光福寺の住職は初代より現在まで13代を数える。

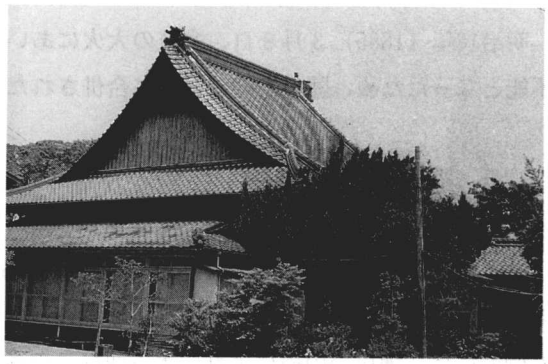

光福寺　浄土真宗　竹崎

第二節　廃寺・移転・合併

Ⅰ　立川山　円証寺　　本町

佐賀県史編纂資料『一向宗由緒』には

「糸岐村　泉光山　円証寺（諫早、安勝寺末寺）
開基　光知、二世　順知、三世　順海、四世　蘭瑞、五世　了基、六世　超順、七世　恵林」

とあって、山号が泉光山となっている。

『藤津郡村誌』には、

「立川山　円証寺　糸岐村。寺地、東西18間、南北22間、反別8畝4歩。村の北位　字川南にあり、真宗本願寺の末寺たり。明暦元乙未年（1655）創建す。かって、肥後国宇土郡に泉　光之助なるものあり。実子　松之進と共に本村の天台宗　宝立寺住職溝啓の処に来り寓居す。同年（1659）5月28日洪水に遇う。時に寺宇沈没し、溝啓及び松之進共に流死す。光之進[注]特に寺宇を再建して此寺に住居す。万治2年己亥之歳（1659）11月　領主の命を奉じて諫早に赴く。大風濤に逢う。船遂に破裂し、海中に漂漾す。適一の箱あり、流れ来る。之を取りて、終に大田尾村岩崎へ漂寄する事を得たり。開いて之を視れば、方便法身之阿弥陀仏の画像一軸あり。即ち安勝寺に詣り、遁世して名を光知と称す。後ち宝立寺を転宗し、本願寺派となし、円証寺と改むと云う。」

注　光之進は光之助の誤記と思われる。

とある。

明治18年（1885）3月8日、糸岐の大火にあい、寺が全焼し、第10世住職、立泉至誠も再起不能となったため、陣の内の善行寺に合併された。糸岐本町の古賀畳店の裏が円証寺跡である。

Ⅱ　亀崎山　英俊庵　　陣ノ内

糸岐亀崎丘に大乗妙典一字一石塔が建っている。この塔は、昭和44年（1969）国道207号線の拡幅工事が行なわれた時、国道側から現在地に移転された。正面に「大乗妙典一字一石塔」、左側面には「諫早公の命により、水不便なこの地から薪水に便利な陣の内に庵寺を移す。ここに庵寺があった證として、この塔を建てる。」といった意味のことが書かれ、最後に「文政7甲申歳冬10月、愛女敬造立」と記されている。この庵寺が「亀崎山　英俊庵」である。

糸岐陣内区の善行寺前から、三里、御手水方面へ通じる坂道がある。この坂道を「ご庵坂」と呼んでいた。現在は、自動車が通る農道に整備舗装され、御庵坂も農道に分断されて利用できなくなっている。この農道より一段と高い所に、「英俊霊神」、「保壽霊神」と刻銘された2基の石祠が祀られている。ここが亀崎丘から陣内へ移転された「英俊庵」跡である。石扉があって表に諫早家の上り藤の家紋があり、石祠正面に、「英俊霊神」「保壽霊神」の刻銘がある。英俊霊神石祠の右側面に「文政7年甲申11月」「當17回辰」「大願主　愛女敬立」の刻銘がある。保壽霊神石祠には、右側面に「嘉永7年」、左側面に「寅5月27日」と刻銘してある。保壽は愛女の法名からとったものである。文政7年（1824）は、真敏（英俊院）の17回忌に当たり、大乗妙典一字一石塔も、英俊霊神石祠も夫真敏の17回忌追善のために愛女が造立したものである。

英俊庵は、亀崎の丘に16年ほどあって、英俊院（真敏）の17回忌を機会に、生活に不便な亀崎の丘から生活に便利な陣内に移転された。それから30年後、夫に寄り添うように英俊霊神祠の横に保壽霊神祠も建てられ、祀られている。

Ⅲ　西　方　院　　三里

三里分校は明治19年（1886）4月、西方院の廃寺を校舎として創設された。西方院の喚鐘が、分校の時鐘として、昭和58年（1983）8月に校舎が改築されるまで使用されていた。この喚鐘は、現在太良町歴史民俗資料館に保管されている。

この喚鐘の銘文には、

「肥前藤津郡」「糸岐村三里」「西方院」

「願主」「方誉信西」「正西」「念仏衆中」

「干旹　寛文十三」「巳十月十五日」

「為法界利益」「鋳師」「三左衛門」

とあり、旦は時、巳は丑、の略字。願主方誉信西の墓碑は西方院の裏山にあって、「方誉信西道心」「天和2壬戌年（1682）12月2日」とあるところから、西方院に関係のある僧侶か、かなりの信仰心のある人と考えられ、喚鐘が造られてから9年後に亡くなっている。西方院は、誓願寺の末寺で寛文13年（1672）には、すでに創建されていた。また、鋳師　三左衛門については、杵島郡白石町馬田の長命寺（曹洞宗）の喚鐘が、冶工　樹三左衛門正秀の作鐘であり、年号も同じく同時代で、同じ三左衛門であり、図柄・竜頭の作風も同じところから樹三左衛門正秀と同一人の作と推定される。県内では三左衛門の作鐘はこの2鐘だけである。県内の鋳工で樹または植木姓の鋳工は善兵衛政徃・三左衛門正秀・長右衛門秀重・右京（進）正重・右京（進）行嵩の5名がいる。

Ⅳ　廃寺になった浄土宗寺院

『諸寺院由緒書上』「浄土宗由緒下」によると、誓願寺の末寺として、空性寺（1段1畝）、遍照院（8畝5歩）、普門院（7畝）、宝蔵寺（6畝）、長禅寺（5畝）、幸常院（3畝）、累泉寺（2畝25歩）などが糸岐村にあった。

また、正伝院の掛り寺として田古里村には大林寺（3畝）、福寿庵（2畝）があった。

また、大浦村には諫早慶巌寺の末寺の極楽寺（4畝）があった。大林寺と極楽寺は破壊地としてのっていて、現在はすべて廃寺となっている。

Ⅴ　地名として残る寺院

昭和57年（1982）3月28日発行の『角川日本地名辞典』（41　佐賀県）の東京大学史料編纂所蔵の明治15年頃の佐賀県各町村字小名取調書による「小字一覧」の中に、

糸岐村　町名（累仙寺）小田名（空姓寺）北町名（法流寺）の3寺がのっている。

イ　空姓寺　糸岐にあった誓願寺の末寺空性寺が地名として残り、性と姓は音も同じで、いつの間にか書き間違えられたのであろう。

ロ　累仙寺　糸岐にあった誓願寺の末寺累泉寺が地名として残り、仙と泉は音も同じところから、いつの間にか書き間違えられたのであろう。

ハ　法流寺　誓願寺の末寺に宝蔵寺がある。この宝蔵寺がなまっていつの間にか法流寺になり、地名として残ったものであろう。

ニ　杢蓮寺　大浦の里に地名として残っているが、どんな寺だったかは不明である。

資料１　町内寺院一覧

	宗派	山号	寺院	本尊	開基開山
1	真言宗	竹崎山	補陀洛院　観世音寺	千手千眼観世音	行基　和銅２年（709）
2	浄土宗	無量山	五劫院　誓願寺	阿弥陀如来 観世音菩薩 大勢至菩薩	本蓮社誓誉玄貞　後陽成天皇の御代 （1587～1611）
3	浄土宗	授徳山	覚源寺　正伝院	阿弥陀如来	載蓮社運誉感達　慶長17年（1612）
4	浄土真宗	菅流山	玉泉寺	阿弥陀如来	素閑　寛文５年（1665）
5	浄土真宗	修多羅山	円教寺	阿弥陀如来	岡山新左衛門　慶長18年（1613）
6	浄土真宗	日影山	真向院　円満寺	阿弥陀如来	天正９年（1581） 中山内蔵助（浄円）慶長７年（1602）
7	浄土真宗	白旗山	東福寺	阿弥陀如来	元天台宗、肥後国上益城郡白旗村（現甲佐町） 天正年間、真宗に転宗 大正11年（1922）５月24日付現在地へ移転
8	浄土真宗	宝亀山	善行寺	阿弥陀如来	小野原兵馬（玄宅）正保３年（1646）
9	浄土真宗	松尾山	正恩寺	阿弥陀如来	久西　寛永元年（1624）
10	浄土真宗	石上山	光福寺	阿弥陀如来	安永８年（1779）以前

資料２

竹崎山記録（原文は漢数字だが左書きのため算数字を使用）

肥前国藤津郡諫早縣竹崎山補陀洛院観世音寺平井坊者

元明天皇御宇和銅２己酉（つちのとり）年（709）、行基菩薩草創、本尊千手千眼観世音長（た）ケ３尺５寸ノ立像、開山行基菩薩ノ御作也、右略縁起別有之、宝永５戊子（つちのえね）年（1708）迄1,000年ニ相当、本尊ノ霊験別ニ記之

一　観音鋪地并33ケ寺坊跡、往昔ヨリ至今而御免地也、中古迄ハ勅願所ニテ３ケ年ニ１度宛、禁中江御修法御巻数上候由申伝候、後深草院御宇倫（綸）旨有之、左ニ載之、右ノ謂ニテ往昔ヨリ無本寺也

一、寺領米　15石　　従播磨被相付候

中古迄ハ所々ヨリ寄進田有之、寄附状写左ニ載之、

一、御祈禱毎年正月元日ヨリ修正会一七ケ日、５日ヨリ６日ニ至リ追儺之行法１日１夜修行仕候、右ニ付而修正会法則22巻并ニ追儺ノ秘面１ツ有之、秘蔵箱底住持モ不拝見也、同権作之火ノ王・水ノ王２面、別ニ６面有之、修正会之時、右面ニテ所作有之、秘面ヲ惣領面ト申伝也、中古領主江此秘面ヲ拝見候様相勤メ候者有之、口速疾ニ不叶、懺悔後快氣仕候由、只今モ食穢・不浄之人寺中ニ来テ、而其咎幾度モ有之、悪魔降伏之護法神也、

一、唐渡石寳塔　　2基

観音堂側有之、中古薩州盗人取之、而船ニ乗終夜漕行ト思処、暁ニ至迄竹崎ノ南泊ヲ不離、盗人不思議ト恐テ宝塔ヲ捨置、急逃去ヌト申伝候

一、太守様長崎御往還被遊候節、毎度於観音堂内御祈禱相勤、當津之前ニテ御礼差上候事、

一、信州太守様[注]、元禄11年（1698）7月27日、長崎御渡海被遊候節、永山九右ヱ門殿御船ヨリ御代参被　仰付候而御祈禱奉抽丹誠候様　御意被成下候、就夫ニ而御帰城之節、御札御召船江拙僧持参仕候、其以後御渡海被遊候節、為御代参立川十之丞殿被　仰付候也、

一、上使長崎往還之節、毎度於観音堂内御祈禱相勤候事、

一、龍造寺家晴公諫早初而御入部節、御祈禱被仰付、其上33坊御免地・屋敷并寺領等事、被仰付只今迄寺家相続仕御祈願等不替相勤候、

一、當山観音堂并寺院迄中古為丘火焼失候由申伝候、依之数年假屋ニテ有之候ヲ、文禄5年（1596）ヨリ平井坊住持法印頼意御国中勧化仕候、而慶長年中（1596～1615）ニ造立、元和元年（1615）ニ入仏有之候由棟札并勧化帳等ニ今有之候事

資料3

竹嵜山支配古跡

一、白山大権現 大神宮 多賀社 （竹嵜観音境内）社頭1宇

藤津郡竹嵜山平井坊并末寺社書記

一、観世音　　堂舎有

境内敷地台　1反6畝4歩除地修覆

造営　上御構御座ナク候　播磨蔵本ヨリ調べ来リ候

一、寺地　2反7畝18歩　除地

官位僧住職知識地也　平井坊

一、8反6畝13歩　33坊跡　当時ハ寺領地ニ相成居リ候

一、志賀大明神（竹嵜西泊氏神）敷地2反　除地　社有

一、白山大権現（同所観音境内）前代ヨリ竹嵜ノ鎮守　社有

一、稲荷大明神（同所同境）祇園　台1社

一、龍宮　敷地1畝　除地　祠有

一、若王子　敷地3畝　除地　自然石有

一、阿弥陀　敷地1畝　除地　　右同断

一、妙見　　敷地3畝　除地　　右同断

一、不動　　敷地1畝　除地　　右同断

一、薬師　　敷地6畝　除地　　右同断

一、鎮守宮　敷地2畝　除地　　右同断

注　信州大守　佐賀4代藩主　松平信濃守綱茂

一、地蔵　　敷地４畝　除地　　石仏

藤津郡大浦村亀浦

一、熊野権現　敷地山共２反１畝　除地　宮司庵

同郡同村

一、春日大明神　敷地６畝　除地　社有

一、天代矢武者　敷地10歩　除地　祠有

右ノ通、イヅレモ御免地ニテ畝反等　相違御座ナク候。

資料４

證文之写

一、院主職補任下文

下　　竹崎寺院主職事

可令補三智房印慶処

右　於當寺院主職者、令補他山僧徒之由在其聞、然者、改彼仁、以件良慶、所令補院主職也、故衆徒等亘承知、敢勿違失、以下

宝治２年（1248）７月９日　　御判

一、地頭御代官之状

○　肥前竹崎寺院主職宛行状写

宛行　　竹崎寺院主職事　法道房

右、以人　為被職、御堂御造営御佛事等、任先例、無懈怠、已上勤行者也、仍山中衆徒等亘承知、敢勿違失、故下

文永10年（1273）癸酉（みずのととり）10月18日

地頭御代官　　大江　景房　判

地頭御代官　　沙弥　光弘　判

○　千葉胤勝判物写

肥前国佐嘉郡之内、来迎寺寺家分８町之事、任先例之旨、可被報務之状如件

天文２年（1533）７月10日

（千葉）胤勝　判

竹崎山

平井坊

○　千葉興常判物写

肥前国佐嘉郡内、来迎寺住持職、同寺領16町之事

右、任先例之旨、御知行不可有相違之状如件

天文６年（1537）正月23日

（千葉）平　興常　判

平井坊

○　千葉　　判物写

肥前国小城郡内　晴氣保報恩寺住持職并寺領参町之事

右、任先例之旨、無相違可被相拘之状如件

天文６（1537）

２月19日　　平　　判

平井坊

○　千葉胤連判物写

肥前国佐嘉郡之内　来迎寺１処16町之事

任先判之旨　智行不可有相違之状如件

天文16歳（1547）５月９日

（千葉）胤連　判

平井坊

○　少貳冬尚状写

唐織之絹ニ牽両色送給候、祝着候、毎々御芳状之儀不及申候　委細猶宗筑後入道可申候、恐々謹言

10月４日　　（少弐）冬尚　判

竹崎山　平井坊

○　宗筑後入道本盛・江上左馬助尚種連署状写

小城郡窪田郷之内　大俣杉本坊之事

可被進之由被申出候　静溢之砌　御一行可致其執成候　委細御使僧可有演説候　恐惶謹言

８月21日　　宗筑後入道　本盛　判

江上左馬助　尚種　判

竹崎山　平井坊

○　岩野通縄田地寄進状写

奉寄進　竹崎観音寺　糸岐村内神浦北方　田地３反事

右田地者、通縄重代相伝私領也、而竹崎平井坊主式部公御房　師近たるの間　心さし有り、よって　彼田地を奉寄進所実也　子々孫々にいたるまで　任先例無他妨可有知行候　仍為後日寄進状如件

正平７年（1352）壬辰（みずのえたつ）10月17日

（追記）正平は南朝年号、北朝年号では文和元年

岩野孫六藤原通縄　判

○　田地坪付注文写

竹崎観音寺御寄進地　多良村内　田地１町坪付事

一、道観作　５反４杖内

庄田１所１段　　１所１段１杖

ソノ田１所２段　　河ソイ１所１段３杖

一、益田作　４段２杖内

１所２段　　１所１段

1所1段2杖

以上1町1杖　　除屋敷定

右　坪付如件

正平18年（1363）3月12日　　直純　　判

（追記）北朝年号では貞治2年

○　蒲地兵部大輔忠久判物写

筑後蒲地兵部大輔忠久

到蒲舩津之内仁実済院之事申合候　於自今以後　不可有聊相違候　益々御入魂頼存候　仍為後日状如件

天文2年（1533）癸巳（みずのとみ）

6月12日　　忠久　　判

平井坊　御同宿中

（右之上包）

平井坊　御同宿中　　蒲地兵部大輔　忠久

○　蒲地忠久判物写

到木室庄内仁阿弥陀寺之事　申談候　於自今以後　不可有聊相違候　益々御入魂頼存候　仍可有執務之状如件

天文2年（1533）癸巳（みずのとみ）8月5日　　忠久　　判

平井坊　御同宿中

（上包　右同断）

右之外、千葉家・蒲地家ヨリ書簡数通有之

○　左兵衛佐義宗敬白願文写

敬白　竹﨑山観音寺　以御弘誓之深　不謂当山一宿矣　仍以利生　今度之本意豈無疑乎　有此願成就者　河尻之庄志賀六町之事　任本当鎮守権現　夢想奉寄附当山　早退怨　海陸之両道　無風雨迷浪之妨　武運増長而子孫昌盛　国家豊饒万民如意　卒得芳君臣道合　基信仰三十三身神通　立所願一之奇瑞渡海箭　令誅伐慕悪之徒　令々得本意之成就之円精也

天文4年（1535）12月3日

従四位下左兵衛佐義宗　判

竹﨑山　平井坊

右之通相違無御座候　　以上

藤津郡竹﨑山　平井坊　判

寛政9丁巳（ひのとみ）年（1797）9月20日

資料5

肥前国藤津郡諫早縣竹﨑山補陀洛院観世音寺什物帳

一、屋敷　1町3段4畝27歩

右者観音敷地并33坊屋敷ニ而故来ヨリ御免地　中古迄ハ勅願所ニ而3ヶ年ニ1度禁中エ御修法之御巻数差上候由申伝候也

右之謂ニテ往昔ヨリ無本寺也

33坊号

平井坊　成就坊　中谷坊　北之坊　正面坊
勝林坊　西福坊　東之坊　金授院　浄泉坊
菩提院　林清院　中門坊　鳥越坊　大薗坊
法道坊　福泉坊　宝蔵坊　宝持坊　常慶坊
圓了坊　宝泉坊　宝実坊　東光坊　冬林坊
智行坊　福寿院　中徳坊　慈眼院　覚養坊
南之坊　北斗院　愛染院　教順坊

右33坊之内　平井坊1ヶ寺ニ今相続仕リ候　余ハ皆門前百姓屋敷　或者畑籔ニ成リ居申候也

寺領米　12石1斗8舛7合3勺（但豊前殿ヨリ相附置カレ候也）

内

畠　2町5段9畝4歩ニ而

9石1斗8舛7合3勺　蔵前ニ而

一、観音堂　5間四面　（但豊前殿修造有之）

本尊千手観音　御長ケ（たけ）3尺5寸之立像

元明天皇之御宇　和銅仁年（709）行基菩薩ノ御作、於当国行基之七観音之随一也　別ニ縁起有之

一、薬師　3尊（但脇立、日光月光入テ）

一、地蔵　1躰（但土仏弘法大師御作長5寸）

一、七観音　7躰（但聖徳太子御作、小厨司ニ）

右観音之同厨司ニ安置之

一、銅燈籠　3箇

一、鰐口　4口

一、額　1箇（但即非和尚之筆）

右観音堂内

一、白山大権現社　5尺四面（但竹﨑氏神也）

天照太神・愛宕権現（同社ニ安置之）

一、拝殿　2間ニ3間

一、稲荷・祇園　小社

一、石塔　2基（但シ往昔唐ヨリ渡ル高サ8尺）

右観音境内

○寺家

一、護摩堂

一、客殿

一、茶室

一、門

○護摩堂諸佛

一、地蔵　　1躰（但雲溪之作、長ケ2尺5寸）

一、千手観音　1躰（長ケ2尺）

一、不動尊　　1躰（同断）

一、阿弥陀　　1躰（但鋳仏海中ヨリ長ケ5寸、金泉寺存）

一、持国天　1躰（但丈六ノ作、長ケ6寸）

一、地蔵　　1躰（但恵心ノ御作、長ケ1尺5寸）

一、仏舎利　3粒

一、秘面　　1面

右面ハ先代ヨリ秘蔵ノ箱底（そうてい）、代々、住持不拝見也　毎年正月6日修正会ニ箱共ニ堂ニ奉出シ追儺之行法一日一夜修行仕候事、俗ニ鬼行（おにおこない）と申ス也

一、火ノ王・水ノ王　2面（現在なし）

其外面数6ツ有之

修正会之時、右面ニテ所作有之　秘面ヲ惣領面ト申シ中古領主エ此秘面ヲ拝見候砌リニ相勤メ候　人　口ニ速疾ニ叶ハズ後懺悔仕リ候テヨリ快気仕リ候、只今モ食穢不浄之人、寺中ニ来テ、其咎メ幾度モ有之、悪魔降伏之護法神ナリ

○絵像

不動尊	1幅（但智證大師ノ御筆也）
十二天	12幅
八大祖師	8幅
十王絵之内	4幅（但高麗陣之砌渡）
涅槃像	1幅
十六善神	1幅
千手観音 不動尊 愛染明王	3幅1対
四臂不動尊	1幅
大威徳転輪王ノ像	1幅（箱入）
弁財天像	1幅
秘塔之図	1幅（但シュミセンノヅ也）
唐絵千手尊像	1幅（古筆、中地）
唐絵釈迦尊像	1幅（古筆、祇地）
魚籃観音像	1幅（古筆、子法眼之筆）
弘法大師御像	1幅（古筆、護摩堂有）
両界種子曼荼羅	2幅
理趣会曼荼羅	1巻
唐ノ曼荼羅	1幅
毘沙門天像	1幅
唐ノ石摺観音	1幅
唐ノ子易観音	1幅
両界三形曼荼羅	2幅（西ノ院流、箱入）
両界曼荼羅	2幅
行基ノ画像	1幅

○仏法典

大般若経	1部（応永年中書写）
三部秘経	1箱

（元禄７年２月上洛之節請之法印寛慶）

両部灌頂式　２巻（并口訳本別有之）

四度加行ノ法則　４冊

諸尊薄次第　全部

大日経　１部（15巻）

法華妙典　５部

法華経　２部

地蔵本願経　１部（３巻）

秘鈔教舜記　１部（箱入）

○仏具

護摩壇并器物　１具

唐ノ鉢大小　２ツ

唐ノ鐃　１ツ

花鬘　12

洪鐘　１口

八葉之鏡　１箇

妙香印法香炉　１箇（神代ノ志玄造之）

唐ノ鐃（鏡）　１口

唐ノ燈籠　１対

五鈷　１ツ

五ツ具足仏具　１面

大磬・小打鳴　合２口

太鼓　１箇

唐之鐃　１口

半鐘（銘書有）　１口（金泉寺存）

唐香炉　１箇

唐縫ノ旛　12流（但両面也）

打鋪（ヌイアリ）１ツ（但殿寄進也）

赤地綾子之打敷　１帖

打敷（アヤコノ地）１帖

続命神幡　２流（綾子白縫）

打敷　２帖（綾子ノ地縫アリ）

打敷（切交）　１帖

小打敷　１帖

唐之硯　１ツ

○法衣

唐錦七条袈裟　１帖（切交）

金襴七条袈裟　１帖

裳法眼　１通

廿五条之大衣　１帖

○書状

天神ノ御筆　２通（御経文切レ）

光明皇后御筆　１通（　同　）

弘法大師御経文切　３通

一行阿闍梨大日経切　１通

古筆観音経　１巻

古筆　４通

八十九代
後深草院御下文　１通

地頭　１通

千葉家寄附　６通

同書キ物　８通

菊池家願書　１通

同状　１通

蒲地家寄附状　２通

同状　６通

諸方書キ物　13通（寄附状等）

参考文献

佐賀県宗教法人名簿　昭和47年３月　佐賀県総務部総務課

佐賀県肥前国　藤津郡村誌　明治18年６月　佐賀県令　鎌田景弼

佐賀県史編纂資料　真言宗由緒

〃　一向宗由緒

〃　浄土宗由緒

佐賀県史編纂資料　竹寄山観世音寺什物帳之写

〃　　竹嵜山畧記
〃　　当山派山伏由緒
角川日本地名辞典　41　佐賀県
藤津郡社寺仏堂下調牒（明治16年　長崎県史誌係）
太良　町のあゆみの記録
竹崎観世音寺修正会鬼祭
図説仏教語大辞典　中村　元編著
宗教辞典　梅田義彦編著　堀書店

第二章　神　　社

第一節　概　　観

長崎県史誌係の明治16年（1883）２月整「藤津郡　社寺仏堂　下調牒」には、神社の中に石祠も含めて、多良村（21社）、糸岐村（43社）、大浦村（24社）、伊福（飯田村の内）（１社）合計89社が記載されている。（別表１参照）

これを祭神別、旧町村別に集計したものが「別表２」である。

別表２から、わが太良町で一番多いものから順にあげると、地神社16社、山神社15社、天神社６社、天満社４社、浅間社４社、天満神社３社、熊野神社３社となっていて、地神社、山神社の信仰が突出している。これは、日本古来の自然物崇拝、信仰が根強く息づいているしるしであろう。また、祭神別にみれば、大山祇命を祀る社が20社、埴安姫命を祀る社が16社、菅原道真を祀る社が14社、素盞嗚命を祀る社が７社、木花咲屋姫命を祀る社が４社、応神天皇・健御名方尊・加武呂命を祀る社が、それぞれ３社ずつある。

大山祇命は、山を支配する神であり、太良嶽神社の祭神で、その分霊を祀った社が御手水神社、中山神社、山王神社、山神社で、古くは太良嶽大権現として崇拝していた、今でも御手水権現・山王権現・中山権現の名で呼ばれている。多良岳を中心とした自然崇拝の信仰が根強く息づいている。

天満宮・天満神社・天満社・天神社の祭神は菅原道真で、どこの町村でも多い社である。天神社といえば、その殆どが菅原道真を祭神とするが、なかには片峰の天神社のように、少毘古那命（すくなひこなのみこと）を祭神とする天神社もある。もともと、天神社は天神（あまつかみ）を祀った神社で、祭神は大己貴命（おおなむちのみこと）や少彦名命（すくなひこなのみこと）のような薬祖神、火神や水神のような雷神を祀った神社であった。菅原道真を祭神とする天神社より古い自然神崇拝の天神社である。

八坂神社・大魚神社・鎮守神社・厳島神社・千々神社・荒穂神社の祭神は、素盞嗚命である。素盞嗚命は、気象の激しい荒々しい神なので、人々は常に神の心を和らげるように祭祀をした。自然を支配する地神、山を支配する山神を祀り、自然の恵を受け、天候・気象・天変地異の災いから、人々の生活を守って貰うため、災いをもたらす天神や荒々しい神々を恐れ、敬い、その心を和らげるために祀った。自然神崇拝の証であろう。

別表１　藤津郡社寺仏堂下調

多良村

		社名	社格	字名	祭神	由緒	境内坪数
1		川上神社	村社	端古賀	淀姫命	不詳	637坪
2		多良嶽神社	〃	多良嶽	大山祇命	〃	68〃
3		大魚社	無格社	町	素盞嗚命	〃	260〃
4		天満神社	〃	江岡	菅公	〃	85〃
5		八幡社	〃	畑田	応神天皇	〃	270〃
6		天満社	〃	油津	菅公	〃	539〃
7	石祠	山神社	〃	杉谷	大山祇命	〃	79〃
8	〃	天満神社	〃	端古賀	菅公	〃	114〃
9	〃	天神社	〃	片峯	少毘古那命	〃	44〃
10	〃	松尾神社	〃	瀬戸	大国主命	〃	151〃
11		諏訪神社	〃	〃	竹ミナ方命	〃	175〃
12	石祠	山神社	〃	中路	大山祇命	〃	201〃
13	〃	海童社	〃	端古賀	秋津姫命	〃	74〃
14	〃	天満神社	〃	喰場	菅公	〃	27〃
15	〃	山神社	〃	大川内	大山祇命	〃	156〃
16	〃	〃	〃	上川原	〃	〃	23〃
17	〃	地神社	〃	片山	埴安姫命	〃	71〃
18	〃	〃	〃	油津	〃	〃	3〃
19	〃	〃	〃	下川原	〃	〃	27〃
20	〃	山神社	〃	郷式	大山祇命	〃	31〃
21		中山神社	〃	中山	〃	〃	239〃

糸岐村

		社名	社格	字名	祭神	由緒	境内坪数
1		荒穂神社	郷社	川南	素盞嗚命	不詳	2,398坪
2		八幡神社	無格社	北町	応神天皇	〃	298〃
3		浅間神社	〃	町	木花咲耶姫命	〃	513〃
4		天満社	〃	〃	菅公	〃	11〃
5		亀崎神社	〃	亀崎	琴比羅命	〃	40〃

		社名	社格	字名	祭神	由緒	境内坪数
6		御手水神社	無格社	御手水	大山祇命	不詳	161坪
7		天満社	〃	大峯	菅公	〃	195〃
8	石祠	地神社	〃	中峯	埴安姫命	〃	73〃
9	〃	〃	〃	大峯	〃	〃	20〃
10	〃	海童神社	〃	〃	早秋津姫命	〃	110〃
11	〃	大神宮	〃	城崎	天照大御神	〃	26〃
12	〃	山神社	〃	小田	大山祇命	〃	8〃
13	〃	金毘羅神社	〃	亀崎	金山彦命	〃	62〃
14	〃	天満宮	〃	破瀬ノ浦	菅公	〃	79〃
15	〃	厳島鎮守神社	〃	〃	素盞嗚命	〃	70〃
16		鎮守神社	〃	〃	〃	〃	132〃
17	〃	天満社	〃	三里	菅公	〃	204〃
18	〃	地神社	〃	嘉瀬	埴安姫命	〃	369〃
19	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3〃
20	〃	千々神社	〃	〃	素盞嗚命	〃	20〃
21	〃	天神社	〃	〃	菅公		72〃
22	〃	地神社	〃	中村	埴安姫命	〃	163〃
23	〃	〃	〃	〃	〃	〃	29〃
24	〃	千々神社	〃	〃	素盞嗚命	〃	81〃
25	〃	地神社	〃	板ノ坂	埴安姫命	〃	66〃
26	〃	山神社	〃	〃	大山祇命	〃	47〃
27	〃	御手水神社	〃	御手水	〃	〃	76〃
28	〃	山神社	〃	〃	〃	〃	48〃
29	〃	〃	〃	熊尾	〃	〃	25〃
30	〃	〃	〃	小平	〃	〃	23〃
31	〃	地神社	〃	蕪田	埴安姫命	〃	44〃
32	〃	山神社	〃	城平	大山祇命	〃	16〃
33	〃	〃	〃	槙ノ内	〃	〃	9〃
34	〃	〃	〃	金目	〃	〃	35〃
35	〃	地神社	〃	中尾	埴安姫命	〃	60〃
36	〃	山神社	〃	〃	大山祇命	〃	9〃
37	〃	地神社	〃	横川	埴安姫命	〃	11〃
38	〃	〃	〃	〃	〃	〃	15〃
39	〃	山神社	〃	〃	大山祇命	〃	25〃

		社名	社格	字名	祭神	由緒	境内坪数
40	石祠	八幡神社	無格社	蕪田	応神天皇	不詳	90坪
41	〃	山王神社	〃	〃	大山祇命	〃	5〃
42	〃	地神社	〃	〃	埴安姫命	〃	114〃
43	〃	〃	〃	船倉	〃	〃	15〃

大浦村

		社名	社格	字名	祭神	由緒	境内坪数
1		浅間神社	村社	中今里	木花咲屋姫命	不詳	405坪
2		諏訪神社	〃	里	健御名方命	〃	241〃
3		浅間神社	無格社	潮除	木花咲屋姫命	〃	140〃
4		熊野神社	〃	津ノ浦	加武呂命	〃	134〃
5		平野神社	〃	森下	健御名方命	〃	135〃
6		浅間神社	〃	道越	木花咲屋姫命	〃	63〃
7		鹿山神社	〃	鹿山	武夷烏尊	〃	137〃
8		熊野神社	〃	権現谷	加武呂尊	〃	910〃
9		白山神社	〃	竹崎	伊弉諾尊	〃	30〃
10		春日神社	〃	船津	天津古屋根尊	〃	81〃
11		矢房神社	〃	上田古里	八坂刀売尊	〃	33〃
12		天神社	〃	里	菅公	〃	93〃
13	石祠	熊野神社	〃	向山	加武呂尊	〃	384〃
14	〃	天神社	〃	津ノ浦	菅公	〃	195〃
15	〃	若宮神社	〃	〃	月弓尊	〃	377〃
16	〃	海童神社	〃	下田古里	海童尊	〃	93〃
17	〃	日高神社	〃	道越	天津日子根命	〃	111〃
18	〃	天神社	〃	下田古里	菅公	〃	188〃
19	〃	八坂神社	〃	上田古里	須佐之男命	〃	46〃
20	〃	御髪神社	〃	鳥賊浮	塩治毘古命	〃	300〃
21	〃	天神社	〃	亀ノ浦	菅公	〃	113〃
22	〃	〃	〃	平野	〃	〃	66〃
23	〃	住吉神社	〃	野揚	天之穂日命	〃	51〃
24	〃	鎮守神社	〃	堂ノ後	宇摩志摩座命	〃	142〃

飯田村ノ内（伊福ノ分）

		社名	社格	字名	祭神	由緒	境内坪数
1		戸口神社	村社	椎木坂	手力雄命	不詳	360坪

別表２　明治16年２月整　藤津郡町村名社寺仏堂下調牒

祭神	神社	伊福	多良	糸岐	大浦	計
手力雄命	戸口神社	1				1
淀姫命	川上神社		1			1
大山祇命	山神社		5	10		15
	多良嶽神社		1			1
〃	中山神社		1			1
	御手水神社			2		2
〃	山王神社			1		1
	天満社		1	3		4
菅公(菅原道真)	天満神社		3			3
	天満宮			1		1
	天神社			1	5	6
少毘古耶命	天神社		1			1
須佐之男命	八坂神社				1	1
素盞嗚命	大魚社		1			1
	荒穂神社			1		1
	鎮守神社			1		1
	厳島神社			1		1
	千々神社			2		2
応神天皇	八幡社		1			1
	八幡神社			2		2
健御名方尊	平野神社				1	1
竹ミナ方命	諏訪神社		1		1	2
大国主命	松尾神社		1			1
埴安姫命	地神社		3	13		16
木花咲屋姫命	浅間神社			1	3	4
金山彦命	金毘羅神社			1		1
琴比羅命	亀崎神社			1		1
天照大御神	大神宮			1		1
秋津姫命	海童社		1			1
早秋津姫命				1		1
海童尊	海童神社				1	1
伊弉諾尊	白山神社				1	1
天津古屋根尊	春日神社				1	1

祭神	神社	伊福	多良	糸岐	大浦	計
天津日子根命	日高神社				1	1
天之穂日命	住吉神社				1	1
月弓尊	若宮神社				1	1
加武呂命	熊野神社				3	3
武夷烏尊	鹿山神社				1	1
八坂刀売尊	矢房神社				1	1
塩治毘古命	御髪神社				1	1
宇摩志摩座命	鎮守神社				1	1
		1	21	43	24	89

また、昭和47年（1972）3月調査の「佐賀県宗教法人名簿」には、大字多良（9社）、大字糸岐（9社）、大字大浦（11社）、大字伊福（1社）合計30社がのっている。前者と後者を比較してみると、約90年間に多良（12社）、糸岐（34社）、大浦（13社）合計（59社）と激減している。その大部分は石祠である。（別表3参照）

別表3　佐賀県宗教法人名簿　　昭和47年3月

	名称		代表役員	認証年月日
1	多良嶽神社	太良町大字多良8378	石井惟明	昭28. 3. 26
2	川上神社	〃 〃 2594	〃	〃
3	山神社	〃 〃 9028	〃	〃
4	大魚社	〃 〃 1897	〃	〃
5	天満神社	〃 〃 4317	〃	〃
6	八幡社	〃 〃 1100	〃	〃
7	天満神社	〃 〃 1543	〃	〃
8	諏訪神社	〃 〃 910の1	〃	〃
9	中山神社	〃 〃 8484	〃	〃
10	亀崎社	〃 大字糸岐2859の2	〃	〃
11	天満社	〃 〃 6774	〃	〃
12	浅間社	〃 〃 1538	〃	〃
13	八幡社	〃 〃 817	〃	〃
14	金比羅社	〃 〃 2773	〃	〃

	名　　称		代表役員	認証年月日
15	天　満　宮	太良町大字糸岐3988	石井惟明	昭28. 3. 26
16	鎮　守　社	〃　〃　3388の1	〃	〃
17	荒穂神社	〃　〃　1827	〃	〃
18	御手水神社	〃　〃　5822	〃	28. 6. 19
19	諏訪神社	〃　大字大浦戊380	池田民男	28. 4. 7
20	浅間神社	〃　〃　丙527	〃	〃
21	鹿山神社	〃　〃　甲574	〃	〃
22	熊野神社	〃　〃　乙318	〃	〃
23	八坂神社	〃　〃　丙1723	〃	〃
24	天神神社	〃　〃　1611	〃	〃
25	住吉神社	〃　〃　丁2023	〃	〃
26	熊野神社	〃　〃　乙1456のイ	〃	〃
27	天神神社	〃　〃　乙239	〃	〃
28	浅間神社	〃　〃　乙1234	〃	〃
29	大浦神社	〃　〃　丁428	〃	28. 7. 31

Ⅰ　各神社の概観

1．太良嶽神社

太良町大字多良字油津

現在の太良嶽神社は、油津の海岸に昭和46年（1971）、太良町内の川上神社（多良地区の氏神、旧村社）、荒穂神社（糸岐地区の氏神、旧郷社）、太良嶽神社（旧村社）の三社を統合したもので、多良岳頂上の太良嶽神社を上宮として残し、各社の祭神はそのまま合祀されている。川上神社は豊玉姫命（とよたまひめのみこと）、荒穂神社は瓊々杵尊（ににぎのみこと）、太良嶽神社は瓊々杵尊・五十猛尊（いそたけるのみこと）・大山祇神（おおやまつみのかみ）である。

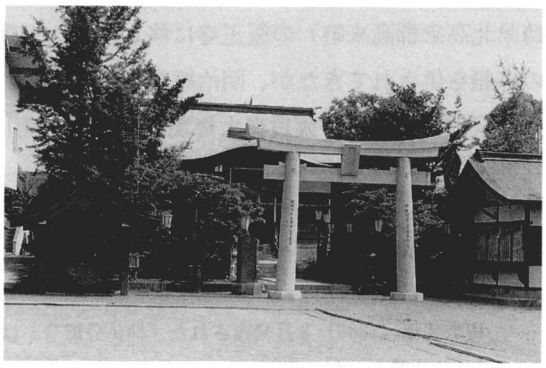

太良嶽神社　油津

多良岳は、標高1,076mの経ケ岳を主峰とする山系のうち標高983mの秀麗な山容を呈する死火山で、長崎・佐賀県境にそび

え、旧藤津・高来・彼杵の各郡にまたがる。『肥前風土記』に「塩田川在郡北　此川之源　出郡西南託羅之峯、東流入海」とあり、「筑後国風土記」逸文に「昔者　楝木１株　生於郡家南　其高970丈　朝日之影　蔽肥前国藤津郡多良之峯」とある。奈良時代から広く知られた名山。『肥前古跡縁起』に

「太郎嶽大権現は天竺摩訶陀国の大王の神霊也、本地千手観音、弥陀、釈迦三身一体の垂跡(注)にして、和銅年中の草創也、南より西に当たり４つの山有り四面の尾と云、是は四面大菩薩常に影向し給ふ霊地也、其頭に弁財天其下に仏の辻と云所有　此処は大権現来朝の御時　降臨有りけれども殺生の浦近くして不浄の穢風を忌給ひ　此の太郎嶽の上宮に上らせ給ひぬ、其峯を経の嶽と云て人倫通はぬ所也、是は権現御持之妙経を納給ふと云ふ、此より以来凡年暦970余歳に当れりと云へり、御縁起証文御宝物等侍りしを大村一揆有しに焼失ひ侍りしと也、天正13年（1585）の春　金泉寺の沙門再興の大願を発し　纔に１～２の御神殿をぞ造立し給ふ、」

とある。

『太郎嶽年祭勧化略縁起』によると、

「奈良時代の和銅年中(708～715)に、行基菩薩が自ら弥陀・釈迦・観音の３体の仏像を作って、太郎嶽三所大権現とあがめ、御尊体を多良岳に納めたという。」

上宮の太良嶽神社の下に神宮寺であった金泉寺があり、人々の崇敬が深かったが、天正11年（1583）に耶蘇教（キリスト教）徒の焼打ちにあい、舜恵という僧が三尊像を背負いやっと太良窟に逃れたという事が記されている。

上宮への参道に建立されている天和２年（1582）の石鳥居には、額束に「太良嶽大権現」、柱に「金泉寺住持阿闍梨法印大僧都賢光」と刻まれているところからみて、かつては太良嶽神社の社務も金泉寺の住職によって執り行われていたものと考えられる。

太良嶽神社は金泉寺と一体となり真言密教の霊地として栄え、山麓の旧高来・彼杵・藤津３郡に70余の末寺があったと伝えられる。江戸時代になって法印賢海は、勧進して金泉寺の再興を図り、諫早領主茂真の援助を受けて寛文３年（1663)、切支丹による受難の時、湯江（現長崎県北高来郡高来町）の医王寺に移していた三尊を元に戻した。それ以後、諫早領主から31石の寺領を供されてきたが、明治維新を迎えて「廃仏毀釈」(注)や寺領の没収により荒廃した。明治６年（1873）には「太良嶽大権現」の称号も廃止され、「太良嶽神社」として多良村の村社に

（注）垂跡

仏菩薩が衆生済度のために本地よりきて、種々の身を現ずること。

（注）廃仏毀釈

慶応４年（1868）３月発布された『神仏分離令』は全国的な廃仏毀釈となった。

『神仏分離令』がでると、政府は仏教廃止を決定したかのような流言が飛び、廃仏の風潮をいっそうかりたてた。しかし、神仏分離は、あくまで神仏混交を判然とさせることであった。

指定された。

多良岳の山頂には、多数の石仏や岩壁に刻まれた梵字などが点在しており、密教道場の雰囲気がただよっている。山頂近くには六体地蔵をはじめ板彫りや丸彫りの石仏がみられるが、これらは中世末の石彫りである。参道入口付近に建てられた鳥居の側に、正徳2年（1712）銘の「役の行者」の石像が安置されている。

太良嶽神社　山頂

多良岳は、かつて修験者の道場としても重要な地位を占める霊山として、小城町牛の尾山を本拠とする修験者の西回りの一拠点でもあった。多良岳信仰は山麓地帯に今日まで生き続けており、岳祭り、権現祭などの民間信仰として伝承されている。古くから多良岳への参道は四方から開けていて、おもなものでも、湯江・轟道、大浦・御手水道、多良・中山道、多良・風配道、鹿島・平谷道などがある。これら参道の中間に「一の宮」と呼ばれる場所があって石祀が奉祀され、多良一の宮・糸岐一の宮・七浦一の宮などが残っている。また多良岳に登る時には、海老を食べてはいけないという伝承もある。

いまも太良町の大字多良と糸岐には「千人参り」といって、千人以上の人々が雨乞い祈願のため、多良岳に登山し、太良嶽神社に参拝すれば、足跡を洗い流して山を清める雨が降るという信仰がある。

太良嶽神社の春祭りは4月19日であるが、上宮は4月8日と5月8日に春祭りが行われている。また、例大祭である御神幸祭は、例年9月17～18日の2日間に行われている。

2．戸口神社　　伊福

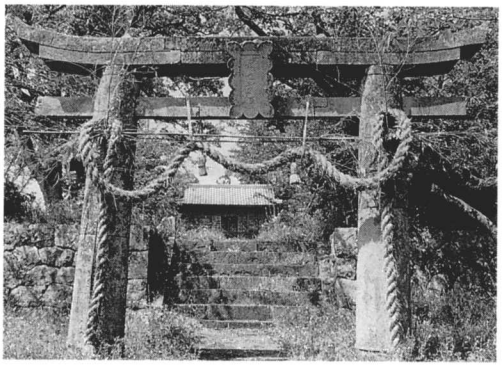

戸口神社　伊福

祭神　手力雄命

創立　大同元年（806）

由緒書によれば、第48代称徳天皇の御代、天平神護元年（765）島原の敬神の心厚い人が日

向国宇戸から手力雄命の御神霊を馬でお迎えして、肥前国南高来郡伊福村に祭祀された。それから41年を経て大同元年（806）今福某が、再び神霊を奉じて舟で静かな適地をさがして、藤津郡伊福村の海岸箱崎に着いた。そのことが里人達に伝わると、里人達は敬神の気持ちを表わし、伊福名箱崎にあった大石を掃き清めて迎え奉った。そうして「私達は尊神のおいでを大変永くお待ちしておりました。どうかこの地に止まり、村民を護って将来の興隆をはかって下さい。」と願ったので、今福氏もその真心に動かされ、神の御心にかなうことと、鎮祭することを承知された。そして集まった人達に待永の姓を許し、この大石を待石というようになった。

本社を造営するまで、伊福小浦に一社を造って尊神を安置した。今も元津社といって遺跡がある。やがて本社が造営され、遷宮式があって、伊福名戸口神社と呼ぶようになった。

大同3年（808）には飯田・江福にも分社が出来た。

また、鹿島第3代藩主直朝が眼を患った時に、寄贈した扁額「戸口大明神」も伊福の本殿に掲げてある。文化2年（1805）には、今福斉宮によって1000年祭が行われた。

明治6年（1873）に村社となり、今福氏が退任し、神官吉田　実、染川喜志、今福多志麻の諸氏が次々に奉仕し、染川直木の奉職となった。

大正2年（1913）10月に境内を現在地に移し、社殿を新築して奉遷した。

3．江岡天満宮　　江岡

祭神　菅原道真

由緒　創建は不詳。『佐賀県指令第5743号規則認証書及び天満宮由緒』によれば、

「宝永6年（1709）2月25日、諫早領主、社殿を再興し、氏子の崇敬篤く、毎年12月13日の例大祭には、遠く富山方面よりの参詣者もあり、また、江岡の入江良港にして帆船港に満ち、船柱林の如く、また、船旗翻（ひるがえ）りて壮観を呈せりという。」

江岡天満宮　江岡

とある。

再興年代は、神社正面の大鳥居に刻銘してある年号と同一である。この神社は、それ以前から祠（ほこら）か社（やしろ）があったのを、宝永6年（1709）に再建されたものである。明和2年（1765）には、石段14段と御神灯石台が奉築された。社殿内に残っている「棟札」によると、

「嘉永６年（1853）諫早領主の命により、天満宮拝殿１宇、杉本丹波頭　心遣　峯下八十八再建立。その後、15年後の慶応４年（1868）４月、同じく諫早領主の命により、天満宮殿１宇、大宮司　宮原丹波頭・後見　杉本主計代相、心遣　峰下次太郎が再建立した。その後89年を経て、昭和32年（1957）総社、建物老朽化のため、宝殿の一部を修復整備し、神殿・拝殿を再築し、屋根を瓦葺きにした。宮司・石井惟明、神社総代・岩島秋三、区長・峰下静雄、委員長・道竹八十吉、氏子35名で再建した。」

とある。

社殿内には、木造の「大五郎」（随神像）２体が祀られている。年代は古いようである。

その他、境内の拝殿横に弁財天碑が祀ってあり、「天下泰平・五穀成就」と刻んである。また、神木だった栂（とが）松は、昭和13年（1938）９月の台風で根元から倒伏した。推定樹齢350年、樹高約40m、幹回り（目通り）約６m、切口約２mであった。また、石段の両脇にあった推定樹齢約300年の大銀杏も倒伏した。また、大正３年（1914）日独戦争出征記念として岩島秋三・中村蓮三が植えた銀杏が現存している。また、昭和４年（1929）４月、太宰府天満宮境内の飛梅になぞらえて、境内を整地し、約50本の梅が植えられた。その後、昭和32年（1957）、社殿の総改築がなされ、その記念として太宰府天満宮の飛梅の穂を受け、神殿横の古木に接ぎ、現在その梅も花をつけている。

昭和52年（1977）には、神社裏の神社所有地２段５畝に、小田原梅150本を増殖し、収穫期には氏子の老若男女総勢、打揃って梅ちぎりを行っている。

４．淡島神社　　早垣

祭神　少彦名之尊（すくなひこなのみこと）と神功皇后（じんぐうこうごう）（息長足姫命（おきながたらしひめのみこと））

由緒不詳。早垣のほぼ中央にあり、社殿は３間半に２間の入母屋造で、境内は公民館の設置や部落道の開通などのため狭くなっている。少彦名尊は医薬の神様で、いろいろの病気を癒し、特に婦人の病気平癒、安産、子授け等に霊験がある。早垣では部落民の生活と心のよりどころとして、今日まで崇拝されてきている。

淡島神社　早垣

熊本県宇土市にも少彦名之尊を祀る粟島（あわしま）神社（粟島大明神）があり、境内の一隅に「腰のべ鳥居」といって、高さ30㎝横30㎝の小さな鳥居があって、参詣者が病気平癒を祈念して、この鳥居をくぐると霊験があるといわれ有名である。創建は寛永10年（1633）である。

淡島神社の総本社は、和歌山市加太の淡島神社である。延喜式内の旧社で、祭神は少彦名命、大巳貴命、息長足姫命の3柱の神である。

5．大魚神社　　栄町

祭神　海神の神

由緒によれば、昔、多良に横暴を極めた庄屋がいた。恒例の島詣り（沖の島に詣でること）の時、村人がこの横暴な庄屋をこらしめようと、庄屋を一人島に残して帰ってしまった。沖の島は満潮になると波の下にかくれるので、庄屋は急潮のため波に呑まれてしまうだろうと語り合っていた所に、その庄屋が大魚に乗って無事に帰ってきた。村人達は海の神様が、庄屋を大魚に乗せて助けてくれたのに恐れ敬い、それから大魚を祀って大魚神社と称するようになった。昔から多良町（現在の栄町）の人々は、大魚を食べず、商人達は大魚を担ってもかくして通り過ぎたということである。

大魚神社　栄町

大魚神社前の海中には、木の鳥居が建てられている。この鳥居は沖の島との間の鳥居であり、30年毎に1基建立する習わしが今も伝えられている。

「わたつみ」とは海に住む神霊を現わす語である。綿津見は海神で、海洋を支配する神の意である。

神戸市垂水区宮本町の「海神社」の祭神は、底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神の3神と大日霊貴尊（天照大神）を祀ってある。綿津見3神を総称して大綿津見命、綿津見大神という。航海安全、漁業繁栄の神として崇敬される。

6．天満神社　　油津

祭神　菅原道真

いつ頃から祭られたか明らかでないが、境内には、天神さんが乗ってこられたという大きな舟石と石祠がある。部落の人は「天神さん」と呼んで敬っている。昔は、カヤ、マツ、タブ、ムク等の大きな木が生い繁り、笹などが生え、森のような景観をしていたので天神山といっていた。

このお宮は、もと小さな石祠だけだったが、天正年間（1573～1591）に、この地に埋立て工事を起こし、工事の無事を願い工事が無事に竣工したので、神殿を建てて石祠を納めた。また、

慶応元年（1865）に宝殿を造営し、里民の尊崇も篤く、春秋の祭事には奉納大相撲が行われ、福岡方面からの参加者もあって大変賑わった。大正15年（1926）境内のカヤの大木を切り、これで碁盤をつくり、益金で拝殿が再建された。また、国道207号線ができる時、神社敷地は国道用地として買い上げられ、海岸よりに移動して現在地に移った。現在の社殿は、一間社流造覆屋拝殿付である。

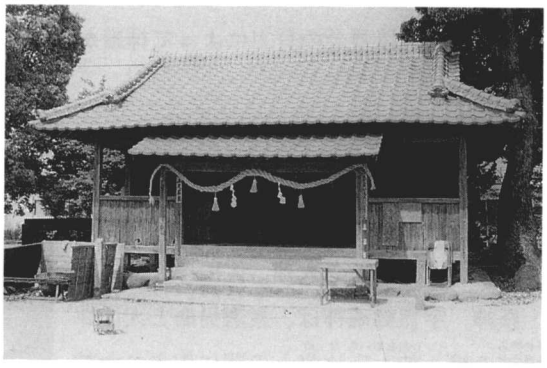

天満神社　油津

7．八 幡 社

北町

祭神　応神天皇

応神天皇は仲哀天皇の皇子で、『記紀』神話によれば、仲哀天皇が西征の途中で没し、その事業を引き継いだ神功皇后が三韓遠征の時にその胎内にあったことから、胎中天皇とも呼ばれる。諱を誉田別といい、その陵は大阪府羽曳野誉田の陵に比定されている。

創建年代は兵火にあい明らかでないが、現在残っている石造鳥居などの銘によれば、

八幡社　糸岐

「「奉建肥前州藤津郡諫早庄糸岐村留岡八幡宮華表」「大檀主諫早豊前藤原茂照公」「元禄6年癸酉（1693）3月吉日」「諫早正兵衛好孝」」

とあり、元禄6年に諫早6代藩主茂元（初め茂照）公の福寿延綿。家内繁栄、武運長久、祈願のため諫早正兵衛好孝が再興した。その後、天保4年（1833）に改築された。神殿内にはその時の棟札が残っている。

「「当所願主　諫早庄兵衛　藤原朝臣能宗」「大心遣　赤司理右衛門安俊」「副役　早田馬佐助篤薫」「大工　藤原喜惣次　池田夘惣次政直」「大鋸　宮崎清太夫」「天保4年癸巳（1833）3月吉良日」「藤津郡諫早庄南糸岐村　新宮助次　嘉富」「庄屋　荒木関十」」

さらに、昭和4年（1929）正月 新宮忠彦によって本殿が新築された。また昭和7年（1932）4月に、北町積善会の有志によって拝殿が新築された。

8．宇賀神社　　川内

祭神　宇賀御魂大神

合祀　大宮能売大神　佐田彦大神

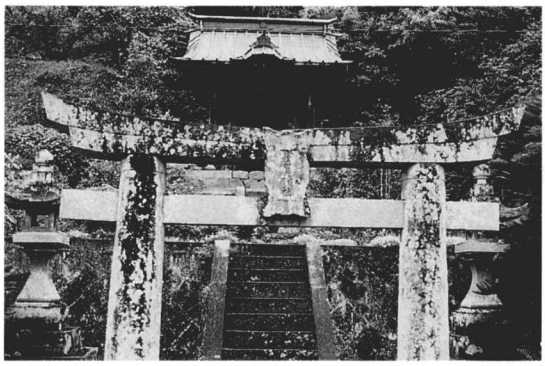

宇賀神社　糸岐

祭神　宇賀御魂神は、素盞男命と大山津見神の娘・神大市比売との間に生まれた神で、大年神と兄弟とされる。『日本書紀』の一書には、イザナギ・イザナミ両神が大八洲国を生んだあと、飢えているときに生まれた子とされる。『延喜式』大殿祭の祝詞には「屋船豊宇気姫命」を「是は稲の霊にます。俗の詞、宇賀能美多麻。今の世、産屋に辟木・束稲を以て戸の辺に置き、乃ち米を以て屋の中に敷く類なり」と注記している。稲霊の神格化された神で、五穀をはじめすべての食物や、蚕桑を司る神として信仰された。農耕民族にとって稲はもっとも崇高大切な食物であり、さまざまな農耕儀礼を生みだすが、神饌中の第一は御饌、すなわち米と考えられた。稲荷信仰の本拠とされる伏見稲荷大社の主祭神として祀られる。「稲荷」の語源は「イネナリ」（稲成り・稲生り）で稲の育つさまを表わす。また、伏見稲荷大社の主祭神・宇迦之御魂神（稲荷大神）の神像が稲を荷っていることから「稲荷」の字があてられたといわれる。稲荷神3座は宇迦之御魂神・佐田彦神・大宮能売神とされる。

由緒　弘安2年（1279）、高城という小さな城を築き、城の堅固鎮護のために神を祀った。

正応2年（1289）、岩壁が鳴動して神光が放たれ、郷民は不思議なことだとうわさしていた。

応仁元年（1467）秋に郷人が神がかりとなって、告げるには

「古代此の地に、わが神霊を招き祭ってきたが、戦乱で天下が騒がしく、安らかな祭りもして貰えなかった。おまえ達斎戒(注)して、わが神霊を慰め祭れ、わが神霊は宇賀御魂大神なり。わが神霊は五穀豊饒を主宰する神である。わが神霊を此の地に招き祀られたのは弘安の昔より、城主割拠して賊を払う毎に武運長久を冥護してきた神霊なり」

と告げられてから、岩壁を御鎮座として神祭を執行し、神幣を奉った。

（注）斎戒　祈りの前などに心身を清めること。

文政２年（1819）遷神式があり、天保５年（1834）宮殿を修繕し、明治７年（1874）に宇賀社を再建した。

志波氏は、鍋島家の家臣で、佐賀の乱に敗れて糸岐に来て、宇賀神社を再建した。

宇賀神社の祭神は、宇迦之御魂神、倉稲魂神、稲荷大神とも呼ばれ、稲荷神社と同じ祭神である。

志波氏の母は、大隈重信侯の母と従姉妹の関係で、親しく仲良しであった。そのため、大隈侯の母にも宇賀神社の信仰を勧められ、信仰していた。

境内には

石灯籠１対　諫早家の寄進。

神額　明治26年（1893）東京府　大隈三井子（88歳）寄進。

水盤　明治24年（1891）２月上旬、山崎・真木・相浦・田尻・相良・副島・益田・古賀・川野・中川・横井・三枝・納富の寄進。

石灯籠１対　明治28年（1895）海軍中将　相浦寄進。

鳥居　昭和15年（1940）２月吉日　立川団三奉納。

神社の祭典は、毎年２月の初午の日に行われていた。近隣の参拝客も多く、御嶽山の信仰をしていた祖父が、①釜鳴り　②火渡り　③湯かむり　の行事を行い、宮相撲などもあり、大変賑わっていた。

9　八幡宮　　畑田

祭神　応神天皇

旧藩時代は南多良村の鎮守神社であったが、現在は畑田区の氏神として祀られている。

八幡宮　畑田

創建は明らかでないが、御神木のムクの木は樹齢約500年、カシの木約350年といわれていることから、約500年程前の建立と推定される。また、境内にある天照皇太神宮碑は、延宝年間（1673～1681）の建立である。入り口の鳥居の側には、全高72㎝の丸彫りの地蔵尊坐像がある。それには、はっきりとは判読できないが、背面に次のような銘文がある。

「地蔵菩薩」「預修逆修」「前□妙然並公大禅師」「峇天文十白」「□月□□」

天文10年（1541）は、今から約450年前である。また、境内に層塔と思われる建造物がある。台石は縦50㎝×横49㎝×高さ28㎝で、笠は３層あるところから、初めは３層から５層の塔であっ

たものと考えられ、時代も約450年前から約500年前頃、室町時代の建造物と推定される。

10. 諏訪神社　　瀬戸

祭神　建御名方神

建御名方神は、大国主神の子神で、事代主神の弟神である。天孫降臨に際して、国土平定と国譲りのために派遣された建御雷神に最後まで抵抗した。建御雷神と戦って敗れ、諏訪の地に逃げて、そこで服従を誓ったと伝えられている。

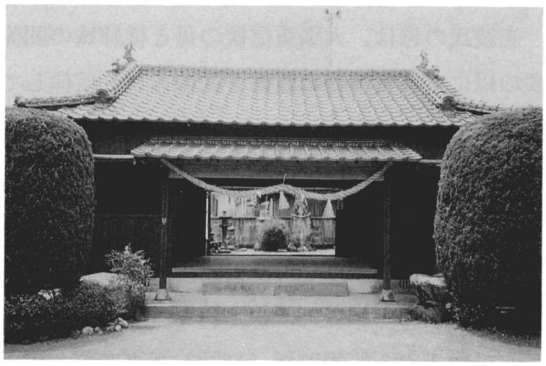

諏訪神社　瀬戸

建御名方神と妃神八坂刀売神を祭神とする諏訪大社は「諏訪大明神」または「お諏訪さま」として、全国の人々から親しまれ、崇敬されている。また、全国に約１万社の分社分霊を有する。

もともと瀬戸区の諏訪の谷にあったものが、氏神として集落の中心に移された。

諏訪神社の祠には「寛政10年（1798）戊午５月氏子中建立　石工　武富納由」と刻まれている。

11. 浅間神社　　本町

祭神　木華開耶姫命

富士山本宮浅間大社の祭神は、浅間大神とたてまつる木花之佐久夜毘売命である。別名を神吾田津姫・鹿葦津姫ともいう。花のように美しかったのでこの名がついた。日向の高千穂に天降った瓊々杵尊は、大山祇神の２人の娘と結婚することになるが、姉の磐長娘は顔が醜いので送り返し、妹の木花之開耶姫と結婚した。木花之開耶姫は、やがて富士市の浅間神社を始め、各地の浅間神社に祀られた。火難消除・安産・航海・漁業・農業・機織等の守護神としての信仰が強い。

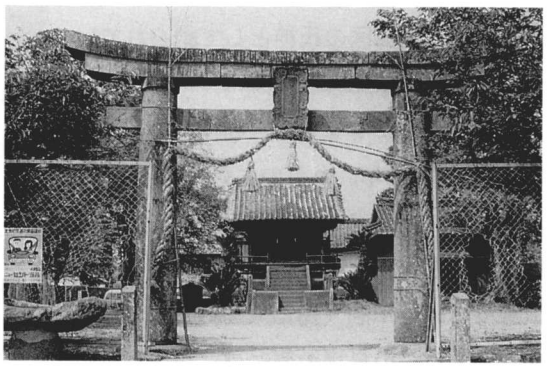

浅間神社　糸岐本町

創建・由緒については明らかでない。境内に建っている鳥居の銘文に、貞享元年（1684）とあるので、今より約300年以前の創建と考えられる。

12. 山 神 社　　大川内

祭神　大山祇神（おおやまつみのかみ）　石祠

大山祇神は　伊弉諾尊（いざなぎのみこと）、伊弉冉尊（いざなみのみこと）の御子で、山を支配する神である。また、大己貴（おおなむち）または少彦名神（すくなひこなのかみ）などとも称される。

安政６年（1859）　大川内の住人　吉嘉羽左衛門が太良嶽神社の分霊を勧請し、区民の守護神として祀った。

山祇社　大川内

13. 中山神社　　中山

祭神　大山祇神（おおやまつみのかみ）

太良嶽神社の分霊を勧請した神社で、由緒など不明であるが、神亀２年（725）の創建とのいい伝えがある。

14. 大峰天満社　　大峰

祭神　菅原道真（すがはらみちざね）

竹山の中央に瓦葺きの屋根を持つ天満社がある。境内には、槙・梅の古木が生えていて、神木として大切に護られてきたが、昭和24年（1949）　農道建設のため切り倒された。

昭和47年（1972）　社の修復の時に発見された棟木には、「明和２年（1765）８月12日、棟上大工　藤原喜惣治・小工　田沼彰右エ門」と記されていた。大工の藤原喜惣治は　片峰の岡　宝蔵の祖先である。

中山神社　中山

15. 御手水神社（御手水権現）
御手水

祭神　大山祇神

由緒　景行天皇が肥の国を巡幸中に多良岳に登られた。その時、この神社の裏の岩間から、こんこんと湧き出る清水で手を洗

大峰天満社　大峰

われた。それからこの部落を御手水と呼ぶようになった。

また、神亀2年（725）、太良嶽神社の金幣が飛んできて、この地に留まったので、里人達が恐れ畏んで社殿を建て、太良嶽神社の分霊を祀るようになった。また、元禄6年（1693）11月に諫早領主が鳥居を奉建して祭祀を再興した。御手水神社には12面の「懸仏（かけぼとけ）（注）」が御神体として祀ってあり、面径8～32㎝、像高3～15㎝で佐賀県立博物館員の調査では、江戸時代のものと推定されている。神殿の前には寛文3年（1663）銘の石燈籠があり、狛犬も肥前狛犬で江戸中期と推定されるので、石燈籠と同じ頃に奉献されたものと思われる。

御手水神社　御手水

また、神殿の右側には「宝篋印塔」があり、2つの宝篋印塔を7層に積みあげ、その上に相輪を乗せている。これを復元すると大小2つの宝篋印塔になる。小さい方は4石からなり、完全な形に復元できる。大きい方は5石からなるが、現在は4石しかなく、相輪が欠失している。いずれも3段3層で、相輪の伏鉢・請花・九輪・花台・宝珠などから室町時代中期以降の作と推定される。

注　懸仏（かけぼとけ）　御正体（みしょうたい）とも呼び、神社の本地仏として、神殿内などに懸けて崇拝した。

円鏡形の金属板に、毛彫りや浮彫りの仏像を描出して縁部に2つの耳をつけたが、木製円板に押出鋳像をとりつけたものもある。

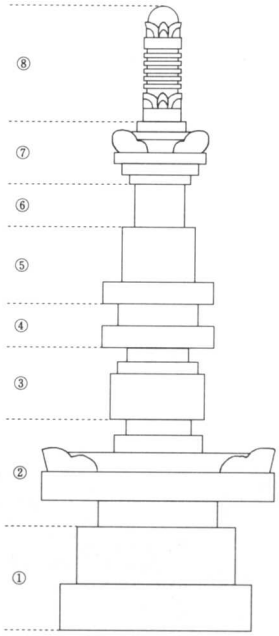

現在の宝篋印塔

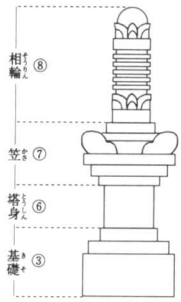

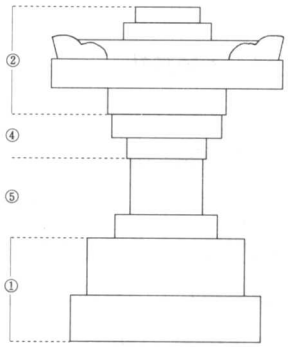

宝篋印塔の復元図

16. 諏訪神社　　里

諏訪神社　里

祭神　建御名方命（たけみなかたのみこと）・八坂日売命（やさかひめのみこと）

当地には住時、天神（あまつかみ）と称して住民の信仰する社殿があったが、南北朝の兵乱の時代から神官も定まらず、社殿も荒廃していた。肥後の国の菊池氏の一族が大浦村に来て里部落に居住し、池田と改称した。そして当社を深く崇敬して、日常、国家の安泰を祈願していた。村民はこの

池田を神官に推挙して社殿を修理し、費用を出し合って応永4年（1397）2月、信州諏訪神社に参詣させ、同社の分霊を勧請し、当社に奉鎮し、同年8月祭典を行った。これより村民の崇敬も年を追って厚くなり、祭祀を盛大にし、社殿の修理も怠ることがなかった。

永正年間（1504～1520）には、西郷石見守宗雪が社殿を再建した。天正年間（1573～1591）諫早家の領地になると、当社を崇敬することが厚く、また、諫早家の家臣喜多氏の深く信仰するところとなり、諫早田町より多良村まで、18カ村の新穀初穂奉加免許が許され、明治初年（1868）まで実行された。明治6年（1873）村社に列せられた。

17. 浅間神社　　今里

祭神　木華開耶姫命

貞観3年（861）9月、山梨県甲斐国東八代郡浅間神社の分霊を本郡田古里村字今里に勧請鎮座して、村民の祈願所とした。

後、永正年間（1504～1520）西郷石見守宗雪が社殿を再建し、天正年間（1573～1591）諫早家の所領となり、領主の崇敬益々厚く、里民の尊信も益々深くなった。

明治6年（1873）　村社となる。

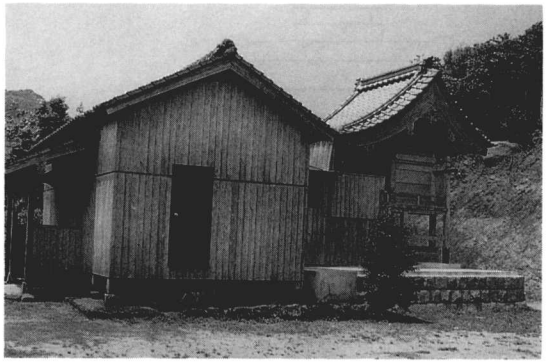

浅間神社　今里

18. 岸川神社（平浜神社）　　平浜

祭神　岸川松南（文太）

由来　岸川文太、松南と号す。幼少より文武の道に励み、剣はタイ捨流(注)の奥儀を極め、多数の門弟を教育した。

明治元年（1868）、諫早兵を率いて京都に入り、皇居を守った。

明治維新の時、北高来郡副郡令を命ぜられた。たまたま平浜を巡視した時、数十町歩の田畑が荒廃し、わずか3戸しかないのを見て、その開拓を思い立った。長崎県北高来郡田結（たゆい）地区（現在の飯盛町）の住民を説得し、16名を募り、米を給し、砂糖黍（さとうきび）を栽培させ、糖業を起こさ

（注）　タイ捨流

丸目蔵人佐長恵（くらんどのすけながよし）の流儀、タイ捨新陰流ともいう。

大捨・太捨・体捨・体棄・待捨などともあるが、ふつうにはタイと片仮名を用いる。

蔵人佐長恵は肥後国八代郡人吉で丸目与三右衛門尉の長男として生まれ、幼時から剣を修行した。19歳の時上京し、滞京中の上泉伊勢守に試合を申し込み、負けて弟子となり将軍足利義輝の御前試合で上泉と打太刀で試合をした。

せた。移住してきた住民は順良で勤勉、数年にして開拓地も広がり、業績も順調に延びていた。ところが明治7年（1874）8月大暴風雨におそわれ、家屋・田畑一切が破壊され、再起できなくなった。松南先生が、このことを聞き、大変驚ろいて、自分の持っている株券や公債を売り、金（当時の金で600円）に換え、明治7年（1874）12月の暮、大雪の中を平浜まで来て、住民を集めて、気を落とさずに復興するように励ました。住民は感激して再起を誓い、その努力が実り現在の平浜部落の繁栄となった。これもひとえに松南先生のおかげであるとして、それから後は、毎年、その年の作物の初穂を先生に捧げて感謝した。

岸川神社　平浜

明治44年（1911）に松南先生が亡くなって（行年90歳）から後は、遺族に対して毎年初穂を献上し、昭和の初め頃から、部落で感謝祭を行うようになった。その頃から養蚕や漁業も行われ、生活も向上してきた。

昭和10年(1935)、岸川松南先生の遺徳を偲(しの)び、岸川先生を祭神として平浜神社が建立された。

平浜部落最大の祭りとして、平浜神社祭を毎年4月1日に、岸川家の親族の方や岸川家ゆかりの長崎県北高来郡飯盛町田結地区の方々を招(まね)き、部落全戸が仕事を休み、参加する行事となり、今日に至っている。

この地に伝わる「白狐(やこ)踊り」は、田結地区から移住した人々によって伝えられたもので、現在、平浜神社の祭りの時に奉納されている。

19. 大浦神社　　亀ノ浦

大浦地区には昔から由緒深い神社として今里に浅間神社、里に諏訪神社があった。

明治4年（1871）浅間神社は、田古里村の村社に、諏訪神社は大浦村の村社に格付けされた。

明治5年（1872)、大浦村・田古里村・竹崎村が合併して大浦村となった。そのため明治6年（1873）に、浅間神社と諏訪神社は共に大浦村の村社となった。

大浦神社　亀ノ浦

その後、昭和20年（1945)、終戦後、浅

間神社・諏訪神社および亀ノ浦の氏神である熊野神社の３社の分霊を合祀し、亀ノ浦の元熊野神社のあった跡に大浦神社として奉祭することになり、昭和27年（1952）の春、大浦神社が建立された。

祭神は諏訪神社の建御名方神・八坂日売命、浅間神社の木花咲耶姫命、熊野神社の加武呂命である。さらに大浦地区の明治維新以後の戦死者222柱の英霊も合祀された。

20. 熊野神社　　津ノ浦

祭神　加武呂命

祭神は加武呂命といわれ、紀伊の国の熊野神社の分霊を祀ったのであろう。集落の氏神として祀られ、集落の中央の小高い丘の上に鎮座している。縁起などは明らかでない。

熊野神社　津ノ浦

昭和５年（1930）７月の暴風雨によって鳥居が倒壊し、昭和51年（1976）12月の不審火で神殿・拝殿は焼失した。

鳥居は昭和５年（1930）に再建され、神殿と拝殿は昭和52年（1977）３月に再建された。

境内には樹齢約300年を越えると思われる椎の木・フウの木が繁り、鎮守の森を形成している。

毎年12月１～２日に例祭を行っている。

境内には元文４巳未歳（1739）当村播主（ママ）　永田長右衛門奉納の狛犬がある。

21. 天神神社　　亀ノ浦

祭神　菅原道真　加武呂尊　天津古屋根尊　武甕槌命。『藤津郡村誌』の大浦村の社の所には、

「熊野神社　雑社　社地　東西37間　南北27間　反別３反10歩　加武呂尊を祀る。村の字権現谷にあり。由緒不詳」

天神神社　亀ノ浦

の記載がある。

熊野神社は、もと熊野大権現といって、権現山の下の権現谷（現在の大浦神社の鳥居の立っている場所附近）にあった。権現谷は、昔からたびたび地滑りが起こっていた。そのため、江戸時代に現在の部落公民館のある場所に遷座された。

公民館の入り口に建っている鳥居には、右柱に「肥前州藤津郡諫早庄亀ノ浦氏子中」。左柱に「于時元禄6癸酉（1693）6月21日建之」。扁額の寄進主「竹崎山法印　寛慶　宮司　信誉」の記銘がある。境内にある石燈籠には寛文5乙巳年（1665）の記銘があるところから、寛文から元禄時代（1661～1704）に現在地に遷座されたと思われる。また「熊野大権現」と書いた木製の扁額が残っていて、現在は太良町歴史民俗資料館に保管されている。

『藤津郡神社明細帳』の大浦村の所には、

「「大浦村字亀浦　雑社　天神社」として記載してあり、「祭神　菅原道真　加武呂尊　天津古屋根尊　武甕槌命　由緒不詳　社殿　石祠　境内坪数　113坪」」

となっている。また、由緒追記として、

「「藤津郡大浦村字船津　無格社　春日神社
同郡、同村字権現谷　同　熊野神社
明治40年（1907）6月10日佐賀縣指令収佐2第1,516号　1,517号を以て合祀許可　明治41年（1908）11月5日合祀済　大正4年（1915）8月9日届出に付　祭神を追加す。
藤津郡大浦村字似田　明細帳脱漏　無格社　矢房社
明治44年（1911）5月31日　佐賀縣指令収佐2第1,518号を以て公認の上合祀許可　明治44年11月3日　合祀済　大正4年（1915）9月23日届出に付　祭神へ武甕槌命を追加す。」

とあるので、亀ノ浦の菅原道真を祭神とする天神社に、権現谷の熊野神社（加武呂尊）、船津の春日神社（天津古屋根尊）、似田（田古里）の矢房社（武甕槌命）の3柱の神が合祀されている。

第二節　廃社・合祀・移転

廃社・合祀・移転一覧

	字名	神社	祭神	社格	合祀許可年月日	合祀済届年月日		
1	片峰	天神社	少毘古那命	無格社	M42. 5. 25	T13. 4. 14	端古賀	川上神社
2	端古賀	海童社	秋津姫命	無格社	M42. 5. 25	T13. 4. 22	〃	〃
3	竹崎	白山神社	伊弉諾尊	〃	S17. 2. 12	S17. 2. 28	竹崎	鹿山神社
4	道越	日高神社	天津日子根尊	〃	M40. 3. 19	M40. 12. 2	道越	浅間神社
5	津ノ浦	若宮神社	月弓尊	〃	M42. 6. 16	M42. 12. 2	津ノ浦	熊野神社
6	津ノ浦	天神社	菅原道真	〃	M42. 11. 17	〃	〃	〃
7	里	天神社	菅原道真	無格社	M39. 12. 19	M40. 1. 15	里	諏訪神社
8	峰尾	地神社	大地主神	無格社	M40. 1. 10	M40. 1. 15	〃	〃
9	薬師	地神社	大地主神	〃	〃	〃	〃	〃
10	大谷	地神社	大地主神	〃	〃	〃	〃	〃
11	下田古里	天神社	菅原道真	〃	M42. 6. 2	M42. 12. 3	上田古里	八坂神社
12	潮除	浅間神社	木華開屋姫尊	〃	〃	〃	〃	〃
13	下田古里	海童神社	海童命	〃	M42. 11. 16	M42. 12. 3	〃	〃
14	多於	矢房神社	八坂刀売尊	〃	〃	〃	〃	〃
15	烏賊浮	御髪神社	塩治毘古命	〃	M40. 1. 28	M40. 7. 15	野揚	住吉神社
16	森下	平野神社	建御名方尊	〃	M42. 11. 16	M42. 12. 5	平野	天神社
17	船津	春日神社	天津古屋根尊	〃	M40. 6. 10	M41. 11. 5	亀ノ浦	天神社
18	権現谷	熊野神社	加武呂尊	〃	〃	〃	〃	〃
19	似田	矢房社	武甕槌命	〃	M44. 5. 31	M44. 11. 3	〃	〃

	端古賀	川上神社	淀姫命 少毘古那命 秋津姫命	村社		S46.		太良嶽神社
	川南	荒穂神社	素盞穂命	郷社		S46.		太良嶽神社

1．太良嶽神社に合祀された川上神社

川上神社は、多良端古賀区にあった。大字多良は旧藩時代、多良川を境にして、北多良村と南多良村に分けられていた。その当時、川上神社は北多良村の鎮守社で、畑田八幡宮が南多良村の鎮守社であった。その後、両村は合併して多良村となり、明治22年（1889）には、この多良村と糸岐村が合併して更に多良村となり、一村一社の制度によって村社は川上神社となった。

祭神は淀姫命であるが、文献など殆どなく、創立年代等も明らかでない。

鹿島市東塩屋の河上神社の祭神も淀姫命で、由緒に「多良嶽金泉寺末の川上山成就院の僧が、大同元年（806）に佐賀郡川上村の淀姫神社の分霊を勧請して七浦の氏神とした。」とあるので、多良もこの時代に相前後して勧請されたと推定される。川上神社（淀姫神社）の神使は「ナマズ」であるとされている。北多良村の者は「ナマズ魚」を食わない。「ナマズ」は川の主で、川上神社祭神の乗物と信じられていたからである。

2．太良嶽神社に合祀された荒穂神社

荒穂神社は糸岐の小田にあった。大正15年（1926）11月、佐賀県神職会発行の『佐賀県の神社』には、祭神を建速須佐之鳴命としているが、「太良町のあゆみの記録」には瓊々杵尊とし、由緒には、昔、諫早領主が過失のため、佐賀鍋島家より閉門を仰せ付けられていたが、ある年の12月末日、閉門を解かれたので、直ちに佐賀屋敷に門松を立てようとしたが、俄かのことで行き届かず大層混雑した。

佐賀の屋敷から諫早領内に使者を遣そうとした。その時、偶然にも領内多良村糸岐字晴田（針牟田）の百姓某が、領主の閉門を解かれる前夜、荒穂神社の大神がその枕頭に現われ、「領主の閉門を解かれるから直ちに松を伐って佐賀へ運搬せよ」とのお告げがあった。不思議に思いながらも神の命令に従い、松を伐って佐賀厘外に運び着船した時、領主の使者と出合った。領主が不思議に思いその松を運んだわけを聞くと、荒穂神社のお告げがあったことを申し述べたので、領主も大変感心され、それから信仰の志を厚くした。また、恩賞を与えようとした時、「別に望むものはありません。これから毎年、祭典の締元を晴田区に受け持たせてください」と申し出たので許され、その後、祭典の締元は晴田（針牟田）区が受け持つようになった。

また、同神は浮立が大好きであった。ところが、ある領主の死去により殺生・鳴物・歌舞等一切を禁じられ、同神社の秋祭りの時、浮立をやめて神事を取り行ったところ同神は不満に思われたのか、俄かに社殿が震動し、殆ど倒れんばかりの勢いで、石も悉くひびが入り、参拝者も皆、声をあげ、色を失い、神徳を畏敬したということである。

神社参道に鳥居がある。扁額には「荒尾大権現」となっている。ここには山から糸岐に通ずる幅４尺位の道がある。これが諫早方面から鹿島方面に通じていた昔の諫早街道の一部分で、国司や大名等の通行した道である。ある時、国司がこの鳥居の前を素通りしたら、その駕籠が

動かなくなり、従者が主人を駕籠から下ろし、神社に参り謝罪したら無事に出発ができたということである。昔から糸岐地区の氏神としてまつられ、明治・大正時代の社格は郷社であったから、幣帛(へいはく)は郡役所から捧げられていた。

3．川上神社に合祀された天神社・海童社

片峰　　天神社　小毘古那命(すくなひこなのみこと)

端古賀　海童社　秋津姫命

上記２社が、明治42年（1909）５月25日、端古賀の（村社）川上神社に統合された。

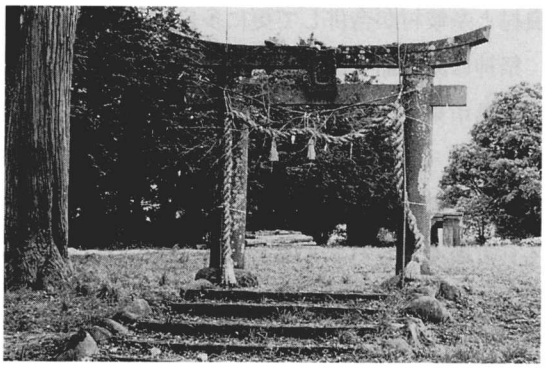

川上神社跡　端古賀

4．鹿山神社に合祀された白山神社

竹崎観世音寺の白山神社

祭神伊弉諾尊

明治17年（1884）２月28日、竹崎鹿山の鹿山神社祭神鹿大明神に合祀された。

5．浅間神社に合祀された日高神社

日高神社祭神、天津日子根尊

明治40年（1907）12月２日、道越、浅間神社祭神、木華開屋姫尊に合祀。

6．熊野神社に合祀された若宮神社・天神社

若宮神社祭神、月弓尊、天神社祭神、菅原道真を津ノ浦、熊野神社に、明治42年（1909）12月２日に合祀

7．諏訪神社に合祀された天神社・地神社

里の天神社祭神、菅原道真、峰尾・薬師・大谷の地神社祭神、大地主神の４社を明治40年（1907）１月15日、里の村社　諏訪神社に合祀された。

8．八坂神社に合祀された天神社・浅間神社・海童神社・矢房神社

下田古里の天神社祭神、菅原道真、潮除の浅間神社祭神、木華開屋姫尊・下田古里の海童神

社祭神、海童命、多於の矢房神社祭神、八坂刀売尊の4社を明治42年（1909）12月3日に多於の八坂神社祭神、須佐之男尊に合祀された。

9．住吉神社に合祀された御髪神社

烏賊浮（いかぶ）の御髪神社祭神　塩治毘古命を明治40年（1907）7月15日、野揚（野上）の住吉神社に合祀された。

10．天神社に合祀された平野神社

森下の平野神社祭神、建御名方尊を平野の天神社祭神、菅原道真に合祀された。

11．天神社に合祀された春日神社・熊野神社・矢房社

亀浦船津の春日神社祭神、天津古屋根尊・権現谷の熊野神社祭神　加武呂尊の2社を亀浦の天神社祭神、菅原道真に合祀。また似田の矢房社祭神、武甕槌命を明治44年（1911）11月3日に亀浦の天神社に合祀した。

以上19社が合祀され、30社となった。

資料

『長崎県管下　肥前国藤津郡　神社明細帳』

①多良村字端古賀　　社格　村社　　川上神社

1．祭神　淀姫命

1．由緒　不詳

1．社殿間数　2間半方

1．境内坪数　627坪　　官有地第1種

境外所有地

多良村字端古賀　耕地反別　27歩	地価金　4円34銭6厘
同村字片峰　耕地反別　1畝21歩	地価金　1円49銭8厘
同村字早垣川内　耕地反別　1反7畝10歩	地価金　83円70銭1厘
同村字平原　耕地反別　1畝2歩	地価金　5円15銭1厘

1．氏子戸数　656戸

1．管轄庁迄距離　15里

以上

今福多志馬　　18年３月辞職
祠掌今福彦六郎　　19年９月選挙・認可
26年10月18日資格認可
30年５月19日依願免職
右ハ明治30年５月19日辞職認可
高柳善五左エ門　32年12月28日　小学校訓導
１．由緒追記
藤津郡多良村大字多良字片峰　無格社　天神社
同　郡同村大字同字端古賀　　同　　海童社
明治42年５月25日佐賀県指令收佐兵第1266号ヲ以テ合祀許可。大正13年４月14日合祀済。
仝月22日届出ニ付、祭神へ少毘古那命・秋津姫命ヲ追加ス

②多良村字太良嶽　　社格　村社　　太良嶽神社
１．祭神　大山祇命
１．由緒　不詳
１．社殿間数　９尺方
１．境内坪数　68坪　　官有地第１種
１．信徒人員　656人
１．管轄庁迄距離　13里

③多良村字喜三郎　　雑社　　山神社
１．祭神　大山祇命
１．由緒　不詳
１．社殿　石祠
１．境内坪数　79坪　　官有地第１種
１．信徒人員　12人
１．管轄庁迄距離　15里
以上　　山神社祠官　　今福　多志馬

④多良村字瀬戸　下日影　　雑社　　松尾神社
１．祭神　大国主命
１．由緒　不詳
１．社殿　石祠
１．境内坪数　151坪　　官有地第１種
１．信徒人員　15人

1．管轄庁迄距離　15里

松尾神社祠官　　今福　多志馬

明治36年５月14日　指令第1050号ニテ許可。

⑤多良村字瀬戸　上日影　　雑社　　諏訪神社

1．祭神　健御名方命

1．由緒　不詳

1．社殿間数　９尺方

1．境内坪数　175坪　　官有地第１種

1．信徒人員　20人

1．管轄庁迄距離　15里

諏訪神社祠官　　今福　多志馬

⑥多良村字町　　雑社　　大魚社

1．祭神　素盞穂命

1．由緒　不詳

1．社殿間数　２間方

1．境内坪数　260坪　　官有地第１種

1．信徒人員　130人

1．管轄庁迄距離　15里

大魚神祠官　　今福　多志馬

明治42年５月25日、村社川上神社へ合祀許可

合祀未済

⑦多良村字江岡　　雑社　　天満神社

1．祭神　菅原道真

1．由緒　不詳

1．社殿間数　９尺方

1．境内坪数　85坪　　官有地第１種

1．信徒人員　25人

1．管轄庁迄距離　15里

天満神社祠官　　今福　多志馬

明治42年５月25日、村社川上神社へ合祀許可

合祀未済

⑧多良村字畑田　　雑社　　八幡社

1．祭神　応神天皇

1．由緒　不詳

1．社殿間数　9尺方

1．境内坪数　270坪　　官有地第1種

1．信徒人員　200人

1．管轄庁迄距離　15里

八幡神祠官　　今福　多志馬

明治42年5月25日、村社川上神社合祀許可

合祀未済

⑨多良村字油津　　雑社　　天満神社

1．祭神　菅原道真

1．由緒　不詳

1．社殿間数　9尺方

1．境内坪数　539坪　　官有地第1種

1．信徒人員　60人

1．管轄庁迄距離　15里

天満神社祠官　　今福　多志馬

明治42年5月25日、村社川上神社へ合祀許可

合祀未済

⑩多良村字端古賀　　雑社　　天満神社

1．祭神　菅原道真

1．由緒　不詳

1．社殿　石祠

1．境内坪数　114坪　　官有地第1種

1．境外所有地

多良村字片峯　耕地反別　1畝5歩　地価金5円63銭3厘

1．信徒人員　40人

1．管轄庁迄距離　15里

天満神社祠官　　今福　多志馬

明治42年5月25日、村社川上神社へ合祀許可

合祀未済

⑪多良村字喰場　　雑社　　天満神社

1．祭神　菅原道真

1．由緒　不詳

1．社殿　石祠

1．境内坪数　27坪　　官有地第１種

1．信徒人員　４人

1．管轄庁迄距離　15里

天満神社祠官　　今福　多志馬

明治42年５月25日、村社川上神社へ合祀許可ス

合祀未済

⑫多良村字中路　　雑社　　山神社

1．祭神　大山祇命

1．由緒　不詳

1．社殿　石祠

1．境内坪数　201坪　　官有地第１種

1．境外所有地

多良村字中路　耕地反別　２畝15歩　地価金10円７銭２厘

1．信徒人員　10人

1．管轄庁迄距離　15里

山神社祠掌　　今福　多志馬

明治42年５月25日、村社川上神社へ合祀許可ス

合祀未済

⑬多良村字大川内　　雑社　　山神社

1．祭神　大山祇命

1．由緒　不詳

1．社殿　石祠

1．境内坪数　156坪　　官有地第１種

1．信徒人員　15人

1．管轄庁迄距離　15里

山神社祠官　　今福　多志馬

⑭多良村字上川原　　雑社　　山神社

1．祭神　大山祇命

1．由緒　不詳
1．社殿　石祠
1．境内坪数　23坪　　官有地第１種
1．信徒人員　６人
1．管轄庁迄距離　15里
山神社祠官　　今福　多志馬

⑮多良村字片山　　雑社　　地神社
1．祭神　埴安姫命
1．由緒　不詳
1．社殿　石祠
1．境内坪数　71坪　　官有地第１種
1．信徒人員　３人
1．管轄庁迄距離　15里
地神社祠官　　今福　多志馬
明治42年５月25日、村社川上神社へ合祀許可
合祀未済

⑯多良村字油津　　雑社　　地神社
1．祭神　埴安姫命
1．由緒　不詳
1．社殿　石祠
1．敷地坪数　３坪　　官有地第１種
1．信徒人員　３人
1．管轄庁迄距離　15里
地神社祠官　　今福　多志馬
明治42年５月25日、村社川上神社へ合祀許可ス
合祀未済

⑰多良村字下川原　　雑社　　地神社
1．祭神　埴安姫命
1．由緒　不詳
1．社殿　石祠
1．境内坪数　27坪　　官有地第１種
1．信徒人員　５人

1．管轄庁迄距離　15里

地神社祠官　　今福　多志馬

⑱多良村字郷式　　雑社　　山神社

1．祭神　大山祇命

1．由緒　不詳

1．社殿　石祠

1．境内坪数　31坪　　官有地第１種

1．管轄庁迄距離　15里

山神社祠官　　今福　多志馬

明治42年５月25日、村社川上神社へ合祀許可ス

合祀未済

⑲多良村字中山　　雑社　　中山神社

1．祭神　大山祇命

1．由緒　不詳

1．社殿間数　９尺方

1．境内坪数　239坪　　官有地第１種

1．信徒人員　13人

1．管轄庁迄距離　15里

中山神社祠官　　今福　多志馬

明治42年５月25日、村社川上神社へ合祀許可ス

合祀未済

⑳大浦村字中今里　　社格　村社　　浅間神社

1．祭神　木華開屋姫尊

1．由緒　不詳

1．社殿間数　神殿　１間方　拝殿　２間＿４間

1．境内坪数　405坪　　官有地第１種

1．氏子戸数　256戸

1．管轄庁迄距離　15里

明治25年11月30日死亡　浅間神社祠掌　鶴田　泉

大正６年12月13日兼補　諏訪神社々掌　池田義六

㉑大浦村字里　　社格　村社　　諏訪神社

1．祭神　建御名方尊・菅原道真・大地主神

1．由緒　不詳

1．社殿間数　神殿２間二２間半　拝殿２間半二４間

1．境内坪数　241坪　　官有地第１種

1．氏子戸数　262戸

1．管轄庁迄距離　15里

明治25年11月30日死亡　浅間神社祠掌　鶴田　泉

仝　33年９月12日補命　　社掌　池田義六

1．由緒追記

藤津郡大浦村字里　　無格社　　天神社

明治39年12月19日、佐賀県指令收佐ニ第6814号ヲ以テ合祀許可

仝40年１月15日合祀済、大正４年９月23日届出ニ付、祭神へ菅原道真ヲ追加ス

藤津郡大浦村字峰尾戊283番明細帳脱漏　無格社地神社

仝郡　仝　村字薬師平戊 177番仝　　仝　地神社

仝郡　仝　村字大谷平戊1397番仝　　仝　地神社

明治40年１月10日、佐賀県指令收佐ニ第6815・6816・6817号ヲ以テ、公認ノ上合祀許可

明治40年１月15日、合祀済、大正４年９月23日届出ニ付、祭神大地主神ヲ追加ス

㉒大浦村字津浦　　雑社　　熊野神社

1．祭神　加武呂命・月弓尊・菅原道真

1．由緒　不詳

1．社殿間数　神殿　２間方　拝殿　２間二３間

1．境内所有地

大浦村字津浦　耕地反別２反４畝26歩　官有地

1．信徒人員　35人

1．管轄庁迄距離　15里

1．由緒追記

藤津郡大浦村字津浦　無格社　若宮神社

明治42年６月16日、佐賀県指令收佐ニ第1757号ヲ以テ合祀許可、明治42年12月２日合祀済、大正４年９月23日届出ニ付、祭神へ月弓尊ヲ追加ス

藤津郡大浦村字津浦　無格社　天神社

明治42年11月17日、佐賀県指令收佐ニ第1757号ヲ以テ合祀許可、明治42年12月２日合祀済、大正４年９月23日届出ニ付、祭神へ菅原道真ヲ追加ス

浅間神社祠掌　鶴田　泉

大正６年12月13日兼補　　池田儀六

㉓大浦村字道越　雑社　　浅間神社

１．祭神　木華開屋姫尊

１．由緒　不詳

１．社殿間数　２間ニ３間

１．境内坪数　63坪　官有地第１種

１．境外所有地

大浦村字道越　耕地反別　２反６畝19歩　官有地

１．信徒人員　35人

１．管轄庁迄距離　15里

１．由緒追記

藤津郡大浦村字道越　無格社　日高神社

明治40年３月19日、佐賀県指令收佐ニ第836号ヲ以テ合祀許可、明治40年12月２日合祀済、大正４年９月23日届出ニ付、祭神ヘ天津日子根尊ヲ追加ス

浅間神社祠掌　鶴田　泉

昭和４年４月９日　兼補　社掌　池田儀六

㉔大浦村字鹿山　雑社　　鹿山神社

１．祭神　武夷烏尊

１．由緒　不詳

１．社殿間数　２間ニ３間

１．境内坪数　137坪　官有地第１種

１．境外所有地

大浦村字鹿山　耕地反別　２反９畝１歩　官有地

１．信徒人員　20人

１．管轄庁迄距離　15里

１．由緒追記

藤津郡大浦村字竹崎　無格社　白山神社

明治17年２月12日、佐賀県指令社兵第112号ヲ以テ合併許可、仝年２月28日合併済、仝年３月17日届出ニ付、祭神ニ伊弉諾尊ヲ追加ス

浅間神社祠掌　鶴田　泉

昭和４年４月９日　兼補　社掌　池田儀六

㉕大浦村字向山　　雑社　　熊野神社

1．祭神　加武呂尊

1．由緒　不詳

1．社殿　石祠

1．境内坪数　384坪　　官有地第１種

1．信徒人員　20人

1．管轄庁迄距離　15里

浅間神社祠掌　　鶴田　泉

昭和４年４月９日　兼補ス　社掌　池田儀六

㉖大浦村字多於　　雑社　　八坂神社

1．祭神　須佐之男尊・菅原道真・木華開屋姫尊・
海童命・八坂刀売尊

1．由緒　不詳

1．社殿　石祠

1．境内坪数　46坪　　官有地第１種

1．信徒人員　40人

1．管轄庁迄距離　15里

1．由緒追記

藤津郡大浦村字下田古里　無格社　天神社

仝　郡仝　村字潮除　　仝　　浅間神社

明治42年６月２日、佐賀県指令收佐兵第1254号・1255号ヲ以テ合祀許可、明治42年12月３日合祀済、大正４年９月23日届出ニ付、祭神へ菅原道真・木華開屋姫尊ヲ追加ス

藤津郡大浦村字下田古里　無格社　海童神社

仝　郡仝　村字多於　　仝　　矢房神社

明治42年11月16日、佐賀県指令收佐兵第1256号・1257号ヲ以テ合祀許可、明治42年12月３日、合祀済、大正４年９月23日届出ニ付、祭神へ、海童命・八坂刀売尊ヲ追加ス

㉗大浦村字亀浦　　雑社　　天神社

1．祭神　菅原道真・加武呂尊・天津古屋根尊・武
甕槌命

1．由緒　不詳

1．社殿　石祠

1．境内坪数　113坪　　官有地第１種

1．信徒人員　50人

1．管轄庁迄距離　15里

1．由緒追記

藤津郡大浦村字似田（明細帳脱漏）　無格社　矢房社

明治44年５月31日、佐賀県指令收佐ニ第1518号ヲ以テ公認ノ上合祀許可、明治44年11月３日、合祀済、大正４年９月23日届出ニ付、祭神へ武甕槌命ヲ追加ス

藤津郡大浦村字船津　無格社　春日神社

仝　郡仝　村字権現谷　仝　熊野神社

明治40年６月10日、佐賀県指令收佐ニ第1516号・1517号ヲ以テ合祀許可、明治41年11月５日、合祀済、大正４年８月９日届出ニ付、祭神ヲ追加ス

㉘大浦村字平野　雑社　天神社

1．祭神　菅原道真・健御名方尊

1．由緒　不詳

1．社殿　石祠

1．境内坪数　64坪　官有地第１種

1．信徒人員　35人

1．由緒追記

藤津郡大浦村字森ノ下　無格社　平野神社

明治42年11月16日、佐賀県指令收佐兵第3417号ヲ以テ合祀許可、明治42年12月５日合祀済、大正４年９月23日届出ニ付、祭神へ健御名方尊ヲ追加ス

浅間神社　祠掌

明治25年11月30日死亡　鶴田　泉

大正２年12月19日届出

大正２年３月３日大浦村々社諏訪神社　池田儀六

社掌兼

㉙大浦村字野揚　雑社　住吉神社

1．祭神　天之穂日尊・塩治毘古命

1．由緒　不詳

1．社殿　石祠

1．境内坪数　51坪　官有地第１種

1．信徒人員　35人

1．管轄庁迄距離　15里

1．由緒追記

藤津郡大浦村字烏賊浮　無格社　御髪神社

明治40年１月28日、佐賀県指令收佐ニ第1040号ヲ以テ合祀許可、明治40年７月15日合祀済、大正４年９月23日届出ニ付、祭神へ塩治毘古命ヲ追加ス

㉚大浦村字堂ノ後　雑社　鎮守神社

１．祭神　宇摩志摩座尊

１．由緒　不詳

１．社殿　石祠

１．境内坪数　142坪　官有地第１種

１．信徒人員　20人

１．管轄庁迄距離　15里

浅間神社　祠掌　鶴田　泉

㉛飯田村字椎木坂（伊福）　村社　戸口神社

１．祭神　手力雄命（たじからおのみこと）

１．由緒　不詳

１．社殿間数　神殿２間方　拝殿２間半ニ４間半

１．境内坪数　548坪７合２勺｛官有地第１種　298坪／民有地第２種　250坪７合２勺

１．境内神社　５社

○大神宮　祭神　天照大神（あまてらすおおみかみ）　由緒不詳　石祠

○彦山神社　祭神　安閑天皇（あんかんてんのう）　由緒不詳　石祠

○吉備津神社　祭神　布刀主命（ふつぬしのみこと）　由緒不詳　石祠

○八天神社　祭神　火照見命（ほてるみのみこと）　由緒不詳　石祠

○猿田彦大神　祭神　猿田彦命（さるたひこのみこと）　由緒不詳　石祠

１．境外所有地

山林反別　２反２畝３歩　飯田村字椎木坂

１．氏子戸数　370戸

１．管轄庁迄距離　15里半

以上

戸口神社祠掌　染川直木　明治18年（1885）５月19日辞職

㉜糸岐村字川南　郷社　荒穂神社

１．祭神　素盞嗚命（すさのおのみこと）

１．由緒　不詳

１．社殿間数　神殿　２間半ニ２間　拝殿　２間ニ５間

１．境内坪数　2,398坪　官有地第１種

1．氏子戸数　531戸

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂神社祠官　今福多志馬　　18年（1885）3月辞職

明治42年（1909）5月26日附収第1,136号ヲ以テ郷社荒穂神社へ合祀許可

多良村大字糸岐字町		無格社	天満宮	多良村大字字熊尾		無格社	山神社
仝	字大峰	仝	天満社	仝	字小平	仝	山神社
仝	〃中峰	仝	地神社	仝	字蕪田	仝	地神社
仝	〃大峰	仝	地神社	仝	字城平	仝	山神社
仝	〃小田	仝	山神社	仝	字槙ノ内	仝	山神社
仝	字破瀬浦	仝	天満宮	仝	字金目	仝	山神社
仝	字三里	仝	天満宮	仝	字中尾	仝	地神社
仝	字嘉瀬	仝	地神社	仝	字 〃	仝	山神社
仝	字 〃	仝	地神社	仝	字横川	仝	地神社
仝	字 〃	仝	千々神社	仝	字 〃	仝	地神社
仝	字 〃	仝	天神社	仝	字 〃	仝	山神社
仝	字中村	仝	地神社	仝	字蕪田	仝	八幡社
仝	字 〃	仝	地神社	仝	字 〃	仝	山王社
仝	字板ノ坂	仝	地神社	仝	字 〃	仝	地神社
仝	字御手水	仝	御手水神社	仝	字船倉	仝	地神社
仝	字 〃	仝	山神社				

明治42年（1909）6月2日附収佐兵第1,251号ヲ以テ郷社荒穂神社へ合祀許可

多良村大字糸岐字中村　無格社千々神社

大正3年（1914）10月3日附収佐学第1,235号ヲ以テ郷社荒穂神社へ合祀許可

多良村大字糸岐字北町　無格社八幡社

祠官　今福彦六郎　19年（1886）9月10日選挙認可　26年（1893）10月18日資格認可　30年（1897）5月19日依願免職

社司　高柳善五左門　32年（1899）12月28日　小学校訓導ヨリ兼職

社司　繁松哲二　37年（1904）11月4日補命　大正4年（1915）9月29日願ニ依リ免職

祠司　石井惟一　大正4年（1915）11月2日補命　大正5年（1916）4月21日願ニ依リ免職

社司　繁松哲二　大正5年（1916）4月21日補命　大正11年（1922）1月30日依願免職

社掌　石井惟一　大正5年（1916）4月21日兼補　村社太良嶽神社ヨリ　大正6年（1917）4月17日　村社川上神社ヨリ兼務変更　大正7年（1918）3月27日　依願免職

社掌　木庭　梢　大正7年（1918）6月18日　社掌兼補　大正11年（1922）10月23日　依願免職

社司　市原丑之助　大正11年（1922）9月15日　補社司　大正15年（1926）10月11日　依願免職

社掌　石井惟一　大正15年（1926）7月31日　社掌兼補

社司　古賀拐一　大正15年（1926）10月11日　社司社司補命

㉝糸岐村字北町　雑社　　八幡社

1．祭神　　応神天皇（おうじんてんのう）

1．由緒　　不詳

1．社殿間数　神殿1間＝2間　拝殿　2間＝5間

1．境内坪数　298坪　官有地第1種

1．信徒人員　530人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社司官　今福多志馬

大正3年（1914）10月3日　郷社荒穂神社へ合祀許可

㉞糸岐村字町　雑社　　淺間社

1．祭神　　木花咲耶姫（このはなさくやひめ）

1．由緒　　不詳

1．社殿間数　神殿　2間＝5間

1．境内坪数　513坪　官有地第1種

1．信徒人員　80人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

㉟糸岐村字町　雑社　　天満宮

1．祭神　　菅原道真

1．由緒　　不詳

1．社殿間数　2間＝2間半

1．境内坪数　11坪　官有地第1種

1．信徒人員　80人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂神社祠官　今福多志馬

明治42年（1909）５月21日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀末済。

㊱糸岐村字亀崎　雑社　　亀崎社

１．祭神　　琴比羅命（ことひらのみこと）

１．由緒　　不詳

１．社殿間数　２間＝４間

１．境内坪数　40坪　官有地第１種

１．境外所有地　山林反別　３反９畝25歩　官有地　糸岐村字亀崎

１．信徒人員　45人

１．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

㊲糸岐村字御手水　雑社　　御手水神社

１．祭神　　大山祇命

１．由緒　　不詳

１．社殿間数　２間＝３間

１．境内坪数　161坪

１．境外所有地　山林反別　２反６畝９歩　官有地　糸岐村字御手水

１．信徒人員　20人

１．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

㊳糸岐村字大峰　雑社　　天満社

１．祭神　　菅原道真

１．由緒　　不詳

１．社殿間数　２間＝３間

１．境内坪数　195坪　官有地第１種

１．境外所有地　山林反別　８畝16歩　官有地　糸岐村字大峰

１．信徒人員　20人

１．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祠末済。

㊴糸岐村字中峰　雑社　　地神社

1．祭神　　埴安姫命（はにやすひめのみこと）

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　73坪　官有地第１種

1．信徒人員　12人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊵糸岐村字大峰　雑社　　地神社

1．祭神　　埴安姫命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　20坪　官有地第１種

1．信徒人員　15人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊶糸岐村字大峰　雑社　　海童社

1．祭神　　早秋津姫（はやあきつひめ）

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　110坪　官有地第１種

1．信徒人員　15人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

㊷糸岐村字城崎　雑社　　大神宮

1．祭神　　天照大御神（あまてらすおおみかみ）

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠
1．境内坪数　26坪　官有地第１種
1．信徒人員　40人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
以上
荒穂社祠官　今福多志馬
24年（1891）９月24日　設置許可

㊸糸岐村字小田　雑社　　山神社
1．祭神　　大山祇命
1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠
1．境内坪数　８坪　官有地第１種
1．信徒人員　34人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
以上
荒穂社祠官　今福多志馬
42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祠許可。合祀未済。

㊹糸岐村字亀崎　雑社　　金毘羅社
1．祭神　　金山彦命（かなやまひこのみこと）
1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠
1．境内坪数　62坪　官有地第１種
1．信徒人員　40人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
以上
荒穂社祠官　今福多志馬

㊺糸岐村字破瀬ノ浦　雑社　　天満宮
1．祭神　　菅原道真
1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠
1．境内坪数　79坪　官有地第１種
1．信徒人員　45人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊻糸岐村字破瀬ノ浦　雑社　　鎮守社

1．祭神　　素盞嗚尊（すさのおのみこと）

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　70坪　官有地第１種

1．信徒人員　45人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

24年（1891）９月24日設置許可

㊼糸岐村字破瀬ノ浦　雑社　　鎮守社

1．祭神　　素盞嗚命

1．由緒　　不詳

1．社殿間数　２間＝４間

1．境内坪数　132坪

1．境外所有地　山林反別７畝９歩　官有地第１種　糸岐村字破瀬ノ浦

1．信徒人員　45人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

㊽糸岐村字三里　雑社　　天満宮

1．祭神　　菅原道真

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　204坪　官有地第１種

1．信徒人員　23人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊾糸岐村字嘉瀬　雑社　　地神社

1．祭神　　埴安姫命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　369坪　官有地第１種

1．信徒人員　10人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊿糸岐村字嘉瀬　雑社　　千々神社

1．祭神　　素盞穂命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　20坪

1．境外所有地　山林反別８畝18歩　官有地第１種　糸岐村字嘉瀬

1．信徒人員　10人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

51糸岐村字嘉瀬　雑社　　天神社

1．祭神　　菅原道真

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　72坪

1．信徒人員　10人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）5月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊷糸岐村字中村　雑社　　地神社

1．祭神　　埴安姫命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　163坪　官有地第1種

1．信徒人員　23人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）5月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊸糸岐村字中村　雑社　　地神社

1．祭神　　埴安姫命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　29坪　官有地第1種

1．信徒人員　23人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）5月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊹糸岐村字中村　雑社　　千々神社

1．祭神　　素盞穂命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　81坪　官有地第1種

1．境外所有地　山林反別7畝18歩　官有地　糸岐村字中村

1．信徒人員　23人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）5月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊺糸岐村字板ノ坂　雑社　　地神社

1．祭神　　埴安姫命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　66坪　官有地第１種

1．信徒人員　15人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊻糸岐村字御手水　雑社　　御手水神社

1．祭神　　大山祇命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　77坪　官有地第１種

1．信徒人員　20人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊼糸岐村字御手水　雑社　　山神社

1．祭神　　大山祇命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　48坪　官有地第１種

1．信徒人員　20人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊽糸岐村字熊尾　雑社　　山神社

1．祭神　　大山祇神

1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠
1．境内坪数　25坪　官有地第１種
1．信徒人員　５人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
以上
荒穂社祠官　今福多志馬
42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊾糸岐村字小平　雑社　　山神社
1．祭神　　大山祇神
1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠
1．境内坪数　23坪　官有地第１種
1．境外所有地　山林反別　７畝歩　官有地　糸岐村字小平
1．信徒人員　20人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
以上
荒穂社祠官　今福多志馬
24年（1891）９月24日　設置許可
42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊿糸岐村字蕪田　雑社　　地神社
1．祭神　　埴安姫命
1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠
1．境内坪数　44坪
1．信徒人員　20人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
以上
荒穂社祠官　今福多志馬
42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

61糸岐村字城平　雑社　　山神社
1．祭神　　大山祇神

1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠
1．境内坪数　16坪　官有地第１種
1．信徒人員　５人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
　以上
荒穂社祠官　今福多志馬
42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

⑫糸岐村字槙ノ内　雑社　　山神社
1．祭神　　大山祇命
1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠
1．境内坪数　９坪　官有地第１種
1．境外所有地　山林反別　２反４畝26歩　官有地　糸岐村字槙ノ内
1．信徒人員　５人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
　以上
荒穂社祠官　今福多志馬
42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

⑬糸岐村字金目　雑社　　山神社
1．祭神　　大山祇神
1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠
1．境内坪数　35坪　官有地第１種
1．信徒人員　８人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
　以上
荒穂社祠官　今福多志馬
42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

⑭糸岐村字中尾　雑社　　地神社
1．祭神　　埴安姫命
1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠
1．境内坪数　60坪　官有地第１種
1．信徒人員　20人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
以上
荒穂社祠官　今福多志馬
42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊺糸岐村字中尾　雑社　　山神社
1．祭神　　大山祇命
1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠
1．境内坪数　９坪　官有地第１種
1．境外所有地　山林反別　２反２畝25歩　官有地　糸岐村字中尾
1．信徒人員　20人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
以上
荒穂社祠官　今福多志馬
42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊻糸岐村字横川　雑社　　地神社
1．祭神　　埴安姫神
1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠
1．境内坪数　11坪　官有地第１種
1．信徒人員　20人
1．管轄庁迄距離　14里20丁
以上
荒穂社祠官　今福多志馬
42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊼糸岐村字横川　雑社　　地神社
1．祭神　　埴安姫命
1．由緒　　不詳
1．社殿　　石祠

1．境内坪数　15坪　官有地第１種

1．信徒人員　20人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊽糸岐村字横川　雑社　　山神社

1．祭神　　大山祇命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　25坪　官有地第１種

1．信徒人員　20人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊾糸岐村字蕪田　雑社　　八幡社

1．祭神　　応仁（おうじん）（応神）天皇（てんのう）

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　90坪　官有地第１種

1．信徒人員　20人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）５月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

㊿糸岐村字蕪田　雑社　　山王社

1．祭神　　大山祇命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　５坪　官有地第１種

1．信徒人員　20人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）5月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

⑪糸岐村字蕪田　雑社　　地神社

1．祭神　　埴安姫命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　114坪　官有地第1種

1．信徒人員　20人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）5月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

⑫糸岐村字船倉　雑社　　地神社

1．祭神　　埴安姫命

1．由緒　　不詳

1．社殿　　石祠

1．境内坪数　15坪　官有地第1種

1．信徒人員　20人

1．管轄庁迄距離　14里20丁

以上

荒穂社祠官　今福多志馬

42年（1909）5月26日　郷社荒穂神社へ合祀許可。合祀未済。

⑬糸岐村字小平　無格社　　宇賀神社

30年（1897）10月12乙　明細帳編入方許可。

1．祭神　宇賀之御魂大神・大宮能売大神・佐留田彦大神

1．由緒　口碑伝説ニ往古ハ今ノ神社ノ境内ハ高城ト申シテ、1ノ城主、此地ニ割居シ屢、戦争ヲナセシ所ナル由、之ヨリ西南隅ニ今ニ石瓮巌屈ノ傍ラニ存スルヲ以テ之ヲ観レバ城跡ナル事著ル。其石瓮周リ5尺余深サ亦5尺余ナリ。然ル処、此城主ノ鎮守神社ニ斉奉ラレタル由、口伝アリ。斯カル故ニカ諫早家代々厚ク信仰セラレ、今ニ祭典ノ際ハ代参ヲモ相立ラル

1．社殿　9尺方　拝殿　2間ニ3間

1．境内坪数　250坪　民有地第１種

1．境外所有地

畑　４畝28歩　地価金１円97銭３厘

山林　５反７畝20歩　地価金４円31銭４厘

1．信徒人員　1,050人

1．管轄庁迄距離　12里余

以上

参考文献

・　佐賀県宗教法人名簿　昭和47年（1972）３月　佐賀県総務部　総務課

・　佐賀県肥前国　藤津郡村誌　明治18年（1885）６月　佐賀県令　鎌田景弼

・　別冊　太陽　日本の神

・　長崎県管下　藤津郡　神社明細帳

編　集　後　記

「太良町誌」上・中・下３巻のうち、中巻を発刊することになりました。

この中巻は、Ⅰ．学校教育　Ⅱ．社会教育　Ⅲ．文化　Ⅳ．民俗　Ⅴ．宗教の５編から構成され、それぞれの視点から独自に郷土（ふるさと）の歩みを解明していこうとするものですが、残されている資料も乏しく、これらのものをどのように蒐集、整理し、まとめていったらよいのか、各執筆委員のご苦労は大変だったろうと思います。また一応、前記５編に区切って焦点を絞るにしても、ひとつの資料や史実をどの角度から、どこで記述するのが妥当なのか、といった実に困難な諸問題についても、各執筆委員の相互理解と献身的なご精進のもと、ここに中巻を完成させることが出来ることは、誠に喜びに耐えないところです。

この間、日暮れて道遠しの思いに心挫ける日々もあり、精魂こめたつもりの中巻ですが、なお未熟、不備の点も多く、内心忸怩たるものがありますが、この本が、自分たちの住む身近な郷土（ふるさと）の歴史に興味を持ち、これを知ろうとする町民各位のご期待にいささかでも応えることが出来るならば望外の幸せです。

おわりに中巻発刊に際して、暖かいご援助、ご協力を賜わった関係者各位に心からのお礼を申しあげます。

なお、この巻の執筆者はそれぞれ各編の巻頭にあげていますが、ここにご芳名を再掲して、改めて深甚の謝意を表します。

Ⅰ	学校教育編	荒田　巧
Ⅱ	社会教育編	荒田　巧
Ⅲ	文化編	西村公博
Ⅳ	民俗編	宮崎昌宣
Ⅴ	宗教編	中村　勲

太良町誌編集委員会

太良町誌　中巻（学校教育編・民　俗　編／社会教育編・宗　教　編／文　化　編）

平成６年10月31日発行

編　者　太良町誌編纂委員会

発行者　太　　良　　町
（佐賀県藤津郡太良町大字多良１番地６）
電話　09546－７－0311

印刷所　昭　和　堂　印　刷

竹はぜの図